

平成 21 年（ネ）第 5746 号

原 告 アブドゥル アジズ 外
被 告 国 外

控 訴 理 由 書

2011年5月28日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 野 史 生

弁 護 士 稲 森 幸 一

弁 護 士 大 口 昭 彦

弁 護 士 奥 村 秀 二

弁 護 士 籠 橋 隆 明

弁 護 士 河 村 健 夫

弁 護 士 古 川 美

記

第1編 序論	19
第2編 原判決の概要とその誤り	21
第1章 事実認定とその誤り	21
第1 政府開発援助の仕組み	21
1 原判決の事実認定	21
2 原判決判示の誤り	22
(1) プロジェクトの策定	22
(2) プロジェクトの準備	22
(3) プロジェクトの審査	22

(4) 交換公文及び円借款契約の締結	23
(5) プロジェクトの実施	23
第2 本件 F/S の実施の経緯とその内容	24
1 原判決の事実認定	24
2 原判決判示の誤り	25
(1) プレ・フィージビリティ・スタディまでの経緯	25
(2) 事前調査の内容	25
(3) 本件 F/S の内容	27
第3 本件第1次交換公文及び円借款契約締結に至るまでの経緯等	29
1 原判決の事実認定	29
2 原判決判示の誤り	31
(1) 本件 E/S に関する協定の内容	32
(2) 本件 D/D における実行可能性調査について	33
(3) 移住地調査（追加契約）	34
(4) OECF ガイドラインの策定と環境配慮解説報告書	35
(5) OECF の調査・審査について	35
(6) 本件3条件とその履行のための特約条項について	36
第4 本件第2次交換公文及び円借款契約締結に至るまでの経緯等	36
1 原判決の判示	36
2 原判決判示の誤り	38
(1) 移転及び補償基準単価への同意について	38
(2) 現地住民の抗議について	39
(3) 現地住民の来日について	40
(4) 1991年6月、10月の本件エンジニアリング・サービス協定締結	40
第5 コンサルタント契約締結に対する同意に至るまでの経緯等	41
1 原判決の事実認定	41
2 原判決判示の誤り	42
(1) 畠中参事官及び石橋課長とインドネシア高官との協議	42
(2) 1991年10月の報告書及び同年11月のOECF現地調査	43
(3) コンサルタント契約同意条件の充足	43
第6 本件ダム本体建設工事契約締結に対する同意までの経緯等	44
1 原判決の事実認定	44
2 原判決判示の誤り	45
(1) 住民移転について	45
(2) 1992年9月の日本政府調査団について	45
(3) 本件ダム本体建設工事契約同意について	46
第7 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等	46

1	原判決の事実認定	46
2	原判決判示の誤り	48
	(1) 米倉調査及びアンダラス大学調査について	48
	(2) 本件ダム湛水について	48
第8	本件ダムへの湛水後の経緯	49
1	原判決の事実認定	49
2	原判決判示の誤り	50
	(1) 本件 SAPS について	50
	(2) 湛水終了後の状況について	51
	(3) カリミ・中山調査報告書について	52
第2章	日本国・OECD の損害賠償責任について	52
第1	原判決の判示	52
1	本件第1次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	53
	(1) 非自発的な移住に対する注意義務について	53
	(2) 本件第1次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	54
2	本件第2次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	54
	(1) 非自発的な移住に対する注意義務について	54
	(2) 本件3条件に基づく注意義務について	54
	(3) 本件第2次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	54
3	コンサルタント契約の締結に対する同意と注意義務違反	55
4	本件ダム本体建設工事契約締結同意以降について	55
第2	原判決の誤り	56
1	借入国の内政上の問題とする点について	56
2	注意義務の発生根拠に対する判断について	57
3	国賠法に基づく日本国の責任に関する判断枠組み	58
4	民法に基づく OECD の責任	59
5	各時点における注意義務違反	59
	(1) 各時点における判断枠組みの誤り	59
	(2) 各時点の基礎事情に関する事実誤認	60
	(3) 原判決の根本的誤り	61
第3章	東電設計の損害賠償責任について	63
第1	原判決の判示	63
1	本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成における注意義務違反について	63
	(1) 東電設計の注意義務について	63
	(2) 本件 F/S 報告書の適切性等	64
2	本件 D/D の実施・作成における注意義務違反	64
3	工事監理における注意義務違反について	65

第2	原判決の誤り	65
1	注意義務の発生根拠に対する判断について	65
2	東電設計の責任に関する判断枠組み	66
3	本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成について	67
4	本件 D/D について	68
5	東電設計による工事監理について	69
第4章	勧告請求に関する原判決の判示とその誤り	71
第1	控訴人住民らによる勧告請求について	71
1	原判決の判示	71
2	原判決の誤り	71
第2	控訴人ワルヒの勧告請求について	72
1	原判決の判示	72
2	原判決の誤り	72
第5章	控訴人ワルヒの管理費請求に関する原判決判示とその誤り	73
第1	原判決の判示	73
第2	原判決の誤り	73
第3編	開発援助の仕組みと非自発的移住について	75
第1章	ODA（政府開発援助）について	75
第1	ODA の定義等	75
第2	国際機関による途上国支援	76
第2章	日本の ODA の特徴	77
第1	ODA に関する法規の状況	77
第2	ODA の趣旨目的	78
1	旧 ODA 大綱の規定	78
2	旧 ODA 大綱の意義	78
3	旧 ODA 大綱から導かれる ODA の趣旨目的	79
第3	ODA の仕組	79
1	プロジェクトの策定	79
2	プロジェクトの準備	80
3	プロジェクトの審査・借款交渉	81
(1)	審査の内容	81
(2)	OECD ガイドラインの策定	81
(3)	4 省庁会議と交換公文の締結	81
(4)	円借款契約の締結	82
4	プロジェクトの調達・実施・監理	83
5	プロジェクトの評価	84
第4	日本の ODA の特徴－公共事業の海外版	84

第3章 非自発的移住の問題状況と国際基準	85
第1 はじめに	85
第2 世界銀行の取組	85
第3 世界銀行における非自発的移住・先住民ガイドライン	86
1 1980年：非自発的移住に関する業務マニュアル書	86
2 1982年：世銀融資プロジェクトにおける部族民	87
3 1986年：非自発的移住に関する業務政策覚書	87
4 1990年：非自発的移住に関する業務指令	88
5 1991年：先住民に関する業務指令	89
第4 OECDが非自発的移住に関する基準を作成した経緯及び内容	90
第5 ILO169号条約について	90
1 ILO169号条約が作成された経緯	90
2 ILO169号条約の内容	91
3 日本政府の遵守義務	91
第6 まとめ	92
第4章 日本のODAの実態	92
第1 はじめに	92
第2 対インドネシア向けODA（OOFを含む）	93
1 サグリン・ダム（甲A19, A75）	93
2 クドゥン・オンボ・ダム（甲A20, 90）	95
第3 その他の国に向けたODA案件	97
1 メークワン川農業灌漑開発計画（甲A24）	97
2 ナルマダ・ダム（甲A25, 26）	98
3 サマナラウェア・ダム（甲A27）	99
4 バタンガス港拡張事業（甲A27, 28, 91）	100
第4 まとめ	101
第5章 インドネシアにおける開発の強制性	102
第1 はじめに	102
第2 スハルト政権誕生の経緯	103
第3 政権の基本的性格	104
第4 スハルト政権下の汚職	105
1 はじめに	105
2 スハルト政権下の汚職	105
3 スハルトの汚職の嚆矢	106
4 システムティックな汚職	106
5 スハルトの不正蓄財	107
6 スハルト汚職報道への弾圧	107

第5	交代のありえない政権	107
第6	イデオロギー支配	109
第7	スハルト政権下の人権侵害	111
1	反国家転覆法	111
2	刑法	112
3	インドネシア国軍	113
第8	土地収用の強制性	115
1	開発プロジェクト推進のための土地収用	115
2	ダム建設以外の土地収用問題	115
3	ダム建設に伴う土地収用問題	117
第9	本件プロジェクトに反対するリスク	118
1	本件プロジェクトに反対した場合のリスク	118
2	1990年当時に開発に反対したケースの実例	120
3	コトパンジャン住民らの選択	120
第6章	OECFガイドラインと注意義務の基礎事情	122
第1	はじめに	122
第2	ODAの問題点と問われていたもの	122
第3	OECFガイドラインとこれに基づく審査状況	123
1	OECFガイドラインの内容	123
2	環境配慮解説報告書	124
(1)	OECFガイドラインの位置付け	124
(2)	先住民への影響・住民移転問題の重要性	125
(3)	先住民問題に関する留意事項	126
(4)	住民移転に関する留意事項	126
(5)	小活	127
3	基金調査時報における住民移転解説	127
4	インド：ナルマダ・ダムにおける融資中止	128
第4	本件で問われていた審査	129
第7章	国際開発プロジェクトにおけるコンサルタントの責任	129
第1	日本国政府による開発コンサルタントの育成と保護	129
第2	開発コンサルタントの地位・役割	131
1	開発コンサルタントの地位	131
2	開発コンサルタントの役割	132
第3	開発コンサルタントの立場	133
第4	専門家たる開発コンサルタントに求められる注意義務の水準	133
1	開発コンサルタントと国際的基準	133
2	社会分析の重要性の指摘	134

3	社会環境面に関する開発コンサルタントの注意義務の水準	136
5	原判決判示への反論等	136
第4編	本件の事実経緯	138
第1章	はじめに	138
第2章	コトパンジャン地域の特徴	138
1	地域の歴史	138
2	文化的特性	140
1	コミュニティの形成と慣習法体系	140
2	土地と母系制	141
3	居住形態	142
4	宗教および伝統	142
5	まとめ	143
第3章	本件 F/S の実施前後の経緯等	143
1	本件 F/S 実施までの経緯	143
1	プレ・フィージビリティまでの経緯	143
2	事前調査団	144
3	本件実施細則と本件事前調査報告書の内容	144
2	本件 F/S の経緯と内容	146
1	本件 F/S の経緯	146
2	架空の電力需要設定	146
3	水没範囲及び移転住民数の予測の誤り	148
4	住民に対する補償費の過少な見積もり	149
5	ミナンカバウ社会への配慮の欠如	151
6	自然環境・社会環境への配慮の欠如	151
7	1段開発計画を実行可能と評価	153
3	1983年12月：住民声明書による17項目の要求	156
1	住民声明書の作成	156
2	スハルト開発独裁下での住民の切実な要求	157
3	履行されなかった17項目要求への回答	158
4	17項目要求を無視して実施された本件 F/S	160
第4章	本件エンジニアリング・サービス (E/S) 借款契約締結の経緯等	160
1	本件 E/S 借款契約の締結	160
2	本件詳細設計 (D/D) の経緯	161
1	本件 E/S の経緯	161
2	東電設計に課せられていた本件 F/S のレビュー	161
3	本件環境管理計画書と本件環境モニタリング計画書	163
(1)	本件環境管理計画書と本件環境モニタリング計画書作成の経緯	163

(2) 予測されていた環境に対するリスク	164
(3) 東電設計に求められていた住民移転及び自然環境への配慮	167
4 本件 D/D における実行可能性調査について	168
第3 居住・耕作適地調査	169
第5章 本件第1次交換公文及び借款契約締結に至るまでの経緯等	170
第1 1990年度円借款案件となった経緯	170
1 借款要請について	170
2 1990年3月 OECF 現地調査ミッション	170
3 1990年3月日本政府調査団	173
4 日経新聞の報道	173
5 4省庁会議と円借款供与表明	174
第2 民間調査団の指摘と OECF の対応	174
1 鷺見教授らによる調査結果の発表	175
2 1990年9月 OECF 調査団	175
3 90年11月20日：木庭議員の国会質問	176
第3 インドネシア側での環境配慮（本件3条件）への対応	176
1 3条件に関するインドネシア側の意向	176
2 インドネシア内部での対応状況	176
3 90年11月：リアウ州カンバル県知事「移転指針」	177
第4 90年12月：OECF 中間監理ミッション	177
第5 本件第1次交換公文・借款契約の締結と本件3条件	180
1 第1次交換公文の締結（本件3条件）	180
2 第1次借款契約の締結（本件履行特約）	180
3 本件3条件及び履行特約の意義	182
第6章 PAFs への説明と移転合意取得状況	182
第1 1990年の説明	182
第2 移転同意を取得した経緯	184
第3 補償基準同意を得た過程	186
第4 移転同意・補償基準合意後の現地の状況	188
第5 まとめ	189
第7章 本件第2次交換公文及び借款契約に至るまでの経緯等	189
第1 日本国政府調査団	189
第2 本件3条件に関する新聞報道とこれに関する国会答弁	190
第3 最初の告発ーヒラ女史（SKEPHI 事務局長）の来日	191
第4 1991年6月 第2次円借款供与決定及びこれに対する中止勧告決議	191
第5 1990年6月3日：PLN と東電設計との協定	192
第6 住民による抗議行動	192

1	1991年7月：コト・トゥオ村声明書	192
2	1991年8月：ティガブラス・コト・カンパル郡住民総意声明書	193
3	1991年9月2日：ティガブラス・コト・カンパル郡住民代表声明書	193
第7	インドネシア共和国政府による抑圧	195
第8	1991年9月7日：住民代表の来日	196
1	9月9日：記者会見	196
2	9月13日：有償資金協力課との会談	197
3	9月19日：4省庁・OECDとの会談	197
4	日本国政府及びOECDの対応の問題点	198
第9	本件第2次円借款に関する交換公文及び借款契約の締結強行	199
第10	1991年9月25日：堂本参議院議員による国会質問	199
1	本件3条件の内容について	200
2	住民同意の確認について	200
3	銃による強制及びダム必要性について	200
第8章	コンサルタント契約の締結に対する同意に至るまでの経緯等	201
第1	1991年9月30日：畠中・ギナンジャール会談	201
1	畠中参事官の申し入れ事項	201
2	ギナンジャールの回答	202
第2	1991年10月：石橋課長のインドネシア訪問	204
1	訪問の概要	204
2	インドネシア共和国政府高官との協議内容	204
第3	1991年10月19日：PLNと東電設計との協定	207
第4	OECDによるコンサルタント契約同意	207
1	1991年10月23日：OECD報告書（丁B5）	207
2	1991年11月：PLNの回答概要	209
3	コンサルタント契約同意時の条件	209
4	OECDによるコンサルタント契約同意	211
第5	1992年3月：松浦議員に対する国会答弁	212
第9章	PLNと東電設計等とのコンサルタント協定	212
第1	PLNと東電設計等との協定締結の経緯	212
第2	本件コンサルタント協定の内容	213
1	概要	213
2	本件コンサルタント協定の具体的な内容	213
(1)	本文第1条について	213
(2)	本文第2条について	214
(3)	本文第3条について	214
(4)	本文第4条について	214

(5) 本文第5条について	218
(6) 本文第6条について	218
(7) 本文第7条について	219
(8) 本文第8条について	219
第3 本件コンサルタント協定に基づき東電設計に課せられた義務	220
1 唯一の責任企業	220
2 住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整する義務	221
3 RKL と RPL に従い社会環境・自然環境に配慮する義務	222
4 大規模開発に関する国際的基準や FIDIC 倫理規定に従う義務	223
第4 まとめ	224
第10章 本件ダム本体建設工事契約締結同意に至るまでの経緯等	224
第1 92年8月：プロウ・ガダン村住民移転	224
第2 92年9月：佐藤調査団の派遣	228
1 佐藤調査団の位置づけ	228
2 佐藤調査団の調査活動の概要	229
3 佐藤調査団報告の問題点	231
第3 ダム本体建設工事契約への同意と融資の実行	233
第4 東電設計による本件ダム建設工事監理	235
第11章 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等	237
第1 住民移転の経緯	237
1 各村の移転時期	237
2 住民移転の状況	238
第2 ダム建設の進行	241
第3 米倉調査・アンダラス大学調査	243
1 米倉調査報告書（甲 B38）の内容	243
2 アンダラス大学調査の内容	245
第4 湛水の開始と停止、そして再開	246
1 1997年1月3日：全体調整会合	246
2 湛水の経緯	247
3 湛水経緯における日本国政府及び OECF の事実上の同意	249
4 東電設計の役割	250
第5 1999年5月17日：富樫練三議員国会質問	252
第12章 本件ダムへの湛水後の経緯等	253
第1 立ち退き住民の抗議、提訴	253
1 シャムスリ氏の提訴と人権侵害	253
2 タンジュン・パウ村の提訴	255
3 まとめ	256

第2 本件 SAPS と行動計画	256
1 遅すぎたアクションプラン	256
2 本件 SAPS に至る経緯	257
(1) SAPS とは	257
(2) 本件 SAPS 起案書	258
(3) 本件 SAPS の実施細則	259
(4) 本件 SAPS の JBIC における位置付	261
3 本件 SAPS の概要	262
(1) 調査の目的	262
(2) 作業手順の概要	262
(3) 調査結果の概要	263
4 行動計画（アクションプラン）の実施	264
(1) 行動計画策定の経緯	264
(2) 行動計画の予算規模	265
(3) 行動計画の成否	265
第3 事後評価	266
1 事後評価とは	266
2 本件プロジェクトの事後評価の概要	267
第5編 原告住民らが受けた被害	270
第1章 はじめに	270
第2章 6種類の調査の結果	270
第1 米倉調査報告書	271
1 社会的犠牲とメリットへの検討がないことを指摘	271
2 土地収用での問題点	272
3 強制移転による社会変容	272
4 留意事項と提言	273
第2 アンダラス大学調査報告書	274
1 移転前後の収入の変化	274
2 移転前後の支出・資産などの変化	275
3 公共インフラ・農業環境・社会環境の変化	276
4 移転プロセスの特徴	276
5 移転同意と補償	277
6 調査結果と勧告	278
第3 本件 SAPS 中間報告書	279
1 はじめに	279
2 DAC 5 基準に基づく分析	279
3 移転時の問題状況	280

(1) 住民移転のプロセス	280
(2) 補償	280
(3) 住居	280
(4) 電気	281
(4) 道路	281
4 移住プログラムが PAFs の社会文化に与えた被害	281
5 再定住村の現状	283
(1) 社会経済状況	283
(2) 水供給システム	283
(3) プランテーション	283
6 リアルな調査報告書	284
第4 事後評価報告書	284
1 妥当性について	285
2 効率性について	285
3 有効性について	285
4 持続性について	286
5 環境面におけるインパクトについて	286
6 社会経済的インパクトについて	286
7 まとめ	287
第5 カリミ・中山調査報告書	287
1 調査の手法について	288
(1) 客観性を強調	288
(2) 調査の目的：訴状記載の住民被害との対比	288
(3) カリミ・中山らの立場とその問題点	289
2 調査内容の問題点	290
(1) はじめに	290
(2) 収入の増減について	290
(3) 耐久消費財の所有について	291
(4) 電化と水供給について	292
(5) その他の調査項目について	292
3 住民の努力を無視	292
4 まとめ	293
第6 新カリミ・中山調査報告書	293
1 調査結果の相違を正当化	293
2 カリミ・中山調査報告書の結論を修正	294
第7 小括	295
第3章 本件 SAPS 付属文書から明らかになる被害実態	296

第1	はじめに	296
第2	補償の説明とその実情（SAPS に示された被害1）	296
1	土地について	296
2	家屋について	308
3	ゴム農園などについて	316
4	パラウィジャ地（菜園）・庭地	326
5	電気	331
6	その他	337
第3	移転後の実態（本件 SAPS に示された被害2）	345
1	所得創出	345
	（1）ゴム農園など	345
	（2）漁業など	347
	（3）小括	348
2	水供給	355
	（1）水源と水供給	355
	（2）衛生設備	358
第3	アスベスト	366
第4章	住民被害の実情	369
第1	住民の陳述内容より	369
1	はじめに	369
2	タンジュン・パウ村	369
	（1）ディナル（甲 C3）	369
	（2）マリアティナス（甲 C4）	370
	（3）アーエス・ダトゥ・ムド（甲 C18）	370
2	タンジュン・バリット村	371
	（1）スキ・ムンチャク（甲 C21）	371
	（2）シャムスリ証言（甲 C29）	371
3	ポンカイ・バル村	372
	（1）ムダル AR（甲 C5）	372
	（2）ヌサルディ（甲 C6）	372
	（3）マイリゾン（甲 C7）	373
4	ムアラ・タクス村	373
	（1）エム・アリ・ビラル（甲 C8）	373
	（2）ロハナ（甲 C9）	374
5	バトゥ・ブルスラット村	374
	（1）エム・ラサッド（甲 C17）	374
	（2）アミル・ベー証言（甲 C31）	375

(3) ザキルマン証言 (甲 C34)	375
6 コト・トゥオ村：ワルディア証言 (甲 C30)	376
7 コト・マスジッド村：マルリス証言 (甲 C32)	377
8 タンジュン・アライ村：アリ・アムラン証言 (甲 C33)	377
9 タンジュン村：ヘルマン証言 (甲 C35)	378
10 バルン村：アブドゥール・カミール (甲 C13)	378
第2 現在の各移転村の状況	379
1 はじめに	379
2 バトゥ・ブルスラット村	379
3 タンジュン・パウ村	380
4 ポンカイバル村	380
第3 アスベスト調査の結果	381
第4 文化的被害の状況	381
1 慣習法に基づく指導体制の崩壊	381
2 慣習法的土地制度の崩壊	382
3 慣習法に基づくコミュニティの崩壊	383
第5章 まとめ	384
第1 1996年の調査報告書	384
第2 本件 SAPS 調査と事後評価	386
第3 カリミ、中山らによる調査報告	388
第4 控訴人住民らの調査結果	389
1 控訴人住民らの陳述内容より	389
2 近時の調査結果より	390
第6編 国及び JICA (JBIC・OECF) の責任	391
第1章 判断枠組みについて	391
第1 本件において問題となる日本国政府及び OECF の行為	391
1 原判決の判示	391
2 控訴人住民らが問題とするのは ODA 供与である	391
3 ODA 供与にあたり日本国政府及び OECF が負う注意義務について	391
第2 日本国の責任について	392
1 非権力的事実行為における国賠法上の責任	392
2 非権力的事実行為に関する判例	393
3 本件における日本国の責任に関する判断方法	394
第3 OECF の責任について	395
第4 控訴人らが主張した各注意義務違反について	395
第5 本編の内容	396
第2章 本件プロジェクトにおける注意義務を基礎づける諸事情	397

第1	ODAの趣旨目的	397
第2	ODAに関する問題状況	397
第3	非自発的移住に対するガイドライン	398
第4	本件3条件及びその履行特約について	400
第3章	本件プロジェクトの目的と控訴人住民らの不利益の重大性	401
第1	本件プロジェクトの目的等について	402
1	世界銀行及びOECDガイドラインの内容と位置付け	402
2	本件プロジェクトにおける住民移転の位置付け	402
3	本件プロジェクトにおける住民移転計画	403
4	交換公文・借款契約における定め	405
5	まとめ	405
第2	生じた結果：控訴人住民らの被害	405
1	はじめに	405
2	移転の強制	406
3	生計手段の破壊	406
4	BHN (Basic Human Need) を満たさない移転地の状況	406
5	不公正な補償	407
6	社会文化に与えた被害	407
7	アクションプランについて	408
8	まとめ	408
第3	まとめ	408
第4章	日本国政府及びOECFの注意義務違反	409
第1	本件プロジェクト現地での進行状況	409
1	1990年12月第1次円借款契約締結までの状況	409
2	1990年12月から1992年前半まで状況	409
3	1992年8月以降に開始した住民移転の状況	410
第2	日本国政府及びOECFの調査とその欠陥	411
1	日本国政府及びOECFの調査とその結果	411
2	日本国政府及びOECFによる調査の欠陥	411
3	まとめ	413
第3	日本国政府及びOECFの注意義務違反	414
1	はじめに	414
2	1992年10月：本体工事同意時の注意義務違反	415
	(1) 本体工事同意時の状況	415
	(2) 本体工事同意時の本件履行特約の内容	415
	(3) プロウ・ガダン村の住民移転の状況	416
	(4) 佐藤調査団の問題点	416

(5) 本体工事契約同意に注意義務違反があること	417
3 1997年：湛水開始時の注意義務違反	418
(1) 湛水開始時の状況	418
ア プロウ・ガダン村以降の住民移転の状況	418
イ 米倉調査及びアンダラス大学調査	418
ウ 全体調整会議における日本国政府及びOECFの申入れ	419
エ 湛水開始	419
(2) 本件履行特約に基づく注意義務	420
(3) 湛水が行われた経緯に注意義務違反があること	420
ア 事実上の湛水同意をしたこと	420
イ 先行する不履行行為を踏まえた義務	421
ウ 湛水によって現地住民が受けた被害	422
エ まとめ	422
4 1997年7月：湛水終了後の注意義務違反	422
(1) 湛水完了後の状況	422
(2) 日本国政府及びOECFの作為義務	423
(3) 原判決の誤り	424
5 まとめ	425
第5章 結論	425
第7編 東電設計の責任	427
第1章 はじめに	427
第2章 東電設計の責任を論ずるための判断枠組	427
第1 判断基準及び判断要素	427
1 違法性及び注意義務違反の判断	427
2 「専門家」としての注意義務	428
3 まとめ	429
第2 請負契約である本件における判断枠組	429
第3 まとめ	431
第3章 東電設計の注意義務を基礎づける事情	431
第1 東電設計の専門性	431
第2 建設局面に入るまでの東電設計の関わり	433
1 本件プロジェクト胎動期における東電設計の関わり	433
2 本件F/S段階における東電設計の関わり	433
3 本件D/D段階における東電設計の関わりと本件D/Dの内容	434
(1) 本件D/Dにおける東電設計の地位と役割	434
(2) 本件D/D段階で指摘されている事項	434
(3) 移住地調査において指摘された問題点	436

(4) 小括	436
4 本件ダム建設工事開始前の PAFs らの反応	436
5 まとめ	437
第3 FIDIC 倫理規定と国際的基準	437
1 FIDIC 倫理規定	437
2 国際的基準	438
3 まとめ	438
第4 他の大規模開発プロジェクトについて	439
第5 まとめ	439
第4章 東電設計の監理行為と責任	440
第1 本件コンサルタント協定における東電設計の義務	440
第2 東電設計の本件ダム建設工事監理行為	441
1 本件プロジェクトの総合調整の失敗	441
2 本件ダム湛水開始行為	441
第3 控訴人住民らの状況と東電設計の認識	442
1 湛水開始時点での控訴人住民らの状況	442
2 東電設計の認識	442
第4 東電設計の責任	444
1 本件における違法性について	444
2 注意義務の枠組みと判断基準	444
3 本件プロジェクト監理段階における注意義務違反	445
4 湛水開始時点における注意義務違反	446
第5 まとめ	447
第8編 控訴人住民らに対する責任に関するまとめ	448
第1章 損害賠償請求について	448
第2章 勧告請求について	448
第9編 自然環境が受けた被害とその責任	450
第1章 控訴人ワルヒの主張の骨子	450
第2章 被控訴人らの自然保全義務	451
第1 被控訴人らの義務	451
第2 被控訴人らの国際法上の自然保護義務	451
1 国際環境法の分野における国際的行動規範	451
(1) 国際環境法の発展プロセス	451
(2) 「人間環境宣言」	451
(3) 「地球憲章」	452
(4) エクエーター原則	454
(5) 小結	455

第3章	ODAにおける環境配慮ガイドラインと環境保護義務	456
1	はじめに	456
2	世銀の環境ガイドライン	456
3	OECDの環境アセスメント	456
4	世界遺産条約	457
第4章	国内的行動準則の内容	457
1	JICAとOECDの「環境ガイドライン」の策定経緯	457
2	OECD「環境ガイドライン」の内容	458
第5章	本件3条件：本件交換公文・借款契約上の注意義務	459
第6章	まとめ	459
第3章	自然環境破壊について	460
第1章	控訴人ワルヒの主張	460
第2章	自然環境破壊に関する被控訴人らの主張	461
1	日本国の主張	461
2	JBICの主張	461
3	東電設計の主張	461
第3章	被控訴人らの問題点	461
1	情報源の問題	461
2	建前と実行の乖離	462
3	懈怠の問題	464
第4章	「熱帯動植物の宝庫」の破壊	464
第6章	水関連疾病の増大	467
第7章	野生動物の保護の問題	468
第8章	スマトラゾウの移転問題	469
第9章	回遊魚の問題	470
第4章	生態系の管理者としての控訴人ワルヒの地位	471
第1章	控訴人ワルヒについて	471
第2章	公益の代弁者としての控訴人ワルヒの地位	472
第3章	インドネシア共和国環境管理法	473
第4章	条理に基づく請求	474
第5章	結論：勧告請求並びに管理費の請求について	475
第10編	終わりに	477

第1編 序論

原判決は、日本国及び JBIC に対しては、「原告住民らが主張する非自発的な移住に対する注意義務の内容とされている住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政問題であり、日本国政府及び基金は、本件プロジェクトに当たって、インドネシア共和国政府の主権に属する原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものではない」と判示し、東電設計に対しては、原告住民らが主張する住民及び自然環境への悪影響を防止する義務について、本件 F/S、D/D、工事監理何れの時点においてもこれを認める根拠がないと判示し、JICA についても本件 F/S に関する原告住民らの主張に理由がないとして、原告住民らの損害賠償請求を棄却した。

本件訴訟は、被告らが調査を行い、資金を提供し、工事を監理して、建設された本件ダムにより、控訴人住民らが、甚大な被害を受けたことに基づいて、被告らの責任を訴求したものである。しかも、その被害は、本件ダム建設工事が始まる前に、控訴人住民ら自らが被害が発生する蓋然性が高いことを、ジャカルタや東京で、日本政府、OECD 及び東電設計に対し直接訴え、本件ダム建設工事中止を求めていたにもかかわらず、このような控訴人住民らの声を全く受け入れず、被告らが、資金提供、工事監理を実行し、被害をもたらしたものである。

しかしながら、原判決は、控訴人住民らが受けた被害については一顧だにできなかった。被害が発生することを控訴人住民らが警告したにもかかわらず、被控訴人らがこれを全く無視し、住民らが訴えたとおりの被害をもたらしたことについても、「被援助国との信頼関係」という言葉で正当化し、被控訴人らの責任を全く問題にできなかった。

本件が問題になった当時、インドネシアでは、住民の人権を侵害する開発援助が繰り返し行われており、日本輸出入銀行が融資を行ったクドン・オンボ・ダムでは、本件ダム建設の直前に、住民がまだ居住しているにもかかわらず貯水を強行するという暴挙により住民に死者を出すようなことすら行われていた。被控訴人らは、そのようなインドネシアの事情を十分認識しながら、また本件ダム建設について、現地住民らが日本にまで来て強制的な立退が実施されていることを警告しながら、結果的に強制立退、移転地での放置などという被害を発生させた。本件で問われたのは、こうした事態について、本件ダムを計画し、資金を提供し、工事監理を行った被控訴人らは責任はないのかという点である。

司法の役割は、事実を認定し、正義公平の見地から法を適用することにある。しかしながら、次編で詳論するとおり、原審裁判所は JBIC が行った本件 SAPS において明らかになった原告住民らの被害事実すらこれを認めなかった。今回明らかになった本件 SAPS 起案書（甲 B77）には、計画の詳細が記載されており、当時の JBIC が調査の骨格を十分検討した上でなされた調査であることが明らかである。本件 SAPS 調査について、原審において JBIC の証人として証言した山田証人は、本件 SAPS はコンサルがや

ったもので JBIC 自身が事実を認定したものではないと証言した（証人調書 25 頁）が、これは虚偽であることが一層明白となった。本件 SAPS 報告書の内容は、それ以前に OECF の委託により行われた米倉等氏の調査及びアンダラス大学の調査とも整合しており十分信用性が認められる。

この本件 SAPS に記載された事実すら認定せず事実認定を放棄し、正義公平の見地のかけらも見せなかった原判決は、司法の役割を放棄したものである。

御庁においては、原判決の誤りを正し、原告住民らが受けた被害の事実を見据え、正義公平の見地から判断されるよう強く求める。

控訴人らは、本書面において、まず原判決の認定・判断の誤りとこれに対する控訴人らの主張の骨子を述べ（第 2 編）、続いて、主として控訴人住民らの請求に関して ODA に関する問題状況及び ODA を規律する規範を明らかにする（第 3 編）。そして、第 4 編において、原判決が看過した点を中心に本件の経緯を述べ、第 5 編においては原判決が見ようとしなかった控訴人住民らが受けた被害を主として本件 SAPS 報告書に基づいて述べ、あわせて原判決が重視したシャフルディン・カリミ及び中山幹康らの調査報告書（乙 C1）には重大な問題があることを新たに提出する調査報告書を踏まえて述べる。

以上を踏まえて、控訴人住民らに対する日本国及び JICA（旧 JBIC・OECF）、東電設計の責任をそれぞれ論じ（第 6 編及び第 7 編）、控訴人住民らの損害賠償請求及び勧告請求が認容されるべきことを述べる（第 8 編）。

第 9 編では、本件プロジェクトによる自然破壊について被控訴人らの責任を論じる。

なお、控訴人らは、原審において主張した、JBIC を合併する前の JICA に対する請求は控訴審では主張しない。また、日本国及び JICA、並びに東電設計に対する請求についても、1991 年 6 月及び 10 月に東電設計と PLN との間でコンサルタント契約が締結され、その後実際に住民移転が行われるようになる過程以降の事実に基づく責任を請求する（それ以前の事実に基づく責任については控訴審では請求しない）。

第2編 原判決の概要とその誤り

原判決は、控訴人ワルヒの当事者能力及び当事者適格を認めた上で、本件の事実経過を認定し被控訴人らの責任についてこれを否定する判断をしている。しかしながら、原判決の事実認定には事実誤認が存し、被控訴人らの責任に関する法的判断には誤りがある。

以下、原判決が認定した事実経緯の概要及び被控訴人らの責任に対する判断の概要を述べるとともに、これらの誤りを指摘する。

第1章 事実認定とその誤り

原判決が認定した事実経過の概要及びその誤りは以下の通りである。

第1 政府開発援助の仕組み

1 原判決の事実認定

原判決は政府開発援助の仕組みについて以下の通り判決している（原判決 95 ～ 99 頁）。

プロジェクト借款によるプロジェクトは、一般に、「対象プロジェクトの準備」→「円借款供与の要請」→「対象プロジェクトの審査」→「交換公文及び円借款契約の締結」→「対象プロジェクトの実施及び貸付け実行」→「事後評価、フォローアップ」という各段階を経て実施され、本件プロジェクトもこの経過に従って実施された。

対象プロジェクトの準備において、その策定は、「借入国又は援助国の公共団体、民間の団体、地域住民、非政府組織、学術研究者等により様々な方法に行われる」。これを審査可能な段階まで引き上げる F/S について、技術的、資金的な理由により借入国政府自身が行うことが困難な場合には、援助国及び国際機関等の支援によって行われることがあり、日本国政府は、借入国政府からの要請に基づき、JICA を通じた技術協力により F/S の実施に協力することがある。

そして、円借款は、借入国による要請がなければ円借款を供与することはできないとする「要請主義」をとっている。

対象プロジェクトの実施においては調達段階と建設段階に大別され、調達段階においては、借入国の事業実施機関が自らコンサルタント及び建設業者と契約を締結し、OECD はプロジェクトの実施監理を担当する者として、入札書類、入札評価結果及び契約の各段階においてそれぞれ確認し、同意するものとされている。この同意は、融資資金の効率的な使用という観点から、業者に対する差別が行われないことや入札手続の公平性、透明性等を確保するために行われるものであり、その審査の内容も借款契約及び OECD ガイドライン違反の有無の確認を行うに留まるものであって、その方法も、被援助国の主権の尊重及び内政不干渉の原則から、被援助国との信頼関係を前提にして行われるも

のであり、原則として机上審査に留まるものである。建設段階においては、受注した企業が土木工事等を行い、コンサルタントが施工監理を行い、OECE は、プロジェクトの実施監理を担当する者として、借入国の事業実施機関からプロジェクトの進捗状況の報告を受けるとともに、随時プロジェクトに関する調査を行うものとされている。JBIC による借款契約に基づく貸付けは、当該プロジェクトの進捗に伴い、費用が発生するごとに実行される。

2 原判決判示の誤り

(1) プロジェクトの策定

原判決は、上記の通り、プロジェクトの策定は、様々な方法によって行われると認定するのみである。

しかしながら、プロジェクトの策定は、第3編第2章第3、1項及び2項で述べる通り、日本側でカントリー・サーベイを行って被援助国のマクロ経済状況及び各経済部門の問題点等を把握した上で、開発コンサルタントが日本政府の補助金を受けて具体的な開発プログラムの発掘調査（プロファイ）を行っている。したがって、ODA は、日本政府による単なる資金援助ではなく、また当該プロジェクトにおいて開発コンサルタントが主導的な役割を果たしているものであることが判明する。

原判決はこうした点を看過しており、ODA の性格の把握を誤っている。

(2) プロジェクトの準備

原判決はプロジェクトの準備において、F/S 及び D/D の意義について事実認定を欠落させている。

F/S は、その名の通り「実行可能性」を調査するものであり、プロジェクトの経済的・社会的実行可能性について、経済・財務分析等の各種の手法を用いて経済的評価・解析を行い、代替案との比較によって検証する。この調査は、資金供与の可否を決定する上で重要である。

そしてこの F/S についても、JICA の技術協力により、日本の開発コンサルタントによって行われており、この点でも開発コンサルタントが主導的役割を果たしている。

この F/S を受けて詳細設計（D/D）が行われるが、これは、当該プロジェクトのコスト積算、入札書類作成等にわたるものである。ここでも実行可能性が再検証される。ここでも OECE の ODA により（E/S 借款）、日本の開発コンサルタントが調査作成にあたり、開発コンサルタントが主導的役割を果たす。

原判決はこれらの点を看過している。

(3) プロジェクトの審査

原判決は、OECE が行うプロジェクトの審査について、簡単に妥当性と実施可能性を調査するだけだとしており、その具体的内容や OECE が策定した審査基準の内容と意義について判断を欠落させている。

OECE が行う審査は、大きくは妥当性と実施可能性に関するものであるが、その内容をもう少し見れば、当該プロジェクトの必要性、技術的・経済的な妥当性、環境・

社会面の健全性、経営・実施能力・実施体制等に関する当該事業実施機関の適格性、当該事業計画の資金・財務的な適格性に関するものである。

そして、この審査にあたり、OECF は、1989 年 3 月に「環境配慮のための OECF ガイドライン」（以下「OECF ガイドライン」という）を策定しており、この OECF ガイドライン作成後は、OECF はこれにしたがって審査を行わねばならなかった。また、この OECF ガイドラインの運用を支援するものとして、OECF は、1990 年 3 月、社団法人海外環境協力センターから「環境配慮解説書作成のための委託調査報告書」と題する報告書（以下環境配慮解説報告書という）の作成を受けている。同報告書は、OECF ガイドラインの解説内容を整理し、環境保全措置の内容などの具体的検討方針について明らかにした。したがって、この内容も審査にあたり参照されなければならない。

さらに、OECF は、自らが発行している基金時報において、移転住民が移転先の生活環境に適応できるような対策が考えられているか、住民移転を実施する機関は十分な能力があるか、住民移転の時間的・財政的コストを加味してもプロジェクトが運営できるかなどに注意を払う必要がある旨の論文を発表しており（甲 A81 号証）、こうした観点から審査を行っていたものである。

原判決は、これらの点を看過し、プロジェクトの審査において OECF が果たすべき役割に関する判断を誤っている。

（４）交換公文及び円借款契約の締結

原判決は、単純に交換公文及び円借款契約締結が行われる事実のみを認定しているが、交換公文の付属文書及び借款契約の条項には、前項の審査を踏まえて当該プロジェクトの適正かつ妥当な実施に必要な事項が記載される。実際、本件プロジェクトでは、交換公文に本件 3 条件が定められ、借款契約には本件 3 条件及びその履行確保に必要な事項が定められた。

（５）プロジェクトの実施

原判決は、対象プロジェクトの実施及び貸付実行において、OECF の「同意」は、「審査の内容も借款契約及び基金のガイドラインの違反の有無の確認を行うに留まる」、「原則として机上の審査に留まる」、「主権尊重及び内政不干涉の原則から、被援助国との信頼関係を前提にして行われる」などとしている。

しかしながら、1990 年時点において、非自発的移住を伴うプロジェクトに対しては、移転させられる住民の生活について、従前の生活水準から低下させない内容となっているかどうかなどをチェックすることなどが国際的に通常行われるべき審査の水準となっていた。単に机上の審査に止まって良かったものでないことは明らかである。

また、交換公文や借款契約に、当該プロジェクトの適正かつ妥当な実施に必要な事項が特約されている場合は、この特約条項に違反する相手国側行為の有無・状況を調査・審査し、かつ当該特約の遵守のために必要な措置をとることは、相手国との約定に基づく措置であり、主権尊重に違反し、内政干渉に該当する問題ではないことは明

らかである。当該特約に関しては、その規定内容及びその趣旨に基づいて、必要な調査及び措置がとられるべきである。実際、本件 SAPS 起案書（甲 B77、5 頁）では、「L/A 特別条項にて借款の条件としている項目の遵守を求めるものであり、借入人であるインドネシア及び実施機関のコミットメントは十分高いもの思料する」とされており、借款契約の特約条項を遵守する義務がインドネシア政府にはあり、これを求めることは内政干渉にあたらないと判断していることが明らかである。

原判決はこれらの点を看過しており失当である。

第2 本件 F/S の実施の経緯とその内容

1 原判決の事実認定

原判決は、本件プロジェクトに関する F/S 実施に至るまでの経緯と、本件 F/S の実施・内容について、以下の通り判示している（原判決 99～107 頁）。

- (1) 東電設計は、1977 年 9 月及び同年 11 月、カンパル・カナン川全流域についてプロジェクト・ファインディングを実施し、1978 年 3 月、本件ダムの開発地点としてコトパンジャン地点を提案し、従前計画されていたカンパル・カナン川支流のマハット川流域に位置するマハット地点を段階的に開発する内容の 2 段階開発計画案を PLN に提出した。

また、同年 8 月、上記カンパル・カナン川を対象としてプレ・フィージビリティ・スタディを実施し、同年 10 月、PLN に対し、コトパンジャン地点を大規模開発する 1 段階開発計画案を立案した上で、上記 2 段階開発計画案と比較検討するよう提案する報告書を PLN に提出した

- (2) インドネシア共和国政府は、1979 年 6 月 15 日付け書状により、日本国政府に対し、カンパル・カナン川における本件プロジェクトに係る本件 F/S に対する技術協力を要請し、日本国政府は、JICA に対して本件 F/S を委託した。

JICA は、同月 21 日から同年 10 月 8 日にかけて、本件 F/S に先立ち、本件プロジェクトの事前調査を行い、インドネシア共和国側と日本側の調査内容及び費用の分担、スケジュール、現地における便宜供与等について意見交換を行い、同調査中の同月 6 日、本件 F/S のための本件実施細則を合意し、同月、上記調査につき本件事前調査報告書を作成した。本件実施細則では、本件プロジェクト実施のための詳細地点の調査を含む実施可能性調査を実施し、その結果を最終報告書としてインドネシア共和国政府に提出すること、特に最適地点の選定については、1 段階開発と 2 段階開発とを、技術・経済面から比較して選定するとされた。

本件 F/S は、JICA と PLN との間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、JICA 及びその委託を受けた東電設計が調査項目を自由に選択することはできないとされ、社会環境面の作業項目については、JICA 及びその委託を受けた東電設計の担当事項は、社会環境調査の技術仕様書の策定にすぎず、社会環境面での調査自体は、PLN の担

当事項とされていたし、移住する住民数の確認は、インドネシア共和国の行政機関又は州政府の担当事項とされた。

- (3) 東電設計は、1980年に予備調査を、1981年6月から1982年3月にかけて詳細現地調査を行い、1982年3月までに実施可能性計画策定を実施し、JICAは、1982年3月、東電設計の上記各調査結果をもとに本件F/S報告書を作成し、PLNに提出した。

本件F/S報告書は、結論として、有効貯水量、発電量と水没する範囲について、1段階開発計画案と2段階開発計画案を比較検討した結果1段階開発計画案の方が経済的に有利であるとした。

2 原判決判示の誤り

(1) プレ・フィージビリティ・スタディまでの経緯

原判決は、東電設計が主導した開発であることを看過している。

すなわち、本件プロジェクトは、東電設計が1979年にプロジェクト・ファインディングを行ったことに始まる。当時PLNは、カンパル・カナン川の支流であるマハット川に小規模ダム建設を計画していた。これに乗じて、東電設計は、ダム・サイトを両川の合流するコトパンジャン地域に移せば、より多くの貯水量と発電量が得られるとして、ダム建設構想の変更を働きかけたのである。その結果、1980年3月に作成された「踏査報告書」(Reconnaissance Report)では、マハット地点とコトパンジャン地点の双方を段階的に開発する2段階開発案が提示された。

1980年8月には、東電設計は、プレ・フィージビリティ調査を実施した。この結果は、同年10月に「プレ・フィージビリティ調査」(Pre-feasibility Report)としてまとめられたが、ここにおいては、コトパンジャン地点に単一の大型ダムを建設すること(1段階開発案)が初めて提起され、2段階開発案と比較検討するよう提案された(戊A6)。このようにして、東電設計は、インドネシア側に何らの計画もなかったカンパル・カナン川でのダム建設計画を提起し、これが1年もしないうちに大規模ダム建設計画へと拡大していったのである。

上記の東電設計の働きかけがなければ甚大な住民被害と環境破壊は起こらなかったのである。

(2) 事前調査の内容

ア 原判決は、事前調査による本件実施細則により、F/Sの守備範囲は本件ダムの工学的な検討や経済・財務分析に限られおり、社会環境面での調査はインドネシア側の担当事項だとされているとしている。

イ ところで、F/Sにおいて調査されるべき内容及びその水準は、本件実施細則が定められF/Sが行われた、1980年ないし1982年当時、通常F/Sに求められていた内容及び水準のものであることが必要であったことは明らかである。

そして、本件実施細則(戊A12)の「付表1コトパンジャン水力発電実施可能性調査にかかるPLNとJICAの業務分担」においては、『8. 社会・環境面』でPLNの担当事項として『1. 社会・環境面の調査』とあり、JICAの担当事項として『1.

社会・環境調査の技術仕様書の策定』との記載がある。この表では、例えば『2. 地形調査』や『3. 地質調査』においても JICA の担当事項は『1. 技術仕様書の策定』が一番初めに定められていることに示されるように、各調査の基本となる内容を定めたものが技術仕様書であり、これにより当該調査の骨格が定められる。したがって、JICA の委託を受けた東電設計は、1980 年当時において一般的に行われるべき内容を含んだ社会環境調査の技術仕様書を定める必要があった。

また、この社会環境調査の結果を踏まえて経済・財務分析が行われなければならないことは当然であり、東電設計としては、経済・財務分析に必要な程度の社会環境調査がなされるよう配慮する義務があった。

ウ 社会・環境面については、後述するように（第3編第3章第3、1項）、1980年2月、世界銀行は「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」と題する業務マニュアル書を策定していた。世界銀行のガイドラインは、当時の開発計画にあたり、通常求められる調査内容・水準を明らかにするものである。

この業務マニュアル書では、世銀の過去の経験では、移住計画の策定を借入国に委ねたり、適切な移転計画がないまま移転案が合意されたりしていたケースがあったが、このような場合、移住に伴う社会問題が解決されず PAFs を困難な状況に貶めていたことから、移住計画はプロジェクト本体に統合し、PAFs が少なくとも従前の生活水準を回復することが必要であるとされた。そして、移転計画では、i) 損失に対する補償、PAFs 自身における移転に向けた準備、ii) 実際の移転作業の準備、iii) 再定住地において PAFs が生計手段を再確立し、社会的に統合されるための効果的な支援策の3点が定められなければならないとし、水没した土地その他の財産に対する補償、及び再定住にかかる費用は、経済分析において、総プロジェクト費用の一部として算入されなければならないとされた。

事前調査報告書において、住民移転が重要な問題であり、必ずしも楽観できる状況ではなく、慎重に満水位が決められる必要があり、「単に金銭的見積もりだけでなく、代替地確保の可能性、生活水準向上、住民意識を考慮した適切妥当な考察が必要」としたのは、以上のような、F/S に求められている調査内容・水準を踏まえてのものであると認められる。

エ 以上からは、確かに、本件実施細則により、社会環境面の調査の実施はインドネシア側の担当事項であるとされているが、その内容・水準の骨格を決めるのは、東電設計が担当する同調査の技術仕様書であり、当該仕様書の内容・水準は、当時策定されていた世銀の業務マニュアル書に示された通常の開発計画に求められていた内容・水準を踏まえたものである必要があった。

原判決の判示は、あたかも社会環境面の調査については、「被告東電設計の担当事項は社会環境調査の技術仕様書の策定に過ぎず」と、東電設計が担当した事項を矮小化し、ほぼ全面的にインドネシア側が社会環境調査については責任を負う旨定められたかのような認定をしているが誤りである。

原判決は、明らかに技術仕様書の重要性を看過している。

(3) 本件 F/S の内容

ア 事前調査報告書において、最適地点の選定は1段階開発と2段階開発とを技術・経済面から比較して選定するとされたことを踏まえて、本件 F/S 報告書は、1段階開発計画案と2段階開発計画案を比較検討し、「1段階開発が経済的に有利となった」と結論した。

そして、その理由として F/S 報告書は「第5章 発電計画 5.1 発電方式の検討」で表 5.1 (戊 A6 v-2)を示している。これによれば、建設コストの点では、2段階開発計画の方が安くつくのであるが、逆に1キロワット当たりの建設コストの点では、1段階開発計画の方が安くなるということが挙げられた。つまり、建設コストの点では、1段階開発計画 1億 9019万 4000ドル、2段階開発計画 1億 6600万ドルであるが、1キロワット当たりの建設コストの点では、1段階開発計画 1713ドル、2段階開発計画 2544ドルとなるというのである。

このように、本件 F/S 報告書での両案の比較衡量は、1キロワット当たりの建設コストのみに基づいて判断しており、社会的、環境面における経済的コストを十分考慮していない。

イ 前項で述べたとおり、1980年2月には、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」(業務マニュアル書)が策定されており、F/S等の開発計画において求められる内容・水準が明らかにされていた。

そして、同マニュアル書では、PAFsが少なくとも従前の生活水準を回復するように移転計画が策定される必要があり、その移転計画では、i)損失補償、PAFsの移転準備、ii)実際の移転作業準備、iii)再定住地における生計手段再確立等のための支援策が定められる必要があり、水没地その他財産に対する補償及び再定住費用は、経済分析において、総プロジェクト費用の一部として算入されなければならないとされていた。

この点において、原判決は、「本件 F/S 当時、プロジェクトの経済的妥当性につき、社会及び環境面への影響を定量化した収益率の算定方法は確立しておらず、被告東電設計は、当時の通例的な経済分析手法を採用したのであるから、本件 F/S 報告書において社会及び環境面への影響を定量化した収益率が考慮されていないことにつき、適切を欠く点があったということはできない。」としているが、上記世界銀行の業務マニュアルに示される開発計画における当時の国際標準は、再定住コストを収益率分析において考慮することを求めており、また、再定住コストを積算することは可能であったことは明らかであり、原判決の認定は誤りである。

本件 F/S では、この PAFs の再定住計画について、州開発計画局が、関連機関(PLN、州移民局、州公共事業局等)と密接な連絡を持ち、詳細な検討を継続する旨表明されたことから、「水没に伴う補償及び再移住については、何ら問題が生じないと思われる」として、それ以上の計画を立てることもせず、再定住に要するコストの計

算も行っていない。

この点について、前項で述べたとおり、事前調査では、住民移転は楽観できる状況ではなく、金銭的見積もりだけではなく、代替地確保の可能性、生活水準向上、住民意識を考慮した適切・妥当な考察が必要としていたが、F/S ではこの指摘について考慮することもなかった。さらに、本件 F/S がなされた当時、現地の慣習法指導者らによる 17 項目の声明が出されていた事実を東電設計は知っていたはずで、この声明における要望事項を踏まえた移転への配慮を本件 F/S に反映すべきであったが、このような措置もとっていない。上記の通り、本件 F/S は、PAFs の再定住計画を州の開発計画局に丸投げし、何らの調査も行わなかったのである。

このような本件 F/S は、当時、F/S において通常記載することを必要とした調査内容・水準を満たしたものと到底認められない。また、社会環境面の調査の実施がインドネシア側の担当事項とされていたとしても、必要な調査内容・水準を定める技術仕様書の策定は東電設計の担当事項とされていたものであり、本件 F/S の社会環境面の調査結果は、東電設計において求められていた債務を適切に履行したものと云えないことは明白である。

ウ 本件 F/S における社会環境面の調査の問題点は、本件 SAPS においても指摘されている。

本件 SAPS 中間報告（丁 B13 及び甲 B36 邦訳）には、内部収益率の再計算が示されている。これによれば、財務的内部収益率(FIRR)は「基本ケースで、6.1%であり、これは事業審査予測値 9.9%より 3.8%低い。」とある。これは、本件 F/S 報告書に示された建中金利を含まない場合の FIRR=13.53%（含む場合は 11.53%）を大きく下回っている。

この再計算においては、「再評価は、事業審査に採用された最初の方法論に従っていない。なぜなら、下記の方法論は、実際の状況を良く反映したと考えられるからである。事業審査において、利益は(a)発電所からの増加した発電量の収益(b)送電線の建設によって節約する燃料コストから成っていた。その時期としては、増分の収益は、プロジェクトから発電されるエネルギー生産の総計に送電と配電ロスへの検討後の需要者への電気料金を乗じて算出された。この公式の下では、すべてのプロジェクトによって生み出される収入の増加は、プロジェクトの利益として考えられた。しかしながら、増分の収益は、発電プロジェクトからだけではなく、送電及び配電システムからも得られる。従って、一般に増分収益の一定の割合だけが、発電所の建設の利益として認められる。なおその上に、燃料コストの節約は、利益として考慮されるべきではない。」として、F/S 報告書が①発電所建設の利益に送電及び配電システム建設の利益を含んでいたこと②個人持ち小型ディーゼル発電機の燃料コストの節約分をも利益として勘定していた点の誤りを指摘している。また、経済的内部収益率(EIRR)においては、F/S 報告書の 17.71%が再評価では 10.6%と計算されている。

さらに、上記 FIRR=6.14%は、再定住関連コストを除いており、これを含むと同条件で FIRR=5.14%と試算されている。

これらから、本件 F/S 報告書の財務的、経済的妥当性の判断は、根拠に乏しい分析であったことが明らかである。

エ さらに、本件 F/S が開始された直後の 1982 年 2 月には、世界銀行は、「世銀融資プロジェクトにおける部族民」(Tribal People in Bank-Financed Project) と題する業務マニュアル書を策定し、先住民社会文化保護のための国際的なガイドラインが明らかにしていた。

それによれば、「特別な措置が採用されない限り、先住民は、彼ら以外の受益者のために企画されるプロジェクトによって、恩恵を受けるよりもむしろ害されるおそれの方が大きい。それ故、先住民への影響が懸念される場合はいつでも、プロジェクトの計画案のうちには、先住民の利益を保護し、また可能な場合にはいつでも、彼らの福利を高めるのに必要な措置または構成要素が含まれるべきである」と定められていた。

ところが、本件 F/S では、ミナンカバウ文化や、これに伴う住民生活上の特徴に対する配慮が全くなかった。この点においても、本件 F/S は必要な調査を行っていなかったと認められる。

オ 原判決は、本件 F/S における上記のような問題点を全て看過しており、失当である。

第 3 本件第 1 次交換公文及び円借款契約締結に至るまでの経緯等

1 原判決の事実認定

原判決は、本件第 1 次交換公文及び同円借款契約締結に至るまでの経緯について、以下の通り判示している（原判決 107 ～ 118 頁）。

- (1) 日本国政府は、1984 年 5 月 22 日、インドネシア共和国政府に対し、本件 E/S につき、供与限度額を 11 億 5200 万円として円借款を供与することを決定した。これを受けて基金は、1985 年 2 月 15 日、供与限度額を 11 億 5000 万円として借款契約を締結した。
- (2) 東電設計及びヨドゥヤ・カルヤ社は、1987 年 1 月 15 日、 PLN と、本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成作業等のエンジニアリング・サービスに関する協定を締結した。本件ダムにつき 1 段階開発計画を採用することは、上記協定の締結時、インドネシア共和国政府により既に決定されており、上記協定の付属文書 B により主要な諸元として指示されていた。

東電設計は、 PLN から、本件プロジェクトに係る発電プラント等の設計、入札図書の作成業務の他に、調査着手報告書作成、土地取得について調査結果と勧告を提示すること、インドネシア共和国政府の規則に従って環境的側面に関する報告書を作成

すること等の業務を委託された。東電設計は、1988年8月、上記協定に基づき、本件プロジェクトに係る本件詳細設計書を完成させて PLN に提出した。

リアウ大学は、1987年11月19日、東電設計から上記協定に基づく業務のうち、環境的側面に関する報告書の作成業務を委託され、アンダラス大学が作成した本件環境影響評価報告書のデータの更新を内容とする改訂を行い、1988年8月、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を作成して東電設計に提出した。

東電設計は、1989年4月22日、PLN から上記協定の追加契約として、移住地調査等を受注した。なお、住民移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であった。

- (3) インドネシア共和国政府は、1989年3月、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を承認した。

OECD は、1989年3月、OECD ガイドラインを策定した。

OECD は、審査前の内部の勉強会において、住民の移住及び生態系について OECD が調査を行い、その結果で審査対象とするか否かを決めると決定されたことから、1990年3月19日から同月24日までの間、本件プロジェクトが実施されている現地に環境調査団を派遣し、移住候補地の一部を訪問し、村長らへのインタビュー、象のトレーニングセンターの視察、PLN との協議を行い、インドネシア共和国側で検討した措置の実施スケジュールについて確認するなどした。

日本国政府は、同年3月28日及び29日、インドネシア共和国に1990年度円借款政府調査団を派遣した。その際、日本国内においては、政府開発援助に対する関心が高まり、国会や報道機関において失敗例を取り上げて非難するケースが増加しているため、効果的、効率的に案件を実施することがより重要となっており、問題がある場合には早急に是正に努めるよう日本国政府及びインドネシア共和国政府の協力が必要であり、また、環境への配慮についても、問題が深刻化する以前に対応する必要があり、インドネシア共和国側にとってはコストが増加する可能性もあるが、政治問題化する前に解決に努めることは、結局インドネシア共和国側にとって利益となるものと考えられる旨発言した。

- (4) 日本国政府は、1990年6月、本件プロジェクトについて、供与限度額を125億円として供与する旨の方針であることを決定し、対インドネシア援助国会議(IGGI)においてその旨表明した。

鷲見を中心とする民間調査団は、1990年8月上旬から中旬にかけて、本件プロジェクトの現地において調査を実施した上で、同年9月19日、上記調査の結果について、本件プロジェクトは、本件ダム建設により1万4000人以上の PAFs が立ち退きを強制されるおそれがあること、本件ダムへの湛水による水没地域には貴重な野生動物であるスマトラ象が20頭余り生息していることなどの問題点があると指摘し、本件ダムの建設が PAFs の生活や自然を脅かすおそれが強く、融資を取りやめるべき

である旨発表した。

OECD は、同月 4 日から同月 7 日にかけて、本件ダム建設に伴い、水没予定地域に生息している象の移転候補地が審査前の環境調査の時点で移転候補地と予定された場所と異なっていたことから、移転候補地の現地調査を実施し、同月 17 日、上記調査結果として、ギアム・シアク・ケシルとブキット・リンバ・ブキット・バリンという 2 つの移転候補地のうち象の生息に必要な面積を十分に確保することのできるギアム・シアク・ケシルを移転地とすることを要請し、インドネシア共和国側もこれを了承した。

OECD は、同年 12 月 6 日から同月 9 日まで、本件プロジェクトに関し、本件プロジェクトの現地に中間監理ミッションを派遣した。その際、住民移転の調査に中間監理ミッションを現地派遣し、水没が予定されている 10 か村において、ランダムに選んだ村ごとに 2 名ずつの移住対象住民に対してインタビューを実施した結果、インタビューした住民の全員が村長から本件プロジェクト、移住の必要性について知らされてこれを了知しており、移住先についてもその大半が知らされていること及び移住に対して反対する人がいないと考えられることを確認した。

- (5) 日本国政府とインドネシア共和国政府は、1990 年 12 月 13 日、1990 年度円借款の供与に係る本件第 1 次交換公文を締結した。日本国政府は、本件プロジェクトに係る住民の移住等を含む環境問題に対する配慮の重要性などにかんがみ、インドネシア共和国政府に対し、住民の移住地の確保、補償基準の問題、野生動物の保護に係る措置について適切な配慮をするよう要請し、インドネシア共和国政府がこれに応じた結果、本件討議の記録にインドネシア共和国政府が充足すべきものとして本件 3 条件の趣旨が定められた。

また、OECD とインドネシア共和国政府は、同月 14 日、本件第 1 次借款契約を締結した。本件第 1 次借款契約には、インドネシア共和国政府が充足すべき条件として本件 3 条件の趣旨の定めが入れられるとともに、本件第 1 次借款契約には、OECD が、PLN がコンサルタント契約を締結することに同意するためにインドネシア共和国政府が充足すべき条件として、①移住に関して各々の PAFs と地方政府との間の合意が成立していること(5 条 2 項)、②補償基準に関しての PAFs と地方政府との間の合意が満足的な進捗を遂げていること(6 条 1 項 B)、③コト・ラナ地区の移住地が、プロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態に置かれていることが必要であるという趣旨の特約(16 条 2 項 B)が、また、PLN が土木工事コントラクター契約を締結するに必要な基金の同意の条件として、④野生動物のための適切な保護、モニタリング計画が作成され OECD に対して提出されていること(6 条 2 項 A)、⑤移住問題が良好に解決されること(6 条 2 項 B)、⑥実施機関が各々の問題について予定される措置の完了までの期間 3 か月ごとに OECD に対し、補償、移住及び野生動物の保護に触れた報告書を提出することが必要であるという趣旨の特約が入れられた。

2 原判決判示の誤り

(1) 本件 E/S に関する協定の内容

原判決は、上記の通り、本件 E/S に関する協定時、インドネシア共和国政府は本件ダムにおいて1段階開発計画を採用することを決定しており、本件 E/S に関する PLN と東電設計との間の協定書（以下本件 E/S 協定書という）の付属文書 B により主要な諸元として指示されていたと認定している。

確かに、上記付属文書 B「業務指示書」（甲 B71、原文 B-1 ～ B-6、邦訳 31 ～ 39 頁）においては、「1. 事業の背景」として、主要な諸元として1段階開発計画によって建設するダムの内容が記載されている。

しかしながら、「3. サービスの範囲」では、柱書きにおいて、「必ずしも記載された事項に制限されない」とされており、本件プロジェクトの進行上必要があれば、業務指示書に記載されていない事項についても問題点の指摘等を行う必要があることを定めている。

さらに、「3. 1 調査着手報告書」の項では、「コンサルタントは、フィージビリティ調査と入手されたすべての関連データの研究／レビューの後に、インセプション・レポート（調査着手報告書）を作成するものとする。」として F/S 報告書の見直しを指示しており、「3. 2 調査作業と研究」では、(m)において、「土地取得についての詳細調査と調査活動の実施の点で PLN を支援すること。また、この点での調査結果と勧告を提示すること」、(o)において、①発電プラントの近接の社会共同体における水関連疾病と節足動物起因疾病の異常発生の可能性、②冠水地域からの住民の移転、③希少種と絶滅の危機に瀕した種、並びに考古学的遺跡の調査、④ダム貯水池による冠水地域の踏査調査(reconnaissance survey)、⑤ダム貯水池の冠水によって、貯水池に近接する住民の井戸に発生する影響の調査、⑥水生植物への影響について、研究と調査を実施することにより、インドネシア政府規則の線に沿って、環境的側面に関する報告書を作成するとされているが、上記事項に「限定されない」と注記されている。

上記業務指示書の記載内容を、詳細に解説した付属文書 I「一般的アプローチと作業計画」においては、「2. 作業計画」の「2. 2. 1 フィージビリティ調査報告書のレビュー」（原文 I-8、翻訳 72 頁）において、本件プロジェクトの仕様書が、地形、地質、資材、洪水流量、建設効率と経済効率についての調査結果に基づいて決定されることを踏まえて、「エンジニアは、フィージビリティ調査の完了以降に入手することができたデータを用いることによって、基本設計サービスの目的のために、フィージビリティ調査についてのレビューを行う」とされている。

また、「2. 2. 2 インセプション・レポートの作成」（原文 I-10、翻訳 72 頁）では、インセプション・レポートは、上記レビューに基づいて作成されるが、そこには、調査結果と勧告、発電プラントの最適化のための経済的研究／分析、事業コストの積算、暫定的事業スケジュール等と並んで、環境的側面のレビューが含まれなければならないとされている。

さらに、「2. 2. 3 調査作業のための仕様書とプログラムの作成」(原文 I-10、翻訳 72 ~ 73 頁)では、フィージビリティ調査報告書と関連データのレビューに基づいて、調査・研究の仕様書が作成されなければならないが、必要があれば仕様書の変更ができるとされている。

したがって、本件 E/S において、東電設計は、本件 E/S に基づく調査及び報告書作成が行われた 1987 年～1988 年当時に開発計画において必要とされていた調査内容・水準に基づいて、本件 F/S 報告書の内容に問題がある場合はこれを見直し、本件プロジェクト計画を修正することが可能であり、かつそれが求められていたことが明らかである。

原判決は、本件 E/S 協定書「業務指示書」に記載された主要な諸元のみを見て、上記の通り判示しているが、これは、本件 E/S 協定書の内容を精査していないもので失当であることは明白である。

(2) 本件 D/D における実行可能性調査について

本件 D/D については、その「第 1 巻 概略」に「第 4 章 経済上、財政上の実施可能性」として、本件プロジェクトの実施可能性について検討が行われたことが掲げられている。

開示された本件 D/D ではこの部分が黒塗りとなっており、詳細は不明であるが、本件 D/D が本件 F/S を基礎に作成され、これを踏まえていることから、前述の本件 F/S と同様の問題があったと認められるが、原判決はこれらの点を看過している。

すなわち、1980 年 2 月の「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住関連した社会問題」(業務マニュアル書)に続き、1986 年 10 月には「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住の取り扱いに関する業務政策問題」と題された業務政策覚書が作成された(第 3 編第 3 章第 3、3 項参照)。この覚書では、1980 年に策定された世銀非自発的移住マニュアルにより PAFs の状況は大きく改善するとともに、他の援助計画にも影響を与えているとし、移転計画は開発プロジェクトとして扱うこと、非自発的移住は可能な限り回避し、不可避の場合でも最小限にすること、移住が行われる場合、最低でも従前の PAFs の生活水準や収入が回復されるべきこと等の原則を確認するとともに、特にダム建設工事の場合、ダムの高さで移転させられる住民の数との関係について十分な注意が必要であり、事前審査や審査の段階で費用便益分析を行い最善の状況になっているかが確認される必要があると述べている。

本件 D/D では、こうした開発計画において求められる計画の内容・水準を踏まえた計画が立案されなければならなかった。

ところが、本件 D/D では、こうした点の調査・計画立案を行わなかったものと認められる。したがって、本件 D/D も、本件 F/S と同様に開発計画において通常求められていた調査内容・水準を満たしたとは到底認められず、本件 D/D の経済・財務上の実行可能性調査は、東電設計において求められていた債務を適切に履行したと言えないことは明白である。

また、本件 SAPS 中間報告が財政経済分析に関する誤りとして指摘している点（本章第2、2項（3）ウ）は本件 D/D においてもそのまま妥当し、本件 D/D において財政的、経済的妥当性が立証されたという根拠がないことを明らかにしている。

原判決は、本件 D/D について、以上の問題点を看過しており、失当である。

（3）移住地調査（追加契約）

原判決の認定でも、東電設計は、土地取得について調査結果と勧告を提示することが委託業務とされていた。

原判決は、住民移住関係の業務の実施主体はインドネシア政府（移住省）・州政府であるとしているが、東電設計も責任は免れないというべきである。

この点、原判決は、112 頁～113 頁において、①東電設計が 1989 年 4 月 22 日、PLN から本件エンジニアリング・サービス協定の追加契約として、移住地調査等を受注したこと、②これを受け、東電設計は、同日、PLN からコト・ラナ地区の移住地調査の基本調査を委託され、リアウ大学にこの調査を委託したこと、③住民移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国の移住省及び州政府であったこと、④東電設計が委託された移住地調査はコト・ラナ地区のみであり、南ムアラ・タクス地区、南シベルアン地区及びリンボ・ダダ地区の調査は委託されていないこと、などと認定する。

確かにコト・ラナ地区以外の地区調査を東電設計が受託したとの記載はない。しかしながら、本件 D/D 調査協定（甲 B71）の付属文書 B 業務指示書においては、「(m) 土地取得についての詳細設計と調査活動の実施の点で PLN（発注者）を支援すること。また、この点で調査結果と勧告を提示すること」とあり、同協定の APPENDIX-J MEMORANDUM NO.5 の付属書 1「追加的作業のためのサービスの範囲」には「1.目的 1.2 再定住調査 再定住地域としての潜在的可能性のある場所と土地についての調査を行う上で、エンジニアは、PLN に対して支援を行う」「2.サービス業務の範囲 2.2 再定住調査 エンジニアリング・サービスの設計段階において、PLN とエンジニアは、環境報告書を作成するとともに、各種報告書によって提案される水没地域のための再定住地域についての調査を行うものとする。この段階において、エンジニアは、潜在的可能性のある場所と土地の詳細調査の実施について、PLN に対して支援を供与する。」（上記 MEMORANDUM NO.5、7 頁及び 9 頁）と記載されている。

以上のとおり、東電設計は、住民移住関係の業務の基礎となる移住地調査を委託されており、この東電設計による移住地調査を前提として住民移住がなされているのである。

リアウ大学により作成された「リアウ州カンパル県コト・ラナ／クアラン地域におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトの移住地の居住・耕作適地調査」と題する報告書（甲 B50）は、「土壌分析の結果からは、以下のような結論が得られる。即ち、調査対象地域の土壌の肥沃度は、非常に低い水準であること、また土壌の反応度は酸性であること、さらに物理的性質は、良好～中位の水準であることである。この問題を克服するためには、農業経営的には、育成作物に適した肥料と石灰を種類と分量に

配慮して投入する措置が必要である。」(甲 B50、邦訳 6 頁 A 要約)と報告している。つまり、酸性土を中和するための大量の石灰と肥沃土を改善するための大量の肥料を投入しなければ耕作できない土地が移転対象とされたのであり、これを妥当と評価した東電設計の責任は免れないというべきである。

(4) OECF ガイドラインの策定と環境配慮解説報告書

原判決は、1989 年 10 月に OECF ガイドラインが制定されたことは認定し、同ガイドラインに記載された内容については引用しているが、1990 年 3 月、OECF の委託により環境配慮解説報告書が作成されたこと、同月、環境庁の委託による「開発援助環境配慮推進調査 — 「持続可能な開発」の理念に沿った環境援助推進方策検討調査 — 」と題する報告(以下開発援助環境配慮推進調査報告書という)が作成されたことについて触れていない。

環境配慮解説報告書は、OECF ガイドラインの解説内容を整理し、環境保全措置の内容などの具体的検討方策について明らかにしたものである。同報告書では、計画サイトの自然環境、社会環境の実態が十分に把握され、アセスメント評価に反映されているかどうか、プロジェクト実施段階以降での対応体制を担保するための組織、財政等が用意されているかどうかを確認する必要があるとされ、不備との判断があれば、融資機関の責任として実施体制面での支援が必要となるとされている。

開発援助環境配慮推進調査報告書では、第 3 編第 4 章第 2、1 項で述べるサグリン・ダム開発を取上げて検討しており、既に肥沃な農地として活用している土地資源を大幅に犠牲にして電源開発という新たに資源として開発する必要性に疑問があることなどが指摘されている。

これらの報告内容は、OECF ガイドライン制定当時における、環境保全措置の必要性及びその内容等に関する日本国及び OECF の認識内容を明らかにするものとして重要であり、これを看過した原判決は誤りである。

(5) OECF の調査・審査について

さらに原判決は、前述の通り、OECF が以下の通り調査団を派遣したことを認定している。

1990 年 3 月 19 日～24 日 環境調査団

1990 年 9 月 4 日～7 日 象移転地の現地調査

1990 年 12 月 6 日～9 日 中間監理ミッション

そして、上記環境調査団は、PLN が住民の要求に沿った移住の円滑な実行、住民の要望事項を処理することを確認し、中間監理ミッションでは、住民に対するインタビューで本件プロジェクト、移住の必要性等を知らされていることを確認したと認定している。

しかしながら、原判決は、1990 年当時、実際には、現地住民に対し、本件プロジェクトに対する説明はなされていなかったことを看過している。1991 年 10 月に石橋外務省有償資金協力課長がインドネシアを訪問した際に、PLN のヤミン総裁が、イ

インドネシア側では、1990年12月、日本側から円借款契約供与が決定されるまで、本件プロジェクトによって影響を受ける住民に対して公式に説明がなされることはなかったと説明しているところからも明らかである。そして、1990年12月に円借款供与が決定されてはじめて、住民に対する公式の説明が開始されたが、その対象は、「リアウ州8村、西スマトラ州2村合計10村の伝統的村落共同体の指導者等代表者」に限られていた。

以上からは、1990年12月6日～9日に行われた中間監理ミッションでOECFがインタビューした住民は、公式説明がされる前にインドネシア政府・PLNから本件プロジェクトについて知らされている特殊な住民だったと認められる。伝統的村落共同体の指導者等代表者ですら1990年12月になってはじめて説明を受けており、上記代表者らに公式に説明される前に情報が与えられていた住民は極一部だったと認められる。OECFの調査は、こうした点を見逃しており極めて不十分であった。

原判決は、OECFが行った調査に重大な問題があったことを看過しており、失当である。

(6) 本件3条件とその履行のための特約条項について

原判決は、上記の通り、本件第1次交換公文において本件3条件の趣旨が本件討議の記録に定められたこと、本件第1次借款契約に本件3条件の趣旨の定めが入れられるとともに、コンサルタント契約及び土木工事コントラクター契約締結に同意する条件として、PAFsの移住合意(5条2項)・解決(6条2項B)、補償基準の合意(6条1項B)、移転地整備(16条2項B)、野生動物のための保護・モニタリング計画の作成(6条2項A)などの特約が設けられたことを認定した。

しかしながら、原判決は、第1次借款契約における上記各条項の位置付については明確な認定をしていない。原判決が引用する上記各条文は、借款契約において規定された一般条項の条文である。そして、同一般条項において、5条は支払の実行を定めた条項であり、6条は違約条項を定めた条項である(山田順一証人調書44頁)。こうした条項に定められたことから、上記各特約は、支払実行の条件や違反時の違約事項の適用を定めたものと認められる。

そして、こうした条項の位置から上記各条項違反の効果が検討されなければならないが、原判決は、こうした条項の位置づけを看過したためこの点の検討を怠っており誤りがある。

第4 本件第2次交換公文及び円借款契約締結に至るまでの経緯等

1 原判決の判示

原判決は、本件第2次交換公文及び円借款契約締結に至るまでの経緯について、以下の通り判示している(原判決119～125頁)。

(1) 西スマトラ州リマプル・コタ県の合計734世帯が1990年12月13日までに、リア

ウ州カンパル県の合計 4152 世帯が 1991 年 1 月 22 日までに、それぞれ本件プロジェクトによる移住に同意した。

本件プロジェクトによる移住に係る補償について、慣習法上の指導者が、西スマトラ州リマプル・コタ県においては、1991 年 1 月 18 日までに補償対象物件に関し、同年 4 月 19 日までに補償基準単価に関してそれぞれ同意し、リアウ州カンパル県においては、同年 1 月 29 日ころまでに補償対象物件に関し、同年 4 月 14 日ころまでに補償基準単価に関してそれぞれ同意した。

(2) 当時の内閣総理大臣であった海部俊樹は、1991 年 4 月 10 日、政府開発援助に関する 4 原則を表明した。

(3) SKEPHI (インドネシア共和国の森林保全 NGO であるインドネシア森林保全ネットワーク)の事務局長であるヒラ・ジャムタニ、鷲見らは、1991 年 5 月 9 日、外務省国際協力局有償資金協力課を訪問し、本件プロジェクトについて、インドネシア共和国政府から PAFs に対し、今同意しなければ補償金が支払われないなどと移住同意書に署名するよう圧力が加えられていることなどの問題点がある旨指摘するとともに、情報の公開、NGO のモニタリングプロセスへの参加等を求める旨申し入れた。

(4) 日本国政府は、1991 年 6 月 10 日、本件プロジェクトについて円借款を供与する方針を決定し、同月 12 日、対インドネシア援助国会議 (IGGI) において表明した。

東電設計、ヨドゥヤ・カルヤ社及びトリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社は、PLN との間で、1991 年 6 月 3 日、第 1 期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定を締結し、同年 10 月 19 日、第 2 期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定を締結した。

東電設計は、上記協定 4 条及び付属文書 B に基づき、PLN から、本件ダム建設等の監理業務の委託を受けるとともに、社会環境面の業務として本件プロジェクトの環境アセスメントの点で PLN を支援すべき義務を委託された。

在インドネシア共和国日本国大使館員らが平成 3 年 9 月 1 日から 2 日にかけて本件ダムの周辺地帯につき現地視察を行ったが、本件プロジェクトの実施に対する組織的な反対運動は確認されなかった。

(5) 1991 年 9 月 3 日、コトパンジャン住民と名乗る者らが、在インドネシア共和国日本国大使館を訪問し、本件ダムの建設により自然が破壊され、将来が不安であるなどと陳情した。同月 4 日、上記団体が再度同館を訪問して、多くの住民が、圧力を受けて移住同意書に署名したこと等を陳情した。

1991 年 9 月 7 日、リアウ州の旧バトゥ・ブルスラット村のアニスという男性及び SKEPHI のイエニーという女性が来日した。アニスとイエニーは、同月 9 日、記者会見を行い、その際、日本政府と日本国民に対するインドネシア・コトパンジャン連帯行動委員会からのアピールと題する書面を発表した。

アニス及びイエニーは、同月 10 日に OECF を、同月 13 日に外務省経済協力局有償資金協力課を、同月 17 日に JICA 及び東電設計をそれぞれ訪問し、同月 19 日には、

アニス、イエニーと鷺見らが、2名の国会議員、4省庁(外務省、旧通商産業省、旧大蔵省、旧経済企画庁)及びOECFの担当者と会合を行った。

- (6) 日本国政府とインドネシア共和国政府は、1991年9月19日、本件第2次交換公文を締結し、本件プロジェクトの第2期分について、供与限度額を175億2500万円として円借款が供与されることを取り決めた。基金とインドネシア共和国政府は、同月25日、上記1991年度円借款について、供与限度額を175億2500万円とする本件第2次借款契約を締結した。

2 原判決判示の誤り

(1) 移転及び補償基準単価への同意について

原判決は、上記の通り、1990年12月から1991年1月にかけてPAFs全世帯から移転同意を受け、1991年1月に補償対象物件について、同年4月に補償基準単価についてそれぞれ慣習法上の指導者から同意を得たと認定している。

まず、移転同意についてであるが、1991年10月に石橋外務省有償資金協力課長がインドネシアを訪問した際、PLNのヤミン総裁は、インドネシア側では、1990年12月に日本側から円借款契約供与が決定されるまで、本件プロジェクトによって影響を受ける住民に対して公式に説明がなされることはなく、第1次交換公文が締結されてはじめて、住民に対する公式の説明が開始されたが、その対象は、「リアウ州8村、西スマトラ州2村合計10村の伝統的村落共同体の指導者等代表者」に限られていたとしている。公式の説明が1990年12月であるのに、西スマトラ州リマプル・コタ県の合計734世帯について1990年12月13日までに、リアウ州カンパル県の合計4152世帯について1991年1月22日までに、それぞれ全世帯から移住同意が得られるはずがない。

また、1992年1月当時の状況を報道した新聞記事(甲B33号証)においても、移転に同意した住民の家にはペンキで×印が付けられているが、それは3軒に1軒の割合でしか存しないことが報道されており、1991年1月時点でPAFs全員から移転同意が取得できていないことは明らかである。鷺見教授の聴取書(甲C28)でも、聴取した原告のほとんどが移転について事前に同意したことはないと答えており、PAFs全員から移転同意が取得された事実は認められない。

以上より、1990年12月から1991年1月にかけてPAFs全世帯から移転同意を受けたという原判決の事実認定が誤りであることは明らかである。

次に、1991年1月の補償対象物件、同年4月の補償基準単価に関する慣習法上の指導者からの同意についても問題がある。

すなわち、バトゥ・ブルスラット村で副慣習法長の地位にあったラサド証人は、1991年4月、補償基準を決める会議がバンキナンで開かれた際、これに参加した2名は、バトゥ・ブルスラット村を代表して参加したのではなく、政府からの非公式な招待で参加したとしており、同意した慣習法指導者の立場には問題がある。その上、バトゥ・ブルスラット村では、上記会議に参加した者から、同会議で決まるとされる補

償基準の内容について住民たちに知らされることはなく、補償金をもらう段階になって初めて補償基準がわかったとしている（同人証言調書 12～13 頁）。

また、1992 年 9 月、来日したアニスは、日本政府に対する陳情において、補償基準についてインドネシア政府側が住民の中から数人を選定して署名を得ているとしているが、誰が署名したのかは知らないし、そのような代表を選んだ事実はないことを述べている（乙 B3、2 頁(5)項）。その際アニスらが持参したコトパンジャン地区住民の声明書においても、補償レベルには同意できないと記載されている。

こうしたことから、慣習法指導者による上記各同意については問題があったことは明らかであり、単純に住民代表の同意が得られたと評価できるものでない。原判決は、これらの点を全く無視し、その結果、事実を誤認したものである。

（2）現地住民の抗議について

原判決は、本件プロジェクトに対する現地住民の動向について、1991 年 5 月の SKEPHI 来日と、同年 9 月のジャカルタ日本大使館への抗議及び同月 7 日のアニス及びイエニーの来日を認定しているのみである。他方で、原判決は、同年 9 月 1 日、2 日、在インドネシア共和国日本国大使館員らが本件ダム現地視察を行ったが、組織的な反対運動は確認されなかったことを認定している。

この原判決の判示は、明らかに事実と相違する。前項で述べたとおり、PAFs に対する本件プロジェクトに関する説明は、1990 年 12 月に初めてなされ、これを受けて PAFs たちは、本件プロジェクトに対する抗議の声を上げ始めた。同年 7 月のコト・トゥオ村の住民たち 182 名が署名した声明書（乙 B5、17、18 頁）を採択した。この声明では、移転同意書への署名が強制されていること、村落代表者による補償同意書への署名が住民全体の承認を得たものではないこと、住民の財産目録が本人の知らないうちに作成されていること、決定や同意は脅迫や強制を伴わずに行われるべきこと等を述べており、この声明は同月 18 日、OECD ジャカルタ事務所へ提出された（甲 B26）。同年 8 月にリアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡 8 ヶ村の村落代表が、上記声明と同じ内容の住民総意声明書を採択し、約 700 名の住民が署名した（乙 B5、16、22 頁）。原判決はこうした PAFs の行動を看過している。

また、原判決は、同年 9 月 1 日、2 日の日本大使館員らの調査で組織的な反対運動は確認されなかったと認定しているが、同調査はインドネシア当局者が同行して行われたものである。当時、インドネシアは、スハルトによる開発独裁下にあった。そのようなインドネシアの政治事情を踏まえれば、インドネシア当局者と伴った調査において、インドネシア政府の方針に反対する住民の意思を聴取することができないことは明白である（この点は、第 3 編第 5 章で詳論する）。原判決はこれらの点を看過した認定をしており失当である。

さらに原判決は、同月 3 日から 5 日にかけて、PAFs がジャカルタの日本大使館を訪れた事実に関しても、「コトパンジャン住民と名乗る者」とあたかも来館した者が PAFs かどうか確認できないかのような認定をしている。しかしながら、日本政府

調査団自身が来館した住民をコトパンジャン現地で確認しており（甲 B18-027、6 枚目以下）、来館した者が PAFs であったことは明らかである。上記認定は控訴人住民らの主張に対し、原判決が偏頗な姿勢をとっていることを示すものである。

（3）現地住民の来日について

原判決は、アニス及びイエニーの来日について、アニスらが発表した内容やアニスらが日本政府関係者及び OECF 担当者らと会合した事実を認定しているのみで、アニスらが日本政府及び OECF に求めた内容等については、認定を欠落している。

ところで、アニスらが日本政府及び OECF に求めたのは、「インドネシア政府に対する 3 条件をきちんとチェックしてほしい」という点である（乙 B4、1 枚目）。

PAFs の代表としてアニスらが来日した当時、日本政府及び OECF はインドネシア政府との間で第 1 次交換公文及び第 1 次借款契約を締結しており、両者間には本件 3 条件及びその履行のための特約に基づく契約関係が発生していた。特に履行確保のための特約が支払の実行を定めた条項や違約事項を定めた条項に規定されていることに鑑みれば、日本政府及び OECF には、当該特約条項に違反するインドネシア政府側の行為の有無・内容を調査・審査し、かつ当該特約の遵守のために必要な措置をとる権利が、インドネシア政府に対しあった。これらの措置は、インドネシア政府との約定に基づく措置であり、主権尊重に違反し内政干渉に該当する問題ではない。

ところが、これに対し、石橋有償資金協力課長は、住民移転や補償は受益国の責任であり、この問題に供与国が口を出すことは内政干渉ともなりかねない等と述べている（乙 B4、2 枚目）。これは明らかに第 1 次交換公文及び第 1 次借款契約の契約内容を偽ったものである。

アニスらに対する日本政府及び OECF の応答には重大な問題があった。アニスらに対し本件 3 条件及びその履行確保のための特約に規定された内容に従った対応を取らなかったことは、日本政府及び OECF の責任を論じる上で重要な事実である。この点を看過した原判決には重大な事実誤認があると認められる。

（4）1991 年 6 月、10 月の本件エンジニアリング・サービス協定締結

原判決は、本件エンジニアリング・サービス協定において、東電設計が、PLN から、本件ダム建設等の監理業務の委託を受けるとともに、社会環境面の業務として本件プロジェクトの環境アセスメントの点で PLN を支援すべき義務を委託されたことだけを認定し、その具体的内容は述べていない。

本件エンジニアリング・サービス協定付属文書 B 業務指示書においては、「1 コトパンジャン水力発電所の建設の監理」の一内容として

「(9) 環境面での作業のレビューと PLN への序言

エンジニアは、本事業の環境アセスメントの点で PLN を支援するものとする。この点でのサービスには、以下のような事柄が含まれるものとする。

* PLN によって実施される環境面での作業をレビューし、助言すること

* 環境調査の点でコンサルタントとしての専門家によって行われる環境作業の

進捗状況をモニターすること

*本事業の環境モニタリングに関して、PLN と OECF への提出の目的で、半年ごとに報告書を作成すること」(甲B74、邦訳 43 頁)

を定めている。

また、付属文書 I の「一般的アプローチと作業計画」においても同様の記載がある。

さらに、これとの関連で、本事業完成報告書の内容には「環境的側面の問題とその対策」が含まれなければならない(甲B74、邦訳 52 頁)、さらに、環境報告書を年 2 回 PLN に対して提出しなければならないとされており(甲 B74、邦訳 53 頁)、住民移転を含む環境面の義務が規定されている。

1991 年当時には、世界銀行の非自発的移住に関する業務指令が定められ、OECD においても非自発的移住に関するガイドラインが制定されていた。これらにおいて、非自発的移住を伴う開発プロジェクトにおいて、PAFs が再定住によって受ける被害を最小限にとどめるために通常尽くすべき注意義務の内容等が明らかにされていた。したがって、PLN との間でコンサルタント契約を締結した東電設計としては、上記各ガイドラインに定められた基準を満たすエンジニアリング・サービスの履行が求められていたものである。

原判決は以上の点を明らかにしておらず、不十分である。

第 5 コンサルタント契約締結に対する同意に至るまでの経緯等

1 原判決の事実認定

原判決は、コンサルタント契約締結に対する同意までの経緯について、以下の通り判示している(原判決 125 ~ 128 頁)。

- (1) 畠中外務参事官は、1991 年 9 月 30 日、訪日中のギナンジャール鉱業・エネルギー大臣と会談し、本件プロジェクトの円滑な進捗を確保する観点から、①移住に係る補償基準及び補償内容、移住先の準備状況、象の移転先の情報、熱帯林の保護の状況等について情報を提供すること、②現地住民と十分に対話を図ること、③本件プロジェクトのメリットに関する広報活動に尽力すべきことを要請した。

石橋課長は、同年 10 月 3 日から 5 日にかけて、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府の高官ら 7 名と面談し、本件プロジェクトにおける住民の移住問題が内政問題であることを前提とした上で、本件ダム建設に伴う住民の移住問題及び環境問題について、日本国内及びインドネシア共和国国内において反対運動が生じていることにかんがみ、十分かつ迅速な配慮を要請するなどした。

- (2) OECF は、1991 年 10 月、本件プロジェクトに関する住民の移住及び補償問題に関して報告書(丁 B5)を作成した。

OECF は、同年 11 月、インドネシア共和国に調査団を派遣し、同月 13 日、PLN から、本件ダム建設に伴う住民の移住に関し、現在に至るまで住民説明会が数多く実

施されていること、移住の合意書に対する住民による署名が、リアウ州については1990年12月4日から同月12日に行われ、西スマトラ州については同月24日から1991年1月12日に行われたこと、最初の水没地域であるプロウ・ガダン村の住民によるコト・ラナ地区の視察が行われたこと、慣習法上の指導者と地方政府との間で補償対象物件に関する会合がリアウ州については1991年1月29日に開催され、西スマトラ州については同月18日に開催されたこと、補償基準単価についての会合がリアウ州については同年4月13日に開催され、西スマトラ州については同月19日に開催されたことなどの報告を受けた。

- (3) OECF は、1991年12月、本件プロジェクトに関し、PLN が受注したコンサルタントとの間でコンサルタント契約を締結することに同意し、日本国政府はこれを事実上承認した。

2 原判決判示の誤り

(1) 畠中参事官及び石橋課長とインドネシア高官との協議

原判決は、上記の通り、畠中参事官及び石橋課長らがインドネシア高官らとの協議において、現地住民との対話や移転補償等について十分留意すること等を申し入れたことを認定している。

しかしながら、原判決は、例えば、畠中参事官が、「本件について重要なことは、今からでも遅くないので現地住民と十分に対話を行い、意思疎通を図り、彼らの合意を取りつけるということである。」と述べ、日本政府としても、PAFs 全員の同意が取得できていないという認識をしていた事実、及び、これに対し、ギナンジャール鉱業・エネルギー相が「各指導者の配下の住民の中には、同意していないものもいるが、全員が同意することなどほとんど不可能」と述べ、インドネシア政府高官も全員の移転同意が取得できていない事実を認めたことは看過している。

また、石橋課長がインドネシアを訪問し、現地を見聞した際、「現住地は、いな作に加え、換金作物としてのココナツ、ゴム等もあり、収入基ばんが比較的しっかりしていてゆたか」である事実を確認しており、当時の移転先の整備状況が、石橋課長の目から見ても、「すべての木をばつ採しやき払ったままで、まだみどりもなく、これでは移転に不安を感じる者が出てもし方のない状況に見える」状況であったこと（甲B18-024、2枚目）などについては全く触れていない。

さらに、石橋課長は、インドネシア高官との協議で、「90年12月に「イ」政府は現地住民に対し、プロジェクト実施と住民移転について水没地域住民に説明を始めた様であるが、住民の一部には情報について十分知らされなかったこともあり、補償単価等について不満が生じているようだ。今年9月に農民が日本とインドネシアのNGOに伴われて来日し、本件プロジェクトについて日本の関係者に訴えて回った」、「環境問題、人権問題をはじめ、住民対策（具体的には説明とか合意取り付けのプロセス）について、NGOの批判が強いばかりでなく、マスコミや更には与党を含めた議員の厳しい眼もあって、憂慮している点、十分理解願いたい。5年前と今とでは、こうし

た環境や人権をめぐるプロジェクト実施の背景には極めて大きな変化が生じた点に留意する必要がある。「この問題の扱いを誤れば、本プロジェクトの措置にとどまらず、対「イ」向け ODA を損ない、ひいては日本の ODA 全体にも悪影響を与え兼ねないものであるからなのである。ご承知のこととは思うが、世銀ローンのプロジェクトで、多数の住民の移転が問題となったインドのナルマダ・プロジェクトは NGO の第 1 の標的となり、その結果同プロジェクトへの円借款供与は事実上棚ざらしにされ、極めて難しい状態に追い込まれたわけで、我々は、本プロジェクトを第 2 のナルマダ化することは何としても食い止める必要がある。また、これは円借款案件ではなく輸銀が問題だが、クドゥン・オンボのようにこじれさせる訳にはいかない」（甲 B18-017、2～4 枚目）などと述べているが、原判決はこの事実を無視している。そのため、石橋課長が、本件プロジェクトを推進するために、日本政府が現地住民対策の方向性について積極的にイニシアティブをとり、インドネシア政府高官の説得に当たった事実を看過している。

（2）1991 年 10 月の報告書及び同年 11 月の OECF 現地調査

また、原判決は、OECF が 1991 年 10 月 23 日付で報告書（丁 B5）を作成するとともに、同年 11 月に現地調査等を行い、住民に対する説明が行われ、移転に関する合意や補償基準単価に関する会合がなされていること、移転先の整備が進められていること等を確認したこと（丁 B6）を認定している。

しかしながら、本章第 4、2 項（1）で述べたとおり、移転同意については、1991 年 10 月に石橋課長がインドネシアを訪問した際に PLN ヤミン総裁から受けた説明と整合せず、また、1992 年 1 月当時の状況を報道した新聞記事（甲 B33 号証）の記載内容とも整合せず、移転同意がなされた事実が認められないことを看過している。次に、補償対象物件、補償基準単価に関する慣習法上の指導者からの同意についてもラサド証人が証言するとおり住民代表者の合意が得られたとはいえない状況があった。

また、最初に移転するコト・ラナ地区（移転後のプロウ・ガダン村及びコト・ムスジット村）の整備状況について、丁 B6 において約半分整備が完了しているとされた家屋の実際の工事内容は、基礎工事もされておらず床は粗末で木の株が突きだしているところもある状況であったというのである（第 5 編第 3 章第 2、(1)及び(2)参照）。

1991 年 10 月 23 日付報告書記載内容及び同年 11 月の OECF 調査団の確認事項は、実際に当時現地がおかれていた客観的状況と相違することは明白である。

ところが、原判決は、この点について精査せず、各報告書等の記載内容のみを認定したものである。このような原判決の姿勢は、事実を認定し正義公平の見地から法を適用する司法の役割を放棄したものと看做ざるを得ず極めて不当である。

（3）コンサルタント契約同意条件の充足

原判決も認定したとおり、本件第 1 次借款契約には、OECF がコンサルタント契約締結同意にあたり、インドネシア共和国政府が充足すべき条件として、①移住に関して各々の PAFs と地方政府との間の合意が成立していること（5 条 2 項）、②補償基準

に關しての PAFs と地方政府との間の合意が満足的な進捗を遂げていること(6条1項B)、③コト・ラナ地区の移住地が、プロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態に置かれていることが必要であるという趣旨の特約(16条2項B)が定められた(原判決118頁)。

この同意条件を満たしているかどうかに関し、日本国政府及び OECF がどういう判断をしたのかについて原判決は具体的な認定をしていない。特に、移転同意について、1991年9月に畠中参事官及びギナンジャール鉱業・エネルギー相との間で行われた会合では、全員からの同意が取得できていないことは両当事者間で確認していたにもかかわらず、同年10月、11月の OECF の報告及び調査では同意が取得できていることになった経緯、来日した PAFs からは、移転先の設備について、元の村と異なって各戸が離れて建設されており行き来が容易でない上、井戸も4軒に1つしかなく生活に不可欠な川が近傍にないこと(乙B3、2枚目)、移転先住居の質と水準に問題があること(乙B5、22枚目)について指摘を受けていたことを踏まえて、移転先の状況についてどのような調査を行ったのかについて具体的な認定をしていない。

以上の結果、コンサルタント契約同意時の条件が満たされていないにもかかわらず、同意をした事実を原判決は看過している。

第6 本件ダム本体建設工事契約締結に対する同意までの経緯等

1 原判決の事実認定

原判決は、本件ダム本体建設契約同意に至るまでの経緯について、以下の通り判示している(原判決128～133頁)。

(1) 本件プロジェクトにより移住する PAFs に対する補償金の支払については、1992年4月に最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村において行われ、その後、村ごとに1996年12月まで順次行われた。

1992年8月30日から同年9月4日にかけて、本件プロジェクトの実施に伴い、最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村からコト・ラナ地区への住民の移住が実施され、その他の住民の移住についても順次実施され、1996年2月ころまでに全10か村、4886世帯の住民が移住し、住民の移住が完了した。

(2) 1992年6月30日、旧政府開発援助大綱が閣議決定された。

日本国政府は、同年9月16日から同月21日にかけて、インドネシア共和国に対して日本国政府調査団を派遣し、インドネシア共和国政府(BAPPENAS)と協議したほか、本件プロジェクトによる住民の移住の対象となる10か村全て及び4つの移住地を訪問し、現地視察及び PAFs との直接の対話を行うなどして、本件プロジェクトの現状とその後の見通しに関する調査を行った結果、総じて住民の移住自体は、円滑に進んでおり、移住計画そのものへの不満はなく、現実に住民の移住が実施されている状況下でも現地の状況が平穏であることや組織的な反対運動が行われていないこと等

を確認した。

- (3) OECF は、同年 10 月、PLN が受注した請負業者と本件ダム本体の建設工事契約を締結することに同意し、日本国政府は、これを事実上承認した。

ロット I (土木工事) の契約書に関する OECF の同月 2 日付け承認書 (承認番号 IP-358/C002) には、要請事項として①移住と補償の手続は、予定されたスケジュールに基づいて講じられなければならない、② PAFs の要求に対しては、誠意ある考慮が払われなければならない、③移住と補償の進捗状況は、遅滞なく報告されなければならないことなど、確認事項として①土木工事と備品調達のための今後の契約に対する OECF の同意は、移住と補償の状態を斟酌した後に決定されるものとする、②移住と補償の手続の過程において深刻な問題が発生する場合には、本件プロジェクトのための支出は、当該問題が解決されるまで先送りすることができ、このことは、OECF によって既に同意されている契約の下での支出であっても同じであることなどが定められた。また、本件ダムのロット III B の発電機の契約書に関する OECF の 1993 年 8 月 20 日付け承認書 (承認番号 IP-374/C-005) には、確認事項として①移住地の造成、補償の支払及び旧村からの PAFs の移住については、PAFs の要求を考慮に入れ、計画的なスケジュールに従って必要な措置が講じられるべきでありこと、② PAFs が補償金を受け取った後に早い時期に移住地に移住することができるように、可能な限り早期に移住地の造成が行われるべきであることが定められた。その後行われた OECF の各種契約に対する承認においても同様の確認事項が付された。

2 原判決判示の誤り

(1) 住民移転について

原判決は、上記の通り、PAFs である 4886 世帯の移転が、1992 年 8 月から 1996 年 8 月頃にかけて完了したということだけをわずか 6 行の記載で認定している。

この事実認定の仕方に、原判決の問題点が端的に示されている。原判決は、この PAFs の移転の経過において、PAFs に対して行われた暴力、強制、威圧といった一切の不正義に目をつぶっている。

この住民移転に当たり、PAFs に対しておこなれた不正義の数々は、第 4 編第 10 章第 1 及び第 1 章第 1 において詳論するが、要点は軍隊を動員した強制移転であったということである。すなわち、プロウ・ガダン村の移転には、国軍第 132 大隊が動員され、「移転から 1 週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態 (SOB) であるかのように感じた」、「軍隊の厳重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた」という状況であったのである。このような不正義に目をつむることは、法の番人である裁判所が行うことではない。原判決は、司法の最低限の役割すら放棄したものである。

(2) 1992 年 9 月の日本政府調査団について

原判決は、現地住民の移転が行われた事実、プロウ・ガダン村において最初の移転が行われた後に日本政府調査団が現地調査を行い、住民の移転が円滑になされ、移転

計画自体への不満がないこと等を確認したと認定している。

しかしながら、上記の通り住民移転は軍隊を動員して強制的になされたものである。また、最初に移転したプロウ・ガダン村の移転先は、2002年に行われた本件 SAPS においてもゴムは一部の土地にしか植え付けられていない状況で、ゴムの木の多くは道路脇や沼地に置かれている状況だった（植え付けられてすらいない）ことが明らかにされている（丁 B4、4頁）。このことは1996年の米倉調査においても10%から15%程度しかゴムを植えていなかったのではないかと疑われるとされているところである。道路脇に放置されたゴムの木や、一部のゴム園にしかゴムが植えられていなかった事実に、現地を訪れた日本政府調査団が気づかなかつたとしたら、それは重大な過失によるものである。

また、日本政府調査団は、移転した PAFs の移転先での生活状況についても全く事実を見ていない。1995年に OECF がアンダラス大学に委託して行った調査では、移転した PAFs は依然、移転前の村にあるゴム園からの収入や、インドネシア政府から供与される生活手当への依存しており、自立した生活ができていないことが明らかにされている。このことは、日本政府調査団が訪れた1992年9月当時も同じ状況であった。こうしたことに気づかなかつたことは同調査団の重大な過失である。

原判決は、日本政府調査団が移転直後のプロウ・ガダン村を訪れた際の同村の客観的状況を、1995年に OECF が行った調査結果を踏まえて精査しなかったため、日本政府調査団の調査結果が事実に反するものであることを看過しており、事実を誤認した。

(3) 本件ダム本体建設工事契約同意について

原判決も認定したとおり、本件第1次借款契約は、OECF が、土木工事コントラクター契約締結に同意するにあたり、インドネシア共和国政府が充足すべき条件として、移住問題が良好に解決されること(6条2項B)が付されている。

しかしながら、前項で述べたとおり、最初に行われたプロウ・ガダン村の移転は、軍隊を動員して強制的に行われ、移転先も生活の糧であるゴム園の整備が完了しておらず、移転前の村のゴム園や政府からの生活扶助に依存した生活状況にあった。したがって、本件ダム本体工事建設契約への同意が行われた1992年10月当時、移住問題が良好に解決されている状況になく、本件ダム建設工事契約同意の条件は客観的には満たされていなかった。

このような事態を看過したのは、日本政府調査団が、調査時の移転地の客観的状況について十分な調査を尽くさなかったためであり、日本国政府及び OECF の過失は免れないというべきである。

第7 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等

1 原判決の事実認定

原判決は、本件ダム湛水に至るまでの経緯について、以下の通り判示している（原判決 133～140 頁）。

(1) 1992 年 10 月 16 日、本件ダム本体の建設工事が開始された。

OECD は、1995 年 8 月、住民移転・用地取得計画に関する審査における留意事項を策定した。

(2) アジア経済研究所の米倉は、OECD の依頼を受け、1996 年 7 月ころ、本件プロジェクトにおける土地収用及び住民の移住に関する調査を行い、同年 10 月ころ、同調査結果を中間評価として米倉調査報告書としてまとめ基金に対して提出した。アンダラス大学は、同年、本件プロジェクトの社会的、経済的な影響の調査を行い、この調査結果をアンダラス大学調査報告書としてまとめ、OECD に対し提出した。

(3) 1997 年 1 月 3 日、本件プロジェクトに関係するインドネシア共和国政府らにより、PAFs に対する対策を協議するために、全体調整会合が開催された。同年 2 月、本件ダムは湛水可能な状況となった。

OECD は、1997 年 3 月 3 日、インドネシア共和国政府に対し、本件プロジェクトを成功させるためには、PAFs への対策を解決することが不可欠であること等を申し入れた。OECD は、同月 11 日、BAPPENAS 及び PLN から、同月 12 日に予定されている本件ダムへの湛水は実際の湛水ではなく水門の開閉実験であること、BAPPENAS は、補償費支払、道路、水道及び電気といったインフラストラクチャー及び PAFs に対する生活手当や、ゴム・アブラヤシなど生計の手段に関する報告書を作成して提出すること等を確認した。

PLN は、リアウ州及び西スマトラ州の各知事の許可を得て、同月 12 日、OECD に対して何ら通知することなく、東電設計に対し本件ダムへの湛水を指示した。東電設計は担当業者に上記指示を伝達し本件ダムへの湛水を行った。

同月 13 日、OECD は BAPPENAS に対し強い遺憾の意を伝え、日本国政府は、インドネシア共和国政府高官らに対し、緊急かつ深い懸念を表明し、事態を收拾するための行動を直ちにとるよう強く要請する書簡を送付した。

OECD は、同月 20 日、BAPPENAS に対し、本件ダム洪水吐ゲートを開放しておくように PLN に対して指示する必要性を伝えた。日本国政府及び OECD は、同年 4 月 9 日及び 10 日、本件ダムへの湛水状況等を視察し、本件ダム及び本件水力発電所の建設がほぼ完成し、本件ダムの水門がすべて開放されていることなどを確認するとともに、湛水の再開に当たっては、土地の補償問題及び住民の生活保障の問題が存在することを十分認識し、問題解決に向けた努力を強く要請することなどを申し入れた。OECD は、同月 11 日、BAPPENAS のヘルマン・ヘルマン次官から、問題が解決されるまでは洪水吐のゲートを開放しておくよう指示したとの報告を受けた。

PLN は、同月 17 日ころ、OECD に対して何ら通知をすることなく、本件ダムの洪水吐のゲートを閉じて、本格的な湛水を再開した。OECD は、同年 5 月 7 日、インドネシア共和国政府らとの会議において、移住対策についてはほぼ目途が立っており湛

水を行いたいというインドネシア側の意図表明に対し、湛水前に、移住する住民の生活を確保すべきであり、これが確保されるまでは洪水吐のゲートを開放しておかなければならないことを指摘し、インドネシア共和国政府の認識を改めてもらうように要請した。

PLN は、その後も湛水を継続し、同年 7 月末ころまでには、本件ダムが水位が 80m を超え、湛水が完了した。

- (4) 1997 年 12 月、本件ダムの関連送電線が完成し、本件水力発電所のうち、1998 年 1 月に 1 基目が、同年 3 月に 2 基目が、同年 10 月に 3 基目がそれぞれ運転を開始した。

2 原判決判示の誤り

(1) 米倉調査及びアンダラス大学調査について

原判決は、米倉調査及びアンダラス大学調査が行われた事実は認定しているが、それぞれの調査において明らかになっている PAFs の被害の状況は全く認定していない。

すなわち、米倉調査ではゴム園では、10 % から 15 % 程度しかゴムしか正常に成長していないことが明らかにされており、依然アンダラス大学の調査では、PAFs は以前移転前の村にあるゴム園からの収入や、インドネシア政府から供与される生活手当への依存しており、自立した生活ができていないことが明らかにされているが、こうしたことについては全く触れられていない。

このため原判決は、コンサルタント契約同意時やダム本体工事建設契約同意時の条件が客観的には充足されていないことを看過し、上述したとおり、これらの同意が第 1 次借款契約に違反すること看過する重大な誤りを犯している。

また、原判決も認定したとおり（同判決 130 頁～ 132 頁）、1992 年 10 月の本件ダム本体工事建設契約承認時、1993 年 8 月の発電機契約承認時、同年 12 月のタービン契約承認時、及び 1992 年 3 月の関連送電線契約承認時にそれぞれ要請事項・確認事項として、PAFs の移住と補償に関連して詳細な条件が付されている。ところが、原判決は、これらの条件が満たされたかどうかについても認定を欠落させている。その要因は、米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書の内容を精査していないことにあると認められる。

したがって、原判決が、米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書に示された PAFs の被害状況を認定しなかった誤りは重大である。

(2) 本件ダム湛水について

原判決は、1996 年 1 月 3 日の全体調整会議以降、インドネシア側と日本側において、本件ダム湛水開始について行われたやりとりを認定している。

本件ダム湛水が問題となった時点では、インドネシア側が PAFs に対する補償及び移転地整備について本件履行特約を履行していない事実が明らかになっていた。にもかかわらず、これを守ることなくかつ日本側の申し入れを無視して湛水を実行したインドネシア政府及び PLN に対し、日本政府及び OECF は、単に懸念を示すに止まり住民被害の回復、被害拡大防止のために日本側として借款契約上の権限を行使しなかった。

それどころか、OECF は、インドネシア側が湛水を強行した後も総額約 40 億円に及ぶ融資を実行し、本件ダム建設の執行を補助していたのである（この事実は原判決も認定している [同 141 頁]）。

このような OECF 及び日本国政府の対応は、本件ダム湛水を事実上承認したものであるべきであり、インドネシア側は、そのように受け取り、既成事実化をはかったものと認められる。原判決はこの点を全く看過しており失当である。

第 8 本件ダムへの湛水後の経緯

1 原判決の事実認定

原判決は、本件ダム湛水開始後の経緯について、以下の通り判示している（原判決 141 ～ 145 頁）。

- (1) OECF は、本件ダムへの湛水が再開された後の同年及び 1999 年にインドネシア共和国政府に対し、本件第 2 次円借款契約により、総額 40 億 3392 万円の融資を実行した。

日本国政府は、1997 年 7 月 16 日及び 17 日開催のインドネシア支援国会合 (IGGI) でインドネシア共和国政府に対し、2317 億円の円借款の供与を決定した。

東電設計は、1999 年 11 月、東電設計が行った本件詳細設計の作成業務、本件プロジェクトの監理業務及びこれらを通じて入手した情報の他、PLN、森林省、移住省その他のインドネシア共和国関係の諸機関から入手した情報に基づき、本件プロジェクトに関する本件完成報告書を作成し、PLN に提出した。

- (2) JBIC（1999 年 10 月、OECE と日本輸出入銀行が統合されて国際協力銀行【JBIC】となった）は、本件プロジェクトの完成後、社会的及び自然環境的な側面において、依然として未解決の問題があると報じられたので、調査を行った結果、可能な限り早期に解決されるべきいくつかの重大な問題が存在すると判断し、BAPPENAS 及びその関連機関に対し、これらの問題を解決するための行動計画を策定するよう要請した。

インドネシア共和国政府は、2001 年 8 月 21 日、上記行動計画について討議するための会合を開催し、PLN、リアウ州政府及び西スマトラ州政府は、それぞれ上記行動計画を策定し BAPPENAS を通じて JBIC に対し、順次、上記行動計画を提出した。

JBIC は、2002 年 1 月及び 2 月、本件プロジェクトの完成に伴い、インドネシア共和国に本件プロジェクトの事後調査チームを派遣した。JBIC は、同月末から同年 10 月中旬にかけて、本件 SAPS を行った。

- (3) JBIC は、2002 年 4 月、同ガイドラインを「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」と改訂した。

在インドネシア共和国日本国大使館員は、同年 6 月 5 日から同月 7 日にかけて、本件プロジェクトに係る本件ダム等の施設及び関係インドネシア共和国政府機関等を訪問、視察し、その結果、本件ダム及び本件水力発電所が適切に運営されていること、

補償金については、インドネシア共和国の裁判所において係争中の件を除けば全額支払がされており、上記係争についても同裁判所において認容された部分が支払われることで最終決着がもたらされると考えられること、PAFsの一部に生活上の困難が生じているものの、生活環境全般については、インドネシア共和国の辺境の山岳地域における一般的水準に比して特段に劣っているとは考えられず、解決すべき問題は、収穫可能な換金作物(主としてゴム)園の提供及び生活用水の供給の2点におおむね限定されることが確認された。

- (4) 2003年1月24日から同月27日にかけて、日本国政府及びJBICは、本件プロジェクトの現地を訪問し、西スマトラ州及びリアウ州の各政府高官と面談、PAFsの移住村におけるワークショップ(研究集会)に参加するなどした。

PLNは、2003年1月3日、東電設計に対し、東電設計が本件エンジニアリング・サービス協定に基づき、本件プロジェクトに関連する送電線及び変電所のコンサルタント及び監理者としての義務を完全に履行したことを認証する旨記載した書面を交付した。

- (5) アンダラス大学経済研究・制度開発センターのシャフルディン・カリミ(アンダラス大学調査報告書を作成した研究者)、東京大学大学院新領域創成科学研究科の中山幹康等の研究者は、2004年3月及び4月、被告らの委託に基づくものではなく独自に、本件プロジェクトの事後評価のため、本件ダム の現地調査を行い、インドネシアにおけるコタパンジャン・ダム事業の住民移住計画に関する事後評価と題する論文として発表した(以下カリミ・中山調査報告書という)。同文献には、調査対象の四つの村すべてにおいて、移住する住民の生活状況と生活の質は著しく改善しており、移住計画の実施によって移住する住民が新しい村において重い貧困に追い込まれているというような手ごかりはほとんど見受けられないこと、調査対象となった四つの村のうち三つの村では、住民の大部分が、移住前に比べ、収入が増加していること、より多くの住民が移住前に所有していなかった物品を現在所有して、カラーテレビを見たり、食料保存のために冷蔵庫を使用したりしていること等が記載されている。

- (6) JICA(旧JBIC)は、現在でも、インドネシア共和国政府が2002年から行う移住地の整備等を内容としたアクションプランにつき進捗状況を確認し、進捗状況に問題があれば技術的な助言をしている。

2 原判決判示の誤り

(1) 本件SAPSについて

原判決は、本件SAPSが行われた事実は認定しているが、その調査で明らかとなった住民被害の実情を全く認定していない。

本件SAPS起案書(甲B77)には、計画の詳細が記載されており、JBICが調査の骨格を十分検討した上でなされた調査であり、OECDの委託により行われた米倉調査及びアンダラス大学調査の結果とも整合しており十分信用性が認められる。

本件SAPSでは、PAFsらの移転が軍隊による強制によって行われたこと、移転地

では収入源であるゴム園が整備されていなかったこと、移転地での生活のために約束された家屋、井戸、その他の条件が全く満たされていなかったことなど、PAFs らの被害状況が明らかになっている。住民被害の実情は、後述するとおり本件における被控訴人らの責任を判断する上で重要な事実である。

本件 SAPS に基づく事実認定をせず、その結果控訴人住民ら及び自然環境が受けた被害の事実を看過した原判決には重大な誤りがある。

(2) 湛水終了後の状況について

ア 原判決は、JBIC は、本件プロジェクトの完成後、未解決の問題があると報じられたので調査を行い、2001 年 4 月に重大な問題が存在することが判明したので、インドネシア側に問題解決に向けた行動計画を要請し、2001 年 8 月 21 日、上記行動計画について討議するための会合を開催し、PLN、リアウ州政府及び西スマトラ州政府は、それぞれ上記行動計画を策定したと認定している。

しかしながら、現地住民が、1997 年 3、4 月に開始された湛水により重大被害を受けることは 1996 年に OECF が行った調査からすでに明らかであった。したがって、湛水を容認した日本国政府及び OECF は直ちに現地住民の窮状を踏まえた対策を採るべきであった。ところが、JBIC はその後 4 年間放置したのである。2001 年 8 月に行動計画が策定されたとしても、たとえばゴムの成熟には少なくとも 4、5 年を要するのであり、実際に効果を上げるようになるのは 2006 年以降になることは明らかであった。この時点で移転住民らは移転後 10 年以上にわたって約束されたゴム園を受け取ることができない状況におかれることとなったのである。原判決はこうした点を看過している。

イ また、原判決は、2002 年 6 月、日本大使館員が本件プロジェクト施設等を訪問し、PAFs の一部に生活上の困難が生じているものの生活環境全般については特段に劣っておらず問題はゴム園と水の 2 点であることなどから、日本国政府及び JBIC の対応には問題がなかったと判示している。

しかしながら、原判決は、行動計画によってゴムの再植樹が行われ収穫が可能になるまで移転から 10 年の年月が必要であり、その間に多くの PAFs がゴム園を売却しており、行動計画は PAFs の救済として遅すぎた事実を看過している。行動計画によって PAFs の生活に一定の改善が見られたとしても、後述するカリミ教授及び中山教授らが 2009 年に発表した調査報告書（以下新カリミ・中山調査報告書という。甲 C45）においてもタンジュン・パウ村では移転によって住民らが受けた被害の回復は未だなされていないことが明らかとなっている。リアウ州側においてもゴム園の再生ができていない村が存し、被害の回復が実現されていないことは明らかである。

原判決が、PAFs の生活環境全般は特段に劣っていないと認定した根拠は、2002 年 6 月に現地調査を行った日本政府大使館の報告（乙 B6）に基づくものである。

しかしながら、この当時は、本件 SAPS による調査などにより、ゴム園の整備が

全く進んでいないことが明らかになっていた。PAFs の生計手段として準備されたはずのゴム園が生産可能できない状況にあって PAFs が生活するための真つ当な収入を得られるはずがないことは明白である。新カリミ・中山調査報告書を踏まえても上記大使館報告の内容は到底信用できない。原判決は明らかに事実を誤認したものである。

(3) カリミ・中山調査報告書について

原判決は、カリミ・中山調査報告書の内容について、米倉調査報告書、アンダラス大学調査報告書、本件 SAPS に比べ格段に詳しい内容を認定している。

ところで、カリミ・中山調査報告書はカリミ教授及び中山教授らによって 2004 年に調査が行われ、2005 年に論文発表されている。カリミ教授は、1996 年にアンダラス大学調査報告書を担当しており、アンダラス大学調査報告書の内容は了解した上で行われたものである。さらにカリミ教授及び中山教授は、2001 年から 2003 年にかけて JBIC の委託を受けて本件プロジェクトの事後評価を行っている。したがって、カリミ教授及び中山教授については、原判決が判示するように独自に本件プロジェクトの事後評価のため現地調査を行った者とは到底言えない。ところが、カリミ・中山調査報告書は、従前の調査について何ら言及せず、あたかも公平な第 3 者による調査であるかのような書きぶりをしており問題がある。その上、調査結果についても、従前自らが関与して行った調査結果と全く異なる内容であるにもかかわらず、その点に何ら触れていない。このような調査に信用性を認めることは到底できない。

また新カリミ・中山調査報告書では、タンジュン・パウ村について、移転後 10 年以上が経過しているにもかかわらず、西スマトラ州の他の地域に比べ貧困率が高く、移転による生活水準の回復ができていないことを明らかにしている。この論文自体においてもカリミ・中山調査報告書の内容については偏向があることが指摘されており、カリミ・中山調査報告書の内容を直ちに措信できないことは明らかである。

ところが、原判決は、こうした点を見誤り、控訴人住民らに不利な内容を含むカリミ・中山調査報告書について従前の調査とは別格の取扱でその内容を認定している。このことは、原判決自体が公平に本件の事実認定を行っていないことを端的に明らかにしている。

第 2 章 日本国・OECD の損害賠償責任について

本編第 1 章で述べた事実認定を踏まえ、原判決は、被控訴人らの原告住民らに対する責任について判示したが、これには重大な誤りがある。

この点について以下述べる。

第 1 原判決の判示

原判決は、円借款に関する日本国政府の行為は、国家賠償法 1 条 1 項所定の『公権力

の行使に当たるとして、日本国については国賠法上の責任の有無を検討している。これに対し、OECFについては民法上の不法行為責任の有無として検討している。

具体的には、以下の通り、日本国及びOECFの各行為時において、控訴人住民らに対して注意義務を負わないと判示している（原判決146～170頁）。

1 本件第1次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反

(1) 非自発的な移住に対する注意義務について

控訴人住民らの主張する非自発的な移住に対する注意義務の内容とされている住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、日本国政府及びOECFは、本件プロジェクトに当たって、インドネシア共和国政府の主権に属する控訴人住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものではない。

控訴人らが上記主張の根拠として主張する国際基準に基づく行為準則については、まず、国際人権A規約11条1項は、締約国において、権利実現に向け積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し、即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではなく、先住民条約及び世界遺産条約を締結しておらず、いずれも注意義務の根拠とならない。また、世界銀行の業務指令等は世界銀行の職員の指針として策定されたものであり、OECDの理事会の勧告は被告国及び基金を直ちに法的に拘束するものではなく、これらもいずれも注意義務の根拠にはならないし、これは、移住等については第一次的責任は被援助国が負うとしている。

その他の控訴人らの主張も以下の事情からは、非自発的な移住に対する注意義務を負う根拠となるということとはできない。

- ① 政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であるとしても、控訴人住民らは、インドネシア共和国の主権に属し、日本国に対する納税義務者ではない。
- ② 円借款によるプロジェクトの実施、円借款の要請、調達、工事監理を行い、プロジェクトの運営・維持管理を行うのは、いずれも借入国及び借入国の事業実施機関なのであるから、日本国内の公共事業と同一の性格のものであるということとはできない。
- ③ 円借款によるプロジェクトにおける住民の移住及び補償の問題は、個々のプロジェクトにおいて個別に検討されるべきで、別の円借款プロジェクトにおける問題は本プロジェクトに直ちに反映しない。また、OECFガイドラインは、OECFが円借款供与の審査にあたる際の指針であり、原告住民らに対する法的義務を基礎付けるものではない。本件環境配慮解説報告書及び本件環境配慮推進調査も、OECF又は日本国政府が自ら利用するためにしたものである。事業団の「ダム建設計画に係わる環境インパクト調査に関する環境配慮ガイドライン」も、事業団の内部規定である。
- ④ 控訴人住民らがインドネシア共和国の主権に属するものである以上、被援助国の政治状況いかんによって、注意義務が生じることはない。

(2) 本件第1次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反

日本国政府又は OECF が控訴人住民らに対して非自発的な移住に対する注意義務を負っていない。

本件 F/S 報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書には不適切なところはない。

さらに、OECF は、1990 年 3 月 19 日から 24 日までの間、本件プロジェクトが実施されている現地に環境調査団を派遣して村長らへのインタビュー等を行い、日本国政府は、同年 3 月 28 日及び 29 日、1990 年度円借款政府調査団を派遣し、OECF は、同年 9 月 4 日から 7 日にかけて象移転候補地の現地調査を実施し、同月 17 日、ギアム・シアク・ケシルを移転地とするよう要請し、OECF は、同年 12 月 6 日から 9 日にかけて中間監理ミッションを派遣し、移住予定地であるコト・ラナ地区の伐採、住民の移住に対する合意の取付け等が遅れていることが確認されたので BAPPENAS に指摘し、また、中間監理ミッションを現地にも派遣し、水没が予定されている 10 か村において、ランダムに選んだ村ごとに 2 名ずつの移住対象住民に対してインタビューを実施し、インタビューした住民の全員が村長から本件プロジェクト、移住の必要性について知らされてこれを了知しており、移住先についてもその大半が知らされていること及び移住に対して反対する人がいないことを確認した。したがって、1990 年 9 月 19 日の驚見を中心とする民間調査団の発表を考慮に入れても、日本国政府及び OECF は、必要かつ十分な手続を経たということができる。

2 本件第2次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反

(1) 非自発的な移住に対する注意義務について

1991 年 4 月 10 日、海部俊樹内閣総理大臣が、政府開発援助の基準として被援助国の民主化の促進並びに基本的人権及び自由の保障状況について十分注意を払うものとしたことは、日本国政府としての内部基準を定めたもので、控訴人住民らに対する注意義務を根拠付けるものではない。

世界銀行が策定した「先住民」と題する業務指令は、世界銀行の職員の指針として策定されたもので、日本国政府及び OECF には適用されない。

(2) 本件3条件に基づく注意義務について

インドネシア共和国政府が充足すべきものとして本件3条件の趣旨の定めが本件討議の記録に入れ、本件第1次借款契約にインドネシア共和国政府が充足すべきものとして本件3条件の趣旨の定めと共にその履行確保のための特約が入れられた。

しかし、インドネシア共和国政府がこれによって日本国政府又は OECF に対して何らかの法的義務を負うことはあっても、それにより、日本国政府及び OECF が控訴人住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものではない。

(3) 本件第2次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反

日本国政府及び OECF が控訴人住民らに対して非自発的な移住に対する注意義務や本件3条件に基づく注意義務を負っているということができない。

日本国政府及び OECF が本件 F/S 報告書、本件 D/D 等の内容を見直す理由はなかった。日本国政府は、1991 年 4 月に調査団を派遣し、同年 9 月には、在インドネシア共和国日本国大使館員らが本件ダム現地視察を行ったが、組織的な反対運動は確認されなかったのであるから、前記住民らの在インドネシア共和国日本民大使館の訪問や来日等のことを考慮に入れても、日本国政府及び OECF としては必要かつ十分な手続を経た。

3 コンサルタント契約の締結に対する同意と注意義務違反

日本国政府及び OECF は、控訴人住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務や本件 3 条件に基づく注意義務を負っていない。また、OECD ガイドラインが被告国及び基金を直ちに法的に拘束するものではない上、OECD ガイドラインには、住民の意に反する再定住を伴うプロジェクトの第一次的責任は、被援助国の政府にあると記載されているのであるから、OECD ガイドラインによっても、日本国政府及び OECF が控訴人住民らが主張するような注意義務を負うということとはできない。

のみならず、本件第 2 次交換公文・円借款契約締結後も、コンサルタント契約締結同意までに、日本国政府は、畠中外務参事官や石橋課長において、インドネシア共和国政府高官に対し、本件ダムの建設に伴う住民の移住問題及び環境問題について十分かつ迅速な配慮を要議していること、OECF は、本件プロジェクトにおける住民の移住及び補償問題に関して調査を行い、本件ダムの建設に伴う住民の移住に関し、住民説明会が数多く実施され、住民に対し本件プロジェクトに関する情報提供を行われていること、移住の合意書に対する住民による署名がリアウ州及び西スマトラ州について行われたこと、慣習法上の指導者と地方政府との間の補償対象物件及び補償基準単価についての会合がリアウ州及び西スマトラ州において開催されたこと、住民の移住先の整備が進んでいることなどの報告を受けたのであるから、必要十分な手続を経たものである。

4 本件ダム本体建設工事契約締結同意以降について

原判決は、日本国及び OECF は、非自発的な移住に対する注意義務や本件 3 条件に基づく注意義務を負っていなかったことから、本件ダム本体建設工事契約同意以降のいずれの時点においても責任を負わないと判示した。

そして、各時点の日本国や OECF の行為には問題がなかったことを以下の通り判示している。

- (1) 日本国や OECF は本件ダム本体の建設工事契約に同意するまでに、1992 年 9 月 16 日から同月 21 日にかけて日本国政府調査団を派遣しインドネシア共和国政府と協議したほか、本件プロジェクトによる住民の移住の対象なる 10 か村全て及び 4 つの移住地を訪問し、現地視察及び PAFs との直接の対話を行うなどして、本件プロジェクトの現状とその後の見通しに関する調査を行った結果、総じて住民の移住自体は、円滑に進んでおり、移住計画そのものへの不満はなく、現実に住民の移住が実施されている状況下でも現地の状況が平穏であること等を確認しており、上記同意までに、必要十分な手続を経た。

(2) 日本国政府及び OECF は、住民の被害が解決するまで、本件ダムへの湛水の再開を容認しないための措置をとる作為義務を負わない。米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書を考慮に入れても上記結論は左右されない。しかも、日本国政府及び OECF は湛水の再開を事実上承認していない。

のみならず、本件ダム湛水後、OECF や日本国政府は、これに対し懸念を表明し、本件ダム洪水吐のゲートを開放しておくよう PLN に指示する必要性を伝えるなどし、インドネシア共和国政府の関係者と意見交換を行い、湛水の再開に当たっては、土地の補償問題及び住民の生活保障の問題が存在することを十分認識し、今後本件プロジェクトを進める際には、住民との間であつれきや対立が生じないよう問題解決に向けた努力を強く要請することなどを申し入れるなどしたのであるから、本件ダムへの湛水の再開につき日本国政府及び OECF の対応に何ら問題がなかった。

(3) 本件水力発電所が商業運転を開始した後、JBIC が、社会的及び自然環境的な側面における問題を解決するための行動計画を策定するよう要請し、その結果、ゴム農園の復旧、清潔な水の供給システム等を主要項目とする行動計画が策定される等しているのであるから、本件ダムへの湛水が終了し、本件水力発電所が商業運転を開始した後の日本国政府及び JBIC の対応に何らの問題がなかった。

第2 原判決の誤り

1 借入国の内政上の問題とする点について

原判決は、上述の通り、控訴人住民らの主張する非自発的な移住に対する注意義務の内容とされている住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、日本国政府及び OECF は、インドネシア共和国政府の主権に属する控訴人住民らに対し、注意義務を負うものではないと判示した。

確かに、インドネシアが独自に行うプロジェクトであれば、それによって影響を受ける住民の移住及び補償の問題はインドネシア共和国の内政の問題である。しかし、本件は、日本政府及び OECF が円借款を供与して行われたプロジェクトである。控訴人住民らの移住は、日本政府及び OECF が円借款を供与し本件プロジェクトを積極的に進めたために行われたものである。本件で問題としているのは、日本政府及び OECF が円借款を供与して本件プロジェクトの推進を図った行為である。

円借款を供与するかどうかは日本側の問題である。被援助国から行われた借款要請に対し、日本国政府及び OECF はこれを審査し、審査基準を満たさないものについてはこれを断っている。したがって、本件においても、日本国政府及び OECF が、インドネシア国内において行われる PAFs の移住及び補償の実態を考慮し、円借款を供与しないことはインドネシアの内政干渉に当たらないことは明白である。

実際、後述するとおり、インドのナルマダ・ダムへの ODA では、当該プロジェクトによって移転させられる住民や、影響を受ける環境への対策が不十分であることから日

本国政府は追加融資の停止を決定している。また、フィリピンにおけるバタンガス港拡張事業では、一時融資の凍結を行っている。これらは ODA を実施するかどうかの判断は内政干渉に当たらないことから日本国政府はそのような判断をしたものである。

よって、原判決の上記判断が誤りであることは明白である。

2 注意義務の発生根拠に対する判断について

- (1) 原判決は、控訴人住民らが主張した、国際人権 A 規約 11 条 1 項、先住民条約、世界銀行の業務指令等、OECD の理事会の勧告、世界遺産条約、政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であること、政府開発援助によるプロジェクトは日本国内の公共事業と同一の性格のものであること、他の円借款によるプロジェクトにおいて問題があったこと、OECD ガイドラインやこれに関する調査、被援助国の政治状況等は、いずれも注意義務の根拠とはならないとした。

また、原判決は、本件 3 条件についても、これにより日本国政府及び OECD が控訴人住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものはないと判示した。

この原判決判示では、日本国及び OECD は、円借款については完全の自由裁量を有しており、如何なる注意義務も負わないこととなり明らかに不当である。

- (2) 国際的に定められた基準が、日本国が加盟していないこと、世銀職員への指針であり日本国政府及び OECD に対して適用がないことなどから、直ちに日本国政府や OECD に対して法的拘束力を持つものにならないとしても、当該基準が、開発援助が引き起こしてきた問題事象を防止するために国際的に認められた基準であることは事実として明白である。日本国政府及び OECD は、ODA を供与する際、これらの基準を考慮してその審査に当たるべきことは明らかであり、日本政府及び OECD の注意義務を基礎づける要素となる。

また、世銀ガイドライン及び OECD ガイドラインが移住等については第一次的責任は被援助国が負うとしていることについても、この指令・勧告が、当該プロジェクトにおいて上記各基準に反する開発行為がなされ、PAFs に重大な被害が発生することが明らかであることが判明している状況のもとで円借款供与を実行し、その結果 PAFs に重大な被害を与えた援助国・機関の責任を免除したものでないことは明らかである。

さらに、他の円借款プロジェクトにおいて問題が発生していた事実は、当然同様の問題を発生させないようにする注意義務を日本国政府及び OECD に対して課す。これは経験則上当然である。OECD ガイドラインについても、これに違反した貸し付けがなされたことは当然日本国政府及び OECD の責任を判断する要素となるものである。被援助国が容易に人権侵害を行う国である場合は、日本国政府及び OECD の行為が人権侵害を引き起こさないように注意すべきことも当然である。特に当該被援助国への援助プロジェクトにおいて人権侵害が繰り返されている場合にはそのような事態を発生させないように注意することは特に要請されているというべきである。

- (3) 本件 3 条件及びその履行確保のための特約は、日本国政府又は OECD と、インド

ネシア共和国政府との間で締結された交換公文の討議の記録及び借款契約において、インドネシア共和国政府が守るべき条項として定められたものであることは、原判決が指摘するとおりである。

しかしながら、上記規定がなされたことは、日本国政府及び OECF がインドネシア共和国政府に対して、交換公文の討議の記録及び借款契約に規定された上記約定を遵守させるための権限を取得したことを意味する。これらの条項に基づく権限は、本件 SAPS 起案書（甲 B77）においても、インドネシア政府に JBIC が本件 SAPS 調査を行うことを受け入れさせる根拠とされている。

そして、本件 3 条件及びその履行確保のための特約が、本件プロジェクトに対する PAFs や NGO から表明された懸念を踏まえて、PAFs の利益及び自然環境保全の利益を違法な侵害から守り、これらを擁護することを目的として定められたことは明らかである。

本件借款に当たり、日本国政府及び OECF が、インドネシア共和国政府との間で上記のような約定を定め、借款契約上、上記約定をインドネシア共和国政府に遵守させるための権限を取得したことは、日本国政府及び OECF の責任を判断する上で重要な要素となることは明らかである。

- (4) 原判決は、日本国政府及び OECF を規制した明文の法あるいは契約に違反しない限り、国賠法および民法上の違法は生じないと誤解しているようであるが、これは明らかに国賠法および民法の解釈を誤ったものである。

以下、この誤りの骨子について、日本国の責任と OECF の責任を分けて述べる。

3 国賠法に基づく日本国の責任に関する判断枠組み

原判決は、国賠法に基づく日本国の責任についてどのような枠組みで判断するのか明示的な判断をしていない。しかし、原判決は、本件 3 条件について、「それにより、日本国政府及び基金が原告住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものはない」と判示しており、国賠法上違法有責であるには、控訴人住民らとの間で負担する法的義務に違反することが必要であると判断していると認められる。

ところで、ODA には、外務省設置法及び海外経済協力基金設置法等の組織規範上の根拠があるのみで、根拠規範はもちろんのこと、具体的な目的、手続、審査基準等を定めた目的規範及び手続規範すら存しない。これは ODA が、根拠規範を要しない非権力的事実行為であることが一因となっている。しかしながら、ODA に関する具体的な根拠規範・目的規範・手続規範が存しないことは、ODA の企画・執行について被控訴人らが完全な白紙委任を受けていることを意味するものではないことは明白である。

非権力的事実行為においてその法律上の根拠が規定されていない場合についても、当該行為が「なんらの制限を受けないものでもなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法 1 条 1 項に基づく責任が生じることは、避けられない」

（東京高裁平成 15 年 5 月 21 日判決訟月 53 卷 2 号 205 頁）。「当該職務が非権力的事実

行為で、法令の規定等が存在しない場合には、組織法上の規定等から職務の性質や範囲等を検討したうえで、具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮すべきであり、「明示の法律の根拠がない場合に、具体的行為を離れて、法的義務を確定したうえで、さらに、改めて、通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と行為をしたか否かを判断することは不可能である」（大阪高裁平成16年2月19日判決訟月53巻2号205頁）。

したがって、非権力的事実行為である ODA についても、これを規制する法令がないことからといって何ら制限を受けないものではなく、「目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法1条1項に基づく責任が生じることは、避けられない」と解される。そして、本件プロジェクトについて、その「目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものである」かどうかを、当該職務の「具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮」して判断すべきである。

原判決は、これら判断を行うことなく、「具体的行為を離れて」、世銀ガイドライン及び OECD ガイドラインの性格、並びに交換公文及び借款契約の契約当事者等から一般的に「法的義務を確定し」ようとしたものであり、失当である。

4 民法に基づく OECF の責任

OECF は、民法上の不法行為責任を負うものである。民法上の不法行為責任において違法性判定基準として通説の地位を占める相関関係説は、違法性の判定は被侵害法益の性質と侵害行為の態様との相関関係で考察すべきであるとする。したがって、本件における具体的な判断方法としては、本件プロジェクトの目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであるかどうかを、本件プロジェクトにおける OECF の具体的な職務執行の状況に応じた個別の諸事情を考慮して判断するのが相当である。

また、民法上の不法行為責任における注意義務は、当該業務にあたる専門機関として要請される水準の注意義務である。当該注意義務の根拠として法令等が不可欠となるものではない。

原判決は、OECF についても、控訴人住民らに対して負う「法的義務」に違反しなければならないと判示しているが、これは通常の民法上の不法行為責任に関する理解とはかけ離れており失当である。

本件については、本件プロジェクトの目的、方法とともに、OECF の責任が問題となる各時期における控訴人住民らの被害の状況及び OECF の行為形態、並びに開発援助の専門機関である OECF に求められていた水準の注意義務の内容を具体的に検討して、OECF の不法行為責任の有無を検討する必要がある。

5 各時点における注意義務違反

(1) 各時点における判断枠組みの誤り

原判決は、本件第1次円借款契約締結時、本件第2次円借款契約締結時、コンサルタント契約同意時、本件ダム本体建設工事契約締結同意時、本件ダム湛水開始時、本件ダム湛水後のいずれの時点についても、日本国政府及び OECF には注意義務違反

はないと判示した。

しかしながら、上記の通り、原判決は、円借款契約に関して日本国政府及び OECF が負う注意義務について基本的な判断を誤り、法の適用を間違えたものである。上述の通り、本件プロジェクトの目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであるかどうかを、本件プロジェクトにおける具体的な職務執行の状況に応じた個別の諸事情を考慮して判断すれば、上記各時点における日本国政府及び OECF の責任は明らかである。

この点については、個別の諸事情を考慮する必要があるので、第6編において詳論する。

(2) 各時点の基礎事情に関する事実誤認

ア 原判決は、本章第1で述べたとおり、本件はインドネシア共和国の内政上の問題であるとした上で、日本国政府及び OECF の各行為時（交換公文・借款契約の締結時、各契約同意時等）に、注意義務違反となる具体的行為があったと控訴人住民らが主張した点について、いずれも以下の通り判示し、日本国政府及び OECF の調査では問題がなかったことが判明していたから控訴人住民らの主張は失当であると述べた。

- ① OECF は、1990年3月19日から24日、同年9月4日から7日、及び同年12月6日から9日にかけて、インドネシアに調査団を派遣し、住民移転、象の移転等について調査を行い、計画の改善を申し入れ、水没が予定されている10か村で2名ずつの移住対象住民に対してインタビューを実施し、インタビューした住民の全員が村長から本件プロジェクト、移住の必要性について知らされてこれを了知しており、移住先についてもその大半が知らされていること及び移住に対して反対する人がいないことを確認した。

日本国政府は、同年3月28日及び29日、1990年度円借款政府調査団を派遣し、インドネシア政府と協議を行った。

- ② 日本国政府は、1991年4月に調査団を派遣し、同年9月には、在インドネシア共和国日本国大使館員らが本件ダム現地視察を行い、組織的な反対運動が認められないことを確認した。
- ③ 日本国政府は、1991年9月、10月に、畠中外務参事官や石橋課長において、インドネシア共和国政府高官に対し、本件ダムの建設に伴う住民の移住問題及び環境問題について十分かつ迅速な配慮を要議した。OECF は、本件プロジェクトにおける住民の移住及び補償問題に関して調査を行い、本件ダムの建設に伴う住民の移住に関し、住民説明会が数多く実施され、住民に対し本件プロジェクトに関する情報提供が行われていること、移住の合意書に対する住民による署名がリアウ州及び西スマトラ州について行われたことと、慣習法上の指導者と地方政府との間の補償対象物件及び補償基準単価についての会合がリアウ州及び西スマトラ州において開催されたこと、住民の移住先の整備が進んでいることなどの報告

を受けた。

④ 1992年9月16日から同月21日にかけて日本国政府調査団を派遣し、本プロジェクトによる住民の移住の対象となる10か村全て及び4つの移住地を訪問し、現地視察及びPAFsとの直接の対話を行うなどして、本プロジェクトの現状とその後の見通しに関する調査を行った結果、総じて住民の移住自体は、円滑に進んでおり、移住計画そのものへの不満はなく、現実に住民の移住が実施されている状況下でも現地の状況が平穏であること等を確認した。

⑤ 日本国政府及びOECFは、住民の被害が解決するまで、本件ダムへの湛水の再開を容認しないための措置をとる作為義務を負わない。米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書を考慮に入れても上記結論は左右されない。

のみならず、本件ダム湛水開始後、OECFや日本国政府は、これに対し懸念を表明し、本件ダム洪水吐のゲートを開放しておくようPLNに指示する必要性を伝えるなどし、インドネシア共和国政府の関係者と意見交換を行い、湛水の再開に当たっては、土地の補償問題及び住民の生活保障の問題が存在することを十分認識し、今後本件プロジェクトを進める際には、住民との間であつれきや対立が生じないように問題解決に向けた努力を強く要請することなどを申し入れるなどした。

⑥ 本件水力発電所運転開始後は、JBICが、社会的及び自然環境的な側面における問題を解決するための行動計画を策定するよう要請し、その結果、ゴム農園の復旧、清潔な水の供給システム等を主要項目とする行動計画が策定される等した。

イ 上記原判決認定に誤りがあることについては本編第1章で述べたとおりである。

すなわち、上記①については同章第3、2項(5)において、上記②については同章第4、2項(2)において、上記③については同章第5、2項(1)及び(2)において、上記④については同章第6、2項(2)において、上記⑤については同章第7、2項(1)及び(2)において、上記⑥については同章第8、2項(2)において、それぞれ原判決の事実認定の誤りを指摘した通りである。

(3) 原判決の根本的誤り

ア 上記事実認定の誤りに加え、原判決の判断方法には根本的な誤りがある。それは、原判決は本件に関する事実関係を誠実に捉えようとしていない点である。

すなわち、原判決は、上記①ないし④の通り、日本国政府及びOECFの調査では問題がなかったことが判明していたとしている。しかしながら、これらの調査結果は、実際は本件プロジェクト現地の状況を誤って把握したものであった。

そして、原判決が上記⑤で触れている米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書(いずれも1996年に実施された)により、日本国政府及びOECFもこのことを認識した。これらの報告書は、第4編第1章第3、並びに第5編第2章第1及び第2で述べるとおり、本件プロジェクトの財産調査の正確性や調査の公平性に問題があること、移転先のゴム園で生産可能になるゴムは10%~15%ほどでそもそも

その程度のゴムしか植えられなかった可能性があること、住民たちの無理な移転を強いていること、補償基準合意がミナンカバウ社会慣習による合意決定ではなく手続き上の瑕疵があったこと（以上は米倉調査報告書）、住民たちに供与されるゴム園が生産可能な状況になっておらず、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア共和国政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていること、本件ダムの貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に窮する状況にあること、移転にあたってインドネシア共和国政府が約束した条件の多くが守られていないこと（以上はアンダラス大学調査報告書）を明らかにした。本件プロジェクト現地の更に詳細な状況は、JBIC が行った本件 SAPS 調査により明らかとなり（その内容は第5編第3章で述べる）、その報告書が2002年4月にJBICに提出されたことにより、日本国政府及びJBICもこれを知った

ところが、原判決は、OECF（JBIC）によるこれらの調査によって明らかとなった本件プロジェクト現地の状況について事実認定することをことさら避け、各調査報告書に記載された内容を紹介する程度に止まっている。そして、1995年までに日本国政府及びOECFによって行われた調査（上記①ないし④に記載された調査）の結果に誤りはなかったのかどうか、これらの調査方法は妥当なものであったのかどうか等について一切判断をしなかった。この点は、本件における日本国政府及びOECFの責任を判断する上で極めて重要な争点であるにもかかわらず、この争点をあえて回避したものといわざるを得ない。

このように事実を正視しない原判決の姿勢は、司法の役割を放棄したものといわなければならない。

イ また、米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書により、日本国政府及びOECFが従前の調査が誤っており、本件プロジェクト現地においてPAFsが従前の生活を再建できないような状況に陥っていることを認識した後の、日本国政府及びOECFの対応に関する原判決の認定にも重大な問題がある。

原判決は、日本国政府及びOECFは住民の被害が解決するまで本件ダムへの湛水の再開を容認しないための措置をとる作為義務を負わないとか、日本国政府及びOECFは湛水の再開を事実上承認していないことが明らかであると安易に判断している（原判決167頁）。

しかしながら、日本国政府及びOECFは、1991年9月に現地住民らが来日して本件プロジェクト現地では移転が強制されていることなどを訴えたにもかかわらず、これに無視して、円借款契約を締結し、その後も本件プロジェクトの進行に必要な各同意を行い、本件プロジェクトの進行を認めてきたのであるから、従前の判断が誤りであったことがわかった時点において、被害の拡大を防止する義務があったというべきである。

また、本件履行特約では、ダムの湛水開始前までに補償金の支払、移転先整備、住民移転が完了していることを明確に条件として約定していた（甲B77）。この約

定は、融資金の支払ないし違約条項に約定された条件であり、円借款契約上強制力を有する規定である。移転地の整備が完了せず、PAFs が生活難に苦しんでいることがわかったにもかかわらず、ダムの湛水を進めるインドネシア政府に対し、日本国政府及び OECF は、その後も融資を継続し合計約 40 億円を融資した（原判決 141 頁）。この融資額は、実際に本件プロジェクトに関し OECF が融資実行した 227 億 1000 万円の約 18 %にあたる金額である。インドネシア政府が、円借款契約上規定された条件に反して湛水を行い、PAFs の生活条件の破壊を進めていることについて、円借款契約上の違約条項を発動することなく、インドネシア政府から求められるままに融資を継続したことは、湛水を事実上承諾したことと同じである。日本国政府及び OECF は、インドネシア政府が借款契約に規定された本件履行特約を遵守するまで融資を停止し、本件プロジェクトの進行を止める義務があったものである。

第 3 章 東電設計の損害賠償責任について

第 1 原判決の判示

原判決は、東電設計の責任について以下の通り判示している（原判決 171 ～ 190 頁）。

1 本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成における注意義務違反について

(1) 東電設計の注意義務について

控訴人住民らは、東電設計が本件 F/S を実施し、本件 F/S 報告書を作成するに当たり、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていたと主張するが、以下のとおりいずれも失当である。

ア 国際基準に基づく行為準則について

日本国及び OECF が上記各行為準則を根拠として控訴人住民に対する注意義務を負わないのと同様に、上記各行為準則は、いずれも東電設計には適用されない。

イ 本件 3 条件について

控訴人住民らは、本件第 1 次借款契約及び OECF の本件ダム本体工事に関する各契約書に関する各承認書には、本件 3 条件と同趣旨の規定が設けられていたことからすれば、東電設計が PLN との間で本件コンサルタント協定を締結するに当たっては、東電設計において本件 3 条件を遵守することが前提条件であり、東電設計が本件コンサルタント協定において本件 3 条件を遵守すべき義務を負っていたといえることができるとして、本件 3 条件を東電設計の注意義務の根拠として主張する。

しかし、本件コンサルタント協定は、PLN と東電設計との間の協定であるから、本件コンサルタント協定上、東電設計が本件 3 条件を遵守すべき義務が課せられていたとしても、これが控訴人住民らに対する注意義務を基礎付けるものといえることができない。みならず、本件コンサルタント協定には、東電設計が本件 3 条件を遵

守すべき義務を負っていたことをうかがわせる記載は全くなく、東電設計が本件3条件を遵守すべき義務を負っていたという事はできない。

ウ 本件コンサルタント協定について

本件コンサルタント協定は、東電設計と PLN との間の契約にすぎず、控訴人住民らは、本件コンサルタント協定の当事者ではないから、本件コンサルタント協定に基づき、直ちに東電設計が控訴人住民に対して注意義務を負うという事はできない。

エ FIDIC の倫理規定について

控訴人住民らはコンサルティング・エンジニア国際連盟（FIDIC）の倫理規定を東電設計の注意義務の根拠として主張する。

しかし、上記倫理規定は、倫理規範にすぎない上、東電設計は、コンサルティング・エンジニア連盟に加盟していないから、上記倫理規定が東電設計の注意義務の根拠にはならないことは明らかである。

(2) 本件 F/S 報告書の適切性等

東電設計の本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成につき、電力需要設定、生物学的多様性、考古学的・歴史的重要性、ミナンカバウ社会への配慮、1段階開発案の採用、移住対象住民数の評価、住民に対する補償費の見積もり、水没地域の予測、本件ダム貯水池の水系・水文調査について、適切を欠く点があったという事はできないし、国道の付け替え工事の工期が遅延し、工事代金が増加したことで直ちに控訴人住民らに損害が生ずることを認めるに足りる証拠もないのであるから、控訴人住民らの東電設計に対する損害賠償請求は理由がない。

2 本件 D/D の実施・作成における注意義務違反

世銀ガイドライン等は、東電設計に適用されない。

のみならず、住民移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であったことからすれば、東電設計が自ら中心となって住民の移住対策を策定していたという事はできない。

そして、東電設計が本件 D/D の実施時には、インドネシア共和国政府により、本件ダムにつき1段階開発計画を採用することは既に決定されていた。

コト・ラナ地区の移住地調査の基本調査報告書には、移住地 1295ha のうち 405ha が水田として利用できると記載されていることは認められるが、仮に、控訴人住民ら主張のように実際には水田として造成されていないとしても、そのことと当該土地が水田として造成することが可能であるかどうかとは別問題であるのでこのことを理由に上記報告書の記載が虚偽であるという事はできない。

本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の内容は不適切ではない。

したがって、東電設計が本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件 D/D の作成に当たり上記注意義務に違反したという事はできない。

3 工事監理における注意義務違反について

世銀ガイドライン、OECD ガイドライン等は、東電設計に適用されない。

のみならず、東電設計は、PLN からあった本件ダム湛水の指示を伝達したにすぎず、東電設計が本件ダムへの湛水を自ら指示したものではないこと、水没範囲の予測について東電設計に適切を欠く点があったということはできないこと、樹木の伐採については、東電設計は PLN に対し本件ダム貯水池内の樹木の伐採を指示しており、本件コンサルタント協定上にある PLN の環境面での作業に対するレビュー及び助言の義務を尽くしていること、スリウィジャヤ王国遺跡の発掘調査及びムアラ・タクス仏教遺跡の保護を執行するかどうかは、インドネシア共和国政府の判断に係っていること、東電設計が PLN から野生動物の調査及びインドネシア共和国政府により行われたスマトラ象の移転作業の監理業務を委託されていたことを認めるに足りる証拠はないこと、住民移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であること、住民に供与された住宅の屋根にアスベストが使用されていたとまでいうことはできないことから、東電設計が本件ダム本体の建設工事の監理をするに当たり上記注意義務に違反したということはできない。

第2 原判決の誤り

1 注意義務の発生根拠に対する判断について

(1) 前述の通り、原判決は、そもそも本件における東電設計が負うべき注意義務の存在そのものを否定する。

原判決がその論旨とするところは、本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成における注意義務の存否、本件プロジェクトに係る D/D の実施及び本件 D/D 報告書作成における注意義務の存否、工事監理における注意義務の存否の各論点においていずれも同様である。すなわち、原判決は、本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成における注意義務の存否について、東電設計には国際基準に基づく各行為準則は適用されないこと、東電設計が本件3条件を遵守すべき義務が課されていたとしても、控訴人住民らに対する注意義務を基礎づけるものということとはできないこと、東電設計が本件3条件を遵守すべき義務を負っていたということとはできないこと、控訴人住民らは、本件コンサルタント協定の当事者ではないこと、FIDIC の倫理規定は倫理規範にすぎず、東電設計は FIDIC に加盟していないこと、などを理由として、東電設計の注意義務の存在を否定し（原判決 171 頁~174 頁）、本件プロジェクトに係る D/D の実施及び本件 D/D 報告書作成における注意義務の存否、工事監理における注意義務の存否の各論点についても、上記理由を引用するほか、世銀ガイドライン、OECD ガイドライン及び国連人権総会での決議は東電設計には適用されないこと（原判決 188 頁等）を理由として付加し、東電設計の注意義務の存在を否定するのである。

(2) しかし、原判決の論旨に従うならば、明示の法文や契約などにより控訴人住民らに

対して個別具体的な法的義務を負っていない限り、東電設計は何ら注意義務を負わないことになる。すなわち、東電設計のような海外コンサルタント会社が本件のような国外におけるプロジェクトに関与したことにより、たとえ現地住民らに甚大な被害が生じたとしても一切免責されることになってしまうのである。

しかし、民法 709 条の解釈適用にあたっては国内と国外とでは区別される理由はない。たとえ明示の法文や契約が存在しなくても、行為態様や生じた結果などの諸事情により、東電設計の行為についての違法性及び遵守すべき注意義務の存在及び内容が判断されなければならないはずである。すなわち、前述のとおり、民法 709 条における違法性判定基準としては相関関係説によるべきであり、本件プロジェクトにおける東電設計が果たした役割、行為態様、方法、控訴人住民らが置かれた状況、生じた結果等諸般の事情から違法性が判断されるべきであるし、また、注意義務の存否及び内容を論ずる上でも、同様の諸般の事情が判断要素となる。このように本件プロジェクトにおける諸般の事情が違法性及び責任の判断要素となるのであって、必ずしも個別具体的な法令や契約の存在は必要とされていない。

さらに、東電設計は、長年かつ多数回にわたり、開発コンサルタント会社として本件のような海外プロジェクトに従事していることから、海外の開発コンサルティングについては高度の知識・経験を有する「専門家」である。したがって、東電設計に求められる注意義務は、専門家である開発コンサルタント会社が通常従うべき水準に沿って判断されることになる。そして、開発コンサルタント会社が従うべき水準の内容を示すものとして、世銀ガイドライン等の大規模開発に関する国際的基準や FIDIC の倫理規定が位置付けられるのである。

原判決は明らかに民法 709 条の解釈適用を誤っている。

2 東電設計の責任に関する判断枠組み

- (1) 原判決は、上記のとおり、東電設計は控訴人住民らに対して注意義務を負わない旨判断する。

しかしながら、この原判決は、本件プロジェクトにおける東電設計の法的地位を誤認したものといわなければならない。本件プロジェクトにおいて、東電設計は、本件 F/S を作成し、PLN との間で本件 D/D 調査協定を締結し、さらに PLN との間で本件コンサルタント協定を締結し、本件プロジェクトの工事監理を行い、PLN からの指示に従い本件ダムへの湛水を開始した。その結果、控訴人住民らは甚大な被害を被るに至った。

PLN と東電設計との本件コンサルタント協定は、東電設計が「唯一の責任企業」として、本件プロジェクト工事監理の完了を目的とするものであるから、PLN を注文者、東電設計を請負人とする請負契約としての性質を有する。

したがって、請負人たる東電設計が、請け負った業務を遂行する過程において、第三者に対して損害を与えれば、当然に東電設計に対する民法 709 条に基づく不法行為責任の問題が生ずるし、PLN からの注文・指図に過失があり、その注文・指図に基

づき業務を遂行するならば控訴人住民らに対して被害が発生することを東電設計が预见・認識できたのであれば、この点でも東電設計に対する民法 709 条に基づく不法行為責任の問題が生ずるのである（甲 A104、105）。

原判決はこのような基本的な構造を全く理解していない。

- (2) なお、控訴人らは、原審においては、本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成、本件 D/D の実施・作成、工事監理の各段階における東電設計の注意義務違反を主張したが、第 1 編で述べたとおり、当控訴審においては、住民被害との因果関係が明確である PLN との本件コンサルタント協定に基づく工事監理の過程における注意義務違反と湛水開始時点における注意義務違反を論ずる。

3 本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成について

- (1) 本件 F/S は本件プロジェクトの出発点である。すなわち、東電設計は、プロジェクト・ファインディング、プレフィージビリティ・スタディの実施を経て、本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成を行った。東電設計は、この本件 F/S において、本件プロジェクトについて 1 段開発計画を実行可能と結論付け、その後の本件プロジェクト遂行の先鞭をつけたのである。
- (2) 原判決は、本件 F/S について「被告東電設計の本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成につき適切を欠く点があったということはできない」（原判決 174 頁）とするが、全くの誤りである。

本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成当時、既に 1980 年 2 月世界銀行が業務マニュアル書「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」を策定していたし、1982 年にはボロブドゥル国立考古学公園プロジェクトによる住民の強制移転問題が指摘されていた。さらに、1983 年 12 月には住民声明書による 17 項目の要求が発出されていた。専門家であるコンサルタント会社が通常従うべき水準という観点からするならば、東電設計は、本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成にあたり、これらを配慮しなければならなかったのであって、本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書は到底専門家であるコンサルタント会社に求められるべき水準に達していない。すなわち、本控訴理由書第 4 編「本件の事実経緯」・第 3 章「本件 F/S 実施前後の経緯等」・第 2 「本件 F/S の経緯と内容」において、詳論するところであるが、本件 F/S は、架空の電力需要を設定したこと、水没範囲及び住民移転数の予測を誤ったこと、住民に対する補償費を過小に見積もったこと、ミナカバウ社会への配慮を欠いたこと、自然環境・社会環境への配慮を欠いたこと等の誤りを犯し、そして、1 段開発計画を実行可能と評価したのである。

原判決が本件 F/S につき「適切を欠く点があったということはできない」と評価したことは余りにも安易といわざるを得ない。

そして、東電設計は、このような誤りに満ちた本件 F/S をその後見直す機会があったにもかかわらず、見直しを行わず、本件エンジニアリング・サービス協定を締結・実行し、本件コンサルタント協定を締結し、工事監理を行ったのである。本件 F/S の

実施及び本件 F/S 報告書の作成を行った東電設計こそが、控訴人住民らに甚大な被害を与えた原因を作出したものである。

4 本件 D/D について

- (1) PLN と東電設計との間で本件 D/D 調査協定が締結され、東電設計が本件 D/D の実施・作成を行った時点においても、世銀は、1982 年の上記業務マニュアル書のほか、1982 年に業務マニュアル「世銀融資プロジェクトにおける原住民」、1986 年に業務政策覚書「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的な移住の取り扱いに関する業務政策問題」を策定し、1988 年には政策ガイドライン「開発プロジェクトにおける非自発的再定住・世界銀行出資プロジェクトの政策ガイドライン」を取りまとめている。

本件 D/D の実施・作成の段階において、東電設計はこのような国際的基準を踏まえた注意義務を尽くすことが専門家たるコンサルタントとして求められていた。原判決はこのような視点を全く欠如している。

- (2) そして、上記国際的基準を踏まえた注意義務の内容からは、本件 F/S を D/D 段階で見直すべきであった。また、本件 D/D 調査協定付属文書 B「業務指示書」の「3. サービスの範囲」柱書では、サービスの範囲について「必ずしも記載された事項に制限されない」とあり、東電設計は、本件プロジェクトの進行上必要があれば、業務指示書に記載されていない事項についても対応をしなければならなかったこと、「3. 1 調査着手報告書」では「コンサルタントは、フィージビリティ調査と入手されたすべての関連データの研究/レビューの後に、インセプション・レポート（調査着手報告書）を作成するものとする。」とされていたこと等からすると、本件 D/D 調査協定上においても、東電設計は本件 F/S の見直しを行わなければならなかったのである。この点、原判決は「被告東電設計と PLN との間の本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成業務のエンジニアリング・サービスに関する協定の締結時には、インドネシア共和国政府により、本件ダムにつき 1 段階開発計画を採用することは既に決定されていたのであり」（原判決 186 頁）とするが、原判決は本件 D/D 調査協定を読み誤っており、失当である。

次に、原判決は、「被告東電設計は、平成元年 4 月 22 日、PLN から本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成作業等のエンジニアリング・サービスに関する協定の追加契約として、移住地調査を受注し、これを受け、同日、PLN から本件プロジェクトにおける最初の移住地であるコト・ラナ地区の移住地調査について基本調査の委託を受けたすぎず、コト・ラナ地区以外の移住地調査の委託を受けておらず、コト・ラナ地区についても、上記基本調査以外の調査の委託を受けておらず、住民移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であったことからすれば、被告東電設計が自ら中心となって住民の移住対策を策定していたということとはできない」（原判決 185 頁）と認定している。しかしながら、本件 D/D 調査協定(甲 B71) の付属文書 B 業務指示書においては、「(m) 土地取得についての詳細設計と調査活動の実施の点で PLN(発注者)を支援すること。また、この点で調査

結果と勧告を提示すること」とあり、同協定 APPENDIX-J MEMORANDUM NO.5 付属書 1「追加的作業のためのサービスの範囲」には「1.目的 1.2 再定住調査 再定住地域としての潜在的可能性のある場所と土地についての調査を行う上で、エンジニアは、PLN に対して支援を行う」「2.サービス業務の範囲 2.2 再定住調査 エンジニアリング・サービスの設計段階において、PLN とエンジニアは、環境報告書を作成するとともに、各種報告書によって提案される水没地域のための再定住地域についての調査を行うものとする。この段階において、エンジニアは、潜在的可能性のある場所と土地の詳細調査の実施について、PLN に対して支援を供与する」（上記 MEMORANDUM NO.5、7 頁及び 9 頁）と記載されている。このように、東電設計は、移住対策の前提となる移住地調査の実施主体であり、この東電設計による移住地調査をもとに移住対策が策定されていたのである。

リアウ大学により作成された「リアウ州カンパル県コト・ラナ／クアラン地域におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトの移住地の居住・耕作適地調査」と題する報告書（甲 B50）は、「土壌分析の結果からは、以下のような結論が得られる。即ち、調査対象地域の土壌の肥沃度は、非常に低い水準であること、また土壌の反応度は酸性であること、さらに物理的性質は、良好～中位の水準であることである。この問題を克服するためには、農業経営的には、育成作物に適した肥料と石灰を種類と分量に配慮して投入する措置が必要である。」（甲 B50、邦訳 6 頁 A 要約）と報告している。つまり、酸性土を中和するための大量の石灰と低い肥沃土を改善するための大量の肥料を投入しなければ耕作できない土地が移転対象とされたのであり、これを妥当と評価した東電設計の責任は免れないというべきである。

- (3) 以上のとおり、東電設計は本件 D/D 段階においても誤りを犯している。とりわけ、本件 F/S の見直しを行わず、1 段階開発計画を続行したことは控訴人住民らが被った甚大な被害に直結しているのである。

5 東電設計による工事監理について

- (1) 東電設計が本件コンサルタント協定を締結した当時、上記各国際的基準のほか、1989 年には OECF ガイドラインが策定され、「独立国における先住民その他の部族民に関する条約」（ILO169 号条約）が採択されている。また、1990 年に世銀が「非自発的な移住」に関する業務指令を、1991 年には OECD が OECD ガイドラインを策定し、1992 年には日本政府が ODA 大綱を閣議決定している。

これらの基準は、専門家たる海外コンサルタントが尽くすべき通常の注意義務の水準を示すものとして、東電設計もこの水準を踏まえた注意義務を尽くすことが当然に求められていた。また、本件コンサルタント協定（甲 B73）の本文第 6 条では、エンジニアは標準的な倫理コードに従うことが求められており、東電設計は、FIDIC の倫理規定にも従わなければならなかった。

東電設計は、本件コンサルタント協定に基づきサービスを実行するに当たって、上記のような国際的基準等に沿わなければならなかったのである。

(2) 第4編「本件の事実経緯」・第9章「PLN と東電設計等とのコンサルタント協定」で詳論するとおり、東電設計は、本件コンサルタント協定に基づき、「唯一の責任企業」として、住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整する義務、本件環境管理計画(RKL) と本件環境モニタリング計画(RPL) に従い社会・自然環境に配慮する義務を負っていた。後述するように、本件環境管理計画(RKL) 及び本件環境モニタリング計画(RPL) によれば、要するに、住民移転は、PAFs に対して十分な情報を与え、PAFs にとって納得のいくような内実を有さなければならず、また、正当な補償を伴わなければならないことを指摘していたのであって、これは、実質的には本件3条件と同内容の履行を求めるものであった。

しかし、東電設計はこれらの義務を履行しないまま、本件プロジェクトの工事監理を行い、そのため、控訴人住民らに甚大な被害が生じた。東電設計は、本件プロジェクトの工事監理の過程において、本件プロジェクトを住民移転と調和させるという視点を何ら有していなかったし、本件環境管理計画(RKL) や本件環境モニタリング計画(RPL) で指摘されていた措置を何ら講ずることなく、漫然と事態を推移させていたのである。

また、住民移転の問題が何ら解決していなかったにも関わらず、漫然と PLN の指示に従い本件ダムへの湛水を行った。これにより控訴人住民らの被害が不可逆的なものになった。この点、原判決は「本件ダムへの湛水は、PLN がリアウ州及び西スマトラ州の各知事の許可を得て、被告東電設計に対し、本件ダムへの湛水を指示し、被告東電設計が担当業者に対し、PLN からの上記指示を伝達することで行われたものであり、被告東電設計は、PLN の本件ダムへの湛水の指示を伝達したに過ぎず、被告東電設計が本件ダムへの湛水を自ら指示したものではない。」(原判決 188 頁) と判示するが誤りである。原判決は湛水過程における東電設計の役割を正當に評価していない。

前述のように、PLN と東電設計は請負契約の関係にあり、PLN の注文・指図に過失があり、その注文・指図に従うならば控訴人住民らに被害が生じることを予見・認識し得た場合には東電設計も不法行為責任を負うことになる。PLN による湛水指示は、控訴人住民らに対する被害発生を顧みずに行われたものであって、PLN の湛水指示は明らかに不法行為に該当する。一方で、東電設計は、住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整する義務を有していたのであり、このような観点から各コントラクターの活動等を監理しなければならず、各コントラクターも東電設計の監理に従わなければならなかった。従って、東電設計による「湛水指示の伝達」は、単なるメッセンジャーボーイの役割にとどまるものでないことは明らかである。東電設計が行った湛水指示について過失があれば、東電設計は法的責任を免れない。

東電設計は、PAFs に対して本件環境管理計画や本件環境モニタリング計画で指摘されていた措置が講じられていないことは認識していた。したがって、東電設計は、そのような状況下で、PLN の湛水の指示に従って湛水を行えば控訴人住民らに不可避

的な被害が生じることを認識していたか、少なくとも予見し得た。すなわち、1997年3月の湛水開始時点においても、PAFsの移住先は再定住地として整備されていない状況にあり、OECFですら湛水開始に抗議したほどであった。したがって、漫然とPLNの指示を踏まえて湛水を行った東電設計は不法行為の責任を免れない。

さらに、原判決は「インドネシア共和国においてアスベストとは、衣料品の廃材を使用したものにすぎず、上記屋根のサンプリング調査の結果、石綿が含まれていないことが確認されたとの証人山田順一の反対趣旨の供述部分に照らせば、上記各証拠によっても、住民に供与された住宅の屋根材にアスベスト（石綿）が使用されていたとまでいうことはできない。」（原判決190頁）と判示するが、タンジュン・アライ村やポンカイ・バル村の家屋等の屋根材には、アスベスト成分のクリソタイルが含有されていることが判明しており（甲C47,49）、原判決の事実認定は誤っている。このことから、東電設計が、社会・自然環境に配慮する義務を怠っていたことは明らかである。

第4章 勧告請求に関する原判決の判示とその誤り

第1 控訴人住民らによる勧告請求について

1 原判決の判示

原判決は控訴人住民らの勧告請求について、以下の通り判示した。

- (1) 日本国による勧告は、日本国の行政権の行使として、インドネシア共和国政府及びその固有の電力公社である PLN に対する外交交渉の一環として行われるべきものであるから、日本国による勧告を命ずることは日本国に対してインドネシア共和国政府は PLN に対する外交交渉を義務付けるものであるが、これは、究極的な政治問題であることは明らかであって、司法権の限界を超える。
- (2) 控訴人住民らは、現時点で本件プロジェクトにつき何らの権限を有していない東電設計に対して東電設計による勧告請求をすることができる法的根拠を何ら明らかにしていないのであるから、控訴人住民らの上記請求は理由がない。

2 原判決の誤り

- (1) この原判決の立論は、控訴人住民らに対する甚大な被害という現実を直視しない謬論である。

原判決は、事実を認定したうえ、法律を適用し、被害者に対する救済を図るという司法の任務を放棄したものと言うべきである。控訴人住民らに生じた被害の甚大性は明らかであって、原判決による控訴人住民らの被害実態を全く認定しないという姿勢の根本的問題性がここにおいても露呈している。

控訴人住民らは、被害回復に必要な限りで、人格権侵害に基づく原状回復措置の一環として、日本国政府に対し、インドネシア共和国政府及び PLN への勧告を求めるものであって、原判決が言うような「外交交渉」を求めるものではないし、「究極的

な政治問題」でもない。勧告請求は、控訴人住民らの被害回復のために原状回復措置としての必要かつ最小限度の一環なのである。原判決は、安直に「究極的な政治問題」などとするが、衆議院解散を巡る苫米地判決（最判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁）は衆議院解散という「直接国家統治の基本に関する高度の政治性のある国家行為」を問題としたものである。苫米地判決は、本件とは全く事案を異にする。原判決の判示は、本件について、上記のような根本的問題性について全く考慮をせず、「外交交渉」、「究極的政治問題」などと評価してしまった。裁判所が本件のような ODA 案件にあたって、日本国政府にフリーハンドを与えるに等しい。

原判決の認定により、我が国の開発援助に関する水準は、国際的に見ても大幅に後退することになった。原判決は不合理極まりない。前述したように、ODA の企画・執行について被控訴人らが完全な白紙委任を受けてはいないことを銘記すべきである。事実、日本国政府は、ナルマダ・ダムの事例において追加融資を見合わせる旨表明しているし、本件プロジェクトにあつては、本件 3 条件を課し、1997 年 3 月のインドネシア当局による湛水開始に対して抗議を行っているのである。

- (2) また、原判決は「現時点で本件プロジェクトにつき何らの権限を有していない被告東電設計」と判示するが、東電設計は不法行為を行い、控訴人住民らの人格権を踏みにじったのである。東電設計は、控訴人住民らに生じた被害を除去すべく原状回復義務を負うことは明らかであり、原判決はこの点においても誤っている。

第 2 控訴人ワルヒの勧告請求について

1 原判決の判示

控訴人ワルヒは、グローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限に基づき、東電設計に対し、東電設計による勧告を求めているが、控訴人ワルヒが主張するグローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限自体が具体的な権利であるということとはできない。

また、控訴人ワルヒは、東電設計に対し、インドネシア環境管理法 38 条 2 項に基づき、東電設計による勧告を求めているが、本件プロジェクトにおける東電設計の行為がインドネシア共和国法に違反するものであることが立証されていないのであるから、控訴人ワルヒは、東電設計に対し、インドネシア環境管理法 38 条 2 項に基づく請求をすることができないことは明らかである。

2 原判決の誤り

控訴人ワルヒはインドネシア環境管理法 38 条に基づき、本件プロジェクト区域の自然環境の管理者としての立場を有する。控訴人ワルヒの法的地位は法律上明文で定められているのである。そして、東電設計は本件プロジェクト区域の自然環境を破壊したものであって、条理上あるいはインドネシア環境管理法上、当然に自然環境の回復義務を負う。勧告請求はこの一環なのである。原判決は、自然環境の重要性を全く無視してい

るものと言わざるを得ない。

第5章 控訴人ワルヒの管理費請求に関する原判決判示とその誤り

第1 原判決の判示

本件プロジェクトにおける被控訴人らの行為がインドネシア共和国法に違反するものであることが立証されていないのであるから、その余の点について判断するまでもなく、控訴人ワルヒの上記管理費請求は理由がない。

第2 原判決の誤り

- 1 本件ではダム開発によって開発区域内のスマトラゾウを始めとした自然生態系が被害を受けたこと、そのことについて控訴人らが損害賠償責任を負い、回復の責任を負っていることを前提に、その責任を控訴人ワルヒが被控訴人らに代わって責任の履行を果たしたことについての請求を問題にしている。インドネシア共和国環境管理法はこうした義務ある者に対して、義務を履行した者がその費用を請求できるとしたものであって、一種の事務管理を制度化したものである。被控訴人らの義務の根拠は本件円借款の締結ならびにその実行過程を含む本件プロジェクトに関与したことに基づく不法行為責任である。本件におけるインドネシア共和国環境管理法に基づく管理費請求の根拠として、この本件プロジェクトに関与したことにもとづく不法行為責任が存する。原審はこの点、重大な誤りがあると言わなければならない。

本件では被控訴人らは、協同しながら本件 F/S から始まり円借款締結、その実行をしている。円借款の目的は様々であるが、その重要な項目として自然環境の保全されることが円借款の内容となっている。本来、被控訴人らは、「開発援助を行う側の責任」として自然環境を保全する義務を負担していた。

そもそも、本件ダム開発区域は国際的にも自然度の高い生態系が保全されており、人類共通の財産として保全されなければならない地域である。このような地域の改変について法的影響力ある決定権限を持って、円借款に関与している以上、人類の共通の財産を保全する義務が存在すると言ふべきである。

以上、原審は本件義務の根拠として不法行為責任があること、被控訴人らの義務は円借款のプロセスへの関与、グローバルコモンズという人類の財産の改変に関わるものであることから生じた義務であることを看過し判断している点、誤りがある。

- 2 東電設計については、本件 F/S 作成に関与するなど、事実上円借款の締結、執行に深く関与している。その点では他の被控訴人らと共通の責任を負担するべきである。

また、東電設計は、本件 F/S を作成し、PLN との間で本件 D/D 調査協定を締結し、さらに PLN との間で本件コンサルタント協定を締結し、本件プロジェクト工事監理を行った上、本件ダムへの湛水を開始した。東電設計は本件コンサルタント契約からすれば、本件ダム開発に当たって、本件3条件に従い、コンサルタントとしてスマトラゾウ

など自然生態系に配慮しなければならない義務があった。しかしながら、東電設計はそれを怠っていたのである。

控訴人はスマトラゾウ保護のための活動、コトパンジャン地方の自然を守るために本件訴訟を提起しているが、それらも東電設計の義務の履行を確保するためのものであり、事務管理、インドネシア共和国環境管理法及び不法行為責任に基づき、東電設計は本件費用請求に応じる義務がある。

第3編 開発援助の仕組みと非自発的移住について

本件訴訟は、開発途上国に対する援助が、その援助によって利益を受けるはずの現地住民に多大な被害を与えたことへの責任を問うものである。

本件における被控訴人らの責任等を論じる前に、ODA（政府開発援助）と呼ばれるものの内容・仕組みについて述べる。なお、ODAの実施機関等については変遷があるが、以下では本件円借款が実施された1990年代前半の事情を中心に述べる。

第1章 ODA（政府開発援助）について

第1 ODAの定義等

- 1 開発途上国を支援する資金の流れとして、大きく以下の4つの種類に分けられている。
 - ① ODA（政府開発援助）
公的な資金の流れの内、開発途上国にとって有利な条件のもの
 - ② OOF（その他の政府資金の流れ）
公的な資金の流れの内、条件が開発途上国にとってそれほど有利でないためODAの要件を満たさないもの
 - ③ 民間資金協力
民間企業が開発途上国向けに融資や直接投資、証券投資を行った場合、及び国際機関に対する貸付
 - ④ 民間非営利団体による贈与
NGOによる市民レベルの支援活動など
- 2 本件で、問題となっているのは、ODAであるが、これは、公的な資金供与のうち、次の3つの条件を満たしているものである。
 - ① 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること
 - ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
 - ③ 資金供与については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっており、返済期間や利率等の融資条件の緩和度を示す指標（グラント・エレメント）が25パーセント以上であること。

日本のODAは1992年以来10年連続世界一の規模となり、当時は、毎年約1兆円がODA予算として使われていた。2008年は、9914億円であり、世界第2位の供与国である。

3 ODAの形態

ODAは、資金の流れから2国間援助と多国間援助（国際機関に対する出資・拠出等）に分けられる。2国間援助は円借款（有償資金協力）と贈与（無償資金協力、技術協力）の二つの形態に分類される。日本の援助の特徴は、ODAに占めるこの円借款の比率の高さにある。

4 実施体制

本件円借款当時、無償資金協力と技術協力は主に JICA が、円借款は OECF が実施していた。円借款は、途上国政府およびその政府機関等に貸し付けを行うもので、その融資残高は 2000 年実績で約 11 兆円であった。借款の財源は、①税金や国債などが財源の一般会計からの出資金、②財政投融资制度からの借入金、③自己資金等から構成されているが、その主な財源は、郵便貯金や国民年金などの資金からなる財政投融资制度からの借入金である。

円借款は、プロジェクト・タイプとノン・プロジェクト・タイプ（商品借款、構造調整借款等）に分類されるが、前者の内、プロジェクトに必要な設備、機材、土木工事、コンサルティング・サービスなどに必要な資金を融資する「プロジェクト借款」が円借款の主要な形態である。前者にはまた、プロジェクト形成のための「エンジニアリング・サービス借款」も含まれる。

第 2 国際機関による途上国支援

- 1 開発途上国に対する支援は、2カ国間によるものだけでなく、国際機関によっても行われている。その代表的機関が世界銀行である（以下甲 A89 参照）。

世界銀行は、第 2 次世界大戦後、戦災からの復興と低開発国の経済開発の支援を行う機関として 1945 年 12 月に設立された国際復興開発銀行（IBRD 第 1 世銀）が始まりである。その後、より開発途上国に有利な条件で長期資金を供与する機関として国際開発協会（IDA 第 2 世銀）が 1960 年 9 月に設立された。

世界銀行は、1992 年度から 1997 年度の平均で、215.4 億ドルの融資規模を有していた。

- 2 世界銀行を補完するものとして、地域ごとに開発銀行が存する。

1959 年に設立された米州開発銀行、1964 年のアフリカ開発銀行、1966 年のアジア開発銀行がこれである。これらの地域銀行は、各地域に特化して、開発途上国支援のための融資を行っている。

- 3 上述の国際開発金融機関とは別に、援助国の組織として OECD（経済協力開発機構）が存する。これは、1961 年に発足した機構で、経済成長（資金の循環の安定を維持しつつ、できるだけ高度の経済成長を持続すること及び、雇用の増大並びに生活水準の向上を図ること）、開発途上国援助（経済発展の途上にある諸地域の健全な経済成長に貢献すること）、自由かつ多角的な貿易の拡大（国際的義務に従い多角的かつ無差別な基礎に立った世界貿易に貢献すること）を目的とする。

同機構には、経済政策委員会、貿易委員会と並んで、開発援助委員会（DAC）が設置されており、同委員会は、開発途上にある国・地域を支援するための国家資源の活用及び長期資金やその他の開発援助を拡大・改善する方法について協議することを目的としている。

DAC では、重要な援助政策について協議を行い、その結果を指針としてまとめ、発表している。

第2章 日本の ODA の特徴

第1 ODA に関する法規の状況

1 ODA については、現行法上、組織規範があるのみである。

具体的には、現行外務省設置法4条は、外務省の所掌事務として以下のような規定をおいている。

1号 経済協力に関する外交政策

24号 「政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること」

25号 「政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること」

26号 「政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること」

同様に、経済産業省設置法は、第4条において経済産業省の所掌事務として、「通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関すること」（15号）等という規定をおいている。

2 この点、本件円借款当時の海外経済協力基金法は、同法20条において、業務の範囲として、「東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業（以下「開発事業」という。）のために必要な資金を貸し付けること」と定め、同法21条1項2号において、そのような貸付を行うことができる場合について、「その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合」と定めている（丁A9）。

3 しかしながら、これらの法律でも、ODA に関する根拠規範とは言えないことは明らかである。同法の規定は、組織規範を超える部分があるとしてもせいぜい ODA の一般的な目的や審査基準を定めた目的規範及び手続規範に止まる。

このような ODA に関する法規の状況については従前より批判があり、ODA に関する基本法制の整備が必要であることが指摘されてきた。しかしながら、日本国は、これを怠り、閣議決定レベルでの整備しか行ってこなかった。それも1992年6月30日に旧 ODA 大綱が閣議決定された後のことである。今日、ODA に関し、日本国及び ODA の供与機関が従うべき具体的な法規が明らかではないのは、上記の通り日本国が必要な法の整備を怠ってきた結果である。

本来作られるべき根拠規範、並びに具体的な目的、手続、審査基準等を定めた目的規範及び手続規範が、日本国の怠慢によって作らないままに放置されていることに根本的な原因があるのであるから、その事実が、ODA 予算の策定及び執行について日本国及

び OECF に対し自由裁量を与えたことを意味するというのは背理である。既に述べたとおり、非権力的事実行為についても、「なんらの制限を受けないものでもなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法1条1項に基づく責任が生じる」（前記東京高裁判決平成15年5月21日）。ODA については、国自らの怠慢で具体的な根拠規範、目的規範及び手続規範が制定されていないのであるから、日本国及び JBIC は、ODA 予算の策定及び執行について重い注意義務を負うと言わなければならない。

第2 ODA の趣旨目的

1 旧 ODA 大綱の規定

ODA の趣旨目的に関しては、旧 ODA 大綱（1992年6月30日閣議決定、丁 A14、2003年8月29日に新しい ODA 大綱が閣議決定されているため、以下この ODA 大綱を「旧 ODA 大綱」という）が規定をおいている。

その中では、基本理念として、以下の通り規定されている。

「世界の大多数を占める開発途上国においては、今なお多数の人々が飢餓と貧困に苦しんでおり、国際社会は、人道的見地からこれを看過することはできない。

また、世界は、平和と繁栄が実現され、自由、人権、民主主義等が確保される社会の構築に向けた努力を行っているが、開発途上国の安定と発展が世界全体の平和と繁栄にとって不可欠という意味での国際社会の相互依存関係を認識しなければならない。

さらに、環境保全は、先進国と開発途上国が共同で取り組むべき全人類的な課題となっている。一方、平和国家としての我が国にとって、世界の平和を維持し、国際社会の繁栄を確保するため、その国力に相応しい役割を果たすことは重要な使命である。

我が国は、以上の考え方の下に、開発途上国の離陸に向けての自助努力を思念することを基本とし、広範な人造り、国内の諸制度を含むインフラストラクチャー（経済社会基盤）及び基礎生活分野の整備等を通じて、これらの国における資源配分の効率と公正や「良い統治」の確保を図り、その上に健全な経済発展を実現することを目的として、政府開発援助を実施する。その際、環境保全の達成を目指しつつ、地球規模での持続可能な開発が進められるよう努める。」

続いて、同大綱は、ODA の原則を定めているが、その中では、以下のような規定が置かれている。

「(4) 開発途上国における民主化の促進、市場志向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」

2 旧 ODA 大綱の意義

上述の通り、日本は、ODA について根拠規範を持たず、またその趣旨・目的、手続、審査基準を定めた具体的な法規を持たなかった。旧 ODA 大綱は、これに対する批判を受けて、日本政府が閣議決定で定めた大綱である。

旧 ODA 大綱そのものが、「法律による行政」の原則における「法律」に当たらないことは明白である。しかしながら、同大綱は、日本政府が定めたものであり、日本国及び JBIC 自身においてもその内容については争わないであろうこと、具体的な法規のない ODA 行政において最も根幹をなすものであることから、その規定内容は重要である。

旧 ODA 大綱自体は、本件ダムプロジェクトに対する第 1 次円借款及び第 2 次円借款について交換公文及び借款契約の締結が行われた後である、1992 年 6 月 30 日に閣議決定されたものであるが、当該大綱の内容は、当該大綱によって ODA の基本理念・原則等を改めたというものではなく、それまで何等基本法規の存しなかった ODA について、大綱というレベルであるが、基本的な原則等を打ち立てるために策定されたものであり、本件ダムプロジェクトとの関係においても、ODA の趣旨目的を検討するに当たり重要な手がかりとなる。

3 旧 ODA 大綱から導かれる ODA の趣旨目的

上述の通り、旧 ODA 大綱は、ODA の基本理念は、「開発途上国における資源配分の効率と公正や『良い統治』の確保を図り、その上に健全な経済発展を実現することを目的として、政府開発援助を実施する。その際、環境保全の達成を目指しつつ、地球規模での持続可能な開発が進められるよう努める」ことにあると規定され、そのための原則として、「開発途上国における民主化の促進」、並びに「基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」ことが掲げている。

したがって、これが、ODA の趣旨目的であると認められる。

第 3 ODA の仕組

本件では、1990 年 12 月及び 1991 年 9 月に締結された円借款に関する責任を追及しているものであるから、当時の ODA 供与の流れについて検討する。

1 プロジェクトの策定

ODA による開発プロジェクトは、プロジェクトの①策定、②準備、③審査・借款交渉、④調達、⑤実施・監理、⑥評価という流れがある。

まず、プロジェクト策定に当たっては、日本側が開発途上国の経済状況、各部門の開発戦略などに関して、国ごとに経済調査を行い（カントリー・サーベイ）、当該開発途上国のマクロ経済及び各経済部門に対する政策課題を明らかにする。これを基礎として、開発優先度が高く、経済性が高い開発案件の発掘調査が行われる。

この発掘調査に際し、開発コンサルタントがプロジェクト・ファイナンディング（プロファイ）として、積極的に関わってくる。このプロファイには、日本政府も積極的に関

与している。

開発コンサルタントは、省庁ごとに縦割りで業界団体を作っている。本件円借款当時、通産省に対応する業界団体をして、「社団法人海外コンサルティング企業協会」が、農水省に対応する業界団体として、「社団法人海外農業開発コンサルタント協会」及び「財団法人海外漁業協力財団」が、建設省に対応する業界団体として「社団法人国際建設技術協会」が、運輸省に対応する業界団体として「社団法人海外運輸コンサルタント協会」が、郵政省に対応する業界団体として「海外通信・放送コンサルティング協会」がそれぞれ設立されていた。この内、「社団法人国際建設技術協会」を除く業界団体に対しては、ODA プロジェクトの発掘形成活動に当てるための費用として、ODA 技術協力費として補助金が支出されていることが明らかとなっている。これは、ODA の案件探しを日本企業が海外で行う費用についても ODA で賄うというものである。

以上の通り、ODA ではその出発点であるプロジェクト策定という段階から日本政府は強力な支援を行っており、ODA が日本政府による単なる資金の援助でないことを端的に明らかにしている。

2 プロジェクトの準備

- (1) 開発プログラムの発掘調査（プロファイ）によって、具体的な開発プロジェクトが発掘されると、次に、当該開発プロジェクトの技術的、並びに社会的、経済的、資金的な側面について調査する、フィージビリティ調査（F/S）が行われる。

これについては、本来は、借入国または借入機関によって行われるものであるが、実際には、当該 F/S については、JICA が行う技術協力により、日本の開発コンサルタントが中心となった調査団が派遣され、これが F/S を行う。

F/S においては、現地調査によって資料の収集を行い、これを解析し、技術的実行可能性を検討し、施設の設計、建設費・工期の算定、実施計画を策定する。また、当該プロジェクトの経済的・社会的実行可能性について、経済・財務分析等の各種の手法を用いて経済的評価・解析を行う。その中では、代替案との比較によって最適な投資時期、投資規模、投資内容を決定し、当該開発プロジェクトの実行可能な方策が示される。

この結果をまとめたフィージビリティレポートは、まさに当該事業の実行可能性を分析した資料として、資金供与の可否を決定する上で決定的に重要な資料である。ところが、このような重要なレポートについても、その調査を実際に行い、その内容を実質的に決定しているのは、JICA であり、日本の開発コンサルタントであり、JICA を監督する日本政府である。

- (2) F/S に続いて、詳細設計（D/D）が行われるが、これは、当該プロジェクトのコスト積算、入札書類作成等にわたる。

この D/D についても、OECD による ODA が利用され（E/S）、日本の開発コンサルタントがその調査作成に当たる。

- (3) 以上の通り、日本側によって作成された F/S 及び D/D に基づいて、開発途上国側

は事業本体への借款要請を日本政府に対して行い、次にこれを受けた日本側での調査検討段階にはいることとなる。

3 プロジェクトの審査・借款交渉

(1) 審査の内容

借款要請を受けた日本政府及び OECF は、要請国の経済財務状況、経済開発計画、日本との外交関係、日本の財政状況といった、一般的情勢について検討するとともに、当該個別案件について、当該事業の必要性、当該事業の技術的・経済的な妥当性、環境・社会面の健全性、経営・実施能力・実施体制等に関する当該事業実施機関の適格性、当該事業計画の資金・財務的な適格性を調査する。

(2) OECF ガイドラインの策定

OECF は、大規模開発が環境や現地住民に対して重大な被害を与えることが明確になってきていたことから、1989 年 10 月には、「環境配慮のための OECF ガイドライン」(丁 A6。OECF ガイドラインという)を定めた。

OECF ガイドラインは、「OECF は、投融資対象案件の審査において、従来より、その一要素として環境面のチェックを行ってきているが、近年環境問題が国際的にも一層重要になってきている状況を踏まえ、環境配慮が効果的・効率的に行われることを確保するために、本ガイドラインを作成した」(序文)とされており、OECF の環境配慮に関する審査基準を定めたものである。

そして、水力発電に関しては、貯水池及び下流の水質の悪化について所要の措置を講じること、施設の設置及び利用によって生態系への影響が検討され、所要の措置が講じられる必要があること、施設の設置によって歴史的・文化的遺産が損傷されないようにされる必要があること、住民移転について、水没によって移転を余儀なくされる住民の生活状況等について検討され、所要の措置が講じられる必要があることなどが審査基準として掲げられている(26、27頁)。

したがって、JBIC は自らが定めた上記基準に従って当該個別案件が必要な自然及び社会環境に対する配慮を行い、必要な措置を講じているかどうかを審査(確認)しなければならない。

(3) 4省庁会議と交換公文の締結

以上の審査を経て、当該個別案件に対し ODA 供与が可能であると判断された場合には、外務省は、その理由を付して、供与形態、金額、金利、償還期間等の条件その他必要事項を定めた方針案を策定し、外務省、大蔵省、通商産業省によって構成される4省庁会議において日本政府の方針が決定される(本件当時)。

この日本政府の方針に従って、被援助国との間で実質的合意が成立すると、政府間で交換公文(E/N)が締結される。E/Nには付属文書として、討議議事録が作成される。討議議事録には、日本政府と被援助国との間のE/N締結交渉の過程において、E/N本文で合意するほどではないが、借款の効果的かつ適正な運用という観点から合意を記録にとどめておくことが相当である内容が記載される。本件では、本件3条件がこ

の討議議事録に記載されている。

(4) 円借款契約の締結

E/N の締結を受けて、OECD は、借款契約の案を作成し、借入人との間で条項について協議を経て締結する。L/A には、一般条項を定めた基本約定が添付される。

L/A 及び基本約定の骨子は下記の通りである。なお、L/A では、借入人は、通常の貸付契約とは異なり、一般に当該開発プロジェクトを実施し完成する義務を負う。

【借款契約】

- 1 借款
 - ① 金額及び目的（金額及び対象事業明示）
 - ② 資金使途等（調達適格国からの物・役務の調達に充当、貸付実行期限）
- 2 償還・利息
 - ① 元本の償還（償還スケジュール）
 - ② 利息及びその支払の方法（利息計算期間、利払日）
- 3 その他
 - ① 基本約定（救済、仲裁規定ほか）
 - ② 借款の保証（保証状の提出義務）
 - ③ 調達手続（所定の手続に従うこと）
 - ④ 貸付実行手続（所定の手続に従うこと）
 - ⑤ 借款の監理（事業実施機関の明示、コンサルタントの雇用、内貨予算・不足資金の手当、進捗状況報告書・完成状況報告書の提出、その他用地確保等事業実施に当たり採られるべき措置など）
 - ⑥ 通知及び請求（連絡先及び住所）

【基本約定】

- 1 借款金額は日本円による限度貸付けであり、利息の支払いは半年賦払いで行われる。
- 2 借款に基づく資機材及び役務（コンサルタントサービスを含む。）の調達は、調達ガイドライン、コンサルタントガイドラインに従って行われる。
- 3 借入人の調達に際し基金は確認を行う権利を有し、不的確な調達が行われた場合、借款の不供与等必要な措置をとることが出来る。
- 4 借款の貸付は事業の進捗よくに応じて行われる。また、貸付実行により借入人の債務が成立する。
- 5 借入人が借款契約に違反等を行った際は、基金は貸付実行の停止、一括繰上弁済請求等必要な措置をとることが出来る。
- 6 借款により調達した資機材は事業のためにのみ使用される。

借入人は基金に対し借款の健全な監理のために情報を提供しなければならない。監理のための基金の調査等に対し協力をしなければならない。

- 7 借入人は、基金が要求する場合は、保証を差し入れなければならない。
- 8 借款契約に関して基金と借入人との間で生じた紛争は、終審として仲裁裁判所により裁決される。
- 9 借款契約の準拠法は日本国の法律による。
- 10 借款契約は授權証、署名鑑、法律意見書等の提出を条件として発行する。

なお、本件借款契約では、本文に本件3条件及びその履行確保のための特約が規定された。

また、借款の監理として、進捗状況報告を定期的に OECF に対し提出することが借入人に義務づけられている。

4 プロジェクトの調達・実施・監理

- (1) 借款契約が締結されると、いよいよ開発プロジェクトの実行段階に入る。

まず、プロジェクトに関するコンサルタントの選定及び雇用が必要となるが、これに関する手続は L/A に規定されている。コンサルタントの選定及び雇用は借入人が行うが、選定は、OECF と合意した条件と手続きにあったものでなければならず、最終的には OECF の承認が必要である。

次に資機材や役務の調達が必要となり、借入人が入札等の手続きによって調達契約を締結するが、これについても OECF の承認が必要である。借入人は、OECF に対して契約承認申請書を提出し、OECF の承認を求める。これに対し、OECF は、契約の内容と L/A の目的の照合、契約条件と L/A との照合、供給者の契約履行能力の検討を行い、当該調達契約が妥当であるかどうかを検討する。その結果、OECF が妥当であると判断した場合は、借入人に対し、契約承認通知書を送付する。

- (2) 以上のようにして、調達契約が承認されると、OECF は、支払の必要が発生するとともに融資を実行し、当該開発プロジェクトに必要な資金を供与する。

その実行に当たっては、信用状 (L/C) による場合が多いが、ダイレクトペイメント等の方法も用いられる。

- (3) 融資が実行され当該開発プロジェクトが動き出すと、OECF は当該事業の状況の監理を行う。これは、開発プロジェクトの各進捗段階で生じる問題を的確に把握し、適切な対応策を講じて、借款対象プロジェクトを順調に進捗させ、所期の事業目的を達成するために行われるものである。

具体的には、OECF は、借入人に対し、プロジェクト・サイトにおける建設工事が、予定のプロジェクトの範囲・設計・建設スケジュール・工事内容等に従って進むように助言し勧告する。また、対象プロジェクト実施段階で、借入人の経歴、機構、人員、制度などの実施体制、財務問題等について適宜見直しを行い、さらに実施段階で発生する諸問題を随時適切に解決する事務を処理する。

そして、これらの監理を実行するために、OECF は、借入人に対して進捗状況報告書を徴求する。この報告書では、プロジェクトの具体的実施状況、その費用、借入人

の財務状況が報告される。OECD はこれを検討し、問題が発生していないかどうかを把握し、問題点があればそれを指摘し解決を図る。

- (4) 以上のプロジェクト監理に当たっては、OECD は、OECD ガイドラインに定められた基準や、国際的に定められた環境および住民移転に関する基準等に従って、当該開発プロジェクトが、自然環境及び社会環境にもたらす影響についても、問題状況を把握し、適切な解決を図らなければならない。

5 プロジェクトの評価

プロジェクトが完成すると、プロジェクト実施機関は、プロジェクトの仕様、工費、工期、効果等の実績について記載したプロジェクト完成報告書を作成し、OECD に提出する。

これを受けて、OECD はプロジェクトの評価を行う。

第4 日本の ODA の特徴—公共事業の海外版

- 1 以上の ODA の構造から明らかになるのは、まず、ODA は、その端緒となるカントリー・サーベイの段階から、日本政府は、補助金を通じて開発プロジェクトと密接な関係を持ち、補助金を通じて開発プロジェクトの方向性やあり方に対して決定的な影響力を持っていることである。

次に被援助国側が行う F/S、D/D といった準備段階においても、日本政府は、JICA の技術援助を通じて当該プロジェクトが実行可能かどうかの調査に直接関与し、また OECD の E/S への借款供与により D/D においても直接に関与しており、F/S や D/D の内容やあり方について、決定的な役割を果たしている。

審査・借款交渉の過程では、日本政府及び OECD において、プロジェクト作成時から収集した情報に基づいて審査を行う。締結する L/A では、相手国に当該プロジェクトを完成させる義務を課し、そのために OECD は、L/A においてコンサルタント契約、資機材・役務の調達契約のいずれについても、OECD の承認を義務づけている。

さらに当該開発プロジェクトの実行過程においても、進捗状況報告書を徴求し、開発プロジェクトの各進捗段階で生じる問題を的確に把握し、必要に応じて開発プロジェクトの実行過程に介入し適切な対応策を講じて借款対象プロジェクトを順調に進捗させるための監理を行っている。

最後に、プロジェクト評価についても、OECD は完成報告書を提出させ、OECD 自身においても必要に応じて事後評価を行う。

このように、ODA による開発プロジェクトは、最初から最後まで、日本政府及び OECD の監理の下に置かれているのである。

- 2 以上の ODA 企画・執行状況を踏まえれば、ODA による開発プロジェクトにおいて、日本政府及び JBIC は、単に開発プロジェクト資金の供与という役割にとどまるものではなく、プロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価のい

れの過程においても主導的な役割を果たし、開発プロジェクトの帰趨について決定的な地位にあることを示している。

これは通常の銀行の資金融資とは全く異なるものであり、日本政府及び JBIC の役割が単なる資金供与者というものとどまるものではないことを示している。

以上の特徴を踏まえれば、ODA における日本政府及び JBIC の地位は、単なる開発プロジェクト資金の供与者ではなく、ODA は日本国内において行われる公共事業と同等のものであり、その海外版であるにとらえるのが相当である。その意味では、日本政府及び JBIC 自身、インドネシア政府及び PLN とは役割を異にするが、いずれも当該開発プロジェクトの共同事業主体であるということができるのである。

第3章 非自発的移住の問題状況と国際基準

第1 はじめに

非自発的移住については、世界銀行や OECD が基準を作成し、ILO169 号条約 16 条においても規制がなされている。

本章では、これらの作成経緯や内容を検討する。

第2 世界銀行の取組

1 世界銀行は、1970 年代からその融資について環境的配慮を払うための体制を整えてきた。具体的には、世銀のマクナマラ総裁は、1970 年、環境アドバイザーのポストを設置し、全ての投資プロジェクトについて環境に及ぼす潜在的影響を検討し、かつ評価することを任務とし、世銀融資の全てについて環境的影響についてスクリーンにかけることとした。また、マクナマラ総裁は、同時に環境チェックを円滑に実施するために環境ガイドラインを策定するという方向も打ち出した。

1972 年に国連人間環境会議がストックホルムにて開催された際、マクナマラ総裁は、環境担当室により全てのプロジェクトがチェックされるとし、必要があれば環境調査を実施するための調査団を組織し現地に派遣するとした。その後、この環境担当室は順次充実され、1975 年には環境問題担当室に改められ職員の拡充などの措置がとられる等した。(以上につき、甲 A14 号証 26, 27 頁参照)

2 このような取組にもかかわらず、世界銀行の融資では、先住民との関係において問題を引き起こした。

問題が表面化し、世銀の融資が中止とされた最初の事例は、1970 年代初めからフィリピン政府が、世銀の融資を受けて進めようとしたルソン島北部コルディリアエラ地方のチョコ河の電源開発を初めとする開発計画である。この開発計画では、開発地域の先住民の参加等が十分考えられておらず、先住民の土地、水田や灌漑用水などを奪い取るものであった。そのため、先住民が団結し不服従運動を展開するところとなり、フィリピン政府は軍を導入して抵抗を押さえつけようとしたが成功せず、世銀は撤退し、フィリ

ピン政府においても計画の無期限延期となったものである(甲 B48 号証の 1、6 頁参照)。

さらに、1980 年代には、ブラジル北西部のポロノロエステ・プロジェクトでも同様の問題が生じた(甲 B48 号証の 1、6、7 頁及び甲 A14 号証 28、29 頁参照)。

この計画では、ナンビクワラ・インディオが居住する熱帯林を切り拓いて総延長 1,500 km のハイウェイを建設し、これに沿って開拓地を造成し、何十万人もの入植者を定住させようとするものであった。世銀は、1980 年に文化人類学者をコンサルタントとして雇い、この計画の先住民族への社会影響評価を行った。この評価の結果先住民族への影響が大きいことが明らかになったため、当該人類学者はプロジェクト計画の修正を求めた。ところが、世銀はこの勧告を無視して 1981 年に融資を開始し、開発計画を予定通り進めた。この開発によって建設されたハイウェイを伝って大量の入植者がブラジル各地から移住したが、熱帯林を伐採して開拓された土地は痩せており、農業には不向きであったため多数の入植者が開拓地を放棄して新たな土地を求めて先住民保護区、自然保護区、国立公園に入り込み焼き畑農業を繰り広げる結果となった。その結果先住民族社会は悲惨な影響を受け、1984 年には先住民が入植者を人質に取り先住民保護区への不法侵入に抗議するという事件も発生した。さらに、当該プロジェクトが社会影響評価の勧告を無視して進められた経緯が公表されたため、国際的に問題となった。

3 前項で述べた事例を踏まえて、1987 年、コナブル世銀総裁は、世銀融資における環境的配慮を強めるために大規模な機構改革を行うことを表明した。そして、世銀のトップレベルに位置するものとして環境局を設置し、環境担当スタッフも大幅に増加された。

こうした機構の整備と併行して、世銀は、マクナマラ総裁が表明したガイドラインの整備を進めた。次に、本件に関する非自発的移住及び先住民族に関する世界銀行のガイドラインの整備状況について述べる。

第 3 世界銀行における非自発的移住・先住民ガイドライン

1 1980 年：非自発的移住に関する業務マニュアル書

世界銀行において、非自発的移住については、1960 年代から 1970 年代は、ケースバイケースで扱われていたが、1979 年に非自発的移住ガイドラインの策定作業に着手した。その結果、1980 年 2 月、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」(「Social Issues Associated with Involuntary Resettlement in Bank-Financed Projects」)と題された業務マニュアル書(Operational Manual Statement No. 2.33：世銀非自発的移住マニュアル書という)が策定された(甲 A92)。

これは、世界銀行の非自発的移住に関する最初のポリシーであるが、そのスタッフや借り主に対して、移住の難しいプロセスを公正にかつ有効に処理することが不可欠であり、非自発的移住が誤って処理されると PAFs が困窮することから、世界銀行の非自発的移住に対する一般的政策を明らかにするものであった。

そこでは、移住させられた人々が少なくとも従前の生活水準を回復することが求めら

れ、そのために移住計画はプロジェクト本体に統合される必要があるとされている。

世銀の過去の経験では、移住計画の策定を借入国に全面的に委ねてしまったり、適切な移転計画がないまま移転案が合意されたりしていたが、このような場合、移住に伴う社会問題が解決されず PAFs を困難な状況に貶めたり、借入国に適切な移転計画の立案とその実行をさせるのが困難になったりした。そのため、非自発的移住にあたっては、定められた手順に従った対応がなされる必要があるとされている。

このマニュアルの概要は以下の通りである。

- ① 移住の準備は、他のプロジェクト準備と同時に行われなければならない。全ての移住計画及びスケジュールは、世銀の審査の前に提出され、世銀の現地調査ミッションによって慎重に評価されなければならない。
- ② 移住計画は、その実行をする組織体制を明らかにするものでなければならない。
- ③ 移転計画では、i) 損失に対する補償、PAFs 自身における移転に向けた準備、ii) 実際の移転作業の準備、iii) 再定住地において PAFs が生計手段を再確立し、社会的に統合されるための効果的な支援策の3点が定められなければならない。
- ④ 世銀の審査では、移転計画が実行可能かどうか (PAFs に対する土地その他の資産が利用可能で十分かどうか等)、移転により喪失した生計手段を再建し、従前の生活水準を回復することができるかどうかを評価しなければならない。
- ⑤ 借入国は、以上の規定に従って、移住計画をプロジェクト全体の統合された一部として位置付け、その準備、資金準備を用意しなければならない。この計画はプロジェクト実行期間中定期的にモニターされなければならない。
- ⑦ 水没した土地その他の財産に対する補償、及び再定住にかかる費用は、経済分析において、総プロジェクト費用の一部として算入されなければならない。

2 1982年：世銀融資プロジェクトにおける部族民

世界銀行は、1982年2月、「世銀融資プロジェクトにおける部族民」(Tribal People in Bank-Financed Projects) と題された業務マニュアル書を策定した。

同書では、「経験の示すところによれば、特別措置が採用されない限り、先住民は、彼ら以外の受益者のために企画される開発プロジェクトによって、恩恵を被るよりもむしろ害される恐れの方が大きい。それ故、先住民への影響が懸念される場合にはいつでも、プロジェクトの計画案のうちには、先住民の利益を保護し、また可能な場合にはいつでも、彼らの福利を高めるのに必要な措置または構成要素が含まれるべきである」とし、世銀は、先住民に対する十分な保護策が講じられていない限り、先住民の居住地域にかかるプロジェクトを支援しないと定めている。

3 1986年：非自発的移住に関する業務政策覚書

1986年10月、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住の取り扱いに関する業務政策問題」(「Operations Policy Issues in the Treatment of Involuntary Resettlement in Bank-Financed Projects」世銀非自発的移住政策覚書という) と題された業務政策覚書が作成された(甲 A93)。

この覚書の目的は、既存の政策を再確認するとともに、これを補足して業務上の手引きを明らかにすることとされており、確立された政策に従わない移住計画の立案実行を許してはならないとされている。そして、1980年に策定した世銀非自発的移住マニュアルにより世銀が融資するプロジェクトにおける PAFs の状況は大きく改善するとともに、借入国や他の国際金融機関に影響を与えているとし、移転計画は開発プロジェクトとして扱うこと、非自発的移住は可能な限り回避し、不可避の場合でも最小限にすること、移住が行われる場合、最低でも従前の PAFs の生活水準や収入が回復されるべきこと等の原則を確認している。

プロジェクトの進行にあたっては、準備の段階では、移住計画の実行可能性や準備状況に特別の注意が払われるべきで、再定住地の決定とその整備が重要で、その際、将来予測される PAFs 世帯の増加を考慮に入れることや、PAFs との協議が重要とされている。

次に、事前審査の段階では、移転計画が急ごしらえのものにならないように注意しなければならないとされ、特に、ダム建設工事の場合、ダムの高さや移転させられる住民の数との関係について十分な注意が必要であり、事前審査や審査の段階で費用便益分析を行い最善の状況になっているかが確認される必要があると述べられている。また、現金による補償は生産的活動に投資されることは少ないのでそれだけでは不十分であり、PAFs の生計手段を再建する取組が重要であること、少数民族においては土地に対する慣習法的権利を有しておりこれに対する配慮が必要であることが指摘されている。資金面においては、再定住に向けた取組について十分な資金と人員が手当されているかどうか、これにあたる組織体制が用意されているかどうかのチェックがなされなければならない等とされている。

4 1990年：非自発的移住に関する業務指令

さらに、その後、世界銀行内部では、非自発的移住に関する覚書を業務指令の地位にまで高めるための検討作業が続けられた。その結果、1990年6月、「非自発的移住に関する業務指令」（「Operational Directive 4.30 : Involuntary Resettlement」世銀非自発的移住指令という）が作成された（乙 A1）。そして、世銀非自発的移住マニュアルと世銀非自発的移住政策覚書は、新たな業務指令と取り替えられることとなった。

この世銀非自発的移住指令は以下のようなものである。

- ① 非自発的移住は、可能な限り避けなければならないし、避けられない場合でも、最小限にしなければならない。なせならば、住民が分裂したり、困窮したりするからである。
- ② 非自発的移住が避けられない場合でも、移住させられた住民が自分たちで生活を向上させようとか、または、少なくとも従前の生活水準や収入を回復させようとするのを、銀行が援助するといったものでなければならない。
- ③ このためには、借り手が、開発プログラムとしての移住計画を、準備・実行する必要がある。これらの移住計画はプロジェクトデザインの重要な部分である。

- ④ 移住させられた住民は：
- (i) 移住に際して被った損害を補償されなければならない。
 - (ii) プロジェクトによる利益を享受する機会が与えられなければならない。
 - (iii) 移動中や、移住地での生活を開始したしばらくの間、援助を受けられなければならない。
- ⑤ 住民を集団で移住させると、住民の分裂を緩和することができる。
- ⑥ 元住んでいた土地と移住先の土地の間の距離が短いと、移住民は移住先の土地の新しい社会的、文化的環境や、自然環境になじみやすいといえる。
- 移動距離を短くすることと、経済的な機会を増やすために移動距離を長くすることとを秤にかけるときは、注意深く、バランスをとらなければならない。
- ⑦ 移住民と受入地住民とは共同して移住計画を作成すべきである。
- 移住民と受入地住民の既存の社会的・文化的機関が活用されるべきである。
- ⑧ 移住民の新しいコミュニティは、インフラやサービスを伴った、実行できる定住システムとしてデザインされなければいけない。そして、その地域の社会・経済に統合されうるものでなければならない。
- ⑨ 移住民を受け入れる側の住民は、人口密度が増加したことによる社会的・環境的悪影響に対処するために、援助を受けなければならない。
- ⑩ 先住民族、少数民族、牧畜民、およびプロジェクトにより奪われた土地や他の資源に対して非公式な慣習上の権利をもっていると思われる他の集団は、適切な土地や、インフラや、他の補償を受けなければならない。
- 土地に対して法的権利がないからといって、このような人々に補償したり回復させたりすることを否定してはならない。

5 1991年：先住民に関する業務指令

先住民に関する業務マニュアル書も、1991年9月、「先住民」(Indigenous People)と題する業務指令に取り替えられた。

同指令では、「先住民に対する世銀の一般目標は、開発の過程において、先住民の尊厳、人権および文化的独自性への十分な尊重が増進されることを確保すること」であり、「特に世銀融資のプロジェクトにおいて、先住民が悪影響を被らないこと、また先住民が、文化的に相容れることのできる社会的および経済的な利益を享受することである」とされている。そして、先住民は「情報が与えられて参加する」ことが重要であり、「プロジェクトの立案、実施および評価の全般にわたって、政策決定に先住民が参加するための機構を案出し、かつ維持すべきである」とされている。「先住民が開発投資から利益を受けられるのを確保する」ことが重要であり、「先住民の権利を適正に保護するためには、プロジェクトの第1次的な目的とは別個に、プロジェクトの特別構成要素を実施することが必要となつてこよう」とされている。

第4 OECD が非自発的移住に関する基準を作成した経緯及び内容

「経済協力開発機構」(OECD)では、1991年、「環境と援助に関する開発援助委員会(DAC)～開発プロジェクトに伴う立ち退き及び再定住に関する開発援助機関のためのガイドライン」(Guidelines for Aid Agencies on Involuntary Displacement and Resettlement in Development Project. OECD ガイドライン)が制定された(甲 A18)。

この OECD ガイドラインでは、非自発的移住について、以下のような基本的政策的配慮が払われるべきであるとされている。

- ① 非自発的な移住は、他の方法がある場合には採用してはならず、また、他の方法が無い場合でも、最小限のものにしなければならない。
- ② 非自発的移住に関する開発プログラムは、移住民がそのプロジェクトによって利益を享受できるようなものでなければならない。具体的には、
 - i) 土地ベース、または雇用ベースで生産手段が再構築できるようにすること
 - ii) 移住に際して被った損失に対する補償
 - iii) 移住期間及び過渡期における援助
 - iv) 移住民の以前の生活水準と所得能力、生産水準を改善するため、または少なくとも維持するために彼らがなす努力に対しての援助が必要とされるべきである
- ③ 移住の計画・実施に際しては、環境機関とコミュニティの参加及び女性の参加が不可欠である。移住民と受入地住民が持っている社会的・文化的施設が使われるべきである。
- ④ 移住民を受け入れる側のコミュニティは、計画実施過程に関与させられるべきである。移住に伴う社会環境の悪化に対処するために援助がなされるべきである。
- ⑤ 先住民族、少数民族、牧畜民、およびプロジェクトにより奪われた土地や他の資源に対して非公式な慣習上の権利をもっていると思われる他の集団は、適切な土地や、インフラや、他の補償を受けなければならない。

土地に対して法的権利がないからといって、このような人々に補償したり回復させたりすることを否定してはならない。
- ⑥ 天然資源を基礎とする生産は、女性の知識、技能、労働等、女性に負うところが大きく、かつ、女性の家族、コミュニティ、国家経済への貢献が大きいため、移住計画は、女性の意見を考慮しなければならない。
- ⑦ 移住計画の実施は効率的に監督されねばならない。

第5 ILO169 号条約について

1 ILO169 号条約が作成された経緯

国際労働機関 (ILO) は、1957年6月26日に、「独立国における先住民その他の部族民の保護と統合に関する条約」(ILO107 号条約)を採択した。その目的は、先住民、少

数民族などの伝統的社会的のために、この社会全体による集団的所有権とも言うべきものを尊重することにあつた。しかし、この条約には統合主義の考え方が導入されていたので、批判があがり、その後、1989年6月24日に新条約「独立国における先住民その他の部族民に関する条約」(ILO169号条約)が採択された。

2 ILO169号条約の内容

この新条約第14条1項では、以下のように、先住民社会の土地所有権と利用権の尊重義務が定められた。

「関係住民が伝統的に占有している土地に対して、これらの住民の所有権が、認められなければならない。また、関係住民によって排他的に占有されているのではないが、これらの住民が生存上の必要及び伝統的な活動のために長年にわたって出入りしている土地の利用権を保護する措置が、適当な場合にはとられなければならない。この点で遊牧民と移住耕作者の立場に対して、特別の配慮が払われなければならない。」

さらに同条約第16条は、強制移住の禁止及び住民同意の原則について以下の通り規定している。

- 「① この条約の以下の各項に従うことを条件として、関係住民は、彼らが占有している土地から立ち退かされてはならない。
- ② 例外的な措置として、これらの住民の立ち退きが必要であると判断される場合には、このような立ち退きは、当該住民に十分な情報が与えられ、かつ、彼らの自由な同意が得られるときにのみ行われるものとする。彼らの同意が得られない場合には、こうした立ち退きは、適当な場合には公聴会を含めて、国内法令によって定められる適正な手続きに基づいてのみ行われるものとする。このような手続きは、関係住民の意向が十分に代表される機会を備えていなければならない。
- ③ 立ち退きのための理由がなくなる場合には、これらの住民は、可能な限り早期に、自らの伝統的な土地に帰る権利を有するものとする。
- ④ こうした帰還が不可能な場合には、これらの住民は、協定の定めるところにより、または、このような協定が無い時には、適正な手続きにより、少なくとも彼らが以前に占有していた土地に匹敵する同質の土地と法的地位を、最大限に与えられなければならない。このような土地は、これら住民の現在のニーズを満たすと共に、また、将来の発展の機会を提供するにふさわしいものでなければならない。関係住民が金銭又は現物での補償の方を選ぶ場合には、彼らには、適当な保証のもとに、このような補償が与えられなければならない。
- ⑤ このような立ち退きにより、何らかの損失または被害を受けた人は、十分に補償されなければならない。」

3 日本政府の遵守義務

ILO169号条約は、先住民の土地所有権と利用権の尊重を定めたものであるが、日本はこの条約には加盟していない。しかしながら、ここに掲げられている基本原則と手続

は、世界のいずれの国においても当然に尊重されるべき事柄である。

したがって、ODA の行為準則を検討するに当たっても、同条約の規定内容は先住民の移住問題に関する国際的基準を示すものとして考慮要素とされるべきである。

第6 まとめ

以上のように、非自発的移住については、1970年代までは、ケースごとに、措置が取られてきていたが、それまでの経験から、ケースバイケースの処理では不十分であったので、統一的な基準が必要であると認識され、1980年以降は、世界銀行及び OECD によって非自発的移住についてガイドラインが制定されるにいたり、非自発的移住に際しての国際的基準が確立されてきた。また ILO においてもこの点に関する条約が 1989年に制定されるに至っていた。

これらの国際的基準は、開発援助が引き起こしてきた問題事象を防止するために国際的に認められた基準であり、当然に開発援助国・機関の援助実行の際に参照されるべき基準である。

当該基準が、日本国が加盟していないこと、世銀職員への指針であり日本国政府及び OECF に対して適用がないことなどから、直ちに日本国政府や OECF に対して法的拘束力を持つものにならないとしても、日本国政府及び OECF が、ODA を供与する際の注意義務を基礎づける要素とはなるものである。また、これらの基準において移住等については第一次的責任は被援助国が負うとされていたとしても、援助国・機関の責任を全く免除するものでないことは明白である。

したがって、上記基準は、開発プロジェクトによって影響を受ける現地住民に被害を与えた場合の法的責任を判断する上で重要な要素となると認められる。

第4章 日本の ODA の実態

第1 はじめに

日本国の ODA は本件以外でも多くの問題案件がある。以下、対インドネシア向け ODA 及び JBIC の前身である日本輸出入銀行が関わった OOF（その他の資金の流れ）プロジェクトと、それ以外の国向けの ODA プロジェクトに分けて問題状況を指摘する。

なお、原判決は、円借款によるプロジェクトにおける住民の移住及び補償の問題は、個々のプロジェクトにおいて個別に検討されるべきで、別の円借款プロジェクトにおける問題は本プロジェクトに直ちに反映しないと判示しているが、これは明らかに誤りである。もちろん円借款プロジェクトにおける住民の移住及び補償の問題は、個々のプロジェクトにおいて個別に検討されなければならないのはその通りであるが、その検討に当たり、他のプロジェクトにおいても同様の問題が発生しており、日本国政府及び OECF において住民移住において発生しうる問題状況を認識しうる状況にあったことは、日本国政府及び OECF の責任を検討するに当たり重要な事実であることは経験則上明白で

ある。一般に、同様の事故が生じた場合、1回目は予見不能でも2回目は予見可能性が認められるとされている。

したがって、本件プロジェクト当時、日本国政府及びOECFが行ったODAにおいて、非自発的移住に関連して、日本国政府及びOECFが経験していた問題状況を明らかにすることは重要な意味がある。

第2 対インドネシア向けODA (OOFを含む)

1 サグリン・ダム (甲 A19, A75)

(1) 概要

サグリン・ダムは、インドネシア西ジャワ州、チタルム川上流にある、高さ 97.5メートル、総貯水量 8.8 億立方メートル、最大有効落差 363.3 メートル、最大発電量 700 メガワットのインドネシア最大規模の水力発電ダムである。

総工費は 6 億 5880 万ドルで、OECF が 1978 年 9 月 26 日の 16 億 3000 万円の円借款を含めて 291 億 600 万円を、世界銀行が 2 億 3650 万ドルを、インドネシア政府が 3 億 6400 万ドルをそれぞれ負担した上で、1981 年 5 月から工事が開始され 1986 年 5 月に完成した案件である。

(2) 問題点

同ダムの総湛水面積は 5832ha に達し、ダム建設のために立ち退きを余儀なくされた世帯は西ジャワ州バンドン県の 8 郡、31 か村の 10,664 戸にのぼる。同ダム建設にあたっては世界銀行が 1975 年から 78 年に F/S を実施し、1978 年 9 月 26 日に円借款契約が締結され、1979 年から 80 年に OECS が詳細設計をしていることからすると少なくとも 1980 年にはサグリン・ダム、発電所建設は本決まりになっていたはずである。

にもかかわらず住民らがダム計画を知ったのは 1981 年以降である。すなわち、すでに建設が決定し、補償価格も決められた後にはじめて住民はダム計画と移転に伴う補償価格を知らされ、有無も言えないままこれに従わされたのである。

しかも、インドネシア政府に一方的に決められた補償額は水田 1 平方メートル当たり 600 ルピア (約 30 円)、屋敷地は 1 平方メートル当たり 400 ルピア (約 20 円) でありこれは市場価格の 8 分の 1 から 10 分の 1 の水準に過ぎなかったが、軍の脅迫の下、多くの住民は僅少な補償を受け取っただけで移転に応じるよりほかなかった。

また、土地を所有しない小作人や農業労働者世帯は当然ながら失業し、カリマンタンや西パプア (イリアン・ジャヤ) などジャワ島以外の島に国策移住させられた。

(3) 訴訟

最後までインドネシア政府からの立ち退き要求に応じなかった住民 5 名は、1988 年 6 月 8 日、補償費を不服として、バンドン地方裁判所に訴えを提起した。しかしながら、1994 年 3 月 30 日、インドネシア最高裁判所は住民の訴えを棄却した。

(4) 開発援助環境配慮推進調査報告書

このサグリン・ダムについては、1990年3月、環境庁は委託調査報告として、社団法人海外環境協力センターから開発援助環境配慮推進調査報告書の作成を受けている。

同調査は、「1987年に国連の『環境と開発に関する世界委員会』の報告書“**Our Common Future**”が出され、その中で『持続可能な開発』の概念が示され」たことから、「今後の我が国の開発援助もこの『持続可能な開発』の理念と無関係にすすめることはできなくなる」という認識のもと、「『持続可能な開発』に関する我が国の基本的考え方を検討するための基礎資料を得るとともに環境援助の拡充を円滑にすすめていくための措置を検討していくことを目的として実施」されたものである（同報告書i頁）。同調査の中では、ケース・スタディの1つとして、このダム開発が取り上げられている。

開発援助環境配慮推進調査報告書は、サグリン・プロジェクトには、「①人口密度の高い農村部に建設されたことによる大量の住民の移住、農地の消失とこれによる貧困層の増大（地域への社会経済的影響）」、並びに「②移住が効果的に進まないことによるダム周辺の人口増、新たな開墾による土砂流出とダムへの堆積（ダム開発の効果の持続性への影響）」という主な問題があるとしている。

続いて、同報告書は、「考察」において、問題点を具体的に指摘している。

すなわち、既に肥沃な農地として活用している土地資源を大幅に犠牲にして、電源開発という新たな資源を開発する必要性に疑問があるとし、自然環境、社会環境への影響は、立地選定の段階で大勢が決まってしまうため、その段階で十分な検討があると指摘している。また、F/Sの段階において、住民移転と新たな収入源の確保について計画の実効性、責任の所在を明確化し、プロジェクトの採択を判断することが必要であること、住民代表やNGOの関与が重要であること等が指摘されている。

また、同報告書においてその概要が紹介されているレビューレポートでは、ダム建設によって約6,300 haの土地（そのほとんどが農地）に影響を与え、その結果、年間5,400 tもの米の生産量を損失させていること、このことにより湛水区域だけではなく、湛水区域の収入源の一部または全部を依存していた住民にも甚大な影響を与え、従前は湛水面より上に住んでいた住民の約72%は貧困ラインより上であったのが、湛水後新たな収入源が見つからない場合、55%が貧困ラインを割り込むことになり、世帯数では2,000世帯を超す世帯が新たに貧困層になるとしている。

(5) まとめ

以上より、日本国政府及びOECDは、291億円余りの円借款を供与して建設されたサグリン・ダムにおいて、大量の住民の移住、農地の消失とこれによる貧困層の増大という問題が生じていることを認識していた。

そして、肥沃な農地を犠牲にして電源開発を行う必要があるのかどうか、十分な検討が必要であること、移転住民の生活再建のための実効性ある計画が立てられていたかどうかを問題になることを具体的に指摘され認識していた。

2 クドゥン・オンボ・ダム (甲 A20, 90)

(1) 概要

クドゥン・オンボ・ダムは、インドネシア中部ジャワのスラン川に建設された、高さ 61 メートル、堤長 1600 メートルのロックフィル型の多目的ダム（灌漑を主目的としつつ、洪水制御、発電、飲料・工業用水、観光開発なども目的とした）である。

同ダム建設にあたっては、1985 年 5 月に世界銀行理事会は、1 億 5600 万ドルの融資を行う旨正式承認した。さらに協調融資として日本輸出入銀行も 1987 年 3 月に承諾された対インドネシア融資 9 億ドルの一部（2700 万ドル）と 1988 年 8 月に承諾された融資 5 億 8000 万ドルの一部（2300 万ドル）の総計 5000 万ドルの資金供与を行った。

(2) 問題点

1982 年、同ダム建設に伴う水没予定地の 37 か村の住民がインドネシア政府によって招集され、クドゥン・オンボ・ダムは国家的プロジェクトであることから、立ち退きに応じるようにと一方的に告げられた。次いで、1983 年 9 月 20 日、中部ジャワ州のイスメール知事によって土地収用に当たっての補償基準が示された。

それによると、下限は田畑についての 1 平方メートル当たり 280 ルピア、上限は敷地についての 1 平方メートル当たり 700 ルピアで、家屋その他の建造物については別個に補償するというものであった。

しかし、当該地域の土地価格は一般には 1 平方メートル当たり 4,000 ～ 5,000 ルピアであり、上記補償基準は市場価格をはるかに下回る水準であった。

このため、当然ながら住民は補償基準の受け入れを拒否して地方議会への訴えかけを開始したところ、インドネシア政府は、抗議活動に立ち上がった住民が反開発主義者であり、反国家的な思想を抱いているとして、「共産黨員」のレッテルを貼るに至った。

この点、インドネシアでは、1965 年の 9 月 30 日事件以来、共産党は非合法組織とされているため、「共産黨員」のレッテルを貼られることは、村八分に等しく、職業その他の日常生活で各種の制約を受けることが必然となっていた。スハルト政権が、自らの政策に批判的な人々を弾圧してきたのは、まさにこのレッテルを貼ることによってなされることが常であり、クドゥン・オンボ・ダムの場合にも、スハルト政権は政策強行のための常套手段を用いたのである。

具体的には、インドネシア政府は、移住に同意しないならば、ID カード（身分証明書）に「ET (ex-tapol) (元政治犯)」の烙印を押すとの脅迫を開始したり、一方ではまた、当局に対する抗議活動を行っている人々が「OT (organisasi terlarang) (非合法組織)」に関わりを持っているとの非難を浴びせるなどした。

かかる脅迫に屈して、立ち退き対象住民のうちにはやむなく補償に応じる人々も出現したが、住民の多くは依然として立ち退きを拒否し、頑強に抵抗運動を続けた。例えば、1987 年には、住民代表は、中部ジャワ州議会に対して請願を行い、住民が軍

隊と政府関係者から受けている取り扱いについての不満を訴えるなどした。そのため、1988年10月には、ボヨラリ県知事は、補償金額を1平方メートル当たり800ルピアに引き上げる用意があると発表した。住民らは依然として補償金の水準が低すぎることに、また移転地での水の確保が難しいという理由で立ち退きを拒否した。

インドネシア政府はついに住民の頑強な抵抗に業を煮やして、5,390世帯、2万3380人の立ち退き対象住民のうち、およそ1,500世帯、約7,000人が立ち退きを拒否して現場で居住を続けていたにもかかわらず、1989年1月16日、ダムの水門を閉めてダムに水を張り出すという暴挙に出た。これにより住民らは水かさが増すにつれて高台へと順次居所を移していくよりほかなかった。

こうした住民の抵抗に対し、大学生が支援に取り組もうとしたところ、インドネシア政府は、ダム地域を軍隊によって封鎖し、検問所を設け出入りを制限した。

1989年7月には、増水の度合いが予想以上に早かったために引っ越しの作業中に5人が波にのまれて溺死するという事件が起きた(甲A20、78頁)。

1990年5月4日から6日にかけての海部首相のインドネシア訪問時にはNGOを中心としたクドン・オンボ・ダム反対運動が展開された。

(3) 訴訟

クドン・オンボ・ダム貯水池で立ち退きを求められた住民らの代表54世帯は1990年、中部ジャワ州政府と公共事業省を被告として、土地と家屋の収用にあたって、政府側が住民らとの間で何らの協議も行わず、またその同意も得ないうちに、一方的に低い補償額で収用措置を講じたことによる損害賠償を求めてスマラン地方裁判所に訴えを提起した。

地方裁判所及び高等裁判所の判決は住民敗訴の内容に終わったが、1994年7月7日に公表された最高裁判決の内容は一転して住民勝訴の判決であった(なお、最高裁に上告した住民代表は34世帯)。その理由付けとして判決は、本件では住民との間での協議が十分に行われておらず、またその同意を得ないまま、一方的に土地と家屋を収用することが行われており、かかる行為には適法性を欠いていることが指摘された。

この点、被告側は、補償金を裁判所に預託していると抗弁したが、判決では、「この預託は、本来行われるべき協議の原則に違反している」のであって、また預託行為でもって住民同意の欠如に代えることはできないとされた。こうした理由により中部ジャワ州政府と公共事業省の行為には違法性が認められると判断されたのである。その上で、同判決は住民要求を上回る補償金額を提示した。つまり、住民は1平方メートル当たり1万ルピアを要求していたところ、最高裁判決では家屋と敷地に対しては1平方メートル当たり5万ルピアの補償を支払うべきことが命じられた。

これに加え、同判決は、水没によって失われた果樹と作物に対しても補償が行われるべきことが判示された。すなわち、これらの果樹または作物が植えられていた土地に対しては1平方メートル当たり3万ルピアの補償を支払うべきことが命じられた。

さらには、同判決は、元来原告らの訴状に含まれていなかったにもかかわらず、「非物質的（精神的）損害」として、被告に対し 20 億ルピアの支払いを命じた（甲 A90-1、新聞記事）。

しかし、その後、スハルト大統領（当時）は 1994 年 7 月、プルウォト検事総長に対しクドン・オンボ事件の再審の審理においてできる限り公正な決定をおこなうよう要請し、その結果、その後被告が申請した再審請求に対して、最高裁判所は 1994 年 11 月、先の最高裁判決を取り消した。またその再審の審理は、通常 3 人の最高裁判事でおこなうところを、当時検事総長であったプルウォトを長とする 5 人の最高裁判事によっておこなわれ、異例の速さで決定が下された。（甲 A90-2 参照）

第 3 その他の国に向けた ODA 案件

1 メークワン川農業灌漑開発計画（甲 A24）

（1）概要

メークワン川農業灌漑開発計画とはタイのチェンマイ県とラムプーン県のメークワン川流域全域にわたる灌漑を主目的とした大型開発計画である。同開発計画は、貯水量 2 億 6,300 立方メートルの貯水池、長さ 610 メートル・高さ 68 メートルの主ダム 1 基、山の開口部を塞ぐための長さ 655 メートル・高さ 54 メートルの左岸ダムと長さ 640 メートル・高さ 42 メートルの右岸ダム、附属建物をもつ基幹用水路 2 線すなわち幅 3 メートル・水深 2 メートル 65 センチメートル・延長 69.8 キロメートルの左岸基幹用水路及び幅 1.7 メートル・水深 1.45 メートル・延長約 15.5 キロメートルの右岸基幹用水路、合計延長約 200 キロメートルの枝葉用水路及び附属建物からなる。

同開発にあたっては 1982 年 7 月 16 日、OECF は 4 億 3,000 万円の円借款契約を締結したほか、1984 年 9 月 18 日には 23 億円、1985 年 10 月 4 日には 91 億 9700 万円、1987 年 9 月 21 日には 28 億 500 万円の円借款契約を締結した。

（2）問題点

ダム建設地及び貯水池建設によって水没する地域に住む住民は 309 世帯であったが、移転先の降水量は少なく、深刻な水不足の問題が生じた。さらには土壌はほとんどが砂岩のために保水性に乏しいほか日射量も従前の居住地と比して少なく農耕にはまったく適さないやせた土地であった。そのため多くの住民は、生活の糧を奪われたため、当面の生活費を捻出するため、やむなく移転先の土地を第三者に売却するという手段を選ばざるを得なかった。そういった世帯は、同じ集落内の親族と同居するか、あるいは都会に出て働くことを余儀なくされたのである。

この点は、海外経済協力基金開発援助研究所『円借款案件事後評価報告書』（平成 10（1998）年 2 月発行）においても、「1994 年時点における移転地の世帯数は減少して 239 世帯となっていることは、移転地の土質が必ずしも耕作に適していないことや、農地整備が思うようにはかどらなかったことなどが考えられる」と問題があったことを明

らかにしている。

ところが、同報告書は、続いて「しかし、本事業の住民移転においては、RID（農業協同組合省王室灌漑局、引用者注）を中心として法律に沿った移転手続きと移転後の各種フォローアップが行われており、合法的な移転が実施されたものと評価できる。」（106 頁）と、問題があるにもかかわらず合法的であるという理由で「評価できる」と結んでいる。しかしながら、1990 年に策定された世銀非自発的移住指令では、「移住させられた住民は：（i）移住に際して被った損害を補償されなければならない。（ii）プロジェクトによる利益を享受する機会が与えられなければならない。（iii）移動中や、移住地での生活を開始したしばらくの間、援助を受けられなければならない。」とある。この基準に照らせば、上記住民移転は、国際基準に違反した違法な住民移転であったことは明らかであり、これを合法ということはできない。

2 ナルマダ・ダム（甲 A25, 26）

（1）概要

ナルマダ・ダムとは、インド中西部のナルマダ川に建設された高さ 128.5 メートル、堤長 1,210 メートルの巨大ダムであり、サルダル・サロバル・プロジェクトといわれるプロジェクトの一環をなす。

同ダム建設にあたり、1985 年 5 月 10 日、世界銀行は 4 億 5,000 万ドルの融資を決定した。またかかる世銀融資に歩調を合わせて、協調融資の名の下に、同年 9 月 27 日、日本国は ODA として、OECD を通じて、28 億 5,000 万円の融資を行った。後述のモース報告書によれば、同ダムの建設により、245 か村が水没し、少なくとも 10 万人が立ち退きを迫られると推定されている。

（2）問題点

世銀、ODA の融資決定は、インドの環境・森林省が、未だ環境アセスメントを終えていないにもかかわらず、また移住・補償問題が未だ片付いていないにもかかわらずなされたもので、そのため建設工事の進捗もはかばかしくなかった。また、これらの問題が未解決のまま一方的に建設工事だけを進めるというインド政府のやり方に対して、住民からは強い抵抗と反対運動が展開されてきた。

かかる状況下で、同プロジェクトへの日本のかかわり方、特にわが国の「援助」のあり方に対して、1989 年暮れ頃から日本国民間で次第に批判的な声が強まり、こうした世論の高まりを受けて、日本政府は、1990 年 6 月 18 日から 19 日にかけてパリで開かれたインド援助国会議において、ナルマダ・ダム建設への追加融資を見合わせる旨表明するに至った。日本が世銀への協調融資を停止した主な理由は、移住問題と環境問題が未解決であるとの考慮からであったが、日本政府がいったん融資決定を行い、また一部を支出しながら、途中で融資を停止したのは、日本の援助の歴史上初めてのことであった。

追加融資を停止したこと自体は評価に値するが、問題とされなければならないのは、移住問題や環境問題が未解決であるにもかかわらず融資を決定した事実である。ナル

マダ・ダムへの OECF 融資にあたっては、事前調査はほとんど行われず、ダム建設に伴う社会的・環境的影響について何らの調査も実施されなかったことは明らかである。そればかりか事後的な調査とモニタリングもほとんど行われていない。こういった杜撰極まりない調査態度が追加融資を停止するまでの事態を招いたのである。

この点、世銀融資を継続するかどうかの議論の中で、世銀理事国であるオランダ、アメリカなどから同ダムの建設工事計画につき外部の第三者評価を受けるべきであるとの声があがったことにより、1991年9月1日から1992年3月1日まで独立調査団がインドを訪問して調査を重ね、その結果をまとめた文書が「モース報告書」として1992年6月18日に世銀総裁に提出された。

同報告書によれば、「事態は極めて深刻である。サルダル・サロバル・プロジェクトの実施については、根本的な欠陥が見受けられる。」と結論付けた。その理由として、報告書は、「このプロジェクトによる立ち退き者全員の移住・再定住は、現状では可能ではないし、しかもこのプロジェクトの環境影響に対しては適切な考慮が払われてきておらず、また十分な対策も講じられてきていない。現在発生している事態については、世銀とインド政府の双方に責任がある」とする。

さらに同報告書は、「このような事態の根本原因は、世銀によって課せられている移住と環境に関する要件が遵守されていないにもかかわらず、ナルマダ・ダムの建設が進められてきていることにある。そして、人間的・環境的な側面での問題に対する関心が欠如したままに、技術的・経済的な動機だけでプロジェクトが進められてきていることは明らかであるように思われる」と指摘している。

その上で、同報告書は、「最も賢明な道は、世銀がプロジェクトからいったん手を引き、新たな視点から検討し直すことであろう」と、世銀融資の停止を勧告した。すなわち、サルダル・サロバル・プロジェクトについては、灌漑、飲料水供給、発電、洪水制御などの点での便益が強調されてきた。つまり、これらの便益が、プロジェクトによって失われる社会的・環境的コストを上回るというのである。しかし、モース報告書では、これら便益とされるものについては、そのいずれをとっても疑義があるとしているのである。

ところが、世銀はモース報告書を受けてもなお、「世銀がナルマダ・プロジェクトへの支援を続けることは正当なことである」として居直った。しかしながら、最終的に世銀においても、インド政府側に申請を取り下げさせ、ナルマダ・プロジェクトについては融資を中止した。

3 サマナラウェア・ダム (甲 A27)

(1) 概要

サマナラウェア・ダムは、スリランカの旧首都コロンボの南東160キロメートルに建設された高さ100メートル、堤長530メートルのロックフィルダムである。ダムの主目的は水力発電で、最大120メガワットの発電能力を備えている。

ダム建設にあたっては、日本は1986年度に第1期分として145億円、1987年度に

は第2期分として139億2,000万円の円借款を供与した。

(2) 問題点

同ダムは1991年2月に完工したが、ダムの右岸に漏水が生じているために貯水を見合わせ、補修工事を行うことになった。そのため、補修工事のために日本は1991年度に32億6,400万円の円借款を追加的に供与した。

これにより補修工事が開始され、同工事は1992年3月に一応完了した。しかしなおダム右岸からの漏水は止まらなかった。にもかかわらず、スリランカの電力庁は、無謀にも貯水を開始し、同年9月1日には試験的発電を実施するに至った。

なぜ無謀かといえば、水位が高まるにつれてダム右岸への圧力が強まり、漏水箇所がますます広がっていくことが予測されるからである。案の定、補修工事後に湛水を始めるや漏水箇所は一挙に広がり、ダムの決裂を恐れて下流の10か村の住民5,000世帯以上が高台へ避難する騒ぎとなった。

そもそも同ダムは地質構造という点からは、ダムサイトとして極めて不適切であった。というのも、ダムサイトの直下には、複数の断層が走っており、またダム付近には石灰岩層が多く見られ、とりわけダム右岸の土質は脆弱で風化しているからである。そもそも大規模な石灰岩層が存在するような場所にはダムを建設しないのが常識であり、これを無視して建設された本件ダムに漏水が生じるのは当然の結果とすべきである。

ここで問題とすべき点は、1.7キロメートルにわたって脆弱な地盤が存在しダム建設に適さない土地であるということが事前にわからなかったかという点である。本件は日本工営株式会社がプロジェクト監理を担当した案件であるが、上記漏水はいかにずさんな調査の下、プロジェクトが実行されたかを如実に物語っており、コトパンジャンダム案件におけるフィージビリティ・スタディ等のいい加減さも併せて考えれば、かかる問題は日本のODAに内在する大問題ともいえよう。

4 バタンガス港拡張事業（甲 A27, 28, 91）

(1) 概要

バタンガス港拡張事業とは、フィリピンマニラの南110キロメートルに位置するバタンガス港を拡張し、接岸施設やターミナルを整備し国際港に転換する計画である。

同事業にあたっては、日本はフィリピン政府との間で、E/Sとして1988年1月27日に1億9,200万円を、第1期工事分として1991年7月16日に57億8,800万円の円借款契約を締結した。

(2) 問題点

同事業実施に際しては、事業対象地となったサンタクララ地区の住民1,568世帯（JBIC報告では1,467世帯）のうち約400世帯が立ち退きに抵抗した。その主な理由は、移転先は港から離れた場所にあり、その周辺で仕事を確保するのが困難であることである。立ち退きに抵抗する住民らに対しフィリピン政府は、1994年6月、警官隊を動員し住民の強制排除に踏み切ったところ、その際の衝突で約10人の死傷者

が出た。このため日本は一時融資を凍結したが、その後同年 12 月に日本はフィリピン政府から「平和的解決」の公約を取り付けた上で、すぐに融資凍結を解除するに至った。

(3) 訴訟

上記強制排除に対し住民は港湾庁を被告として、損害賠償請求の訴訟を提起した。その結果、1996 年 4 月の地方裁判所判決では住民が勝訴し、さらに 2000 年 9 月のフィリピン控訴裁判所判決でも住民が勝訴した。控訴審判決は、「住民は違法占拠者だった」と反論する港湾庁に対して、「住民の多くは戦前から居住していた」として住民らの居住権を認定し、「住民は受けた損害を賠償されなければならない」として港湾庁に対し家屋や賃金補償の支払いを命じた。

本件については、フィリピン最高裁において、フィリピン政府が責任を認める内容の和解が成立し、決着を見ている（甲 A91-⑤⑥の新聞記事）。

第 4 まとめ

1 以上みてきたように日本の ODA は本件コトパンジャンダム以外にも多くの問題案件があり、そこには援助の本分である相手国の発展や国民の生活向上と著しく乖離した実態がある。

2 さらに個別的に検討すると、まずサグリン・ダムについてはコトパンジャンダムでの円借款契約が締結された 1990 年 12 月及び 1991 年 9 月以前の 1988 年 6 月 8 日に少ない補償費を不服として住民が提訴している。同じインドネシア内でのダム建設案件という共通点を考えれば、本来ならばサグリン・ダムでの提訴時点で日本はコトパンジャンダムに関して、移転住民に十分な補償費が行き渡るよう慎重な態度が求められるべきであった。

同じインドネシアでのクダウン・オンボ・ダムについても（これは日本輸出入銀行による融資案件であったが）、コトパンジャンダムの円借款前の 1990 年 5 月時点で海部首相がインドネシアを訪問した際に大規模な反対デモが展開されたわけであるから、日本政府及び OECF としても、当然、インドネシアで現地住民の移転問題について適切な解決ができていないことを認識していた。したがって、同じインドネシアの本件コトパンジャンダムに関しても、補償金問題、移転先での生活水準の問題等について同様の問題が発生する可能性は容易に認識可能であった。

3 またインドネシア外であるがナルマダ・ダム案件では、移住問題、環境問題がなおざりにされたまま工事だけが進んでいったことにより住民の反対運動が起り、そのため日本国内でも ODA 政策に関し批判的な世論が高まったことは前述のとおりである。それゆえ現に日本は 1990 年 6 月に追加融資を停止する措置を取っているのであるから、その後のコトパンジャンダムの円借款の際には、ナルマダ・ダムと同じように移住問題と環境問題が生じることは明らかである以上、より慎重な調査を尽くすべきであったと

いえる。

さらにはサマナラウェア・ダム案件では、事前調査不足による欠陥ダムという点でコトパンジャンダムと共通しており、このような杜撰な調査に起因する瑕疵の発生という点は日本の ODA に常に内在する体質であるとさえ言えよう。

またバタンガス港拡張事業にしても、日本は住民と当局との衝突を契機として 1994 年 6 月に融資の一時凍結措置を行っている。日本はこの時点であらためてコトパンジャンダムについても住民移転に際して軍による強制力が行使されなかったかを今一度確認する機会があったのであり、また確認する義務があったのである。

本件裁判で、日本国及び JICA(旧 JBIC)は、移転に関する問題はインドネシア政府の責任であると主張しているが、バタンガスにおいて「融資凍結」を行っている。したがって、ほぼ同時期に住民の被害が発生していた本件プロジェクトにおいても、融資を凍結して被害の発生の拡大を防ぐことができたはずである。また、フィリピン地裁で実施機関であるフィリピン港湾局が敗訴しているにもかかわらず、2000 年 3 月の事後評価報告書では、「港湾局による家屋取り壊しは、人道的に行われるべき条件をすべて満たしている」などと、事実に反し、さらには援助受入れ国での司法判断をも踏みにじる事実認識を示しているのは重大な問題である。

第 5 章 インドネシアにおける開発の強制性

第 1 はじめに

本件プロジェクトが実施された当時、インドネシアはスハルト政権下にあった。

スハルト政権は、いわゆる開発独裁と呼ばれる政治体制であり、開発政策を強力に実施するため、国民の基本的な人権を大幅に制限した政権であった。開発政策等に異議を唱えるものに対しては、軍隊を派遣し発砲も辞さない姿勢で（後述の通り実際に発砲し住民を殺傷したケースも多数存する）これを抑圧した。

本件プロジェクトに対し、PAFs が、移転に対して物理的に抵抗することができず、また、ジャカルタで日本大使館や OECF 事務所に申し入れをするなどの行為はとりながら、現地でデモその他の示威行動をとることができなかった背景には、上記のようなスハルト政権の政治体制が存し、これを理解することなくしては、本件プロジェクトにおける PAFs の置かれた状況を正しく認識することはできない。

この点、原判決は、「被援助国の政治状況にかかわらず、原告住民らがインドネシア共和国の主権に属するものである以上、日本国政府及び基金が、原告住民らに対して非自発的な移住に対する注意義務を負うことがないことは明らかである」と判示している。しかしながら、上記判示は、控訴人住民らがインドネシア共和国の主権に属しており、インドネシア共和国が控訴人住民らに対してとる施策はインドネシア共和国の国内問題であるということと、日本国政府及び OECF が、PAFs の人権を侵害して行われるインドネシア国内プロジェクトに資金提供してこれに協力するかどうかとは別の問題である

ことを看過したもので明らかに失当である。

本件で問題となっているのは、日本国政府及び OECF が、本件プロジェクトに資金を提供した上、その計画立案その他の実行過程にも積極的に関与し、その推進を精力的に担ったという積極的行為である。この積極的行為にあたり、本件プロジェクトの PAFs の人権が侵害されないように注意する義務の有無及びその義務違反の有無が問われているのである。

したがって、上記注意義務を検討するにあたり、上述の通りインドネシア政権の性格に対する正確な理解が必要となるのである。この点については、松野明久大阪外国語大学外国語学部教授（当時。現在は大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）の意見書（甲 B40）が明らかにしている。以下、その内容に従って論じる。

第2 スハルト政権誕生の経緯

インドネシアは 1945 年 8 月 17 日に独立宣言を発し、4 年の対オランダ独立闘争を闘って、1949 年 12 月にオランダからの主権委譲を勝ち取った。初代大統領スカルノは、1959 年 7 月 5 日の大統領令で「指導される民主主義体制」という独裁体制を敷き、以後、左派のインドネシア共産党 (PKI) と右派の国軍、とくには陸軍との対立のバランスをとりながら、政権を維持していた。

冷戦時代、陸軍と共産党の対立激化を背景として、1965 年 9 月 30 日、大統領親衛隊のウントゥン中佐率いる部隊が、スカルノ体制護持を掲げて陸軍首脳 6 人を誘拐・殺害するという事件をおこした。9 月 30 日事件と呼ばれるこの事件において、インドネシア陸軍戦略予備軍司令官であったスハルト少将は、スカルノからその鎮圧の指揮権をえたことで急速に権力を伸長し、翌 1966 年 3 月 11 日、事態収拾のための全権を委託され、事実上の最高権力者となった。スハルトは 1967 年 3 月に大統領代行、翌 1968 年 3 月には正式な第二代大統領となり、1998 年 5 月 21 日に自ら引退するまで、30 年に及び大統領の座を維持したのである。

スハルト政権による公定解釈では、この事件は共産党によるクーデターだとされてきた。しかし当初から、共産党陰謀説、陸軍内部説、共産党関与説、スカルノ関与説、スハルト関与説などがあり、現在は、日本の内閣官房長官が主催する「日・ASEAN 包括的経済連携構想を考える懇談会」のメンバーや、財務省の委嘱にもとづき財団法人国際金融情報センターで組成された「インドネシア研究会」の座長をつとめる白石隆（京都大学教授〔出版当時〕）の著作『スカルノとスハルト』（岩波書店 1997 年、甲 A30）によると、スハルトのクーデターだったという説が有力となっている。

このスハルトの治安秩序回復作戦司令部（Kopkamtib）の指揮下、共産党勢力は国軍と反共勢力によって、きわめてシステマティックに破壊された。1965 年 10 月から 12 月にかけて、少なくとも 50 万人の共産党員、支持者、その他の人びとが殺害された。共産党に関係していたとして拘禁された人の数は 100 万人以上にのぼる。そして数十万

人が、1970年代末まで、罪状が明かされることもなく、裁判にかけられることもなく、マルク州のブル島に収容されたのである。

こうした徹底的な共産党弾圧は、共産党とその傘下団体の人びとだけでなく、一般の人びとのあいだにも、治安秩序回復作戦司令部に対する抜きがたい恐怖を植えつけることになった。上掲『スカルノとスハルト』（白石）では、以下のように記されている。

「1965年末から66年はじめにかけて、特に多くの人々の殺された中・東部ジャワ、バリ、アチェなどの地域では、ほとんど毎日のように首のない死体が河に捨てられて下流へと流れていき、人々は一時、さかなを食べるのを止めてしまった。幹線道路沿いの村では逮捕された共産党員を運ぶトラックの音が夜ごとに聞こえ、村々では、あの木の下、この墓地の前、あの橋の袂といった殺人現場に、死の記憶がそれにまつわる恐怖とともに刻印された。つまり、インドネシアの人々は、国家＝治安秩序回復作戦司令部の圧倒的な暴力＝権力を、このときほとんど毎日のように目のあたりにし、そうした暴力に対する恐怖は、あの墓地、この橋の袂といった自然の情景に刻み込まれて記憶されたのである」（142頁）。

こうしてスハルト政権は、死と暴力のうちに誕生した。アムネスティ・インターナショナルは、その報告書『インドネシア「新秩序」下の人権抑圧』（甲 A33）で、東ティモール、アチェ、西パプアの独立運動家、土地の強制収用に抗議する農民（本件控訴人はこれにあたる）、歴史の公定解釈に異議を唱える作家、パンチャシラを批判するイスラーム説教師、ストライキ権を行使する労働者、民主化を要求する活動家、政府の開発政策を批判する学生や弁護士、存在するだけで「混乱」を生み出すとされる土地のスクワッターや行商人などはすべて、「反逆者」「共産主義者」「テロリスト」「裏切り者」といった非難を浴びせられかねない人びとだと述べている。そのようなレッテルを貼られることは、9月30日事件にまつわる死と暴力を想起させることになり、ほとんどの人びとは死への恐怖から、政権に対して異議申し立てすることができなくなっていくのである。

スハルトは大統領代行になった翌日、共産党を非合法化し、同年10月、共産党のクーデターを支援したとして、中華人民共和国との国交を断絶した。そして、疲弊した経済を建て直すために先進国から多額の援助を受け、開発政策を強力で推進していくことになる。スハルトはスカルノ時代を旧秩序と呼び、新しい時代を新秩序と呼んだ。新秩序は1967年、スハルトが大統領代行になった時がその開始とされている。

第3 政権の基本的性格

スハルト時代、スハルト政権の性格を一言であらわすことばとして、よく権威主義的（authoritarian）という形容詞が使われてきた。また、海外では開発独裁（development dictatorship）という用語もよく用いられた。権威主義的体制や開発独裁は、発展途上国に見られる、より効率的に開発政策を実行することのできる強力な指導力をもった体制

を指していた。そこでは基本的自由、人権、民主的手続きよりも、政治的安定を確保する強力な政権、合理的な経済政策立案、それをすみやかに効率よく実行する官僚機構が重視された。

スハルト政権も、政治安定と経済発展の追求のために、政治的自由を制限し、立法、司法に対して行政権が優位に立ち、直接暴力を行使する政治体制であった。このような政治体制のもとで、特定個人（集団）の権力集中や恣意的な権力行使だけでなく、左翼陣営や反政府勢力に対する容赦ない弾圧が行われてきた。これは多数の研究者が指摘する厳然たる事実である（H・クロウチ、H・フィース、藤原帰一、末廣昭、木村宏恒、鈴木祐司他。甲 A31, 32 参照）。

インドネシアは、上記のような新秩序体制の下、1970年代から90年代初頭にかけて、先進国の経済学者たちからもそれなりに評価される経済発展を遂げた。東南アジア諸国の中では、シンガポール、マレーシア、タイには後れをとるものの、フィリピンよりは良好とみなされていた。しかし、その経済発展は多額の債務によってまかなわれたもので、加えて経済発展と平行して、大統領一族を頂点とした開発にともなう利益分配の体系が築き上げられ、汚職が蔓延し、結局は不合理な経済システム、すなわちインドネシアで言うところの癒着・汚職・縁故主義（KKN）の体系ができ上がっていったのである。

1997年7月、アジアを襲った通貨危機がインドネシアに上陸し、インドネシア経済が未曾有の混乱に陥ったとき、国民はスハルト体制にもはや自らの利益の体系を修正することになる改革は不可能と判断し、体制変革を求めた。しかし、基本的自由・人権・民主主義を無視して成立したスハルト体制に自らを変革する意志と能力はなく、スハルトは、混乱と破壊がその極限に達し、多くの人命が失われ、外国政府の支援が得られなくなっはじめて、自ら引退を表明するにいたったのである。

30年以上に渡って最高権力者であり続けた軍人スハルトは、自分の後継者たりえるナンバー2の登場を阻止しつつ、常に異なる権力者・勢力をお互い競争させ、そのバランスの上に君臨していた。国軍をつかって国内の反対勢力をおさえつけ、政治的権力を背景に一族による巨大なビジネス帝国を築き上げたスハルトに反抗することは、誰もできなかったのである。まさに独裁者と呼ぶにふさわしい人物だったと言える。

第4 スハルト政権下の汚職

1 はじめに

汚職と腐敗が、「インドネシアの政治文化」と呼ばれるほど深刻で、とくにスハルト政権時代にはなほだしかつたことは、下記のとおり、日本を含むインドネシア国内外の研究機関、研究者、報道機関が指摘している、いわば周知の事実である。

2 スハルト政権下の汚職

『スハルト体制の構造と変容』（梅澤達雄、アジア経済研究所1992年、甲 A31）は、

インドネシアの資料（文献、雑誌など）をもとに、スハルト政権の汚職を紹介している。1980年に有力週刊誌がおこなった世論調査では、今後とも努力すべき課題の筆頭に36.8%の回答者が「清潔な政府」を挙げ、43.8%の人は独立を危うくする国内的脅威の最たるものとして、「汚職と職権乱用」を指摘していた。横行する汚職の総額は、毎年平均して国家予算の1.5割から3割とされ、1977年から81年の5年間に摘発された汚職は延べ1170件、国庫の累計損失額は1374億ルピアであった。

3 スハルトの汚職の嚆矢

スハルトの汚職は、1950年代後半、スハルトが第四／ディポネゴロ軍管区司令官だった時代にまでさかのぼることができる。スハルトが、国営化された旧オランダ企業（たとえば中部ジャワ州チェプ油田を所有する国営石油公社プルミガンにディポネゴロ軍管区将校を重役として派遣）、華人との合弁企業設立（華人が資金と経営、郡が政府との折衝と保護を受けもつ）を通じて資金調達をおこなったと書いている。さらにスハルトは、この時期、第四地域軍管区開発資金財団、第四地域軍管区財団の二つの財団を設立、「寄付」を集め、それを資金に華僑と合弁会社をつくり、資金調達をおこない、ディポネゴロ軍管区司令官を解任されている。ディポネゴロ軍管区が砂糖、タバコなどを密輸出し、シンガポールとのバーター貿易に関与していること、またスハルトの設立した財団が、砂糖、丁子、コプラ、肥料などの取扱業者、電気会社、電話会社、バス会社、パティック業者共同組合、富くじ販売業者などから手広く「寄付」を集めていることが明らかになったためである。

なお、このときの資金調達を担当したのが、日本ロビーで名高いスジョノ・フマルダニ少佐である。ボブ・ハサンやリム・シウ・リヨンといった華人系政商とのつきあひも、このときはじまった。

4 システマティックな汚職

インドネシアで汚職が横行する原因として、公務員の薄給が指摘されている。上掲『スカルノとスハルト』（白石）によると、国家支出に占める人件費の割合は、1975年から88年にかけて、42%から15%へと大幅に低下しているいっぽうで、公務員数は167万人から353万人へと倍増したという。公務員給与をきわめて低い水準に抑えて、公務員数の増加を図る政策だった。上は大統領から、下は末端の公務員にいたるまで、その給与は一週間の生活費にも満たないほどだと言われている。

そのためスハルト体制下では、スハルトとその側近はもとより、各省庁においても省庁単位、局単位できわめてシステマティックに政治資金作り、裏給与の財源作りがおこなわれるようになったと、白石は指摘する。

「アメリカ国務省国別人権実態報告1990年」（甲A88）は、「汚職は、インドネシアの法的システムに浸透している。民事および刑事事件において、賄賂の支払い、判決、訴追、有罪判決、そして刑罰に影響を与えることができる。報告によれば、強制された自白の法廷での使用及び被告側の証拠説明における制約は常識である。政府は、折にふれて悪名高い犯罪者に対する行動を取るが、概してこれらの乱用は、野放しにされ続け

ている。」と報告し、裁判所においてでさえ賄賂が横行していたことを明らかにしている。

5 スハルトの不正蓄財

前掲「インドネシア研究会」のメンバーをつとめる村井吉敬（上智大学教授）ほか著『スハルト・ファミリーの蓄財』（コモンズ 1999 年、甲 A34）では、スハルトが不正な資金調達、蓄財をおこなった方法が紹介されている。①スカルノ時代のスカルノ側近企業を差し押さえ、別企業にし、スハルトの財団が所有する。②スハルト、ファミリー、側近の率いる財団と国営企業が協力して、特定の企業に対して便宜（生産・販売・プロジェクト建設の独占）を供与し、その見返りを要求する。③大臣決定などによって、スハルトの財団への寄付を国営企業に強いる。たとえば 1978 年財務相決定 333 号によって、国営企業の収益 5 %を徴収し、ダルマイス、ダカブ、スプルスマールなどスハルトが率いる財団に流れることになった。④大統領決定によって、高額納税者の税の一部を、スハルトの財団に寄付させる。⑤国家プロジェクトを特定企業に指名受注させる。こうしてスハルトは、732 億ドルにのぼる蓄財をおこなったのである（なお 1998 年大統領退陣当時の資産総額は 400 億ドルとも 150 億ドルとも言われる）。

6 スハルト汚職報道への弾圧

このようなスハルトによる汚職、蓄財については、1970 年代から、インドネシア国内外で知られていた（国内での動きについては後述する）。1975 年、『ニューズウィーク』誌は、スハルト夫人のティンが 10 %のコミッションをとることから「マダム・テン・パーセント」（ティンとテンをかけてつけられたニックネーム）と題する記事を掲載した（インドネシアでは販売禁止）。

また 1986 年には、『シドニー・モーニング・ヘラルド』紙が「マルコスのつぎはスハルト一族の数十億ドルの蓄財」と題する特集記事を掲載し、インドネシア政府は一時、オーストラリア人観光客への査証（ビザ）免除措置を撤回するという事件も起きている。記事は、リム・シウ・リヨンとスハルトの協力関係を指摘したうえで、リム・シウ・リヨンに与えられる経済上の特権を、スハルトの夫人、長男、次男、長女ら一族が株所有のかたちで吸い上げていると批判、一族の汚職がスハルト政権崩壊につながる可能性があるとし唆したものであった。

第 5 交代のありえない政権

スハルトは、権力保持のため、堅牢な体制を作り上げた。まず、憲法については、大統領権限が強大で人権条項が弱い 1945 年憲法をそのまま維持した。

大統領は 5 年に一度開催される国民協議会（国権の最高機関）で指名された。国民協議会は国民がその 8 割を選出する国会に大統領が指名ないしは許可する議員を加えて成立し、スハルト以外の人物を大統領に推すことがありえない仕組みになっていた。端的な例として、1998 年 3 月、通貨危機後スハルト退陣要求が盛り上がっていた中で開か

れた国民協議会で、スハルトが全会一致で7選をとげたことが上げられる。これは国民の声が1票もそこに反映されていなかったことを意味している。

国民がその8割を選挙で選ぶ国会も、国民の声を反映させるものではなかった。政党は、1973年以降、ゴルカル（職能集団）、開発統一党（PPP）と民主党（PDI）の3つに制限されていた。インドネシアの定義にしたがって厳密に言うと、ゴルカルは政党ではなく、残りの2つが政党であった。ゴルカルは政党とはちがった特権的な組織であり、公務員を始め、あらゆる職業別集団を下部組織とした翼賛組織であった。公務員は、ゴルカルの下部組織（KORPRI）への加入が事実上義務づけられていたため、選挙において、公務員はゴルカルのために選挙活動をするのが常態となっていた。また政府は政党（つまりは野党）の指導者人事に口を出すことが法律によって保証されていた。結果、5年に1度の総選挙ではゴルカルが7割程度の票を獲得したのであった。2つの政党は、単に複数政党制をとっていることを海外に示すためにだけ存在し、万年野党を運命づけられていたのである。

学生運動は、1977～1978年に大きなうねりとなるが、政府は学園正常化（1977年）の名のもとにキャンパスでの政治活動を禁止し、その後も続いた学生運動については指導者を逮捕し投獄した。また、国立大学の教員は公務員であったために、彼らはゴルカルに加入しなければならず、自立した知識人であることは許されなかったのである。

労働運動は、全インドネシア労働組合（FBSI）という唯一の組合しか許されなかった。1975年大臣令によって、15の単組、20州に及ぶ代表部をもたなければ組合として認可されないことになったので、事実上FBSIに対抗する組合は不可能だったのである。労働争議には国軍が出動して、これを鎮圧するということがしばしばあった。

宗教団体や市民団体は、1985年以降、大衆団体法によって国是とされるパンチャシラ（建国の5原則）を唯一の綱領にかかげなければならず、設立・海外からの資金調達については、内務省の許可をえなければならなくなった。内務省は民間団体の解散権を与えられていた。

表現の自由も著しく制限されていた。報道関係者はインドネシア記者協会に所属しなければならず、反政府的な記事を書く者は記者協会から出版に必要な推薦状がもらえない、ということがあった。出版業界は政府の出版許可がなければ何も出版できず、実際、有名な雑誌や新聞のいくつかは発行停止処分を受けている。法律では事前検閲制度はないことになっていたが、反政府的な内容の出版物はしばしば事後検閲によって違法と認定され、所持が禁止されたり回収されたりした。反政府的な演劇や詩の朗読会などは、警察から許可がでないことがあった。また、政府にとって報道されるとまずい事件がおきると、当局から電話がかかってきて記事を書かないように圧力がかかり、これをインドネシアでは電話文化（budaya telepon）と言っている。

結局、スハルト体制というのは、合法的な手段で政権交代を行うことのできない体制だったのである。国会は政府の政策を承認するだけで、「ゴム印」などと揶揄されていた。政党、労働組合、大学、マスコミ、NGO、宗教団体、どこへ行っても政府批判は

できない仕組みになっていたのである。

第6 イデオロギー支配

- 1 スハルト体制がフィリピンのマルコス体制に比べてなぜ長く存続しえたのかという問いに対して、その強力なイデオロギー支配を特徴にあげることができる。スハルト体制のイデオロギー研究によれば、言語の操作、教育を通じた教化、マスコミの統制といった現象がいかにもスハルト体制の本質と不可分だったかということをも明らかにしている。警察・軍の物理的な力による支配をハードな支配体系とすると、言語・教育・イデオロギーによる支配はソフトな支配体系と言える。このソフトな支配体系こそ、インドネシア人の内面を長きにわたって縛り続け、「安定と調和」をその表層において創出してきたものだったと言うことができる。

新秩序を支配したのは、二つのイデオロギーであった。ひとつは「パンチャシラ」と呼ばれる建国の5原則で、もうひとつは「開発イデオロギー」である。

- 2 パンチャシラは1945年、日本軍政下のインドネシアで、来る独立インドネシアの国家構想を議論していたインドネシア人の委員会で、のちに初代大統領となるスカルノが提起した、インドネシア統一のための基本理念である。1945年憲法の前文に採用され、スハルト時代は、あらゆる法律に先んじて尊重されるべき国家存立の基礎をなすとみなされていた。

パンチャシラとは、(1)唯一神への信仰、(2)公平で文化的な人道主義、(3)インドネシアの統一、(4)協議と代議制において英知によって導かれる民主主義、(5)インドネシア全人民に対する社会正義、の5つである。

パンチャシラの歴史的意義はその第一原則においてもっとも明確に現れている。インドネシアは国民の9割弱がイスラム教徒であるが、東部インドネシアを中心に非イスラム地域（ヒンドゥ教、キリスト教）が少なからず存在し、また、ジャカルタなど都市部を中心に華人も居住する。また、インドネシア人でキリスト教である人も存在する。したがって、イスラム主義者たちの要求にしたがって、イスラム教を国教にし、イスラム国家となれば、東部が分離運動を起こす可能性があり、インドネシアの統一は維持できないと考えられた。それで妥協案として「唯一神の信仰」が提示され、インドネシアは宗教国家ではないけれども、さりとしてまったくの世俗国家でもないとなったのである。その具体的な現れとしては宗教省を設置し、宗教施設や活動に国家予算を一定程度投入することで、各宗教の発展に国家も寄与するということとしたのであった。

スカルノ時代、パンチャシラはスローガンであった。しかし、スハルト政権はパンチャシラを、その違反者を最高死刑に科することのできる法的強制力をもったイデオロギー支配の道具に仕立て上げたのである。

1978年、スハルトは大統領令でパンチャシラの普及運動を指示し、それは「パンチャシラ道徳理解実践プロジェクト」(P4)と呼ばれた。ゴルカルの党員や公務員とその

家族、イスラム指導者、企業家、大学新生、家庭婦人、さらには売春婦までが研修を受けた。そして、小学校1年生から高校までのカリキュラムに「パンチャシラ道徳教育」という科目が設置されたのであった。

先に述べた9月30日事件で殺害された陸軍首脳の碑は、「パンチャシラの聖なる力の碑」と名付けられ、共産主義はインドネシア人の民族的アイデンティティであるパンチャシラを裏切ったため、パンチャシラを護持せんとする国軍がこれを粉砕したとの論理が歴史教育を通じて広められた。しかし、それはパンチャシラのもつ神聖な力が国軍をして共和国を救わしめた、とのレトリックであった。

また、パンチャシラの第4原則「協議と代議制において英知によって導かれる民主主義」は、伝統的な共同体の合議制を理念型としたものである。「英知」とは、指導者もっているものであり、また専門的知識を身に付けた者たち（テクノクラート、技術者）が持っているものである。この第4原則は、問題の解決に際して対決的な方法を避けることを是とするもので、国民の異議申し立ての方法について制限を課すものであった。例えば、それは労使関係に適用され「パンチャシラ労使関係」なるものを生み、ストライキ権の制限を正当化する論理となったのである。

- 3 もうひとつの「開発イデオロギー」については、パンチャシラのように憲法などに明記されたものではない。しかし、新秩序の正統性の根拠となったイデオロギーであったという意味で重要であった。

スハルト政権のスローガンは、「開発」であった。1968年以来、スハルト政権下の7つの内閣はすべて「開発内閣」と名付けられ、「5カ年開発計画」が1969年からスタートした。1983年3月10日、スハルト自身、国民協議会によって「開発の父」の称号を授けられ、スハルト時代最後の5万ルピア紙幣には、スハルトの微笑む顔とともに、飛行機や工場などの「開発」の成果を示す小さな絵柄がちりばめられていたのである。

国営テレビは、毎日各地の開発の進展をニュースにして伝え、スハルトが各地の開発プロジェクトのオープニングを行う姿がよく放送された。「開発」はインドネシアが国をあげて推進する事業であり、「開発」を理由に持ち出されれば誰も反対できない、ほとんど絶対的な正統性を持つ言葉になっていった。

インドネシアの文化人類学者でスハルト時代の思想を評論してきたサティア・ワチャナ大学（当時）のアリエル・ヘリヤント氏は『「開発」と開発』と題する論文で、インドネシアの「開発」（pembangunan）ということばは4つのきわだった特徴をもっていると指摘した。

第一は、新しいものの礼賛である。これは、わかりやすく言えば近代化の単純な礼賛で、伝統的なものをまったくなくしてしまうわけではないにせよ、観光のアトラクション以上の価値をもたないような位置に低めてしまうものであった。

第二は、「開発」のプロセスにおいては、それを立案し、管理し、その果実を享受する人びとに特別の権利や正統性が与えられるということである。これらは、エンジニア、技術専門家、経済政策担当者などであり、彼らは社会的に非常に高い地位が与えられ、

彼らの言うことは正しいという雰囲気が醸成された。

第三は、国民は「開発」のプロセスに動員はされたが、決して参加していたわけではなかったという点である。国民がプロセスについて何かものを言ったり、批判をしたりというのは、「国家の安定と治安に対する脅威」だとの非難がなされたのであった。

第四は、「開発」は、その単語の元々の意味と一致して、工業化のためのインフラ建設をもつばら行うものだったということである。

これらの特徴をまとめると、工業化のインフラ整備を中心とした開発が国家によって推進されたが、そのプロセスは経済政策立案者と専門的技術者が独占し、国民は動員はされるが決して参加はできず、批判でもしよものなら国賊扱いされたということである。

とくに田舎で伝統的な生活をしている人びとは、近代化の対象にこそなれ、開発の主体たることを認めてもらえなかった。彼らは愚かで、知識をもった専門家たちの言う通りにするのが正しい態度だとされたのである。政府は、「開発イデオロギー」を国営のメディアや学校教育を通じて普及させ、国民はこうしたイデオロギーによって内側から無力化されていったのである。

第7 スハルト政権下の人権侵害

1 反国家転覆法

スハルト時代、パンチャシラに違反する者は反国家転覆法によって裁かれた。この法律は、正しくは「国家転覆活動撲滅に関する大統領令 1963 年 11 号」と呼ばれるもので、スカルノが「インドネシア社会主義社会建設の革命を遂行している民族および国家の安全のために」発布したものである。これに対してスハルトは「インドネシア社会主義社会」を「パンチャシラ社会」、「革命の目的」を「国家の目的」、「指導される民主主義」を「パンチャシラ民主主義」と読みかえることを定め、スカルノ時代にはなかったパンチャシラ違反の法的取り締まりを可能にしたのである。

スハルト時代の主要な反体制勢力は、この反国家転覆法によって裁かれた。例えば、1974 年 2 月日本の田中首相がインドネシアを訪問した際、日本の経済進出に対する学生の不満が爆発して暴動となったが、その首謀者としてインドネシア大学学生会議長のハリマン・シレガルとインドネシア大学経済学講師のシャフリルが、反国家転覆法によって、それぞれ 6 年、4 年半の刑を言い渡された。また、1984 年 9 月におきたジャカルタ港湾地区でのデモ隊への発砲事件「タンジュン・プリオク事件」では、ダルソノ中将（退役）がその真相を書いた「タンジュン・プリオク白書」に同意したなどという罪で反国家転覆法により 10 年の刑を言い渡された。彼は、もともとはスハルトと同舟の軍人として、スハルト政権（新秩序）成立の立役者の一人で、アセアン（東南アジア諸国会議）事務局長の要職にまで就いた人であったが、政治腐敗の批判者として知られ、タンジュン・プリオク事件を理由に弾圧されたのである。さらに、独立運動のあったアチ

エ、パプア、東ティモールの活動家たちも国家反逆の罪に問われたのである。

ちょうどコトパンジャン・ダム問題が浮上する直前、1989年から90年にかけて、2人の大学生と1人の大学実験室助手が、反国家転覆法によって7年、8年、8年6ヶ月の判決を受けた。彼らの罪は、私的な勉強会で討論を行い、反政府的な発言をしていたというもので、いわゆる「勉強会裁判」である。とりわけ厳しく追及されたのは、3人のうちの1人、バンバン・イスティ・ヌグロホで、彼が反体制勢力はイデオロギー的基礎をもつべきだという趣旨の発言をしたことに対してであった。それまで無名であったこの3人は何か事件を起こしたわけでも、具体的な損害を与えたわけでもなかったのに、この裁判は政権が思想的な逸脱を許さないことを若い世代に示すためだけに行われたと言える。

重要な点は、国家反逆の罪の軽重が、事件や被害の規模ではなくて、政権の正統性に対する思想的反逆の度合いに応じたものだったということである。この法律は、その人が何をしたかではなく、どのように考えたかを裁くものだったのである。

この反政府転覆法については、「アメリカ国務省国別人権実態報告1990年」(甲A88)にも「人権は1990年においても制限されたままである。軍隊と警察による市民の殺害や身体的虐待、時々の拷問を含む権力乱用の範囲は、とくに広範囲な反政府転覆法のもとで、発言、報道、集会の自由の重大な制限に関するたびたびの不平等な裁判運営、独裁主義的な政治統制、民族主義な中国人に対する持続的な差別待遇に及ぶ。」と記され、ダム建設当時においても弾圧の根拠にされていたことは明らかである。

2 刑法

人権弾圧の法令として、反国家転覆法とは別に、刑法(当時)のいわゆる不敬条項と敵意拡散条項(hatred-sowing articles)があった。これらの条項はオランダ植民地時代の刑法をそのまま引き継いだ結果残された条項で、植民地主義の廃絶をうたった共和国の指導者たちがこの条項をなくさなかったのは、反体制勢力の弾圧に便利だったからである。

不敬条項は、刑法134条の「正副大統領に対する意図的な侮辱」と137条の「正副大統領を侮辱する内容の文書、絵の配布、展示」、さらには207条の「政府機関、当局に対する侮辱」と208条「政府機関、当局を侮辱する意図をもつ文書、絵の配布、展示」の4条項を指す。刑罰はそれぞれ6年、1年4ヶ月、1年6ヶ月、4ヶ月となっていた。

敵意拡散条項は、154条から157条までを指し、政府および特定の社会集団(宗教的、民族的等)に対する敵対意識、憎悪、中傷を公衆の面前で口頭、文書、絵などによって表明することを禁じていた。刑罰は、公衆の面前での政府に対する敵対意識云々の表明が7年、政府批判文書・絵の配布・展示が4年、公衆の面前で特定の社会集団に対する敵対意識云々の表明が4年、その文書・絵の配布・展示が2年とされていた。

これらの条項は、政府に批判的な者たちを取り締まるのに使われた。1990年代に住民運動を支援した学生活動家や人権活動家が投獄されたのは、主にこれらの条項によってであった。

前述した「アメリカ国務省人権実態報告 1990 年」(甲A88)は、この点について「犯罪手続き法体系(KUHAP)は、根拠の無い逮捕、拘留から保護すること、及び被告人の権利に法的なアドバイスや家族への連絡を明記することを含んでいる。これらの保証は、実際にはしばしば無視される。政治犯は、政権転覆を口実とされ、告発なしに1年間拘留されることがある。治安諜報部は、学生や知識人を含む人々を、彼らを脅迫し、望ましくないと判断された活動を抑制するために拘留、逮捕する。」と報告している。

3 インドネシア国軍

国民が一番恐れたのは国軍であった。

スハルト時代、国軍は、陸・海・空・警察の4軍から構成され、中でも陸軍が最大の勢力で政治的影響力を持っていた(1999年に警察は国軍から切り離された。)国軍は、1983年公式発表で42万5000人を擁していた。スハルト自身国軍将校であり、共産党撲滅に陸軍が果たした役割は大きく、その後の体制では陸軍が大きな発言力を獲得した。国軍は、国防を司るほか社会勢力たらしとする、つまり二重機能(dual function)をもつと規定され、政治に参加していた。それによって、国軍は国会に指定席をもち、内閣・外交・内政の種々のポストを割り振られ、独自に企業を運営して利益を国防費の補助に使っていたのである。

陸軍は、その軍管区制度によって州・県・郡レベルに司令部(必ずしも平行するものではないが)、村レベルに指導員を配置して、住民の間の反政府的な動向を事前に察知し、処理する体制を作り上げていた。

軍司令官は、地方では、ムスピダ(Muspida)とって「地方指導者懇談会」に参加していた。この実態は、行政の長・警察長・軍司令官が三位一体となって、地方の反政府的動向を一丸となって封殺するための連絡会議であり、そこでもっとも権力をもっているのが軍司令官であった。行政は、治安問題となると、軍にすべてをゆだねざるをえなかったのである。

軍人は、昇進するにしたがって国軍本部およびその関連のポストに配属されるいわゆるエリート将校と、軍人としてのキャリアの最後を地方の軍管区で終えるような非エリート軍人に分かれる。非エリート軍人は特定の地方の勤務に終始するため、その地方の利害とからみやすい傾向にある。軍人の給与は低いので、彼らは軍人たる地位を利用していろいろとアルバイトしたり、住民からお金を巻き上げたりして、それを補っていたのである。

軍人は、地方ではよくいえば名士、悪く言えばやくざの親分のようなものである。そういう軍人を恐れない市民はおらず、彼らに睨まれればどういふ運命が待ちかまえているか、誰もが知っていて、彼を怒らせないようにうまく付き合っていたのである。反政府活動をしているなどとなったら、彼らの絶好の餌食となるのは間違いない。

インドネシア軍による人権侵害の例は、枚挙にいとまがない。

独立運動のあったパプア、アチェ、東ティモールでは国軍は事実上の戦争をしていた。そこでは、敵殲滅のためであれば何でも許されると考え、あらゆる人権侵害が発生した。

国連の仲介で住民投票を行い 2002 年に独立した東ティモールでは、1975 年にインドネシア軍が軍事侵攻し、独立派掃討作戦で約 20 万人の東ティモール人が死亡したと推定される。とりわけ知られている事件は、1991 年 11 月 12 日、東ティモールの中心都市ディリで午前 8 時におきたサンタクルス墓地での虐殺事件である。殺された独立運動家の葬儀に集まった若者たちにインドネシア軍が発砲し、100 名以上の死者を出した。また、1963 年に国連暫定機構から行政移管を受けたパプアでは、その後も独立運動が続き、数十万人の犠牲者が出ていると言われている。インドネシア共和国成立当初から独立運動があり、70 年代にそれが盛り上がったアチェでは、これまで数万人が死亡したと考えられている。これらの紛争地からは、恣意的な逮捕、拷問、超法規的処刑、レイプなどの事件がインドネシア国家人権委員会や現地の人権団体によって報告されていた。

1983 年から 2 年間にわたり、主にはジャワ島で、「謎の発砲事件 (mysterious shootings)」と言われている犯人不明の殺人事件が 5000 件から 1 万件、発生した。殺されたのは浮浪者やヤクザといった人たちで、治安の悪化に対するショック療法として陸軍が組織的に抹殺したと考えられている。スハルト自身、自伝の中で「あれはショック療法だった」と述べており、スハルトの自伝を書いたエルソンも、この発言を公的な関与を認めたものと解釈している。

1984 年 9 月 12 日、首都ジャカルタの港湾地区タンジュン・プリオクで、政府のイスラム教に対する迫害に抗議した住民たちがデモを行っていた最中、インドネシア軍が発砲し、住民を殺害するという事件が起きた。政府発表の死者数は 24 人であった。

1989 年 2 月 7 日、国軍は、南スマトラのランプン州ウェイ・ジュパラ村で、国軍の言うところのイスラム国家樹立運動グループに対する攻撃を行い、多くの住民を殺害した。当時は、犠牲者数は 27 人という数字が上げられていたが、スハルト体制崩壊後、住民があらたに調べた数では 274 人にもものぼり、スハルト政権下の人権侵害として注目をあびる事件になっている。

前述の「アメリカ国務省人権実態報告 1990 年」(甲 A88)は、1990 年当時の軍による人権侵害の状況を「武装軍 (ABRI) - 軍隊と警察を含む - は、約 416,000 名を数える。陸軍は、ほぼ武装軍の半分を構成し、主に国内的な安全保障を重点的に取り扱う。“二元的機能”概念のもとで、全てのレベルの民間人官僚と国会の中に多くの軍人が働く。東チモールとイリアンジャヤ州における弱体化してきている反乱運動に対する常習的な軍事作戦が行われた。東チモールにおいては、1990 年に軍隊によって少なくとも 15 人の市民が殺害され、前年から 1 人が減少した。10 月初めから 2 ヶ月間、拘留者に対する暴力的鞭打ちの一時的な増加が治安軍報告にあった。アチェ (北西スマトラ) における分離主義者の暴力及び申し立てられた暴力的犯罪の高まりは、そこにおける経済的文化的不満、挑発的な相当量の軍の存在と作戦の増加に関連している。申し立てられた罪人と嫌疑をかけられた分離主義者に対する (恣意的逮捕、拘留者虐待、非合法殺害を含む) 軍事的乱用の数多くの未確認報告があった。これらの反逆者と彼らの同調者への直

接的な暴力的脅しの政府キャンペーンの可能性は高まっている。」と報告している。

第8 土地収用の強制性

1 開発プロジェクト推進のための土地収用

スハルト政権のスローガンは「開発」であり、その具体的なあらわれのひとつは、いくつもの巨大インフラの建設・整備及び開発プロジェクトの推進であった。1980年代の後半、これらの公的あるいは民間事業にともなう土地収用のほとんどに強制がともなっていた。

1980年代の後半、インドネシアのマスコミは、土地に関係する係争、とりわけ公共事業・民間開発事業にともなう土地収用の問題をしばしば取り上げていた。

また、開発プロジェクト推進のためにジャカルタのスラム地区の住民が追い出される様子を、ジャカルタの市民たちは数多く目にしていた。その方法は、ヤクザを使った暴力的な威嚇、放火によるスラム地区の物理的破壊、といった強引なものであった。

2 ダム建設以外の土地収用問題

(1) スハルト政権下、開発プロジェクトにともなう土地収用は、早くは1971年に発表され、1975年に開園したタマン・ミニ・インドネシア・インダ（美しいインドネシア・ミニ公園）計画が120ヘクタールの土地を使ったことから関心を集めるようになった。場所が人口周密なジャワ島で、首都ジャカルタから10キロメートルほどしか離れていなかったため、強制的な土地収用が行われたのである。この計画は2400万ドルという巨額な資金が浪費にあたるとして批判を浴びていた。

1979年には、インドネシアのメディアで、少なくとも2つの土地権をめぐる係争が報道された。ひとつは、北スマトラ州北タパヌリ県のシリアで、森林省が再森林化を行おうと住民がコーヒーを栽培していた土地を収用した事件である。反発した住民が逮捕され、拷問されたことが問題となった。ある女性は、座っていた椅子を何度も引かれ、しりもちをついたため流産してしまったと報道された。

もうひとつは東ジャワ州ジュンブル県のジュンガワでおきた係争である。そこにあった3500ヘクタールに及ぶ広大な土地はオランダ植民地時代、オランダ資本のプランテーション企業が使用権をもっていたが、企業が土地を使用しなかったため、1918年以来農民たちが当局の許可を得て、自分たちの土地として耕作していたものであった。しかし、外国資本の国有化政策にともなってプランテーションはインドネシア国営となり、1977年には土地使用権はタバコ企業にわたされ、タバコ企業は土地を売却しようとした。ただし1人当たり0.3ヘクタールに限るという条件だったので、それ以上の土地を耕していた農民は反発した。土地を守ろうと立ち上がった住民は当局に逮捕され、7人が裁判にかけられ、6人が有罪（執行猶予）となった。有罪の理由は、5人が違法な集会を開いたこと（判決は禁固1月）、1人が仲間の釈放を求めて威嚇したことであった（判決は禁固3ヶ月）。違法な集会というのは、警察の許可なく

集会を開いたということで、反国家転覆法にいう国家反逆罪に問われたものであった。ジュンガワのケースはこれで終わらず、1981年5月に7人の農民が拘束され、国軍の地方司令部で尋問を受けたあと刑務所に入れられ、数ヶ月も拘留された。

- (2) 1982年には、ボロブドゥル国立考古学公園プロジェクトで立ち退かされた人びとのことが話題となった。ボロブドゥルは8～9世紀に建立されたと推定される世界最大の仏教遺跡で、19世紀に埋もれていたのを発見された。1968年からユネスコの指揮で大掛かりな修復事業が始まるのに合わせて、1973年に「ボロブドゥール・プランバナン国立史跡公園建設計画」（日本国政府側呼称）が開始された。

JICAの年報によれば、1973年度にマスタープラン策定調査、1974年度にフィージビリティ調査が行われ、1975年度から本格調査、1979年度に最終報告書が作成されたとされている。日本の有償資金協力として、1980年4月24日、4億4000万円のE/S借款、1982年5月31日には28億500万円の本体工事借款にかかる交換公文が締結された。

実際に調査事業を手がけたのは日本のコンサルタント会社のジャパン・シティ・プランニングおよびパシフィック・コンサルタンツ・インターナショナルの2社、受注企業は鹿島建設であり、工事は、1983年までかかった。この過程で、1970年には遺跡から半径200メートル以内の住民が立ち退きを求められた。彼らに補償されたのは、当時市場価格で1平米750ルピアのところ200ルピアの補償金であった。1972年にはバスターミナルのための土地収用が行われ、1平米1250ルピアの市場価格に対し200～250ルピアしか補償されなかった。さらに、70年代の後半から全体を考古学公園として観光地に仕立て上げるという計画が持ち上がり、遺跡から半径200～500mの地区（第3区域）は、博物館、駐車場、ホテル、商店、飲食店、土産物店などの施設区域とされた。住民は土地収用委員会が土地を不正確に測量している、補償金が合意されたものより低い、補償金をもらった世帯を役人が訪問して「寄付」を求めているなど、さまざまな問題を指摘していた。1981年、インドネシア仏教者協会会長アギ・チェチェ氏は、インドネシアの仏教者はボロブドゥル公園化計画に反対すると述べた。計画は、商業化をすすめ、文化的価値に対する尊敬を失わせるものであり、それに何にもまして住民の犠牲が大きいことを理由に挙げた。

- (3) 1980年代後半、土地権をめぐる係争は広範囲にみられるようになった。南ジャカルタのスティアブディでは、かつてはゴム園だった地域に1928年から住んでいた住民が不動産開発業者によって1ヵ以内に退去するよう命じられ、西ジャワ州のクラワンでは教育を受けていない農民たちがだまされて土地を売られてしまうといった事件があった。

1987年には、スマラン市当局が墓地を拡大したいため、付近に居住していた22世帯を不法占拠者として追い出そうとした。当局の対応が非人間的だとの批判が高まり、住民は代替地と1万ルピア（7米ドル相当）を与えられた。スマラン市はまた、遊園地を建設し、そこへのアクセス道路を拡大しようと、道路付近の200軒以上の家を立

ち退かせた。市当局は、彼らを不法占拠者であるとして補償を行わず、家を襲撃して破壊した。

補償金を着服するなどの汚職についても報道がある。例えば、中ジャワ州バンジャルヌガラ県ではムリチャン・ダム建設プロジェクトで移転する住民の補償金 8000 万ルピアを役人が着服してしまったという事件があり、西ジャワ州のチアンジュルでは 8 ヶ月も補償金を待たされたあと、半分を返すように命令されたという事件があった。

1988 年 11 月、北ランブン州に移住するよう命令され、それを拒否していた南スマトラのランブン州プロウ・パングン県の 3 つの村の住民の家が、ランブン州知事の命令で焼き払われるという事件がおきた。この村の人たちの多くは 1953 年以来、ジャワから自発的に移住してきた人たちで、コーヒー栽培で成功をおさめ、比較的裕福な農村となっていた。1977 年から森林省の役人が入りコーヒーの木を伐り始めたが、1988 年に地域が保護林に指定されて移転を命じられたことで、一気に深刻な事態となった。2376 世帯のうちたったの 575 世帯しか移転に同意しておらず、燃やされた家は 476 軒にも及んだ。放火は南スマトラ軍管区司令官プラノト少将の指示で行われ、1989 年の 5 月頃まで続いた。

1988 年には、西ジャワ州のバデガの土地問題が浮上した。住民は、1940 年代からオランダ資本が放棄した土地を耕してきた。政府はオランダ資本接收政策によってこの土地を政府のものとし、民間会社にリースして、そこが住民から賃料をとって土地を耕させていた。しかし、そのリースも 1980 年に更新されず、政府は 1986 年になって、お茶のプランテーション会社、スルヤ・アンダカ・ムスティク社にリースを決定した。1988 年 9 月、それに抵抗していた住民が逮捕された。住民は 1984 年以来土地所有権を認めるよう政府に働きかけていたが、1986 年に政府は土地利用の目的を変更してはいけないという理由で、土地をスルヤ社にリースしてしまったのである。逮捕された 13 人は裁判で 7 ヶ月から 16 ヶ月の判決を言い渡された。

1989 年、西ジャワ州のチマチャン村のゴルフ場建設にともなう土地収用問題では、ついに国軍が住民に発砲し、負傷させるという事態にまで至った。287 世帯の農家が 32 ヘクタールの土地で 30 年近く農業を営んできた。

3 ダム建設に伴う土地収用問題

クドゥン・オンボ・ダムの問題は非常に有名であるが、インドネシアで移住政策やダム建設の問題点を指摘し続けてきたジョージ・アディチョンドロ氏によれば、クドゥン・オンボ・ダム以外にも、5 つのダム建設に反対する住民の抵抗運動が知られていると言われている。

第一は、東ジャワ州ボジョヌゴロ県のジパングダム建設で、沈む土地は 7000 ヘクタール、5 万人の住民は中スラウェシやジャンビに移住するよう求められていた。しかし、これに反対した住民 14 名は 1976 年 7 月 10 日、移転推進派の村長を殺害し、翌年 20 ヶ月から 13 年の禁固刑を裁判で言い渡された。一方、政府は流血事件まで引き起こしたダム建設計画を中止した。

第二は、中ジャワ州ウォノギリ県のガジャ・ムンクルダムである。51 村を移転させるこのダムの規模はジパングダムよりはるかに大きかったのであるが、住民は自発的に移転したとして政府がダムのわきに住民を讃える記念碑を建てている。実際には、住民は当初 1 平米 28 ルピアという、市場価格の 1 平米 500 ルピアからすれば極端に少ない補償金に強い抵抗を示し、結局は移住せず、ダムのグリーン・ベルト地帯に「移動した」だけの人たちも多かった。さらにこのダムで問題だったのは、当初予定された以上に水位が高くなり、51 村以外に 1650 世帯が移住を余儀なくされたのである。

第三は、中ジャワ州バンジャルヌガラ県のムリチャ・ダムである。1982 年から住民の抵抗運動が始まった。住民は、低い補償金を問題として裁判に訴えたが敗訴した。1990 年になっても住民の一部はグリーン・ベルトに住み、ダム企業が植える樹木を伐るなどの抵抗を続けていたのである。

第四、第五は、西ジャワ州のサグリン・ダム（既述）とチラタ・ダムである。これらのダムの反対運動は 1982 年に始まったのであるが、途中、1986 年 10 月 12 日、チアンジュル県チランジャン郡クルタジャヤ村の 28 才の青年で法学部を卒業し、法律の知識で住民を支援していたマフディン・ヘルマントが殺害されるという事件がおきた。彼の後輩たちの運動によって 1987 年 7 月 28 日、一人の民兵（ハンシブ）が 13 年の刑を言い渡され、二人の村長が解職処分となった。また、殺害に関与した二人の警官については、1989 年 9 月 22 日に 17 年と 15 年の刑が言い渡された。

これらと 1988 年に大きな問題として報道されたクドゥン・オンボ・ダムの事例を合わせれば、1990 年の時点ではもう、インドネシアにおいてダム建設に伴う土地収用が一般的に強制性を有していたことは明白であった。

第 9 本件プロジェクトに反対するリスク

1 本件プロジェクトに反対した場合のリスク

- (1) 1980 年代後半から 90 年代初頭にかけてのインドネシアで、もし、コトパンジャンの住民がダム建設に異議を唱えたらどうなっていたか、以上の状況からおおよその見当がつく。

まず、ダム建設に反対することは、国家が推進する開発に反対することであり、民族の発展を妨害するエゴであると非難されるであろう。住民はダムの重要性を理解できない蒙昧な民である、とも言われるであろう。頑固に反対すれば、クドゥン・オンボの住民のように、あそこはかつて共産主義の拠点だったなどと、背筋が寒くなるような中傷を浴びせられたのはほぼ確実である。

住民の集まりをもってダム反対を議論したりすれば、「地下集会」を警察の許可なくもったとして逮捕される可能性がある。ましてや、政府の政策を批判するビラをつくったり、集会を行ったり、デモをしたりすれば、刑法の敵意拡散条項に抵触する。デモを行って騒乱にでも発展したら、反国家転覆法の適用さえ受ける可能性がある。

(2) しかし、住民がもっとも恐れるのは国軍である。裁判にかけられるなら、殺されはしないが、問題が大きくなりそうな場合、国軍は事前に活動家を襲撃し、いやがらせを行い、ひどい場合には誘拐して闇に葬ることさえ辞さないのである。事故に見せかけて殺すことも簡単である。

軍人は1980年代、さまざまな人権侵害に手を染めてきたが、その責任を追及され、実行者が裁かれたことなどなかった。軍人が人権侵害で裁かれたのは、1991年東ティモールでおきたサンタクルス虐殺事件が最初であった。東ティモールは国際人権問題であり、各国政府の圧力があって裁判は行われた。しかしこの場合ですら、軍事法廷において規則違反で裁かれたのであって、殺人罪で裁かれたのではなかったのである。軍人には文民の法廷で裁かれないという特権がある。

したがって、コトパンジャンの住民に何かあっても、軍人が裁かれることなどありうるべくもなく、住民は殺されても泣き寝入りするしかないというのが現実的な認識だったと思われる。

この点、控訴人住民らも以下の通り陳述しているところである。

最初の移転村となったプロウ・ガダン村の移転では、132隊と呼ばれる軍隊が多数動員された。当時、移転先であったコト・ラナ地区は整備されておらず、このために住民は移転をいやがった。軍隊の動員は、いやがる住民を無理矢理移転させるためであった。兵隊は、発砲までして住民を恫喝し、追い立てた。

「住民移転は、1992年8月31日に実施されました。その際には軍隊がやってきました。(中略)兵隊たちは、『いつ移るんだ。いつ移るんだ。』と私たちにしつこく言い寄り、圧力をかけてきました。このように兵隊達が存在したことに、とても恐怖を感じました。(中略)私は、移転者のうちでは、最後に移転しました。補償金が支払われていなかったので、せめてもの抗議の意思を示したかったからです。しかし、もし移転を断固として断っていれば、今は生きていないでしょう。」(甲 C-032 マルリス(Marlis D) コト・ムスジッド村)

(3) もし、決定的な対立に至れば、住民は当局と条件闘争することすらできなくなり、遠くの地への半ば強制的な移住(トランスマイグレーション)を受け入れざるをえなかったものと思われる。

インドネシア政府の移住政策に従い、パプアやカリマンタンの開拓地へ移住すれば、二度と故郷の土を踏むことすらできなくなってしまう可能性があった。

1999年にはマドゥラ島からカリマンタンに移住した人びとが400～500人、斬首されるという悲惨な事件が起きた。移住者に対する先住の人たちの反発、排斥が暴力的に噴出したのである。移住は現地で軋轢を引き起こす上に、実際に開拓農業が成功せず、近隣の都市に下層民となって流れ込むという結末の移住者も少なくないようであった。こうした話を聞いていたコトパンジャンの住民が移住政策に基づく移住を頑なに拒否し続けたことは当然であった。それは、彼らにとって没落の道にしか思えなかったであろう。

2 1990年当時開発に反対したケースの実例

コトパンジャンの住民が移転を受け入れなかったらどうなっていたかを示すような事件が、1993年になって起きた。

同年9月25日、マドゥラ島のニパー・ダム建設予定地でデモを行っていた約500人に対し、軍が発砲して4人が死亡、3人が負傷するという事件が起きた。ダムによって水没する村が4つあり、デモはダム建設に反対するものであった。射殺されたのは51才の女性、14才の男児、28才の男性、そして年齢不詳の男性であった。村人たちはそれまで共産主義者だとの誹謗を受けていた。また、事件に先立つ8月11日、サンパン県長は村人に対し「このダム建設に反対する者は誰であろうと逮捕する。私は治安をあずかっているんだ。私には軍がついている。ただ命令しさえすれば済むんだ」と脅迫したのである。

地域の宗教指導者たちの抗議によって、当時のフェイサル・タンジュン国軍総司令官は、事件についての内部調査が指示されており、有罪が判明した者は罰せられると発表した。その後まもなく警官2人と軍将校2人が更迭され、事件にピリオドが打たれた。

もし、コトパンジャン地域の住民がこのような抵抗をしていたら、ニパー・ダムのような事件が起きていたのは必至である。しかも、スマトラの山間部の事件となれば報道統制はきわめて簡単で、その分、弾圧が厳しいものとなった可能性がある。1991年にサンタクルス虐殺が起きるまで、インドネシア軍は国際世論など遠慮することがなかった。

3 コトパンジャン住民らの選択

したがって、コトパンジャンの住民らにとって、殺されないですむ、そして子どもの世代を没落から救う、現実的で可能な選択肢はただひとつ、移転を受け入れ、その中身をできるだけ実態のあるものとするよう、交渉に力を注ぐことしかなかったはずである。そして、実際、そのように事態は進行した。

コトパンジャン住民の最初の要求は、1983年12月19日の住民声明書であった。これは、この当時のリアウ州知事から村民代表参席の場で、初めてダムプロジェクトの存在について説明があり、近い将来、移転（立ち退き）が実施されるとの通告が行われたことに対して、最低限である17項目の住民要求を求めたものであった。

1991年7月には、移転村の一つであるコト・トゥオ村において、182名が署名した声明書が採択された。同年4月13-14日にリアウ州知事により密かに招集されたバンキナン会合において、カンパル県地方政府と一部住民代表との間で作成された補償基準同意書に抗議し、本件プロジェクトの進め方が住民の人権を侵害する違法なものであることを指摘したものであった。

1991年8月には、リアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡8か村の村落代表が住民総意声明書を採択し、約700名の住民が署名した。

1991年9月2日には、リアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡の住民代表5名がジャカルタにおいて、住民代表声明書を発表し、国会、政党、政府機関などを訪問して

提出した。これは、①基本的補償に関して一部のコミュニティ・リーダーたちによって署名された同意書は無効であると宣言されるべきこと②1983年12月19日の住民声明書に留意すべきこと③プロジェクトの明確な情報を住民に提供すべきこと④住民は、地方政府、プロジェクト当局者および治安当局者の干渉を受けることなく、自由で、オープンで、かつ安全な方法で、プロジェクトについて討議することができる完全な自由と権利を与えられるべきことを要求するものであった。

同月3日には、上記住民代表5名と「コトパンジャン連帯行動委員会」(KASANG)のメンバー20名がジャカルタ OECF 事務所に上記住民代表声明書を提出した。

翌4日には、住民代表5名と KASANG のメンバー3名が再度日本大使館を訪問し、上記住民代表声明書、並びに1991年8月の住民総意声明書及びこれに署名した約700名の住民の署名簿を提出した。この面談の際、日本大使館は、インドネシアの2名の制服警官と私服警官を同席させた。

以上の経緯を踏まえて、1991年9月7日、本件プロジェクトに影響を受ける住民の代表として、ラハマット氏(本名アニス)及びバヘラム氏(本名イエニー)が来日し、大蔵省、通産省、経済企画庁の4省庁及び OECF と交渉を持った。同氏らは、記者会見において「日本国政府と日本国民に対するインドネシア・コトパンジャン連帯行動委員会からの声明書」を発表し、①全ての住民が自分の意志で住民同意書に署名していないこと、②補償問題ではインドネシア政府が選んだたった10人がその他の村人たちに何も知らせないで情けないほど少額である補償額を決めたことを指摘した上で、「日本国政府は、融資国としてダム建設が引き起こす環境並びに社会的影響に対する責任を取る必要があること、影響を受けるすべての人たちは警察やその他の機関からのいやがらせや威嚇行為を受けることなく、自分たちの意見を述べ、集会を開き、署名を集めるなどプロジェクトに関連する行動を自由に行えるよう完全に保証されるべきであること、本件について独立機関による再調査を行うこと、上記各措置がとられるまで本件プロジェクトへの融資や融資への約束は控えられるべきであること」を要請した。

しかし、上記経緯は住民が本当に移転を受け入れていたということの意味しないのである。また、その交渉も対等なものではなかった。インドネシア政権側は圧倒的な暴力を保持しており、その使用になんのためらいもなかった。したがって、インドネシア政権側は、気が向かなければいかようにも処理することができる状況であり、交渉における約束も守られる保証はなく、住民側はその約束を履行させる手段を持っていなかった。

1992年当時、コトパンジャン住民らが、現地で大規模な示威行動を行うのではなく、ジャカルタの日本大使館や OECF 事務所への要請や、現地でのアピール文を持って来日して要請行動をしたのは以上の背景から、インドネシア政府に対し直接行動をとることができず、資金提供者である日本側に対処を求めたものである。

そしてそういう住民のおかれた如何ともしがたい困難な状況を、当時のインドネシアのマスコミは伝えており、被控訴人らが知らなかったというのはありえない。日本国政府は、1992年に来日した2名について人権問題を発生させないようにという注意をイ

インドネシア政府に対して行っているが、これはまさにそのような現実的危険性があったからである。

被控訴人らに当時問われていたのは、インドネシア政権の性格を踏まえ、日本国政府及び OECF が資金を提供し、東電設計の監理の下進められる本件プロジェクトにおいて、まさに PAFs らの人権が侵害されようとしているときに、どのような行動をとるべきかということであった。

第6章 OECF ガイドラインと注意義務の基礎事情

第1 はじめに

そこで、本編第1章から第5章において検討した ODA の趣旨目的及び ODA を巡る具体的な問題状況を踏まえ、OECF が 1989 年 10 月に制定した「環境配慮のための OECF ガイドライン」の内容とその位置付けを検討する。

そして、本件プロジェクトにおいて必要とされた審査の内容を検討する。

第2 ODA の問題点と問われていたもの

本編で検討してきた ODA を巡る状況からは、以下の諸点が明らかになっていた。

- 1 政府による開発援助は、必ずしも被援助国の人々の生活改善と自立に役立っておらず、逆に多くの被援助国で開発の対象とされた地域の住民の生活や環境を破壊し、地域の伝統的・文化的価値を破壊し、被援助国における汚職や腐敗を助長していることが、1980 年代までには明らかになってきていた。

特にダム建設などの大規模開発は、広大な開発対象地域に居住している先住民や現地住民の立退を不可避とする上、当該地域において生業を営んできた住民の生活基盤を根こそぎにしてしまうことから、立ち退かされた住民の生活再建が困難な状況に追い込まれるという問題点が顕在化していた。

こうしたことから、国際的な開発援助において中心的な役割を担っていた世界銀行においては、1980 年から、先住民問題や非自発的移転の問題についてガイドラインを作成し、問題の発生を未然に防止するため、計画段階から対応するに至っていた。その後世界銀行は、1990 年までにはガイドラインを業務指令として整理し、OECD においても世銀の取り組みを受けて、1991 年にはガイドラインを作成している。

- 2 また、日本自身も、日本自身が行った ODA における問題が 1980 年代には顕在化し、日本の ODA によるプロジェクトが地域住民の生活や環境を破壊することが実際に発生していた。この点の詳細は、本書面第3編第4章で述べた通りである。また、1986 年のマルコス疑惑において明らかにされたように、日本の ODA が被援助国における汚職や腐敗を助長していることが明らかになっていた。
- 3 さらに、開発援助に当たっては、被援助国の政治状況をも考慮する必要がある。援助を受ける開発途上国では、しばしば、当該国の政権が国民の人権を抑圧している場合が

あるからである。

1992年の旧 ODA 大綱が述べているとおり、当該被援助国において、「資源配分の効率と公正や『良い統治』の確保を図」るため、ODA による開発プロジェクトの進行に当たって、当該開発に影響を受ける住民の人権が侵害されないように注意する必要があり、「開発途上国における民主化の促進」、「基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払」わなければならないのである。

この点、本件円借款が供与されたインドネシアでは、スハルト政権が、「開発独裁」と呼ばれる、抑圧的、独裁的、権威主義的な政治状況を作り出していた。そこでは、軍部が優越的な地位を占め政権に批判的な人々に対し直接的な暴力を行使していた。そのような状況の中では、言論、集会、良心の自由といった基本的人権が侵害され、住民の財産権もたやすく侵害されていた。

日本政府及び JBIC は、このようなインドネシアにおける政治状況、人権状況を踏まえ、旧 ODA 大綱に示されるように、「開発途上国における民主化の促進」、「基本的人権及び自由の保障」を中心に据えた、ODA の企画・執行が問われていたのである。

第3 OECF ガイドラインとこれに基づく審査状況

1 OECF ガイドラインの内容

(1) 日本においても、世界銀行や OECD の流れを踏まえて、1989年10月、OECF は OECF ガイドライン (丁 A6) を作成し、開発の影響を受ける住民の生活や環境の保全を、プロジェクトの可否を判断する審査基準とすることを明らかにしていた。

この OECF ガイドラインは、「4. 環境配慮に際しての基準」(4頁)として、以下の通り定めている。

「(2) 自然環境 (動物、植物等)」

「②主要な動物及び植物の生息状況に著しい影響を及ぼさないように措置されること。

③貴重な動物及び植物の保護が図られるよう措置されること。」

「(3) 社会環境、その他

既存の環境に著しい影響を及ぼさないように措置されること。」

そして、水力発電に関しては、貯水池及び下流の水質の悪化について所要の措置を講じること、施設の設置及び利用によって生態系への影響が検討され、所要の措置が講じられる必要があること、貴重な景観の変化について検討され所要の措置が講じられる必要があること、施設の設置によって歴史的・文化的遺産が損傷されないようにされる必要があること、既設インフラへの影響について検討され所要の措置が講じられる必要があること、住民移転について「水没によって移転を余儀なくされる住民の生活状況等について検討され、所要の措置が講じられる必要がある」こと、マラリア等の虫及び水を媒介とする病気の発生について検討対策が行われる必要があることな

どが審査基準として掲げられている（26、27頁）。

- (2) この OECF ガイドラインの位置付であるが、OECF ガイドラインは、「開発援助に携わっている OECF としても、途上国の環境悪化の未然防止及び環境改善のために従来から以下の五項目を柱に環境問題に取り組んできたところであるが、今後ともさらにこの努力を継続・強化していく必要がある」とし、当該柱の第1として「①環境配慮」を掲げ、「OECF としては、開発プロジェクトの環境配慮を検討するに際して、以下の諸点を考慮することが重要と考えている。(a) 持続的開発の観点から開発と環境の調和を重視する。(b) 相手国との対話に基づいて環境問題への取り組みを図る。(c) 借款供与プロセスのできるだけ早い段階から環境配慮を働きかける。また、環境配慮は、開発計画のできるだけ早い時期から実施すべきものであることから、開発計画作成に携わっている JICA が設置した研究会 {分野別 (環境) 援助研究会} に参画する等により、JICA との連携に努めてきている。」と規定し（2頁及び3頁）、開発援助において途上国の環境悪化の未然防止及び環境改善のために開発プロジェクトの環境配慮に対する取組を継続・強化することを言明している。

したがって、本件円借款当時には、OECF は、このガイドラインに従って自然環境の悪化や社会環境の悪化を未然防止することが問われていたものである。

2 環境配慮解説報告書

ところで、OECF は、この OECF ガイドラインについて、1990年3月、社団法人海外環境協力センターに委託して、環境配慮解説報告書（甲 A74）の作成を受けている。以下この報告書に基づいて、OECF ガイドラインの意義を整理する。

(1) OECF ガイドラインの位置付け

環境配慮解説報告書は、OECF ガイドラインの解説内容を整理し、環境保全措置の内容などの具体的検討方策について明らかにしたものである。

同報告書は、OECF ガイドラインの使われ方について、借入人側となる途上国側が OECF に借款申請する際に、ガイドラインに記された配慮事項を検討する際に活用されるとともに、OECF 側においても、「借入人側からの借款申請の審査において、OECF 担当者が、借入人側での当該プロジェクトに対する環境配慮がガイドラインに沿って充分組み込まれていることを確認する作業に活用される」としている。そして、このような活用のされ方を念頭において、「借入人側がなすべき環境配慮、また、審査段階での判断において留意すべき点を整理しておくことが有効」であるとして作成されたものである（同報告書3頁）。

続いて、同報告書は、環境配慮を実施する上での全般的な留意事項を指摘している。まず、開発途上国側の留意事項としては、計画初期段階で「簡易な影響評価を実施し、また、この際、特に計画サイトにおける自然や先住民・少数民族、遺跡・文化などの最低限の情報を取る努力が望まれる」とされ、初期評価で環境アセスメントが必要と判断されたプロジェクトについては、速やかに計画検討のプロセスの中に、自然環境、先住民・少数民族、遺跡・文化などに関する環境アセスメント作業を位置づけ遂行す

る体制を整える必要があるとされている。そして、環境プロフィールの充実、事後フォロー体制の担保（計画実施段階で配慮しなければならない部分については、事後の対応体制を担保するための組織、制度、財政を留意する必要がある）、調整機関の設置や地域住民・地元 NGO などとの対話の場などの設置、専門家の参加が重要であることなどが、指摘されている。

次に、審査側の留意事項について、以下の通り述べている。

「 借款供与側の審査は、借入人側から提出される申請書類により行うことにあるわけで、環境配慮においては、アセスメントレポートが主要なものとなる。それだけにこのレポートにおいて、上記のような環境配慮実施の留意点を踏まえた内容になっているかを十分に審査する必要がある。特に次の事項を確認する必要がある。

- ① プロジェクト計画と環境アセスメント計画の前提条件の整合があること。
- ② 計画サイトおよび影響圏域の自然環境、社会環境の実体が十分に把握されており、それがアセスメント評価に反映されていること。
- ③ アセスメントに組み込まれている対応、特にプロジェクト実施段階以降での対応についての体制が担保できていること。

また、こうした点についての審査が可能な環境影響評価の体制が不備との判断があれば、早期の段階でその実施体制面での支援（専門スタッフの派遣や財政面の支援など）を考慮すること、事後対応に問題があるとすれば、融資機関の責任として、それを担保する方向での調整や支援も必要となろう。」

したがって、同報告書に記載された内容は、OECD ガイドラインとともに、OECD による審査の基準となるものであり、当該基準を満たさない場合には、融資機関の責任として、基準を満たすように調整や支援を行うべき基準を定めたものである。

(2) 先住民への影響・住民移転問題の重要性

環境配慮解説報告書は、「各種開発行為により招来する社会環境影響は、わが国の環境影響評価において、これまで余り重視されていなかった影響領域である。しかし、こうしたことは、社会的な合意形成のシステムや制度が概ね整っているわが国や先進諸国では通用するが、途上国では、都市域から隔絶された地域で固有の生活基盤や文化を持って生活している人が多く、また、こうした開発行為に対して無防備な人々を護る体系も整備されていない場合も多く、それだけにこの社会環境影響は極めて重要な環境配慮の領域となる」とし、社会環境影響に配慮することが極めて重要であるという認識を示している。

そして、「プロジェクトの直接的影響として、先住民の生活を根底から揺るがすことになる住民移転や少数民族問題などが社会環境問題として浮上し、その対応が国際的な課題となっている。また、生活環境、経済環境面の影響が主に先住民への影響として現出するとの認識、さらに国際機関などの検討もこれらの切り口から行われている場合が多い」とし、社会環境影響の中でも先住民への影響や住民移転を特に重視

している。

したがって、同報告書は、先住民への影響や住民移転が、OECD ガイドラインに基づく環境影響評価審査に当たって特に重要となることを明らかにしている。

(3) 先住民問題に関する留意事項

環境配慮解説報告書は、先住民に関する問題点の構造認識として、「先住民・少数民族の経済は一般に自給自足経済または貨幣経済が混合したもの（略）であり定量化が困難であった。すなわち、開発の主目的である経済の効率性、資源の適正配分等の観点から捉えるのが困難な側面に問題が発生するので軽視される傾向があった」、「開発に関する住民との協議や、固有の社会・経済・文化的側面に十分な配慮が払われない場合に問題が発生しやすく、かつプロジェクトの存立に関わる問題に発展する可能性がある」、「人権や生存権など人類の根本問題に関わる場合が多く、政治問題化しやすい」と指摘している。

そして、ILO 169 号条約について認識を持っておくべきことを指摘し、世界銀行の先住民・少数民族への配慮を詳細に紹介し、具体的事例について研究した上で、「総括コメント」として、「先住民・少数民族について十分な配慮をする事はほぼ常識化した」ので、「今後は、先住民・少数民族に対する配慮の具体化を進めていくことが重要」としている。

同報告書はさらに進んで、先住民問題に関する「留意事項」として、先住民・少数民族の土地の境界を明確化し、土地に対する権利の付与を十分かつ適切な時期に行べきこと、先住民・少数民族の文化を尊重し、その社会に適切な保健・社会サービスを検討すべきことを掲げている。

(4) 住民移転に関する留意事項

環境配慮解説報告書は、「開発に伴う影響の中でもこれまでの生活基盤を根本から変えることにもなり得る住民の居住地移転の問題は最も影響の大きいものと言える」という認識を示している。

そして、住民移転問題に対する世界銀行のガイドラインを詳細に解説し、ILO 169 号条約についても触れた上で、具体的事例について数多くの事例を挙げその概要を開示している。

そして、「総括コメント」として、「大型水力ダム建設に伴う水没地域からの住民移転が問題となるケースが非常に多い。特に先住民、少数民族の移転を伴うときに大きな問題となって」いるとしている。そして、住民移転問題に対する「重要な留意事項」として、次の各点を掲げている。

- 「・ 住民移転を要するプロジェクトについて、その必要性を特に大型プロジェクトと代替案としての小規模分散型プロジェクトとの比較を通じて行うことが求められる。
- ・ 住民移転が必要とされる場合、移転住民の人数や構成（収入や職業階層、先住民、少数民族など）をプロジェクトの事前調査段階で把握しておく必要がある

る。

- ・ 移住先代替地、移住による健康リスク、移住による生活水準への影響、移住先の住民とのコンフリクト、移住先での生活再建などについての方策が準備されていないなければならない。
- ・ ILO 169号条約などに見られるような、先住民、少数民族の人権、生活基盤をめぐる世界的状況についての調査は、住民移転との関連でも重要である。」

(5) 小活

以上の通り、OECFは、1989年10月に定めたOECFガイドラインについて、それを詳細に解説するための委託調査を行い、環境配慮解説報告書として1990年3月に作成された。

同報告書では、計画サイトの自然環境、社会環境の実体が十分に把握され、アセスメント評価に反映されているかどうか、プロジェクト実施段階以降での対応体制を担保するための組織、財政等が用意されているかどうかを確認する必要があるとされ、不備との判断があれば、融資機関の責任として実施体制面での支援が必要となるとされたのである。

そして、本件で問題となっているような社会環境配慮については、特に重要な問題となっており、先住民の土地に対する権利の付与を十分かつ適切な時期に行べきこと、先住民・少数民族の文化を尊重すべきこと、住民移転を要するプロジェクトでは大型プロジェクトの必要性が代替案としての小規模分散型プロジェクトとの比較を通じて行うべきこと、移住先代替地、移住による生活水準への影響、移住先での生活再建などについての方策が準備されていないことが具体的に指摘されている。

したがって、OECFは上記指摘事項については十分認識していたものである。日本国政府においてもOECFが委託して行った環境配慮解説報告書についてOECFより報告を受けてその内容を十分に認識していた。

3 基金調査時報における住民移転解説

- (1) 1993年9月に発行された基金調査時報では、「文系のための環境基礎講座Ⅳ」として、「住民移転」について解説（以下基金調査時報掲載論文という）が行われている。同論文は、OECF開発部開発企画課の山本尚志が、住民移転を伴う開発プロジェクトの審査ポイントを解説したものである（甲A81）。

そこでは、「住民移転を伴う開発プロジェクトは、慎重に審査しなければならない。たとえ大規模でないにしても、移転によって緊密な近所付き合いがなくなりコミュニティが維持できなくなるとか、共同でやってきた農作業ができなくなる等の問題が発生しやすい。だから、住民移転は可能な限り回避しなければならない」とし、「代替案の検討等の調査を十分に行ったうえで、住民移転が回避できない場合には、住民への影響を最小にしなければならない。さらに、移転によって一時的に失われる収入や生産能力に対する適切な補償が不可欠である」とされている。

そして、OECFの審査ポイントとして、

- ① 住民移転を回避あるいは最小化するための代替案が検討されたか、
 - ② 移転元と移転先の双方の地域的特徴と住民について十分な情報があるか、
 - ③ 移転住民が移転先の生活環境に適応できるような対策が考えられているか、
 - ④ 住民の意向を反映した収用、移住計画になっているか、
 - ⑤ 補償は適切であるか、
 - ⑥ 住民移転にかかる開発及び補償は政策的な裏付けを持っているか、
 - ⑦ 住民移転を実施する機関は十分な能力があるか、
 - ⑧ 住民移転の時間的・財政的コストを加味してもプロジェクトが運営できるか
- 等といった点がポイントであると指摘している。

また、上記論文は、OECD の審査にあたっては、世界銀行の「業務指示書 4.01（環境影響評価）」、「業務指示書 4.30（住民移転）」、先住民ガイドラインが参照されることも明らかにしている。

- (2) 上記論文の指摘内容は、控訴人らが、OECD が円借款供与にあたって遵守すべき基準として指摘している内容と同じである。

JICA（旧 JBIC）は、本件訴訟においては、控訴人らの主張を争ってはいるが、実際の円借款業務にあたっては、上記論文が指摘しているとおり、控訴人らが主張する基準に従って円借款供与にあたっているのである。

4 インド：ナルマダ・ダムにおける融資中止

日本政府及び OECD は、ODA プロジェクトにおいて、相手国政府が住民移転について講ずる措置を確認するにとどまるだけではない。日本政府及び OECD は、相手国政府の対応が不十分である場合には、融資中止等の措置をとっている。

この象徴的な事例が、インドのナルマダ・ダムである。日本政府は、同ダム建設に伴う住民移転問題と環境問題が未解決となっていることから、1990 年 6 月のインド援助国会議において、同ダムに対する追加融資を見合わせる旨表明し、実際に追加融資を中止した。

日本政府及び OECD が、このような措置を取る立場にあることは借款契約の内容からも明らかである。すなわち、借款契約では、「借款の貸付は事業の進捗よくに応じて行われる」とし、「借入人が借款契約違反等を行った際には、基金は貸付実行の停止、一括繰上弁済等必要な措置をとることができる」と定めているのである。そして、そのような措置を可能にするために、「借入人は基金に対して借款の健全な監理のために情報を提供しなければならず、監理のための基金の調査等に対し協力しなければならない」と情報提供義務・調査協力義務を定め、実際にも、進捗よく状況報告書（四半期ごと）や、随時の現地視察、コンサルタントからの日常的な情報収集等により問題点を把握して、監理を行っていたのである。

日本国政府及び OECD は、OECD ガイドラインに則り、借款契約上の権限を適切に行使することが問われていたものである。

第4 本件で問われていた審査

日本の ODA によるダムプロジェクトにおいて、被援助国の地域住民の生活や環境を破壊してしまった事例が実際に発生していたことから、OECD ガイドラインは、住民移転について「水没によって移転を余儀なくされる住民の生活状況等について検討され、所要の措置が講じられる必要がある」と定めるとともに、援助において途上国の環境悪化の未然防止及び環境改善のために開発プロジェクトの環境配慮に対する取組みを継続・強化することを言明した。

その内容について、環境配慮解説報告書は、住民移転を要するプロジェクトでは大型プロジェクトの必要性が代替案としての小規模分散型プロジェクトとの比較を通じて行うべきこと、移住先代替地、移住による生活水準への影響、移住先での生活再建などについての方策が準備されていなければならないこと等を具体的に指摘した。さらに、同報告書は、計画サイトの自然環境、社会環境の実体が十分に把握されているかどうか、プロジェクト実施段階以降の組織、財政等が用意されているかどうかを確認する必要があるとされ、不備との判断があれば、融資機関の責任として実施体制面での支援が必要となるとしている。

基金調査時報掲載論文は、「住民移転を伴う開発プロジェクトは、慎重に審査しなければならない」こと、「住民移転は可能な限り回避しなければならない」こと、「移転によって一時的に失われる収入や生産能力に対する適切な補償が不可欠である」こと等を指摘するとともに、OECD の審査にあたっては、世界銀行の「業務指示書 4.01（環境影響評価）」、「業務指示書 4.30（住民移転）」、先住民ガイドラインが参照されることを明らかにしている。

そして、日本国政府及び OECD は、この OECD ガイドラインに定められた基準に則り、1990 年 6 月には基準を満たさないナルマダ・ダムに対する円借款供与を中止した。

以上の事情を踏まえれば、日本国政府及び OECD は、本件プロジェクトにおいても、OECD ガイドラインに則って移転住民に対する所要の措置が講じられるよう審査を行う必要があった。そして、この点について OECD ガイドラインを満たす措置が講じられない場合は融資の中止等の措置を執ることができ、かつその必要があったものである。

第7章 国際開発プロジェクトにおけるコンサルタントの責任

ここでは、日本における国際開発プロジェクトに関わるコンサルタントについて、その役割、立場、倫理、責任について述べる。

第1 日本国政府による開発コンサルタントの育成と保護

- 1 日本における開発コンサルタントの嚆矢については、業界団体の代表例である社団法人海外コンサルティング企業協会（ECFA、1964 年設立）の 30 年史をまとめた「海外コンサルティング産業史」（和田正武編著、甲 A16）に詳しい。

設立当時に専務理事を務めた山口仁秋は、上記著作に対し次のような序文を寄せている。

「私は通産省から出向して日本プラント協会のカイロ事務所長として 1958 年から 3 年間エジプトのカイロに駐在し、アフリカ、中近東の国々に対するプラント輸出の可能性を調査して歩いた。当時これら開発途上国では大型のプロジェクトは国家計画と関連していたので、プロジェクトの上位計画を追って行くと必ず先進国からのアドバイザーやコンサルタントが活躍している場面に出会った。そこでわが国も先進国の仲間入りをするためには上流の計画段階に人を送り込まなければだめだと痛感して通産省に戻り、当協会の設立を考えたのであった。さて 14 社でスタートはしたものの専務理事になり手がなく、言いだしっぺのおまえがやれということになって恩給がつく直前ではあったが、思い切って MITI を辞し、不安の中に協会運営に飛び込んであった」(同書序文)

ここには、「社団法人海外コンサルティング企業協会」そのものが、国際的戦略の見地から、通産省が主導して設立されたものであることが明らかにされている。開発コンサルタント業は、通産省自らが、1960 年代から開発途上国における大型プロジェクトに入り込んでいくための必要性から、上記協会を通じてその指導育成にあたってきたのである。

- 2) そして、同書は、通産省が、社団法人海外コンサルティング企業協会 (ECFA) を通じてコンサルタント業の振興を図るために、補助金を交付していたことを以下の通り具体的に述べている (甲 A16、46 頁～48 頁)。

「政府の補助事業は、ECFA が設立されて以来次第にそのメニューを拡大してきた。設立当初は海外コンサルティングのための海外予備調査の 1/2 を補助する予備調査補助制度のみであったが、その後昭和 41 年 (1966)、ワシントン事務所開設にともなう駐在員事業補助制度 (補助率 3/4) が開始され、6 年間継続された。昭和 42 年には、ECFA がコンサルタントをファイルしあっせんする事業が開始され、当初、その人件費、事務費に対し 3/4 が補助された。(4 年後 2/3、更に昭和 56 年に 1/2 となって今日に至っている)」

「コンサルティングの本業である調査事業そのものに対する補助は、当初予備調査のみであったが、自らプロジェクトを発掘・形成していくことの重要性が認識され、昭和 48 年から、プロジェクト・フォーメーション補助事業 (補助率 1/2) がはじまった。また、昭和 52 年 (1977) からは 1 社では対応できない総合プロジェクトへの参画を支援するため、大規模プロジェクト事前調査補助事業が開始された。更に、昭和 63 年に至って、およそ 10 年ぶりに新しい補助制度として工場振興協力調査事業が補助率 3/4 で開始された。」

「以上のように、国から ECFA への直接的補助事業は、昭和 40 年代にほぼその骨格ができあがり、補助金の額も昭和 55 年をピークにほぼ安定することとなった。なお、ECFA を通じて行われている政府補助事業の内予備調査、プロジェクト・フォ

一メーション、大規模プロジェクト、工業振興協力の各調査事業で政府補助金額のほぼ95%を占めている。」

以上の記述からは、社団法人海外コンサルティング企業協会は、その発足当時から政府から補助金を受け、それによって開発コンサルタントに対し海外コンサルティングのための海外予備調査の2分の1を補助するなど様々な援助を行ってきたこと、さらには、新しい業務の開拓等についても通産省が主導して補助金を通じて誘導していたことが明らかである。

- 3 以上のように、開発コンサルタントは、1960年代から日本政府の国策として育成されてきた。そのような開発コンサルタントは、開発援助においてどのような地位・役割をしめるのか、次に検討する。

第2 開発コンサルタントの地位・役割

1 開発コンサルタントの地位

1982年4月15日に発行された「海外建設プロジェクトと建設輸出」(甲A95)は、開発コンサルタントの地位について、「建設プロジェクトの企画、立案、事前調査、調査、設計、施工管理、維持、運転指導等の一連の業務を遂行する専門家または専門家の集団を建設コンサルタントと称し、プロジェクトの実現に建設コンサルタントは重要な役割を演ずるいわゆる知識集団である」と規定している(同書120頁)。

そして、国際コンサルティング・エンジニアリング連盟(FIDIC)の倫理要綱を引用し、その行動規範について、次の通り述べている。

① 専門家としての立場

コンサルティング・エンジニアは自らの業務を行うにあたって、依頼主の正当な利益のためにのみ行動し、忠誠心を持って職務を遂行し、かつ職業の地位及び名声を高めるよう行動する。

② 中立性

コンサルティング・エンジニアは、中立の立場を保持しなければならない。公正及び依頼主に対する忠誠を損なう行為に及ばない。

③ 能力

コンサルティング・エンジニアは、その任務を果たすのに必要な知識および経験を持たなければならない。コンサルタントは、社会的責任を自覚し、高度な技術を提供することにより依頼主の利益を極大にする頭脳サービス集団である。

したがって、開発コンサルタントは、海外の開発プロジェクトにかかわる専門家として、依頼主の正当な利益のために行動し、中立、公正、忠誠を重視し、必要な知識・経験を保持する義務を負うものである。

この点については、「国際開発コンサルタントのプロジェクト・マネジメント」(甲A94、61頁以下)においても以下のとおり述べられている。「コンサルタント業務はプ

ロフェッショナルな仕事である。コンサルタントを業とする者が組織した協会が、その会員に対してコンサルタントのあるべき姿勢を示した基準を示しており、この基準が倫理規定 (Code of Ethics) と称されるものである。コンサルタントの国際的な組織である FIDIC (International Federation of Consulting Engineers) では、会員は以下の規定に従って行動することを求めている」。そして、その FIDIC の倫理規定では、「社会的責任の 2)」で「持続的開発に向けた解決策を探求すること」を規定している。これは、開発による社会面、環境面の影響への配慮を求めたものと認められる。

以上の通り、開発コンサルタントは、当該業務について高度な倫理規定に従う義務を負う専門家であり、このことは、1980 年代において一般的に認識されていた。

2 開発コンサルタントの役割

「国際開発コンサルタントのプロジェクト・マネジメント」(甲 A94。7 頁以下) は、開発プロジェクトにおけるコンサルタントの役割を以下のとおり論じている。

(1) 企画・計画段階のコンサルタント業務

国際的なコンサルタント業務では、経済社会開発にかかわる政策立案や国土総合開発の立案から始まり、特定セクターや地域の開発戦略立案、開発計画策定、マスター・プラン策定や、開発課題に対応するプロジェクト群の選定・評価 (Pre-F/S) まで、コンサルタントが責任を持って企画・計画することを委託される。

開発プロジェクトにおいては、この企画・計画段階における業務の善し悪しが、その後のプロジェクト実施の成否や成果を決めることになり、極めて重要な段階とされている。そして、このうちフィージビリティ調査 (F/S) は、プロジェクト実施の是非を決める調査としての位置付けを有し、技術的健全性 (Technical Soundness)、経済的実行可能性 (Economic Feasibility)、財務的妥当性 (Financial Viability) の他、環境的持続性 (Environmental Sustainability) について査定される。

(2) 設計・入札管理

国際プロジェクトでは、フィージビリティ調査をもとにプロジェクトの実施が確定し、資金手当てがなされると、コンサルタントが詳細設計 (Detailed Design : D/D) を作成する。この設計をもとに施工業者が入札で選定され工事が行われるので、設計責任を明確にする必要があるとされている。このため、設計図面には設計者と承認者が署名して責任の所在を明らかにするとともに、コンサルタント企業としての瑕疵責任 (Liability) を負うことが求められる。

入札管理業務は、国際プロジェクトでは、入札資格審査 (Pre-Qualification : P/Q) の公示と審査、入札公示と改札、入札審査、契約交渉を経て工事契約調印に至るまでの入札管理業務をコンサルタントが手助けするのが一般的とされている。この競争入札では、全体工費だけでなく、単価の妥当性、施工計画 (工程、機械・材料・要員などの資源計画)、施工事業者の経験・能力・体制などについて詳細に審査され、施工側機関と資金協力実施機関に審査結果が報告される。

(3) 施工管理

国際プロジェクトの施工管理は、通常 FIDIC (International Federation of Consulting Engineers) の標準約款に基づいて工事契約条件と一般仕様書が作成され、それに従って施工管理が行われるが、ここでは発注者 (エンプロイヤー) と施工業者 (コントラクター) の間に、公正に責任を持つコンサルタント (エンジニア) が組み込まれる (三者方式)。コンサルタントは、発注者に代わって工程管理、工事費管理、品質管理、安全管理、契約管理などの施工管理責任を負う。施工業者に対する支払いも、通常コンサルタントの承認がなければ支払われない。

第3 開発コンサルタントの立場

以上の役割を担うコンサルタントの立場について、前掲の「国際開発コンサルタントのプロジェクト・マネジメント」は、「政府開発援助(ODA)は、途上国の公的機関に対して緩やかな条件 (コンセッショナル・ターム) で提供される援助とされる。ODA プロジェクトを実施するに当たって、コンサルタントはどのようなステークホルダー (利害関係者) を相手としているのか、どのような立場で相手と接していくか、ステークホルダー間の利害関係をどう取り扱っていけば良いかについて紹介する。」として、ステークホルダーとして、「住民 (計画地域の内外)、ローカル組織、NGOs、政府機関 (実施機関と他の関係機関)、政策決定者 (大臣など)、ドナー諸機関 (技術・資金協力提供側の関係諸機関)」を挙げている。

そして、コンサルタントの立場として「コンサルタントは、前述したステークホルダーや関係者と話し合い、あるいは意見を交換してプロジェクトを調査・立案する任務を持つ。彼らと話し合う時には、自分が彼らのパートナーであることを自覚して、対等の立場で話し合うことが肝要とされる。開発においては、住民も同じ目的を持つパートナーである。パートナーとなれば、相手の立場を理解・尊重して対応しなければならない。相手政府の実施機関ともパートナーの関係にあると考えることである。開発の現場においては、援助する側も援助される側も、互いにパートナーとしての立場を尊重して行動しなければならない。」と規定している。また、「コンサルタントの任務は、開発にかかわるステークホルダーの総括的な利益が最大となるような計画を立案するように、最大限の知恵をだすことにある。計画によって犠牲を受けるステークホルダーが生じるケースもあろう。例えば、水力発電や多目的ダム建設においては、貯水池内の住民移転を伴うなど、影響を受ける住民も出てくる。このような場合、移転せざるを得ない住民に対して、より生活環境が良い移転先を計画の一部に取り込んで整備するなどして、計画によって生ずる損害をなくすか、最小限に留める必要がある。」として社会環境配慮の必要性を指摘している。

第4 専門家たる開発コンサルタントに求められる注意義務の水準

1 開発コンサルタントと国際的基準

開発コンサルタントは、その業務遂行に必要な知識及び経験を保持することを求められている専門家である。したがって、開発プロジェクトについて、世界銀行を初めとした国際機関が定める国際的基準を当然熟知していたと認められる。

詳細は、第3編第3章で述べたとおりであるが、1980年から1990年頃にかけて下記のような国際的基準が存した。

(1) 非自発的移住に関する国際的基準

1980年、世界銀行は、世銀非自発的移住マニュアルを策定した。これは、世界銀行の非自発的移住に関する最初のポリシーであるが、非自発的移住が誤って処理されるとPAFsが困窮することから、世界銀行の非自発的移住に対する一般的政策を明らかにするものであった。

そこでは、移住させられた人々が少なくとも従前の生活水準を回復することが求められ、そのために移住計画はプロジェクト本体に統合される必要があるとされた。また、水没した土地その他の財産に対する補償、及び再定住にかかる費用は、経済分析において、総プロジェクト費用の一部として算入されなければならないとされた。

続いて、1986年には世銀非自発的移住政策覚書が作成された。この覚書では、確立された政策に従わない移住計画の立案実行を許してはならないとされた。

1990年には世銀非自発的移住指令が作成された。この指令は、「非自発的移住は、可能な限り避けなければならないし、避けられない場合でも、最小限にしなければならない」とし、様々な移住民への援助を指示したものであった。

OECDでは、1991年、OECDガイドラインを制定した。このOECDガイドラインでも、世銀ガイドライン同様、非自発的移住について、「非自発的な移住は、他の方法がある場合には採用してはならず、また、他の方法が無い場合でも、最小限のものにしなければならない」等、基本的政策的配慮が払われるべきであるとされた。

(2) 先住民の利益保護に関する国際的基準

1982年、「世銀融資プロジェクトにおける部族民」が策定され、「プロジェクトの計画案のうちには、先住民の利益を保護し、また可能な場合にはいつでも、彼らの福利を高めるのに必要な措置または構成要素が含まれるべきである」と規定された。

そして、1991年には業務指令として「先住民」が定められ、「世銀融資のプロジェクトにおいて、先住民が悪影響を被らないこと、また先住民が、文化的に相容れることのできる社会的および経済的な利益を享受すること」が世銀も一般的目標であるとされた。

1989年のILO169号条約では、第14条1項で、先住民社会の土地所有権と利用権の尊重義務が定められた。

2 社会分析の重要性の指摘

そして、1980年代には、開発プロジェクトが開発地域に居住する住民らの生活に与える影響について、社会的分析が重要であることが指摘されていた。このことについても専門家である開発コンサルタントは当然認識していた。

(1) 世界銀行の経験

世界銀行の経験をまとめた「途上国の経済開発 世界銀行 35 年の経験と教訓(下)」(甲 A96、639 ～ 643 頁)では、「社会分析は、技術分析、経済分析、財務分析その他のプロジェクト分析の諸側面と、密接かつ総合的に行われるべきものである。(中略)社会分析もプロジェクト発掘から始まったプロジェクト・サイクルの各段階すべてに実施する必要があることは、他の分析と同様である。(中略)世銀融資プロジェクトの中から社会的問題についての題材に富む 55 件を選んで分析をしたところ、プロジェクトの失敗や不満足な結果は、多くの場合社会環境を無視したことによるものであることが判明した。反対に、社会環境に充分配慮したものは成功していることがみてとれる。さらに社会環境にうまく適合したプロジェクト 30 件について収益率を見ると、それ以外のプロジェクトの 2 倍以上の水準であった。」と社会分析の必要性が強調されている。

そして、「移住に伴うプロジェクトの場合、社会文化面および人口学上の特徴に関する検討は不可欠である。不本位な移住は特殊な社会問題を引き起こす。すなわち無力感や疎外感を与え、また社会的連帯感を削ぎ、生産的集団活動の潜在能力を損なう。住居の種類、立ち退きに対する補償、再就職先の確保など、移住計画の作成に当たっては、移住する人々の生活が悪化しないように、あるいはできれば向上するように配慮しなければならない。計画段階でこれらの点について充分検討した結果、費用見積りや行政的労力がかさむので、規模を縮小したりプログラムそのものを取りやめなければならないという結論に至ることもある。」と指摘している。

(2) 日本における社会的側面の指摘

1982 年 4 月 15 日に発行された「海外建設プロジェクトと建設輸出」(甲 A95)では、フィジービリティ・スタディにおいて、「契約受注に成功した建設コンサルティング企業は」、「考えられる限りの各種代替案について概略設計をし、建設費を算出し、開発による直接間接の便益を検討」するとともに、「さらに社会的側面からも検討する」とされている(180 頁)。

また、分析評価として、『『社会的影響』調査は昨今とみに注目されるところとなった。もともとプロジェクトが国や地域にどのような社会的インパクトを与えるか、雇用を創出しうるか、住民の対応はどうかなど、マクロ、ミクロの考察がなされるべきは当然である。最近途上国の開発においても先進国ほど深刻甚大でないにしても、住民の生活習慣への諸影響をはじめ動植物を含む自然環境の変化や景観破壊、文化財等の破壊など、諸方面の影響を予測する必要が叫ばれている。著名な例として、よくエジプトのアスワンハイダムの建設によりナイル川下流域から海岸線一帯への影響について事前に予測しえなかったことが引き合いに出される。一方では同じ水力開発でアジア開銀の技術援助によるフィリピン・ミンダナオ島のアグス川一貫開発計画策定で、プロジェクトとしてのフィジービリティを考慮しつつ最上流のラナオ湖の湖面の人工的変動を最小限におさえ、湖周辺の回教徒の水浴習慣が影響されないですむよう

特別な配慮がなされた事例がある。あまり知られていないが、注目に値することと思われる。」(184 頁)と記載されている。さらに、援助国が行うプロジェクトの審査においても、『『社会的』な面の検討も多方面にわたってなされる。当該プロジェクトがいわゆる住民のニーズ (Basic Human Needs, BHN) を満たす方向に合致しているか、などは当然改めて注意深く検討されるべき事項である。社会的考察の中で、わけでも住民や自然の環境条件に悪影響を及ぼすかどうか、及ぼすとすれば、それを最小限度にとどめるにはどうしたらよいかなどについては十分考察する必要がある」(188 頁)とされている。

3 社会環境面に関する開発コンサルタントの注意義務の水準

前2項で述べた点を踏まえれば、専門家である開発コンサルタントは、開発プロジェクトの形成にあたって、社会環境面に配慮し、社会環境に適合した計画となるよう、社会分析を行うことがコンサルタントの通常の責務であると認められる。

そして、その際の注意義務の内容や水準については、国際的機関の各基準がこれを定めており、専門家として当然これを認識すべき開発コンサルタントは、この基準を基づいた注意義務を尽くすことが、開発コンサルタントに求められていた。

第5 原判決判示への反論等

1 ところで、原判決は「世界銀行の業務指令、OECD 指針及び国連人権委員会総会での決議は、被告東電設計に適用されない」(188 頁)と結論付けている。

しかしながら、上記判示は、東電設計は、開発コンサルタントとして、その任務に必要な知識と経験を保持する義務を負っていたものであり、国際機関が定めた基準を認識し、これを踏まえた業務遂行を行うことが、専門家たる開発コンサルタントが通常尽くすべき注意義務であることを看過したものである。

東電設計は、「海外業務登録」として世界銀行(IBRD)に登録している上(甲 A97。東電設計 30 年の歩み「会社概要」6 頁)、世界銀行が関わったインドネシア・グレシク火力発電プロジェクトに関与している。後者の経緯は、「開発コンサルタントの記録 海外プロジェクト 30 年史(社)海外コンサルティング企業協会」(甲 A98、152 頁)に以下の通り記載されている。「日本政府からのミッション派遣(1968 年 12 月～1969 年 7 月) / スカルノ政権崩壊後、社会の情勢の安定を図るため、スハルト政権は第一次 5 年計画を策定し、世界銀行(世銀)に対して、電力系統の復興についての援助を要請した。この要請を受け、世銀は日本政府に協力を依頼し、日本政府は東京電力(株)寺田技術顧問を団長とする調査団と海外電力調査会と通じ現地に派遣し、同国の電力系統復興計画に対する調査報告書を 1969 年 11 月に提出した」。東電設計は、以降、東京電力と一体となってインドネシア・グレシク火力発電プロジェクトを自社が受注できるよう、日本政府及びインドネシア共和国政府に働きかけを行っている。この点は「東電設計 30 年の歩み」(甲 A97)にも、「おりしも『重油専焼火力の建設を排除し、石炭火力の建設

が優先』ということが世銀から提唱された時期でもあったが、東電設計は石炭輸送の困難性から重油ガス混焼火力の早期着工を強く推奨したところ、PLN も事態の緊急性を認識し、世銀の提唱にもかかわらずインドネシア政府筋にその建設を積極的に働きかける結果となった」(154 頁)と記載されている。そして、グレシック火力 1、2 号機の E/S (第 1 期 1976 年 8 月～1977 年 4 月、第 2 期 1977 年 11 月～1982 年 5 月) を手始めとして、グレシック火力 3、4 号機の E/S(第 1 期 1981 年 11 月～1982 年 8 月、第 2 期 1983 年 1 月～1988 年 10 月) も受注しているのである。グレシック火力発電プロジェクトは、世界銀行から日本の ODA に融資元が代わった案件ではあるが、以上の経緯からは、東電設計は 1960 年代から 70 年代の時点で世界銀行の融資手続きを認識していたと認められる。

そして、世銀ガイドライン及び OECD ガイドラインは、東電設計を直接拘束するものではないが、専門家である開発コンサルタントとして、こうした国際的基準に定められた内容については十分認識し、これを踏まえて任務に当たることが求められていたものであり、これに違反することは、専門家としての水準を満たさないものとして違法性を帯びるものである。

2 次に、「海外建設プロジェクトと建設輸出」(甲 A95) では「一般的にいて環境影響評価の手順、方法、基準などについてはいろいろな点から難しい問題が残されており、フィージビリティ・スタディの中では問題点の提示に終わることが多い。」(185 頁) と述べている部分がある。

しかし、ここで言う「難しい問題」とは、長期にわたる自然環境の破壊に関わる評価の困難性や移転に伴う住民同士の関係に関わる精神的な被害、つまりコストとして見積もることが困難な問題を論じたものである。

他方、1980 年策定の世銀非自発的移住マニュアル書は、「水没した土地その他の財産に対する補償、及び再定住にかかる費用は、経済分析において、総プロジェクト費用の一部として算入されなければならない」とされている。これは、補償費、再定住費用は上記の点に比べて価格評価が容易であり、このような費用については、総プロジェクト費用の一部として当然算入しなければならないことを定めたものである。

本件プロジェクトにおいても、補償費用だけでなく、再定住にかかる費用について、総プロジェクト費用の一部として算入したうえでそのフィージビリティについて評価がなされるべきであった。こうした評価を行うことが開発コンサルタントに通常求められる注意義務の水準であったと認められる。

第4編 本件の事実経緯

第1章 はじめに

本編では、本件プロジェクトにおける被控訴人らの責任を検討する前提として、本件プロジェクトの事実経緯を明らかにするものである。

本件プロジェクトは、インドネシア、スマトラ島中部に位置する西スマトラ州とリアウ州の州境のコトパンジャン地域にダムを建設するというものであった。本件プロジェクトの問題点を述べる上で、当該地域の特徴を理解することが不可欠である。そこで、まず、コトパンジャン地域の歴史と文化について述べる。その上で、本件プロジェクトが実施された経緯を述べる。

第2章 コトパンジャン地域の特徴

第1 地域の歴史

- 1 コトパンジャン・ダム建設に伴う移転事業の対象となった地域は、インドネシア共和国の西スマトラ州およびリアウ州の10ヶ村である。この地域の社会は、行政的には2つの州に区分されているが、人類学的観点などからミナンカバウ社会であるということが言える。

ミナンカバウというのは一つの民族集団であり文化圏である。その起源は、正確には分かっていない。

ミナンカバウの伝統的史料 (Tambo) によれば、かつてその領土を中東やインドにまで拡大したアレクサンダー大王 (raja Iskandar Zulkarnain イスカンダル・ズルカルナイン王) には3人の息子がいた。その末っ子であるマハラジャ・ディラジャ (Maharaja Diraja) 王子とその仲間が、ムラピ山 (Gunung Merapi) にたどり着き、そこで土地を開墾した。後にナガリ (村) が整備され、その村はパリアンガン・パダン・パンジャン (Pariangan Padang Panjang) と名づけられた。これがミナンカバウの祖先であり、ミナンカバウでの最初の村とされている。ミナンカバウという言葉は、Tambo によれば、この地域とジャワ (Jawa) との交流が行われて以降、水牛 (彼らの言語で kabau) の決闘で彼らが勝利した (彼らの言語で minang) ことが名前の由来だといわれる。

ミナンカバウの人々は、マハラジャ・ディラジャが降り立った高地が彼らの起源の地であると考え、そこを中心とする中核地域をダレック (darek) もしくはルハック・ナン・ティゴ (Luhak Nan Tigo) と呼び、人口が増加したりするなどして、後に外に拡大されていった周辺地域をランタウ (rantau) と呼ぶ。このミナンカバウ文化圏は、西はスマトラ西海岸、北はタル (Talu)、ラオ (Rao)、ルブック・シカピン (Lubuk Sikaping)、東はロカン・フル (Rokan Hulu)、カンパル (Kampar)、クアンタン (Kuantan)、そして南はドゥアブラス・コト・シジュンジュン (XII Koto Sijunjung)、

サンギル (Sangir)、ムアラ・ラブ (Muara Labuh)、タパン (Tapan)、インドゥラプ
ラ (Indrapura) にまで達した。

歴史上で明らかにされているのは、14 世紀にマジャパヒト (Mojopahit) 王国と関係の
あるアディチャワルマン (Adityawarman) によって、この地にミナンカバウの王国が建設
された (西スマトラの刻文 1347 年～75 年) ことが始まりとされる。

2 これより以前、この地域は、7 世紀に誕生したシュリーヴィジャヤ王国の影響を受け
ており、これによって当該地域に存在するムアラ・タクス寺院なども建設されている。
コトパンジャン・ダムプロジェクトによって水没の危機にあるムアラ・タクス寺院につ
いては、「一枚岩で造られたボロブドゥール (Borobudur) のようなジャワ島の他の寺院と
異なり、ムアラ・タクス (Muara Takus) 寺院は粘土 (煉瓦) で造られているため、浸水に
よって寺院の破壊が加速される可能性がある」と懸念されている。おそらく、50 年以内
に寺院は重大な影響を受ける。さらに、いくつかの知見によると、寺院の一部は地表面
より下に埋もれている。ムアラ・タクス寺院の破壊によって、ヒンズー教/仏教時代の
ミナンカバウの歴史を明らかにするための唯一の歴史的証拠が失われることになる。さ
らに寺院の破壊は、ミナンカバウの人々、特にリマプル・コタおよびカンバルの人々の
誇りを傷つけるであろう。」(甲 B46 グスティ・アスナン意見書) と警告されているこ
とに注目すべきである。

3 アディチャワルマン王のもとでミナンカバウの首長の一部などが役人として仕えるこ
とになってもミナンカバウ人は、独自の世界観 [Alam Minangkabau (ミナンカバウ世界)]
を持っていた。王はあくまでもこれらの村落を統一するシンボルであり、行政的にミナ
ンカバウを統一する機関として王国を建設したのではないと言われている。王国は、18
世紀頃には勢力が衰退していたと見られ、19 世紀前半に起こったパドリ戦争で完全に
消滅した。

パドリ戦争は、イمام・ボンジョル (Imam Bonjol) が指揮するイスラーム改革派 (パ
ドリ派) とオランダ軍が支援する反パドリ派 (アダット派) とが戦った戦争である。パ
ドリ派は、ミナンカバウ社会に古くから伝わる慣習、例えば博打、闘鶏、アヘン、飲酒、
嘔みタバコ、嘔みキンマ、母系制親族制度などを反イスラーム的であるとみなし、それ
らの非ムスリムの行為の廃止を掲げて宗教改革運動を推進した。こうした宗教改革運動
は、18 世紀半ばのイスラーム純化運動という全イスラーム世界で生じてきたものの一
つであり、ミナンカバウ地方でも、1803 年、ワッハーブ派の復古運動に影響を受けて
メッカから帰国した 3 人のハッジによってもたらされたものである。

その後、パドリ派は、いくつかの村々で支持を得たが、伝統的な慣習を守ろうとする
村々には襲撃を加えた。そのため、ダト・バンダロ (Datuk Bandaro) が率いるパドリ派
と、ダト・サティ (Datuk Sati) 率いる慣習派 (反パドリ派) が衝突し、ミナンカバウ地
方は内戦状態となった。宗主国オランダは、自身のための通商路の確保と、パドリ派に
支配を脅かされていた地元王室の支援要請を受け、軍を派遣した。最終的に、改革派の
指導者イمام・ボンジョル (Imam Bonjol) が 1837 年に捕らえられ、この運動は終結した。

英国に代わってスマトラの支配に着手したオランダは、伝統的政治組織、特にプンフル（首長：後述）たちを活用しながらこの地を治めようと試みた。コーヒーの強制栽培制度や労役、税金の導入などの政策を執り行う上で、伝統的エリート層を通じて、それまで自律的な共同体として存在してきたミナンカバウ人の村落をコントロールしようとしたのである。

地域を越えて高まった民族主義運動や第2次世界大戦、対オランダ独立戦争を経てインドネシア共和国の一部となったこの地域からは、ハッタやタン・マラカなどの著名な人物が誕生している。

第2 文化的特性

1 コミュニティの形成と慣習法体系

共同体がどのようにして形成されていくかということは、ミナンカバウにおいては非常に重要である。既存の共同体の分裂、人口増加によるものなど新共同体建設にはいくつかの要因が挙げられるが、その形成過程には違いはない。新しい共同体を建設するためには、まずタラタック（taratak）が形成される。これは、森を切り開くために建てられた小屋とその周辺を指し、一時的なものではあるがミナンカバウにおける居住単位の最も小さいものである。そして、ここでの居住者が増え小屋が増えると、ドゥスン（dusun）となる。ここでは恒久的な家屋が建てられ、畑地のほかに水田も所有される。それが発展すると、コト（koto）となり、ここでは行政のための場所や、宗教活動を行うための場所などが整備される。さらに発展した居住単位の最終段階が、ナガリ（nagari）と呼ばれるものである。行政、宗教だけでなく、福祉、交通、娯楽などすべての面で整備されてはじめてナガリになる。

このミナンカバウ社会独特の村落であるナガリは、「小さな共和国」と呼ばれ、ナガリを超える上級権力に従属することもなく、伝統的な政治組織を中心とした高度に自律的な共同体であった。

居住単位の発展に伴い形成されるのは、基本的には同じ血筋の共同体である。その共同体への参加は、母方を通じて認知される。そしてこの母系制に基づく慣習（adat）が存在する。この慣習には、連合体の媒介としての規則的な側面と、生活の習わしを規定するものとしての実用的な側面がある。これに基づいて、母方のおじ（mamak；ママック）が指導者（Ninik Mamak；ニニック・ママック）として、自分たちの子孫・親族一同（kemenakan；クムナカン）に対して様々な役割を果たす。

最小の母系単位であるサパルイック（saparuiik）が隣近所でいくつか集まったサパユアン（sapayuang）から、最大の母系単位である氏族（suku；スク）に至るまで、それぞれの集団を率いる首長（penghulu；プンフル）が存在する。氏族に関しては、取りまとめる範囲が広いため、首長はそれぞれの補佐（malim；マリム、宗教問題を担当／manti；マンティ、執事／dubalangもしくはcerdik pandai；ドゥバランもしくは

はチュルディック・パンダイ、公安担当) にアシストされている。そして、居住単位の最終段階であるナガリは、氏族で形成された連合体によって形成され、最高指導者であるプチュック・アダット (pucuk adat) によって率いられる。

ミナンカバウ社会において重要な役割を担っているのはママックである。ママックは自身のカウム (サパユアン) および氏族内の女性やクムナカンに対して責任を負う。子どもに関しては、その養育は家庭内の父親よりもママックに責任がある。

また、そのようなママックの中でも、カウムや氏族の単位で指導者の役割を担うのがプンフルである。住民たちはこういった指導者に対して、尊敬の念、畏怖の念を持っている。このような偉大な指導者を中心としてコミュニティの統率が保たれていたと考えられる。

イスラーム暦の元旦 (もしくはその 2 日後) には氏族で集まり、旧年の反省と新年 1 年間の計画を立てるための協議 (ムシャワラ) を行っていた。これは氏族の構成員がすべて顔を合わせる場であり、外に出ていた男性も帰郷し必ず出席していた。指導者たちの行いがクムナカンによって質されることもあれば、共有財産の利用について話し合われることもあった。このムシャワラは共同体の運営にとって大変重要な機会であったのである。

2 土地と母系制

土地相続のシステムはミナンカバウ母系制の根幹でもあると言われている。また、土地はミナンカバウにとってきわめて重要な意味をもつ財産、もしくは、彼らのアイデンティティそのものと言っても過言ではない。土地に対する高い位置づけは、彼らの社会システムと価値観によって支えられている。なぜなら、彼らには、もはやその起源が分からない程の遙か遠い昔から母系制で受け継いできた農地、家屋など不動産の世襲財産があり、それは「*harta pusaka tinggi* (高い遺産)」と呼ばれ、敬われているからである。つまり、現地住民にとって土地は単なる居住地ではなく、「(受け継がれてきた) 血の流れる地」であり、彼らの歴史がそこに根を張っており、彼らの先祖が埋葬されている土地なのである。

そのため、ミナンカバウにおいて人と土地との精神的つながりは非常に強い。また、共同財産が母系制にもとづき世襲されてきたことから、男性と比較して女性の方がより強い土地に対する愛着を有している。女性には自分たちが土地を守り、子孫や社会をつくってきたという誇りがあったのではないかと推測できる。

共同世襲財産の中でも、とりわけ共有地 (*tanah ulayat* / タナ・ウラヤット) が共同体の構成員にもたらす恩恵やその意味は大きい。共有地は、まだ経済的基盤が脆弱な新世帯のために一部を利用させたり、墓地にしたり、範囲内で移動式農業を行ったり、というように利用される。共有地は、それぞれの集団を率いる指導者の監督下におかれており、個人的に売買の対象とすることが、一部の場合を除いて慣習法によって禁じられている。

しかし、土地所有という点においては、家庭内の夫などが個人的に開墾や購入などに

より取得した自己取得財産「*harta pusaka rendah* (低い遺産)」も存在する。しかしここでも、いわゆる近代的な個人財産のあり方とは根本的に異なっている。この財産については、取得した者がその相続人を決めるのであるが、彼らの慣習によれば、基本的に数世代後へは共同世襲財産として共同体へと還元されることになっている。

これらの財産において、その所有を証明するための近代的な証書などは、日々の生活を営むうえで、特に農村部では必要とされてこなかった。全ては当該の(指導者)プンフルによって伝統的に認知・把握され続けてきた。

3 居住形態

上述のコミュニティの形成過程をふまえると、居住単位の発展に伴い同じ血筋の人たちが集まった共同体が形成されることは明らかである。すなわち、隣近所は親族、氏族で構成され、その共同体としての紐帯は強かった。

居住単位はつねに拡大家族が基本である。彼らは共有家屋(もしくはいくつかの家屋の複合体)に数世帯で同居している。しばしば彼らの家屋の形は慣習家屋(ルマ・アダット)の形をしていた。これはミナンカバウのシンボルとされる、水牛の角をかたどった屋根の両端に立派なつくりの高床式家屋、ルマ・ガダン(大きな家)である。

そういった母系単位の拡大家族が集まり、共同体を形成し、そしてその共同体がいくつか集まり、さらに大きな共同体を形成していく、それがミナンカバウの伝統的居住パターンである。

また、このルマ・ガダンには集会所(バライ)としての機能を果たすところもあり、母系単位でのムシャワラ(協議)などにも利用されていたといわれている。ルマ・ガダンにおいて話すことで、よりプンフルの言葉には重みを感じられたという。

4 宗教および伝統

宗教施設に関して、コトにはスラウ(*surau*)というイスラームの礼拝所が氏族毎に設置され、最上級の居住単位であるナガリにおいてはモスク(*mesjid*)が設置される。ミナンカバウにおいては、男性は少年期から家族と別に生活をするようになる。彼らはちょうど思春期に当たる期間、スラウで寝泊まりをし、コーラン詠読を学び、お祈りをする。スラウでの団体生活である。こうして心身ともにたくましい立派なミナンカバウの青年となった男性は、その後武者修行としてムランタウに出ていくのである。

ミナンカバウにとって、ムランタウ(*merantau*)と呼ばれる活動は、2つの面で理解される。まず、さまざまな必要性のため故郷を離れて行くという意味があり、これは、出稼ぎに行くこととして一般的に使用されることが多々ある。このムランタウで得た富は、一部をナガリや氏族など(の福利厚生など)に還元することによって、コミュニティでの名声を得ることもあった。そして、もうひとつは、ある状態から別の状態へと思考が変化する、すなわち精神的(に強くなるよう)な修行という意味である。後者のムランタウに関しては、上述のようにスラウと密接な関わりがある。

さらにこの地域特有の河川と関連する重要な伝統的活動も多い。例えば、赤ん坊が産まれた際に行われる新生児の沐浴儀式(*Turun Mandi*; トゥールン・マンディ)がそ

れである。これは、赤ん坊が、産婆か子供を持つ占い師に抱かれ、川縁に連れて行かれて体を洗われる儀式である。この赤ん坊が男の子の場合、儀式の道具はすぐに川に流される。一方、赤ん坊が女の子の場合には、用意された品物全部が川の底に沈められる。この儀式は、(赤ん坊が男の子の場合) やがて彼が大きくなってムランタウに行く場合(遠方に航海する船で象徴される)、常にふるさとを思い出すように(様々な花で象徴される)、また善い行いをするよう人を導く子供になるように(鶏の卵が、毎朝コケコッコと鳴いて人々を起こし、早朝のお祈りを知らせ、勤勉に働くよう促すオスの鶏をシンボルとしている) という意味をもつ。赤ん坊が女の子の場合、よい主婦となって子供や夫に仕えるように(ラタンの編み物から作られた釜と、ココナツの内殻で作られ、柄が竹で出来た食事スプーンで象徴される)、また愛情を育み家庭を築き(バナナで象徴される)、常に故郷に滞在するように(その品物が川底に沈められることで象徴される) という意味をもつ。

さらに、娯楽性を伴う行事として、ナガリ内の氏族(スク)同士が競争しあう、小船レースが行われていた。まず断食(Ramadhan; ラマダン)月に入る直前、シャワル(Syawal; イスラム暦正月)の月、そしてズルヒジャ(Zulhidjah; ハジの大祭)の月と1年に3回開催されていた。それぞれの小船が、氏族(スク)を率いる首長(プンフル)の名において、レースを勝ち進むのである。上位のチームにはナガリ内で集められた賞品や賞金が与えられる。一見すると娯楽ではあるが、この活動もナガリの子供たちに娯楽を与え、ナガリ内でのいくつかのプンフル間で競争があることを習慣づけ、勝利した友人を尊重し、また真摯に敗北を受け入れる心を育むという大変深い意味を持っているのである。この行事のためにお布施を施し、一般にはこの活動を共同で開催することによってゴトン・ロヨン(相互扶助)するという意味もある。

河川と関連する民話などについては、代々指導者がクムナカンに語り継いできたと言われていた。それは村の歴史や遺産に関する事柄であったし、また次世代への教えとなるメッセージを含んでいたものであった。

5 まとめ

以上が、本件プロジェクトによって移転させられた地域住民が保有してきたミナンカバウとしての文化・生活・伝統の特徴である。

第3章 本件 F/S の実施前後の経緯等

第1 本件 F/S 実施までの経緯

1 プレ・フィージビリティまでの経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトの沿革は、1979年9月と11月に東電設計がプロジェクト・ファインディング(援助案件探し・プロファイ)を行ったことにさかのぼる。

この時点でインドネシア国営電力公社(PLN)は、カンバル・カナン川の支流であるマ

ハット川に小規模ダムを建設することを計画していた。これに乗じて、東電設計は、ダム・サイトをプロファイで発掘したカンパル・カナン川とマハット川の合流するコトパンジャン地点に移せば、より多くの貯水量と発電量が得られるとしてダム構想の変更を積極的に働きかけた。その結果、1980年3月に作成された踏査報告書(Reconnaissance Report)においては、マハット地点とコトパンジャン地点の双方を段階的に開発する2段開発案が提示された。

そして、1980年8月には、東電設計は、プレ・フィージビリティ調査を実施し、10月には「プレ・フィージビリティ報告書(Pre-feasibility Report)を提出した。この報告書においては、コトパンジャン地点に単一の大型ダムを建設すること(1段開発案)が初めて提起され、2段開発案と比較検討するよう提案された(戊A第6号証1-3頁「1.2プロジェクトに関する既往調査」)。

このようにして、東電設計は、インドネシア側に何らの計画もなかったカンパル・カナン川でのダム建設計画を提起し、以下に見るようにこれが1年もしないうちに大規模ダム建設計画へと拡大していったのである。

2 事前調査団

1981年6月15日の書状をもって、インドネシア共和国政府は日本国政府に対してフィージビリティ(実行可能性)調査(以下本件F/Sという)に対する技術協力を要請した。この要請に基づいて、日本国政府は国際協力事業団(JICA)に検討を委託した。委託を受けた事業団では小橋浩(JICA工業計画調査部)を団長とし、北電興業株式会社技術部職員2名を含む4名で構成する事前調査団が組織されることになった。この事前調査を北電興業(株)が請け負ったのは、これ以降に必要となる本件F/Sを東電設計に受注させるための布石でしかなかった。すなわち、JICAの規則によれば、同一企業に事前調査とF/Sの両者を受注させることができないとされていたので、東電設計が本件F/Sを受注するために、北電興業株式会社というクッションを入れたのである。

この事前調査団は、1981年9月21日～10月8日までの18日間にわたって、現地を訪れた。そして、調査中の10月6日、インドネシア共和国政府及びPLNとの間で、本件F/Sのための本件実施細則を合意し、同月、上記調査につき本件事前調査報告書を作成した。

3 本件実施細則と本件事前調査報告書の内容

原判決は、「本件F/Sは、事業団とPLNとの間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、事業団及びその委託を受けた被告東電設計が調査項目を自由に選択することはできない。本件実施細則では、社会環境面の作業項目については、事業団及びその委託を受けた被告東電設計の担当事項は、社会環境調査の技術仕様書の策定にすぎず、社会環境面での調査自体は、PLNの担当事項とされていたし、移住する住民数の確認は、インドネシア共和国の行政機関又は州政府の担当事項とされていた」としている。

この点、本件実施細則(戊A12)の「付表1コトパンジャン水力発電実施可能性調査にかかるPLNとJICAの業務分担」においては、『8.社会・環境面』でPLNの担当

事項として『1.社会・環境面の調査』とあり、JICA の担当事項として『1.社会・環境調査の技術仕様書の策定』との記載がある。しかし、この表では、例えば『2.地形調査』や『3.地質調査』においても JICA の担当事項は『1.技術仕様書の策定』が 1 番初めに定められている。つまり、各調査の基本となる内容を定めたものが技術仕様書であり、これにより当該調査の骨格が定められる。

ASTM (米国材料試験協会 ; American Society for Testing and Materials) によれば、仕様 (Specification) とは、「材料・製品・サービスが明確に満たさなければならない要求事項の集まりである。」とされる。仕様を記述した文書を仕様書と呼ぶ。項目毎に工事業者や請負業者が行うべき作業や手続き等の詳細を定めるものであり、通常相当の分量に及ぶものが多い。例えば、「調査委託標準仕様書、平成22年4月、東京都港湾局」(甲 B99) は、82 頁の大部に及ぶものであり、東京湾の環境調査等を実施するための諸規定を定めている。本件 F/S にある技術仕様書とは、これと同様の内容を持つべきものである。その内容は、社会・環境面の調査の外延とその内容を規定するものであることが明らかである。従って、原判決が「技術仕様書の策定にすぎず」とその重要性を看過したことは明らかに誤りである。

ところで、本件 F/S において調査されるべき内容及びその水準は、本件実施細則が定められた 1981 年及び本件 F/S が実施された 1982 年当時、通常 F/S に求められていた内容及び水準のものが必要であったことは明らかである。

社会・環境面については、1980 年 2 月、世銀非自発的移住マニュアル書を策定した。このガイドラインは、当時の開発計画にあたり、通常求められる調査内容及び水準を明らかにするものである。

このマニュアル書では、世界銀行の過去の経験では、移住計画の策定を借入国に委ねたり、適切な移転計画が無いまま移転案が合意されたりするケースがあったが、このような場合、移住に伴う社会問題が解決されず PAFs を困難な状況に貶めていたことから、移住計画はプロジェクト本体に統合し、PAFs が少なくとも従前の生活水準を回復することが必要であるとされた。そして、移転計画においては、i) 損失に対する補償、PAFs 自身における移転に向けた準備、ii) 実際の移転作業の準備、iii) 再定住地において PAFs が生計手段を再確立し、社会的に統合されるための効果的な支援策の 3 点が定められなければならないとし、経済分析において、総プロジェクト費用の一部として算入されなければならないとされた。

本件事前調査報告書 (甲 B17) において、「民家等の問題があり、満水位決定には慎重な検討を要する。」(14 頁)、「コタパンジャンに約 50 m のダムを築造すると、約 2000 戸(12000 人)が水没する事になるので、その補償が困難な事も考え、ダムを低くし、マハットと組合わせて計画する事も F/S の範囲に含める。」(16 頁)、「(2)F/S 実施対象地点 既述のとおり、F/S はカンパール川のコタパンジャン地点について実施することとし、1 段開発 (コタパンジャン地点) と 2 段開発 (コタパンジャン地点+マハット地点) について、技術、経済および社会環境面等から検討する。」(48 頁)、「湛水区域内

水没住民の移住については、単に金銭的見積もりだけでなく、代替地確保の可能性、生活水準向上、住民意識等を考慮した適切妥当な考察が必要」(49 頁)とされ、本件実施細則に「(10)社会環境問題の調査」が入れられたのは、以上のような通常 F/S に求められている調査内容・水準を踏まえたものであると認められる。

JICA の委託を受けた東電設計は、本件プロジェクトにかかる社会・環境面の調査を実施するため、上記の調査内容・水準にある技術仕様書を策定する義務を負っていたことは明らかである。

第 2 本件 F/S の経緯と内容

1 本件 F/S の経緯

本件 F/S は、本件実施細則に基づき、日本国政府の技術協力として実施された。そして、日本国政府は、本件 F/S の実施を JICA に委託し、JICA は本件 F/S を実施するにあたり、調査業務を東電設計に委託し、事業団の島田良秋を団長とする 14 名の調査団が編成された。調査は、予備調査(1982 年 1 月 4 日～2 月 21 日)、詳細現地調査(1982 年 6 月 24 日～12 月 5 日、1983 年 6 月 27 日～1984 年 3 月 11 日)、フィージビリティ設計(1983 年 12 月 6 日～1984 年 3 月 11 日)という段取りで行われた。

以下本件 F/S 報告書の内容と問題点を述べる

2 架空の電力需要設定

本件 F/S 報告書では、本件プロジェクトの目的について「同プロジェクトは、リアウ州の急増する電力需要を賄うとともに、同州の電化率の向上を促進しようとするものである。又、ダムの完成により、下流の洪水緩和、かんがい用水増加等の効果もあり、同州の地域開発の根幹となる重要なプロジェクトである。更に国内水力資源の開発により、多くの石油の消費を節減できるものである。」(戊 A6、4 頁)と説明している。

しかし、1981 年 10 月の本件事前調査報告書(甲 B17)においては、「中部スマトラは、(中略)その電力需要予測は極めて困難且つ正確を期し難い。更に此の問題を一層困難且つ複雑にしている他の理由としてミナスドマイ間の石油開発に伴う自家用電力の存在がきわめて大きいことを挙げなければならない。(中略)この石油資源開発関連の電力需要は、約 12 万 kw で、このため約 15 万 kw の発電設備が外資系石油会社(カルテックス)によって所有され、PLN の管轄外にある(PLN がドマイ市に所有運転中の発電総設備は、ディーゼル単機容量 80～500kw、合計出力僅かに 1200kw に過ぎない。) / PLN は、西スマトラ、リアウ両県及びジャンビの一部クリンチ地域の三県をウイラヤⅢ地区として配電しているが前記石油会社系自家用設備(Captive Power)を除いたウイラヤⅢ地区の合計設備容量は 1980 年現在別表の通り約 6 万 kw に過ぎない。 / 然も殆どが孤立した設備で僅かに連繋があっても電圧は 20kv 及び 6kv で、カルテックスが建設し、所有する(道路は除く)パカンバルードマイ市内のオイルロード(180km)とこれに平行するパイプライン、110kv 及び 30kv 送電線と対比して見れば、ウイラヤⅢ

地区の電力問題の特殊性がうかがわれる。」(11 頁)として電力需要予測困難とされていたものが僅か2～3年で「リアウ州において将来的に電力需要が飛躍的に増加する」と予測されているのである。しかし、この電力需要の予測は、全く根拠のないものであった。

以下に具体的に検討する。

- (1) 本件 F/S 報告書は、Ⅲ-6 以下で「電力需要予測については両州（リアウ州及び西スマトラ州）とも4つのカテゴリー(住宅用、商業用、公共用、工業用)に区分した。PLNの電力需要に関する過去のデータ及び傾向の他、BAPPEDA、州工業局(Dinas Perindustriam)、州農園局(Dinas Perkebunan Rakyat)、州林野局(Dinas Kehutanan)等の関係機関の資料、情報を基に、これら関係機関の担当者と協議した結果を反映させて予測積算し、それらを集計した。予測のための基本条件をリアウ州、西スマトラ州に分けて下記に示す。」とし、人口及び人口増加率の他

- i PLN 電化率目標値
- ii 住宅1戸当たりの年間使用電力量
- iii インドネシア政府の移住計画(リアウ州)

を挙げる。しかし、これらの基本条件とされるものは、フィージブルとの結論を前提にいくらかでも操作しうるものである。

- (2) i については、1983/84 から5年ごとに2003/04 都市部では年に5パーセントないし10パーセントの増加を、農村部では6パーセントないし10パーセントの増加を見込んでいる。しかし、1981年時点での電化率は、リアウ州についてはⅢ-9に、西スマトラ州についてはⅢ-11に示されているが、過去の電化率推移については何ら示されていない。

- (3) ii についても、過去のデータは示されていない。リアウ州、西スマトラ州共通の住宅1戸当たりの年間使用電力量の予測は、1983年から1988年の5年間の増加率が都市部では20%、農村部では14%、1988年から1993年までの5年間は都市部で11%、農村部で18%、1993年から1998年までの5年間は都市部で25%、農村部で5%、1998年から2003年までの5年間は、都市部で25%、農村部で20%である。この点をF/S報告書の表に書き加えてみると以下のとおりとなる。

年	都市部	農村部
1983	1500kWh	700kWh
	20%	14%
1988	1800kWh	800kWh
	11%	18%
1993	2000kWh	950kWh
	25%	5%

1998	2500kWh	20%	1000kWh	20%
2003	3000kWh		1200kWh	

この5年ごとの、住宅1戸当たりの年間使用電力量の予測に至っては、5年ごとの増加率が都市部では20パーセントから11パーセントに減少する1988年～1993年の間農村部では、14パーセントから18パーセントに増加し、都市部で11パーセントから25パーセントに増加する1993年～1998年の間農村部では18%から5%に減少するなど、何ら根拠の示されない不自然な変動が見られる。これは、机上で切りの良い数値を適当に並べたことの反映に他ならない。

- (4) このような何ら根拠のない数値を「基礎条件」としてなされた電力需要予想は、「フィージブル」との結論に合わせるために操作された数値というほかに、架空の電力需要が創出されていると言わざるを得ない。

3 水没範囲及び移転住民数の予測の誤り

本件F/S報告書においては「4.4水没補償の調査と対策」(IV-19)として「計画区域内の『村落調査』(4.5参照)を実施した結果、ダム建設に伴い直接的に影響を受ける村落は、リアウ州及び西スマトラ州にまたがる10カ村になることが判明した。常時満水位(HWL)を85.00mと設定すると貯水池面積は124km²に達し、その中で水没家屋は2644戸となり、家族数では2990家族、水没水田は3864haと推定される。村落ごとの現況を概括してまとめると、表4.9のとおりである。」として表4.9で影響を受ける人口数1万3907人を示している。

本件F/Sでは取り上げられていない12カ村以上の人々が本件プロジェクトによる被害を被っている。具体的には、タンジュン村、バルン村のリアウ州側2カ村とパンカラン・コト・バル郡の10カ村であるが、この村々では冠水被害を受けて、住民が移住を余儀なくされたり、生活道路の寸断による交通難を強いられたりしている。

また、本件F/S報告書で、立ち退き住民数が1万3907人とされていることに対し、インドネシアでは立ち退き住民は2万3000人と報道されており、約9000人もの差があった。また、1991年4月16日に外務省経済協力局有償資金協力課は、「コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業について」と題する書面をプレスリリースし、立ち退き対象人数を2万2000人と発表した。さらに「インドネシア共和国 コタパンジャン水力発電および関連送電線建設事業(1)(2)第三者評価報告書」(甲B78、40頁)では「2000年の国勢調査によると、再定住先の村の人口は22,074人に達している。」と書かれている。以上の住民数は、本件F/S報告書の予測との間に約8000人もの差がある。本件F/S報告書においては、1985年のダム工事開始から1991年までの運転開始の期間において、1986年に794万USドル、1987年に794万1000USドル、合計1588万1000USドルが移転補償金に充てられるとの算定が行われている。この補償費の見積もりは次項に示すとおり極めて過少であるが、この算定において20%の予備費を見込んでいる(戊A6,Ⅷ-2)

ことを考慮しても、1万3907人×1.2＝1万6688人となり、2万2000人との間には5312人もの差がある。すなわち、立ち退き住民数の予測において、本件F/S報告書は大きな誤りを有していたのである。

4 住民に対する補償費の過少な見積もり

(1) 本件F/Sにおいては、住民をプランテーションに移住させることを前提に移転が計画された。これは、ジャワ島からの移住計画によって移住させられた人々をプランテーション労働者として収容することと同様に考えたものである。

この選定にあたっては、「こうした水没家族に対しては、適切な補償と同時に今後移転をめざす再定住のための候補地が求められるが、JICA調査団は、州開発計画局(BAPPEDA)と協議の上、次の候補地を選定した。なお、候補地の選定に当たり、行政区分上、リアウ州と西スマトラ州に分けて考慮し、又、移転地は現在の居住区とできる限り隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点（例：移住“Transmigration”、プランテーションプロジェクト）を最優先に取り上げた。」(戊A6、IV-19)とJICA自らが選定したことが明らかにされている。

そして、そのため補償費を「8.1建設費の見積条件(6)補償費 水没地内に住む人々の移転費用として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含むものとする。単価は、PLNと協議の上で決定」した(戊A6、VIII-2)。後述するように、ちょうど本件F/Sの実施時期にあった1983年12月の住民声明書では17項目の要求が挙げられていた。これでは「果実生産向けの成熟した樹木に対する補償に関しては、最低限のこととして、過去5年間の果実生産の総計について、評価が行われるべき」等、上記以外に対する補償内容も要求されていた。しかし、上記補償費の算定には、これらの費用は全く考慮されていない。また、移転先の造成に必要な費用等も考慮されていないのである。

さらに、この見積もられた補償費は、極めて過少であった。金額は、1588万1000USD(154億0457万Rp、37億3205万5000円、本件F/Sに記載された為替レートによる)とされているが、これでは、本件F/Sが掲げている移転対象住民数1万3097人を前提としても、一人あたりわずか1200USD(28万5000円)にすぎない。仮に実際に移転させられた2万3000人を前提とすれば、一人あたりわずか700ドル(16万2000円)にすぎなくなる。「単価はPLNと協議の上で決定した」とするのみでその根拠は一切示されていない。

(2) 後述するダム建設後に実施された住民被害を緩和するための行動計画(アクションプラン)においては、2002年7月31日に合意されたリンボ・ダタ移住地に関する行動計画の予算総額が「約693億ルピア」(乙B9)とされている。これは、タンジュン・バリット、タンジュン・パウの西スマトラ州2か村だけの金額であるが、それでもこれを当時の為替レートである1円＝65ルピアで円換算すると、10億6600万円の巨額に達する。本件F/S報告書では、この2か村の人口を総計2647人としているので一人当たり換算すると、40万2700円となる。上記F/S時点での1200USD/人は、

記載された為替レート（US\$1=Rp.970=235 円）で計算すると、28 万 2000 円となる。したがって、これを合計すると 68 万 4700 円となり、2002 年～2008 年までのアクションプランにかかった金額だけでも、F/S 報告書に記載された額の 2.4 倍に達する。2009 年以降もゴム園のリハビリ等が継続していることや移転先の造成費用を考慮すると、これをはるかに上回ると考えられるのである。

また、リアウ州においては、「行動計画」としての予算総額は判明していないが、「コタパンジャン『行動計画』実施のための進捗モニタリング調整チーム 2003 年実施報告書」（甲 B43）によれば、2002 年度に実施された活動のための総経費が、西スマトラ州リマプル・コタ県で 17 億 700 万ルピアであり、リアウ州カンパル県では 58 億 4500 万ルピアとされている。また、2003 年度では、西スマトラ州 137 億 8000 万ルピア、リアウ州 291 億 3800 万ルピアであり、リアウ州は西スマトラ州の平均 2.3 倍となる。一方、本件 F/S 報告書によれば、移転村の数が西スマトラ州 2 か村、リアウ州 8 か村であり、人口はそれぞれ 2647 人、1 万 1260 人とされることから、その比は約 4.3 倍となる。「総合計画」の総額が人口比に見合っていない理由として、リアウ州においては、「行動計画」の実施が「開発戦略計画」(Renstra2004-2008)および「地域建設プログラム」(Propeda)と一体化して進められていることが挙げられる。したがって、人口比である 4.3 倍を採ると、西スマトラ州の予算総額約 693 億ルピアをもとに、この 4.3 倍がリアウ州の予算総額と推定されるので全予算総額は、3673 億ルピアとなり、為替レート 1 円=65 ルピアで円換算すると 57 億円の巨額に達する。これからも補償費の総額としては、上記本件 F/S 報告書に記載された額の 2.5 倍に達することがわかる。さらに、移転先の造成費用や 2009 年以降もゴム園のリハビリ等が継続していることを考慮すると、これをはるかに上回る額に達すると考えられる。

以上の住民移住に要する費用を正当に考慮した場合には、「1 段開発計画案の方が経済的に有利」とは言えないことは明らかである。

- (3) なお、先述した 1980 年の世銀非自発的移住マニュアル書（甲 B92）によれば、総合政策において、「17. 世銀は、非自発的再定住によって起こされた人間の苦悩と困難を認めていて、従って、実現可能である時はいつでも、そのような再定住を避けるか、最小化しようとする」。「立ち退きが不可避ならば、プロジェクトの目的に適合して、それを最小に減らされるべきである。再定住のコストは、プロジェクトに含まれていて、利益率分析において考慮されるべきである。」とされ、さらに「25. 全体のプロジェクトに必要で、必須の一部としての再定住コンポーネントのコストは、全体の事業費に含まれるべきである」。「より一般には、再定住のコストは、再定住を必要とするプロジェクトの経済的および社会的な利益に対する費用である。彼らの以前の環境と比較した移住者へのどのような正味利益も、主要なプロジェクトの利益ストリームに加えられるべきである。再定住コンポーネントは、妥当なコストで移住者に以前の収入と生活水準を回復することをめざすべきである。」と記載されている。すなわち、再定住のコストは全体の事業費に含まれるべきことが指摘されてい

るのである。

しかし、上述したとおり、東電設計は本件F/S報告書において、こうした社会分析を行わず、移転—再定住をインドネシア政府まかせにしたのである。

5 ミナンカバウ社会への配慮の欠如

本件 F/S が開始された直後の 1982 年 2 月には、世界銀行が「世銀融資プロジェクトにおける部族民」(Tribal People in Bank-Financed Project)と題する業務マニュアル書を策定し、先住民社会文化保護のための国際的なガイドラインを明らかにしていた。それによれば、「特別な措置が採用されない限り、先住民は、彼ら以外の受益者のために企画されるプロジェクトによって、恩恵を受けるよりもむしろ害されるおそれ大きい。それ故、先住民への影響が懸念される場合はいつでも、プロジェクトの計画案のうちには、先住民の利益を保護し、また可能な場合にはいつでも、彼らの福利を高めるのに必要な措置または構成要素が含まれるべきである」と定められていた。本件控訴人住民は、ミナンカバウ社会という独特の文化を持っているが、本件 F/S 報告書にはミナンカバウ社会に関する記載が一切ない。「ウラヤット地」や「ルマガダン」に代表されるミナンカバウ文化や、これに伴う住民生活上の特徴に対する配慮は全く記載されておらず、住民移転を移住“Transmigration”やプランテーションプロジェクトに全面的に委ねたのである。

この点に関して、前掲した「途上国の経済開発 世界銀行 35 年の経験と教訓」では、「部族社会が居住地を移されたり、その他の方法で影響を被る時、社会分析の必要性は特に高く、またその作業も困難である。この種のプロジェクトは失敗の危険が高く、社会的コストも大きいからである。これまで特別な措置が講じられることがなかったため、部族社会は崩壊しつつある。あるいはそこまでいかなくとも深刻な分裂の危機に瀕しており、その構成員も赤貧に喘いでいる。」と社会環境配慮がない下での開発に警鐘をならしている(同書643頁)。

6 自然環境・社会環境への配慮の欠如

コトパンジャン地域は、ゾウ・バク・トラの生息域であったが、本件 F/S においては「ダム建設が野生動物に及ぼす影響は少ない」(戊 A6、IV-31)とされている。また、森林については「カンパールカナン川、マハット川周辺の森林地区は、一部の調査許可地区を含め、保護地区に指定されており、湛水区域内に水没する森林資源に対する補償問題は発生しないことが判明した。」(戊 A6、IV-30)とされているとおり、単に水没による補償の対象とならないことしか考慮されていない。そして、魚類等については、本件 F/S においては「回遊性の魚は生息しない。」(戊 A6、IV-30)と断定するが、カンパールカナン川にはパティン・パラウ・タパ・セラリス他の回遊性を有する魚類が生息していた。これらの希少魚類は、本件ダムサイトの完成によって遡上を阻害され、急速にその数を減らしているのである。

また、本件 F/S 報告書(戊 A6、IV-26)には、「ムアラ・タクス仏教遺跡(Candi)カンパールカナン川上流のムアラ・タクス村落の約1 Km南に、仏教遺跡がある。この遺

跡は考古学的、歴史的に重要な文化財であるので、貯水池満水位の検討に際しては、水没又は影響を受けることがないように配慮することを基本方針とした。(中略) 基本的には貯水池満水位に沿って堤防を設けることを提案する。又、堤防の堤頂の標高については、200年洪水の場合この付近の水位が86.396 mに上昇することを考慮し、ダム天端標高87.5 mよりも高い88.0 m位が適当と考えられる。」と記載されている。

この点に関して、本件完成報告書第13部(甲B75、邦訳50頁)では、以下のように記載されている。

「西スマトラ州とリアウ州のSPSP(教育文化省歴史的・考古学的遺跡管理機関)によって実施されたムアラ・タクス考古学的遺跡の保護に関する調査の勧告に照らして、以下のような内容の結論が下された。

- (a)ムアラ・タクス遺跡サイトの総面積は94.70ヘクタールで、最高貯水池水位が海拔85.00メートルを越える場合には、51.50ヘクタールの遺跡面積が水没するであろう。
- (b)43.20ヘクタールの非水没面積の最低地面の高さは海拔86.75メートルで、これらはムアラ・タクス寺院群、考古学的防壁およびその他の考古学的遺跡で構成されている。
- (c)非水没地域はまた、浸透水、地滑りなどのその他の貯水地影響を受けない。
- (d)水没予定地域の考古学的データは記録されている。
- (e)遺跡サイトの存立条件を改善するためには、以下のような措置が、PLNによって実施される必要がある。

*州道との接合地点からムアラ・タクス寺院群に至る道路状況(約400メートル)を改良する。

*考古学的防壁と寺院群周辺地域の遺跡サイトを整備する。このために、2ユニットの草刈機が提供される。

*寺院群周辺の排水施設を改良する。

*貯水池水位の上昇の影響を観察する目的のために、寺院群の内部に2個のモニタリング井戸を建設する。

SPSPの監督の下に、PLNは、1996/1997会計年度に必要な作業を実施した。その結果、1997年2月26日には、PLNとSPSPとの間で完了合意が結ばれた。」

つまり、「水没予定地域の考古学的データは記録されている」として、この地域は保護の対象になっていないのであり、水没を避ける対策が講じられる計画がないのである。

こうしたムアラ・タクス仏教遺跡の保護に関して、原判決は「スリウィジャヤ王国遺跡の発掘調査及びムアラ・タクス仏教遺跡の保護については、本件F/Sの内容を実行するかどうかは、インドネシア共和国政府の判断に係っており、証拠(丙B5、証人吉田好男)によれば、本件プロジェクトの環境管理計画の実施主体は、ムアラ・タクス仏教遺跡の補修につき教育文化省、野生動物の保護につき森林省等、いずれもインドネシア共和国政府であることが明らかである。」としている。

しかしながら、以上の通り、東電設計は、本件プロジェクトの実行可能性を判断する本件F/Sにおいて、遺跡保護費用を十分に考慮せず、1段開発計画を実行可能と結論付

けたのであり、本件 F/S 報告書自体に問題があることは明らかである。

7 1 段開発計画を実行可能と評価

- (1) 本件 F/S 報告書は、大規模ダム建設を構想する 1 段開発計画と 2 つの小規模ダムを建設することにより水没面積を少なくしようとする 2 段開発計画とが比較されたが、1 段開発計画によるダム建設が「経済及び財務分析の結果からもプロジェクトの妥当性が立証され、プライオリティの高いプロジェクトであることが明らかになった。」と結論づけた（戊 A6、11 頁）。

そして、その理由として本件 F/S 報告書は「第 5 章 発電計画 5.1 発電方式の検討」で表 5.1（戊 A6 V-2）を示している。これによれば、建設コストの点では、2 段開発計画の方が安くつくのであるが、逆に 1 キロワット当たりの建設コストの点では、1 段開発計画の方が安くなるということが挙げられた。つまり、建設コストの点では、1 段開発計画 1 億 9019 万 4000 ドル、2 段開発計画 1 億 6600 万ドルであるが、1 キロワット当たりの建設コストの点では、1 段開発計画 1713 ドル、2 段開発計画 2544 ドルになるというのである。

なお、この建設コストには内貨部分として、上記(3)で述べた1588万1000ドルの補償費が算定されている（戊A6 VIII-3 表8-1）。

このように、本件 F/S 報告書における両案の比較衡量は、極めて過少な補償費を含んだ建設費を発電量で除した 1 キロワット当たりの建設コストのみに基づいての結論であった。

本件 F/S 報告書では、PAFs の再定住計画について、州開発計画局が、関連機関（PLN、州移民局、州公共事業局等）と密接な連絡を持ち、詳細な検討を継続する旨表明されたことから、「水没に伴う補償及び再定住については、何ら問題が生じないと思われる」（戊A6 IV-21）としている。

つまり、事前調査報告書において「社会環境面等から検討する」「湛水区域内水没住民の移住については、単に金銭的見積もりだけでなく、代替地確保の可能性、生活水準向上、住民意識等を考慮した適切妥当な考察が必要」とされた指摘は全く顧慮されなかったのである

- (2) この点について、原判決は、「本件 F/S 当時、プロジェクトの経済的妥当性につき、社会及び環境面への影響を定量化した収益率の算定方法は確立しておらず、被告東電設計は、当時の通例的な経済分析手法を採用したのであるから、本件 F/S 報告書において社会及び環境面への影響を定量化した収益率が考慮されていないことにつき、適切を欠く点があったということではできない。」としている。しかし、先述した世銀非自発的移住マニュアル書に示される開発計画における当時の国際標準では、経済財務分析においては、再定住費用を総プロジェクト費用の一部として算入されなければならないとされており、原判決の認定が誤りであることは明らかである。

- (3) さらに、本件 F/S が実施された 1982 年当時には、本書面第 3 編第 5 章第 8、2 項

で述べたとおり、ボロブドゥル国立考古学公園プロジェクトによる住民の強制移転問題が指摘されていた。

同プロジェクトでは、1970年から住民は立ち退きを求められたが、当時市場価格で1平米750ルピアのところ200ルピアの補償金とか、1平米1250ルピアの市場価格に対し200～250ルピアの補償金しか支給されないという問題の他、土地収用委員会が土地を不正確に測量している、補償金が合意されたものより低い、補償金をもらった世帯を役人が訪問して「寄付」を求めているなど、さまざまな問題が指摘されていた。

このように開発に伴う住民の強制立ち退きに対する非難があがっていた時期であるにもかかわらず、本件F/Sにおいては、上記のとおりこれを配慮することなく実行可能と評価し、報告したものである。

(4) また、本件F/S報告書が「プロジェクトの妥当性が立証された」とする経済及び財務分析の誤りは、本件SAPSにおいて下記のとおり指摘されている。

本件SAPS中間報告(丁B13、22頁及び甲B35邦訳24頁)には、内部収益率の再計算が示されている。これによれば、財務的内部収益率(FIRR)は「基本ケースで、6.1%であり、これは事業審査予測値9.9%より3.8%低い。」とある。この再計算については、本件SAPS中間報告付属書APPENDIX 1において、「再評価は、事業審査に採用された最初の方法論に従っていない。なぜなら、下記の方法論は、実際の状況を良く反映したと考えられるからである。事業審査において、利益は(a)発電所からの増加した発電量の収益(b)送電線の建設によって節約する燃料コストから成っていた。その時期としては、増分の収益は、プロジェクトから発電されるエネルギー生産の総計に送電と配電のロスへの検討後の需要者への電気料金を乗じて算出された。この公式の下では、すべてのプロジェクトによって生み出される収入の増加は、プロジェクトの利益として考えられた。しかしながら、増分の収益は、発電プロジェクトからだけではなく、送電及び配電システムからも得られる。従って、一般に増分の収益の一定の割合だけが、発電所の建設の利益として認められる。なおその上に、燃料コストの節約は、利益として考慮されるべきではない。」(訳文は甲B79)として、事業審査予測値が①発電所建設の利益に送電及び配電システム建設の利益を含んでいたこと②個人持ち小型ディーゼル発電機の燃料コストの節約分をも利益として勘定していた点の誤りを指摘している。

これは、本件F/S報告書に示された建設中金利を含まない場合のFIRR=13.53%(含む場合は11.53%)を大きく下回っている。また、経済的内部収益率(EIRR)においては、本件F/S報告書の17.71%が再評価では10.6%と計算されている。

本件D/D(甲B72)には「第1巻概略4経済的財政的可能性」において、経済財務分析が示されているが、その内容は黒塗りのため不明である。しかしながら、本件詳細設計の際には後述する通り、1983年に作成された環境影響評価書(EIA)の改訂及び本件環境管理計画書(RKL)、本件環境モニタリング計画書(RPL)の作成が行われ、これ

らが、第32巻及び第33巻として本件詳細設計書の一部となっている。したがって、本件F/S報告書の内容は、本件詳細設計書の作成で以上の改訂を含んで再計算されていると考えられる。その結果、本件F/S報告書の財務的内部収益率(FIRR)13.53%は、本件詳細設計書では9.9%となり、本件SAPS中間報告においては、計算方法の誤りが指摘され、6.14%と見直されているのである。本件F/S報告書が示した「本プロジェクトは財務的見地からも妥当である」(58頁)との結論が極めて根拠に乏しい分析であったと言える。

さらに、上記 FIRR=6.14%は、再定住関連コストを除いており、これを含むと同条件で FIRR=5.14%と試算されている。この再定住コストを含めると1%の減少になることに関して、その根拠は示されていないが、前項で述べたとおり、世界銀行等においては、「再定住のコストは全体の事業費に含められるべき」とされており、こうした方法により経済財務分析が行われるべきであった。そして、前述した通り、「行動計画」に伴うリハビリコストが本件 F/S 報告書に記載された額の2.5倍に達することからこれを考慮すると、FIRR=5.14%はさらに減少すると考えられる。

(5) まとめ

以上の通り、本件 F/S 報告書は、1段開発と2段開発の比較検討を、再定住に必要な要素を見込まない極めて過少な補償費のみを算入したコストを発電量で除した1kw当たりのコストで行い、「1段開発を経済的に有利」と結論付けた。しかし、①1980年2月に世界銀行が策定した「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」の移転計画においては、「i) 損失に対する補償、PAFs自身における移転に向けた準備、ii) 実際の移転作業の準備、iii) 再定住地においてPAFsが生計手段を再確立し、社会的に統合されるための効果的な支援策の3点が定められなければならないとし、経済分析において、総プロジェクト費用の一部として算入されなければならない」とされていた。②さらに、本件 F/S が実施された1982年当時には、ボロブドゥル国立考古学公園プロジェクトによる強制的な住民立ち退きに対する非難があがっていた③経済財務分析について、SAPS 中間報告は、本件 F/S 報告書の財務的内部収益率(FIRR)13.53%は、再定住コストを含めると5.14%になると試算している。再定住コストを生計手段の再確立の費用と見なされるアクション・プランの費用を見込むと本件F/S報告書の記載された額の2.5倍以上に達し、FIRR=5.14%はさらに減少すると考えられ、「経済及び財務分析の結果からもプロジェクトの妥当性が立証」される結果とはならないことが明らかである。

本件F/Sが実施された1982～83年時点においては、強制移住に対する配慮義務に対する国際的基準が存しており、インドネシアにおいてもこうした問題が浮上していた。したがって、東電設計は、本来こうした再定住コストを考慮した比較検討を行うべきであった。本件F/Sでは、こうした検討を行わず、「1段開発を経済的に有利」として実行可能と結論付けたのであり、これに基づくダム建設の推進によって住民生活と自然環境に甚大な被害をもたらした。このような本件 F/S 報告書を作成した東電設計

の責任は極めて重大である。

第3 1983年12月：住民声明書による17項目の要求

1 住民声明書の作成

本件 F/S 報告書が作成されていた 1983 年 12 月、当時のリアウ州知事から村民代表参席の場で、初めてダムプロジェクトの存在についての説明があり、近い将来、移転（立ち退き）が実施されるとの通告が行われた。

そして、これに対して村民代表らは直ちに、移転が実施される際には現状の生活・居住環境と条件や水準が維持されることを 17 項目の要求として州知事に求めた（住民声明書 1983 年 12 月 19 日）。同知事はこの要求を中央政府に伝えるとともに、意を払うと応じた（乙 B5）。住民達の要求の内容は以下の通りである。

住民声明書（1983 年 12 月 19 日）

われわれ、コトカンパール X III 区の住民である伝統的社会指導者と宗教的指導者は、1983 年 12 月 19 日（月曜日）に、バトゥ・ベルスラットにおいて会合を開いた。われわれは、全会一致により、以下のことを表明したい。

第一に、われわれは、リアウ州カンパール県コトカンパール X III 区におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトに関する政府の計画を支持する。

第二に、政府に対するアピールとして、下記のことを要求する。

1. われわれ、コトカンパール X III 区の住民は、新移住地が、貯水池沿いに建設されるであろう道路に面した地域に設定されるよう、政府に要望する。それ故、村及び区としての地位が変更されることのないよう求める。
2. 従来からの居住地から新たな場所への再定住に先立って、3 年前に敷地の選定が行われる必要があり、その間に住居の建設が行われるべきである。
3. 再定住の以前に、各々の家族は、完成した 2 ヘクタールのパーム油ないしゴムのプランテーションを与えられるべきである。
4. 再定住地域に建設される各々の家屋は、0.5 ヘクタールの敷地と 2 ヘクタールの整備された耕地を持つ国家住居基準(PERUMNAS)に定められると同一のタイプのものであるべきである。
5. 政府は、3 年の間、生活に不可欠な物質を提供すべきである。
6. 共同体の資産全体が、補償の対象として価格評価されるべきである。果実生産向けの成熟した樹木に対する補償に関しては、最低限のこととして、過去 5 年間の果実生産の総計について、評価が行われるべきである。
7. 政府は、モスク、宗教的建造物、マーケットなどの施設とともに、恒常的な電力と安全な飲料水の両者を供給する施設を建設すべきである。
8. 補償金は、住民が新移住地に移転する以前に住民に対して支払われるべきであること。

9. もめ事の発生を避けるために、補償金は、仲介者の手を経ないで、各々の世帯に対して直接に支払われるべきである。
10. 補償金が支払われる以前に、政府は、コトカンパールXⅢ区の首都にインドネシア中央銀行の支店を開設すべきである。
11. 政府は、各々の世帯について、その再定住に必要な経費の全額を負担すべきである。
12. a. 各々の再定住村ごとにプランテーション用の土地が提供されるべきである。
b. 人口増に見合った土地が提供されるべきである。
c. 水牛のための放牧地が提供されるべきである。
13. 先祖伝来の墓所は、新移住地に移転されるべきである。こうした墓所のうちには、とりわけ次のものが含まれるべきであること。
- * バトゥ・ベルスラット村のアブドゥル・ガーニ稜
 - * プロウ・ガダン村のジャーファル稜
 - * タンジュン・アライ村のアブドゥール・ラーマン稜
 - * その他
14. 政府は、新移住地の高等学校と職業訓練学校を建設すべきである。
15. 補償の支払いの過程で課せられる行政経費（税金を含む）は、住民によってではなく、政府によって負担されるべきである。
16. プロジェクトの建設工事の実施にあたっては、工事実施機関は、技能、経験、教育などの背景を持つ地方的労働力の雇用を優先すべきである。
17. 政府は、住民が水際の居住するような場合には、このような住民に対して、洪水の恐れのない新たな土地の所有権を与えるべきである。
- 以上、この声明は、住民のコンセンサスに基づいて、政府による考慮を求めて、表明されるものである。

2 スハルト開発独裁下での住民の切実な要求

この声明書の冒頭において、「コトパンジャン水力発電プロジェクトに関する政府の計画を支持する」と記されている。これは、一見住民の本件プロジェクトに対する支持表明のように見える。しかし、この記載については、この当時、スハルト開発独裁の下での人権侵害事件が相次いだ時期に作成されたものであることを考慮しなければならない。

この当時の代表的な人権侵害事件に1984年9月12日に起こったタンジュン・プリオク事件がある。これは、パンチャシラ（建国五原則）を唯一綱領にすることを強要する政治関連5法案を一括上程したことに対してイスラム系住民のデモに、国軍が発砲して、多数の死傷者、逮捕者を出したものである。このように、住民が政府の計画に反対すると、反開発＝反国家＝共産主義ないしは過激イスラムの烙印を押されて、「国家転覆罪」で弾圧される可能性が高かった。声明書の冒頭部分が上記のような表現になった背景にこのような開発独裁の仕組みがあった。

しかし、そうした制限された状況にあっても、伝統的なミナンカバウ系社会の維持を望む住民の意向がこの 17 項目要求に含まれており、それは第 1 条件、第 6 条件、第 12 条件などに示されている。

第 1 条件では、「村および郡としての地位が変更されることのないよう求める」と表現することによって、移転によりコミュニティ全体が壊されることなく、維持されることの保証を要求している。また、第 6 条件では、「共同体の資産全体が、補償の対象として価格評価されるべきである」と表現することにより、補償金額の査定にあたっては、単に個々の家族の資産についてばかりではなく、ミナンカバウ系社会における集団的土地所有制度が考慮にいれられるべきであることを求めている。また、このことは第 12 条件 (b) の「人口増に見合う余分な土地が提供されるべきである」という表現のうちに反映されている。これはタナ・ウラヤット（共有地）制度の維持への保証を求めたものである。

3 履行されなかった 17 項目要求への回答

東電設計の事業完成報告書（以下本件完成報告書）の「第 13 部環境的側面」の巻末（甲 B75、56 頁～ 57 頁）には、この 17 項目の要求が「付録 13-1 請願書」として記載され、続く（同、58 頁～ 59 頁）には、「付録 13-2 請願書の主要論点に関するコメント」が記載されている。これは、「第 1 章 環境調査の実施と作業範囲 1. 1 環境調査の実施」（同、8 頁）に「ここで特に触れる必要があるのは、1983 年 12 月 19 日（月曜日）にティガブラス・コト・カンパル郡の氏族指導者、宗教的指導者および非公式指導者によって代表される住民により提出された請願書である。これについては、環境影響分析の実施に際してインドネシア共和国政府により考慮を払うよう強く求められた。この請願書は、付録 13.1 に『住民による請願書』として掲げられている。また、この請願書に対するインドネシア共和国政府の一般的回答は付録 13.2 に『請願書の主要論点に関するコメント』として掲げられている」とあることから、東電設計は、本件プロジェクトの初期の段階からこの現地住民の要求を認識し、その回答の履行を求められていたことは明らかである。

次表に、17 項目の住民要求と本件 F/S 報告書及び 17 項目要求に対するインドネシア政府の一般的回答（請願書の主要要点に関するコメント）との対比を示した。

しかし、このインドネシア政府の回答も実際には、「補償は住民の 17 項目提案の線にそったものではなかった。規模は合致していたが、恒久的住宅という質の点で齟齬があった」等、（丁 B14、本件 SAPS 付属書 3、52 頁）と住民要求に応えたものではなかった。以下に本件 SAPS 付属書 3（丁 B14、51、52 頁、70 頁）にバトゥ・ブルスラット村及びビナマン村の状況として記された内容を示す。

ティガブラス・コト・カンパル郡での住民と社会指導者との協議によって打ち出された 17 項目の提案については、政府による実現の度合い（これには、住民に失望の度合いが大きい。）は以下の通りである。

17項目の住民要求とF/S報告書、インドネシア政府の回答との対比

No	住民声明書	F/S報告書	インドネシア政府の一般的回答(請願書の主要論点に関するコメント)
1	新移住地が、貯水池沿いに建設されるであろう道路に面した地域に設定されるよう、政府に要望する。	<p>「移転地は現在の居住区とできる限り隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点(例: 移住“Transmigration”、プランテーションプログラム)を最優先に取り上げた(図4.6~4.8参照)。</p> <p>リアウ州住民用: -バンキナン移住(Transmigration)プロジェクト -ロカンIVコト移住プロジェクト -コテンガム移住プロジェクト -スンガイバガル移住プロジェクト -UPPゴム・プランテーションプロジェクト、ムアラマハット -PTP II ココナツ・プランテーションプロジェクト、タンドン -PTPVIゴム・プランテーションプロジェクト、タンドン</p> <p>西スマトラ州住民用: -パンカランコタバル移住(Transmigration)プロジェクト -PTP III ゴム・プランテーションプロジェクト、パンカランコタバル</p> <p>なお、州開発計画局は協議の席上、同住民移転計画の実施に当り、関連機関である電力公社(PLN)、州移民局(Dinas Transmigrasi)、州公共事業局(DPU)等と密接な連絡を持ち、詳細な検討を継続する旨表明された。こうした対策から、水没に伴う補償及び再移住については、何ら問題が生じないと思われる。」</p>	新移住地は、同一の郡と県のうちに造成されるであろう。これらの移住地は、新規の代替的な国道と州道にも隣接しており、またダム貯水池にも近接している。それ故、村々および郡の行政的地位は、変更されないであろう。
3	再定住の以前に、各々の家族は、完成した2ヘクタールのパーム油ないしゴムのプランテーションを与えられるべきである。	移住プロジェクトの仕様	住民は、2.00ヘクタールのゴム農園と0.50ヘクタールの庭地/食糧用作物地を無料で与えられるであろう。初年度には、政府により、土地整備と育苗/植え付けが行われ、また化学肥料と殺虫剤も供与されるであろう。
4	再定住地域に建設される各々の家屋は、0.5ヘクタールの敷地と2ヘクタールの整備された耕地を持つ国家住居基準(PERUMNAS)に定められる同一のタイプのものであるべきである。	移住プロジェクトの仕様	政府は、国家住居基準(PERUMNAS)を採用して、そのタイプの住宅を建設することはできない。なぜなら、旧村に残される既存の住宅家屋その他の資産には補償が支払われるからである。それ故、住民は、その意思と能力さえあれば、補償金を利用して、彼等の住宅を拡張または改築することができよう。その上、住民には、2.00ヘクタールの農園地に加えて、0.50ヘクタールの庭地/食糧用作物地が、無料で供与されるであろう。
5	政府は、3年の間、生活に不可欠な物資を提供すべきである。	<p>「州開発計画局は協議の席上、同住民移転計画の実施に当り、関連機関である電力公社(PLN)、州移民局(Dinas Transmigrasi)、州公共事業局(DPU)等と密接な連絡を持ち、詳細な検討を継続する旨表明された。こうした対策から、水没に伴う補償及び再移住については、何ら問題が生じないと思われる。今後、水没補償促進のための公的機関が設置されることが望まれる。」と記載している。</p>	集団移住計画のための政府基準パッケージの線に沿って、PAFsには、9品目の生活必需品という形で、1年間にわたって生活支援(Jadup)が提供されるであろう。他方において、移転の数年後には、住民は、食糧用作物、間作、農園、家畜飼育、銀行利子など、その他の活動からの利子を得られるであろう。
6	共同体の資産全体が、補償の対象として価格評価されるべきである。果実生産向けの成熟した樹木に対する補償に関しては、最低限のこととして、過去5年間の果実生産の総計について、評価が行われるべきである。	<p>4.5社会・環境調査(IV-24)に「周辺地域の社会的側面については、詳細データ入手のため、郡長(Camat)、村長(Kepala Desa)の協力の下に『村落調査』を実施し、村落の面積、人口、家屋数、教育、宗教施設、経済活動、インフラ、農業活動等主要な社会的指標について調査した。」としながら具体的な記述はムアラタクス遺跡のみ。モスクは、4.4.1土地・家屋・その他(IV-19)に水没戸数76が挙げられている。</p>	住民のすべての有価資産は、1991年4月19日に政府と住民代表(住民によって選ばれた各村から10名ずつの代表)との間で合意された基本的単価に基づいて算定され、かつ補償されるであろう。最終的な補償金額は、各々の世帯に通知され、受取名義人リストに記載されるであろう。この記載は、双方によって合意される必要がある。
7	政府は、モスク、宗教的建造物、マーケットなどの施設とともに、恒常的な電力と安全な飲料水の両者を供給する施設を建設すべきである。	<p>4.5社会・環境調査(IV-24)に「周辺地域の社会的側面については、詳細データ入手のため、郡長(Camat)、村長(Kepala Desa)の協力の下に『村落調査』を実施し、村落の面積、人口、家屋数、教育、宗教施設、経済活動、インフラ、農業活動等主要な社会的指標について調査した。」としながら具体的な記述はムアラタクス遺跡のみ。モスクは、4.4.1土地・家屋・その他(IV-19)に水没戸数76が挙げられている。</p>	政府は、コト・ラナ移住地において住民の要求する公共施設を建設するであろう。類似の施設はまた、リアウ州の南ムアラ・タクスと南シベルアン、西スマトラ州のリンボ・ダタなど、その他の移住地においても建設されるであろう。
12b	人口増に見合った土地が提供されるべきである。	ウラヤット地(共有地)の補償を求めたミナンカバウ独特の要求に応じた記載なし。	政府としては、再定住地において、住民の要求するこれらの土地を用意することに同意した。

- * タイプ 36 の住宅の実現は、極めて難しい。
- * 村には電気が導入された。しかし、住民は据え付け料金を払わなければならない。
- * 村全体が一体として移転することはできなかった。場所的な制約条件に照らしてみると、住民生活を支え切れないと判断されたためである。
- * 各世帯に 2 ヘクタールのゴム農園が与えられたのであるが、その造成は、住民移転後 4 年も経てからであって、未だ収穫のできるような状態ではない。
- * 補償金の支払いは、公正なものではなく、また住民にとって有利なものでもない。
- * 小規模モスク「ムショラ」(musholla)は利用できず、またモスクは、住民の献金で建設された。さらに、牧草地はなく、また共同墓地用の土地も、適切なものではない。
- * 生活手当の支給は、2 年間のみであった。
- * 水没影響を受けた住民が、コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)において雇用機会を得るのは困難であった。
- * 歴史的に由緒のある墓地(総計で 16 墓地があった。)のうちで移転対象となったのは、バトゥ・ブルスラット村とプロウ・ガダン村の 2 ユニットの墓地のみであった。
- * 地下水井戸は建設されず、住民には雨水貯水タンクが与えられたにすぎなかった。飲料水プロジェクト(PAM)の下での上水供給施設は 4 カ月間稼働しただけであった。
- * MCK(水浴、洗濯、便所)は建設されず、簡易なトイレが設けられただけであった。
- * 20 × 50 メートル規模の菜園と 40 × 100 メートル規模の農地が与えられたに過ぎなかった。
- * 乳牛が配られたのは、ビナマン村、ラナ・スンカイ村、ルブック・アグン村の 3 カ所のみで、しかも受益者は一部の住民に限られていた。
- * 村道には、アスファルト舗装がなされなかった。
- * 墓地移転の経費は、政府によって負担されなかった。

上記の通り、17 項目要求のうち、「果実生産の過去 5 年間の総計評価」については補償基準においても全く考慮されていない。この実態は、第 5 編第 3 章において詳述するが、この問題に関して 91 年に来日した 2 名の住民代表は、9 月 9 日の記者会見で「ゴムの木 1 本につき、2,000 ルピアの補償が与えられるが、1 本のゴムの木が 5 年間に生産するゴムは約 46,000 ルピアくらいである。また、ココナツの木 1 本につき 4,000 ルピアの補償金と決められたが、1 本のココナツの木が 5 年間に生産するココナツは約 360,000 ルピアに値する」(乙 B5、25 頁)と果樹の補償基準が極めて低いことを訴えている。また、現地の NGO であるタラタック協会の「コトパンジャン水力発電プロジェクト現地報告」(甲 B49、46 頁)でも「【ドリアン】収穫可能な木 1 本 8250 ルピア。まだ収穫可能でない木、2000 ルピア。しかしドリアンは 1 年に 1 回の収穫期において、1 本の木に 300 個以上の実が採れます。新しい村ではまた植えればいいというかもしれませんが、植えてから収穫できるようになるまでに 20 年はかかるのです！」と怒りを込めて、この問題を提起している。

4 17 項目要求を無視して実施された本件 F/S

この 17 項目要求が出された 1983 年 12 月 19 日は、本件 F/S のフィージビリティ設計（1983 年 12 月 6 日～1984 年 3 月 11 日）が行われていた真っ只中にあたる。したがって、州知事が「意を払う」としたこの要求は、本件 F/S に反映される必要があった。

そこで表から 17 項目要求と本件 F/S 報告書との比較を行うと、本件 F/S 報告書では①貯水池沿いの村単位の移転ではなく、トランスイミグレーションの移住プロジェクト方式の移転とされることによって、ミナンカバウの氏族同士のつながりを断たれ、② 2 ヘクタールのパーム油ないしゴムのプランテーション及び国家住居基準の家屋③ 3 年間の生活保障④果実生産の過去 5 年間の総計評価⑤モスク等の施設建設⑥人口増に見合った土地の提供という要求に対する保証は全く存在しない移転が提案されている。

以上のとおり、本件 F/S 報告書が前提とした移住計画に従った住民移転では、この 17 項目要求が満足できないことは明らかであった。こうして、東電設計が作成した本件完成報告書に記載されている「環境影響分析の実施に際してインドネシア共和国政府により考慮を払うよう強く求められた」はずの要求を東電設計は、本件 F/S の際に全く考慮しなかったのである。

東電設計が本件 F/S の時点で上記の 17 項目要求を踏まえ、本件 F/S に反映しておれば住民被害は甚大にならなかった。繰り返しになるが、この時期は、1980 年の世銀非自発的移住マニュアル書が策定されており、非自発的移住に関して配慮すること、再定住コストをプロジェクト全体のコストに含むべきことが求められていた。東電設計は、こうした国際基準に基づく通常求められる注意義務を履行しなかったのであり、その責任は重大である。

第 4 章 本件エンジニアリング・サービス (E/S) 借款契約締結の経緯等

第 1 本件 E/S 借款契約の締結

1984 年 3 月に本件 F/S 報告書が作成されたことを受けて、インドネシア共和国政府は日本国政府に対し、コトパンジャン水力発電を、1984 年度の OECF 調査対象案件 (E/S 借款) とするよう要請した。これを受けて、同年 4 月 3、4 日、インドネシアで行われた日本国政府調査団とインドネシア共和国政府との間の協議により、コトパンジャン水力発電に対する E/S 借款を同年度の OECF 調査対象案件とすることに合意した(甲 B18-001 1984.4.5 付「1984 年度 IGGI 借款」来電 520 号)。

その際、日本国政府は、「本件は、84 年 1 月に F/S が完了しており、昨年 F/S 未了を理由に見送った案件でもあり、今年度は OECF 調査対象案件となった」と、本件 F/S が完了したことをだけをもって、本件 E/S 借款を行うに適しているとし借款供与を供与した(甲 B18-002 1984.4.13 付「1984 年度 IGGI 借款(政府調査団)」イ第 567 号 15 頁)。

その後、OECF による審査を経て、1985 年 2 月 15 日、コトパンジャン水力発電に関する 11 億 5200 万円の円借款を供与する本件 E/S 借款契約が締結された。

第2 本件詳細設計(D/D)の経緯

1 本件 E/S の経緯

OECE が供与した本件 E/S 借款に基づく本件プロジェクトに係る D/D (本件 D/D) について、東電設計とヨドゥヤ・カルヤ社が PLN から委託を受けた。

1987 年 1 月 15 日、「コタパンジャン水力発電事業のための国営電力公社と東電設計株式会社／ヨドゥヤ・カルヤ社との間の協定」(本件D/D調査協定甲 B71) が締結された。この協定において、東電設計は、第 1 条で『エンジニア』とは、本事業のためのサービスを提供する東電設計株式会社—以下、『TEPSCO』と称する—、およびその提携企業ヨドゥヤ・カルヤ社—以下「YK」と称する—を意味し、サービス提供の点では、TEPSCO が、唯一の責任企業である。」と位置づけられている (甲 B71 邦訳 7 頁)。

また、付属文書 I (甲 B71 邦訳 68 頁) においても「サービス業務の多くを実施する目的のために、また水力発電事業に固有な幾つかの条件を克服する観点から、さらに実効的な技術移転を図る上から、TEPSCO とヨドゥヤ・カルヤ社は、提携関係を形成した。この提携において、TEPSCO は、当該提携を主導するとともに、サービスについての契約上のすべての義務の履行について、PLN に対して全面的な責任 (fullresponsibility) を負うであろう。」とされている。

そして、東電設計が過去行った調査については、付属文書 I 「一般的アプローチと作業計画」(甲 B71 邦訳 68 頁) において「1979 年と 1980 年に、TEPSCO は、リアウ州における主要な河川流域、即ちカンパル (Kampar) 川、ロカン (Rokan) 川、インドゥラギリ・クアantan (Indragiri Kuantan) 川についての『踏査調査』(Reconnaissance Surveys) と『プレフィージビリティ調査』(Prefeasibility Studies) を自らの経費負担で実施した。1982 年 1 月から 1984 年 3 月にかけては、TEPSCO は、国際協力事業団 (JICA、Japan International Cooperation Agency) の委託により、本事業の『フィージビリティ調査』(Feasibility Study) を実施した。さらに、『フィージビリティ調査』の完了後に、エンジニアは、サービス活動の円滑な進捗に資する目的で、付け替え道路ルート、採石場などについての追加的な調査を実施した。エンジニアは、これらの調査を通じて得られたノウハウとデータを効果的に利用するつもりである。」と記載されている。

以上から、東電設計は、本件 F/S において、住民移転数が少なく、水没地域も少ない 2 段開発方式よりも、1 段開発方式を有利とし、その後の受注を通じてその通りに本件ダム建設計画を推進してきたことがわかる。

2 東電設計に課せられていた本件 F/S のレビュー

この点に関して、原判決は、「本件ダムにつき 1 段階開発計画を採用することは、上記協定の締結時、インドネシア共和国政府により既に決定されており、上記協定の付属文書 B により主要な諸元として指示されていた」としている。

確かに、上記付属文書 B 「業務指示書」(甲 B71、原文 B-1 ~ B-6、邦訳 31 ~ 39 頁)

においては、「1. 事業の背景」として、主要な諸元として1段開発計画によって建設するダムの内容が記載されている。

しかしながら、「3. サービスの範囲」では、柱書きにおいて、「必ずしも記載された事項に制限されない」とされており、本件プロジェクトの進行上必要であれば、業務指示書に記載されていない事項についても問題点の指摘等を行う必要があることを定めている。

さらに、「3. 1 調査着手報告書」の項では、「コンサルタントは、フィージビリティ調査と入手されたすべての関連データの研究／レビューの後に、インセプション・レポート（調査着手報告書）を作成するものとする。」として F/S 報告書の見直しを指示しており、「3. 2 調査作業と研究」では、(m)において、「土地取得についての詳細調査と調査活動の実施の点で PLN を支援すること。また、この点での調査結果と勧告を提示すること」、(o)において、①発電プラントの近接の社会共同体における水関連疾病と節足動物起因疾病の異常発生の可能性、②冠水地域からの住民の移転、③希少種と絶滅の危機に瀕した種、並びに考古学的遺跡の調査、④ダム貯水池による冠水地域の踏査調査 (reconnaissance survey)、⑤ダム貯水池の冠水によって、貯水池に近接する住民の戸に発生する影響の調査、⑥水生植物への影響について、研究と調査を実施することにより、インドネシア政府規則の線に沿って、環境的側面に関する報告書を作成するとされているが、上記事項に「限定されない」と注記されている。

さらに、付属文書 I 「一般的アプローチと作業計画」においては、「2. 作業計画 2. 2 部門 I : インセプション・レポート 2. 2. 1 フィージビリティ調査報告書のレビュー」(原文 I-8、邦訳 72 頁)で「エンジニアは、フィージビリティ調査の完了以降に入手することができたデータを用いることによって、基本設計サービスの目的のために、フィージビリティ調査についてのレビューを行うであろう。」とされている。

また、「2. 2. 2 インセプション・レポートの作成」(原文 I-10、邦訳 72 頁)では、インセプション・レポートは、上記レビューに基づいて作成されるが、そこには、調査結果と勧告、発電プラントの最適化のための経済的研究／分析、事業コストの積算、暫定的事業スケジュール等と並んで、環境的側面のレビューが含まなければならないとしている。

さらに、「2. 2. 3 調査作業のための仕様書とプログラムの作成」(原文 I-10、邦訳 72,73 頁)では、フィージビリティ調査報告書と関連データのレビューに基づいて、調査・研究の仕様書が作成されなければならないが、必要があれば仕様書の変更ができるとされている。

続いて、「2. 3 部門 II : 調査作業と研究」では、『フィージビリティ調査の段階において実施されたサイト調査作業を補充するために、詳細設計の目的のための「調査作業」が行われるであろう。「調査作業」の詳細項目と範囲は、部門 I での研究／レビュー作業を通じて明定されるであろう。「調査作業」の大部分は、サービス業務の開始から 11 カ月までの間に完了されるであろう。部門 II において実施されるべき「調査作業」

が、以下の通りである。』として、(1)地質調査などと共に(10)環境研究を挙げている。そして、「2. 3. 10 環境研究」には、調査項目として「*ダム貯水池による冠水地域からの住民の移転、*ダム貯水池による冠水地域の踏査調査(reconnaissance survey)。この調査は、特に村(desa)、郡(kecamatan)について実施され、所有権とそれぞれの土地利用の分類を行う」とされている。

また、付属文書 C「サービスのスケジュール」(邦訳 40 頁)では、本件詳細設計のための調査開始後 1 ヶ月目から 2 ヶ月目までの 2 ヶ月間で F/S 報告書のレビューを行うことが示されている。

したがって、東電設計は、本件 E/S において、本件 E/S に基づく調査及び報告書作成が行われた 1987 年～1988 年当時に開発計画において必要とされていた調査内容・水準に基づいて、本件 F/S 報告書の内容に問題がある場合にはこれを見直して本件プロジェクト計画を修正することが可能であり、かつそれが求められていたことが明らかである。

この時点で住民生活と環境に甚大な影響を及ぼす 1 段開発計画を中止し、2 段開発計画に変更することは可能であり、その検討を怠った東電設計の責任は重大である

3 本件環境管理計画書と本件環境モニタリング計画書

(1) 本件環境管理計画書と本件環境モニタリング計画書作成の経緯

1987 年 2 月、東電設計とヨドゥヤ・カルヤ社は本件 D/D に着手し、本件環境管理計画(RKL)と本件環境モニタリング計画(RPL)をリアウ大学に委託した。

これは、本件 D/D 調査協定の「付属文書 B 業務指示書 3.サービスの範囲」(甲 B71 邦訳 35 頁)において、「コンサルタント(注:東電設計)によって実施されるサービスの範囲のうちには、以下の事柄が含まれるが、必ずしもこれらの事柄に限定されない」とされるものであるが、この「(2) 調査作業と研究」に前述の通り、以下記載されていたことによる。

「(o)以下の事柄を含む—ただし、それらに限定されない—研究と調査を実施することにより、インドネシア共和国政府規則の線に沿って、環境的側面に関する報告書を作成すること。

- * 発電プラントの近接の社会共同体における水関連疾病と節足動物起因疾病の異常発生の可能性
- * 冠水地域からの住民の移転
- * 希少種と絶滅の危機に瀕した種、並びに考古学的遺跡の調査
- * ダム貯水池による冠水地域の踏査調査(reconnaissance survey)。この調査は、特に村(desa)、郡(kecamatan)について実施され、所有権とそれぞれの土地利用の分類を行う。
- * ダム貯水池の冠水によって、貯水池に近接する住民の井戸に発生する影響の調査
- * 水生植物への影響」

1988 年 3 月、リアウ大学は、本件環境管理計画書と本件環境モニタリング計画書

を完成させ、これを受けて、1988年8月には、東電設計とヨドウヤ・カルヤ社によって、本件D/D報告書（甲B72）と入札書類が完成された。

（2）予測されていた環境に対するリスク

この本件詳細設計報告書の第32巻が本件環境評価改訂報告書及び環境管理計画書（RKL）である。その序言には「期待される利益以外に、このプロジェクトは、いくつかの環境に対するリスク、とくに環境の変化をもたらすことになる」、「このコトパンジャン水力発電所の環境管理計画書と環境監視計画書の編纂のための調査は、リアウ大学と東電設計との、1987年11月19日付の契約書によってなされた協力関係締結に基づいて行われた。」、「コトパンジャン水力発電所計画で発生する悪影響を乗り越えたとともに、良い影響を最大限にする方策を明らかにすることである。」との記載がある。

また、第1章の序論の「A. 背景」には「この調査書は、国家電気公社（PLN）に対して、基本設計報告（Basic Design Report）の一部として編纂し提出されたものである」とあり、「各々の開発は、国家の福祉向上に向けてのものではあるが、開発行為は、期待されたような利益を得る以外に、たびたび環境に対して様々な損害をもたらすことがある。現場周辺の環境や住民を環境破壊の影響から避けるために、環境の状況を管理し監視する方策を探さなければならない。プロジェクトの建設作業の結果として、変化は生物地球物理学的な環境のみに限らず、社会経済的および社会文化的な変化までもたらされる。発生しうる影響は、良い面と悪い面に関して、調査がなされた。」と記載されている（入手した本件詳細設計書では本文は開示されていないため、独自に入手した付属書：甲B51、RKL（本文翻訳）8頁より引用）。

そして、本件プロジェクトにおける住民移転計画を、プロジェクトの初期局面、建設工事局面、稼動局面に分けて、概要次の通り述べている（上記同様の理由で甲B51訳17頁以下）。

ア. 本件環境影響評価改訂報告書

① 初期局面

悪影響は、すでに主に社会文化的構成で感知され始めている。住民社会の中で社会的緊張や土地投機がすでに現れ始めている。コトパンジャン水力発電所建設計画は、現在居住の村を強制的に立ち退かされる人々の地域において、住民にすでに知られている。このような社会的緊張は長く居住してきた高齢者にとって非常に深刻な問題となっている。彼らにとって他の地に移転することは困難で、経済上の日常生活を破壊することにもなりうるのである。

② 建設局面

ダムサイト、貯水池、下流域の周辺地域住民の社会経済・社会文化的構成が阻害されている。この影響はダム建設から始まり、貯水時期に至って感知されるもので、住居、インフラのような住民の財産が全て失われることである。

社会経済的構成への影響の発生は、住民の所有財産が失われた結果や、新規

の代替地に居住することの結果として表面化する。1987年終わりに行われたセンサス調査による社会経済的データの更新によると、3537世帯が新たな住居に住まねばならず、そのうち77.87%にあたる2832世帯は、農家である。この更新したデータからは、住居となっている建物が2619戸と記録されており、その77.74パーセントが恒久住宅もしくは半恒久住宅である。この数値には生活インフラ、もしくは社会インフラ（学校や公共施設）は含まれていない。この影響について、補償金額は、1700万USドルの金額に上ると推定される。経済的価値を持つ1万5795.5ヘクタールの食用作物、商工業用作物、保護作物、その他の陸上作物を植えた農地のうち大部分が失われる。

社会文化的構成に対する悪影響は、再定住によってそれまでもあった社会的な緊張が強まるであろうことが原因となる。

この地域の住民社会の慣習や宗教上の考え方は、社会文化的緊張を増大させ、これはとくにコト・トゥオ、バトゥ・ブルスラット、タンジュン・アライの各村に見られる。これらの村は村の周囲の住民にとって聖域とされているウラム<イスラム指導者、聖者>たちの墓がいくつかあると考えられているためである。この3村は、貯水池域に位置し、宗教上の影響に関しては、金額では補償が不可能なことは確実である。

③ 稼動局面

下流域でいくつかの種の魚が移動することによって漁獲量が減少する。この魚類移動は、河川の水質変化と、上流からの栄養素の減少およびカンパル河口への海水侵入が起きる範囲が広がることによって引き起こされる。

タンジュン・バリット村にある鉱山資源が水没するので、開発は不可能である。なぜならば、貯水池及び下流域の水質を破壊しうるためである。

さらに、この水力発電所稼動局面で受水域の地層浸食が生じる。これは人口密度の圧力により森林伐採が行われたり、環境への配慮を欠いた営農方法が行われる結果である。

イ. 本件環境管理計画書

① 初期局面

本件プロジェクト近辺の住民には通知がなされることから、住民の生活態度や行動様式に変化が生じる。すなわち、貯水により財産が水没し、移転しなければならないことを知り地域住民は不安に陥るとともに、何世代にもわたって営んできた生業を変えなければならないことから、新しい土地で将来の先の見えない生活に対して恐怖を抱く。

これらの影響を回避するための対策としては、住民に補償と再定住地に関する情報を与えること、代替居住地を住民が移転する前の各郡内に置くこと、村としてのまとまりを維持すること、移転時に慣習と宗教に基づいた儀礼を行うことが考えられる。

② 建設局面

住民の水田・農園・畑は、貯水後、そのほとんどが水没してしまい、経済的に非常に大きな損失を発生する。この影響に対しては、新居住地開発計画・プログラムを策定し、また、水没したものにつりあわせるために新しい水田・農園・畑その他を開拓することにより対処する。そのために、州の地方開発企画局は、新しい居住地での居住、農業、農園、保健、教育などの分野に関して総合的な開発計画策定の調整を行い、農業局は、居住地での水田もしくは畑作地の開拓に関する技術的計画を詳細に策定し、農園局は新しい居住地での農園開拓に関する技術的計画を詳細に策定する。これらに要する費用は、地方予算及び国家予算（農業省）から支出する。

貯水池域の住民は居住地と職業機会を失う。このため、同様の新しい居住地を用意して少なくとも旧居住地と同じように適した状況に近づけるようにすること、新しい居住地は住民の立退の前から使用できるように用意すること、財産が水没する住民に対しては農地を用意するとともにコトパンジャン水力発電所プロジェクト建設の中で仕事が得られるように優先権を与えること、住民が失う財産に対して正当な補償金を与えることを対策として行う。これらの対策のために、各州・県・郡及び施工者が協力してこれにあたり、必要な調査費用と再定住もしくは地域内移住の費用は国家予算から支出する。

貯水池域の伐採が完全でないことは、水域の美観のみならず貯水域で運行する舟に対して危険を招きうる。こうした影響を防止するために、施工者は、地方政府等と協力して、貯水池の伐採計画をできる限り完璧に、かつできる限り低廉に行えるように策定する。

③ 稼働局面

稼働局面における社会経済・文化的影響としては、まず雇用不足がある。この点は、用意される電力が増加することで産業の発展を可能にし、その結果、新しい雇用機会を生み、さらに住民の収入を増加させる。

次に、水中の運動と観光のようなレクリエーションの場としての利用が考えられる。この良い影響が維持されるよう、侵食をおこさないように計画・調整される必要がある。地方開発企画庁と地方の観光局が、レクリエーション開発計画を作成し、国家予算と地方予算、民間の資本を使ってその開発を実行する。

そして、「正当でない補償金の支払い、そして、新しい居住地が旧来の居住地より質が悪いこと、新しい居住地で生業やその形態が変化すること、新しい居住地での仕事が利益をもたらさないこと、もとの村落の集団から住民を引き離すことなどの結果として、社会経済的および社会文化的な諸問題が生じ、そしてそれは社会の失望を引き起こすことになる。／上記のような問題を防ぎ、管理するためには、移住する社会の落ち着きを生み出すことができるような説得型・教育型のアプローチが必要とされる。とくに上記の社会に対して、社会福祉を向上させるための開発にとってコトパン

ジャン水力発電所プロジェクトの重要性に関する情報提供が必要である。／代替居住地の準備は、十分に行われねばならず、各分野の開発プログラムが同時に行われなければならない。同時に行われることにより、住民は同じ施設を受け取ることになり、少なくとももとの居住村と同じようになる。慣習にとっても強く束縛されているコト・トゥオ、バトゥ・ブルスラット、タンジュン・アライといった村では住民間の緊張状態を回避するために、慣習上の儀式のようなものを開催しなければならない。」とされていた（上記同様の理由で甲 B51 訳 11, 12 頁より引用）。

（3）東電設計に求められていた住民移転及び自然環境への配慮

以上の通り、本件D/Dにおいては、住民移転のために、プロジェクト準備の段階からこれを成功させるための段取りが定められ、水没したものにつりあわせるために新しい水田・農園・畑その他の開拓、新居住地を旧居住地と同じように適した状況に近づけること、住民が失う財産に対して正当な補償金を与えること等が定められていたものである。

第7回口頭弁論において行われた証人調べで東電設計の吉田好男証人は、本件環境管理計画書(RPL)及び本件環境モニタリング計画書(RKL)が本件詳細設計書(D/D)の一部である点に関し、「環境関係の報告書につきましては、当時、インドネシアの環境影響評価に関する専門家が指定されておりました、したがって、本来であれば PLN がその専門家に委託を行ってこの業務を実施しなければならないところでしたが、PLN の予算上の都合がありまして、当社からリアウ大学に委託していただきたいという申出がありましたので、当社からリアウ大学に委託しました。」と答え、『東電設計はそれら環境報告書の作成について手配をしたという程度の話でしょうか』という質問に「はい」と答えている（第7回 証人調査書 吉田好男）。

しかし、前述のとおり、本件環境管理計画書は本件D/Dの第32巻であること、また、本件D/Dの第33巻が本件環境モニタリング計画書であり、これらの第1章序論の「A. 背景」に「この調査書は、国家電気公社(PLN)に対して、基本設計報告(Basic Design Report)の一部として編纂し提出されたものである」との記載があることから、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書が本件D/Dの一部であることは明白である。

さらに、本件D/D調査協定（甲 B71）の付属文書 G「エンジニアによって作成されるべき報告書と文書」（邦訳 65 頁）においては、「19.環境研究の原案」及び「20.環境研究の最終版」が記載されている。また、付属文書 C「サービスのスケジュール」（邦訳 40 頁）では、環境研究を本件D/Dのための調査開始後、6ヶ月目から10ヶ月目まで5ヶ月間かけて実施することとされている。さらに、付属文書 D-1-1「人的動員スケジュール（東電設計）」（邦訳 41 頁）では、この環境研究を担当する環境エンジニアとして J.R.Prosser なる人物が、調査開始後4ヶ月目から1ヶ月半、及び12ヶ月目から1ヶ月半の合計3ヶ月間担当し、付属文書 D-1-2「人的動員スケジュール（ヨドゥヤ・カルヤ社）」（邦訳 42 頁）では、東電設計の現地パートナーであるヨド

ウヤ・カルヤ社のバンバン・プルオノ (Bambang Purwono) なる人物が同期間担当することとされている。

そして、人件費として、添付文書 3.1「TEPSCO のための月給」(邦訳 48 頁)では、J.R.Prosser なる人物について、432万9000円、添付文書 3.2「ヨドゥヤ・カルヤ社のための月給」(邦訳 49 頁)では、バンバン・プルオノについて618万円、合計約1050万円が計上されている。

すなわち、東電設計は、「リアウ大学への手配」にあたってだけでなく、当初より環境面への影響として、水没予定地域の住民移転に関する事項及び絶滅危惧種の調査に関する事項等について調査研究することとされ、そのための要員・予算が本件D/D協定上明記されていたのである。

4 本件D/Dにおける実行可能性調査について

本件D/Dについては、その「第1巻 概略」に「第4章 経済上、財政上の実行可能性」として、本件プロジェクトの実行可能性について検討が行われたことが挙げられている。

開示された本件D/Dでは、この部分が黒塗りになっており、詳細は不明であるが、本件D/Dが作成された1988年8月の時点においては、社会環境面の配慮の必要性が強調されていた。

すなわち、世界銀行においては、1980年2月の世銀非自発的移住マニュアル書に続いて、本件D/Dの直前にあたる1986年10月には世銀非自発的移住政策覚書が作成された。この覚書では、移転計画は開発プロジェクトとして扱うこと、非自発的移住は可能な限り回避し、不可避の場合でも最小限にすること、移住が行われる場合、最低でも従前のPAFsの生活水準や収入が回復されるべきこと等の原則を確認するとともに、特にダム建設工事の場合、「ダムの高さや移転させられる住民の数との関係について十分な注意が必要であり、事前審査や審査の段階で費用便益分析を行い最善の状況になっているかが確認される必要がある」と述べており、これが国際水準となっていた。

本件D/Dでは、こうした開発計画において求められる内容・水準を踏まえた費用便益分析が行われなければならなかった。

第3章で述べた通り、本件D/Dにおける費用便益分析は、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の策定を踏まえた本件F/S報告書の改訂を含んで再計算されている。その結果、本件F/S報告書の財務的内部収益率(FIRR)13.53%は、本件D/Dでは9.9%となっているのであるが、これも本件SAPS中間報告書においては、計算方法の誤りが指摘され、6.14%と見直されている。

したがって、本件D/Dも、本件F/S報告書と同様に開発計画において通常求められていた調査内容・水準を満たしたものと到底認められず、本件D/Dの経済・財務上の実行可能性調査は、東電設計において求められていた債務を適切に履行したものと言えないことは明白である。

そのうえに、東電設計は、自ら策定した本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書に定められた計画を履行する義務すら果たしておらず、住民生活と自然環境への被害を拡大したものである。また、本件E/S借款に関与した被控訴人国及びJBICもその責任は免れないというべきである。

第3 居住・耕作適地調査

- 1 東電設計とヨドゥヤ・カルヤ社は、本件D/Dの一環として、リアウ大学に対してコト・ラナ／クアラン地区の造成のための調査を委託した。

これについては、「コタパンジャン水力発電事業のための国営電力公社と東電設計株式会社／ヨドゥヤ・カルヤ社との間の協定」（甲B 71）付属文書1の「追加的作業のためのサービスの範囲の「2.2 再定住調査」（甲B 71 邦訳 139 頁）に「エンジニアリング・サービスの設計段階において、PLN とエンジニアは、環境報告書を作成するとともに、各種報告書によって提案される水没地域のための再定住地域についての調査を行うものとする。この段階において、エンジニアは、潜在的可能性のある場所と土地の詳細調査の実施について、PLN に対して支援を供与する。」（甲 B71 APPENDIX-J MEMORANDUM NO.5 9 頁）と記載されている。

そして、1989年10月には、リアウ大学により「リアウ州カンパル県コト・ラナ／クアラン地域におけるコタパンジャン水力発電プロジェクトの移住地の居住・耕作適地調査」と題される報告書（甲 B50）が作成された。これによれば、「土壌分析の結果からは、以下のような結論が得られる。即ち、調査対象地域の土壌の肥沃度は、非常に低い水準であること、また土壌の反応度は、酸性であること、さらに物理的性質は、良好～中位の水準であることである。この問題を克服するためには、農業経営的には、育成作物に適した肥料と石灰を、種類と分量に配慮して投入する措置が必要である。」（甲 B50、邦訳 6 頁 A 要約）と報告している。即ち、大量の肥料と石灰を投入しなければ耕作できない土地が移転対象とされたのであった。

- 2 1991年には、リアウ大学によって「南ムアラ・タクス地区と南シベルアン地区の新移住地の居住・耕作適地調査」報告書が、アンダラス大学によって「リンボ・ダタ新移住地の居住・耕作適地調査」報告書が作成された。また、同年には、リアウ州自然保全事務所と森林省自然保全局が、野生生物管理に関する調査を実施している。
- 3 居住・耕作適地調査に関して、原判決は、「移住先の整備は、インドネシア共和国政府の移住省の直轄事業又は国営農園会社の事業であり、移住省のプログラムを利用して住民の移住が行われ、移住省の予算により移住候補地の整備、及び移住直後の支援対策が講じられる」と認定している。

しかし、1989年4月22日付の東電設計と PLN との間の覚書では、東電設計は追加業務として再定住地の調査を受託している（邦訳 139 頁）。その中では地質調査に1ヶ月、再定住地候補地の調査に3ヶ月を見込み、この担当として環境専門家としてスエ

ディグド・ウィリョウダグド (Seodigdo Wiryowidagdo) なる人物が同期間調査に当たることとされ、その人件費として 1092 万 Rp が予定されていた (邦訳 148 頁)。

さらに、東電設計の吉田好男証人は 1 審において、「再定住地につきましては 10 か所ありまして、そのうち 1 か所、コト・ラナという地域ですけれども、ここについて当社からリアウ大学に依頼してフィージビリティ調査を実施しております」と証言している (第 7 回 証人調書 吉田好男)。

上記報告書 (甲 B50) で報告された土地を実施可能と判断し、移住者に苦難を強いたことについて東電設計の責任は免れないと言わなければならない。

第 5 章 本件第 1 次交換公文及び借款契約締結に至るまでの経緯等

前章で述べたように、1988 年 8 月に本件 D/D が作成されたこと受け、本件プロジェクトはプロジェクト準備の段階を終え、プロジェクト審査の段階に入った。

本件プロジェクトについて円借款申請がなされた 1989 年から 1990 年にかけては、第 3 編第 4 章第 2、2 項で述べたナルマダ・ダムに対する批判の声が高まり、1991 年 6 月、日本国政府は、ナルマダ・ダムに対する追加融資を見合わせる旨の表明をするに至った時期である。こうした ODA のあり方に対する批判高まりの中で、日本国政府も本件プロジェクトへの円借款にあたり、環境配慮を重視せざるを得ないこととなった。

そして、本件プロジェクトに関する交換公文及び円借款契約には、本件 3 条件および本件履行特約が規定された。本章では、このような規定が策定された経緯について述べる。別表には、上記各規定が策定された経緯の概要を年表形式で示す。

第 1 1990 年度円借款案件となった経緯

1 借款要請について

1988 年 8 月、東電設計とヨドゥヤ・カルヤ社によって、本件 D/D と入札書類が作成された。そして、1989 年 3 月、インドネシア共和国政府の鉱業エネルギー大臣がこの報告書を承認した。

これを受け、インドネシア共和国政府は本件プロジェクトを 1990 年の円借款案件として取り上げるよう要請した。

2 1990 年 3 月 OECF 現地調査ミッション

(1) 1990 年 3 月 19 日～24 日、OECF による現地調査が行われた (丁 B1)

この「コタパンジャン水力発電プロジェクト 環境問題に係る報告」(丁 B1) においては、上記現地調査について、『今次要請のあった本件に関し、審査前勉強会において「審査に入る前に「環境問題対応策」の内、特に重要視される「住民移転」及び「生態系」について、OECF が調査を行い、その結果で審査対象とするか否か決める。」との決定を受けて環境調査 mission を派遣』したものと位置付けられている。

すなわち、OECF においても、住民移転問題及び自然環境保護の問題が、本件プロ

本件3条件にかかるインドネシア政府と日本政府等とのやりとり

年	月日	インドネシア	日本
1990	3.19-24		OECFによる現地調査(丁B1)、BAPPENAS、PLN、州政府、リアウ大学と協議、リアウ州、西スマトラ州各2か村を訪問し、村長及び非公式リーダーにインタビュー、移住候補地、象のトレーニングセンターを調査。
	3.28-29		日本政府代表団とインドネシア側(BAPPENAS等)との協議(甲B18-004)。日本側から「環境配慮についても、問題が深刻化する以前に対応する必要有り。」「イ」側にとってはコストの増加となる可能性もあるが、政治問題化する前に解決に努めることは、結局「イ」側にとっても利益となる。
	4.16		日経新聞(乙B13)において、日本の開発途上国援助が、開発優先で環境への配慮を欠いているという、国内外の批判の高まりの中で、本件プロジェクトにより、「1万人の居住区と同地域のスマトラ象の生息地が水没の危機に脅かされている」と報道され、本件プロジェクトによる環境破壊、多数の住民移転が社会問題化。
	5.24		日本政府は、4省庁協議に向けて、交換公文(E/N)及び借款契約において、移転に対する住民の同意、象の保護等を借款供与の条件として盛り込み、立ち退きを迫られている住民や象に被害が発生しないよう、日本政府及び基金において、その履行について監理にあたることを特約することを条件として、本件プロジェクトに円借款を供与するという決議書を起案(甲B18-005)。
	6.12-13		日本政府、オランダのハーグで開かれた対インドネシア援助国会議(IGGI)において、コトパンジャン・ダム建設事業資金をを供与する意向のある旨を表明。
	6.18		駐インドネシア大使宛電報(甲B18-007)において、90年度対インドネシア円借款に関するインドネシア側との協議事項について、伝達・回答を求める電報を送付。その中において、移転に対する住民の同意、象の保護等を借款供与の条件として盛り込むことが決定したことから、これについてインドネシア側の意向の照会・確認を求めた。
	7.4		駐インドネシア大使は、外務大臣宛電報(甲B18-008)において、BAPPENASとの協議の結果、インドネシア側が移転に対する住民の同意、象の保護等の条件を承諾する意向であることを報告した。
	7.12	リアウ州知事からBAPPENAS長官宛書簡にて、リアウ州知事は日本政府が提示した下記条件を満たすことを報告した。①リアウ州第1級地方政府は、1年目で冠水してしまう住民(プロウ・ガダン村の400世帯)の居住地を用意すること。②リアウ州第1級地方政府は、地方政府と沈んでしまう村の名士や代表格の人物たちとで、補償金の基準やその額に関する同意を得ること。③リアウ州第1級地方政府は、地方政府と沈んでしまう地方の各世帯主とで、移転させられる意向に関して同意を得ること。	
	7.14	インドネシア移住省とBAPPENASとの間の調整会議開催。本件プロジェクトによって影響を受ける住民の移転は、1991/92年度に始められるコト・ラナ地区へのローカル移住プログラムを通じて行われること、用地や道路インフラ整備は1990/91年度に行うことを決定	
	8月		鷲見一夫教授(当時横浜市立大学)を中心とした民間調査団が、本件プロジェクト現地の視察調査。ダムの建設により14,000人以上の住民が立ち退きを強制されるおそれがあること、水没地にはスマトラゾウが20頭あまり生息していること、貴重な仏教遺跡があること、ダム建設の内容が住民に十分に知らされていないことなどの問題点があることが判明。
	8.17		駐インドネシア大使宛電報(甲B18-009,010)では、「E/N案I、2(2)において、プロジェクト借款にかかるL/A締結のための前提条件であるところの基金が確認すべき『計画の実行可能性』には環境面でも配慮を含む旨を特に言及」したとされ、実際にその旨の記述がE/N案には記載されている。
	8.20	移住省は、'90.7.14付インドネシア移住省・BAPPENAS調整会議決定に基づき、プロウ・ガダン村500世帯のための用地・道路インフラ整備をプログラム化し、そのための資金準備は1990/91年度計画の改訂によることを決定。	
	9月		上記民間調査団は、ダム建設は現地住民の生活や自然を脅かす恐れが強く、融資は取りやめるべきだという結論を公表。9.4~7OECF、象移転候補地調査を行う(丁B2)
	9.13	移住省からリアウ州知事に対し、上記7/14付調整会議における決定の内容及び8/20付移住大臣決定の内容等を知らせる書簡	
	11.17	カンパル県知事により、本件プロジェクト対象地域住民の移転・再居住啓発チームの人選(肩書きのみ)及びその業務内容を決定。	
	11.2	カンパル県知事により「移転指針」の作成。	
	12.6-9		基金、中間監理ミッションを派遣(丁B3)。12.7PLNとの協議。西スマトラ州2村での住民インタビュー。12.8コト・ラナ地区視察。リアウ州8村での住民インタビュー。
	12.13		日本政府、インドネシア政府と交換公文(E/N)を締結し、コトパンジャン・ダム建設事業費の第1期分として125億円の円借款の供与を約束。この際、日本政府はインドネシア政府にたいして本件3条件の遵守を要求。
	12.14		基金、コトパンジャン・ダム第1期工事分125億円の融資について、インドネシア側と借款契約(L/A)を締結。
	12.15~'91.1.14	移転計画によれば、左記期間に、住民に対する調整(啓蒙)活動、移転同意表明書・住民財産目録の記入を行うとされている	
1991	1月	インドネシア現地紙:本件3条件を報道。	
	4.5		日本政府調査団とインドネシア政府との間で行われた対インドネシア1991年度円借款協議の内容が、インドネシア大使から外務大臣宛に電信された。

プロジェクトの成功において重要であることを認識し、この点が良好に解決できなければ ODA 供与の審査対象とできないという考えであったことを示している。

この調査においては、OECD は、日本大使館、BAPPENAS、PLN への概要説明の後、西スマトラ州及びリアウ州の各 2 村で村長及びその下の非公式リーダー数名にインタビューの実施、移転候補地、象のトレーニングセンターの調査等を行ったと報告されている。

(2) この調査により判明した事実として、以下の通り報告されている。

『(移住関係)

(1) 周知法；①州、県、郡、村の各責任者のレベルでの連絡会は、毎月開催している。

②村長、区長（非公式リーダー）、村民との間では、毎週金曜日のモスクでのお祈りの後開かれる集会において適宜説明され、村民の意見聴取も行われている。

(2) 同意状況；現時点において、水没地区の村長を含め区長以上の関係者の「移住同意」のサインは得られており、「基本的には、村民の同意が得られている」と理解することができる。』

しかしながら、1990 年 3 月当時に村民に対する説明がなされ、村長・区長以上の同意が得られていた事実はない。すなわち、村民への説明については、1991 年 10 月に石橋外務省有償資金協力課長がインドネシアを訪問した際、PLN のヤミン総裁は、インドネシア側では、1990 年 12 月に日本側から円借款契約供与が決定されるまで、本件プロジェクトによって影響を受ける住民に対して公式に説明をすることはなく、第 1 次交換公文が締結されてはじめて、住民に対する公式の説明が開始されたと述べた通り、1990 年 12 月になってから始まったものである（甲 B18-022、2 頁）。また、「移住同意」のサインについては、1990 年 12 月から 1991 年 1 月にかけて水没対象の村から集められたものであり（リアウ州カンパル県が作成した移転指針〔甲 B47〕においても 1990 年 12 月 15 日から 1991 年 1 月 14 日までに移転同意表明書への署名を得るとしており、1991 年 11 月の PLN 回答〔丁 B6〕においても合意取り付けは 1990 年 11 月 26 日ないし同年 12 月 17 日から開始としている）、それ以前に移住同意の取得が行われていた事実はない。

(3) 続いて、今後の進め方として、以下の通り記載されている。

補償については、PLN が責任を分担し、Local Government を中心に補償金を組織し、同チームが補償対象物件のクラス分け、数量確定作業を行い、これが終了した後、「各戸主と個別ネゴを行い、ネゴ終了後、PLN が補償金を支払う。移住先に関しては、中央政府又は地方政府が責任を分担し、村民代表への現地説明、村単位で議論の上移住先を決定、確定した移住先を関係機関に通知、関係機関は移住地の耕作適地性を調査した上で、農業基盤、公共施設等の整備を行う。生態系関係については、水没地区に希少種が存在するとは考えられない（Natural Resource Conservation の調査では象の

み) が念のため調査し、象については社会形態を維持するために子象の一部も保護区域に送る。

上記では、補償金額は、戸主との「個別ネゴ」で決めるとされており、実際に行われた手順（住民代表との補償基準の合意）とは異なっている。すなわち、1990年3月という時点に至っても補償手続きの骨格すら決まっていなかったことが判明する。さらに、移住先については、未だ移転先も決まっておらずこれから村単位で議論して決め、それを受けて移転先の耕作適地性を調べる段階だというのである。この点でも移転先も決まらずに村民やその代表者から移転同意が得られるはずがないことは日本でのダム建設の経験に照らしても明白である。(2)項で述べたとおり、この OECF ミッションの時点で移転について村長・区長の同意が得られていた事実が認められないことを明らかにしている。

(4) さらに、上記の調査結果に対し、OECF が以下の点を確認したことが報告されている。

『 環境調査の結果を反映し、OECF は、以下の点を確認した。

実施機関である PLN は、

「住民の移住に関しては補償金を支払うことにより形式的には役割を終えることになるが、移住をも含めた本件プロジェクトに係る一連の手続き・事業をスムーズに行うため、移住に関し責任を負うことになる政府関係機関（地方政府も含む）と Committee を形成した上で、

- ・移住地の確保
- ・住民の要求に沿った移住の円滑な実行（移住計画は OECF にも送付のこと）
- ・移住同意にあたり出された住民の条件・要望事項の処理
- ・不満のないように十分な調査の結果として決定された補償
- ・移住住民の誤解等に起因するトラブルの解消
- ・モニタリング結果、不都合な点があった場合その適切な処理

を行うようコーディネートすること、

及び

- ・現時点で「モニタリング・プラン」に含まれていない「野生生物のモニタリング」を行うこと、
- ・森林省のアドバイスに応ずること、
- ・子象は全てトレーニングセンターへ移さないこと、
- ・象の保護区は十分な面積を用意すること、（他の動物の保護区も必然的に増加する）
- ・必要に応じて OECF の環境に関する監理 mission を受け入れること、
- ・半年毎にモニタリング・レポートを OECF へ提出すること』

OECF は、本件プロジェクトの重要な要素である住民移転及び自然環境保護の成功のために、この確認事項が遵守されているかどうかを十分確認する必要があった。

そのために、OECF は、「環境問題で不都合があった場合は、それを解消すべく PLN に先の Committee を開催させ、善後策を検討の上、報告させることが出来る」ことを確認し、上記確認事項を遵守させる権限を確保した。

- (5) 以上の通り、1990年3月19日～24日のOECF ミッションの時点において、PAFs に対し、本件プロジェクト及びこれに伴う住民移転について十分な説明をし、これについて1983年に住民らから示されていた17項目の要求を踏まえ、具体的にどのような条件で移転するかという点について PAFs との協議は全く行われていない状況であった。ところが、OECF は、この現状を把握し損ねた。

しかし、他方で、OECF は、上記時点で未だ移転先すら決まっていないことを知った。移転先も決まらないのに移転に同意することはあり得ないことは明白であるから、上記時点で PAFs からの移転同意もこれからだということ認識したはずである（援助に携わる者としてその程度のことを認識できなかったはずがない）。したがって、OECF としては、インドネシア側と確認した、移住地を確保、住民の要求に沿った移住の円滑な実行、移住同意にあたり出された住民の条件・要望事項の処理、不満のないように十分な調査の結果として決定された補償について、円借款の審査時に問題とならないように具体的なスケジュールを確認するとともに、これらが誠実になされているかどうかをモニターすることが必要であった。OECF には、上記の通り PLN に Committee を開催させ善後策を報告させる権限を確保したのであるから、これを適正に行使することが問われていた。

この点は、第3編第3章第3、3項で述べたように、1986年の世銀非自発的移住政策覚書が、事前審査の段階においては審査時に一時の間に合わせて急ごしらえの移転計画が策定されるようなことがないように十分に注意を払う必要があると規定していることに示されるように、援助に携わる者として当然に認識していた事柄である。

3 1990年3月日本政府調査団

1990年3月28、29日、インドネシアで行われた日本国政府調査団（団長：林外務省有償資金協力課長）とインドネシア側のインドネシア共和国国家開発企画庁（以下 BAPPENAS）（ブリ及びブディオ両次官他）、大蔵省との協議では、当時、インドのナルマダ・ダムについて国際的な非難を浴びていたことを受けて、林有償資金協力課長から、「日本国内では ODA に対する関心が高まり国会やプレスで失敗例を取り上げ非難するケースが増加。従って効果的・効率的な案件の実施が益々重要になっており、問題があれば早急に是正に努めるべく日「イ」両政府の協力が必要。」という提起がなされた。また、「環境配慮についても問題が深刻化する以前に対応する必要あり。「イ」側にとってはコストの増加となる可能性もあるが、政治問題化する前に解決に努めることは結局「イ」側にとっても利益となる」と提起している（甲 B18-004 1990.3.31 付「90年度円借かん政府調査団（BAPPENAS との協議）」、往電 584 号 2、3 枚目）。

この会議で、本件プロジェクトは 90 年度案件として取り上げることが合意された。

4 日経新聞の報道

こうした本件プロジェクトの進行に対し、1990年4月16日付日経新聞において、日本の開発途上国援助が開発優先で環境への配慮を欠いているという国内外の批判の高まりの中で、本件プロジェクトにより、「1万人の居住区と同地域のスマトラゾウの生息地が水没の危機に脅かされている」と報道された(乙 B13)。この報道に対し、OECFにおいては、「環境面のチェックも慎重に行っている」、「移転対象の住民とインドネシア共和国政府との折り合いがうまくいってなかったり、スマトラゾウへの悪影響が大きければ融資計画の頓挫もあり得る」とコメントするに至った。

5 4省庁会議と円借款供与表明

日本国政府は、1990年5月24日、4省庁協議において

- (1) 本件プロジェクトによる環境への影響は、10か村、約2600家屋(約2500世帯1万5000人)、水没耕地約9400haに及び、インドネシア共和国政府によれば象24頭の移動が必要になること、
- (2) インドネシア共和国政府において、本件環境インパクト・アナリシス報告書、本件環境管理計画書及び本件モニタリング計画書を作成し、鉱業エネルギー大臣の承認を経ていること、
- (3) これら報告書・計画に基づいて、インドネシア共和国政府は、適正な補償の他、5カ所、計約1万3810haの代替地、及び2カ所のプランテーションを用意し、移住者には庭付家屋、2haの農地、公共用地を供与すること、
- (4) 象については、16万haの土地を用意していること、
- (5) OECFが、1990年3月にインドネシアを訪問し、①移住候補地の一部の訪問、②村長、区長へのインタビュー、③象のトレーニングセンターの視察、④実施機関(PLN)との協議を行っていること、

を報告した(甲 B18-005 1990.5.24付決裁書：件名「インドネシア・コタパンジャン水力発電所建設計画における環境配慮について」)。

さらに上記決裁書では、上記環境配慮に関する今後の方針として、交換公文(E/N)及び借款契約において、移転に対する住民の同意、象の保護等を借款供与の条件として盛り込み、立ち退きを迫られる住民や象に被害が発生しないよう日本国政府及びOECFにおいてその履行について監理にあたることを特約する旨記載していた。

この決裁書は4省庁会議で承認され、それを受けて日本国政府は、6月初めまでには、本件プロジェクトに円借款を供与することを決定し、他の案件とともに1990年6月8日付インドネシア大使館宛電報において、90年度対インドネシア円借款供与決定リストに本件プロジェクトが含まれていることを通知し(「90年度円借款」往電520号)、同月12日及び13日の対インドネシア援助国会議(IGGI)において、本件プロジェクトに円借款を供与する意向を表明した。

第2 民間調査団の指摘とOECFの対応

1 鷺見教授らによる調査結果の発表

こうした中で、1990年8月上旬から中旬にかけて、鷺見一夫教授（当時横浜市立大学）を中心とした民間調査団が、本件プロジェクト現地の視察調査を行った（甲 B19～20）。

この調査によって、ダム建設により1万4000人以上の住民が立ち退きを強制されるおそれがあること、水没地にはスマトラゾウが20頭あまり生息していること、貴重な仏教遺跡があること、ダム建設の内容が住民に十分に知らされていないことなどの問題点があることが判明した。

1990年9月、民間調査団は、ダム建設は現地住民の生活や自然を脅かすおそれが強く、融資は取りやめるべきだという結論を公表した（甲 B21）。

2 1990年9月 OECF 調査団

(1) 1990年8月27日、OECFが異例の再調査団を本件プロジェクトに派遣するという報道がなされた。この報道では、上記民間調査団の調査により、「地元住民はダム計画を知っているものの、移転先や補償内容については当局から何も知らされていない」ことが明らかになったことが明らかにされており、日本国政府及び OECF としても本件プロジェクトによる住民移転問題に関する問題状況は認識した。この報道には、当時の外務省経済協力政策課の林梓課長は、「念には念を入れて環境や住民の移転に問題がないかどうかチェックのため、融資の正式な取り決めの前に調査することとなった。ナルマダ・ダムの経験が関係していると言われればその通りだ」というコメントが報じられていた。

なお、この報道を受け、同日付で、外務大臣からインドネシア大使宛に、公電が発信されている（丁 B4）。これによると、「我が方政府内の検討にあたっては、住民移転や象を含む野生動物への影響などを含め環境面の影響についても留意しており、海外経済協力基金が現地を訪問し、『環境配慮のための OECF ガイドライン』（注）に沿って、円借款供与にあたり配慮すべき項目に関するインドネシア側の取り組みについて確認」を行っているとしている。そして、上記ガイドラインは、「基金は当該案件の審査の際、ガイドラインに沿って、借り入れ国側が環境配慮に必要な所用の措置をとっているか確認を行う。同ガイドラインの策定には、OECD 理事会の勧告や国際援助機関のガイドラインを参考とした」とされている。

(2) OECF としては、上記民間調査団の指摘を受けて、1990年9月4日～7日に派遣された OECF 調査団においては、住民移転に関する PAFs への説明状況等を確認すべきであった。

しかしながら、同調査団報告書（丁 B2）によれば、「本水力発電所の建設に伴い、水没予定地に現在生息している象を適当な保護区に移転する必要があるため、OECF ミッションが審査前の環境調査で移転候補地についても検討を行った。しかし、その後、本移転地についての新聞報道があり、移転候補地が上記調査時と異なっていることから、新しい移転候補地の適性について、今回現地調査を実施することとなった」

というもので、象の新たな移転先の確認にとどまった。

3 90年11月20日：木庭議員の国会質問

1990年11月20日、木庭健太郎議員が参議院決算委員会においてコトパンジャン・ダム問題について「現地の状況を直接把握して ODA 供与の是非を決定すべきである」という趣旨の質問を行った。

ところが、OECD 笹沼理事は、インドネシア側の調査を確認しただけだという回答に終始し、外務省畠中篤参事官は、インドのナルマダ・ダムのケースに比べて、「コトパンジャンにつきましては、インドネシア側が環境配慮の面も含めまして種々の調査をし、象の移転その他についてもきちんと対応を進めている」と答弁するにとどまった。

第3 インドネシア側での環境配慮（本件3条件）への対応

1 3条件に関するインドネシア側の意向

日本国政府は、1990年6月12日及び13日の対インドネシア援助国会議(IGGI)において、本件プロジェクトに円借款を供与する意向を表明した後、1990年6月18日付インドネシア大使館宛電報(甲 B18-007 「90年度円借款」、往電 593号)において、90年度対インドネシア円借款に関するインドネシア側との協議事項について、伝達・回答を求めている。これは、移転に対する住民の同意、象の保護等、本件3条件の内容を借款供与の条件として盛り込むこととしたことから、これについてインドネシア側の意向の照会、確認を求めたものであった。

1990年7月4日、駐インドネシア大使は、外務大臣宛電報(甲 B18-008)において、BAPPENAS との協議の結果、インドネシア側が、移転に対する住民の同意、象の保護等の条件を承諾する意向であることを報告した。

1990年7月12日、リアウ州知事から BAPPENAS 長官宛書簡にて、リアウ州知事は日本国政府が提示した下記条件を満たすことを報告した(甲 B47)。

- (1) リアウ州第1級地方政府は、1年目で冠水してしまう住民(プロウ・ガダン村の400世帯)の居住地を用意すること。
- (2) リアウ州第1級地方政府は、地方政府と沈んでしまう村の名士や代表格の人物たちとで、補償金の基準やその額に関しての同意を得ること。
- (3) リアウ州第1級地方政府は、地方政府と沈んでしまう地方の各世帯主とで、移転させられる意向に関して同意を得ること。

これは、後述する本件3条件のうち、住民に関する2条件が(2)及び(3)として記されている。また、コンサルタント契約同意、本体工事契約同意の条件が(1)として記載されている。

これは、インドネシア側が本件3条件を履行する目的で行動したことを意味している。

2 インドネシア内部での対応状況

1990年7月14日には、インドネシア移住省と BAPPENAS との間の調整会議が開催

され、本件プロジェクトによって影響を受ける住民の移転が、1991/92 年度に始められるコト・ラナ地区へのローカル移住プログラムを通じて行われること、用地や道路インフラ整備は 1990/91 年度に行うことが決定された。

1990 年 8 月 17 日、駐インドネシア大使宛電信（甲 B18-009、010）では、「E/N 案 I、2 (2) において、プロジェクト借款にかかる L/A 締結のための前提条件であるところの OECF が確認すべき『計画の実行可能性』には環境面での配慮を含む旨を特に言及した」とされ、実際にその旨の記述が E/N 案には記載されている。

1990 年 8 月 20 日、インドネシア移住省は、7 月 14 日付移住省・BAPPENAS 調整会議決定に基づき、プロウ・ガダン村 500 世帯のための用地・道路インフラ整備をプログラム化し、そのための資金準備は 1990/91 年度計画の改訂によることを決定した。

3 90 年 11 月：リアウ州カンパル県知事「移転指針」

1990 年 9 月 13 日には、インドネシア移住省からリアウ州知事に対し、7 月 14 日に BAPPENAS との間で行われた調整会議における決定の内容及び 8 月 20 日付移住大臣決定の内容等を知らせる書簡が送られた。

これを受けて、1990 年 11 月 17 日、リアウ州カンパル県知事により、本件プロジェクト対象地域住民の移転・再居住啓発チームの人選及びその業務内容が決定された。そして、11 月 20 日、「カンパル県ティガブラス・コト・カンパル郡におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトによって影響を受ける住民の調整、移転および再定住のための指針（以下、移転指針という）」が作成された（甲 B47）。

これによれば、1990 年 12 月 15 日から 1991 年 1 月 14 日までという短期間に、調整活動の実施、および移転同意表明書と住民財産目録書への記入の取得を行うとしている。

第 4 90 年 12 月：OECF 中間監理ミッション

1 1990 年 12 月 6 日～9 日、OECF は、現地に中間監理ミッションを派遣し、PLN との協議、コト・ラナ地区視察、現地住民インタビュー等を行った（丁 B3）。

その結果報告として以下の通り記載されている。

住民移転関連において遅延しているものは、①コト・ラナ地区の伐採、②住民移転に関する基本合意の取付、③ギアム・シアク・クチルとバンキット・スリギの植生調査であるとされ、①については、「対象地区 1,970 ha 中、約 300 ha（現地労働者談）を伐採済。現在 200 人の労働者を投入して伐採を行っているとのこと」とされている。②については、「地方政府が現在、実施中であり、1991 年 2 月までに全員取りつける方向で努力中。尚、現在までの遅延理由は、リアウ州と西スマトラ州間で採用されている補償基準について両州間の合意に時間を要したため（12 月 3 日）」と記載されている。③については、「象の移転計画は ■■■ 提出できれば良いため、特段の問題はない」としている。そして、「以上の点に関し、12 月 12 日、BAPPENAS にて会議を開催し、当方より進捗状況を説明し、■■■ 努力依頼したところ、BAPPENAS から、①住民の移転に関する基

本合意の取りつけに努力するとともに、② Koto-Rana 地区の整備については既に国内予算手当及び契約を締結しており、1991 年 2 月には土地整備及び道路建設は終了する予定である旨の説明があった」とされている。

移転住民に対するインタビュー結果については、水没予定 10 村について、各 2 名ずつランダムにインタビューを実施したとしてその概要が記載され（但し途中数頁ほど欠落があると思われる）、最後に、「インタビューを行った印象としては、住民への情報提供は行きわたっており、現在のところ移転に反対する住民はいないものと思料される。BAPPENAS 及び地方政府の対応も積極的に行われており、西スマトラ州の移転候補地を、水没住民の希望を考慮し、Rimbo nan Dada に変更したことから示される様に住民の意見も考慮に入れながら実施されている」としている。

- 2 OECF は、上記の通り、コト・ラナ地区の整備及び住民移転合意の取付が遅れていることを認識しながら、インドネシア政府側の移転合意、コト・ラナ地区整備ともに 1991 年 2 月までに完了するように努力しているという説明を了承し、それ以上に現地の問題状況の把握を行っていない。

しかしながら、PAFs に対する移転に関する説明については、本章第 1、2 項で 1990 年 3 月に行われた OECF 現地調査ミッションの際に述べたとおり、1990 年 12 月に日本側から円借款契約供与が決定されるまで PAFs に対して公式の説明は行われておらず、同月 13 日に第 1 次交換公文が締結されてはじめて住民に対する公式の説明が開始された（甲 B18-022、2 頁）。そして、移転に関する基本合意についても、リアウ州カンパル県が作成した移転指針（甲 B47）では、リアウ州側は 1990 年 12 月 15 日から 1991 年 1 月 14 日までの間に移転同意表明書への署名を得るとしている。1991 年 11 月の PLN 回答（丁 B6）では、移転合意取付は、リアウ州が 1990 年 11 月 26 日、西スマトラ州が同年 12 月 17 日から開始したとしている。

したがって、上記中間監理ミッションの時点では、未だインドネシア政府側から PAFs に対する公式説明は開始されていない状況であり、移転合意書の取付も開始されたばかりか、まだ開始されていない状況にあった。村ごと移転するという点について住民の同意がわずか数日や数ヶ月で得られるはずがないことは日本の経験からも明らかであり、この中間監理ミッションの時点において行われていたことは、まさに体裁を整えるだけの作業であったのである。

- 3 次に、OECF の中間監理ミッションが行った移転住民に対するインタビューであるが、このインタビューは、比較的高学歴、高収入の住民を対象にしており、住民全体を反映していない。すなわち、学歴については、中間監理ミッションでインタビューされた者の職業学歴を見ると高卒とか教師とかになっているものが多い、最低でも小学校は出ているものがほとんどであるが、アンダラス大学調査において明らかにされている通り、当時、本件プロジェクトの現地住民は、小学校すら出していないものが大多数だった（甲 B39、36 頁 4～5 行目）。中間監理ミッションが聞き取りをした住民の層はきわめて偏っていたことが明白である。中間監理ミッションの報告は、ランダムに聞き取りを行っ

たとするが、インドネシア側が事前に準備し、同ミッションが立ち寄ったところに居合わせた住民らからの聞き取りに終始したと思われる。

また、前項で述べたとおり、中間監理ミッションの時点では、本件プロジェクトについて公式の説明はなされていなかったのであり、これについて村長等から聞いていたという住民の層は限られていたと認められる。このことから、中間監理ミッションが聞き取りをした住民の層は行政の執行部に近い住民らに偏っていたと認められ、これを持って住民への情報提供の状況を推認することができないことは明白である。

4 OECF は、1990 年 3 月の現地調査ミッションで、住民移転について、移転先も決まっていない状況で PAFs からの移転同意もこれからであることを知ったのであるから、現地調査ミッションがインドネシア側と確認した事項（移住地の確保、住民の要求に沿った移住の円滑な実行、移住同意にあたり出された住民の条件・要望事項の処理、不満のないように十分な調査の結果として決定された補償等）について、実際の進行状況等を確認すること（適正な権限の行使にあたる）が問われていたにもかかわらず、これを怠り、結果として、1986 年の世銀非自発的移住政策覚書が危惧したとおり、審査時に、間に合わせで急ごしらえの移転計画を策定し、急いで移転合意の取得を図るという事態となったのである。

また、OECF の中間監理ミッションは、同年 3 月の現地調査ミッション以降の経緯を確認しなかったために、上記のような容易に確認できる事項を見落とし、また、高学歴高収入の住民に偏っていた移転住民に対するインタビューを持って「住民への情報提供は行きわたっており、現在のところ移転に反対する住民はいない」と判断した。これは、重大な誤りであった。

この点は、後に指摘する米倉調査報告書（甲 B38 号証）が、OECF の基本姿勢の問題として以下の通り指摘している通りである。

- ① OECF は、対象地域の社会的制度・組織、慣習的に尊重されてきた地元の取り決め、住民の社会的組織（地元自治体や NGO 等）との協力の仕組みについては軽視しており、手続的、事務的側面を重視している（同 3 頁）。
- ② 住民の意見や姿勢を把握しても、その前提となる社会について正確な認識がなければ問題の発生を防止したり、生じた問題に対して適切かつ迅速に対処できない。OECF は、ミナンカバウ社会に関する既存研究を検討分析しておらず、対象社会の実態を正確に把握しうるだけの組織的制度的背景が充分になかった（同 3 頁注）。
- ③ 何をもって土地収用に対する住民の合意とみなすか、何をもって移転の合意とみなすか、何をもって補償金の支払の完了すなわち土地収用の終了とみなすかなどは、日本の常識や制度がそのまま適用できないが、OECF は、援助対象の国・地域の実情について、十分には認識しておらず、日本の常識、社会制度、法律等を前提として事業を観察しまた援助を実施してきた。住民たち自身あるいはプロジェクトの実施地域の地方政府が被る社会的犠牲とメリットについて深く検討されることがなかった（4 頁）。

第5 本件第1次交換公文・借款契約の締結と本件3条件

1 第1次交換公文の締結（本件3条件）

1990年12月13日、日本国政府は、インドネシア共和国政府との間で、交換公文(E/N)を締結し、コトパンジャン・ダム建設事業費の第1期分として125億円の円借款の供与を約束した。

この交換公文に付属する討議議事録において、同年5月からインドネシア共和国政府との間で協議を進めた結果、本件プロジェクトについては、以下の3条件が定められ、上記各要件を満たすことが、本件円借款供与の前提条件であることが定められた。

- ① 事業対象地に生息するすべての象を適切な保護区に移転すること。
- ② 事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること。
- ③ 事業により影響を受ける世帯の移転合意及び補償合意は、各世帯から個別に取り付けられること。

2 第1次借款契約の締結（本件履行特約）

続いて、12月14日、OECDは、コトパンジャン・ダム第1期工事分125億円の融資について、インドネシア共和国政府と借款契約(L/A)を締結した。

この本件第1次借款契約には、本件3条件の履行を確保するため、以下のような特約が付された（甲B77「SAPS起案書」2頁。本件履行特約）。

- ① 適切な移転と補償の実施
 - (1) 移転以前と同等かそれ以上の生活水準を確保する
 - (2) 移転合意は公平かつ平等な手続きを経て取り付ける
- ② 財・役務の調達同意までに達成されるべき点
 - (1) コンサルタント契約同意までに、最初に水没する地区の住民の移転地が利用可能な状態になっており、補償のための財産評価基準が合意に達し、移転交渉が進捗している
 - (2) 土木工事・機器調達契約同意までに、野生生物保護・モニタリング計画が提出され、移転問題が解決されている
- ③ ダムの湛水開始前までに、補償金の支払い、移転先整備、住民移転が完了している
- ④ ダムの湛水開始前までに事業対象地域に生息するすべての象を保護区に移転する
- ⑤ ①～④が完了するまで進捗状況報告を四半期毎にOECDに提出する
- ⑥ 事業完成までは四半期毎、完了後7年間は年毎に環境モニタリング報告をOECDに提出する

また、本件履行特約については、事業完成報告書第13部の「(2) 環境的側面に関する

る借款協定の条件」(甲 B75、第 13 部邦訳 12-13 頁)において以下の記載がある。

「本プロジェクト(第 1 期)の借款協定(Loan Agreement)(IP-358)は、1990 年 12 月 14 日に OECF とインドネシア政府との間で締結された。そして、この協定のうちには、コンサルタントの契約承認および土木工事コントラクターの契約承認のための条件として、インドネシア政府によって充足されるべき以下のような 12 項目の特約が盛り込まれていた。

(a) コンサルタントのための契約条件

*再定住に関する各々の PAF と地方政府との間の合意(第 5 条第 2 項)

*補償基準に関する PAFs と地方政府との間の合意が、満足的な進捗を遂げなければならない(第 6 条第 1 項 B)

*コト・ラナの再定住地が、プロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態に置かれなければならない(第 6 条第 2 項 B)。

(b) 土木工事のコントラクターのための契約条件

*野生生物のための適切な保護/モニタリング計画が作成され、OECF に対して提出されなければならない(第 6 条第 2 項 A)。

*再定住問題が、良好に解決されなければならない(第 6 条第 2 項 B)。

特約においてはまた、インドネシア政府としては、実施機関が、各々の問題について予定される措置の完了まで期間、3 ヶ月ごとに進捗報告書を OECF に対して提出し、そこでは補償、再定住および野生生物の事項について触れられなければならないと定められていた。」

この記載は、本件 SAPS 起案書 2 項に記載された内容が、借款契約上どのように規定されているかを明らかにしたものである。上記柱書では特約が 12 項目あるとされているが、上記細目で明らかにされているのは 5 項目のみである。したがって、残る 7 項目が、本件 SAPS 起案書のその他の項目に関する内容を規定していると推測される。

これらの特約が規定された条項は、上記の通り第 5 条と第 6 条であるが、JBIC の ODA 貸し付けのための一般的融資条件(General Term and Conditions for ODA Loans)(甲 A100)の第 5 条は融資金の支払に関する条項であり、第 6 条は損害賠償に関する条項である。したがって、再定住に関する各々の PAF と地方政府との間の合意(第 5 条第 2 項)は借款契約上融資金支払の条件とされ、補償基準に関する PAFs と地方政府との間の合意(第 6 条第 1 項 B)、コト・ラナの再定住地がプロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態に置かれること(第 6 条第 2 項 B)、再定住問題が良好に解決されること(第 6 条第 2 項 B)などは、違約条項の発動条件と規定されたものである。

第 6 条の 6.01 項「BANK の損害賠償」には以下の通り記載されている。

「以下にあげる事態が発生もしくは継続するとき、BANK は、借り手と(もしあれば)保証人の両方またはその一方に、借り手の権利の全体または部分の一時停止と、あるいは、借り手と(もしあれば)保証人の両方またはその一方に、完全なる損害賠償の要求を、以下の事態のいずれが生じた場合も、通知することとする。」

「(c) 他の特約条項および条件、貸付契約または（もしあれば）保証の下での、借り手または（もしあれば）保証人の一部の間での誓約あるいは契約上の債務不履行。」したがって、本件で、インドネシア側に本件履行特約違反があれば、支払の停止、融資の中止等を行う権限が OECF 及び日本国政府にはあった。

このように、本件履行特約が、本件借款契約の中に強制力があるものとして、具体的に位置づけられていたことについては、JBIC 山田証人も同意している（7回証人調書山田順一、44 頁）。

3 本件 3 条件及び履行特約の意義

以上の本件 3 条件及びその履行確保のための特約は、明確に控訴人住民らの利益を擁護し、移転や補償について住民の個別同意を必要としているものであり、また生活水準についてもこれを従前より低下させてはならないことを明確に定めていた。

さらには、本件履行特約では四半期毎に進捗状況報告を行うことを定め、OECF 及び日本国政府において、本件 3 条件及びその履行特約の遵守状況を確認できるようにしていた。

そして、本件履行特約は、借款契約の支払や損害賠償の条項に置かれ、違反があった場合は支払の停止、融資の中止等ができる強制力がある規定とされていた。

以上より、これらの規定は、控訴人住民らの利益保護を明らかに射程においた条項であり、これらの規定による権限を行使することは、OECF 及び日本国政府において権利であるとともに義務であったと認められる。

第 6 章 PAFs への説明と移転合意取得状況

本件 3 条件は、事業により影響を受ける世帯の移転合意及び補償合意は、各世帯から個別に取りつけられることとし、本件履行特約では、移転合意は公平かつ平等な手続きを経て取り付けるとされている。

これらの条件・特約を満たすにあたり、当然、PAFs への十分な説明がなされる必要があり、PAFs からは自由な意思に基づいて移転に対する合意を得る必要がある。

そこで、本章では、本件プロジェクトについて、PAFs に対してなされた説明の経緯・内容と移転合意を PAFs から取得した状況について述べ、PAFs への十分な説明や自由な意思に基づく移転合意はなかったことを明らかにする。

第 1 1990 年の説明

- 1 インドネシア政府は、本件プロジェクトについて 1983 年に最初の話し合いを PAFs と持った後、1990 年 12 月に日本側から円借款契約供与が決定されるまでげに PAFs と対話することを避けていた。このことは、1991 年 10 月に石橋外務省有償資金協力課長（以下石橋課長という）がインドネシアを訪問した際、PLN のヤミン総裁が述べているとおりである（甲 B18-022、2 枚目）。

この点、移転指針では、1990年3月9日にリアウ州側8か村でリアウ州政府による説明を行った他、県、郡レベルの会議やフォーラムなどの種々の機会を利用して、説明を行ってきたとされているが、上記ヤミン総裁の石橋課長への説明に照らして、これらの説明が、PAFsらへの公の説明ではなく、1990年3月9日の説明は、同月19日にOECFの現地調査があることからこれに必要な範囲で説明を行ったものに過ぎず、またその後の説明の州政府側で本件プロジェクトの推進に必要な範囲で県、郡への説明を行ったというのに過ぎないと認められる。

- 2 そして、交換公文書署名後直ちに「リアウ州8村、西スマトラ州2村合計10村の伝統的村落共同体の指導者等代表者とプロジェクトについてディスカッションを集中的に開催した」（甲 B18-022、2枚目。ヤミン総裁の説明）のである。

この説明の状況について、バトゥ・ブルスラット村のエム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティ氏(原告番号 N102)は次のように述べている(甲 C17、4頁。本人調書 10, 11頁)。

「1990年頃、県知事のサレジャシット(当時)が、バトゥ・ブルスラット村に来て、住民を集めてコトパンジャンダム建設について、公式の説明をしました。住民たちは1000人近く集まっていました。

このときの県知事の話は、ダムが建設されて住民らは移転しなければならないが、移転先はすばらしいところだ、家は半恒久的なものできちんと住める、ゴム農園は収穫できる状態にあるものを渡す、住民の財産は畑の生姜まで全て補償する、電気は無料である、新しい村の方が今の村よりもいいというものでした。県知事の話はいいことづくめでした。このとき、県知事は、各財産の補償基準については説明しませんでした。」

- 3 移転にあたり、インドネシア政府が住民たちに約束した内容について、インドネシア政府が日本国政府に提出した資料からも伺える。

1990年の「インドネシア・コトパンジャン水力発電所建設計画における環境配慮について」という外務省有償資金協力課の決裁書では、「本件環境インパクト・アナリシス報告書、本件管理計画書及び本件モニタリング計画書に基づいて、インドネシア共和国政府は、適正な補償の他、5カ所計約13,810haの代替地、及び2カ所のプランテーションを用意し、移住者には庭付家屋、2haの農地、公共用地を供与する」（甲 18-005）と定められていた。

また、後述する1992年の佐藤調査団の訪イの後で日本政府がインドネシア側に質した質問に対して BAPPENAS の担当者が返答した回答（乙 B 8）では、一般的な移住（トランスミグラーシ）や PIR 移住に比べて、コトパンジャン移住は、2ヘクタールのゴム園が与えられること、標準家屋に改善が施されること、井戸と清澄な水の供給があること、アスファルト道路、450VA の電気、公共施設の追加があることなどを回答している。

さらに、本件 SAPS によれば、「a) 政府の移住計画の基準に基づいた施設 b) 追加的な施設と支援 ・農村電化のための追加的施設、幹線道路の舗装、恒久的な橋梁、住居

の床のセメント張り、及び水供給施設 ・ 2 年間の追加的な生活支援 ・ 1 年間のゴム園のメンテナンス等が提供された」（丁 B13、15 頁）とされている。

しかしながら、その実態は後述するとおり、政府の約束とは大きくかけ離れたものであった。

第 2 移転同意を取得した経緯

1 リアウ州カンパル県が作成した移転指針（甲 B47）では、カンパル県下の移住対象住民については、1990 年 12 月 15 日から 1991 年 1 月 14 日までのわずか 1 ヶ月という短期間で、1 万 5000 人を超える住民（移転指針に引用されている住民数）に対する移転再居住に関する啓発活動を行い、移転同意表明書への署名や住民財産目録への記入を完了させることとされていた。

普通に考えても 1990 年 11 月時点では、PAFs への公式説明はなされていなかったにもかかわらず、同年 12 月 15 日からのわずか 1 ヶ月という短期間に 1 万 5000 人を超える住民に対する移転再居住に関する啓発活動を行い、移転同意表明書への署名を見込むには、強制を前提としなければできないはずがないことは明らかであった。また、財産目録が、このような短期間に PAFs の意見を踏まえて正確に作成できるとは到底考えられず、現地での確認や測量も不十分な、極めて杜撰な財産目録になることは明らかである。

2 そして、短期間に移転同意等を取得するために、インドネシア共和国政府は、「調整」活動を実施し、移転同意表明書と住民財産目録書への記入を確保するという方針を打ち出した。

リアウ州と西スマトラ州では、それぞれに「調整チーム」が組織された。リアウ州側での「調整チーム」は、34 名の政府関係者で構成された。このチームの実施リーダーは、当時カンパル県知事の地位にあったサレー・ジャシットであった（甲 B47 訳 22 頁）。この調整チームの主要任務は、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについて、「住民の受け入れ状況と肯定的な認識を絶えず維持する」（訳 2 頁）ことができるよう、現地住民を誘導することであった。こうした誘導活動により、コトパンジャン・ダム建設については、「住民全体の要望が存在したという状況を形成」しようとしたのである（訳 4 頁）。

このような目的を実現するために、カンパル県政府は、「調整チーム」のための実働部隊を組織した。それが、「移転調整チーム」（Satkorlak Pemindahan）であった。このチームには、政府関係者のほかに、多数の軍隊／警察関係者が加わっていた。このチームは、とりわけ治安確保の側面を担った。つまり、コトパンジャン・ダム建設への批判・反対の動きを押さえ付けることを主要任務とした。こうして、「サトコルラック（移転調整チーム）」は、公安機関としての役割を果たした。その実際的な役割は、現地住民の間に軍隊／警察の直接的介入があり得るとの雰囲気醸し出すことにより、そのような心理的圧力の下に住民移転を促すことにあった。

このサトコルラックの活動状況について、本件 SAPS 中間報告書付属書 3 章には、「住民が受け取った補償は、強制的に実施されたもので、補償金額について合意に達するためのいかなる協議ないしは討議もなされなかった。住民たちは、政府によって支払われる補償金額を受け取るよう強いられたのである。もしも住民がそれを受け取らなければ、彼等は、「移転調整チーム」(Satkorlak) (このチームは、政府の公安機関としての機能を有していた。) によって威嚇され、移転を強制されたのである。住民によれば、「移転調整チーム」は、軍隊の様々なユニットで構成されていた。」(丁 B14、55 頁) と記載されている。

そして、「サトコルラック (移転調整チーム)」の関係者は、県知事、郡長、村長が主催する会合には、常に出席した。そして、住民に対して無言の圧力を加えた。また、移転対象の村々には、「バビンサ」と呼ばれる兵士が 1 名ずつ配置され、村内に居住した。彼等は、住民の動向を探るとともに、住民を日常的に監視する役割を担った。また、彼等は、正式な住民集会には必ず顔を出した。彼等は、時には平服で、時には制服で、これらの会合に出席した。しかし、たとえ平服で出席しようとも、住民には彼等を容易に識別できた。そのため、住民は、これらの会合において、コトパンジャン・ダム建設とそれに伴う住民移転問題について、率直な意見を表明することはできなかったのである。

このような弾圧体制の下で、インドネシア共和国政府は、立ち退き対象住民からの移転同意の取得工作により、リアウ州については、1991 年 1 月 22 日に移転同意が得られ、西スマトラ州については、1990 年 12 月 13 日に移転同意が得られたとされたのである。

なお、上記工作によっても移転同意が得られなかったケースについては、政府機関側で同意書を勝手に作成したケースも多々あった。

3 実際に同意が取得された過程について、タンジュン・バリット村のシャムスリ氏は、以下の通り陳述している (甲 C29)。

「1990 年ころ、村長から財産を申告し国家土地局 (BPN) に登録するようにという話がありました。

しかし、私は移転に反対でしたので登録をしませんでした。そうしたところ、私の家に村長がやってきて「登録するように。」といったのです。

私は「この登録は、私にとって損するばかりです。補償水準はドリアン 1 本 1 万ルピアと聞いていますが、それでは損害ばかり大きいです。」と答えました。しかし、村長は私に「補償に登録しなければ、あなたの所は全部水没するだけだ。」「国家的なプロジェクトであるので、国民は協力しなくてはならない。協力しないことがあれば、あなた自身がダムの底に沈められるに違いない。」「クドゥンオンボの人たちも水に沈められたでしょう。」と話しました。

私は、村長からこのような話を聞いて、登録に応じざるを得ませんでした。登録に当たって、私は自分の土地の範囲を申告しましたが、私の申告を受けて、BPN の測量要因が実際に測量したことはありません。

なお、移転合意書は見たことはありますが、私はサインをしていません。補償同意書集めも行われていたと後で聞いて知りましたが、私は見たことはないし、サインもしたことはありません。私がサインをした記憶があるのは、上記申告にかかる財産目録のみです。後述のように、1996年、私がインドネシア国内で補償の完全実施を求めて裁判を起こしたところ、相手方の弁護士が私に「移転同意書」を突きつけて「あなたは納得してここにサインをしているではないか。」と質問してきたことがありました。しかし、「移転同意書」は明らかに偽造でした。私は、普通はサインの後ろに指印を押すのですが、この偽造された「移転同意書」には指印が押しておらず、サインしかしていませんでした。そして、このサインの字体は、あまりにも整いすぎている字体で私の筆跡と全く違っていたのです。」

鷺見教授の聞取（甲 C28）でも、聴取した原告のほとんどが移転について事前に同意したことはないと答えている。

- 4 以上より、移転同意は事実上の強制を持って行われた上、勝手に同意書が作成されたケースも多数あったと認められ、上記期日までに PAFs 全員から移転同意が取得された事実は認められない。

第3 補償基準同意を得た過程

- 1 補償基準同意も同様に強制されたものであった。

カンパル県政府は、1991年4月13～14日に、リアウ州の移転対象の8ヵ村からそれぞれに10名ずつの代表を一方的に選んでバンキナンに集めた。この会合では、カンパル県知事のサレー・ジャシットは、国家の大儀のために住民が犠牲を甘受しなければならないことを強調するとともに、移転先では電気、水道などが完備され、住民は、現在以上の生活が享受できると表明した。これに続いて、カンパル県警察署長、カンパル県軍司令官、県議会代表が、それぞれに演説を行い、国益のためには住民犠牲が必要なことを説いた。

このバンキナン会合では、補償基準が提示されたが、余りの低さのために、住民代表はその受け入れに難色を示し、それなりに抵抗した。しかし、結局のところ、政府側の圧力に押し切られ、彼等は補償基準に受け入れを表明した。

- 2 この補償基準が市場価格等に比べて極めて低いことは、本件 SAPS 中間報告書や多くの住民の陳述が明らかにしている。詳しくは第5編第3章に譲るが、一例を挙げれば、本件 SAPS 付属書 3.5 バトゥ・ブルスラット村（丁 B14、54頁）においては、「補償に関する住民提案とその実現化の対比」として下表が掲げられている。

番号	項目	住民提案額(ルピア)	実現額(ルピア)
1	ココナツ(生産木)	35,000/ユニット	4,800/ユニット
2	ココナツ(非生産木)	15,000/ユニット	1,000/ユニット
3	ゴム(生産木)	10,000/ユニット	2,400/ユニット
4	ゴム(非生産木)	5,000/ユニット	1,500/ユニット
5	灌漑稲田	15,000/平方メートル	600/平方メートル
6	非灌漑稲田	10,000/平方メートル	400/平方メートル
7	その他の作物	10,000/ユニット	5,000/ユニット
8	農園(村から遠い)	1,000/平方メートル	30/平方メートル
9	農園(村に近い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
10	菜園(道路に近い)	5,000/平方メートル	600/平方メートル
11	菜園(道路から遠い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
12	耐久性の高い住居	200,000/平方メートル	92,000/平方メートル
13	耐久性の低い住居	150,000/平方メートル	68,000/平方メートル
14	仮設住居(木製、ベニヤ製)	100,000/平方メートル	48,000/平方メートル
15	墓地移転	75,000	なし

上記のとおり、住民提案額と実現額に大きいもので 10 倍以上もの格差がある。このような低価格の補償基準が、インドネシア共和国政府の圧力によって決められた。

2 その時の様子をタンジュン・アライ村のアンワル・シナロ氏(Anwar Sinaro)は、報告書(甲 C28、93 頁)の中で以下の通り陳述している。

「 1991 年 4 月 13 日には、カンパル県知事によりバンキナンに参集するよう、突然に呼び出された。この会合には、リアウ州の水没対象 8 ヲ村より、それぞれ 10 名ずつの代表が参加した。参加者は、主に村長、ニニック・ママック、アリム・ウラマなどの人々であった。参加費として、15 万ルピアを支給された。

このバンキナンでの会合は、夜 8 時に始まった。まず最初に、カンパル県知事のサレー・ジャシットが挨拶し、コトパンジャン・ダム建設の国家的意義を強調するとともに、移住地では、住宅に加えて、2 ヘクタールの農園と 0.4 ヘクタールのパラウィジャ地が与えられ、また給水施設も整えられ、さらに電気の設置料と 1 年間の電気代は無料であると述べた、これに次いで、カンパル県警察署長、軍関係者、議会関係者がスピーチした。

このバンキナンの会合では、政府により補償基準が提示された。余りにも低い補償基準であったために、各村代表は、その受け入れに難色を示した。しかしながら、結局は、政府側の強硬姿勢に押し切られてしまった。

この会合の後に PLN により実施されたジャカルタ招待旅行にも参加した。その際には、ユニホームとともに、20 万ルピアを支給された。この旅行では、チラタ(Cirata)ダムとサグリン(Saguling)ダムの貯水池での養殖漁業を見学するとともに、アンチョル(Ancol)のレジャーランドとタマン・ミニ(Taman Mini)公園への遊覧も行った。」

「 その後、タンジュン・アライ村では、村長により、ニニック・ママックらの 10 名ほどの村落指導者が集められた。この会合で移転が不可避なことを聞かされたが、特に移転同意を求められることはなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名したという記憶はない。また、アンケート用紙への記入と署名を求められることもな

かった。

当初、政府によって提示された補償金額は、500 万ルピアにすぎなかった。そのため、旧村での資金額に比して、余りにも少なすぎると政府に抗議した。その結果、1000 万ルピアが上乘せされた、それにより、補償金としては、1500 万ルピアを得た。

しかし、それによって満足したわけではなかった。それ以上に交渉しても増額の可能性はないと判断したため、矛先を収めたのである。」

- 3 また、この補償基準に関する会合に呼び出された現地住民の選抜についても問題がある。

この点について、バトゥ・ブルスラット村のエム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティ氏（原告番号 N102）は次のように述べている（甲 C17、4 頁。本人調書 12, 13 頁）。

「1991 年の 4 月、リアウ州の各村からごく少数の代表者がバンキナンに集められて、財産の補償基準が決められました。そのような会合があることは、バトゥ・ブルスラット村の副慣習法長の地位にあった私には知らされませんでした。

この会議にはバトゥ・ブルスラット村からは、政府によって選ばれた 2 名が参加しました。参加するにあたってこの 2 名はほかの村の指導者らに全く相談しませんでした。そして、会議の場で補償基準に合意してきてしまいました。

このことは、この 2 名が村に帰って来てすぐに知りました。私は、村全体に関わる補償基準を 2 名だけで決めて来てしまったことを残念に思いました。しかし、すでに決められてしまったことについては、どうしようもありませんでした。当時の政治状況の中では、このバンキナン会議での決定に異議を唱えることはできませんでした。

決められた補償基準の内容については、会議の参加した者は村人の前に現れず、判りませんでした。参加者は、バンキナン会議で決まった基準があまりに低かったので、これが明らかになると村人から責められるとおそれていたのだと思います。」

- 4 以上より、補償基準に関する合意は、PAFs らの正式な代表による合意ではない上、その合意取得過程も強圧と懐柔によるものであり、到底参加者の自由な意思による合意とは言えないことが明らかである。

第 4 移転同意・補償基準合意後の現地の状況

移転対象となる現地住民全員から移転同意を取得し、補償基準について合意が成立したとされている 1991 年 4 月以降の現地の状況を客観的に明らかにするものとして、1991 年夏及び 1992 年 1 月の現地取材に基づく報道がある。

まず、1991 年夏に読売新聞が行った現地取材では、「水没予定の集落では、同意書に署名した家々の壁に通し番号がペンキ書きされ、だれが同意していないかひと目でわかる形で署名集めが行われていた」ことが明らかにされている（甲 B29）。

1992年1月26日付毎日新聞記事でも、現地の状況について、水没予定地であるバトゥ・ブルスラット村の民家には、「ほぼ3軒に1軒の割合で、家の壁にペンキで赤い×印。移転を承諾した印だ」（甲 B32）と報じられており、脅迫的な移転同意集めの状況には何等変化がなかったことが明らかである。また、同報道の中では、「住民支援の地元活動家（46）は「深夜、州当局から『村へ行ったら逮捕する』と電話があった。軍、警察が監視の目を光らせており、公然と反対を表明できない。東京に陳情に行った村人も報復を恐れて、村に帰れないでいる」と声をひそめる」等という状況にあったことが報じられており、移転住民らが自由に意見を表明できる状況でなかったことは明らかである。

したがって、客観的資料からも、1991年及び1992年当時、現地住民全員が移転に同意した状況にはなく、現地では脅迫的な移転同意の取得が未だ継続されており、その中で現地住民は公然と反対できる状況になかったことが明らかである。

第5 まとめ

PAFsは、1990年12月なつてはじめて、本件プロジェクトについて具体的な説明を受けることとなったが、その際、移転先の状況について、「移転先はすばらしいところだ、家は半恒久的なものできちんと住める、ゴム農園は収穫できる状態にあるものを渡す、住民の財産は畑の生姜まで全て補償する、電気は無料である、新しい村の方が今の村よりもいいというもの」だった。こうした説明がなされたことは、上述の通り、インドネシア政府が日本国政府に提出した資料からも明らかである。

しかしながら、その後、インドネシア政府側は、住民たちから移転同意、補償基準合意を得る手続を取ったが、その過程は、脅迫や強制によったり、同意書を勝手に作成してしまうというもので、到底、PAFsの自由な意思に基づくものとは言えないものであった。このことは、控訴人住民らの証言・陳述に加えて、当時の新聞報道からも明らかである。

第7章 本件第2次交換公文及び借款契約に至るまでの経緯等

第1次円借款契約締結後、前章で述べたとおりインドネシア政府による本件プロジェクトの説明が、PAFsに行われるようになった。これにより本件プロジェクトの具体的な内容、居住地の水没、移転補償の内容等を知った PAFs は、本件プロジェクトによってそれまでの生活環境が破壊された上、十分な補償も受けられないことから、本件プロジェクトに反対する取り組みを始めた。

別表にその経緯の概要を年表形式で示す。

第1 日本国政府調査団

1991年4月5日、1991年度円借款について、インドネシアにおいて行われた日本国政府調査団とインドネシア共和国政府との間の協議の場で、日本国政府調査団は、本件

住民の抗議行動の経緯

年	月日	インドネシア	日本
1991	4.10		海部俊樹首相、国会において援助4原則を表明。
	4.13～14	リアウ州政府より密かに招集されたバンキナン会合において、カンパル県地方政府と一部住民代表との間で補償基準同意書が作成された	4.14日本において、コトパンジャンプロジェクトへのODAについて、住民の同意などが条件としてされていたことが報道された。
	4.19	西スマトラ州側で移転対象とされたタンジュン・パウ村及びタンジュン・バリット村について、郡庁所在地であるバンカランにおいて、一部住民代表との間で会合が開かれ、補償基準等について同意書作成。	
	4.22		木庭健太郎議員、参議院決算委員会においてコトパンジャン問題について質問。
	5.6－11	インドネシア森林保全ネットワーク(SKEPHI)の事務局長ヒラ・ジャムタニ女史が来日し、コトパンジャン・プロジェクトへの融資中止を訴えると共に、独立調査ミッションの現地派遣を要請。	
	6.10		日本政府、4省庁協議で、コトパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業(第2期)を含む、対インドネシア1991年度円借款供与方針を決定。
	6.12		日本政府、対インドネシア援助国会議(IGGI)において、コトパンジャン・ダム建設事業費の第2期分として、175億2500万円の追加融資を行う意図のある旨を表明。
	6.19		ウィーンで開かれた「大規模ダムに反対する国際連合」(ICALD)会議、日本政府が「インドネシアのコトパンジャン・ダムへのOECD融資を中止すること」を勧告する決議採択。
	7.18	コト・トウオ村のムアスさんがSKEPHI、タラタック協会(Yayasan Taratak)の代表とともに、OECDジャカルタ事務所を訪問し、住民声明書と182名の署名簿を提出。日本大使館は、面会要求を拒絶。	
	8月	リアウ州ティガプラス・コト・カンパル郡8ヶ村の村落代表が密かに集まり、住民総意声明書を採択。また、これに約700名の住民が署名。	
	9.2	リアウ州ティガプラス・コト・カンパル郡の住民代表5名がジャカルタにおいて住民代表声明書を発表するとともに、下院、政党、政府機関などを訪問。	
	9.3	日本大使館、住民代表5名と「コトパンジャン連帯行動委員会」(KASANG)のメンバー20名による面会要求を拒絶。	
	9.4	住民代表5名とKASANGのメンバー3名が、日本大使館を訪問し、住民総意声明書と約700名の署名簿を提出。その際、2名の制服警官と私服警官が同席。	
	9.7		2名の住民代表-ラハマトさん(本名アニス)とベヘラムサン(本名イエニー)-が来日。
	9.9		住民代表、記者会見において、「日本政府と日本国民に対するインドネシア・コトパンジャン連帯行動委員会からの声明書」を発表。
	9.10		住民代表、愛知和男衆議院議員、小杉隆衆議院議員、矢田部理参議院議員、千葉景子参議院議員を訪問した後OECDと面談。
	9.11		住民代表、林義郎衆議院議員と懇談
	9.12		住民代表、堂本暁子参議院議員と懇談した後、大蔵省国際金融局開発金融課を訪問。
	9.13		住民代表、通産省経済協力調査室を訪れた後、外務省経済協力局有償資金協力課と会談し、住民総意声明書と約700名の署名簿を提出し、次いで経済企画庁経済協力第1課を訪問。
	9.19		林義郎衆議院議員と小杉隆衆議院議員の仲介により、住民代表と4省庁・基金との話し合い。
	9.19		第2次円借款について交換公文を締結。
	9.22		2名の住民代表、離日。
	9.25		堂本暁子議員、参議院環境特別委員会においてコトパンジャン問題について質問。
	9.25		基金、コトパンジャン・ダム第2期工事分175億2500万円の融資について、インドネシア側と借款契約を締結。
	9.30		外務省経済協力局の畠中篤参事官、来日中のギナンジャール鉱業・エネルギー相とコトパンジャン問題について協議。
	10.3		ODA研究会、外務省経済協力局有償資金協力課に対して、コトパンジャン・プロジェクト関連資料の提出を要求。
	10.3－10.5		外務省経済協力局有償資金協力課長の石橋太郎氏、インドネシア政府関係者と住民移転問題について協議。(甲B18-016) 10.3ラフマット・スピアラジャ農業省農園総局長と会談。10.4サレ・アフフBAPPENAS長官、ウジョヨ共和国顧問、ラディウマ調整大臣と会談。10.5 ヤミンPLN長官、ギナンジャール鉱業・エネルギー大臣、マイランカイ移住省移住準備総局長と会談。
10.23		基金業務第1部第2課、住民移転及び補償単価基準についての合意状況について、報告書を作成(丁B5)。	
11.13		基金調査団、移転合意、補償単価基準合意、移転先、象の移動、森林保全等について、PLNIに対する調査結果を報告(丁B6)。	
12月		基金、コンサルタント契約同意	
1992	3.2		松浦利尚議員、衆議院予算委員会においてコトパンジャン問題について質問。
	8月	プロウ・ガダン村の住民、コト・ラナ移住地へ移転。	
	9.16－21		外務省経済協力局有償資金協力課長の佐藤重和氏を団長とする日本政府調査団が現地入り。
	10月		基金、本体工事契約同意。
	10.16	コトパンジャン・ダムの建設工事開始。	

第1次交換公文及び本件第1次借款契約における規定に基づいて、インドネシア側に対して、「住民移転問題、環境問題への取り組み工程詳細に関する資料提供を要請」した（甲 B18-013、H3.4.5 付「対『イ』91年度円借かん（政府調査団その3.）」、4枚目）。

第2 本件3条件に関する新聞報道とこれに関する国会答弁

1 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約に定められた本件3条件について、1991年4月14日付朝日新聞において、「コタパンジャンダム建設で『移転対象の全世帯から同意を取り付け、生息している象の移転先の確保などについて十分解決しない限り、円借款を供与できない』と日本国政府がインドネシア側に申し入れていたことが」明らかになったと報道された（甲 B23）。

この報道では、日本国政府が要請した条件は、「①全世帯から移転に同意するとの署名文書を得る ②適切な移転先の用意 ③補償額は政府が一方的に押しつけるのではなく住民代表と協議を尽くしたうえ全住民と同意する ④象の移転地を確保する」の4点であると指摘された。

そして、この条件について、PLN は、「地元紙に対し『日本側の条件に従い住民と交渉中だ。5月までに日本が満足できる同意を取り付け、一日も早く着工して1996年に完成させたい』と話している」と報道された。

2 1991年4月22日には参議院決算委員会において、木庭健太郎参議院議員がこの報道に関する質問を行った（甲 B24）。

これに対して、川上隆朗外務省経済局長は、「環境面への影響の点につきましては、我が国政府部内の検討において、環境配慮のための OECF ガイドライン、これは OECF のガイドラインにございますが、これに沿いましてインドネシア側の取り組みにつき確認を行うとともに、OECF のミッションが移転候補地や移転予定の村落を視察するといったような調査を行っております。我が国としましては、検討の過程におきましてインドネシア側に対しまして環境配慮の重要性というものを強調してございまして、環境、住民移転等の諸点につきましてはインドネシア共和国政府が具体的措置を講ずる旨を種々の段階で確認するというを行っております。その進捗状況について今後とも環境面の影響を含め事業の進捗を注意深く見守ってまいりたい、かように考えている次第でございます」と答弁した。

木庭議員は、さらに本件3条件を提示するように求めたが、これに対して川上局長は、当該3条件は、討議の記録という形で文書化しているが、非公開を前提にして取り交わしたものであるから公開できないとしたが、本件3条件が住民移転と補償に関する点を中心であることは明らかにし、OECF 及び事業団の環境に関するガイドラインに基づいて「今後、環境面、住民移転の面等々を中心としまして先方政府と実施に当たっては十分協議を行い、確認すべき点は確認してまいりたいという姿勢で対処したいと思っております」と答弁した。

第3 最初の告発ーヒラ女史（SKEPHI 事務局長）の来日

このような状況の中、1991年5月6日から11日にかけて、インドネシア森林保全ネットワーク（SKEPHI）の事務局長ヒラ・ジャムタニ女史が来日した。ヒラ女史は、同月9日、石橋外務省有償資金協力課長らと面談し、日本国政府に対し、コトパンジャン・プロジェクトへの融資中止を訴えるとともに、独立調査ミッションの現地派遣を要請した（乙 B2）。

その際、ヒラ女史は、本件プロジェクトの現状と要請事項をまとめたペーパーを用意し（甲 B25、乙 B2 添付書面）、日本国政府が本件第1次借款契約に本件3条件を付したことは評価しつつも、この本件3条件について、たとえば住民の移転同意について、リアウ州知事や本件プロジェクトの責任者は、「個別世帯の署名はどうにでもなる」と言っており本件第1次借款契約に付された条件が簡単に潜脱されてしまうおそれがあること、住民たちは今署名しないと後からでは何ら補償を受けることができないと脅されていること、補償基準については何ら具体的に説明せず十分な補償を約束して署名させていること、PLN が準備している補償金はわずか 350 億ルピアであるが、住民たちが栽培しているゴムの木はプロジェクトによって影響を受ける地域には 200 万から 300 万本あり、1本のゴムの木が育つまでに 2 万ルピアはかかることを考えると、このゴムの木に対する補償だけでも補償金が足りず到底公正な補償は行い得ないことなどを具体的に指摘した。

これに対し、応対した石橋課長は、ヒラ女史が指摘する問題は、「日本国政府にはできることとできないことがある」、「インドネシア共和国政府に働きかけるべきである。本件は第一義的にイ国の内政問題である」としながらも、「我々は、近年、援助の実施に当たっては、人々の利益、環境をより重視すべきであると言いつけている。十分な配慮が払われなければプロジェクトだけではなく、開発努力全般が損なわれることとなると説明している」、「考えられる問題点は先方政府に指摘してある。また、常に連絡を取っており、問題が発生すれば今後も協議を行う」、「問題は、開発による利益と損失のバランスをどう取るかという相対的な問題である。利益を極大化し、損失を極小化することが必要。我々も問題意識は共有している」と述べてヒラ女史が指摘した問題点に対する一定の理解を示した（乙 B2、2、3 枚目）。

第4 1991年6月 第2次円借款供与決定及びこれに対する中止勧告決議

- 1 外務省は、ヒラ女史の指摘を受けながらも本件プロジェクト現地の状況については何ら調査を行わず、1991年5月30日までに、本件プロジェクトに対し円借款を供与することを決定し、同日、決裁書を起案した（甲 B18-014、乙 A27）。

同年6月10日、日本国政府は、4省庁協議で、コトパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業（第2期）を含む、対インドネシア1991年度円借款供与方針を決定し、

同月 12 日、日本国政府は、対インドネシア援助国会議 (IGGI) において、コトパンジャン・ダム建設事業費の第 2 期分として、175 億 2500 万円の追加融資を行う意図のある旨を表明した (甲 B18-014、乙 A27)。

2 IGGI において、日本国政府が、本件プロジェクト第 2 期分に対する追加融資を表明した後、本件プロジェクトの中止を求める声がさらに高まった。

1991 年 6 月 19 日には、ウィーンで開かれた「大規模ダムに反対する国際連合」(ICALD) 会議において、日本国政府が「インドネシアのコトパンジャン・ダムへの OECF 融資を中止すること」を勧告する決議が採択された。

第 5 1990 年 6 月 3 日 : PLN と東電設計との協定

1990 年 12 月 14 日付第 1 次借款契約に基づいて、1991 年 6 月 3 日、「コトパンジャン水力発電所および関連送電線建設事業のためのエンジニアリング・サービス (サービス I) に関する国営電力公社と東電設計株式会社/ヨドゥヤ・カルヤ社/トリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社との間の協定」(甲 B73 邦訳 5 頁、6 頁、第 1 次コンサルタント協定) が締結された。

この第 4 条サービスにおいては、「1 サービスの範囲」として「エンジニアによって遂行されるサービス I とサービス II の範囲の詳細は、本協定に添付される付属文書 B に付託事項にうちに挙げられる」と規定され、この付属文書 B によれば、本件プロジェクトにあたって、東電設計が「唯一の責任企業」として行わなければならない事項が多岐にわたって定められている。

そして、この中には、上記付属文書 B 「1 コトパンジャン水力発電所の建設の監理」の 1 つとして「(9) 環境面での作業のレビューと PLN への序言」が規定されている。

また、協定の付属文書 I 「全般的な取り組みと作業計画」の 1.9 環境作業における再検討と PLN への助言」にも同様の記載がある。

こうしたコンサルタント協定の内容等については第 9 章において詳論する。

第 6 住民による抗議行動

1 1991 年 7 月 : コト・トゥオ村声明書

本件プロジェクト現地においても、移転対象となった住民が、本件プロジェクトの進め方が住民の人権を侵害する違法なものであることを具体的に指摘して、本件プロジェクトに反対した。

同年 7 月には、コト・トゥオ村の住民たちは、同村住民 182 名が署名した声明書 (乙 B5、17、18 頁) を採択した。この声明書では、以下の 7 項目について述べていた。

(1) 移転同意書への署名が無理矢理に強制されていること。

(2) 一部の村落代表者による補償同意書への署名が、住民全体の承認を得たものではないこと。

- (3) 住民の財産目録が、本人の知らないうちに作成、署名されていること。
- (4) 一部の村長、長老などが、住民代表を僭称しているのは、詐欺的行為であること。
- (5) 移転同意書にすでに署名した人たちは、自由意志でそうしたのではなく、恐怖の下でそうせざるを得なかったこと。
- (6) すべての決定や同意が、脅迫や強制を伴わずに行われるべきであること、また「代表」を通じてではなく、住民の直接参加の下で行われるべきこと。
- (7) 住民の安全のために、署名者の名前を秘守すること。

同月 18 日、コト・トゥオ村のムアス氏が、現地の NGO である SKEPHI、タラタック協会 (Yayasan Taratak) の代表とともに OECF ジャカルタ事務所を訪問し、この声明書に 182 名の署名簿を添えて OECF に提出した。この声明書及び署名について、OECF は、ジャカルタ事務所より報告を受け、本件プロジェクトについて、移転同意・補償同意が強制されている事実を認識した。

このとき、ムアス氏らは、日本大使館も訪れたが、同大使館は面会要求を拒絶した。しかし、日本国政府は、ムアス氏らが OECF ジャカルタ事務所に提出した声明書及び署名の内容を OECF から報告を受け、日本国政府も移転同意・補償同意が強制されている事実を認識した。

また、このコト・トゥオ村声明書については、日本でも、「移転同意書、政府が強制」という見出しの下、移転対象の住民代表ら 5 人が OECF ジャカルタ事務所長と初めて会い、「インドネシア共和国政府が住民から取った移転同意書は『同意しなければ永久に補償しない』と言われたためだ、などと訴えた声明文を手渡した」と報道された (甲 B26)。

2 1991 年 8 月：ティガブラス・コト・カンパル郡住民総意声明書

同年 8 月には、リアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡 8 か村の村落代表が密かに集まり住民総意声明書を採択し、約 700 名の住民が署名した (乙 B5、16、22 頁)。

この住民総意声明書では、以下の 5 項目が述べられていた。

- (1) カンパル県地方政府と幾人かの選別されたコミュニティ・リーダーたちとの間で署名された補償基準には全く同意できないこと。
- (2) 補償に関する討議と合意は、各村の住民と直接かつ公開の場で行われ、補償基準は各村の状況に応じて設定されること。
- (3) 移転地で提供される住居水準と設備は、住民の要求を踏まえて修正され、住民との再討議を経て再度合意されるべきこと。
- (4) 補償と移転先住居は、1983 年 12 月 19 日にティガブラス・コト・カンパル郡の指導者たちが集まって採択した勧告に従うこと。
- (5) 地域住民の権利と自由が保障され、地方政府や軍、警察の干渉なく、自由かつオープンに本件ダム建設について討議できること。

3 1991 年 9 月 2 日：ティガブラス・コト・カンパル郡住民代表声明書

同年 9 月 2 日には、リアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡の住民代表 5 名がジャカルタにおいて住民代表声明書を発表し、国会、政党、政府機関などを訪問して提出した。この声明書では以下の通り、本件プロジェクトで発生している問題点を具体的に指摘し、4 項目の要請を述べていた（乙 B5 号証 23, 24 頁）。

- 「① コトパンジャン・ダムの建設過程においては、民主主義の手順が全く反映されておられません。なぜなら、このプロジェクトの影響を受け、かつ立ち退かされるであろう共同社会の人々に対しては、このプロジェクトの背景、目的、利点および難点について、明確で簡潔な実際の説明が一度もなされてきていないからであります。さらに、このプロジェクトの立案の段階から今日に至るまで、犠牲を強いられるであろう人たちとの公開の場での民主的な対話は、何らもたれてきておられません。
- ② カンパル県の地方政府は、立ち退き問題に直面しているティガブラス・コト・カンパル郡の 8 ヲ村の幾人かのコミュニティ・リーダーとともに、1991 年 4 月にバンキナンにおいて会合を持ち、土地、立木および建物の基本的補償価格に関する協定に署名しました。この署名は、住民の知らないうちに、コンセンサスもなく、しかも住民の承認もなく、行われました。事実、この署名簿は、コミュニティ全体によっては同意されなかったのであります。
- ③ 地方政府は、このプロジェクトにより犠牲を強いられるであろう住民との協議も行わずに、また、コンセンサスもないままに、一方的に新たな再定住地を選定し、かつ建設してきております。

前記のような異常な事態に鑑みて、私たちは、以下のことを要求いたします。

- ① 土地、立木および建物の基本的補償に関して、一部のコミュニティ・リーダーたちによって署名された同意書は、無効であると宣言されるべきです。
- ② 地方政府は、コトパンジャン・プロジェクトに関するすべての討議を最初からやり直すべきです。この討議は、民主的な方法で、公開の場で、かつ住民参加の方式で、共同社会の構成員全体が参加して行われなければなりません。地方政府は 1983 年 12 月 19 日にバトゥ・ブルスラット村で開かれた会合において伝統社会指導者、宗教的指導者などによって表明された声明書に留意すべきです。しかも、一連の対話においては、政府は、共同社会の願望を代表しないような人物の関与を許してはなりません。
- ③ 地方政府とプロジェクト当局者は、このプロジェクトの背景、目的、利点および難点についての誠実で明確な情報を、住民に対して提供すべきです。
- ④ 住民は、地方政府、プロジェクト当局者および治安当局者の干渉を受けることなく、自由で、オープンで、かつ安全な方法で、プロジェクトについて討議することができる完全な自由と権利を与えられるべきです。」

同月 3 日には、上記住民代表 5 名と「コトパンジャン連帯行動委員会」(KASANG) のメンバー 20 名が、ジャカルタ OECF 事務所に上記住民代表声明書を提出した。

同日、住民代表らは日本大使館に対しても面会を求めたが、同大使館はこれを拒絶した。住民代表による面会要求について、外務省は同月3日及び4日にインドネシア大使館からFAX信を受けており（乙B14、15）、本件プロジェクトに現地住民が反対し、ジャカルタまで抗議に来ていた事実を認識していた。

翌同月4日、住民代表5名とKASANGのメンバー3名が、再度日本大使館を訪問した。その際には大使館側が面会に応じたため、大使館内で面談し、上記住民代表声明書、並びに1991年8月の住民総意声明書及びこれに署名した約700名の住民の署名簿を提出した。この面談の際、日本大使館は、インドネシアの2名の制服警官と私服警官を同席させた。

第7 インドネシア共和国政府による抑圧

以上のような住民による本件プロジェクトに反対する行動に対し、インドネシア共和国政府はこれを抑圧した。

1991年8月、コト・トゥオ村が声明を出す前後には、コト・トゥオ村で開催予定だった村民集会に対し、郡長が、M16ライフルを携行した完全武装の兵士7人とともにやってきて、同集会を解散に追い込んだ（乙B5、3頁）。

また、1991年9月の住民代表のジャカルタ訪問後には、リアウ州および西スマトラ州政府当局および軍当局によって、以下のような弾圧が行われた。

「B インドネシア共和国政府・当局のリアクション

* 9月6日 ルディニ内相の発言…軍の新聞 Angkatan Bersenjata 紙

村民代表のジャカルタ訪問に関して、身元や背後関係を調査することを示唆

* 9月10日 リアウ州当局、村民のジャカルタでの抗議行動に不快感を表明…

Jakarta Post 紙

* 同日、ジャカルタから帰村した村民代表4名のうち最長老であるムアラ・タクス村のシャリフ氏に対する自宅での尋問（軍を伴った郡長による）

* 9月11日 パヤ・クンボにあるNGOのタラタ協会代表にイマン氏（大学講師）に対する自宅での取り調べ（西スマトラ州社会政治局員による）

* 9月13日 リアウ州計画局長の新聞コメント

…西スマトラの地方新聞 Harian Haluan 紙

日本のNGOが資金・便宜を供与していると非難

* 9月13日 Indonesian Observer 紙

コトパンジャンダムに反対を訴えている2人についてその身元は疑わしく、日本ではさほど注目されていないとの駐日インドネシア大使館のコメント

* 各村では現在2人の兵士がパトロールと監視を実施しているほか、上級区長の巡回もひんばんに行われるに至っている。」（乙B5、5頁）

これらの政府・軍当局の弾圧によって、住民たちは、コトパンジャン・ダム建設に異

議を唱えることは勿論、移転に異議を唱えることもきわめて困難な状況におかれていた。

第8 1991年9月7日：住民代表の来日

1 9月9日：記者会見

以上のような状況の中で、1991年9月7日、本件プロジェクトに影響を受ける現地住民の代表として、ラハマット氏（本名アニス）及びバヘラム氏（本名イエニー）が来日した。同氏らは、インドネシア共和国政府による弾圧をおそれ、本名を伏せて記者会見等を行ったものである。

そして、同月9日には、記者会見において、「日本国政府と日本国民に対するインドネシア・コトパンジャン連帯行動委員会からの声明書」を公表した（乙 B5、25 頁）。そして、この声明書においては、住民同意問題について、以下のように述べていた。

「すべての村人たちが、移転同意書に署名しているわけではありません。政府が事情を十分に説明しなかったことから、多くの人々は、自分がいつ移転同意書に署名したのか思い出せません。他方において、署名した人たちのうちには、今直ちに移転同意書に署名しなければ、今後はどのような補償も一切受けられないであろうと脅されて、そうした人もおります。また、多くの補償と今よりも明るく豊かな未来を約束されて、署名の説得に応じた人もいます。人々には、この地に踏み止まるといふ選択は与えられておらず、その代わりに再定住の選択が与えられているだけです。」

また、補償問題については、次のように述べてその問題点を明らかにしていた。

「インドネシア共和国政府は各村から10人ずつを選び、彼らと秘密の交渉を行い、すべての村が受け取るべき補償額を定めた。言い替えれば、たった10人がその他の村びとたちに何も知らせないで、何の相談もなしですべての人を代表して決定したのである。この補償額は情けないほど少額で、例えば野菜、ゴム、その他の穀物用の土地は1平方メートルにつき30～50ルピア（3～4円以下）と定められた。ゴムの木1本につき2,000ルピアの補償が与えられるが、1本のゴムの木が5年間に生産するゴムは約46,000ルピアくらいである。また、ココナツの木1本につき4,000ルピアの補償金と決められたが、1本のココナツの木が5年間に生産するココナツは約360,000ルピアに値する。」

以上の問題点を指摘した上で、声明書は、「日本国政府は、融資国としてダム建設が引き起こす環境並びに社会的影響に対する責任を取る必要があること、影響を受けるすべての人たちは警察やその他の機関からのいやがらせや威嚇行為を受けることなく、自分たちの意見を述べ、集会を開き、署名を集めるなどプロジェクトに関連する行動を自由に行えるよう完全に保証されるべきであること、本件について独立機関による再調査を行うこと、上記各措置がとられるまで本件プロジェクトへの融資や融資への約束は控えられるべきであること」を要請した。

2 9月13日：有償資金協力課との会談

住民代表らは、9月10日にOECF、同月12日に大蔵省国際金融局開発金融課と会談等を持った。同月13日、住民代表らは、通産省経済協力調査室を訪れた後、外務省経済協力局有償資金協力課と会談を持った。

この会談では石橋課長が応対した。その場において、住民代表らは、1991年8月の住民総意声明書及びこれに対する約700名の署名簿を提出した。この会談においては、住民代表から「補償基準がインドネシア共和国政府によって一方的に決定され、その内容が住民が1983年12月に提示した17項目の要求を満たしていないこと、住民は現状に満足しており移転は希望していないこと、移転に反対する住民に対して「反開発」、「反政府」のレッテル貼りがなされ、住民集会に対しては軍が完全武装で阻止行動を取るなどの弾圧がなされていること、このままではクドゥン・オンボのように問題が解決する前に水を入れられて強制的立ち退きを余儀なくされるか、将来のない生活に甘んじるしか選択肢がなくなるので日本として本件建設を停止または中止するようにしてほしいという要請がなされた（乙B3）。

これに対し、石橋課長は、日本国として、「(i)技術的可能性、(ii)経済的妥当性、(iii)環境配慮、(iv)住民移転への対応、(v)歴史的遺跡の存在、(vi)野生動物の保護等の観点から実施可能性の検討を行うとともに、環境配慮、野生動物等については、1980年代の調査に加え、更に数度にわたるミッションを派遣し、全ゆる角度からの検討を重ねてきた。かかる徹底的な調査を行った上で、日本国政府としては、資金供与を決定した」とし、「住民移転に関しては、我々としても重大な関心を有している旨インドネシア側に伝えており、その成行きを注視している」とした。

また、「移住・補償問題の基本は受益国側の国内問題であるというのが、世銀を始め、国際的に確立した考え方である。インドネシア共和国政府としても日本側の関心を十分に承知しており、移住問題を含め、必要な措置を講じてきているが、現在の最大の問題は、補償条件をどうするかであり、移転地における土地を拡大(2ha → 2.5ha)する等可能な方法をとっていると承知」しているとし、補償問題について、「日本国政府としてはこれへの干渉や関与はできない」とし、「我々にできることは、本日の話をインドネシア共和国政府に伝達することと、この問題の進捗を見守るということである」と答えた。

この会談の後、住民代表らはさらに経済企画庁経済協力第1課を訪れた。

3 9月19日：4省庁・OECFとの会談

同月19日には、林義郎衆議院議員と小杉隆衆議院議員の仲介により4省庁及びOECFと話し合いを持った。この話し合いには、乙B4号証添付の参加者リスト記載のメンバーが参加した。日本側としては終始、上記石橋課長が応対した。

話し合いの中で、住民代表であるラハマット氏は、移転同意書が、家産リストの中に紛れ込まされ、知らないままに署名させられていたり、これに気づいて説明を求めた者は「今これに署名しなければ将来何の補償も与えられない」と脅迫されたりしたこと、

1991年4月13日、インドネシア共和国政府側が勝手に各村から10人ずつを代表としてバンキナンに招集し、補償基準を定める補償合意書に署名を強制したこと、この補償合意書の無効を訴える住民の署名が広がっていること、この住民を取り組みに対してインドネシア共和国政府は慣習的権利として認められている村民集会を、M16ライフルを携行した軍兵士を動員して解散に追い込んでいること、こうした状況の中でも住民たちはジャカルタで世論の喚起を願って関係省庁に対する陳情等を行い、さらには日本大使館に対しても同様の申し入れを行ってきたこと（乙B5、1～5頁）を説明した。

そして、ラハマット氏は、今回の来日は、本件プロジェクト現地の現状を説明するとともに、日本国政府に対し、日本国政府及びOECFが円借款供与に当たって付した本件3条件の遵守をきちんとチェックすることを求めることが目的であると語ったのである（乙B4、1頁、乙B5、1頁）。

これに対し、石橋課長は、「住民移転や補償に関しては、受益国が責任を持って対応することになっている。この問題に供与国が口を出すことは内政干渉ともなりかねないので受益国が行うというのが国際的に確立されたやり方である」「インドネシア共和国政府に対し、移転、補償問題については、これをインドネシア共和国政府に伝えるとともに、我が国としてもこれを踏まえて対応するとともに、林、小杉両先生の意向も体して処理していきたい」と述べた（乙B4、2頁）。

これに対して、ラハマット氏より、確かに日本国政府はインドネシア共和国政府とは緊密に協議している様であるが、その内容は住民には伝わってきておらず、住民の関与なしでことが決められているが、「我々は一体何者でもないのか」（Are we just nothing?）

「材木と同様のものなのか」との疑問を呈した上で、日本国政府として問題が存在することを認めるのであれば、本件3条件との関係で如何に対応していくのか伺いたいとの質問があった。

これに対し、石橋課長は、「ラハマット氏の来日によって提起された問題についてはインドネシア共和国政府に正確に伝達するとともに、インドネシア共和国政府が住民の方々と対話し、物事がいかに進んでいくかをフォロー・アップしていきたい」と答えるにとどまった。

ラハマット氏は、さらに、インドネシア共和国政府に伝達した内容やその結果を、現地住民側にも伝えることを要望するとともに、インドネシア共和国政府は村のリーダーであるラハマット氏でさえ住民ではないという対応をしており、インドネシア共和国政府への伝達では現地住民への配慮にならないことを指摘した。

これに対して、石橋課長は、「我々として問題から目をそらすつもりは全くないが、内政干渉は避けなければならない」、「インドネシア共和国政府に適切な対処を求めていく」と述べた。さらに、本件については『現状をしっかりと確認しながら進めていく』と説明するとともに、『住民』の定義にしても見極めながら対応していく所存であると発言した（乙B4）。

4 日本国政府及びOECFの対応の問題点

日本国政府及び OECF は、これらの会談等を通じて、本件プロジェクトにおいて、住民の移転同意や補償同意が強制されたり、詐取されたりしていること、インドネシア政府が住民との協議や同意なく一方的な新たな再定住地を選定し建設し、住民に対し移転を強要しようとしていることを直接に聞き認識した。

ところが、日本国政府及び OECF は、現地住民の訴えを真摯に受け止めようとはせず、それどころか、現地住民代表が円借款供与に付された 3 条件と現地の現状との関係を問うたことに対し、本件 3 条件の内容を偽った。すなわち、本件 3 条件及び本件履行特約により、本件プロジェクトによって影響を受ける住民の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保され、移転合意及び補償合意は公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられなければならないことをインドネシア政府に対し義務づけており、その履行を確保するため、3 ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を OECF に提出する義務をインドネシア政府に課し、その報告等によって移転及び補償基準に対して住民の同意があることが確認されなければダム建設工事開始のための円借款を実行しないこと、住民移転が円満に解決していなければダムの湛水を開始してはならないこと等と定めていたにもかかわらず、日本国政府及び OECF はこれらの点をことさら隠し、上述の通り住民移転や補償の問題はインドネシアの国内問題であり日本政府としてできることはないと答え、現地住民代表を欺罔した。

日本国政府及び OECF が、本件円借款供与に当たってインドネシア政府側との間で定めた条項を偽り、これによって日本国政府及び OECF が保持している権限を偽ったことは許されないことである。この日本国政府及び OECF の行為は、当時、適正な補償を行わないままに住民移転を強要し、住民の生活を破壊し、住民の基本的な人権を侵害するインドネシア政府の違法行為に積極的に加担したものと評価できるものである。

第 9 本件第 2 次円借款に関する交換公文及び借款契約の締結強行

1991 年 9 月 19 日、ちょうドラハマット氏が 4 省庁・OECF に対して現地住民の状況を訴えているまさにその時に、日本国政府は本件第 2 次円借款について交換公文を締結した。そして、同月 25 日、OECF は、コトパンジャン・ダム第 2 期工事分 175 億 2500 万円の融資について、インドネシア側と借款契約を締結した。結局、この締結に当たって来日した現地住民代表の訴えには、日本国政府も OECF も何らの配慮も払わなかった。

なお、本件第 2 次円借款にも本件第 1 次円借款と同様の本件 3 条件等の規定が付された。

第 10 1991 年 9 月 25 日：堂本参議院議員による国会質問

堂本暁子参議院議員が 9 月 25 日、同院環境特別委員会において、本件プロジェクトについて質問を行った（甲 B31）。

1 本件3条件の内容について

堂本議員が、本件プロジェクトに対する円借款供与に当たって外務省が付した本件3条件を問うたところ、これについて畠中篤外務省経済協力課外務参事官は、「条件ということではございませんけれども、今後特に配慮してもらいたいということで先方に話をしたことはございます。それは住民の移転でございますけれども、移転地の確保と住民移転にかかわりますその整備あるいは補償といったものを十分に考えてもらいたいということ。それから野生動物の保護。現地にはスマトラゾウが生息しております。特にそういう象の保護について適切な措置をとってもらいたいということ。そして、先ほど申し上げましたけれども、移転地の準備のみならず、補償のときにも十分住民と意見を交換して対処してもらいたいというようなことを先方に申しております」と答弁した。

2 住民同意の確認について

続いて堂本議員は、スマトラゾウ、バク等の動物の保護について現地政府の確約がとれているのか、現地住民の同意をきちんと得ているのかを質問した。

これに対し、畠中参事官は、「野生動物保護、どこへ移すかといったような場所の選定につきましても、インドネシア側の候補地に我々調査員が参りまして、それが適しているかどうかというようなことも議論しながら、ただいま移転候補地を選定中でございます。そして、このようなインドネシア側が作りました計画に従ってきちんとした報告するという言質をとっておりまして、随時報告を受けております。また、現地住民の声ということにつきましては、特に移転の補償と申しますかそういった面について、先ほど御説明いたしましたように、十分意見を聞いて円満に解決してもらいたいということで、これも今住民と政府側で現地で交渉中でございますけれども、我々もその成り行きを見守っております」と答弁した。

3 銃による強制及びダム必要性について

堂本議員はさらに、「反対すれば銃でおどかされる。実際そうです。調査するときに軍隊が入って銃でおどかしているという状況のもとで、だれが反対ですと言えますか。そういった政府の報告を信用なさるのかどうか」、「住んでいる方については、どうしてもそこから離れたくないけれども、銃でおどかされているから仕方がないんだということでみんなおびえているわけです。ですから、本当の合意というのは私は得られないと思っております。こういった巨大ダムをつくって熱帯林を埋没させる。それから住民が立ち退く」、「今、日本もバイオダイバーシティの条約をつくろうとしてそこに参加している最中です。その片方の手で今大臣がやるおしゃったような国際協力をしよう、片方の手でそういった破壊の方に融資をする。これは相手国側の責任といつも外務省はおっしゃいますけれども、それだけで済むのかどうか、そこに大変疑問を持ちます」、「経企庁もいらしていただいていると思っておりますけれども、速やかにこれは代替の案…(中略) …ソーラーということもありましょう。もっと小さい規模の発電ということもありましょう。…(中略) …どうしてこんなところにこんな大きなダムを建設しなければならないのか大変疑問を持ちました。外務省とそれから経済企画庁からきちんとしたそこ

に対しての御答弁をいただきたい」と質問した。

これに対し、畠中参事官は、「本件の事業につきましては、スマトラの地方電化が徐々に進みましてインドネシアの電力事情が逼迫してまいります。将来のそういった状況に備えてこの事業をするということで、いろいろな角度からその妥当性を調査した結果これに協力するということを決めた」、「私どももジャカルタあるいは東京におきまして地元住民の方々とお話しする機会が何度もございました。また、現場にも調査員が行ったこともございます。地元住民の方々の御意見は、私どもの理解しますところ、ダム建設そのものよりも移転に伴います補償が不十分であるという点が非常に大きな問題になっているように了解しております。そういうことも踏まえまして、開発事業の実施に伴います住民移転の交渉につきましては、基本的に私どもが交渉の当事者になることはできませんが、インドネシア共和国政府側にも働きかけしまして、ぜひとも円満に解決されるよう種々働きかけを行っている」と答弁し、経済企画庁調整局経済協力第1課飯塚和憲課長は、「環境問題の重要性というものは十分認識をしております、このプロジェクトの検討の過程で、円借款の融資を行います海外経済協力 OECF、これが環境ガイドラインというものを持っておりますけれども、これに基づいて社会環境問題、自然環境問題等の広範な項目についてチェックを行いまして、各項目につきましてインドネシア側が所要の対策を講じるということを確認し、また、海外経済協力 OECF 自身も調査団を派遣して現地で調査を行うといった慎重な配慮を行ってきた」と答弁した。

以上のとおり、畠中参事官の答弁は、本件3条件は条件ではなく、「今後特に配慮してもらいたいということで先方に話をした」ものにすぎないと答弁した。これは明らかに交換公文の討議議事録における本件3条件及び L/A における特約の位置づけと内容を偽ったものである。また、畠中参事官は、地元住民の意見は、補償が不十分であるという点にとどまっているとしている。しかしながら、現地住民が来日までして訴えた要点は、移転・補償に対する住民の同意が強制され、詐取されている点であり、インドネシア共和国政府の弾圧により住民が自由かつオープンに意見表明することができない点にあった。

第8章 コンサルタント契約の締結に対する同意に至るまでの経緯等

第1 1991年9月30日：畠中・ギナンジャール会談

1 畠中参事官の申し入れ事項

本件第2次円借款契約が締結された直後である1991年9月30日、外務省経済協力局畠中篤参事官が、来日中のギナンジャール鉱業・エネルギー相（以下ギナンジャールという）とコトパンジャン問題について協議を行った（乙B1、甲B18-015）。

その中で畠中参事官は、「我が国政府は、本事業の重要性を十分認識しており、ダム建設が一刻も早く開始され、予定通り完成し、貴国の電力需要に貢献することを期待するとの立場を一切変更していない」、「コトパンジャン住民2名が今月（9月）来日し、

国会議員、4省庁、OECD への陳述等を行った結果、右住民の意見に影響を受けた議員やマスコミ等から我が方に対して問い合わせ・抗議等が殺到しており、借款供与を決定した当省を初めとする4省庁の立場も苦しいものとなってきている」、「我が方としては、本事業の重要性に鑑み供与を決定したものであり、反論に努め、進める決意に揺るぎはない。しかしながら、今次の住民来日により、本件移転問題に対する国民の関心も高まっていることもあり、取り扱い如何では、本件ダム建設への資金協力自体のみならず、対インドネシア経済援助、ひいては我が国の経済協力の在り方全体に悪影響を及ぼしかねない非常に機微な問題であるを十分にご認識いただきたい」と述べ、以下の通り、インドネシア共和国政府に対し協力を要請した。

- (1) 「貴国が、住民移転のために講じている措置につき、十分な情報を提供していただきたい。我が方が入手してきた情報は、一部不明確なものもあったため、国会議員を含む日本側関係者に対する説明の際、利用し得ない状況にあった。具体的には、移転にかかる補償基準（右決定にあたり基礎となった考え方・根拠）、補償内容（右決定にあたり基礎となった考え方・根拠）、移転先の整備状況（可能ならば写真を添付のこと）、象の移転先にかかる情報、熱帯林保護の状況等である。」
- (2) 「本件について重要なことは、今からでも遅くないので現地住民と十分に対話を行い、意思疎通を図り、彼らの合意を取りつけるということである。」
- (3) 「日本に伝わってくるのは、過半が（本来マイノリティと想像される）本件に反対する住民の不満のみであり、本件事業の重要性や緊要性、及び、本件に賛成している受益者たる多数の住民の声やプロジェクト担当者的心声はほとんど聞こえてこない。」

そして、来日した2名の住民代表について、「帰国後の処遇については、内外の注目の集まっているところである。したがって、貴国の右状況を踏まえ、間違っても本件を人権問題化させることのないよう希望する」と述べた。

2 ギナンジャールの回答

これに対し、ギナンジャールは、「住民の生活は移転前よりも向上すべきであり、クドゥンオンボダムの教訓を生かすべきであるとの立場」に立っているとし、以下の通り述べた。

- (1) ダム建設に伴い、灌漑、電化、幹線道路等の整備が実施され、集約的な農業を実施しうるようになること、移転後、政府が提供する土地の所有権を獲得すること、補償金を支払うほか、種子（3～4年もすれば収穫可能との由）を無償で供与することとなっており、他方、1996年に村が水没するまでの間、5年間は、住民が旧農園で農産物を栽培・収穫することをも許しており、客観的に見ても収入が減ることとはあり得ないこと、総じて住民はあまり立派な家屋には住んでおらず、むしろ代替家屋の方が立派だとも言え、家屋に対する補償金で供与された家屋を改造することもできることなどから、本件ダムの建設及び補償により住民の生活は向上する。

- (2)「象については、多額の費用をつぎ込んで31頭を移転させることとなっており、熱帯林については、水没するのと同規模を植林することを検討しており、さらに仏教遺跡についても計画水位を変更するとともに、周囲に堤防を建設し水没を防いでいる」。
- (3)「西スマトラ、リアウ両州の計103名の伝統的指導者から同意を取りつけている。各指導者の配下の住民の中には、同意していないものもいるが、全員が同意することなどほとんど不可能であり、かつ、大多数が賛成であれば、反対する少数の意見も尊重するものの、最終的には賛成派の意見を採択することこそ、民主主義といえるのではなかろうか」。
- (4)「(住民がM-16で武装した軍隊に脅迫され、無理やり同意書に署名させられたとの声もあるが)、「イ」国の一般住民が、M-16などという武器の固有名詞を知っているだろうか(外部の何者かに知恵をつけられたに違いない)。また、そもそもこの地域には、軍隊などおらず、せいぜい警官程度である」。

3 まとめ

以上から以下の点が明らかとなる。

- (1) 第1に、畠中参事官は住民の訴えを受けても、本件プロジェクト推進の立場を一切変更しないとし、また、日本に伝わってくるのは、過半がマイノリティと想像される本件に反対する住民の不満のみであると何の根拠もなく決めつけ、住民の訴えに関する基本的事実関係を確認しようとしていない。
- (2) 第2に、日本国政府は、すでに第1次及び第2次の円借款契約を締結しているにもかかわらず、本件プロジェクト現地の状況について基本的情報すら有していないことが明らかにされている。すなわち、補償基準、補償内容、移転先の整備状況、象の移転先にかかる情報、熱帯林保護の状況等、住民移転及び環境保護のために現地でとられている具体的な措置について、現状を把握しておらず、第2次円借款契約締結後になって初めてこれらの情報提供を求めている。
- (3) 第3に、畠中参事官は、今からでも遅くないので現地住民と十分に対話を行い、意思疎通を図り、住民の合意を取り付けることを求めている。このことは、日本国政府自身、住民の訴を受けて、現地において十分な対話がなく意思疎通ができておらず、住民の合意を得られていないことを認識していたことを示している。
- ギナンジャーも、「伝統的指導者の配下の住民の中には、同意していないものもいるが、全員が同意することなどほとんど不可能」であると認めている。
- (4) 第4に、畠中参事官は、来日した2名の処遇について人権問題化させることがないように釘を刺している。日本国政府としても、インドネシアにおいては政府の行為に反対する行動には厳しい弾圧が行われており、来日した2人についても弾圧の危険があることを認識していたのである。

第2 1091年10月：石橋課長のインドネシア訪問

1 訪問の概要

1991年10月3～5日、外務省経済協力局有償資金協力課石橋太郎課長がインドネシアを訪問した。

この訪問で、石橋課長は、同月3日にラフマツト・スピアラジョ農業省農園総局長、同月4日にサレ・アフィフ BAPPENAS 長官、ウジョヨ共和国顧問、ラディウマ調整大臣、同月5日にヤミン PLN 長官、ギナンジャール鉱業・エネルギー大臣、マイランカイ移住省移住準備総局長、合計7名のインドネシア共和国政府高官とそれぞれ会談した（甲 B18-016）。インドネシア大使館が外務省に送付した公電の内容は概要下記の通りである。

2 インドネシア共和国政府高官との協議内容

上記各インドネシア共和国政府高官との協議内容は、ほぼ共通しており、石橋課長は各高官との協議において以下の通り述べた。

(1) まず本件プロジェクトに伴う住民移転問題について次のように述べた。

「90年12月に「イ」政府は現地住民に対し、プロジェクト実施と住民移転について水没地域住民に説明を始めた様であるが、住民の一部には情報について十分知らされていないこともあり、補償単価等について不満が生じているようだ。今年9月に農民が日本とインドネシアの NGO に伴われて来日し、本件プロジェクトについて日本の関係者に訴えて回った」。

「環境問題、人権問題をはじめ、住民対策（具体的には説明とか合意取り付けのプロセス）について、NGO の批判が強いきりだけでなく、マスコミや更には与党を含めた議員の厳しい眼もあって、憂慮している点、十分理解願いたい。5年前と今とでは、こうした環境や人権をめぐるプロジェクト実施の背景には極めて大きな変化が生じた点に留意する必要がある」。

「移転問題への配慮の問題は前述の如く5年前とは根本的に変化している。それ故に大プロジェクト実施に際しては様々の難しい点が生じており、我々の講ずる措置をそうした点に十分配慮する姿勢が必要となる。…（中略）…この問題の扱いを誤れば、本プロジェクトの措置にとどまらず、対「イ」向け ODA を損ない、ひいては日本の ODA 全体にも悪影響を与え兼ねないものであるからなのである。ご承知のこととは思いますが、世銀ローンのプロジェクトで、多数の住民の移転が問題となったインドのナルマダ・プロジェクトは NGO の第1の標的となり、その結果同プロジェクトへの円借款供与は事実上棚ざらしにされ、極めて難しい状態に追い込まれたわけで、我々は、本プロジェクトを第2のナルマダ化することは、何としても食い止める必要がある。また、これは円借款案件ではなく輸銀が問題だが、クドゥン・オンボのようにこじれさせる訳にはいかない」（以上につき、甲 B18-017、2～4 枚目）。

「今後の6ヶ月間は非常に重要な時期であり、…（中略）…この期間の内に現状改

善のためのシナリオを作成し大多数の農民の支持をかため、また議員にも十分説明し、マスコミ等もあえて問題視出来ないようにしてしまうことが必要」(甲 B18-022、2 枚目)。

(2) 第 2 に、石橋課長は、講ずべき対策として次の通り述べた。

「第 1 に考えていただきたいのは、PAFS (PROJECT AFFECTED FAMILIES) は移民省 (TRANSMIGRASI) とは区別して扱うべき点である。PAFS は当該地域に長く居住し、独自の文化を持ち、それなりの収入・資産を維持してきた人々であり、これは移住対策の対象となる失業者、土地なし小作農とは全く違う訳で、彼らのほこりへの配慮が必要と思われる。移住に際して、まず第 1 に、水の供給、電気、下水、トイレといった BHN の側面が十分手当されるべきであり、かつ **VISIBLE** な点なので大切。特に電気は重要だ、PAFS が電気の恩恵を受けられないと、「コタパンジャン・ダムは民生用ではなく産業用だ」という NGO らの誤った主張を勢いづかせてしまう。第 2 に、住宅・道路・学校・モスクといったインフラの整備である。少なくとも移転させられる農民達が現在有しているレベルが維持されるか多少なりとも改善される必要がある。例えば直ちにそれを示せなくとも、彼らが如何なる将来を与えられるのか具体的にイメージ出来るよう配慮しなくてはならない。第 3 の点は、住民の収入源となる農業である。昨日農業省の担当総局長に会い、彼らも十分対応しているようではあったが、移住させられる農民は、自分の見るところ、他の現状の移転地の荒れ果てた姿を眼にすれば、将来に不安を抱いたとしても当然であろう。勿論、整備中の現状の姿で判断するのは **UNFAIR** であることも確かであるが、具体的な形で収入の見通しをくり返し説明し、モデル・ファーム等を作り彼らに展示し、彼らの不安を解消する努力が必要」(以上につき、甲 B18-019、2 枚目)。

(3) 第 3 に、講ずべき対策に関連して、石橋課長は、本件プロジェクト現地住民の生活状況やこれに対する対策について、次のような認識を示した。

「印象だが、住民は現在地では米作に加え、ゴムや換金作物としてのゴムやココナツ栽培等により比較的豊かな生活をしている。それに比べ、コトラナへ移住するインセンティブになるようなインフラ整備とか“デモンストレーション農場”を作るなどの考えはないか。住民は、それを見て納得できるであろうし、また **PR** 効果も期待できる。更に、たとえば移住して 5 年後には所得がいくらになるのか等を具体的に示すことも重要なのではないか。移住することは、決して経済的にマイナスにならないこと、政府は責任を持って彼らの生活が成り立つよう配慮していることを理解させるような情報を与えてやってほしい。そうすれば、農民が将来への不安から一部の言動に動揺することはなくなると思われる。貴省の末端指導者に対し、移転後の生活が今より良くなるということを繰り返し住民に説得するよう指導を徹底してもらいたい。**BHN** 関連インフラ整備についても、十分考えてやる必要があるだろう」(甲 B18-017、8～9 枚目)。

(4) 第 4 に、石橋課長は、対策を講ずるに当たって必要となる予算について、以下の通

り述べた。

「本件をポジティブなモデル・ケースにするために日本側として出来ることはやりたいと考えている」。

「移住地の整備に係る費用で追加が必要となる場合、勿論来年度のセクター・プログラム・ローン（以下 SPL）でカバーする事も可能だが、むしろ今年度の SPL を本件に緊急的に流用することが出来れば、対策の全てでなくともかなりの部分に迅速に手をつけられると考える。いずれにせよ、当方が出来ることはできる限りやる決意である」（以上につき、甲 B18-019、2、3 枚目）。

(5) 第 5 に、本件の取り扱い方について次の通り述べた。

「ジャカルタにいる中央政府の人々は日本側の事情や本件がデリケートな取り扱いを要することを理解してくれるが、地方の末端の行政官にはそうした点に十分理解せず、強引な手段を用いる体質があるのではないかと心配である」。

「今からでも遅くないので、出来るだけ広範に住民との対話に努力して欲しい。情報が十分与えられていなかったとの不満がある様なので、もしそれが正しいとすれば、住民は将来の先行きに不安を感じたり、現状に比べて物事を見がちになるうから、こうした面の努力を是非くり返し実施させて欲しい。近くにモデル・ファームを建設したり、周辺の他の成功した移住地、プランテーションを見せるのも一案である。収入確保のための技術指導も必要だろう」（以上につき、甲 B18-019、3 枚目）。

(6) 第 6 に、講ずべき対策に関連して、以下の通り日本側から調査ミッションを送ることを述べた。

「10 月半ば過ぎには OECF のミッションを出し、現地にも派遣し、現状を詳細に調査し、如何なる状況にあり、如何に改善すべきか具体的にアイデンティファイし、貴省をはじめとする関係者と対策を詰めたいと考えているので、ご協力をお願いします」（以上につき、甲 B18-017、2～4 枚目）。

3 まとめ

こうした一連の会談において、石橋課長は、『インドのナルマダ・ダムは NGO らの反対によってたなざらしの事態に追い込まれているが、もしも本件で同じような事態が起こるとなれば、このプロジェクトにとどまらず、日本のイに対する ODA 全体にも重大な影響を与えかねない』、『クドゥン・オンボのようにこじらせるわけにはいかない』、『今日くすぶり始めた問題の扱いに失敗し、それを速やかに沈静化出来ないことは大きくなりかねない』、『これからの 6 ヶ月間が非常に重要な期間で、この間に反対派の熱を冷ましてしまわないと来春の IGGI の準備をすころ、対イ ODA がマスコミを含め、批判にさらされかねず、そうした状況はわれわれの対応を一層困難なものにする』、『現状改善のためにシナリオ等、マスコミもあえて反対できないようにする必要がある』等と述べ、円借款供与中止の流れをここで止めるために現地住民や NGO の反対を封じ込めることを画策した。そして、移住地の整備に係る費用で追加が必要となる場合、今年度の SPL を本件に緊急的に流用して対策に迅速に手をつけるべきであるなどと、イ

インドネシア側に講ずべき対策を指示した。

そして、石橋課長が指示した SPL の流用等については実際に行われた。2004 年 5 月 12 日に行われた参議院行政監視委員会の河野善彦 JBIC 理事による答弁では、1991 年度、1992 年度、1993 年度にインドネシアに供与された合計約 1677 億円のセクター・プログラム・ローンから、住民移転対策費用として約 22 億円が支出されたことが明らかにされている。これらの借款は、農道造成、アクセス道路、水道施設、住宅、橋、村道等に支出されている（甲 B44）。

さらに、1998 年 1 月に JBIC が承諾した第 2 期の地方インフラ整備事業において、600 万円が本件住民移転地の井戸等の建設費用として供与された（甲 B45）。

第 3 1991 年 10 月 19 日：PLN と東電設計との協定

1991 年 10 月 19 日、1991 年 9 月 25 日付第二次借款協定に基づいて、「コタパンジャン水力発電所および関連送電線建設事業のためのエンジニアリング・サービス（サービスⅡ）に関する国営電力公社と東電設計株式会社／ヨドゥヤ・カルヤ社／トリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社との間の協定」が締結された（甲 B 74 邦訳 5 頁、6 頁、第 2 次コンサルタント協定）。

この協定においては、東電設計が本件プロジェクトの「唯一の責任企業」として行わなければならない事項が多岐にわたって定められている。そして、この中には、上記の付属文書 B 業務指示書において、「1 コタパンジャン水力発電所の建設の監理」の 1 つとして、「(9) 環境面での作業のレビューと PLN への助言についての規定も存する。

これらの詳細については、本編第 9 章において述べる。

第 4 OECF によるコンサルタント契約同意

1 1991 年 10 月 23 日：OECF 報告書（丁 B5）

(1) 1991 年 10 月 23 日、OECF は、「コタパンジャン水力発電計画」と題する報告書を作成した。これによれば、住民及び財産調査について、調査の結果 4886 世帯 1 万 6954 人（リアウ州：4152 世帯 1 万 4394 人、西スマトラ州：734 世帯 2560 人）が登録された。

そして、これらの PAFs との移転に関する合意について、以下の通り記載されている。

「・リアウ州、西スマトラ州の両州の移転住民各戸から、移転に関する同意書へのサインをとりつける。その際住民は以下の 3 パターンからひとつを選択する。

①財産補償 100%のみ。（居住地は自由）

②財産補償 100%および Local Transmigration Pattern（州政府が実施する移住プログラムに則ったもの。供されるサービスは (i) 2.5ha の耕作地の無償供与、(ii) 住宅の無償供与、(iii) その他の生活支援）

③財産補償および PIR Pattern (移住省が実施する国家移住政策のプログラムに則ったもの。移転先は既に用意されている国営農園ではないが、供与されるサービスが同様のプログラムによるもの。つまり (イ)2.0ha のプランテーション用地(オイルパーム/ゴム)の無償供与、(ロ)0.5ha 程度の家庭菜園付住宅の無償供与、(ハ)オイルパーム又はゴムの木の購入(ニ)その他生活支援)

- ・移転同意の取り付けは census の際に行われた。リアウ州については 1991 年 1 月 22 日に終了、西スマトラ州については 1991 年 12 月 13 日に終了。
- ・結果的には住民の希望は②のパターンに集中した (全 4886 世帯中 4656 世帯 95%が②を選択)。」

「・上記移転同意取り付けに当たっては、1989 年以降今日まで、各村において説明会を開催。(あくまで上記(A)①~③の三者択一で説明してきたものと思われる。)」

次に、PAFs との補償単価基準についての合意においては、以下の通り記されている。

「補償については、(1)補償対象物件にかかる合意、(2)補償単価基準にかかる合意の 2 段階の合意がなされている。」

「上記(1)については、各村の代表の声明という形式をとり、それを村長、郡長、知事が同意(Acknowledge)、承認(Approve)するというもの。」

「両県での合意が取得された日付はそれぞれ以下の通り。

カンパール県 × PAFs 1991 年 1 月 29 日

50 コタ県 × PAFs 1991 年 1 月 18 日」

「上記(2)については、地方政府 (カンパール県及び 50 コタ県) が実施主体となり、県の土地収用委員会と村民代表を交えた会議(カンパール県：91 年 4 月 13、14 日、於バンキナン、50 コタ県：91 年 4 月 19 日、於パンカラコタバル)の結果を踏まえ、民主主義の原則に則り、内務大臣令 15 号(1975 年)その他の規則に従い取得されたもの。両県での合意が取得された日付はそれぞれ以下の通り。

カンパール県 × PAFs 1991 年 4 月 14 日

50 コタ県 × PAFs 1991 年 4 月 19 日

上記合意と補償手続きに基づき、PAFs の財産目録調査が土地収用委員会によって実施され、その結果は地方政府と各 PAFs の間で確認(サイン)された。」

(2) しかしながら、上記 OECF 報告書は、いつ、どこから情報を入手してまとめたものであるかが記載されておらず、記載内容の信用性は低い。

OECF の調査団は、同年 11 月に訪伊していると認められ (丁 B6 において日本大使館から「OECF 調査団訪「イ」に関する報告が同年 11 月 13 日付でなされていること、及び 1992 年 9 月の調査団の報告で「昨年 11 月に調査団を派遣し」とされていること [甲 B18-026、3 枚目])、訪伊前にインドネシア側の連絡内容をまとめたに過ぎない

ものと思料される。

2 1991年11月：PLNの回答概要

- (1) 1991年11月13日、インドネシア大使館より外務省に対し、「移転合意、補償単価基準合意、移転先、象の移動、森林保全等」についての PLN からの回答概要について報告する FAX 電が送信された（丁 B6）。

これによれば、移転同意に関する住民への説明は、「計画段階から現在に至るまで数多く実施」し、移転合意の取付は、リアウ州では、1990年11月26日に合意書フォームの配布を開始し、同年12月4日～12日にサインを受け、西スマトラ州では、1990年12月17日より配布し、同月24日から翌年1月12日までの間にサインを受けたとされている。

次に、補償基準単価に関する合意について、「ミナンカバウの慣習に則り、村民と Informal Leader との間で会合、協議が開かれた」、「Informal Leaders（種族の長、宗教上のリーダー、知的リーダー）は、ミナンカバウの慣習に基づき住民により選ばれ、同意されている。1村あたり約32名のリーダーがいる。今回の補償基準単価の合意のための10名のリーダーは、村民の会合で選ばれ、地区の長、村長の下承を受けている」、「合意書のコピーがサインの日に Leader に渡されており、Leader が会合で村民に伝えている」とした上、補償基準単価決定の基準について、土地は、両州の政令、市場価格等とされ、作物は、住民との交渉及び時価によるものとされている。

第3に、コトラナ地区の整備について、10月現在の整備状況が示されているが、「Food Crops 準備は1992年3月31日に完了予定、Plantation 準備は1992年12月31日に完了予定」とされている。

- (2) しかしながら、上記回答内容は事実とは全く異なっていた。

すでに述べたとおり、1991年11月時点では、まだすべての PAFs から移転同意は得られていなかった上、すでに得られた移転同意も脅迫や強制によるものであったり、勝手に作成したものであったりしたのである。補償基準合意も会合に呼ばれた「リーダー」は村民から選ばれたものではなかったし、基準単価は時価を大幅に下回るものであった。

また、後述するとおり、コト・ラナ地区のゴム園整備は、住民らが移転した1992年8月時点で全くゴムが植えられていない状況であったのであるから、1991年11月時点では全く進展していない状況であったことは明白である。

PLN が、現地の進行状況を知らなかったことは考えられず、PLN は故意に事実と反する報告を OECF に対して行ったものと認められる。

3 コンサルタント契約同意時の条件

(1) 借款契約上の特約

コンサルタント契約同意に当たっては以下のような条件が、借款契約に特約されていた。

*各々の PAF と地方政府との間で移転に関して合意が成立すること（第5条第2

項)

*補償基準に関する PAFs と地方政府との間の合意が、満足的な進捗を遂げなければならない(第6条第1項B)

*コト・ラナの再定住地が、プロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態に置かれなければならない(第6条第2項B)。

(2) 移転合意について

上記の通り、OECF がコンサルタント契約に同意するには、各 PAFs が移転に合意する必要があるとされていた。

この点について、1991年7月にはコト・トゥオ村では182名が署名して、移転同意書への署名が強制されていることなどを訴える声明書が出され、OECF ジャカルタ事務所に提出され、同年8月には同様の内容を訴えたリアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡8か村の村落代表約700名による住民総意声明書を採択されている。同年9月2日にはリアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡の住民代表5名がジャカルタにおいて同様の内容を訴えた住民代表声明書を発表し、国会、政党、政府機関などに提出した。同月7日、PAFs 代表として、ラハマット氏(本名アニス)が来日し、同様の内容を訴えた。

ラハマット氏らが帰国した直後に行われた畠中篤参事官とギナンジャールとの会談でも、畠中参事官は、来日した PAFs の訴を受けて、現地において十分な対話がなく意思疎通ができておらず、住民の合意を得られていないことを認識しており、今からでも遅くないので現地住民と十分に対話を行い、意思疎通を図り、住民の合意を取り付けることを求めた。これに対し、ギナンジャールは、「伝統的指導者の配下の住民の中には、同意していないものもある」と上記条件が満たされていないことを認めていた。

ところが、1991年10月のOECF報告書及び1991年11月のPLN回答書では、PAFs 全員からの移転同意書が取得できている旨の報告がなされている。そして、その時期は、リアウ州では1990年12月4日～12日、西スマトラ州では1990年12月24日から翌年1月12日までの間というのである。これらの時期に真に PAFs から移転について同意が得られていれば、1991年7月以降、PAFs による抗議が行われることはなかったであろうし、同年9月、PAFs 代表が来日し、問題を訴えることも、ギナンジャールが同意していないものもある等と認めることもなかったであろう。

ギナンジャールが、住民全員からの同意は得られておらずそんなことはほとんど不可能であるとしていた点が、1ヶ月から2ヶ月後の時点に作成された、上記OECF報告書及びPLN回答書では、全く違う内容となった理由について合理的な説明は全くない。

上記OECF報告書及びPLN回答書の移転合意に関する記載内容は虚偽であり、コンサルタント契約同意条件を満たすために作成された作文であると言うほかないものである。

(3) 補償基準に関する合意について

上記 OECF 報告書及び PLN 回答書は、コンサルタント契約同意の条件とされた補償基準に関する合意について、1991 年 4 月に住民代表と地方政府との間で合意できているとしている。そして、上記 PLN 回答書は、補償基準合意の内容は PAFs に知らされており、補償基準は市場価格に基づくものである等としている。

しかしながら、この点についても、1991 年 7 月にはコト・トゥオ村の声明、同年 8 月のリアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡 8 か村の村落代表による声明、同年 9 月 2 日のリアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡の住民代表 5 名による声明、同月 7 日に来日したラハマット氏（本名アニス）らの訴えは全く違った。ラハマット氏が来日して、補償基準は、「インドネシア共和国政府は各村から 10 人ずつを選び、彼らと秘密の交渉を行い、すべての村が受け取るべき補償額を定めた。言い替えれば、たった 10 人がその他の村びとたちに何も知らせないで、何の相談もなしですべての人を代表して決定したのである。この補償額は情けないほど少額で、例えば野菜、ゴム、その他の穀物用の土地は 1 平方メートルにつき 30 ～ 50 ルピア（3 ～ 4 円以下）と定められた。ゴムの木 1 本につき 2,000 ルピアの補償が与えられるが、1 本のゴムの木が 5 年間に生産するゴムは約 46,000 ルピアくらいである。また、ココナツの木 1 本につき 4,000 ルピアの補償金と決められたが、1 本のココナツの木が 5 年間に生産するココナツは約 360,000 ルピアに値する。」と発表したとおりである。

上記 OECF 報告書及び PLN 回答書では、PAFs らの訴えについてどのような調査がなされたかについて全く明らかにされておらず、移転合意取り付けの点と同様信用性がない。補償基準合意の点においても、記載内容は虚偽であり、コンサルタント契約同意条件を満たすために作成された作文であると言うほかないものである。

(4) コト・ラナ地区の整備状況

コンサルタント契約同意にあたっては、コト・ラナ地区の再定住地が、プロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態にあることが条件であった。

この点について、上記 PLN 回答書は、土地伐採や道路整備は何とか整備が終了しているものの、家屋、トイレ、井戸の整備は半分以下であり、ゴム園に至っては達成率すら報告されておらず未着手ではないかと推測される状況であった。

したがって、この回答によっても、コト・ラナ地区がプロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態にあるとはいえない状況であったことは明らかである。

4 OECF によるコンサルタント契約同意

しかし、上記 OECF 報告書及び PLN 回答書を受けて、1991 年 12 月、OECF は、本件コンサルタント契約に同意した（甲 B18-026、3 枚目）。

上記時点において、コト・ラナ地区がプロウ・ガダン村の PAFs によって利用できる状態なかったことは、PLN 自身が認めている状況であったものであり、この同意は、OECF として、移転合意、補償基準合意、コト・ラナ地区の整備という借款契約の特約条項の遵守を、インドネシア側に求めなかったことを示すものである。

自らが付した特約を遵守させなかったことによって発生した被害について、OECD は責任を免れないというべきである。

第5 1992年3月：松浦議員に対する国会答弁

1992年3月2日、衆議院予算委員会において、松浦利尚衆議院議員によるコトパンジャン問題に関する質問があった（甲 B34）。

松浦議員は、まず本件プロジェクトの本件借款契約の内容を質問した。これに対し、川上隆朗政府委員（外務省経済局長）は、「住民移転等を含みます環境問題につきまして非常に大きな関心を有しておりますが、移転等を円滑に行うための必要な措置というのは、これは言うまでもなく、すぐれて相手国政府の内政上の問題でございますが、我が国といたしましては、円借款供与の種々の過程におきまして相手国政府と十分に協議しながら、その中で相手国の立場を確認していく、とる措置を確認していくという基本的な立場をとっております」と答弁した。

これに対し、松浦議員が重ねて、「インドのナルマダ溪谷の苦い経験を踏まえて、住民からの同意書を必ず取りつけてもらいたい、住民の納得づくで補償を解決してもらいたいというようなことはインドネシア共和国政府に対してお話しになられたんですか、どうですか」と質問したことから、川上委員は、ようやく「移転地の確保の問題等の住民移転にかかわる問題それから補償基準等の問題が中心でございますけれども、…（中略）…相手国との交渉の過程で、こちら側から要請し、先方から確認をいただいている」と答弁し、さらに、松浦議員が「それは口約束ですか、口頭ですか、何か文書によってちゃんと明記されておるものですか」と質問したことでようやく、「討議の記録という形で、文章の形に今申しました内容のことをいたしておる」と答弁した。

以上の通り、川上委員の答弁は、本件プロジェクトの対する本件交換公文の討議議事録及び本件借款契約に付された本件3条件の内容をことさらに隠していた。

第9章 PLN と東電設計等とのコンサルタント協定

第1 PLN と東電設計等との協定締結の経緯

- 1 1990年12月14日付第1次借款契約に基づいて、1991年6月3日、第1次コンサルタント協定（甲 B73）が、PLN と東電設計、ヨドゥヤ・カルヤ社、トリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社との間で締結された。
- 2 この第1次コンサルタント協定においては、「PLN はまた、インドネシア政府と基金との間の本事業の第2期工事のための別個の借款協定—「以下、「第2期借款協定」と称する—が成功裡に締結されることを条件として、本事業のためのメタルワーク、発電施設、関連施設、代替道路と橋梁工事の建設監理、並びにコトパンジャン開閉所を經由するパヤクンプ変電所とプカンバル変電所との間の送電線の建設監理に関する第2期工事のためのエンジニアリング・サービス—以下、「サービスⅡ」と称する—を提供する

エンジニアを雇用する希望を有することから」とあり、その後の第2次借款協定に基づく、「サービスⅡ」に係るコンサルタント協定の締結が予定されていた。

- 3 そして、1991年9月25日付第2次借款協定に基づいて、1991年10月19日、第2次コンサルタント協定が、PLNと東電設計、ヨドウヤ・カルヤ社、トリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社との間で締結された（甲B74、第1次コンサルタント協定と第2次コンサルタント協定とを併せて「本件コンサルタント協定」という。）。

第2 本件コンサルタント協定の内容

1 概要

本件コンサルタント協定の目的は、本件水力発電所と関連送電線建設のためのエンジニアリング・サービスの遂行にあり、その範囲は、①本件水力発電所の建設の監理、②パヤクンプ変電所とコトパンジャン開閉所の送電線の設計、③パヤクンプ変電所とプカンバル変電所との間の送電線建設の監理である（甲B73邦訳39頁、甲B74邦訳37頁）。

第1次コンサルタント協定は、本件プロジェクトのための土木工事の建設監理及びパヤクンプ変電所とコトパンジャン開閉所間の送電線の設計に関する第1期工事を対象とし（甲B73邦訳6頁）、第2次コンサルタント協定は、本件プロジェクトのためのメタルワーク、発電施設、関連施設、代替道路と橋梁工事の建設監理ならびにコトパンジャン開閉所を経由するパヤクンプ変電所とプカンバル変電所との間の送電線の建設監理に関する第2期工事を対象とする。

2 本件コンサルタント協定の具体的な内容

本件コンサルタント協定は、第1次コンサルタント協定・第2次コンサルタント協定ともに、第1条ないし第13条までの本文と、本文を補完するための付属文書AないしJからなる。以下、本件コンサルタント協定本文の主要な条文と付属文書を示した上、本件コンサルタント協定のうち、本件水力発電所の監理に関する具体的な内容を述べる。なお、第1次コンサルタント協定と第2次コンサルタント協定はほぼ同趣旨の内容のため、甲B73号証の第1次コンサルタント協定に即して述べることとする。

(1) 本文第1条について

本文第1条は、本件コンサルタント協定における各事項の定義規定である。

ここにおいて、「エンジニア」は「本事業のためのサービスを提供する東電設計株式会社（TEPSCO）、およびその提携企業ヨドウヤ・カルヤ社（YK）とトリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社（TNE）を意味し、サービス提供の点では、TEPSCOが唯一の責任企業である。」とされている。

また、「事業監理者」とは、エンジニアの首席代表であり、本件プロジェクトとの関連でエンジニアの人員によって実施されるすべての作業を指揮、監督および調整をし、かつサービス全般についての責任を負うとともに、PLNとの連絡役を務めるものとされている。

(2) 本文第2条について

本文第2条は、本件コンサルタント協定の目的を定める。本件エンジニアリング・サービスの目的は、後述する付属文書B「付託事項」に定められている事項について、エンジニアリング・サービスを実施することにある。

(3) 本文第3条について

本文第3条は、本件プロジェクトの概要を述べる。付属文書A「事業の説明」においては、本件プロジェクトの事業地域、背景、概要などが述べられている。

(4) 本文第4条について

ア 本文第4条は、本件コンサルタント協定のサービスの範囲、期間と日程が述べられている。サービスの範囲は付属文書B「付託事項」に掲げられており、この付属文書B「付託事項」は PLN が本件プロジェクトから得たい事項を説明するものである。これに対して、付属文書I「一般的アプローチと作業計画」では、エンジニアによって提案されるアプローチ、方法論、作業計画などが説明されている。これらの各事項は、付属文書J「会合の時事録」において記録されているように、エンジニアと PLN との間の交渉に基づき改訂されている。サービスの具体的な期間と日程については付属文書C「サービスのスケジュール」で述べられている。

イ 付属文書B「付託事項」

付属文書B「付託事項」では「I サービスの目的」、「II サービスの範囲」、「III サービスのスケジュール」、「IV メートル法と言語」、「V 追加的サービス」、「VI 提出されるべき文書」が定められており、本件水力発電所の建設の監理に関しては、「II サービスの範囲」のうち「1 コタパンジャン水力発電所の建設の監理」（甲 B73 邦訳 39 頁）の項で次のように定められている。

まず、「(1) ロットIVを除いて、ロットIからロットVIまでの国際入札のための建設契約と供給/据付契約におけるエンジニアの任務」では、エンジニアの一般的な任務が述べられている。エンジニアは、本件水力発電所の建設工事に関するロットIVを除くロットIからロットVIまでの各工事につき、「契約を監理し、当該契約のうちに明記される決定書、証明書、注文書の発給という点での任務を遂行する」とされている。

そして、「(2) 事業監理」（甲 B73 邦訳 40 頁）では、エンジニアが行うべき事業監理の具体的な内容が述べられている。エンジニアは、事業監理にあたり、全体的な事業建設スケジュール、建設作業の進捗状況をモニターするための手続及び建設監理のための組織図などを策定しなければならない。さらにエンジニアは以下のことを行わなければならない。

「*当初のスケジュールの実際の進捗状況と必要な措置の勧告に関する月間の進捗報告書を PLN に対して提出すること

*事業範囲内での契約間の境界スケジュールを監理するために講じられる必要のある措置に関しての勧告の提示を含めて、スケジュールの維持を図る

こと

- * ローカル・コストを含めて、事業コストと支出をモニターすること、また現行コスト、将来に予測されるコストと支出、およびこれらの当初の予算・支出スケジュールとの関係を網羅する定期的報告書を提出すること
- * 本事業の異なる部門に従事する各種のコントラクターによるエンジニアリング活動と建設活動を調整すること

次に、「(6) 事業の建設、試験、就行 (commissioning) 及び受入検査の監理」のうちの「②建設監理」(甲 B73 邦訳 41 頁)では、エンジニアが行うべき建設監理の具体的内容が次のように述べられている。「エンジニアは、第 1 項目に明記されているように、ロットIVを除いて、ロットIからロットVIまでの契約の下でのエンジニアとして、PLN とコントラクターとの間に結ばれた契約文書の規定の遵守を確保するために、幾つかのコントラクターによって実施されるこれらのロットの建設活動を調整、監理および検査するものとする。この点で、エンジニアはまた、建設の実施と進捗のあらゆる側面において、PLN と緊密なコミュニケーションを維持するものとする。」。そして、そのためにエンジニアは、「(b) PLN とコントラクターとの間の契約文書の規定の遵守を確保するために、技術力、資材、建設設備および建設方法を検査し、またそれらの資質を決定すること」、「(c) PLN とコントラクターとの間の契約文書の遵守を確保するために、図面と仕様書を含めて、契約文書を解釈すること」、「(f) PLN との間で事前協議を行うことを条件にして、本事業建設の適正な実施のために必要となり得るあらゆる現場での作業変更をレビューし、かつ承認すること」、「(g) PLN との間で事前協議を行うことを条件にして、建設作業の変更、追加および割愛についての指示を、コントラクターに対して出すこと」、「(k) 建設期間中の難事を同定し、かつ最善の克服法を見いだすこと」、「(o) 本事業の監理サービスと実施に関係する作業の進捗状況、試験結果、コメントなどについての適正な記録を管理すること」などのサービスを講じなければならない。

さらに、「(9) 環境面での作業レビューと PLN への助言」(甲 B73 邦訳 45 頁)においては、「エンジニアは、本事業の環境アセスメントの点で PLN を支援するものとする。」とされており、この点でのサービスには、以下の事項が含まれている。

- 「* PLN によって実施される環境面での作業をレビューし、助言すること
- * 環境調査の点でコンサルタントとしての専門家によって行われる環境作業の進捗状況をモニターすること
- * 本事業の環境モニタリングに関して、PLN と OECF への提出の目的で、半年ごとに報告書を作成すること

なお、これとの関連で、事業完成報告書には「環境的側面」が含まれなければならない(甲 B73 邦訳 46 頁)、さらに、インドネシア要員に対する実効的な技能移転を行うために、エンジニアは「環境エンジニア」を選任しなければならないものとされている(甲 B73 邦訳 46 頁)。

そして、付属文書 B「VI 提出されるべき文書」(甲 B73 邦訳 55 頁)においては、PLN に対して提出すべき文書として、「月間進捗状況報告書」などのほかに、年 2 回の「環境報告書」も挙げられている。

ウ 付属文書 I「一般的アプローチと作業計画」

付属文書 I「一般的アプローチと作業計画」は、エンジニアによって提案されるアプローチ、方法論、作業計画などを説明するものであり、「I 全般的な取り組み」(1 頁)と「II 作業計画」(23 頁)からなる。

まず、「I 全般的な取り組み」のうち「1. 2 プロジェクト管理」(1 頁)においては、プロジェクト監理にあたってのエンジニアの任務として、プロジェクト建設スケジュール全体を構成すること、建設監理のための組織図をモニタリングする手続きを組み立てることなどが挙げられている。

次に、「1. 6 建設監理、検査、プロジェクトの検査の依頼と承諾」の「(2)建設監理」(3 頁)においては、「エンジニアは、区画 I に詳しく示しているロット IV を除くロット I からロット VI までの契約に基づくサービスとして、いくつかの契約者により遂行されるこれらのロットの建設活動を調整、監理、調査する。PLN と契約者の間で締結された契約文書の規定にしたがって保証するために、そして、全ての遂行状況と建設の進捗において PLN の緊密な意思疎通を維持する」ものとされている。

また、「1. 6 建設監理、検査、プロジェクトの検査の依頼と承諾」の「(5)選任された PLN プロジェクト管理要員との連絡」(5 頁)では、エンジニアは PLN との間での毎週の会議あるいは追加の会議で、PLN と「緊密な連絡のための関係をつくる。」ものとされている。

さらに、「1. 9 環境作業における再検討と PLN への助言」(7 頁)においては、「技術者は、プロジェクトの環境作業において PLN を援助する」ものとされ、「PLN により遂行される環境作業における再検討と助言」、「専門家による環境作業におけるモニタリングと助言プログラム」、「プロジェクトの環境モニタリングにおける PLN による基金(OECF)への提出のための半年ごとの報告の用意」がサービスの範囲に含まれている(7 頁)。なお、完了報告にあたっては、「環境的側面」が含まれていなければならない(8 頁)。

そして「1. 12 進捗報告」(9 頁)では、エンジニアは、PLN に対して「毎月ごとの」、「4 半期ごとの」進捗報告を提出しなければならないとされている。

次に、「II 作業計画」(23 頁)では、エンジニアは「建設スケジュールの円滑な進捗を操作する目的のために」(29 頁)、プロジェクト管理計画を用意し、これに基づきプロジェクトの管理を実行しなければならないとされている(同旨 43 頁、45 頁)。

「環境作業における PLN への援助」(31 頁)として、「環境管理とプロジェクトのモニタリングは、RKL と RPL に従って(原文「in according to」)、エンジニアの

援助に関係して策定される協力における実施機関として、PLN によって実行されるべきである。エンジニアは、半年ごとに報告を用意する。」ものとされている。設計と費用の見積もりやプロジェクトの完了報告にあたっては、「環境的側面」が含まなければならない (41 頁、48 頁)。

また、エンジニアは、建設監理期間中、プロジェクト活動とエンジニアの活動を含む毎月及び 4 半期ごとの進捗報告を用意し、PLN に対して提出しなければならない (31 頁、47 頁)。

さらに、エンジニアは、PLN との毎週の会議あるいは追加の会議を通じて、PLN と「緊密な連絡」を保たなければならない、エンジニアがコントラクターと「建設プログラムの再検討と計画」を検討することが前提とされている (35 頁)。

エ 付属文書 J

付属文書 J は、PLN とエンジニアの「会合の議事録」である。ここには、本件コンサルタント協定に関して PLN と東電設計間でなされた交渉の経緯が記載されている。

交渉は 1990 年 12 月 6 日から開始され、付属文書 J には 6 回分の議事録等が綴られている。

第 1 回の会合 (1990 年 12 月 6 日) においては、PLN から、「追加的な環境研究の費用のために、コンサルタント契約において、副契約を提供すること」が提案され、東電設計は、これに同意し、「全ての追加業務のための TOR は、PLN によって提供され、その費用は、費用交渉の間に討議されるであろう。」などの議論がなされている (9 項)。また、環境専門家について、PLN から「“…モニタリングと助言の進捗… 1 人の環境専門家” とすべき」との提案がなされ、これに対して「文章は、“1 人の環境専門家による環境作業におけるモニタリングと助言の進捗” に変更されるであろう。」などの議論がなされている (29 項)。さらに、PLN から「コンサルタントは、実現可能性調査とエンジニアリング設計の期間に始められる地質学的調査の詳細と説明を与えるべきである。」との提案がなされ、これに対して「エンジニアは、全てのコントラクター (契約者) / 製造者の間の設計調整の監理に関して親密な内部調整を十分に保持する。すなわち、ロット I からロット VIII まで、ロット 5 からロット 8 までである。設計におけるいくつかの相違や相互に関係のあるロット間に生じるような相違は、コントラクター/製造者に関係する調整を通してエンジニアによって処理されていくべきである。」などの議論がなされている。

第 3 回の会合 (1990 年 12 月 12 日) においては、「環境監視/土木技術者 (1 人) の M/M は、少なくとも 50M/M であり、環境専門家は少なくとも 12M/M である。エンジニアは以下のとおり説明した。本プロジェクトの社会環境面は自然環境面よりも重要であること、かかる状況下で、エンジニアは環境監視/土木技術者 (2 人) の M/M を 45M/M から 67M/M に増やすこと、環境専門家 (2 人) を削減すること。エンジニアは、組織図中の他の技術者と分けたポジションに環境技術者を配置する

ことに同意した。」など、社会環境面を含めた環境専門家に関する議論がなされている。

第6回の会合（1990年12月19日）においては、環境調査に関し「調査及び環境調査に関わる費用は、サービスIのAPPENDICIXE-2-1のItem3に準拠して最高レートで、実際の費用に基づき最高レートで支払われる。」（22項）などの議論がなされている。

オ 付属文書C

付属文書Cは本件エンジニアリング・サービスのスケジュールを定める。本件エンジニアリング・サービスは開始の日から82ヶ月以内に終了するものとされていた。

(5) 本文第5条について

ア 本文第5条は「要員の組織化と任務」を定める。「エンジニアは、事業監理者の全体的な直接の管理と監督の下に、付属文書D-2のうちに掲げられる事業組織を設立する」、「エンジニアは、当該事業に従事する要員を選定するものとする。その名称とそれぞれの業務スケジュールは、本協定に添付される付属文書D-1のうちに掲げられるものとする。」などとされている。

イ 付属文書D-1

付属文書D-1には、エンジニアの要員と業務スケジュールが記載されており、東電設計からは「ヨシダ」が環境モニター・土木技師、「シマダ」が環境専門家として従事することになっており（1-1）、YK社及びTNE社からは「イルザルスライニ」が環境監視・土木技師として従事することになっている（2-1）。

そして、付属文書D-1の（1-1）によれば、「ヨシダ」は、1991年2月～1992年4月までジャカルタでの勤務、同年4月～1994年11月まで及び1996年3月～同年7月まで本件プロジェクト現場での勤務となっている。また、「サワダ」は1991年1月、同年12月、1992年10月、1993年6月、同年10月、1994年4月、同年10月、1995年4月、同年10月、1996年5月～7月、1997年2月、同年11月にそれぞれジャカルタでの勤務となっている。

また、付属文書D-1の（2-1）によれば、「イルザルスライニ」は1991年2月～1992年3月までジャカルタでの勤務、同年4月～1996年9月まで本件プロジェクト現場での勤務となっており、ほぼ上記「ヨシダ」の勤務日程と重なっている。

ウ 付属文書D-2

付属文書D-2は、組織チャートであり、PLN、コンサルタント、コントラクターとの関係が図示されている。

(6) 本文第6条について

本文第6条は「エンジニアの任務」を定める。

ア 第1項

第1項では「エンジニアの責務」が定められている。エンジニアは、サービス業務

を遂行するにあたって、標準的なエンジニア倫理コードに従って、PLN の利益のために常に行為するものとし、サービス業務の十分で満足的な完了の目的のために、適正な注意と効率性に考慮して、また健全なエンジニアリング、公益事業、行政的及び財政的な慣行に準拠して行為するものとする(a)。また、エンジニアは、常時、PLN の利益を保護する観点で行為するものとし、健全なエンジニアリング慣行に則って、法的、技術的及び行政的にもエンジニアリング費用を最小化する上で、事業のためのあらゆる合理的な措置を常に講じるものとする(b)。

そして、エンジニアは、前記付属文書 B「付託事項」、付属文書 I「一般的アプローチと作業計画」、付属文書 J「会合の議事録」に従って、サービス業務を実施及び遂行し、これら付属文書間でいずれかの事項について解釈が異なる場合、付属文書 B「付託事項」の解釈が優先するものとされている(c)。

イ 第2項

第2項では「エンジニアの協力」が定められている。エンジニアは、サービス業務を遂行するにあたって、PLN とその他の機関、コントラクターと協力しなければならない。サービス業務及び本事業に関わる情報について、PLN に提供しなければならない。

ウ 第3項

第3項では「仕様書、設計書および報告書」に関する事項が定められている。

エンジニアにより作成される必要のある報告書と文書は、付属文書 G「エンジニアによって作成された報告書・文書」に記載されている(e)。付属文書 G には、エンジニアにより作成された報告書・文書として、月次進捗報告書、最終完成報告書などのほかに環境報告書が挙げられている。

(7) 本文第7条について

本文第7条は「PLN の任務」を定める。

エンジニアのサービス業務との関連で、インドネシア政府機関の協力を必要とする場合、PLN は、エンジニアがサービス業務を遂行する上で必要とする全ての入手可能な関連データ、情報、図面、文書などをエンジニアに対して無料で提供するものとされており、エンジニアは、PLN による書面での事前承認に基づき、それらを収集できる(第2項「事業データ」)。

また、PLN はエンジニアに対して、サービス業務の遂行のために必要な事業サイト各地へのサクセスの権利を無償で与え、エンジニアの現場要員が、サービス業務を遂行する上で必要な土地に自由にアクセスできる措置を講ずるものとされている(「第5項「事業サイトへのアクセス」)。

(8) 本文第8条について

本文第8条では「報酬と支払い」に関する事項が定められており、その内訳は付属文書 E に記載されている。

まず、表 E-1 及び表 E-1-1 によれば、本件水力発電所土木工事監理に関し、東電設

計の月次費用として 11 億 0126 万 6250 円が計上され、そのうち現地事務所には 10 億 1736 万 6000 円が割り当てられている。次に、ATTACHMENT1-1-1 によれば、環境監視/土木技師「ヨシダ」には 7053 万 5000 円、環境専門家「シマダ」には 3000 万円、合計約 1 億円が割り当てられている。

そして、表 E-2 及び E-2-1 によれば、YK 社及び TNE 社の現地事務所月次費用として合計 12 億 2601 万 5000Rp が計上されている。また、ATTACHMENT2-1-1 によれば、環境監視・土木技師「イルザルスライニ」に対して 1 億 5164 万 5000Rp が割り当てられている。さらに、ATTACHMENT2-1-3 の「調査作業と環境調査の詳細」の項には、合計で 3 億 8154 万 3000Rp の約 4 分の 1 である 1 億ルピアが「環境調査」に割り当てられている。

第 3 本件コンサルタント協定に基づき東電設計に課せられた義務

以上が本件コンサルタント協定の内容であるが、本件コンサルタント協定に基づき東電設計に課せられた義務は以下のように整理できる。

1 唯一の責任企業

本件コンサルタント協定上のエンジニアは東電設計と YK 社及び TNE 社であるが、本文第 1 条のとおり、東電設計が、本件コンサルタント協定に基づくサービスの提供にあたって、「唯一の責任企業」としての立場を有する。したがって、本文第 1 条に規定するエンジニアの首席代表である「事業監理者」とは、東電設計を意味する。したがって、現地コンサルタントである YK 社及び TNE 社は東電設計の下請けとしての立場にあり、東電設計は、YK 社及び TNE 社を統括し、エンジニアを代表するものとして、本件コンサルタント協定に基づく YK 社及び TNE 社によるサービス提供も含めた全てのサービスを指揮、監督、調整する役割を担い、かつ全責任を負う立場にある。

したがって、例えば、付属文書 D-1 によれば、YK 社及び TNE 社からは「イルザルスライニ」が環境監視・土木技師として従事することになっているが (2-1)、「イルザルスライニ」による環境監視に関する業務についても、東電設計は「唯一の責任企業」として全責任を負うのである。

この点、原判決は「なお、①米倉調査報告書には、プロウ・ガダン村の住民の移住における混乱につき『移転対策に当たった東電設計(Tepsco)の現地コンサルタント、イルザル(Irzal)氏からのインタビューにより。』との記載があり、被告東電設計がプロウ・ガダン村の住民の移住対策を行ったかのような記載がある。しかし、甲 B 71 の付属文書 D-1-2 及び甲 B73 の付属文書 E-2 によれば、『イルザル』とは、現地のコンサルタント業者であるヨドゥヤ・カルヤ社のイルザル・スライニを指すものとうかがわれ、上記記載は正確を欠くものといえることができる。」(原判決 185 頁)とする。しかし、上記のように、現地コンサルタントである YK 社及び TNE 社は東電設計の下請けとしての立場にあり、これらが行った業務についても、東電設計は「唯一の責任企業」として

全責任を負う立場にあるのであって、「イルザルスライニ」の行った業務については東電設計が全ての責任を負うべきである。したがって、米倉調査報告書においてイルザル氏を「東電設計(Tepsco)の現地コンサルタント」としたことは誤りではない。原判決は本件コンサルタント協定における「唯一の責任企業」の解釈を誤っている。

2 住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整する義務

(1) 付属文書 B の II-1(2) (甲 B73 邦訳 40 頁) や付属文書 I の I の「1. 2」、「1. 6」によれば、東電設計は、全体的な事業事業建設スケジュール、建設作業の進捗状況をモニターする手続、建設監理のための組織図などを策定するとともに、スケジュールの進捗状況等を PLN に報告すること、各コントラクターによる建設活動の調整、監理、調査をすることなどが任務とされている。また、付属文書 J の第 1 回会合議事録によれば、東電設計サイドは、エンジニアが全てのコントラクターや製造者の調整を行う旨発言している。

このように、東電設計は、本件プロジェクトの全体的なスケジュール、体制・組織図を構築、監理し、進捗状況をモニターしなければならない。そのために、東電設計は、各種コントラクターの建設活動の調整、監理、調査等を行うほか、各種コントラクター間の調整を行わなければならないのであり、各種コントラクターはこの東電設計による調整、監理等に従わなければならない地位にあったのである。

(2) さらに、付属文書 B の II-1(6)② (甲 B73 邦訳 41 頁) では、東電設計は、PLN とコントラクターとの間での契約が遵守されることを確保することが求められており、東電設計は、PLN と各コントラクター間の契約が遵守・履行されるよう、各コントラクターの建設活動を調整、監理する役割を担っていた。

PLN とコントラクター間の契約内容は、完成報告書 (甲 B75) 第 11 部によれば、以下のとおりである。

ロット I (土木工事) のコントラクターは間組/ブランタス・アビブラヤ社の共同事業体であった。PLN は、1992 年 4 月 13 日、同共同事業体に対して、契約内示書を発給し、契約交渉が 1992 年 4 月 23 日に開始され、同年 5 月 23 日、PLN と同共同事業体との間で契約が締結された。その契約締結の過程において次の点が合意されている。「⑤コントラクターは、その工事スケジュールを、事業影響を受ける世帯 (PAFs, Project Affected Families) のための再定住スケジュールに合わせるという雇用主の要求に応じること。この問題については、契約規定に準拠して行われるであろう。」(甲 B75 第 11 部 66 頁~67 頁)。ロット VI B (州道の付け替え) のコントラクターはブリンギン・マス・ジャヤ社であった。PLN は、1992 年 8 月 12 日、同社に対して、契約内示書を発給し、契約交渉が同年 8 月 31 日に開始され、同年 10 月 24 日、PLN と同社との間で契約が締結された。その契約締結の過程において、次の点が合意されている。「道路建設のスケジュールは、事業影響を受ける世帯 (PAFs, Project Affected Families) のための再定住スケジュールに合わせることを要求された。ただし、このスケジュールは、適宜変更されることができる。」(甲 B75 第 11 部 177 頁~181 頁)。

そして、1990年12月24日の第1次借款協定締結の際に、コンサルタントのための契約条件として「*再定住に関する各々の PAF と地方政府との間の合意（第5条2項）」、「*補償基準に関する PAFs と地方政府との間の合意が、満足的な進捗を遂げなければならない（第6条第1項 B）」、などが挙げられていたこと、土木工事コントラクターのための契約条件として「*再定住問題が、良好に解決されなければならない（第6条第2項 B）」などがあげられていたこと、ロット I（土木工事）の契約書に関する1992年10月2日付 OECF の承認書（承認番号 IP-358/C-002）において「*再定住の補償と手続きは、予定された日程表に基づいて講じられなければならない。」などとされていたこと、ロット B の発電機の契約書に関する1993年8月20日付 OECF の承認書（承認番号 IP-374/C-005）において「(a)再定住地の造成、補償の支払い、および旧村からの PAFs の移転については、PAFs の要求を考慮に容れて、計画的な日程表に従って必要な措置が講じられるべきである。」などとされていたこと、ロット III A のタービンの契約書に関する1993年12月8日付 OECF の承認書（承認番号 IP-374/C-007）及び関連送電線の契約書に関する1994年3月21日付 OECF の承認書（承認番号 IP-374/C-008 から IP-374/C-012 まで）において「(b)再定住地の造成と旧村からの移転については、住民移転が円滑に完了することが望まれる。それ故、再定住地の造成が可能な限り早期に行われ、また現行日程表を遅延させないための適切な措置が講じられるべきである。」などとされていたことからすると、上記のような趣旨の規定は、その他の工事の受注契約のうちにも盛り込まれているものというべきである。すなわち、本件ダム建設にかかる各工事は、本件ダム建設により影響を受ける住民の再定住のスケジュールに沿わなければならないものとされていたのである。

- (3) これらを前提とすると、東電設計は、本件プロジェクトの全体的なスケジュール、体制・組織図を構築、監理し、進捗状況をモニターし、PLN と各コントラクターとの契約契約が遵守・履行されるよう、各コントラクターの建設活動を調整、監理しなければならないものとされていたのであるから、本件ダム建設工事全体を監理すべき立場から、本件ダム建設が住民の再定住スケジュールに沿った形で進捗するように各工事の進捗状況と住民移転との間の総合調整を行う義務を負っていた。

3 RKL と RPL に従い社会環境・自然環境に配慮する義務

- (1) 東電設計は、本件プロジェクトの環境アセスメントの点で PLN を支援するものとされ、PLN により実施される環境面での作業をレビューし、助言すること、環境調査の点でコンサルタントの専門家により行われる環境作業の進捗状況をモニターすること、環境モニタリングに関する PLN と OECF に対する報告書を作成すること（付属文書 B の II-1(9)甲 B73 邦訳 45 頁、付属文書 I の I の「1. 9」）、そして、事業完成報告書には「環境的側面」を含めなければならない、インドネシア要員に対する技能移転にあたって、環境エンジニアを選任すること（甲 B73 邦訳 46 頁）なども求められていた。また、環境管理とプロジェクトのモニタリングは環境管理計画（RKL）と環境

モニタリング計画（RPL）に従って行わなければならないものとされていた（付属文書 I の 31 頁）。そして、本件プロジェクトにおける「環境」とは、付属文書 J の第 3 回会合の議事録に「本プロジェクトの社会環境面は自然環境面よりも重要であること」と記載されているように、住民移転等の「社会環境面」も含まれる。

ところで、1990 年 12 月 13 日の第一次円借款に係る交換公文（E/N）締結の際には、討議の議事録において、本件 3 条件が定められていたが、本件 3 条件では、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること、事業により影響を受ける世帯の移転合意及び補償合意は、各世帯から個別に取り付けられることとされていた。一方で、環境管理計画（RKL）と環境モニタリング計画（RPL）は、住民に再定住に関する十分な情報を与え、再定住地は移転前の居住地と同様なものにする、住民が失う財産には正当な補償を与えること等を求めており（甲 B51）、実質的には、本件 3 条件と同内容のことを定めていた。

以上からすると、東電設計は、本件コンサルタント協定に基づき、環境管理計画（RKL）と環境モニタリング計画 RPL に従い、本件 3 条件と同内容の社会環境・自然環境に配慮する義務を負っていたことは明らかである。

(2) この点、前述のとおり、付属文書 E によれば、環境監視/土木技師「ヨシダ」には 7053 万 5000 円、環境専門家「シマダ」には 3000 万円の合計約 1 億円が割り当てられ、環境監視・土木技師「イルザルスライニ」には 1 億 5164 万 5000Rp が割り当てられているほか、さらに 1 億ルピアが「環境調査」に割り当てられているなど多額の予算が計上されている。また、付属文書 J の会合議事録によれば、東電設計は、PLN との間で、社会環境面を含めた環境専門家に関する議論をしており、環境監視/土木技術者に対する月次費用の増額を求めるなどしている。さらに、付属文書 D-1 によれば、環境監視/土木技師「ヨシダ」、環境専門家「シマダ」環境監視・土木技師「イルザルスライニ」はそれぞれジャカルタあるいは本件プロジェクト現地で長期間にわたり勤務することになっている。

このように環境面の作業に関して、エンジニアに対して多額の予算が計上されていることや、担当者による長期間が予定されていたことも、東電設計が本件コンサルタント協定に基づき環境管理計画（RKL）と環境モニタリング計画（RPL）に従い社会環境・自然環境に配慮する義務を負っていたとを裏付けるものというべきである。

4 大規模開発に関する国際的基準や FIDIC 倫理規定に従う義務

本文第 6 条によれば、東電設計は、「標準的なエンジニア倫理コード」、「健全なエンジニアリング、公益事業、行政的及び財政的な慣行」、「健全なエンジニアリング慣行」に準拠しなければならない（本文第 6 条）。

この点、1980 年世銀非自発的移住マニュアル書、1982 年世銀融資プロジェクトにおける部族民、1986 年非自発的移住政策覚書、1990 年非自発的移住指令、1991 年先住民に関する業務指令、1991 年 OECD ガイドライン、1989 年 ILO169 号条約など大規模開発に関係する国際的基準は、その内容・意義、国際的に通用していることからして「健

全なエンジニアリング、公益事業、行政的及び財政的な慣行」としての内容を有する。また、前述のとおり、FIDIC の倫理規定は、国際的なコンサルタントが遵守すべき規定であり、「標準的なエンジニア倫理コード」、「健全なエンジニアリング慣行」としての内容を有する。

前記第3編第7章において述べたとおり、東電設計のような海外コンサルタント会社に通常求められる水準として、上記国際的基準や FIDIC の倫理規定に沿った行動が求められていたのであるが、本件コンサルタント協定上明文でも、大規模開発等に関する国際的基準や FIDIC の倫理規定に沿った行動をすることが求められていたのである。

第4 まとめ

以上のとおり、東電設計は、「唯一の責任企業」として、本件コンサルタント協定に基づきエンジニアが行う全てのサービスの提供について、全エンジニアを代表して責任を追う立場にあり、住民移転と調和したプロジェクトの進行を実現するために各コントラクターの建設作業を調整する義務を負っていた。また、社会環境を含む環境に配慮すべき義務を負い、それは RKL・RPL に従う形で遂行をしなければならなかった。そして、東電設計がこれらの義務を遂行するにあたり、大規模開発に関する国際的基準や FIDIC 倫理規定に定められた内容、水準の注意義務を尽くすことが本件コンサルタント協定上明文で定められていたのである。

第10章 本件ダム本体建設工事契約締結同意に至るまでの経緯等

第1 92年8月：プロウ・ガダン村住民移転

- 1 1992年8月、最初の住民移転となる、プロウ・ガダン村のコト・ラナ移住地への移転が行われた。

この住民移転にあたり、インドネシア政府は軍隊を動員した。軍に監視された状況下で行われた強制移転であったのだ。派遣されたのは、バンキナン駐留の国軍第132大隊の兵士約100名であった。軍隊は、住民に対して旧村から早急に立ち去り、新村に移転するよう強要した。その目的のために、軍隊は発砲までして住民を威嚇したのである。

- 2 この移転プロセスについて、JBICが行った援助効果促進調査中間報告(本件 SAPS)に以下の通り報告されている(丁 B14)。

「プロウ・ガダンが先駆的な村として指定されたという事実にもかかわらず、移転時の状況は厳しいものであった。移転には、2日を要した。ある住民が語ったところによれば、彼は、自分の家を探し、決める際に、本当に土地がそこにあることを確かめるために、藪に向けて石を投げてみなければならなかったという。移転から1週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態(SOB)であるかのように感じた。各世帯には、それぞれの家財を移転する機会が一回に限り政府により与えられたが、残りの家財については、自らの責任で移転し

なければならなかった。通常、各々の世帯はその後 2~3 度にわたって、それぞれの家財を運び出さねばならなかった。移転時においてまず最初に行わなければならなかったのは、住居周辺の下草を取り除くことであった。電灯が用意されていなかったために、村全体が真っ暗であった。住民達が電灯を利用できたのは、移転から 3 日後であった。住民達が新村に移り住んでから 7 日後に、幾人かの住民は、自ら原野を切り開いて、ゴムの苗木を植え付けた。この植え付けにかかる費用には、彼等の貯蓄ないしは受け取った補償金の一部が充てられた。彼等は、種苗や化学肥料を購入し、彼らに割り当てられた土地に植林した。これらの住民グループは、その間、自分の成果を享受した。

しかし、移転の過程において、また新村に移り住んでからも、住民達は、政府により無視されているとの感情を抱いた。幾人かの住民の意見によれば、彼等には新村を点検する何らの機会も与えられなかった。移転委員会は、できるだけ早期に旧村を出るように彼等を強いたようだった。その一方で、軍隊の厳重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた。」

- 3 移転されられた住民も、移転時の状況は本件 SAPS の報告の通りだったことを生々しく証言している (マルリス (Marlis D) 氏 コト・ムスジット村 (旧プロウ・ガダン村) [甲 C32])。

「住民移転は、1992 年 8 月 31 日に実施されました。その際には軍隊がやって来ました。軍隊は、旧村に 1 週間、新村に 15 日間滞在した。約 10 人ほどでした。銃も持っていました。私の家は、旧村では中心部からは離れた場所の小村 (dusun) に位置していましたが、そこにも軍隊がやって来ました。彼らは、軍服を着用し、銃を携帯していました。私は、兵士が発砲するのを直接聞きませんでした。村のカンブンバル集落に住むニニック・ママックのアリ・ヌルディン・ダトゥ・テマングン (Ali Nuridin Datu Temangun) から、彼の自宅の前で 4 回発砲があったと聞きました。「早く出て行け。」ということだろうと、そのニニック・ママックは言っていました。兵隊たちは「いつ移るんだ。いつ移るんだ。」と私たちにしつこく言い寄り、圧力をかけてきました。このように兵隊達が存在したことに、とても恐怖を感じました。もう移ることは決まっているのに、なぜこんなことを言われなくてはならないのか、と思いました。村全体では移転に 3 日間かかりましたが、私は、移転者のうちでは、最後に移りました。補償金が支払われていなかったもので、せめてもの抗議の意思を示したかったからです。しかし、もし移転を断固として断っていたら、今は生きてはいないでしょう。新村にも軍隊が派遣されていました。20 人以上が、移転後 1 ヶ月間駐留しました。軍服を着て銃も持っていました。警察官も旧村には 20 人くらいがおり、新村には 30 人くらいがいました。警察官は、移転する前からずっとパトロールをしていました。」

- 4 このプロウ・ガダン村の住民らが軍隊によって強制的に移転されられたことは他の村

にすぐに広がった。

本件 SAPS には、タンジュン・アライ村の住民について、以下のように記載されている。

「強制されているとの印象を抱いた。なぜなら、彼等は、隣村のプロウ・ガダン村の状況、つまり国軍第 1 3 2 大隊 (Batalion 132 Bima Sakti Salo) によって移転強制される状況を目撃したからである」(付属書 3、117 頁) と証言しているからだ。

このことを他の村の住民らも以下の通り証言している。

① ザキルマン(Zakirman)氏 (ルブック・アグン村) (甲 C34)

「 1992 年ころにニニック・ママックからの移転についての具体的な説明がありました。その後、プロウガダンの移転のことが持ち上がりました。1992 年 8 月 31 日にプロウガダン移転が始まりました。私たちにとっては、それは全く突然のことで、このときにたくさんの軍隊が来ました。そのことは村では噂で持ちきりでした。このときに兵たちが村人たちを強制的に移転地につれて行ったということです。何があったんだろうと私はすぐにバイクに乗って見に行きました。プロウガダンがある国道沿いまで行って驚きました。そこには軍服を着てた軍人が自動小銃を持ち、国道にそって両側に並んで警備するように立っていたのです。軍人たちは銃を構えて威嚇する姿勢をとっていました。だいたい 1m から 3m ぐらいの距離に 1 人が立っていました。軍隊に囲まれた道路を村人はトラック移動していきました。私はトラックの中にいるプロウガダンの人々の様子を見ることができました。多くの人は泣いていましたし、中には怒った顔をしていました。まるで、捕虜が連行されるような様子で、悲しく、恐ろしい光景でした。村の人はみな、自分たちの家にまだたくさんのものを置いていました。わたしは、後日、移動直後の村に行ってみたのです。既に村には誰もいなかったのですが、全部を運べなかった人が大事なものを取りに来ている様子でした。私は村の人と話をしましたが余り多くのことを言いたがりませんでした。プロウガダン村の人々はあなたたちも私たちと同じように移るんだと言っていました。本当に怖がっている様子で詳しいことは何も言いませんでした。このことは当時のスハルト政権下では当然のことです。今は改革の後ですから、村の人も話すことができます。きっと言いたいことがいっぱいあるだろうと思います。もちろん、私も今だからはなせることです。」

② エム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティ(M Rasad Dt Bandaro Sati)氏 (バトゥ・ブルスラット村) (甲 C17、本人調書 20, 21 頁)

「 1992 年 8 月に最初にプロウ・ガダン村が移転しました。彼らも移転する前に移転地の状況を見に行った結果、彼らは移転することを拒否しました。しかし、プロウ・ガダン村の人々は強制的に移転させられました。私は運転手として仕事をしている際、軍隊が来て、住民に銃を向けているところを実際に目撃しました。」

5 さらに、プロウ・ガダン村が移転したコト・ラナ地区の整備状況はひどい状況であった。

本件 SAPS には以下の通り記載されている。

「移転時においてまず最初に行わなければならなかったのは、住居周辺の下草を取り除くことであった。電灯が用意されていなかったために、村全体が真っ暗であった。住民達が電灯を利用できたのは、移転から3日後であった。住民達が新村に移り住んでから7日後に、幾人かの住民は、自ら原野を切り開いて、ゴムの苗木を植え付けた。この植え付けにかかる費用には、彼等の貯蓄ないしは受け取った補償金の一部が充てられた。彼等は、種苗や化学肥料を購入し、彼らに割り当てられた土地に植林した。」

ゴム園では、「住民たちが新しい土地に移転した際に、彼等は、契約業者によりゴムの若木が植え付けられていたのは一部の土地のみであることに気が付いた。ゴムの木の多くは道路脇に置かれ、またその他の幾分かは、沼地に束ねられていた」（付属書3、4頁）というのだ。政府からゴムの種苗が配布されたのだが、「その多くは枯死してしまった。植林資金もまた、定期的に投入された。このような資金が無責任な契約業者に与えられる代わりに、住民に直接供与され、住民自身が樹木管理に携わることができていたのであれば、このような問題は発生しなかった」（付属書3、5頁）のである。

住居も、「移転前に政府が約束した内容と異なり、MCK はなく、台所と浴室は住居から離れたところにあった。半永久的住居を提供することも約束されていたが、実際の住居は設計と異なるものだった」（付属書2、2頁）。

水の確保も困難な状況であった。

「フィールド調査の結果によれば、プロジェクト契約業者によって掘られた井戸は、1992年初頭以来、使用不能の状態である。各々の井戸は、4世帯に給水することが予定されていた。これらの井戸は、以下のような状態で掘られた。①深さはわずか2メートルである。②設置場所が不規則である。③第Ⅰ村と第Ⅱ村の水の色の具合から、飲用／消費用としては安全ではない。④第Ⅲ村と第Ⅳ村は、丘陵地帯に位置しているため、2メートルの深さでは水が得られない。⑤井戸までの距離が遠すぎる(150メートル以上)。」(付属書3、12頁)。

また、移転住民は当初は米、食料油、灯油等の生活必需品が支給されていたので、何とか生活を維持していたが、これの支給期限(1年)が切れたときにはたちまち生活に困る状況にあった。

6 移転地の状況に関する住民の証言

前述のマルリス(Marlis D)氏(甲 C32)は、移転地(コト・ムスジット村)の状況について、以下の通り証言している。

「移転の直後には、手持ち金として 3500 ルピア及び食糧としてわずかの米しかしかなかったために窮地に陥りました。米はすぐになくなってしまったので、1991年から 1996年に補償金が支払われるまで、父親から借金をしました。私が補償金を受け取ったのは、1996年になってからでした。他の人々の場合には、補償金は、移転以前に支払われたのですが、私の場合には支払われなかったためです。」

「政府による生活手当(jadup)が支給されるようになったのは、移転から1年を経た1993年になってからでした。1ヵ月ごとに、一人あたり10キログラムの米、1家族あたり食用油5kg、5リットルの灯油、塩1kg、砂糖2kg、グリーンピース1kg、洗濯石鹼4個、干し魚などが支給されましたが、米と干し魚は、とても食べられるような代物ではありませんでした。米は、炊いても、つぶれてしまうようなものでした。魚からウジ虫がわいていることもありました。しかし、飢えをしのぐには、そのような物でも食べざるを得ませんでした。魚は、妻がウジ虫を取り去って、外に干して食べました。この生活手当も1年で打ち切られました。1年延長を申し入れましたが、断られました。

移転地の家の割り当ては、1ヶ月前にくじ引きで決められました。移転地は、ジャングルで覆われていたため、村人はどこに自分の家があるのか判らず、1週間も探しつづけ、その間は、村役場に寝泊りせざるをえない人もいました。私もどこに家があるかわからず、3日間父親の家に寝泊りをしました。ようやくに見つけた私の家は、6×6メートルの粗末な板囲いの小屋でした。」

「給水施設としては、4世帯に1個の井戸があてがわれましたが、水質は悪く、黄色に淀んでいました。他の村人の井戸も同様でした。私は、水を得るために、近くのスングル川に水を汲みにいき、生活用水として使っていました。3年前からは、PLNが水源から水をひいて、それを使っています。

トイレは、家の傍らに簡単な排泄施設が設けられているだけであった。小さくて不便であり、ひどい悪臭が予想されたので、1回も使用しませんでした。川の近くに穴をほって、用を足していました。

ゴム農園としては、2ヘクタール与えられました。家から3kmの場所にあります。最低の場所を割り当てられました。半分は傾斜地で、半分は湿地でした。ゴム樹を植え付けることもできず、妻の出産時に出血がひどく費用がかさんだので、その費用を工面するために、2ヘクタールの土地は1996年に70万ルピアで売り払ってしまいました。」

第2 92年9月：佐藤調査団の派遣

1 佐藤調査団の位置づけ

本件借款契約では、本件3条件が定められるとともにその履行を確保するため以下の特約が付されていた。

「土木工事のコントラクターのための契約条件

*野生生物のための適切な保護／モニタリング計画が作成され、OECDに対して提出されなければならない(第6条第2項A)。

*再定住問題が、良好に解決されなければならない(第6条第2項B)。」

したがって、日本国政府及びOECDは、ダム本体建設工事契約に同意するに当たり、

上記特約に基づいて、野生生物のための適切な保護／モニタリング計画、及び移転問題が解決しているかどうかを確認する義務があった。

そこで、日本国政府は、1992年9月16日～21日の間、佐藤有償資金協力課長を团长とする「コタパンジャン・ダム建設事業に係る住民移転問題に関する政府調査団」（甲 B18-025）、2枚目、以下この調査団を佐藤調査団という）をインドネシア現地に派遣した。

この調査団の目的が、上記特約に関連することは、その報告書に「今次ミッションの調査をふまえつつ政府部内において本体工事契約への同意の可否について検討が行われる」（甲 B18-025、2枚目）と記載していること、インドネシア側から「早急に工事を開始しないと工期が1年遅れとなること」などが強調されたのに対し、「契約承認は飽くまで住民移転問題の解決如何の判断によるものである旨応答」（甲 B18-025、6枚目）したことに示されている。

2 佐藤調査団の調査活動の概要

佐藤調査団の調査内容については、「コタパンジャン政府調査団」（ミッションの成果）（甲 B18-025）にその概要が記載されている。その内容は以下の通りである。

「1 今次調査団は、BAPPENAS 及び実施機関の PLN（国営電力公社）の責任者と集中的な協議を行い、また直接住民と接し、移転計画を実施に移している地方政府、関係機関とも深夜に至るまで事業の進捗状況の確認を実施した。現地視察においては、遠隔のため従来視察を行っていなかった水没予定地（グヌン・ブンス村）および新たに整備が行われている移転地（南シベルアング）を含め、ほぼ全域にわたる地域を訪問した。特に、工事の行程の関係から最初に水没する村（プロウ・ガダン村）の移転が完了したことから、その移転の実情を詳細に確認することができた。更に、住民との対話については、初めて政府側との接点となっている住民代表との会合を行った他、村人へのインタビューという形での確認を行った。その際、ジャカルタおよび日本に陳述にきた住民とも直接会い、NGO も「イ」政府も交えない形で意見を聴取することもできた。

2 以上を通じ、本次調査団として確認し得たところ、次の通り。

（1）本件プロジェクトおよび移転計画そのものについては、本ミッションの視察し得る限りでは、反対は見られなかった。この点は従前の累次ミッションでも報告されているところであるが、今回、既に一部の村の移転は実際に行われている中で、現地の状況が平穏であり、組織的な反対運動といったことは全く認められず、今後長期にわたり実際に補償費の支払いが行われていく中で生じ得る住民の不满をどう処理していくかという問題は残るものの、少なくとも当面、移転が計画に従い順調に進められていくことが確認し得た。

（2）「イ」政府より住民移転問題につき、これ迄も住民側との協議に従い満足いく解決に努めてきたが（強制的な方法は用いてこないことを確認）今後とも住民側との話し合いを通じ円満な移転の実施に努めていく旨が確約され

た。

- (3) 移転地の決定、移転地の整備の様相、補償単価の設定といった移転計画の枠組みが確定し、その最初の具体的実施として水没予定地（プラウガダン）の移転が円滑に行われたことを直接確認することができた。プラウガダンについては、8月30日から9月4日にかけて村民全員が移転地に移っており、その態様も円滑であったことが随所から伺われた。（この村の移転先の整備は、基本的に終了しているが、更なる改善が政府、住民により行われていく予定）
- (4) また、補償費の支払いについても、最初の水没村（プラウガダン）の支払が基本的に完了したことおよびその他の水没村の支払も開始されていることを確認できた。支払の手續に関する特段の問題は、これまで生じていないこと、プラウガダンについては、全村民が補償費を受け取ったこと等から、他の村の補償費支払いは、補償額を未だ呈示されていない村の住民には不安や単価の増加希望もあったものの、今後の具体的な交渉の過程で最初の水没村と同様な形でなされていくものと考えられる。但し、特に非水没地に存在する飛び地については、住民側から強い要望が政府に出されており、今後政府と住民の間で協議が進められることになっている。
- (5) 住民の苦情を処理するための機関が地方政府の下に設立され、住民代表も加わった形で運営がなされることを確認できた。（これは従来より我が方から提言していたもの）更に、住民との間で問題が生ずるようなことがあれば、政府が責任を持って円満に話し合いを通じ処理する点について、BAPPENAS のスギヤント次官、地方政府の県知事から明確な約束がなされた。」

また、佐藤調査団は、最初の水没村が行われたプロウ・ガダン村のインフォーマル・リーダーとの対話の状況について、以下の通り報告している。

「 PLN が予め招集していたインフォーマル・リーダー 10 人程度と…（中略）…対話を行った（この村は工事の関係で本格的湛水に先駆けて水没するため、最初に補償費の支払いと移転を行った村。9月4日に移転済み）。

- (イ) 本件事業については、1984年に政府より実施を知らされた。コトラナへの移転は90年に決定された。
- (ロ) 移転そのものは極めて円滑に行われた。各戸の具体的移転場所（ロット）は公衆の目前で抽選により決められたので、住民はこれを公正なものとして受け止めている。
- (ハ) この移転地は土壌がよく、家の間隔も広いのでゆったりとしていて満足している。問題点としては、現在井戸水が十分でないことであるが、建設中の水供給システムの早期完成を希望する。また、村の幹線道路の舗装も早く実施してほしい。
- (ニ) 非水没地の補償問題については、政府はダム湖の対岸のみを補償対象とす

る意向であると承知するが、すべての土地を補償してほしい。因みに住民はまだ 1161 ブロックの土地について、水没が予測されるのに補償費が支払われていないとして苦情を申し入れている（注：政府側は水没予定地の補償費未払地は 80 ブロックとしている。）

(ホ) 種々の住民側の苦情はバンキナンに本部を置き、この村に支部のある問題処理機関に申し入れている。

(ヘ) 住民のすべての人が何らかの形の補償費は受け取っており、移転を嫌がった者はいなかった。

(ト) 今後の生活については、土地の広さ、全戸へのゴム・プランテーションの供与の他、従来 3 世代（夫婦）が同居していたものが、次々家と土地を与えられたことの事実からわかるように、全体として暮らしが楽になるものと思ふ」（甲 B18-027、4、5 頁）

さらに、佐藤調査団は、最初の住民移転が行われたプロウ・ガダン村の状況について、以下の通り報告した。

「(1) 新プロウガダン村（コトラナ地区）

(イ) 住民移転は完了しており、2 週間の間に前の家より木材等を運び込んでおり、家の増改築も相当進んでいる様子であった。

(ロ) プランテーションについても、ゴムの植樹が進んでおり、10 月中にはプランテーション・ロットの抽選を行う予定の由

(ハ) 追加的措置は、家のコンクリート床貼、天井の取り付けは完了しており、飲料水の供給システム（小川の水を浄化し、圧力で村内 27 ヶ所に供給するもの）、幹線道路の舗装は建設中。電気については、小規模発電所の建設と各家庭への配電は完了しており、17 時から 7 時までの間、電気が使用できるようになっていた。

(ニ) 住民にインタビューしたところでは、移転地そのものの不満はない様子であったが、非水没地への補償費支払いを強く求める声も聞かれた。

(ホ) 総じて、移転自体は円滑に進んでいる様子であり、今後時間をかけて住民が土地に手を加えていけば、住みやすい新たなコミュニティーができるであろう事が予見された。なお、移転前の村は誰も住む人もなく、家は取り壊されて資材を移転地に運ばれた後の殺伐とした姿が目についた。」（甲 B18-027、10、11 頁）

3 佐藤調査団報告の問題点

佐藤調査団は、最初の住民移転であるプロウ・ガダン村の現状視察を踏まえて「移転が計画に従い順調に進められている」と報告している（甲 B18-025、3 頁）。しかしながら、これは以下の通り全く客観的事実に反する。

(1) すなわち、佐藤調査団が行った現地調査では、新プロウ・ガダン村（コト・ラナ地区）のゴム園の状況について、「プランテーションについても、ゴムの植樹が進

んでおり、10 月中にはプランテーション・ロットの抽選を行う予定の由」(甲 B18-027、10 頁)とされている。しかし、JBIC が委託して行った本件 SAPS 中間報告書には、プロウ・ガダン村の状況について、「住民たちが新しい土地に移転した際に、彼等は、契約業者によりゴムの若木が植え付けられていたのは一部の土地のみであることに気が付いた。ゴムの木の多くは道路脇に置かれ、またその他の幾分かは、沼地に束ねられていた。」(丁 B14、SAPS 付属書 3 章、5 頁)と記載されており、佐藤調査団が全く誤った報告を行ったことが明らかである。

(2) また、インフォーマル・リーダーとの対話において、インフォーマル・リーダーから、「問題点として、現在井戸水が十分ではないことである」と水の確保の問題も指摘されている。そして、本件 SAPS 中間報告書付属書 3 章では、「フィールド調査の結果によれば、プロジェクト契約業者によって掘られた井戸は、1992 年初頭以来、使用不能の状態である。各々の井戸は、4 世帯に給水することが予定されていた。これらの井戸は、以下の様な状態で掘られた。①深さはわずか 2 メートルである。②設置場所が不規則である。③第 I 村と第 II 村の水の色の具合から、飲用／消費用としては安全ではない。④第 III 村と第 IV 村は、丘陵地帯に位置しているため、2 メートルの深さでは水が得られない。⑤井戸までの距離が遠すぎる (150 メートル以上)。」と報告している状況にあった(丁 B14、本件 SAPS 付属書 3 章、13 頁)。にもかかわらず、調査団はこの問題の確認すら行っていない。

(3) 第 3 に、佐藤調査団は、『『イ』政府より住民移転問題につき、これ迄も住民側との協議に従い満足いく解決に努めてきた』こと、「強制的な方法は用いていないこと』を確認したと報告している。

インドネシア共和国政府に強制がなかったかと尋ねれば、「あった」と答えるはずがないことは明白である。BAPPENAS マヌオト第 1 地域担当課長らが、「住民の合意とりつけの時に強制はなかったか、欺くことはしなかったかと政府に聞かれれば、我々は『ない』と答えるし、事実そう確信している」と答えている通りである

(甲 B18-026、10 頁)。しかしながら、前述したとおり、実際には、最初に住民移転が行われたプロウ・ガダン村では、実際に移転するときには軍が派遣され、軍の監視下で移転作業が行われたのである(丁 B14、2 頁)。

また、「組織的な反対運動といったことは全く認められず」報告している点についても、後述する米倉調査報告(甲 B38、4 頁)では「住民の反対運動など問題が顕在化したか否かも必ずしも本質的な評価基準とは考えにくい。問題が発生しないための対策が講じられたとしても、それは単に問題の隠蔽である場合もありうるので、反対や問題が全く無かったことにはならないからである。開発独裁と呼ばれる現代のインドネシアの政治体制の下ではこのような事態をまったく想定しないのは危険である。」と指摘している。原判決(161 頁)の「本件プロジェクト実施に対する組織的な反対運動は確認されなかったのであるから、前記住民らの在インドネシア共和国日本国大使館の訪問や来日等のことを考慮に入れても、日本国政府及び基金と

しては、本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約を締結するまでに必要かつ十分な手続を経た」との認定は失当である。

(4) 第4に、慣習法上の共有地であるタナ・ウラヤットに対する補償は行われていないことや移住地がくじ引きで決められてしまったために(甲 B18-026、14 頁)、氏族のつながりが絶たれてしまい、文化の維持が困難な状況に置かれてしまったことなど、ミナンカバウ文化に対する配慮が全くない。

(5) 第5に、佐藤調査団は、補償基準の正当性についても何等調査していない。

政府が決定した補償基準は、畑、水田、果樹園、果樹、ゴム等いずれについてもそれぞれが生産する作物の価値に比べてあまりに低額であった。

本件 SAPS 中間報告書付属書3章には、この事実を「移転委員会によって与えられた補償は、実際に住民の感情を傷付け、また金銭面での損失をもたらした。何人かの住民は、1平方メートル当たり 30 ルピアしか受け取らなかった。これは、タバコ3本分の価額(=100 ルピア)である。もう一つの事実として住民たちが語ったところによれば、再測定のための経費として、彼等が以前に住んでいた村での土地単価に基づき、1区画当たり 2 万 5000 ルピアかかったという。何人かの住民の報告によれば、彼等は、国家土地局(BPN)に対して、1区画当たり 40 万ルピアと、補償金の受け取り後には、30 万ルピアを支払わなければならなかった。」「住民の大多数は、ゴムの木に対する補償が少ないことに深く傷つけられた。住民によれば、ゴムの木の補償基準は、明確には定められていなかった。生産木(TM)と非生産木(TBM)の定義については、補償委員会とゴムの木の所有者との間で何らの合意もなかった。ゴムの木の大多数に対しては、一本当たり 1500 ルピアしか受け取れなかったことから、住民の落胆は大きかった。その訳は、生産木(TM)の大多数が、非生産木(TBM)に分類されたためであった。住民には、補償一覧表に記載されていた通りに 4700 ルピアが支払われるべきであった。」(丁 B14、3、5 頁)と記載されている。

佐藤調査団は、1991年9月にPAFsの代表が来日した際、補償基準が低すぎることを問題としていたことを十分認識していたのであるから、この点について何ら調査していないことは重大な落ち度である。

第3 ダム本体建設工事契約への同意と融資の実行

- 1 佐藤調査団の上記調査結果を踏まえて、日本国政府は OECF に対しダム本体建設工事のための資機材や役務の調達契約締結に同意することを指示し、OECF はこれに基づいて 1992 年 10 月 2 日付で資機材や役務の調達契約締結に同意した(承認番号 IP-358 / C-002)。
- 2 借款協定の特約には、土木工事・機器調達契約同意の条件として、「再定住問題が、良好に解決されなければならない(第6条第2項B)」と規定されていた。

また、この同意の前に OECF が行ったコンサルタント契約同意において、その条件とされていた、PAFs との移転及び補償基準についての合意、コト・ラナの再定住地の整備完了という条件について、前章第 4 で述べたとおり、十分な確認がされていなかったから、この点について、再度確認する義務があった。

この点については、本章第 1 で述べたように、プロウ・ガダン村の移転が軍隊を動員した強制移転であったこと、コト・ラナ地区ではゴム園の整備が実際に行われていなかったこと、井戸・水道等の整備も未了であったことなどからは、同意条件は満たされていなかったことは明らかであった。ところが、佐藤調査団のおさなりの調査の結果、日本国政府及び OECF は、現地の状況を見誤り、上記の通り、資機材や役務の調達契約締結に同意したものである。

3 上記 OECF の承認書においては、下記の要請／確認事項が考慮に容れられるべきことが述べられた。

(a) 要請事項

- * 再定住と補償の手続は、予定された日程表に基づいて講じられなければならない。
- * PAFs の要求に対しては、誠意ある考慮が払われなければならない。
- * 再定住と補償の進捗状況は、遅滞なく報告されなければならない。
- * OECF としては、契約条件 14.1 (1) の第 II 部に掲げられる最初の 6 ヶ月間の活動を網羅する全体計画と詳細計画、および契約条件 14.1 (4) に掲げられるその後の 6 ヶ月ごとの詳細計画を提出するよう求めたい。
- * OECF としては、契約条件 27.1 の第 I 部に掲げられる地質学的または考古学的な関心のある化石、貨幣、有価物または骨董品、建造物、その他の遺跡または遺物のいずれかを発見する場合には、遅滞なく知らせるよう求めたい。

(b) 確認事項

- * 土木工事と備品調達のための今後の契約に対する OECF の同意は、再定住と補償の状態を斟酌した後に決定されるものとする。
- * 再定住と補償の手続の過程において深刻な問題が発生する場合には、本プロジェクトのための支出は、当該問題が解決されるまで先送りすることができる。このことは、OECF によってすでに同意されている契約の下での支出であっても同じである。

上記条項では、「再定住と補償の手続の過程において深刻な問題が発生する場合には、本プロジェクトのための支出は、当該問題が解決されるまで先送りすることができる。このことは、OECF によってすでに同意されている契約の下での支出であっても同じである」とされており、問題が発生すれば、OECF としては、支出の停止ができることが明らかであった。ところが、OECF は、ゴム園が整備が全くなされていないことが明らかになってもこの権限を行使することなく支出を続けた。この点において、OECF の責任は重大である。

4 上記同意の結果、資機材や役務の調達契約が締結され、1992年10月16日、コトパンジャン・ダム本体建設工事が開始された。

第4 東電設計による本件ダム建設工事監理

1 1991年6月及び10月に本件コンサルタント協定が PLN と東電設計等との間で締結され、これに基づき、東電設計による本件ダム建設工事監理が行われることになった。事業完成報告書（甲 B75）第11部邦訳58頁図11.1.2によれば、本件ダム建設工事は、1992年10月16日に開始され、1993年10月1日河川転流、1997年3月12日湛水、1998年12月15日完了とされている。

2 前述のように、本件コンサルタント協定では、東電設計は「唯一の責任企業」として住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整する義務を負っていた。

しかし、肝心の住民移転の進捗は、本件ダム建設工事と比較して、内実を伴ったものではなく、とりわけ移住先の農園については整備が遅れていた。事業完成報告書（甲 B75）第13部邦訳25頁以下には、1998年7月31日時点での各移住先の土地整備や公共インフラ建設工事の進捗状況が報告されているが、そのうち農園に関しては以下のとおり報告されている。

移住地名（村名）	当初計画	達成量（%）
コト・ラナ	①準備：1,184ha ②被覆作物の植え付け：1,184ha ③農園種苗（アブラ・ヤシ）：159,840本 ④アブラ・ヤシの植え付け：1,184ha	0ha（0） 0ha（0） 92,467本（57,85） 0ha（0）
南ムアラ・タクス （コト・トゥオ村、 ムアラ・タクス 村）	①準備：1,688ha ②被覆作物の植え付け：1,688ha ③農園種苗（アブラ・ヤシ）：227,880本 ④アブラ・ヤシの植え付け：1,688ha	0ha（0） 0ha（0） 131,829本（57,85） 0ha（0）
南シベルアン・ユ ニット1（グヌン ・ブンス村）	①準備：482ha ②被覆作物の植え付け：482ha ③農園種苗（アブラ・ヤシ）：65,070本 ④アブラ・ヤシの植え付け：482ha	0ha（0） 0ha（0） 37,643本（57,85） 0ha（0）
ラナ・コト・タラ ゴ（タンジュン・ アライ村）	①準備：626ha ②被覆作物の植え付け：626ha ③農園種苗（アブラ・ヤシ）：84,510本 ④アブラ・ヤシの植え付け：626ha	0ha（0） 0ha（0） 48,889本（57,85） 0ha（0）
ラナ・スンカイ （バトゥ・ブルス	①準備：1,114ha ②被覆作物の植え付け：1,114ha	0ha（0） 0ha（0）

ラット村、ルブック・アグン村、コト・テンガ村)	③農園種苗 (アブラ・ヤシ) : 150,390 本 ④アブラ・ヤシの植え付け : 1,114ha	87,001 本 (57,85) 0ha (0)
南バトゥ・ブルスラット (バトゥ・ブルスラット村パサール)	①準備 : 1,400ha ②被覆作物の植え付け : 1,400ha ③農園種苗 (アブラ・ヤシ) : 189,000 本 ④アブラ・ヤシの植え付け : 1,400ha	0ha (0) 0ha (0) 109,337 本 (57,85) 0ha (0)
南シベルアン・ユニット 2 (ポンカイ村)	①準備 : 400ha ②被覆作物の植え付け : 400ha ③農園種苗 (アブラ・ヤシ) : 34,000 本 ④アブラ・ヤシの植え付け : 400ha	0ha (0) 0ha (0) 31,239 本 (57,85) 0ha (0)
リンボ・ダダ	①準備 : 1,600ha ②被覆作物の植え付け : 1600ha ③農園種苗 (ゴム樹) : 800,000 本 ④ゴム樹の植え付け : 1600ha	1,508ha (94,25) 1,508ha (94,25) 754,000 本 (94,25) 1,508ha (0) 但、生育不足

以上のとおり、本件ダム工事終盤の時期である 1997 年 7 月 31 日時点ですら、多くの移住地の農園の整備は遅れている。各移住地では当初、ゴム農園を整備する予定であったが、ゴム農園の整備は 1996 年の時点で破綻していた。完成報告書 (甲 B75) 第 13 部邦訳 42 頁以下では、このゴム農園の整備が破綻した理由として、予算制限のために、メンテナンスの期間が当初計画の 1 年間に換えて短縮され、3 か月しか設けられなかったこと、再定住地の造成の遅れのために、種苗の植付を雨期の開始段階に実施することができなかったこと、土地証明の遅れのために、PAFs 各世帯へのゴム樹の苗木の引渡が、種苗の生育後 3 か月間も行われなかったことが挙げられている。そして、ゴム農園の整備が破綻したことを受けて、ゴム農園からアブラ・ヤシ農園への転換が図られたのである。

このように各移住地においては、移転した住民の今後の生活の糧となる農園の整備が何ら進展していなかったのである。東電設計は、住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整することなく、移住地の農園の整備が進展していないにもかかわらず、本件ダム建設工事を進捗させていったのである。

- 3 次に、東電設計は、本件コンサルタント協定に基づき、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画 (RKL) 及び本件環境モニタリング計画 (RPL) で指摘されていた事項、すなわち本件 3 条件と実質的に同様の事項を講じなければならなかった。上記計画等では、初期局面、建設局面、稼働局面、それぞれに分けて、社会・自然に対する影響とその対策を記載しており、これが実行されるべきであった。

しかしながら、この点に関して、本件 SAPS 中間報告書は、「5.7 結論と勧告 5.7.1

総記」において、「環境モニタリング管理計画は実質的に失敗した。リアウ大学環境調査センターによる水質モニタリングと漁業局による2つの実験養魚場の設置を例外として、顕著な活動は1995年以來行われていない。(中略) 環境モニタリング管理計画を実行しようとする政治的意思が、明確な一連の管理命令と同様に、欠落しているのは明らかである。」(丁 B13、159 頁) と指摘しているように、本件環境管理計画(RKL) と本件環境モニタリング計画(RPL) で指摘されている事項は講じられなかったのである。

4 以上のように、東電設計による本件ダム建設工事監理は、本件コンサルタント協定で定められた事項を履行しないまま進められていったのであり、これにより移転住民の生活と環境に甚大な被害を生じさせたのである。

第11章 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等

第1 住民移転の経緯

1 各村の移転時期

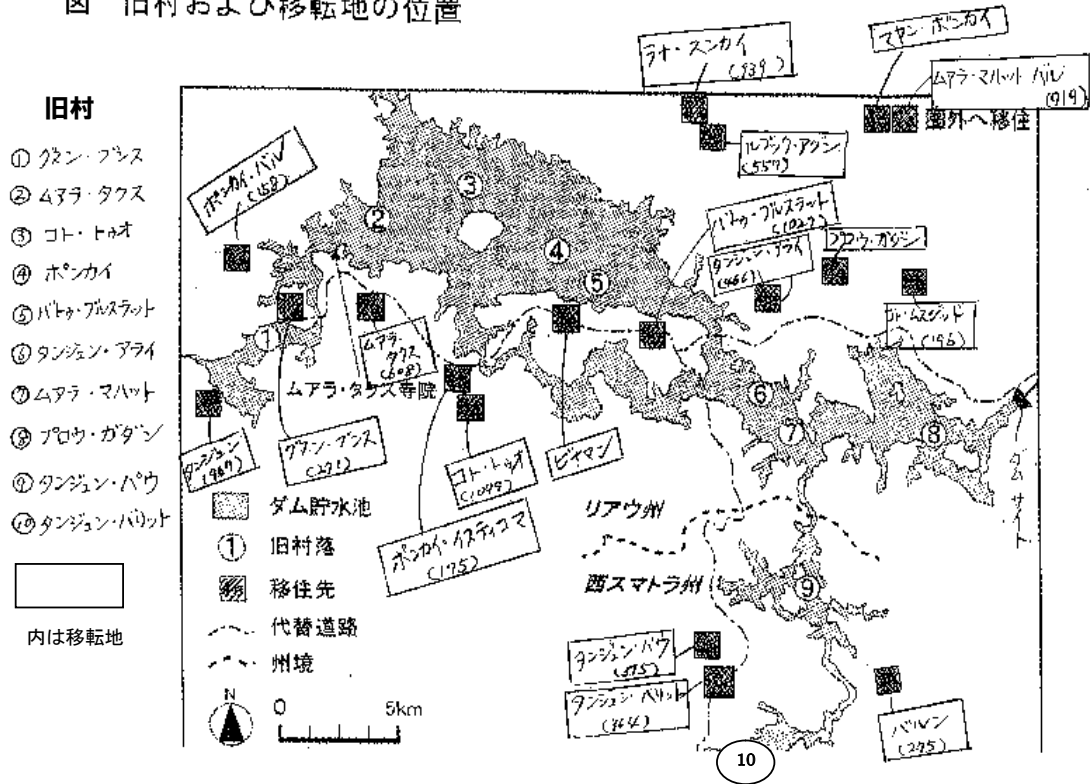
1992年8月、プロウ・ガダン村において最初の住民移転が行われ(新村名はプロウ・ガダン、コト・マスジット)、同年10月にダム本体建設工事が着工した後、順次水没予定地の村において住民移転が行われた。コトパンジャン・ダムによって移転対象となった村の移転時期は以下の通りであった。

- * 1993年3月：グヌン・ブンス村がスラタン・シベルアン第1居住区に移転した(新村名：グヌン・ブンス)。
- * 1993年7月：タンジュン・バリット村がリンボ・ダタル第1居住区に移転した(新村名：タンジュン・バリット)。
- * 1993年7月：タンジュン・パウ村がリンボ・ダタル第2居住区に移転した(新村名：タンジュン・パウ)。
- * 1994年1月：ムアラ・タクス村がスラタン・ムアラ・タクス第1居住区に移転した(新村名：ムアラ・タクス)。
- * 1994年3月：コト・トゥオ村がスラタン・ムアラ・タクス第2居住区に移転した(新村名：コト・トゥオ)。
- * 1994年3月：ムアラ・マハット村がバンキナン・ブロック X/G 地区に移転した(新村名：ムアラ・マハット・バル)。
- * 1994年10月：タンジュン・アライ村がラナ・コト・タラゴ地区に移転した(新村名：タンジュン・アライ)。
- * 1995年1月：バトゥ・ブルスラット村の一部がラナ・スンカイ地区に移転した(新村名：ルブック・アゲン、ラナ・スンカイ)。
- * 1996年1月：バトゥ・ブルスラット村の一部がスラタン・バトゥ・ブルスラット地区に移転した(新村名：バトゥ・ブルスラット、ビナマン)。
- * 1996年2月：ポンカイ村がスラタン・シベルアン第2居住区及び、村内で水没し

なかった地区及びスンガイ・パガル地区に移転した（新村名：それぞれポンカイ・バル、ポンカイ・イスティコマ、マヤン・ポンカイ）。

次図に旧村と移転地の位置を示す。

図 旧村および移転地の位置



2 住民移転の状況

(1) 最初に移転したのは、プロウ・ガダン村であるが、その移転が軍隊による強制移転であったことは、第10章第1で述べたとおりである。本件 SAPS (甲 B14) において、プロウ・ガダン村の移転について、「移転から1週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため住民は、非常事態(SOB)であるかのように感じた。」と記載されている通りである。

このように、最初の住民移転に多数の軍隊が動員されて移転を強制されたことは、他の村の住民らに重大な影響を与えた。この点は、ルブック・アグン村のザキルマン(Zakirman)氏(甲 C34)が以下のように述べているとおりである。

「プロウガダンのことは私にとっても、他の村人にとっても衝撃的でした。補償金のことがはっきり知らされない状態であっても、政府が移転先の生活についての約束が違っても、兵隊が来て私たちを強制的に移動させるということが分かったので。私は移転前にあらかじめ何か知らされていると思っていたのでプロウガダンに急に兵隊が来たときにはびっくりしました。もともと、スハルト政権下で

ダムに反対などということは言えないのですが、補償が不十分だ、移転先が整備されていないと苦情を言うことも一切許されないのだ、移転したくないなどと言うと軍隊によって何をされるか分からない恐ろしい状態なのだということを改めて思い知らされました。私たちには移転するしかないとあきらめるしかありませんでした。このことは私たちだけではなく、外の村でも同じだったろうと思います。

プロウガダンでは移転したときにゴム園も、水も整備されていない状態でした。それでも政府は無理矢理村人を移転させたのです。私たちも同じ運命になることを覚悟しなければならぬと感じました。」

- (2) こうしたことから、プロウ・ガダン村に続く村々の移転では、PAFs は移転に抵抗することもできず、警察や軍隊の監視の下、インドネシア政府側が定めた移転スケジュール通りに移転を強制された。

この経緯について、バトゥ・ブルスラット村のエム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティ (M Rasad Dt Bandaro Sati) 氏 (甲 C17。本人調書 22 頁) は以下のように述べている。

「バトゥ・ブルスラット村は、95 年と 96 年の 2 回に分けて移転しました。」

「移転には、政府からトラックが差し向けられ、軍や警察がパトロールするなかで行われており、移転を拒否して居座ることなど到底できませんでした。村人らは、文字通り泣く泣く移転しました。」

本件 SAPS には、ラナ・スンカイ村の住民移転プロセスについて以下の通り記載されている。

「住民移転は、迅速に実施された。新村への移転にあたっては、各世帯には、一度の輸送機会しか与えられなかった。そのため、住民たちは、一度では運びきれなかった荷物（建物の一部、家畜など）を運ぶのに必要な運搬費を自己負担しなければならなかった。各世帯は、3 度にわたって荷物を運ぶ必要があった。移転プロセスにおいて、住民たちは、インドネシア国軍(ABRI)によって支援された。軍隊は、新村に 7 日間にわたって駐留した。」

タンジュン・アライ村のアリ・アムラン (Ali Amran) 氏 (甲 C33) は以下のように述べている。

「プロウ・ガダンのことは私にとっても村人にとってもショックなことでした。村の誰もこわがりました。移転先が整っていなくても強制的に移転させられると考えました。私たちには移転するしかないとあきらめるしかありませんでした。このことは私たちだけではなく、外の村でも同じだったろうと思います」

- (3) 再定住地の状況は、いずれも最初に移転したプロウ・ガダン村のそれと変わらない状況だった。

上記エム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティ氏 (甲 C17。本人調書 22 頁) は、移転先の状況について、以下の通り述べている。

「移転に際しては、私は、抽選で家の番号が決まったときに、事前に下見に行っていました。移転先は、事前の政府説明とは全く違っていました。まず、家は、すばらしい家だと聞いていたのに、壁も板が張られただけの本当に掘っ立て小屋という状態のものであって、台所もなく生活するための設備は見受けられませんでした。トイレはただ土を掘った簡易的なものが準備されていただけでした。また、農園は焼き畑すらされておらず、もちろん、約束されたゴムの木は植えられていませんでした。公共設備についても、村の道はアスファルト舗装することだったが、舗装されているのは村の大通りだけで、赤土だらけで雨が降れば通れないような状態でした。また、モスクは、あるにはありましたが、とても小さくて、毎週のお祈りに使えるようなものでは到底ありませんでした。」

そして、このような状況を知っていたが、軍や警察が監視している状況で移転を拒否することはできなかったとしている。

前述のザキルマン氏（甲 C34、本人調書 13～19 頁）は以下の通り述べている。

「移転先の家は 6×6m の木造家屋で、床はコンクリートが薄く覆ってあるだけでした。政府が言っていたセミパーマネントハウスとはほど遠いものでした。しかも、移転したときには、私の割り当てられた家は草で覆われていて、すぐに入れませんでした。私の家は水はけがうまくいっておらず雨水が家に入ってくるような状態のようでした。というのは、家の中に雨水が侵入したあとがあり、床の一部は 50cm ほど泥で覆われていました。壁は安っぽい板でできていて、泥がたまった部分は既に半分ぐらい腐っていて、壊れて穴が空いていました。移転した最初の日は家の中はあまりにひどい状態で、その日は中で寝ることができず、テントを作ってそこで寝ました。（中略）新しい村では井戸が 2 世帯に 1 つありましたが、しかし井戸から水は出ませんでした。井戸は浅く、底はセメントで固められていました。水が出るはずがないのです。みかけだけの井戸でした。そのため、どの家もラナ・スンカイ川までくみに行かなければなりませんでした。水浴び、洗濯、トイレも全てラナ・スンカイ川で行いました。政府は便所を用意していたのですが、それはただ穴が掘られていて、その周りをアスベストで囲んだだけのものでした。（中略）ゴム園は家から 2.5km ぐらいの位置にありました。歩いていかなければなりませんでした。少し雨が降ると道はどろだらけになりバイクで通れる状態ではありませんでした。私は歩いて 30 分ぐらいの距離でしたが、村の人には遠く 1 時間、2 時間とかけてゴム園に行かなければならない人もいました。私が支給されたゴム園では木は切り倒されていましたが、1 本もゴムは植えられていませんでした。赤土が露出し何もありませんでした。何も植えられていないゴム園を前にして、私たち家族は本当に絶望的な気持ちでした。」

また、タンジュン・アライ村のアリ・アムラン氏(Ali Amran)（甲 C33、6, 7 頁）は以下の通り陳述している。

「移転先の家というのがひどい状態であることがよくわかりました。どの家も

セミパーマネントとはほど遠い木造の粗末な家で、約束と違うことがはっきり分かりました。家の周りは草が生い茂り入ることもできませんでした。ドアを開けることができるのですが、中に入ると泥がいっぱいたまっていました。木の家だったので、壁の床付近が下から腐っていました。

ゴム園も見に行きました。ゴム園は赤土がむき出しになっており、苗木すら植えていないことが分かりました。井戸もありましたが、外見は井戸でしたが、水が湧いておらず雨水をためるだけの状態でした。」

「移転したときには、私の割り当てられた家は草で覆われていて、扉もすぐに開きませんでした。雨水が浸入して家中の床が 50 cmほど泥で覆われていました。家の水回りが何も行われておらず、新しい道の泥が雨水とともに家の中に入ってきていたのです。壁には板でできていて泥がたまった部分は既に半分ぐらい腐っていて、壊れていて穴が空いており、しかもシロアリにやられていた。掃除した後に分かったのですが、コンクリートの床はぶかぶかになっていました。家が使えませんが移転の日は、家具を入れることができませんでした。夜は中で寝ることができず、仮眠をとる程度でした」

第2 ダム建設の進行

1 ダムの建設は、1992年10月にダム本体建設工事が着工した後、1993年9月には発電タービン設置工事が開始した。そして、1994年3月からコンクリート打設工事が始まり、同年4月28日には定礎式が開催された（在インドネシア日本大使館総括参事官の目賀田周一郎氏が出席）。

また、1994年4月には変電所・送電線の建設設置工事が開始した。

その後、1996年2月には、コトパンジャン・ダム及び発電所のコンクリート打設を完了し、同月末には、コトパンジャン・ダムの建設工事が完了した。その後、1997年6月に送電線設置工事が終了し、同年8月に変電所設備設置工事が、同年10月には変電所建設工事が完了した。発電タービン設置工事は、最終的に1998年11月までかかった。

2 こうしたダム建設の進捗の各段階において、契約書に履行されるべき確認事項が付されていた。

ロットⅢ B の発電機の契約書に関する 1993年8月20日付 OECF 承認書(承認番号 IP-374/C-005)においては、下記の確認事項が考慮に入れられるべきことが述べられていた。

(a) 再定住地の造成、補償の支払い、および旧村からの PAFs の移転については、PAFs の要求を考慮に入れて、計画的な日程表に従って必要な措置が講じられるべきである。とりわけバトゥ・ブルスラット村については、補償の支払いの目標日が本年9月に迫っているにもかかわらず、当該村の PAFs に対しては未だに補償金が支払われてきていないという事実を鑑みて、緊急で適切な措置が講じられるべき

である。

- (b) PAFs が補償金を受け取った後に早い時期に再定住地に移転することができるように、可能な限り早期に再定住地の造成が行われるべきである。

ロットⅢ A のタービンの契約書に関する 1993 年 12 月 8 日付 OECF 承認書(承認番号 IP-374/C-007)においては、下記の確認事項が考慮に入れられるべきことが述べられていた。

- (a) 現在、ポンカイ村とコト・トゥオ村の 2 カ村においては、貯水池の対象地域の補償金の支払いが完了していない状態である。これらの 2 カ村では、実際の補償金の支払いは、当初の計画表よりも遅れている。補償金の支払いがこれ以上に遅延する場合には、OECF としては、残余のロットのための契約に同意することは難しいであろう。それ故、一方において、PAFs の要求に考慮を払いつつ、他方において、現行の日程表に従って貯水池の対象地域のための補償金の支払いを行うとともに、これ以上に日程表を遅らせないための適切な措置が講じられるよう求められるところである。

- (b) 再定住地の造成と旧村からの移転については、住民移転が円滑に完了することが望まれる。それ故、再定住地の造成が可能な限り早期に行われ、また現行日程表を遅延させないための適切な措置が講じられるべきである。

契約書の最終的な承認については、関連送電線の契約書に関する 1994 年 3 月 21 日付 OECF 承認書(承認番号 IP-374/C-008 から IP-374/C-012 まで)においては、下記の確認事項が考慮に入れられるべきことが述べられていた。

- (a) 現在、貯水池の対象地域のための補償金の支払いが完了していないのは、バトゥ・ブルスラット村においてのみである。この村の補償スケジュールは、当初スケジュールよりも遅れている。それ故、一方において、PAFs の要求に考慮を払いつつ、他方において、現行スケジュールに従って貯水池の対象地域のための補償金の支払いを確実に完了するよう求められるところである。

- (b) 再定住地の造成と旧村からの移転が完了していない村々については、再定住地の造成が可能な限り早期に行われ、また現行日程表を遅延させないための適切な措置が講じられるべきである。

- (c) これらは、本プロジェクトのすべての契約のうちでも最後の同意となるのであるが、OECF としては、再定住の進捗状況を継続的にモニターする意向である。OECF に遅延理由を知らせることなく、いずれかの再定住が大幅に遅延する場合には、当該問題が解決されるまでは支出が延期されることもあり得る。それ故、今後の再定住の進捗状況に関して、OECF に対して報告を行うよう求められるところである。

- 3 上述した OECF 承認書に付された確認事項を踏まえると、OECF において、再定住地の造成及び補償費支払の遅れ等の問題が、本件プロジェクト現地において発生しているという程度は把握し、インドネシア側に対して改善を求めていたことが認められる。

しかし、OECF が、早期の再定住地の造成完成、補償費支払の完了を求めたにもかかわらず、問題の解決が進まなかった。この点は、上記の通り、同様の指摘が 1993 年 8 月、12 月、1994 年 4 月と繰り返し行われている状況から明白である。OECF は、インドネシア側が現地の問題状況の改善を進めていないにもかかわらず、L/A に規定された支出停止という権限行使には及ばず、引き続き融資実行を継続していた。

その上、OECF は問題解決が進まない事態を前にしながら、本件ダム本体工事着工後、OECF において、本件プロジェクト現地の具体的な状況を把握するために現地調査ミッションを派遣する等の調査を行った形跡はない。そのため、OECF は、造成・支払が遅れている点を把握しただけで、本章第 1、2 項で詳述した通り、現地で整備された家屋が人の居住に適したものとは到底言えないこと、ゴム園は全く未整備であったこと等の状況までは把握していなかった。

OECF は、各承認書に付した確認事項について問題の改善が進まない事態を前にして同じ指摘を繰り返すにとどまり、1996 年に行ったような現地研究者や現地の文化に精通したものに委託して詳細調査を行うなどの措置をとらなかった。OECF は、1992 年 10 月に本件ダム本体工事が開始してから 1996 年までの約 4 年間、問題状況が改善しない事態を放置したのである。

また、OECF が、各承認に当たり確認事項は付したものの、それを遵守しないインドネシア側に対して L/A 上の権限を適切に行使するなどの措置をとらず放置し、問題の抜本的な解決を遅らせてきた結果、インドネシア側としては、確認事項を遵守しなくても結局日本側はこれを容認するという理解を招いたと思料される。そのことが、1997 年に湛水強行という事態を引き起こしたのである。

第 3 米倉調査・アンダラス大学調査

住民移転が完了した 1996 年には、OECF の委託で米倉調査及びアンダラス大学調査が実施された。

1 米倉調査報告書（甲 B38）の内容

- (1) 米倉調査は、当時アジア経済研究所研究員であった米倉氏が、1996 年 7 月に現地を視察するとともに住民から聞き取りを行うなどの調査したものであり、ミナンカバウ文化の専門家という見地から現地の状況を明らかにしている。
- (2) この調査報告書の中では、現地住民らが甚大な被害を受けていたことが明らかであることが報告されている。指摘されている住民被害の内容は以下の通りである。
ア インドネシア共和国政府の土地等の財産調査について、「一カ村ほぼ 6 チームが 3 ～ 4 カ月ほどほぼ住み込みで調査を行ったということであったが、この程度の調査のマンパワーで果たして全域について十分な調査が成し得たかどうかは疑問なしというわけにはいかない。実際、今日までに数々のクレームが住民からつけられることになった。

留意すべき点は、このようなクレームを政府につけられるような交渉力が貧しい人々も含めた住民全員に平等の機会としてあったかという点である。」(10頁)。

イ 移転先のゴム園について、「インタビューできたほとんどの村で生産可能になると思われる木は10%～15%程度との返答だった」(18頁)。「この水準の一致は何か符丁のような印象を与える。オイルパームへの転換を図るために、実際のところ10～15%しかゴムを植えなかったのではあるまいかとさえ疑われる」(19頁)。

ウ 住民移転について、「プロウガダン村の例でいえば、経験のない移転計画の策定にわずか1ヶ月の時間で対応させることにはそもそも無理があったと言わざるを得ない。住民の自主的な調整は、実質合理的に問題を処理しようとするものであって、限りなく多くの時間と労力が必要だったはずである。」(20頁)。

エ 移転村の自治能力と集会的意思決定の方法に触れて

「ムシャワラ(musyawalah)の方法について簡単にみておこう。(中略)村全体としての集会的な意志決定は投票によるものではなく、全員の参加(法的権利のある)による議論を重ね、疑問、反対意見、異議が出なくなるまで幾度となく繰り返し行われる。このことで全員が内容を理解し賛成とみなされるところまで議論が行われ、全員の合意と認められるところで全員一致の合意形成ムファカット(mufakat)として承認されるのである。」として、ミナンカバウ社会の意志決定方法を説明し、ところが、補償単価を決定した1991年4月の補償単価基準決定住民代表およびインドネシア共和国政府によるムシャワラでは、「二段階のムシャワラが開催されたことになるが、それぞれの段階で代表者が各々の村に持ち帰って修正事項について再討議してはいない。他方、一定の範囲内で代表者の判断で妥協案に賛成する権限を与えられた委任代表としての資格が明確にされていたわけでもないようである。合意内容に変更があれば全員による再討議が原則であろう。このことが村によってあるいは人によって、村の住民の合意を得ていないとして、後々問題の種になった。」(21頁)と手続き上の瑕疵があったことを指摘している。

オ 移転同意について、「移転に関して移転同意書のフォームに反対の選択肢がないとの鷺見氏(当時横浜市立大学)らの指摘に対して、『移転に反対であればサインする必要がない。また住民は移転自体に反対しているわけではないと承知』などがあるが、このような回答の仕方には以上のような社会の実態についての理解が感じられない」「集団としての意志決定が問われた時にどのような手続きを経なければならないのかという点について、インドネシアにおける援助の対象者・対象地域の固有性についての配慮と認識が日本側には見られなかった。」(22頁)。

カ 移転に同意するか否かに関わらず、各村がこぞってダム建設に反対するでもない限り、土地は収用されたであろう。1980年代のフィージビリティ調査など様々な調査が行われていた時に、各村がこぞって明確な反対意志を示さなかったことによって、ダム建設と10か村の水没はすでに決定されたのであり、移転も拒否され得ないことになったのである。

収用のためのインベントリーの調査は、最も早かったプロウガダン村でも移転合意書提出から1年後の1991年12月から92年1月に実施された。他の村では1年9ヶ月後であった。インベントリーの調査の受諾での最大の論点は単価をめぐるもので、移転そのものの賛否には影響しないことになった。移転に関してのみ同意の確認を早々に行って、住民たちが単価条件が良ければ移転に賛成するがそうでなければ反対という、条件闘争に入る手段が予め巧妙に封じられた。」(23頁)として、移転同意、補償同意過程で住民の意志が反映されなかった構造的問題を指摘している。

以上の通り、OECFの委託によって行われた米倉調査報告では、本件プロジェクトにおいて、財産調査に問題があり調査の正確性や調査の公平性に問題があること、移転先のゴム園で生産可能になるゴムは10%~15%ほどでそもそもその程度のゴムしか植えられなかった可能性があること、住民たちの無理な移転を強めていること、住民たちが移転を受け入れざるを得ないようにするために先に移転の同意のみをとってしまうという巧妙な手段がとられていることなどが指摘されている。とりわけ、重要な点は、1991年4月の補償基準合意のための会議が、「村の住民の合意を得ていないとして、後々問題の種になった」ようにミナンカバウ社会の慣習による合意決定ではなく、手続き上の瑕疵があったことを指摘している点である。

これらの指摘は、本件3条件及び本件借款契約における12項目の特約のうち「補償基準に関するPAFsと地方政府との間の合意が、満足的な進捗を遂げなければならない(第6条第1項B)」という条項に関わる。この点について、1991年10月23日にOECF業務第1部第2課が報告した「補償単価基準についての合意状況」(丁B5)は、上記各村10名の代表者による補償基準会議の合意をもってその根拠としているが、上記指摘はこの点を根本から問い直すことを求めている。

2 アンダラス大学調査の内容

(1) アンダラス大学調査は、OECFジャカルタ事務所の委託でアンダラス大学(本件ダムによって沈められたタンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村が存する西スマトラ州に存する大学であり、本件プロジェクトに関し本件F/S段階から調査に関与している大学)によって、1996年に行われたものである。

その結果が、「コトパンジャン水力発電所プロジェクトの社会経済的影響調査」と題する報告書にまとめられている(甲B39)。内容は、本件SAPSの簡易版のようなもので、リアウ州側8か村(但し、バトゥ・ブルスラット村を2つに分けて調査し、また、3つに分かれて移転したポンカイ村について2ヶ所を調査対象としていることから、移転後の村の数としては10ヶ所を対象にしている)で、各村50世帯合計500世帯を抽出して調査票調査を行い、またプロウ・ガダン村とタンジュン・アライ村でグループインタビューを行っている。

(2) アンダラス大学調査報告書の「4 結論と提言」において指摘されている問題点は以下のような内容である。

ア 移転した村におけるゴムの生産は、住民たちの生計を維持することができる状況に至っていない。そこには、ゴムの木がまだゴムを生産できるまで成長していないということに加えて、ゴム園自体が住民たちにとって確かなものになっていないという問題がある。ゴム園は未だ完全に住民たちに引き渡されていないのである。ゴムに対する依存度は減少しているが、未だに主要な生計手段となっている。現時点では約4分の1の住民たちがゴムに依存している。このことは直ちに問題となるであろう。なぜならば、発電所が運転を開始したときには、かつての村にあるゴムを生産しているゴムの木は失われてしまうからである。ゴムに依存して生活をしている住民たちは深刻な影響を受けるだろう。彼らの収入源が突然断ち切られるからである（34頁）。

イ 現時点において、政府から供与されている生活扶助で生計を立てている住民がいる。彼らの生活を支えている生活扶助はまもなく終了してしまう。また、生計を支えるために残された補償金を使っている住民もいる。これらの住民たちは、今後やってくる生計活動の変化に対し準備ができていないとは思えない（34頁）。

ウ 世帯調査によれば、30%が生活水準が改善したと回答しているのみであり、大多数はプロジェクトによって生活水準が低下したと感じている。また大多数の回答者が移転プロセスに関与した政府役人に対して肯定的にとらえていない。その主要な理由は、政府が住民たちに対して約束した事項を守っていないことである。ゴム園の状況がはっきりしていないことが約束不履行の一つの例である。全ての世帯は、現在までゴム園を自分たちのものとして管理できるはずであった。この調査では、住民たちが移転を受け入れる際に政府によって約束された全ての内容を確認することが不可欠である。もし、その約束が有効で合法であれば、直ちにそれが履行されるようにしなければならない（36、37頁）。

以上の通り、アンダラス大学調査報告においても1996年段階に至っても住民たちに供与されるはずのゴム園が生産可能な状況になっておらず、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア共和国政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていること、本件ダム貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に窮する状況にあること、移転にあたってインドネシア共和国政府が約束した条件の多くが守られていないこと等が明らかにされている。

第4 湛水の開始と停止、そして再開

1 1997年1月3日：全体調整会合

1997年1月3日、日本国政府及びOECFとインドネシア共和国政府・PLNとの間で「全体調整会合」が開催された。ここでは、上記委託報告などにより、本プロジェクトでは住民に対する補償問題及び生活保障問題が未解決であり、特に生活保障に関しては、移転住民の多くが未だに水没予定地のゴム園からの収入を頼りにしている状況であ

ることが報告された。

そして、PAFs（移転住民・家族）への対策を当該対策項目ごとに具体的なアクションプラン（行動計画）を策定することが決められ、本件プロジェクトはそのアクションプランを踏まえて進められることとなった（丁 B8）。

2 湛水の経緯

しかしながら、インドネシア共和国政府は、1997 年 3 月に突如、湛水を開始し、日本国政府及び OECF の抗議によって一旦停止された。しかし、97 年 4 月から 98 年 2 月までの間にインドネシア側は湛水を再開した。これに対し、日本国政府及び OECF は抗議は行ったものの、支出の停止等の借款契約上の権限は行使せず、その後 40 億円に及ぶ支出を行っており、湛水再開・継続に事実上の同意ないし承認を与えたと認めることができる。

以下、時系列に従い、湛水の経緯を記載する。

1997 年 2 月 : コトパンジャン・ダム建設工事完了

2 月 28 日 : PLN は、湛水記念式典を実施。そこで 3 月 1 日から湛水を開始する準備が整っている旨発言した（丁 B8）。

3 月 3 日 : 上記 PLN の発言を OECF ジャカルタ事務所が知り、同日付で同事務所はギナンジャール BAPPENAS 長官宛に通知を発送した。内容は、PAFs への対策を確立することが本件プロジェクトを成功させるうえで不可欠であること、そのために全体調整会合を設けて PAFs 対策のための具体的な行動計画を策定すること、そのアクションプランを、日本国政府及び OECF に説明する日程を決めると共に、PAFs に対しても、これを説明する日程を設定することを求めるものであった（丁 B8）。

3 月 10 日 : OECF は、現地より、湛水が近日中に開始されるという情報を得た。

3 月 11 日 : インドネシアを訪問中であった田中 OECF 業務第 1 部長は、BAPPENAS 次官と面談し、同月 12 日に予定されていた湛水は、実際の湛水ではなく、水門開閉の実験であることを確認。また、実際に湛水を開始する日を決める前に、OECF に対し、以下の点に関する詳細の現状を報告すると共に、これらの問題状況に対する既存ないし計画中的の具体的対策について報告書を提出しなければならないことを確認した（丁 B9）。

a) PAFs に対する補償費の支払い

b) 移転先での道路、水道及び電気といったインフラストラクチャーの整備

c) PAFs への生活手当

d) PAFs の持続可能な生活水準を確保するためのプランテーショ

ン農園でのゴムないしパームオイルなどの生計手段

- 3月12日：OECF ジャカルタ事務局長、前日の確認事項を確認する書簡を BAPPENAS 次官に送付（丁 B9）。
- 3月12日：PLN、コトパンジャン・ダム の湛水を開始。
- 3月13日：OECF は湛水開始を知り、OECF ジャカルタ事務所首席駐在員が、「強く遺憾の意を表す」という抗議通知をギナンジャーラ BAPPENAS 長官に対して発した（丁 B10）。
- 3月13日：日本大使館も公使名で「緊急かつ深い懸念を表明する」通知を BAPPENAS 副長官に対して発した（乙 B25）。
- 3月18日：湛水池の状況をモニターする方策を OECF、BAPPENAS 及び PLN の3者間で合意し、湛水の状況に関する情報を3者間で共有する体制をつくった（丁 B11）。
- 3月20日：OECF ジャカルタ事務所長は BAPPENAS 副長官と面談した。同副長官からは、OECF と協力して問題解決に当たる旨の言質を得た（丁 B11）。
- 3月24日：「全体調整会合」が開催。懸案の PAFs の問題に対する具体的なアクションプランの内容やそれを完成させる期日を決めることを約束した（丁 B11）。
- 4月9～10日：日本大使館高島書記官及び OECF ジャカルタ事務所員が本件ダム現地を訪問し、湛水状況と移住地の状況を確認し、関係者との協議を行い、リアウ州知事との間でも日本側と協力して住民移転問題の解決に当たることを約束させた。また、「土地補償費の支払がある程度進捗した段階で、湛水再開を決断する前に日本側に相談を持ちかけて来る可能性が高い」としていた（乙 B26）。
- 4月17日頃：PLN は、OECF に何らかの事前通報を行うことなく、スピルウェイ・ゲートを閉じて本格湛水を実施した。
- 4月17日：OECF はレターを出した（丁 B16）。
- 5月7日：ラメラン BAPPENAS 副長官主催の全体調整会合に OECF ジャカルタ事務所首席駐在員以下出席。その場では PLN より補償が進展した分があること、今湛水を始めないと1年遅れることになり、業者からクレームが出されること、従って、湛水を行いたいことが表明された。リアウ州からは、補償に加えてパームプランテーションの整備が同年12月までに完了すると報告された。西スマトラ州からは、生活保障、水供給設備のリハビリの予算が組まれていないことが報告されたため、その場で予算化が指示された。鉱業エネルギー省からは、移住対策についてはほぼ目途がついており、湛水の阻害要因にはならないという報告があった。最後に BAPPENAS から、

以上の報告をまとめてレポートとして提出する旨の報告があった。これに対し、OECF は「湛水を行う前に確保すべきことは、移転住民の生活をいかに確保するかという点である。これが確保されるまではスピルウェイ・ゲートは開放しておかねばならない。最近水位を上昇させている（76m）こと、ならびに鉱エネ省の認識は改めてもらいたい」と述べた。最後にラメラン副長官は、移住先での生活が以前より向上することは「イ」の政策であるとし、東京 CGI 成功のためにも、本件の解決を図る必要がある旨言及（丁 B16）。

6月 : 送電線設置工事完了

7月 16 ~ 17 日 : 東京でインドネシア支援国会合(Consultative Group for Indonesia:CGI)が開催された。この CGI で、日本国政府は支援国グループが拠出を決めた 53 億ドル（当時の為替レートで約 6,100 億円）の資金援助の約 3 分の 1 にあたる 2,137 億円の拠出を表明した（甲 A85、2 頁）。

7 月末頃 : 本件ダムの水位は、海拔 80 m を越えていた。

8月 : 変電所設備設置工事完了

10月 : 変電所建設工事完了

1998 年 2 月 28 日 : 発電タービン 3 号機設置工事終了、発電開始

4 月 20 日 : 発電タービン 2 号機設置工事終了、発電開始

11 月 21 日 : 発電タービン 1 号機設置工事終了、発電開始

3 湛水経緯における日本国政府及び OECF の事実上の同意

(1) 前項に整理したように、日本国及び JBIC から提出された資料に基づけば、インドネシア側が独自の判断で湛水を進めたことが伺える。

しかしながら、日本国政府及び OECF は、1997 年 3 月に湛水を開始した際には繰り返し抗議するなどして湛水を一旦中止させたにもかかわらず、同年 4 月 17 日頃、PLN がスピルウェイ・ゲートを閉じて本格湛水を始めたことについて、日本国政府及び OECF は、同日 OECF においてレターを出し、同年 5 月 7 日の全体調整会議で OECF が「湛水を行う前に確保すべきことは、移転住民の生活をいかに確保するかという点である。これが確保されるまではスピルウェイ・ゲートは開放しておかねばならない。最近水位を上昇させている（76m）こと、ならびに鉱エネ省の認識は改めてもらいたい」と述べたのみであった。この 2 点以外に日本国政府及び OECF において、インドネシア側が行った湛水再開を中止させるべく対応した事実はない。

(2) 本件借款契約に定められた本件履行特約には、ダム貯水開始の際に条件として、

*ダムの湛水開始前までに、補償金の支払い、移転先整備、住民移転が完了していること

という条件が明記されていた。インドネシア側が湛水を再開した当時、これらの条件が満たされていなかったことは、米倉調査及びアンダラス大学調査により明らかであ

った。インドネシア側の湛水再開は、明らかに本件履行特約に違反するものであった。

したがって、日本国政府及び OECF は、この特約をインドネシア側に遵守させる借款契約上の権限があった。インドネシア側が特約を守らない場合には、この権限を適切に行使し、本件プロジェクトの重要な要素であった住民移転の成功及び自然環境保護を実現することが問われていた。

ところが、OECF は上記債務不履行に対し、何ら借款契約上の権限を行使せず、その権限を行使する旨の通告をすることもしなかった。それどころか、インドネシア側からなされた支払請求に応じて融資を継続し、湛水再開後において約 40 億円（本件プロジェクトにおける実行額の約 18 %）の融資を行っている。また、1997 年 7 月の東京 CGI では、約 2,100 億円の資金拠出を表明するなど、上記債務不履行に対し何らの措置もとっていない。

- (3) 山田証人は、一度つかってしまうと水位を下げてもだめだと証言しているが（同人調書 49 頁）、スピルウェイ・ゲートを閉めても直ちに水位が地域全体を水没させるほどに上昇するものではない上、本件プロジェクト現地では過去にも洪水被害はあり、短期間であれば水につかっても回復不可能な被害が発生するわけではないことは明らかである。

したがって、インドネシア側が湛水を再開した時点で速やかにこれを中止させていれば、住民や自然環境の被害を防止することは優にできたことが明らかである。

- (4) そして、湛水を再開した後は、それ以前においてインドネシア側に対して求めていた PAFs 対策のためのアクションプランの策定（1997 年 3 月 3 日付ギナンジャール BAPPENAS 長官宛通知 [丁 B8] にその内容が記載されている）及びその実行を OECF において遂行状況を調査した形跡がない。

1998 年 1 月 28 日、OECF は、「地方インフラ整備事業（Ⅱ）」に 297 億 3800 万円を融資する借款契約をインドネシア共和国政府と締結し、うち 600 万円を本件住民移転地の井戸等の建設費用として供与した（甲 B44、45）。しかし、この時点においても、OECF において、インドネシア側に対して、PAFs 対策のためのアクションプランの状況を追跡調査し、その問題状況を確認し改善を求めた経緯は存しない。

- (5) 以上の通り、日本国政府及び OECF は、インドネシア側が湛水再開を強行したことについて、借款契約上の権限（融資の停止・中止）を行使せず融資を継続した。この事実からは、日本国政府及び OECF は、湛水再開を容認し、これに事実上同意したものと認められる。

4 東電設計の役割

- (1) 本件完成報告書（甲 B75）第 11 部には湛水過程における東電設計の役割が以下のとおり記されている。

「各種の契約の間での調整は、一部において、境界活動(interfacing activities:引用省略)のための中間的な重要期日を導入することによって達成された。主要契約についての中間的な重要期日の間での関係は、付図 11.1.1 に掲げられている。この

点で留意する必要があるのは、二つの決定的に重要な出来事、即ち『河川転流』と『貯水の湛水開始』は、重要期日としてコントロールできないということである。なぜなら、それらは、いずれも季節条件と河川流量条件に密接に関連しているからである。河川転流のタイミングは、ロットⅠのコントラクターの完全な管理の下に置かれていた。ダム貯水池の湛水開始日のタイミングは、それが、ロットⅠ、ロットⅡ、ロットⅢ A、ロットⅢ B およびロットⅥ A に直接的な影響を持つために（つまり、建設期間の延長に係るために）、エンジニアによって、指示された」（甲 B75 邦訳第 11 部 55 頁～ 56 頁）

この湛水開始における東電設計について、原判決は、PLN からの湛水開始の指示を担当業者に伝達したに過ぎない旨判示するのであるが、東電設計は、単に PLN の指示を伝達するだけのメッセンジャーボーイではなく、本件ダム建設工事全体を監理し、各コントラクターを指揮していたものである。各コントラクターは、東電設計の指示に従う義務があった。東電設計は発注主の PLN の指示に基づくものとはいえ、自らが保持する上記指揮監督権に基づいてコントラクターに対して湛水開始を指示したものである。だからこそ、本件完成報告書では湛水開始について「エンジニアによって、指示された」と記載されているのである。

- (2) そして、1997 年 3 月の湛水開始の時点においては、住民移転の問題は何ら解決しておらず、このまま湛水を開始すれば、住民に生じた被害が固定化し、後戻りできないものになることは明らかであった。

東電設計は、本件コンサルタント協定に基づき全プロジェクトを住民移転と調和させる形で進捗させるための総合調整義務を負っていたこと、本件環境管理計画 (RKL) 及び本件環境モニタリング計画 (RPL) で指摘されていた事項を講じなければならなかったこと、本件コンサルタント協定の当事者として PLN と対等な立場にあったこと、大規模開発プロジェクト等に関する国際的基準や FIDIC の倫理規定に従った行動をとることが通常の開発コンサルタントの水準として求められていたこと等からすると、PLN からの湛水開始の指示があった時点において、住民移転の進捗状況を精査し、住民移転の問題が未解決であれば、それが解決するまでは湛水開始を行うべきではない旨 PLN に進言するべきであった。OECD ですら、湛水開始に抗議をしているのであって、本件コンサルタント協定の直接の当事者である東電設計は、なおさら PLN を翻意させなければならなかったのである。

また、東電設計は、開発コンサルタント業務に関する専門家として、依頼者の正当な利益のために行動すべき立場にあったものであり、中立と公正が求められていた。そのような者として、依頼者が基本的人権を侵害する重大な違法行為を行おうとするにあたり、違法行為であることを認識しながらその実行行為を担うようなことは決してあってはならない。

ところが、東電設計は、漫然と PLN の湛水指示に従い、担当者に対して湛水指示を行い、湛水を開始せしめたのである。

第5 1999年5月17日：富樫練三議員国会質問

1999年5月17日、参議院行政監視委員会で富樫練三議員による本件プロジェクトに関する質問に対する答弁において、日本国政府及び OECF は自らが把握していた現地の状況を明らかにせず、意図的に隠した（乙 B12）。

- 1 富樫議員は、上記委員会において、まず、本件円借款に定められた本件3条件の内容を明らかにするよう求めた。これに対し、篠塚徹 OECF 理事が、本件3条件の概要として、「第一に、事業対象地に生息するすべての象を適切な保護区に移転するようにしなければならない。第二点、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない。第三点は、事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手続きを経て取りつけられなければならない」という内容であることを明らかにした。

富樫議員は、さらに、この本件3条件のうち、「住民の移転合意は公正かつ平等な手続きを経て取りつけられなければならないという日本側が出した条件は守られていないじゃないですか。どうなんですか」と質問した。

- 2 これに対し、篠塚 OECF 理事は、「インドネシア共和国政府は繰り返し住民への説明会あるいは住民との協議会を数多く開催しております。このような住民の理解を得るための手続を経た上で、移転住民の各世帯もしくはその村長から移転同意書に署名をもらう形で移転が合意されております」と答弁し、さらに、「補償対象とされている物件の補償基準単価につきまして双方において、移転住民と政府側において確認するという手続がとられておりますので、これらの事情にかんがみますと、私どもファイナンス機関としての OECF といたしましては、本件事業においては住民の意向が尊重されるよう十分な努力がなされたと認識しております」と答弁した。
- 3 これに対し、富樫議員は、移転補償費が極端に低いことを問題として、本件3条件のうち、「事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない」という条件と実態が全然違うことを指摘した。
- 4 篠塚 OECF 理事は、「住民移転に際しましては、土地家屋等の財産の100%補償」しており、その単価については、「対外的な実際の取引の実情等をすべて勘案いたしまして、むしろそれに上積みするような基準価格で合意されております」とした。また、「移転先の土地家屋の無償整備、供与、それから2ヘクタールのゴム園の無償供与、1年間の種子、苗木、肥料、農薬等の無償供与といった個人財産面での手当てをしておりますし、村ごとに小学校2校、モスク2ヶ所、井戸を4世帯に1本、それから幹線道路と村内道路、ディーゼル発電、村内配電網といった公共施設の建設も行っております。それから、移転に当たりましては、所持品の無償運搬、あるいは移転後1年間の生活保障、米とか灯油等の配給でございますが、を行っております。それから、ゴム栽培についても御言及がございましたけれども、ゴム園につきましても適さない場合にはパーム栽培

への転換、あるいはゴム園自体のリハビリということで、これは全面的な政府支援で現在行っておるといふ実態でございます」と答弁し、富樫議員が指摘した生活水準の低下を認めなかった。

- 5 しかしながら、富樫議員の質問の時点では、OECD は、米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書の提出を受けており、OECD は、移転同意取得の際の問題点、ゴム園の整備ができていないことなどを知っていた。

OECD の上記答弁は事実を偽ったものであることが明白である。この虚偽答弁によって PAFs がうけている被害の実情が隠され、その結果、PAFs の被害は拡大したのである。虚偽答弁を行った OECD の責任は重大である。

第 12 章 本件ダムへの湛水後の経緯等

第 1 立ち退き住民の抗議、提訴

コトパンジャン・ダムが完成し、住民移転終了後 2 年間に過ぎても移転住民の補償金の未払い問題は解決されていなかった。補償を受けなかった人たちによって、抗議行動やインドネシアの裁判所への提訴が行われた。

1998 年 6 月 24 日～ 27 日、旧タンジュン・バリット村と旧タンジュン・パウの住民 131 名が、パヤクンプのリマプル・コタ県庁舎前で座り込み抗議行動を行った。

1999 年 3 月 10 日、リアウ州では 3000 人以上の立ち退き住民が飢餓に瀕しているとして、45 名の住民がカンパル県知事庁舎前で抗議デモを挙行した。

1 シャムスリ氏の提訴と人権侵害

裁判闘争において、中心的な役割を演じたのがタンジュン・バリット村のシャムスリ (Syamsuri) 氏であった。彼は、1991 年以来、インドネシア共和国政府に対して移転・補償合意が守られるよう求めてきた。しかし、彼の要求は、タンジュン・バリット村の村長とリマプル・コタ県知事によって常に妨害されてきた。シャムスリ氏は、陳述書 (甲 C29) の中でこのことを以下の通り陳述している。

「私はダム建設の話が出た当初から移転に反対でしたし、私以外でも貧しい人たちではだいたい移転に反対でした。ただし、私のように反対を公言していた人は他にはいませんでした。

当時のインドネシアでは、政府の決定に異議を申し立てるといふことは、命の危険を覚悟しないとできないことだったので。

私自身も、反対を公言していたためにさまざまな圧力を受けました。

その 1 つとして、1996 年の事件があります。

私は当時、私ほか 12 名が原告となって家、ミカン園、水田その他の補償金の支払いを求める内容の裁判を起こしていました。そのことが政府の気に障ったのでしょうか、チャマ (ブパティの下行政区) の役所に呼び出されたのです。

私の入った部屋にはパンカラコタバルの郡長、県知事のアシスタント、警察署

長、ニニック・ママックらがいました。そして、ほかの部屋にはブキティンギ PLN の職員やパヤクンプの公共事業局の職員、パヤクンプの国家土地局の職員、コトパンジャン水力発電所の所長、パヤクンプの県知事その他の役人連中が来ていました。この人たちも私を脅すために来たようでした。総勢車 60 台くらいで、100 人ほど来ていたと思います。その場には警察署長の他に、副警察署長ほか部下 2 名がいました。私は、警察署長から裁判撤回の書類にサインするように脅されました。警察署長は私に対して「撤回しないのであれば『名前だけが村に戻る (=その場で殺される)。』ことになるぞ。」と言いました。しかし、私は黙っていました。

次に、署長は私を蹴ろうとしました。私がよけたために署長の靴はドアにあたっ てしまいました。部屋は緊張に包まれました。署長は立ち上がり、座っている私から 1 メートルくらいの所に立ち、「署名に応じないのであれば撃つぞ。」とピストル抜いて構えました。私は観念し、「撃つなら撃ってください。」と口を開けて目をつぶりました。その時、私は死ぬ覚悟はできていました。ところが、十数秒たつても、何も起こりませんでした。私が目を開けたら、署長のピストルは元の場所におさまっていたのです。

その場はそれで解放されたのですが、身の危険を感じたので、次の日にパダンの近くのサワルントというところにある地方裁判所で職員をしている姪のダルリスの家に逃げました。それから、ダルリスの家に安全だと判断できるまでその場所に身を隠していました。8 日目に弟が死んだという知らせが入りました。弟は以前から病気を患っていましたが、私のことで弟に心配をかけたせい、精神的にまいって しまったのかもしれませんが。自宅周辺はとても危険だということで帰るに帰れず、弟の葬式に出ることもできませんでした。

15 日目に、私が委任していたグスナワティという名の弁護士がやってきて「裁判をおろした方がよい、あなたの安全のために。」というので、再び県庁に戻って、 弁護士の前で裁判取り下ろしの書類にサインしました。

日本の裁判所には信じられないことかも知れませんが、インドネシアの裁判は裁判官に対する賄賂の額で勝敗が決まるようなところもありますので、その弁護士も政府から買収されていたのかも知れません。後に私が得た情報ですと、その弁護士は、500 万ルピアの入った封筒を受け取ったとのこと。何の裏付けもなく「裁判を取りおろせば、身の安全が確保できる」と言えるはずもありませんので。真実はよく分かりません。ただ、私とその書類にサインすれば身の安全は確保できると思ひ、村に戻りました。戻って、ようやく弟に別れを告げることができました。このような脅迫すらなければ弟の死に目に立ち会えたかと思うと、残念でなりませんでした。

なお、私は、1998 年に新たにアデル弁護士に依頼をして未払いの補償金の支払いを求めて提訴いたしました。しかし、まず、地方裁判所で敗訴してしまいました。地方裁判所での訴訟は、途中まで私に有利に進んでいました。しかし、前述したよ

うに、裁判所でも賄賂が横行しており、私は、裁判官から「3000 万ルピアを出せば、勝たしてやる。」と言われましたが、そのようなお金を用立てすることはできず、逆に被告の方が 3 億ルピアを裁判所に渡した結果、被告勝訴の判決を裁判所が下したのです。このように、地方裁判所で敗訴した結果は、高等裁判所でも最高裁判所でも覆らずに、逆にこれらの上訴審では、もっと悪い結果になってしまいました。ところで、この裁判では、私は、インドネシア共和国政府が約束した補償金の支払いを求めています。インドネシア共和国政府に対して私たちが補償金の支払いを求めることは当然のことです。なぜならば、支払われるべき約束された補償金が未だもってインドネシア共和国政府から支払われていないからです。しかし、コトパンジャンダム建設によって、私たちの生活は無茶苦茶にされてしまいました。たとえば、私が住んでいた村はもう元通りには戻らないのです。このような損害は、たとえインドネシア共和国政府が約束した補償金の支払いがなされたとしても、容認することは絶対にできません。私たちは、コトパンジャンダム建設によって、幸せに暮らしていく権利を奪われたのです。だからこそ、この責任をとってもらいたく、日本国政府などに新たに訴えを提起したのです。」

この 1998 年の旧タンジュン・バリット村の 10 世帯の補償請求訴訟は、6 月 15 日、タンジュン・パティ地方裁判所に起こされた。判決では、補償要求の対象とされた 47 区画のうち、3 区画については補償の支払いが認められたにすぎなかった。そのため、補償請求を認められなかった 44 区画の案件について、住民側はこれを不服として上訴したが、2003 年 1 月、インドネシア最高裁判所において破棄申立ての棄却が宣告された。

2 タンジュン・パウ村の提訴

2000 年 5 月 24 日、旧タンジュン・パウ村の 67 世帯の住民が、内務大臣、農業大臣、PLN 総裁など 8 名を相手取って訴訟を起こした。訴えの趣旨は、1991 年 4 月 19 日に補償委員会と村落指導者との間の協議により、住宅、農地、作物などへの補償について合意されていたにもかかわらず、この合意を守らないで、これらの資産を水没させたのは違法であるということであった。

こうした理由により、当該訴状で原告となった住民らは、1998 年以來に蒙った損害被害 8 億 8087 万 250 ルピアにのぼるとして、これに年率 13 % の利子を加味して、総額 11 億 4500 万ルピアの損害賠償の支払いを要求したのであった。

2001 年 2 月 21 日にタンジュン・パティ地方裁判所が下した判決においては、「1991 年 4 月 19 日の同意書により、政府は『冠水状態』の土地と『孤立状態』の土地については補償をすることを約束していたとしつつも、実際には 67 世帯の要求案件 95 件のうち、9 世帯関連の 10 件について 1362 万 5000 ルピアの補償支払いが認められたに過ぎなかった。つまり、2 案件の土地は「孤島状態」にあり、また 8 案件の土地は「冠水状態」にあるために、補償が支払われるべきであるというのであったが、その他の土地については、「孤島状態」にあるとはいえ、小舟などの交通手段でアクセスできることか

ら、「孤島状態」として分類されないというのであった。PLN は、この判決に従って、1362 万 5000 ルピアの補償を支払う用意があることを表明したが、住民側はこれを不服として上訴した。しかし、この上訴についても退けられている。

3 まとめ

1994 年のクドゥン・オンボ・ダム裁判（第 3 編第 4 章第 2、2）において、住民達は最高裁で勝訴したにもかかわらず、スハルト大統領（当時）がプルウォト検事総長に要請したことで、住民に対する最高裁の補償決定が取り消された。この出来事に象徴的に示されているように、インドネシアにおいては司法の独立が確保されていないと言わざるを得ない。

上記 2 か村の裁判は、こうしたインドネシアの国内状況に大きく規定されている。上記 2 か村の裁判は公正さを欠いており、到底正義を実現するものではない。

第 2 本件 SAPS と行動計画

1 遅すぎたアクションプラン

(1) 2001 年 5 月、JBIC（1999 年 10 月、OECD と日本輸出入銀行が統合されて国際協力銀行【JBIC】となった）の委託により、ビタ・ビナ・スムスタ社 (P.T.Bita Bina Semesta) が調査報告書を作成した。この調査は、本件プロジェクトの完成後、社会的及び自然環境的な側面において依然として未解決の問題があると報じられたので、現地のコンサルタントを雇用して調査されたものであるとされている。この調査の結果、早期に解決されるべき重大な問題が存したので、JBIC は BAPPENAS 及びその関連機関に対し、これらの問題を解決するための行動計画を策定するよう要請し、その結果、西スマトラ州及びリアウ州の地方政府並びに PLN 及び PAFs 及び環境問題に関する行動計画を策定することを決定した。

そして、2001 年 8 月 21 日、上記行動計画について討議するための会合を開催され、この会合にはリアウ州と西スマトラ州の政府高官が参加し、JBIC、国家開発企画庁 (BAPPENAS)、国有電力公社 (PLN)、リアウ州政府、西スマトラ州政府、カンパル県政府、リマプル・コタ県政府、及び関連機関の間で、行動計画が 9 月中旬までに策定される予定であると結論づけられた (丁 B13、96 頁)。PLN、リアウ州政府及び西スマトラ州政府がそれぞれ策定した行動計画は、ゴム農園の復旧、清潔な水の供給システム、農道の改善、家畜の養育、漁業開発等を主要項目とするものであった。

(2) しかしながら、このアクションプランの策定は遅すぎた。

2001 年 8 月というのはプロウ・ガダン村が最初に移転してから 9 年、最後の住民移転であるポンカイ村の移転が終了してから 5 年半、湛水が終了してから 4 年が経過していた。

このアクションプランに基づき、上述の通りゴム農園の復旧、清潔な水の供給システムの設置等が進められることとなったが、すでに 9 年間ないし 5 年間、PAFs は約

束されたゴム園、水の供給設備がない状況で生きることを強いられていた。ゴムが植わっていないゴム園では PAFs の生計に必要な収入を全く生まず、生活ができなかった PAFs の中には、アクションプランによりゴムが再植樹される前、あるいは再植樹されたゴム園がゴムを生産するようになる前にゴム園を売るしかなかったものも多数存在した。

このアクションプランは、遅くとも 1996 年に OECF が米倉調査及びアンダラス大学調査により住民移転が失敗していることを知った時点で直ちに策定され実行に移されるべきものであった。どんなに遅くとも 1997 年 4 月に湛水が実行された時点で直ちに策定実行されるべきであった。

しかしながら、前述のように、日本国政府及び OECF が、インドネシア側の湛水再開を事実上承諾した後、PAFs の生活改善策の策定実行について放置したため、PAFs の生活改善策も 2001 年 8 月まで何もなされないままとなったのである。

2 本件 SAPS に至る経緯

(1) SAPS とは

基金は、有償資金協力促進調査 (Special Assistance Facility : SAF) を実施している。その目的は「案件発掘から完成後のフォローアップまでのあらゆる段階における業務を強化するとともに、開発途上国からの多様なニーズに応え、円借款事業のより効率的な実施を図る」ことにあり、より具体的には「プロジェクトサイクルに沿って、円借款事業の案件形成、調達実施支援、事業実施支援、完成案件の事業効果の持続もしくは一層の発現を目的として国際協力銀行が専門家を雇用・派遣する調査業務」(甲 A79-1、傍点は引用者)である。調査業務に、案件形成促進調査 (SAPROF)、調達実施支援調査、案件実施支援調査 (SAPI)、援助効果促進調査 (SAPS : Special Assistance for Project Sustainability) の 4 種類がある。

援助効果促進調査 (SAPS) について基金の説明を見てみよう。「円借款の対象プロジェクト完成後の運営・維持管理は、借入人側の責任において行われます。しかし、個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場合、あるいは期待した事業効果が発現されない場合など、借入人からの協力要請に応じ、協力の必要性・緊急性を検討した上で」(甲 A79-2) 実施している追加的な調査である。そして、「事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題を調査し、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的」に「この調査をコンサルタントなどを雇用して」(甲 A79-2、傍点は引用者) 実施している。

援助効果促進調査 (SAPS) は、「個別円借款案件の現況把握を行っている業務各課から提出される候補案件について関係各部の次長等から成る案件選定委員会で検討を行い、被援助国 (実施機関) からの要請等を取り付けた後、外部専門家 (コンサルタント) に委託して、プロジェクトの問題点等について調査を行い、改善方策を助言・勧告するもの」(甲 A78、85 頁) として 1986 年度より行われてきた。

このように援助効果促進調査 (SAPS) は、プロジェクトの問題点を調査して具体的な改善・解決策を提案することを目的としており、コンサルタントなどの専門家を雇用・派遣して実施するものである。

(2) 本件 SAPS 起案書

2001 年 11 月、JBIC は、援助効果促進調査(SAPS)を通じて行動計画の完成に向けての支援を行うことを決定し、内部的に同調査を行うための起案書（本件 SAPS 起案書。甲 B77）を作成した。

本件 SAPS 起案書には、調査の必要性として、以下の通り記載されている。

「 本年 5 月、ジャカルタ駐在員事務所の委嘱調査にて、ローカルコンサルタントによる現地調査を実施した。その結果、特に住民移転関連について問題が生じていることが判明した。本行としては、先ず問題点をインドネシア側へリマインドし対応の検討・実施を促しているところであるが、一方で、以下に示すように問題となっている事項が広範囲であることから、インドネシア政府が包括的且つ効果的に対応策を実施するように支援する必要がある。また、本件は完了後 2 年目の案件であり事後評価対象となっているが、大規模な住民移転が行われており NGO 等の注目を集めていることから、住民へのインパクト調査は慎重に実施する必要がある、そのためのデータ収集も本調査の中で実施する。」

そして、住民移転及び環境問題について、それぞれ以下のような問題点と追加調査の内容及び必要性を指摘している。

「<住民移転関連>

① 上水道の確保

移転村には生活インフラ整備の一環として井戸・簡易水道設備が建設されたが、水量・水質ともに飲料水供給の役割を果たしていない箇所が見受けられる。その為、村によっては、住民は飲料水をボトルで購入せざるを得ない状況に陥っている。政府による設備のリハビリが実施されているが、メンテナンス不足により再び機能しなくなっている。

各村の井戸・簡易水道設備の現状及び問題点を詳細に確認し、各村の状況に応じて、住民参加型などサステナビリティのある対応策の検討・提言を行う必要がある。

② ゴム園の整備

移転後の収入を確保するために、インドネシア政府により各戸 2ha の天然ゴムのプランテーション農園が整備されたが、十分な収入が得られていない箇所がある。天然ゴムの植樹のタイミングが悪かったこと、住民に対して十分な運営支援がなされていないことが理由として挙げられている。ゴム園のリハビリ及びパームオイルへの転換などが地方政府によって図られているが、必ずしも成功していない。

各村のゴム園の現状及び問題点を詳細に確認し、各村の状況に応じて、住民参加型などサステナビリティのある対応策の検討・提言を行う必要がある。

<環境関連>

③ 貯水池の水質

貯水池内の立木を伐採せずに湛水しているため、将来的に富栄養化するとの懸念が呈されている。インドネシア側から提出された水質データによると、現時点で深刻な水質悪化は起こっていないが、立木の貯水池の水質に及ぼす影響度、今後の効率的な水質モニタリング体制、水質維持のための対応策などにつき検討・提言する必要がある。

④ 疫学調査

貯水池の構造として、水没地域の傾斜が緩やかで、水位の低い地域が広範囲に及ぶ。この為、ボウフラの発生によるマラリアなどの影響が懸念される。審査時においては、病虫を食す魚類の放流やモニタリングの実施が対応策として上げられているが、その実施状況及び効果を確認するとともに、必要に応じてより効率的な代替案の検討・提言などを行う必要がある。

⑤ 野生動物保護

野生動物保護に関しては、インドネシア側でモニタリング計画を策定しており、本行もレビューの上妥当なものとしている。しかし、当該計画に基づくモニタリングがどのように実施されたかに関しては十分な情報がない。したがって、実際にどのようなモニタリングが実施されたかについて確認するとともに、その妥当性に付き検討した上で、必要に応じてより効率的なモニタリング体制/代替案の検討・提言などを行う必要がある。

⑥ 貯水池への土砂流入及びダム下流域での土地の肥沃低下

貯水池周辺の開発が進められることにより、貯水池の土砂堆積が急速に進行する懸念が呈されている。また、ダム建設に伴い、下流域の土地肥沃度が低下すること懸念が呈されている。しかしながら、実状は不明であることから、現状調査を行うとともに、必要に応じて対応策の提言を実施する必要がある。」

そして、本件 SAPS 起案書は、この調査によって、「まずは評価のためのデータ収集をし、現状について分析をする」としており、この分析結果を踏まえて、「インドネシア側が対応策を本行に提出した後、その対応策をレビューしつつ、移転住民の合意を踏まえた対応策実施を支援する」としている。

また、SAPS として行うことの妥当性について、「本件の場合、事後評価・移転住民へのインパクト調査のデータ収集、提言のための問題点の詳細分析を一連の調査として包括的に実施することがより効率的である」、「事後評価のみを実施し問題点の指摘に留まるリスクを避けるべく、本調査によって問題点の詳細分析、具体的な対応策の提言及び、調査結果に基づいてインドネシア政府に対する対応策実施の働きかけを行う」と指摘している。

(3) 本件 SAPS の実施細則

本件 SAPS 起案書は、本件 SAPS の実施細則 (TOR : Terms of reference) として、住民移転に関連して以下の通り述べている。

「・移転住民へのインパクト調査のためのデータ収集:住民移転問題に関し、適切

な過程で移転が実施されたか、また、補償内容は移転住民の生活水準を維持するに充分であったか等について、PRA 等社会調査を実施する。」

「<住民移転関連>

① 上水道の確保

- ・各移転村の井戸・簡易水道設備の現状レビュー(詳細データの収集)。
- ・簡易水道設備などの維持管理体制のレビュー及び問題点の分析。
- ・インドネシア側で既に実施されている対応策のレビュー。
- ・上記の点を勘案した上で、追加的に必要となる対応策の検討及び維持管理体制の改善策の提言などを行う。
- ・対応策がサステナブルなものとなるように、PRA 手法などを用い移転住民の意志を尊重した参加型の対応策を検討する。

② ゴム園の整備

- ・各移転村のゴム園整備の現状レビュー(詳細データの収集)
- ・ゴム園の維持管理体制の問題点の分析(住民に十分な維持管理能力があるか)
- ・インドネシア側で既に実施されているゴム園リハビリなどのレビュー。
- ・上記を勘案した上で、追加的に必要となる対応策の検討及び維持管理体制の改善策の提言などを行う
- ・対応策がサステナブルなものとなるように、PRA 手法などを用い移転住民の意志を尊重した参加型の対応策を検討する。

③住民の合意に基づくアクションプランの作成

インドネシア政府の作成するアクションプラン案を、移転住民及びインドネシア側(中央政府・リアウ州・西スマトラ州・PLN)間の協議の上、双方の合意のもと完成させる。」

また同実施細則は、環境に関連して以下の通り述べている。

「① 貯水池の水質

- ・既存の水質データを活用した、貯水池内の水質分析
- ・貯水池内の立木が水質悪化に与える影響度合
- ・水質悪化の予測および水質悪化が生じた場合の対応策の検討
- ・効率的な水質モニタリング体制の検討・提言

② 疫学調査

- ・貯水池内の浅瀬がマラリア、住血虫などの水系感染症発生に及ぼす影響度合の分析
- ・インドネシア側で検討されていた対応策の実施状況の確認及び有効性の検討
- ・適切な代替案の検討及び効率的なモニタリング体制の提言

③ 野生動物保護

- ・モニタリング計画に沿ったモニタリングの実施状況確認
- ・モニタリング内容の妥当性に付き検討し、必要に応じてモニタリング体制の提

言

- ・モニタリング結果を踏まえて、必要に応じて野生動物保護に関する代替案の提言

④貯水池への土砂流入及びダム下流域での土地の肥沃低下

- ・貯水池の土砂堆積の現状、要因分析及び対応策の提言
- ・下流域の肥沃度低下への影響分析及び必要な対応策の提言

そして、同実施細則は、「現状調査については、本年度中に中間レポートとしてまとめ、インドネシア側の対応策の検討及び実施状況をレビューした結果、提言・アクションプランを含めてファイナルレポートとしてまとめる」としている。

(4) 本件 SAPS の JBIC における位置付

以上より、本件 SAPS は JBIC による正式な調査であることは明らかである。

第 7 回口頭弁論の証人調べにおいて、本件 SAPS 中間報告書について、JBIC の山田証人は、「いえ、これはコンサルタントが住民にヒアリングしたものをそのまま書いているだけでございまして、私どもが事実を認定したという認識は持っておりません。」(7回証人調書 25 頁) と答えているが、以上のとおり、本件 SAPS は、JBIC がインドネシア側のアクションプランを支援するための JBIC による正式な調査であることは疑いの余地がない。

また、上記の通り、本件 SAPS 起案書には、ある程度調査の結果を見越した上で計画の詳細が記載されており、当時の JBIC が調査の骨格を十分検討した上でなされた調査である。さらに、後述するように本件 SAPS チームは、現地で行われた行動計画のためのワークショップに参加して行動計画の案を提示した上、行動計画に関する予算案の合意書に西スマトラ州開発局議長、リマプルコタ県副議長、タンジュン・パウ村村長、タンジュン・バリット村村長とともに、本件 SAPS チーム下條団長が署名をしている(乙 B9)。これらの点からも、本件 SAPS チームは JBIC を代表する権限を有したチームであり、その調査結果は JBIC の公的見解であり、その調査結果に基づく行動計画案がインドネシア政府側に JBIC の公的見解として提示されていることが明らかである。

さらに、山田証人自身、上記の通り証言しながら他方では、ゴム園の植え付けがなかったことなど本件 SAPS に書かれている内容に関する質問については「ゴム園の整備については、その生育なり活着に問題があったということは認識しておりました」(同証人調書 26 頁) と証言し、インドネシア政府によって提供された浅井戸が使われていないとする本件 SAPS の指摘に対して「ほとんど使われていない村があることは確かです」と証言しており、本件 SAPS の結果を受けて実行されているアクションプランに対して「改善すべきような事情があったということ」とその必要を認めている。このように、山田証人は上述の通り証言するものの、個別の被害事実までは否定することができないのである。

つまり、本件 SAPS は、JBIC の有償資金協力促進調査の一環であり、その調査結果を認めて JBIC として改善・解決を図ろうとしていることは明らかである。

3 本件 SAPS の概要

(1) 調査の目的

本件 SAPS 中間報告書では、本件 SAPS 調査の目的は以下の通りとされている（丁 B13、6 頁）。

「 SAPS 調査の目的は、以下の点にある。①事業の事後評価ならびに事業影響を受けた世帯と環境に関する行動計画の点で、本事業に関しての追加調査を行うこと、及び②追加調査の結果に基づいて、本事業の持続性を確保し、また事業完了後の管理と運行を改善するための勧告案を策定すること。」

(2) 作業手順の概要

本件 SAPS の調査は、2002 年 2 月から 10 月までの約 8 ヶ月間を予定し、大きくフェーズ I（3 月－4 月）とフェーズ II（6 月－10 月）に分けられている。本件 SAPS 中間報告書では、フェーズ I の作業内容は以下のように要約されている（甲 B35、1-2～1-5 頁）。

【フェーズ I】

●事後評価のための追加的なデータ収集

- (1) i) 適切性、ii) 実効性、iii) 効率性、iv) インパクト、v) 持続可能性という DAC ルールに従ってプロジェクトの効果を評価するための量的データの収集
- (2) 社会的調査と聞き取り調査による PAFs に対するプロジェクトの影響を評価するための追加的、今日的なデータの収集

●住民移転と PAFs の再検討

(1) 水の供給

- －各再定住村において用意された小規模な水供給設備または井戸の再検討
- －小規模水供給設備のための運営維持システム (O/M) の問題点の分析と再検討
- －インドネシア政府によってすでに行われている対策の再検討

(2) ゴム農園

- －各再定住村におけるゴム農園の再検討
- －移転家族の運営維持システムの評価とゴム農園のための運営維持システムにおける問題点の分析と再検討
- －インドネシア政府によってすでに行われている対策の再検討

●自然環境に関する調査

- (1) 貯水湖の水質
- (2) 水に関連する疾病
- (3) 野生動物の保護
- (4) 貯水湖での沈殿と下流域での肥沃度の低下

●中間報告の準備

以上のフェーズⅠの調査結果に基づき、2002年4月30日、中間報告書がJBICに提出された。この報告書が控訴人らにおいて入手し原審において提出したものである。この中間報告の後に行われるフェーズⅡの作業内容は上記中間報告書では以下の通りとされている。

【フェーズⅡ】

●住民移転とPAFsに関する対策の勧告

(1) PAFsに関するアクション・プラン

－インドネシア政府とPAFsとの間の対話と同意に基礎をおいたアクション・プランの確定を支援すること

(2) 水供給・ゴム園

－追加的対策の勧告及び運用面の改善に向けた助言を行うこと

－特に深刻な問題に直面しているの村について、PRA（参加型農村評価）などの方法によって明らかになったPAFsの希望を反映させた対策を勧告すること

●自然環境に関する対策の勧告

(1) 貯水湖の水質

－貯水湖の将来の水質悪化の予測し、否定的な影響に対する対策を勧告すること

－水質モニタリング・システムの勧告

(2) 水に関連する疾病

－代替的な対策とモニタリング・システムの勧告

(3) 野生動物の保護

－モニタリングの結果に基づいた野生動物保護のための代替的な対策の勧告

(4) 貯水湖での沈殿と下流域での肥沃度の低下

－貯水湖での沈殿のための対策の勧告

－下流域での肥沃度の低下のための対策の勧告

●最終報告の準備

フェーズⅡの詳細は、最終報告書が明らかにされていないため判明しないが、その一端は、日本国から提出された乙B7, 9, 10から判明する。これについては後述する。

(3) 調査結果の概要

本件SAPSでは、PRA(参加型農村調査：Participatory Rural Appraisal)によるランキング調査及びグループディスカッション、質問票による統計的調査、現地NGOによる村落調査が行われた。その結果が中間報告書にまとめられたが、この報告書からは次のような住民被害が明らかとなっている（上記報告書から判明する住民被害の詳細は第5編で述べる）。

ア 住民移転にあたっては、軍隊による移転の強制や、水没の恐怖による移転の強制が行われた。

イ PAFs に対する補償は、その単価が法外に低い上に、支払われるべき金額の一部又は全部が支払われていない。

ウ 移転地には、約束されたゴムが植林されたゴム園は存在せず、PAFs はインドネシア共和国政府から供与された生活支援が打ち切られると、直ちに生活に困窮することとなった。

エ また、移転地には、適切に稼働する水の調達にすら困る事態に陥った。

オ 当初約束された半永久的な住居は供与されず、一時的な避難所にすぎない粗末な木造家屋しか供与されず、PAFs たちは住居の改良をせざるを得なかった。

カ 移転によって PAFs は従前の所得源を失い、移転後の PAFs の収入構造は大きく変化した。多くの PAFs が副次的収入源を失い、失った所得源に代わるものを供与されなかったため、多数の無収入者を生じさせた。

また、PAFs が所有する家畜も移転後減少している。

こうしたことから、移転後の生活に関する意見として、移転後の生活が幸福ではないとする人は移転後のその倍以上になり、移住後の生活が幸福だとする人は移転前のその半分以下になっている。

キ 大半の再定住地では、中途退学者の割合が他地区よりも高くなっている。

ク PAFs の伝統・文化は無視され、PAFs の社会的結束を維持する重要な要素であった「タナ・ウラヤット」に対する配慮は全くなされなかった。

このため移転後、PAFs は、新婚者に対する土地の分配等、伝統的社会が維持してきた社会システムを維持することができず、各村の人口増加、世帯増加に対応できない事態をもたらしている。

4 行動計画（アクションプラン）の実施

（1）行動計画策定の経緯

上記のような住民被害を緩和するために行動計画は策定された。西スマトラ州側については、日本国政府より資料の提出（乙 B7, 9, 10）があり具体的な経緯が判明している。

2002 年 6 月 5 日～7 日には、在インドネシア日本大使館の松浦書記官が現地視察を行うとともに、西スマトラ州及びリアウ州政府関係者と面談した（乙 B6）。その後、2002 年 7 月 27 日には、西スマトラ州地域開発企画局（BAPPENDA）庁舎において、JBIC・SAPS チームの参加の下に行動計画に関するワークショップが開催された（乙 B9, 10）。

2002 年 7 月 31 日に、リンボ・ダタ移住地に関する行動計画が、西スマトラ州地域開発企画局（BAPPENDA）ムフリス・ムフタル氏、リンボ・ダタ第 1 村ペトゥマス村長、リンボ・ダタ第 2 村ダルペン村長、JBIC・SAPS チーム団長下條哲成氏の間で署名された。合意された予算案によれば、行動計画の資金総額は、約 693 億ルピアとされていた（以上について、乙 B9）。当時の為替レートである 1 円 = 65 ルピアで円換算すれば、10 億 6600 万円もの巨額に上る金額であった。

2003年1月24日～27日には、外務省有償資金協力課の大槻課長補佐が西スマトラ州及びリアウ州の政府関係者、PLN 関係者及び JBIC・SAPS チームと接触・協議した（乙 B7）。この協議において、大槻氏は、西スマトラ州政府関係者に対し「西スマトラ州政府関係者及び BAPPENAS 等によるスペシャルタスクフォース内での働き掛けが功を奏し、2003 年度における西スマトラ州政府及びリマプル・コタ県政府のコタパンジャン住民との取り組みを支援するため約 140 億ルピアの予算配分が決定されたことを歓迎します。早期かつ着実に成果を出すことが何よりも重要であり、日本側からも BAPPENAS や中央政府関連省庁に弾力的な予算措置を検討するよう申し入れてきましたが、予算措置がなされた現時点で重要なことは、配分された予算の範囲で州政府・県政府・住民が連携して、早急に具体的な行動を起こすことであると思料します。」と語っている。この報告書からは、日本国政府によるインドネシア共和国政府、特に BAPPENAS への働き掛けにより、行動計画の予算措置が講じられたことが見て取れる。

（2）行動計画の予算規模

行動計画の総予算の規模は、前項で述べたとおり、西スマトラ州側については、約 693 億ルピア（当時の為替レートで約 10 億 6600 万円）という規模であった。

リアウ州側の行動計画については、日本国から西スマトラ州側と同等の資料提出がないためその予算規模も判明しない。しかし、西スマトラ州側と移転住民 1 世帯あたりの予算規模が同程度とすれば、西スマトラ州側の移転住民世帯数が 734 世帯であったのに対し、リアウ州側が 4,152 世帯であったことから（乙 B1, 翻訳 1 枚目参照）、リアウ州側の総予算規模は、約 3920 億ルピア（当時の為替レートで約 60 億 3000 万円）程度と推定できる。

上記推定によれば、リアウ州及び西スマトラ州の行動計画の予算規模は合計で 70 億円程度となる。仮にリアウ州側の予算規模が上記推定の半分であったとしても 30 億円に及び、西スマトラ州側とあわせて約 40 億円となる。この金額は、本件プロジェクトについて実行された円借款 227 億円の 18% から 30% に相当する金額である。

この経費を考慮すれば本件プロジェクトの内部収益率が大きく変わることが明らかである。

（3）行動計画の成否

BAPPENAS は、「コタパンジャン『行動計画』の実施のための進捗モニタリング調整チーム 2003 年実施報告書」（甲 B43）の中で「コタパンジャン PLTA プロジェクトの建設による影響緩和措置は、すでにこのプロジェクトの建設の開始（1992 年）以来実施されてきている。しかしながら、かかる影響緩和措置は、適正に実施されておらず、当初に計画されたような成果をもたらしてきていない。このように適正に実施されてきていない措置のうちには、土地補償の未解決、つまり補償金の支払い、ゴム農園の造成の失敗、清潔な水施設の不備などが含まれる。その結果として『失われた』のは PAFs の側での政府に対する信用である」（邦訳 5 頁）と報告し、コトパンジャ

ンダム・プロジェクトが社会的、環境的配慮のいずれの点においても失敗であったことを指摘している。

さらに、このような失敗を治癒するために「行動計画」が策定されたのであるが、この計画の実施過程もまた「県政府と州レベルの関係機関との間での調整の弱さは、すでに現場での円滑な実施に影響を与えている。特に事業影響を受けた住民への直接的な社会化活動、さらにゴム農園の造成、家畜の飼育、清潔な水などの活動への動員の面で支障が生じている」（邦訳 19 頁）と様々な問題を発生させている状況にあり、PAFs らが移転前の生活水準を回復できているとは言えない状況にあることが明らかである。

第3 事後評価

1 事後評価とは

国際協力銀行（プロジェクト開発部開発事業評価室）が 2008 年 2 月に出した『円借款事業評価研修テキスト』（甲 A101）によれば、「事後評価は、十分な説明責任を果たすこと、および円借款業務の一層効果的かつ効率的な実施を目的とし、すべての事業を対象として、完成後 2 年目に国際基準に基づき、事業の効率性や有効性、持続性等を検証するもの」とされている。

さらに、「客観性を確保するため、すべての事後評価は第三者（外部）評価者が行い、その評価結果は当該国の有識者に検証される。また、JBIC の説明責任を果たすため、すべての評価結果および当該国有識者からの意見（第三者意見）が一般に公表されている」と強調している。

実際の評価活動は、開発部／評価室、外部評価者、被援助国の専門家が行っている。事後評価には二つのタイプ、個別事業評価とテーマ別評価がある。個別事業評価の特徴は、「すべての円借款事業について完成後 2 年目に実施される評価は標準的な基準（DAC 評価 5 項目：妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性）にそって行われ、評価結果は四段階（A, B, C, D）のレーティング（評点づけ）がなされる」ことにある。テーマ別評価の特徴は、「特定のテーマに関係のある複数の事業がまとめて評価されることが多い。評価のテーマは海外経済協力業務実施方針に挙げられた四つの重点課題（貧困削減、持続的成長基盤、地球規模問題・平和構築、人材育成）を踏まえて設定される。それにより、広い視点からの教訓や提言が引き出され、将来の『実施方針』にフィードバックされることを目指す」ことにある。

レーティングは次のような流れによって実施される。まず妥当性につき、審査時および現在における開発ニーズ、開発政策との整合性が検証される。ここで整合性が認められると有効性（インパクトのレーティングは有効性のレーティングの一部として扱われる）へ進む。なお、整合性に重大な問題があればすぐに評価 D（不満足）とされる。

有効性（インパクト）では効果について計画と実績を比較する。計画の 80 %以上、50

%～80%未満、50%未満の基準に照らし合わせて効率性へと進む。整合性に一部問題があっても有効性（インパクト）に進んだもので計画の80%未満にあるもの、整合性が認められて有効性（インパクト）に進んだもので計画の50%未満のものは評価Dとされる。

有効性（インパクト）を通過すると効率性へ行く。効率性は、アウトプット、期間、事業の三項目について計画と実績に比較をしたうえで、三項目を総合的に勘案して評価するものだ。ここを比較基準ごとに点検されて持続性に進む。効率性でもっとも悪い評価がなされても評点Dへ行くことはない。

持続性は、財政面を基本にして技術と体制面や維持管理状況を評価するものである。三つの基準で評価されて総合評価を受ける。その評価が、Aが非常に満足、Bが満足、Cが概ね満足、Dが不満足、の四段階で下される。三つの基準で「評価時点で持続性に問題あり」とされると、これまで妥当性から有効性（インパクト）を経て効率性まで最も高いレーティング通過してきたものであってもA評価とされずにB評価となる。

妥当性で「政策との整合性に一部問題がある」ものであっても、有効性（インパクト）で「計画の80%以上」の評価を受け、効率性で期間が計画の100%以下で事業費が計画の100%以下とされ、持続性で「高い持続性が見込まれる」ものとなればA評価を受けることができる。

教訓として、「JBICは過去の教訓をデータベース化しており、新規事業の計画者は事前評価時にデータベースから関連する教訓を探して事業計画に反映させることとしている。評価からわかった事項を教訓にして一般化するにあたっては、評価者は提案事項とその結果の因果関係を十分見極めることが必要」と語っている。

そして、提言として、「評価者は評価からわかった事項に基づいて提言を提案する。提言の多くは事業成果の最大化を阻害する要因（たとえばプロジェクト目標の達成や持続性を阻害する要因等）をどのように取り除くかに関するものとなっている」とする。その提言について「実施機関とJBICは提言を受け、指摘された状況を改善するための必要な措置を取る。そのような措置は事後モニタリングの報告対象ともなる」ことから「具体的かつ現実的で、だれ／どの組織が何のために何をなすべきかが明確な提言とすることが重要」と強調している。

2 本件プロジェクトの事後評価の概要

コトパンジャン水力発電は1998年に稼働した。本件プロジェクトの事業完成後3年を経過して事後評価の時期を迎えた2002年1月から2003年6月にかけて評価作業が実施された。インドネシアと日本の第三者評価者により、OECD-DAC評価項目である妥当性・効率性・有効性・持続性・インパクトの5つの分野で評価されている。この評価報告書は『インドネシア共和国 コトパンジャン水力発電および関連送電線建設事業(1)(2)第三者評価報告書』（甲B78、本件事後評価報告書）であり、各分野ごとに検証が行われた。なお、インパクトに関する評価には、「現地住民4,886家族の非自発的再定住から発生した問題や、ダム建設によるその他の影響の分析が含まれている」（1頁）。

妥当性では、本件プロジェクトが対象地域のニーズやインドネシアにおける優先課題および政策とどの程度一致しているのか、プロジェクト目標や目的は妥当であったか、プロジェクトにおける個々のスコープや内容も妥当であったか、の視点で検証する。

効率性では、事業費に比して本件プロジェクトのアウトプットがどの程度効率的に達成されたのか、最も効率的な方法が採用されたか、スコープ・実施スケジュール・費用・実施スキームが効率性を向上させるものであったか、をみる。

有効性では、電力需要への対応、電力の安定供給、発電所の効率的な稼働がどの程度達成されたかの測定を行う。

持続性では、本件プロジェクトの目標の維持の度合い、実施機関あるいは受益者が目標の達成に関してその程度責任を享受するかの度合い、環境面と経済面での持続性の度合いを検証する。

インパクトでは、地域コミュニティへの影響（電化状況改善、地域経済開発、水力発電への移行の結果として石油輸出による外貨の流入を原因とする福祉の改善）、下流域の洪水防止対策・灌漑の開発・ダム地域の観光・魚の養殖など副次的な経済開発による地域経済への二次的効果、技術的・経済的・社会的・文化的・組織構造的・環境的側面への間接的な効果、ここには水質やムアラ・タクス寺院遺跡の保存、スマトラ象など野生動物の保護も含む、世帯へのインパクト（住民の福祉のレベル、土地に対する補償、ゴム農園とヤシ農園、上水・電気・道路などのインフラの供与、アクションプランのレビューなど）が検証される。

第三者評価者は、藤倉良博士（法政大学）、Syafuruddin Karimi 博士（アンダラス大学）、Ir Mochammad Maksum 博士（ガジャマダ大学）、Auda Murad 博士（リアウ大学）、中山幹康博士（東京農工大学）の5名である。

まず押さえておきたいのは、第三者評価者にシャフルディン・カリミ博士、中山幹康博士、藤倉良博士が名を連ねている事実である。第5編第2章でも言及するが、この三者は『インドネシアにおけるコタパンジャン・ダム事業の住民移転計画に関する事後評価』という本件裁判を意識した論文を発表している。さらに、シャフルディン・カリミ博士と中山幹康博士は、『西スマトラのコトパンジャン再定住村における貧困状態：現金補償を受理した家族の調査データを使用した分析』という論文を発表している。とりわけ、前者の論文が訴状との違いを際立たせるために客観的な調査の必要性を強調しながら政治的な結論を導き出している。

こうした人物が第三者評価者となっていることをみるならば、本件事後評価報告書の分析と結論が怪しくなってくることも指摘しておきたい。本件事後評価報告書作成のための評価ミッションには問題を抱えていた。2003年5月12日の第156回国会参議院・行政監視委員会で岩佐恵美議員が、「JBICの職員のほかにインドネシアの国家開発庁の職員二名、電力公社、PLN職員三名などが加わったということです。PLN職員の一人はコタパンジャン・プロジェクトの技師長として総指揮を執った人だということです。このような構成で私は客観的な事後評価が行われるというふうには到底考えられな

いのです」と指摘しているからだ（甲 B44、16 頁）。

本件事後評価報告書は、妥当性や効率性に関して事業そのものを否定することをせず、有効性や持続性に関しての提案も事業の円滑な運営のためのものとなっている。だがしかし、事実を隠すことはできない。問題点の指摘からは事業そのものの意味を問うことにつながっているものを見て取れるのである。本件事後評価報告書は社会経済的インパクトにおいて、「現在の経済活動構造は、農業の役割割合が低下し農業以外の経済活動の割合が高まるという工業化のプロセスではない。これは、再定住世帯に生計を提供するというゴム農園が失敗したという証拠」（41 頁）と書かざるをえなかったのだ。

第5編 原告住民らが受けた被害

第1章 はじめに

本編では、被控訴人らの責任を問う上で、控訴人住民らが受けた被害の内容、重大性が重要な要素となることから、本件プロジェクトの PAFs について、OEFC (JBIC 時代を含む) が行った調査結果、及び控訴人住民らの証言・陳述書から判明する被害状況を述べる。

PAFs の被害についてもっとも網羅的な調査を行ったのが JBIC による本件 SAPS であるため、この調査結果の検討を中心に述べる。

こうした分析の結果からは、原判決が重視したカリミ・中山調査報告書の記載内容には重大な問題があり、PAFs は本件プロジェクトによって重大な人権侵害を受けたことが明らかとなる。

第2章 6種類の調査の結果

本件において住民の被害実態を明らかにしようとした調査報告書が6種類ある。

発表年の古い順に、アジア経済研究所の米倉等による「コタパンジャン水力発電プロジェクトにおける土地収用及び住民移転に関する中間報告書」(甲 B38、米倉調査報告書。1996年)、アンダラス大学経済・制度開発センターのシャフルディン・カリミ教授による「コトパンジャン水力発電プロジェクトの社会的・経済的影響の調査」(甲 B39、アンダラス大学調査報告書。1996年)、JBIC による「本件プロジェクトに係る援助効果促進調査」(甲 B35、36、本件 SAPS。2002年5月)、JBIC の委託によりインドネシアと日本の学識経験者によって行われた「インドネシア共和国 コタパンジャン水力発電および関連送電線建設事業(1)(2)第三者評価報告書」(甲 B78、本件事後評価報告書。2003年)、アンダラス大学経済・制度開発センターのシャフルディン・カリミ教授と東京大学大学院新領域創成科学研究所の中山幹康教授と法政大学人間環境学部の藤倉良教授らによる「インドネシアにおけるコタパンジャン・ダム事業の住民移転計画に関する事後評価」(乙 C1、カリミ・中山調査報告書。2005年6月)、アンダラス大学経済・制度開発センターのシャフルディン・カリミ教授と東京大学大学院新領域創成科学研究所の中山幹康教授と明海大学経済学部の武貞稔彦による「西スマトラのコトパンジャン再定住村における貧困状態：現金補償を受領した家族の調査データを使用した分析」(甲 C45、新カリミ・中山調査報告書。2009年9月)の6つである。

これら調査報告書に見える事実をすくい上げて再整理すると、被害の実態を明確にすることができる。判決はカリミ・中山調査報告書を重視しながら移転後の生活が改善していることを強調しているが、その内容を精査すると隠そうとしている事実が浮かび上がってくるのであり、到底改善しているとは言えない。同報告書には政治的意図が透け

て見え、調査結果は措信しがたい。

被った被害は住民の奮闘と努力を時には無力にすることもあったであろう。被害者住民が裁判に踏み切ったことの背景にはこうした複雑な思いが託されているのである。すなわち、強制的に置かれた劣悪な環境を少しでも改善する道を住民たちは歩みつつ、問題解決のために裁判で被害実態を明らかにしようとしたのである。

では、6つの調査報告書を古い順に時々の被害実態を見ていこう。

第1 米倉調査報告書

米倉調査報告書は、OECFの依頼により「平成8年7月ころ、本件プロジェクトにおける土地収用及び住民の移転に関する調査を行い、同年10月ころ、同調査結果を中間評価として」（判決、134頁）まとめられたものである。判決は米倉調査報告書を、「本件プロジェクトの実施された地域が、伝統的な慣習法が支配し、ミナンカバウ社会という特殊な母系制度に基づく社会であり、居住形態、土地所有制度、社会における意思決定の方法などにおいて、近代的な社会との違いがあることを指摘」（判決、134頁）しており、「基金に、対象社会の実態を正確に把握し得るだけの組織的、制度的な背景が十分でなかったように思われ、日本の常識、社会制度、法律等を前提としてプロジェクトを観察し、援助を実施し、プロジェクトの実施地域の住民らや地方政府等が被る社会的犠牲とメリットについて深く検討されることがなかった」（判決、134頁）と整理している。判決はこうした整理をしながらも米倉調査報告書の趣旨を十分に理解していない。もう少し内容に沿ってみる。

1 社会的犠牲とメリットへの検討がないことを指摘

OECFの基本ポリシーについて米倉は、「(OECF『住民移転・用地取得計画に関する審査における留意事項』の)文脈から判断して、慣習法は念頭に無いのではあるまいか」（米倉調査報告書、3頁）と書く。そして、「ミナンカバウ社会に関する既存研究が十分に検討分析された形跡は皆無であった」（米倉調査報告書、3頁）と脚注で指摘している。

米倉調査が行われた1996年にコトパンジャン地域では住民移転が完了し、補償金支払いが行われていた。なお、同時期にアンダラス大学経済・制度開発センターのシャフルディン・カリミ教授による調査もされている。米倉調査報告書は、「問題の発生しうる余地が事業の実施方法や関連諸制度の中に無かったかどうかという点がポイント」（米倉調査報告書、4頁）と述べ、次のように結論づけた。「援助する側の限界ないし課題を先取りして言えば、援助対象の国・地域の実情について十分には認識しておらず、日本の常識、社会制度、法律等を前提として事業を観察しまた援助を実施してきたように思われる。住民たち自身あるいはプロジェクトの実施地域の地方政府などが被る社会的犠牲とメリットについて深く検討されることがなかった」（米倉調査報告書、4頁）と。では、この結論に達した内容について米倉調査報告書はどのように分析しているのらる

うか。

2 土地収用での問題点

土地収用について、ミナンカバウ社会、母系社会組織と慣習法への留意が必要という。米倉は、慣習法を「現実に存在し人々が従っている習慣を法とする」としながら、「実際の慣習法は時代や地域や村によって様々に変化している」（米倉調査報告書、5頁）と規定する。変化の例として、「親族集団を示すパルイ（paruik）といった基本的言葉や、アリワリス（ahli waris）といった土地の共有や相続上重要な言葉が、リマプルコタ県では使われてもカンパル県側ではあまりつかわれていないようであった」（米倉調査報告書、6頁）ことを挙げている。

慣習法が現実を反映した法であることを強調した米倉は、ミナンカバウの慣習法が私的所有を前提とする近代的土地所有制度とは異なることに言及する。「土地登記制度が村の中に持ち込まれるようになってくると様々な問題が生じてくる。土地収用と住民移転はこのような変化を一気に伝統社会に持ち込むことになったのである。その混乱ぶりは想像に難くない」（米倉調査報告書、6頁）として、調査当時がまさにその混乱の渦中にあつたことから感情まで吐露しているのだ。

慣習法をめぐるのは村の領域確定にも問題が及んでくる。林業省が所管する地域内での耕作地について、「このような土地も彼等住民たちが慣習的に定めてきた村の領域内である場合が多く、科学的に画定された境界ではなかったにせよそれなりの根拠があるので、これを不法占拠などと一方的に裁断するわけには行かない」（米倉調査報告書、6頁）からである。不法占拠どころか、「彼等自身が慣習法にもとづいて慣習法リーダーの下にこれら領域内の農業資源の保全と管理を行ってきた」（米倉調査報告書、7頁）ことを見なければならない。

土地収用での境界画定と財産調査についても米倉は疑問を呈する。「マンパワーと要した時間から判断してこのような手続きがいずれの補償対象地片についても厳密に行われたかは疑問が残る」（米倉調査報告書、9頁）とし、「実際、今日まで数々のクレームが住民からつけられることになった」（米倉調査報告書、10頁）ことを明らかにしているからだ。

移転がもたらしたミナンカバウ社会の変容は土地の利用について顕著にあらわれている。「ダム建設、土地収用のうわさが流れてから、プロウガダン（Pulau Gadang）村では共有地の利用に関する慣習的取り決めが、村人の合議によって変えられることとなった。今までの共有地にゴムの木の栽培を自由にして良いことになったのである」（米倉調査報告書、13頁）。これは、「共有地が対象になれば無償で明け渡さなければならないこと、失われるであろうゴム園の代替地を自ら求めて早めに手を打たなければ移転後当面の収入がなくなるなどの懸念」（米倉調査報告書、13頁）から出てきた変化であり、移転という強制がこれまでのミナンカバウ社会を変容させてしまったのである。

3 強制移転による社会変容

移転後対策ではどのような実態にあつたのだろうか。「インタビューできたほとんど

の村で生産可能になると思われる木は10%～15%程度との返答だった。このパーセンテージがいずれの村でもほぼ一致したのが、奇妙と言えれば奇妙である」（米倉調査報告書、18頁）という。米倉は、このことを「（前県知事が主張していた）オイルパームへの転換を図るために、実際のところ10～15%程度しかゴムを植えなかったのではあるまいかとさえ疑われる」（米倉調査報告書、19頁）と判断している。その根拠として、オイルパームを選択するよう住民へ理解させる前県知事の努力がほとんどなかったことを挙げている。

移転の決定において集団的意思決定は必要であった。地域社会をそのまま維持する移転であればなおさらだ。だが、「集団としての意思決定が問われた時にどのような手続きを経なければならないのかという点について、インドネシアにおける援助の対象者・対象地域の固有性についての配慮と認識が日本側には見られなかった」（米倉調査報告書、22頁）のである。この配慮と認識の欠如が結果として移転を強制した。

「村というコミュニティを捨てる覚悟がない限り、各住民は村全体の方針に従って移転地についていくしか方法はなかった。そこではもはや、ダム建設反対の『個人的意思』を示したり移転拒否といったオルタナティブは事実上なかったはずである。収用補償費の受諾問題と違って、移転の賛否を問うムシャワラを改まった形で開いた村がなかったのはこのような理由による」（米倉調査報告書、23頁）。

4 留意事項と提言

米倉は最後に、「対象地域の社会経済に関する留意事項と提言」を行っている。ここでは、「開発行政と伝統とのギャップ」「移転後対策のインプリケーション」「地方分権と財源」「対象となる社会に関する調査の方法」「言葉の問題」の5項目にわたって見解を述べている。

「開発行政と伝統とのギャップ」において、「事態の特徴は、一言で言えば、伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬からくる諸問題」（米倉調査報告書、23頁）という。そして、この問題は「被援助国、地元政府、住民の内部問題として扱われ、自ら解決すべき課題とされてきた。だが、事はもはやそれでは済まされない」（米倉調査報告書、24頁）との認識を示している。提言として、「政策対話や構造調整のコンディショナリティでは被援助側の実情に踏み込んだ認識が必要」、「地方行政の自主財源を増やすなどの対策が重要であり、そこまで踏み込んだリコメンデーションも必要」（米倉調査報告書、24頁）とする。

「地方分権と財源」において、「OECD はセクターローンを実行に出すだけではとどめず、その後の制度的変化をも促すべく努力すべきではあるまいか」（米倉調査報告書、25頁）、と米倉はいう。具体的には水利権の設定や土地登記制度の確立などを提言している。

「対象となる社会に関する調査の方法」で米倉は、「住民移転の進捗状況について引き続き遅滞なく報告することなどを工事契約同意に際して OECD は求めているが、実際どう行われたのか否かまで追跡できなかった」（米倉調査報告書、26頁）と苦情を述

べ、「どんな資料があるのかさえわからないドキュメント管理には改善が必要」（米倉調査報告書、26 頁）と批判している。

さらに、「言葉の問題」においても米倉は注意を与えている。慣習法のリーダーなどを「村の行政とは無関係なという意味でインフォーマルと表現することは誤り」（米倉調査報告書、26 頁）であり、「伝統的リーダー、慣習法上のリーダー、村協議会の構成員と言うように、より実態に近いより厳密な言葉を選ぶべき」（米倉調査報告書、27 頁）と要求している。また、「ミナンカバウに対してトライブというのはやや失礼を欠く。

（中略）問題は、トライブといったミスリーディングな用語が、批判的検討を受けることもなく日本側の援助関係者の間で受け入れられてきた現実である」（米倉調査報告書、28 頁）とも指摘している。

米倉は、問題の特徴を伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬からくるものとまとめた。そして、その齟齬に対する認識と配慮を欠いたままに援助が行われ、だからこそ問題が深刻化したことを明らかにしたのである。

第 2 アンダラス大学調査報告書

アンダラス大学調査報告書は、「カンパル県の 10 か村の住民から、各村ごとに 50 世帯ずつをサンプル抽出し、同年（1996 年—引用者）7 月 14 日から同月 25 日にかけて、合計 500 世帯に対してインタビュー方式によるフィールド調査を実施し、その結果として、社会的・経済的影響、移転プロセス、ムシャワラ（会合のこと）、補償、移住の受け止め方及び満足度という各項目ごとにまとめている」（判決、134 ～ 135 頁）ものである。また、グループ・インタビューが 2 回にわたって行われ、それぞれに 12 名ずつの出席者があった。

アンダラス大学調査が実施された 1996 年は、1992 年に始まった移転が終了する年であり、翌年 3 月に強行された湛水の直前に当たる。こうした状況で実施された調査であるため、アンダラス大学調査報告書から、湛水前の移転住民がどのような生活状況にあったのかを具体的な数値で知ることができる。

1 移転前後の収入の変化

アンダラス大学調査報告書の表 1 は「移転前と移転後の収入源のランク付けによる回答者の分類」を示している。移転前は第 1 位の収入源で最も多かったゴム（49 %）が移転後のそれではその他（34.4 %）に取って代わられている。ゴムは 24.8 %まで半減した。その他には、「非稲作農業、果実、アブラ・ヤシ樹、運輸、木材採取、林業、大工、賃労働などが含まれる」（アンダラス大学調査報告書、4 頁）。

さらに、移転前の収入無しは、第 2 位の収入源において 18.6 %であったものが移転後に 24.4 %へ、第 3 位の収入源で見ると 51.6 %が 68.8 %となっており、収入無しがともに移転後に増加している。

「米、ゴム、果実、漁業、畜産、農産物加工、運輸、木材採取、林業、賃労働、小売

業の役割を眺めてみれば、これらが、サンプル調査世帯にとって、第2位または第3位の収入源としての意味合いを減じているか、ないしは完全に失っていることを知る」(アンダラス大学調査報告書、4頁)とともに、「移転後には、『その他』のカテゴリーに分類される活動が、第1位および第2位の収入源として激増した。実際にも、このことは、毎月の生活手当の重要性を示唆」(アンダラス大学調査報告書、4頁)しているのである。

移転前は主にゴムや米で得ていた収入が移転後にその他や米以外の食物による収入に取って代わられており、収入の構造が大きく変化した。特にその中でも、生活手当への依存が高まったことは見過ごせない。つまり、移転によって収入の構造が不安定になったことは明らかである。

さらに指摘しておくべきことは、旧村のゴム樹に依存している事実である。「新村において、ゴム樹は、未だ生産的な段階に達していない。しかし、この地域における住民の生計源としてのゴム生産の役割は、依然として重要である。現在も、ゴム生産が可能なのは、住民の一部が、旧村におけるゴム樹から樹液を採取し続けているからである」(アンダラス大学調査報告書、3頁)とあるように、移転後の収入に旧村のゴム樹が果たしている大きさを無視してはならない。

2 移転前後の支出・資産などの変化

次に支出を見てみよう。特徴を一言で表すと、「回答者のほとんどすべてが、食糧支出の増加について報告していた」(アンダラス大学調査報告書、5頁)となる。食糧では、65%が増加と答え、変化なしの21.4%の3倍にも達している。肥料や種苗では関係なしが70%以上を占めており、薬品、薪炭、灯油でも関係なしと変化なしを合わせると80%前後となっている。すなわち、支出において食糧が増加したことは、家計の構造が不安定になったことを証明している。

家族資産についてはどうか。もっとも増加したのはカラーテレビである。移転前に9.8%であったものが移転後は17.4%となっている。他に増えたものはモーター・バイクや浴室などである。しかし、これらの増加が収入の増加に裏打ちされたものでないことは前項で述べたところから明らかであり、移転補償金による一時的現金収入が充てられたと認められる。したがって、これらの増加については肯定的に評価することはできない。蓋し、これまで貨幣経済に組み込まれていなかった地域において移転補償により一時的な収入を得た場合、地域住民がそれまでの現金がなかったため購入できなかった商品を購入する事象は指摘されており、そのことは当該住民らが豊かになったことを示すものではないことが一般に明らかにされているからである。PAFsが生活手当に依存し生計手段の再建ができてない状況下で、移転補償金が消費性商品の購入や生活費にあてられるなどして費消されれば早晩移転住民らは生活に行き詰まることとなる。

また、この家族資産の増加については、カラーテレビが増えたとはいえ82.6%は移転後も未所有であること、カラーテレビより安い白黒テレビが78.8%未所有であることに示されるのように、資産の増加は大きくないことが指摘できる。公共インフラで電

気について、関係ないとの回答が 36.6 %もあったことと重ねると、資産増の実態は限定的だ。

さらに、家族資産については逆に減ったものが注目される。水牛とヤギが大きく減っているのである。水牛は移転前の 21.8 %所有から移転後 7.4 %所有に、ヤギは移転前 22 %所有から 2.6 %所有に減少している。この両者は収入源としての家畜であり、「人々は、それらの飼育を、一種の投資と見なしていた」（アンダラス大学調査報告書、7 頁）ことからすれば、これらの減少には投資の余裕をなくしたことがその理由の一つになっていると認められる。また、特に水牛の減少に当てはまるが、これらの農業投資を行うのに適した環境が失われた事実を反映している。やはり、ここでも収入構造の不安定が横たわっているといえよう。

3 公共インフラ・農業環境・社会環境の変化

公共インフラには深刻な問題が出ている。「水供給施設の状態が悪化しているというのが、新村での住民の多くの受け止め方である」（アンダラス大学調査報告書、7 頁）からだ。給水では 66 %の人が悪化したと答えている。その他の項目、道路・保健サービス・学校・モスク・住宅・村の位置・施設一般については半数以上が改善したと答えている。ただし、これらの項目でも 19 %から 35 %にかけて悪化したとの回答もあったわけであり、移転後の変化は各住民にさまざまな影を落としたといえる。

農業環境の変化をみる。米が主食であり、この習慣を変えることはほぼ不可能だ。であるからこそ、「もしも小規模な稲田—これは、以前よりも悪化していると報告されている—を改善するための努力が何もしなされなければ、将来的には現地での食糧供給が、もう一つの新たな問題として持ち上がってくるであろう」（アンダラス大学調査報告書、9 頁）との指摘がされるのだ。高地農業として支配的なのはゴム農園であるが、「新村の住宅に入居する際には、ゴム樹は、2 年の樹齢に達しているはずであった。住民が植え付け済みみのゴム園を得たのは、プロウ・ガダン村においてのみであった」（アンダラス大学調査報告書、9 頁）のである。しかも、「植え付けられたゴム樹のうちで生育すると見込まれるのは、30 パーセントにすぎない」（アンダラス大学調査報告書、9 頁）。

ムアラ・タクス村では、「ゴム樹は、未だに植え付けられていない。この村では、住民は、彼等が受け取るはずの 2 ヘクタールのゴム農園用地の正確な場所さえも、未だに知らされていない」（アンダラス大学調査報告書、9 頁）のである。

社会環境をみる。住民がミナンカバウ族であることから、「それぞれの隣人は、通常は、同一の氏族構成員に属している。氏族構成員は、拡大家族の構成員であると見られている。集団的・協力的な作業は、通常、氏族ベースで行われる」（アンダラス大学調査報告書、10 頁）のである。だが、移転はこの関係を壊してしまった。「移転委員会は、くじ引きを用いて、世帯ごとの住宅の割り当てを行った」（アンダラス大学調査報告書、10 頁）からだ。「約 61 パーセントが、彼等の拡大家族から切り離されて」（アンダラス大学調査報告書、10 頁）、隣人同士の伝統的な絆が弱められている。

4 移転プロセスの特徴

これまでは社会的・経済的影響について調査結果が明らかにしたものを見てきた。次に移転プロセスについての分析からその特徴を示す。

74.2%の人が1990年以前に移転計画を知っていた。政府は1991年に各村から代表者を10名ずつ招き、彼らに三つの方式から選択することを求めた。そして、その会合から2週間後にバンドンのチラタ（Cilata）ダムへの訪問を後援した。この訪問が移転の決断に大きな影響を与えた。それは、「この訪問旅行の主要目的は、当該地域において生活再建に成功した移住者を訪れることであった。コトパンジャン地域の人々が、この訪問により、移転についての認識を新たにすることが期待された」（アンダラス大学調査報告書、13頁）からである。

「当初、住民のほとんど大多数は、種々の理由のために立ち退きを望まなかった。一般には、その理由は、彼等が、快適な生活を送っていたこと、（中略）彼等は、新村への移転を渋った。しかし、住民がその態度を変えるのに効果的に作用したのは、政府約束であったと見られる」（アンダラス大学調査報告書、13頁）。しかしながら、「不幸にして、これらの約束は、ほとんど守られず、そのため遂には移転に応じた住民の不満を招くことになった」（アンダラス大学調査報告書、13頁）のである。

アンダラス大学調査報告書は、移転同意書への署名、特に署名をした時期について言及している。すなわち、「回答者全員のうちで、3分の1以上もの人々が、いつ移転同意書に署名したのかという質問に答えていない」（アンダラス大学調査報告書、13頁）ことを問題視しながら、その理由を「住民の間には、『同意すると否とにかかわらず、移転しなければならない』というのが、一般的な受け止め方であった」（アンダラス大学調査報告書、13頁）と分析している。ここからは移転同意書への署名が形式化していたと見なせるだけでなく、政府約束への期待が大きかったことをうかがわせるのである。

では、移転の動機をもう少し詳しく見てみよう。移転プロセスでの分析では政府約束が移転に効果的に作用したとあるが、動機をみるとこれを弱める結果が出てくる。政府約束と重なると思われる経済的利益を移転理由にあげる人は2番目の22.2%であった。一番目は社会共同体の影響の62.6%である。この比率を見ると、「社会共同体の決定が、移転に関する個々人の決定を支配した」（アンダラス大学調査報告書、14頁）ことは明らかとなる。

社会共同体が移転を選択しないとの決定を行えば移転はなかったのだろうか。アンダラス大学調査報告書はこうした自由がなかったことを述べている。「コトパンジャン地域における伝統的村落8カ村の移転は、自発的なものではない。この地域の人々の移転を条件づけたのは、政府プログラムである。移転が、社会共同体の選択ではなかったことは確かである」（アンダラス大学調査報告書、15頁）としているのだ。つまり、移転は自発的なものではなかったこと、移転を条件づけたのは政府プログラムであったこと、この二つをつなげると政府による強制を見てとることができるのである。

5 移転同意と補償

移転同意を求めるに当たり、ムシャワラが開かれた。ムシャワラにおけるニニック・ママックの役割は重要であるが、移転同意でのムシャワラは村長が組織した。そのため「住民参加を要請するにあたってのニニック・ママックの役割は、ムシャワラの本質と矛盾しているように思われる」（アンダラス大学調査報告書、16 頁）のである。村長のリーダーシップ下でのムシャワラは通例と異なり、ここでの決定に住民は次のように感じざるをえなかった。「幾人かの人々は、移転する以外に何らの選択の余地もなかったとさえ述べた。人々にとっては、好むと否にかかわらず、移転は不可避の事柄とされた」（アンダラス大学調査報告書、18 頁）と。そして、「住民不満の核心は、余りにも多くの事柄が実現されていないことに起因しているように思われる」（アンダラス大学調査報告書、18 頁）と報告せざるをえなかったのである。

「不可避の事柄」であった移転について補償はどうなっていたのだろうか。「受領者の 40 パーセントは、1000 万ルピア以上を受け取った。このグループの受領者は、受け取られた補償総額のうち、70 パーセント以上を取得した」（アンダラス大学調査報告書、19 頁）ことを見ると、平等な配分ではなかった。移転前の資産に左右されたのである。「彼等が、より大きな関心を抱いているのは、彼等の資産の算定の妥当性についてである」（アンダラス大学調査報告書、19 頁）。

補償金は一時的な大金となっている。その使い道はどうか。「補償金の受領者の約 40 パーセントが、それを投資に充てていることが知られている。（中略）彼等の住宅の改築や彼等の子女の通学も、この投資のカテゴリーに含まれる」（アンダラス大学調査報告書、20 頁）のだ。だが一方で、「住民の一部は、実際には、彼等の日常生活を賄うために補償金を使わざるを得なかった。このような傾向は、今日、ますます顕著にさえなっている。なぜなら、彼等の収入源が狭まっているため」（アンダラス大学調査報告書、21 頁）である。

6 調査結果と勧告

こうしたことのため、「政府関係者が適切に業務を遂行したと受け止めているのは、回答者の 44 パーセント以下」（アンダラス大学調査報告書、22 頁）しかない。「多くの人々が、失望感を抱いているという点である。その理由として挙げられたのは、補償金の計算違い、給水・村内道路などの不適切な公共施設、ゴム農園の約束不履行、不十分な生活手当などである。（中略）新たな現実と直面して、もはや忍耐の限界を超えている」（アンダラス大学調査報告書、22-23 頁）のである。

アンダラス大学調査報告書は「結論と勧告」において、次のようにいう。「移転プロジェクトの成功の度合いは、単に全員の移転が完了し、また発電所が運転を開始したという事態のみから測られるべきではない」（アンダラス大学調査報告書、26 頁）としたうえで、「生活状況の改善を経験しているのは、回答者の 30 パーセントにすぎないという調査結果が得られている。残りの大多数の人々は、本事業によって貧困化させられたとの受け止め方をしている」（アンダラス大学調査報告書、26 頁）とまとめている。さ

らに、独立のモニタリング機関の設置を勧告している。それは、調査活動を通じて「現地では、利害の衝突が発生する恐れがある」（アンダラス大学調査報告書、26 頁）との危機感を持ったからである。だが、残念ながらアンダラス大学調査報告書が勧告した独立のモニタリング機関は作られなかった。

アンダラス大学調査報告書は、米倉調査報告書が指摘したこと、すなわち「問題の特徴を伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬からくるものとまとめた。そして、その齟齬に対する認識と配慮を欠いたままに援助が行われ、だからこそ問題が深刻化したこと」を住民へのアンケートとインタビュー調査によって実証している。つまり、貯水が強行される直前における被害の深刻な実態を具体的な数値によって示したのである。

第3 本件 SAPS 中間報告書

1 はじめに

上記の通り、1996 年 2 月の住民移転が完了後に実施された米倉調査とアンダラス大学調査によって移転にまつわるさまざまな被害が明らかになり、また未解決の問題が残っていることが明らかになった。ところが、翌 1997 年 3 月には湛水が強行された。再定住地におけるゴム園整備が全く進んでいなかったため、旧村のゴム園からの収入に依存していた PAFs の生活は決定的な打撃を受けた。

2002 年 3 月、4 月に行われた本件 SAPS は、この PAFs の状況を明らかにしている。本件 SAPS 報告書は、中間報告書本体とその付属文書（2002 年 5 月付）からなっている（甲 B35, 36）。付属文書では、本件 SAPS チームによって行われた調査結果が詳細に述べられており、これについては、本編第 3 章で詳論する。

2 DAC 5 基準に基づく分析

本件 SAPS 中間報告書において、OECD 開発援助委員会（DAC）の 5 基準に基づく分析がなされている。その内容と問題点を以下に述べる。

妥当性の項においては、審査時点でのインドネシア政府のエネルギー政策から見た妥当性、現行政策から見た妥当性を検討している。効率性の項においては、ダム の 規 模、実 施 期 間、費 用 を F/S 時 と 実 績 と を 比 較 し、そ の 結 論 と し て は 基 本 的 に は 大 き な 変 更 は な い と し て い る。し か し な が ら、水没家族を本件 F/S で 2,990 家族と推定していたのに、実際にはインドネシア政府の主張でもある 4,886 家族にまで増えており、大きな相違がある。これだけの相違が出たのであるから、本来は審査時点で評価をやり直すべきだった。本件 SAPS 中間報告書では、この点の分析が欠けている。

目標達成度の項においては、総発電量は基金審査時の目標水準 542,000 MWh を下回っているが、PLN UPB Sumbar-Riau が後に作成した実際の需要を反映した改訂目標水準は達成しているとしている。しかしながら、上記からは本件 F/S や審査時の目標水準が実際の需要を反映していなかったことは明らかである。また、同項においては、FIRR（財務内部収益率）を計算している

が、これによると、本件 SAPS チームによって再計算された FIRR は 6.14 % であり、本件 F/S 時及び審査時と異なる。本件 F/S 時の FIRR が 13.53 % であったことに (戊 6、IV-6 頁) 比べると半減している。審査時の FIRR 9.9 % に対しても 4 割近く低下している。以上からは、本件プロジェクトは、当初より実際の需要を反映させていない目標値を掲げたり、本件 F/S 及び審査において、本件プロジェクトが経済的に見合うかどうかを明らかにする上でも最も重要な FIRR の算出において誤りがあったりしており、本件プロジェクトは当初よりフィージブルではなかったことが明らかである。

インパクトの項においては、農村電化や洪水防御について述べられている。本来ここでふれられるべき移転住民への影響については、別項で述べられている。

持続性の項では、PLN の現状が述べられており、PLN が、破産状態であることが明確になっている。

以上の通り、本件 SAPS は、その分析に弱点をもちつつも被害事実を生々しく描いた。そこに報告された事実は、コトパンジャンダム事業がもたらした人権侵害の数々であり、「住民泣かせの援助」であったことを示している。以下、本件 SAPS 中間報告書に記載された被害事実を明らかにする。

3 移転時の問題状況

本件 SAPS 中間報告書は、質問票調査の結果や NGO による村落調査の結果に基づいて PAFs が移転した際の問題状況を以下の通り述べている。

(1) 住民移転のプロセス

PAFs からは、補償スキームへの不満・苦情のほかに、移転が強制されたという苦情があった。Koto Tuo では軍隊によって強制的に移転させられた。Binamang、Batu Bersurat、Gunung Bungsu の各村でも強制的に移住させられた。

また、PAFs は、村が水没させられるという恐怖のために移住は強制的だと感じていた。(以上について、甲 B35, 4-39 頁)

(2) 補償

本件 SAPS 中間報告書は、補償について多くの問題が判明したことを指摘している (甲 B35, 3-36 頁)。そのポイントは以下の通りである。

- ① 家屋や土地などの補償支払について、村によって大きな差、不平等があることである。一部の村では家屋と庭に対する補償は行われたとするが他の村では補償金を受けていないという世帯が多数あり、家屋については全体の 4.8 % の世帯が全部ないし一部の補償金を受けていないとしている。
- ② 貯水池に水没した土地についても、10.6 % の世帯が全部ないし一部の補償金を受けていないとしている。
- ③ 果樹についても多くの世帯が補償を要求している。

(3) 住居

本件 SAPS 中間報告書は、再定住地での住居について次のような問題点を指摘している (甲 B35, 3-40, 3-41 頁)。

① 本件プロジェクトにともなう移住プログラムによって供給された住宅は、そのサイズは5 m×6 m、しっくいを塗った床、木製の壁、そしてアスベストの屋根という移住省の基準に従った画一的なものであった。これは、一時的な避難所という位置づけで建てられたものであり、プロジェクトの実行をスムーズなものにするために、早期に移住を実行させることが優先された。恒久的な大きい家屋を所有していた者は、補償金を受け取ったうえで移住先の地域において自分の家屋を再建できるであろうというのが、移住プログラムの基本的な考え方であった。

これに対し、PAFs は半永久的住居が供与されるべきだと考えていたが、従前の居住地は水没させられてしまうことから、強制されたという感情をいだきながら画一的住居を受け入れた。

② 移住後、PAFs の多くは自分たちの木造の家屋を改良した。屋根は、雨水を集めるためにアスベストは適さないから鉄製シートに取り替えられた。これについて、PAFs は、家屋修繕に政府が資金援助をすることを要求している。

③ ゴム・プランテーションと水の供給の失敗が明らかになり、移住地での生活が困難になり、PAFs の不安と収入確保に関する恐れが高まっている。

④ PAFs は、洗濯場や浴場や便所といった設備は、個々の世帯に個別に提供されることを要求している。

(4) 電気

本件 SAPS 中間報告書は、再定住地での電力供給は、プロジェクトの肯定的な効果であるが、電力を無償で受け取った2つの村と、設備の設置や接続のために代金を支払った残りの村とのあいだに処遇の不平等があるという問題が、依然として残されていることを指摘している（甲 B35, 3-41 頁）。

(4) 道路

本件 SAPS 中間報告書は、アスファルト舗装の幹線道路建設や幹線道路への接続を本件プロジェクトの肯定的な効果としている（但し、Mayang Pongkai、Muara Mahat Baru についてはこの点において問題がある）。他方、農園道路については、そもそも道路が全く存在していないとか、ボートで貯水池をわたって歩いて行かねばならないという場合があるとしている（甲 B35, 3-41 頁）。

4 移住プログラムが PAFs の社会文化に与えた被害

本件 SAPS 中間報告書は、移住プログラムが PAFs の社会文化に与えた被害状況について、次の通り述べている（甲 B35, 3-43, 3-44 頁）。

(1) PAFs の移住に当たっては、ダム建設のスケジュールに合わせて移住プログラムが構想された。したがって、現地住民を移住させることが、移住した住民の伝統的な社会と文化の再建を保障することよりも重要視された。その結果、社会的発展や移住した家族のための訓練プログラムには何の考慮も払われなかった。またプロジェクトによって影響を受ける社会の伝統についても何ら考慮されなかった。

当初の移住プログラムは、村の社会的結束を維持することがより重要であると考え

ていた。たとえば、かなりの数にのぼる家族が貯水池の高水位よりも高いところに住んでいたにもかかわらず、村の住民全体が移住させられた。社会的結束を維持するという考え方自体は積極的に評価されなければならない。かくして、移住させられた村の結束は維持されるであろうと考えられていた。しかし、そうした結束が社会的発展に結びつくとはかぎらない。

上述の移住プログラムは他方において、コミュニティが所有していた土地の喪失を結果としてもたらした。PAFsの伝統的社会は、「タナ・ウラヤット (tanah ulayat)」と呼ばれるコミュニティ所有の土地を各氏族が保持していた。この土地から新たに結婚したカップルに土地が配分され、これによって新しいカップルは生活を維持してきた。移住プログラムにおいては、この慣行は伝統的な社会の結束を維持するためのきわめて重要な要因のひとつであるとはみなされず、そのため移住プログラムの中に「タナ・ウラヤット」に対する配慮は含まれなかった。移住した村の中で提供された、1家族につき2haのプランテーション用地は、もっぱら移住した家族のためだけに提供されたものであった。つまり、将来に増加するであろう住民のための予備の土地はなかったのである。したがって、当初の移住プログラムは、将来の人口の増加や各村の世帯の増加をまかなうことに失敗していたのである。これに対し、従前の村においては、伝統的な生活スタイルとコミュニティ所有の土地が人口の増大をまかなっていた。

(2) 当初の移住プログラムは、現地住民の特徴と彼らが移住後にとるであろう態度とを理解するうえで必要な、さまざまな要素を無視していた。移住した区域の自然条件と変化した環境がもたらす帰結も注意深く吟味されてはいなかった。移住プログラムの中では以下のような特徴が注目される。

- ① 移住にあたって1家族につき2haのプランテーション用地しか提供せず、「タナ・ウラヤット」を提供しなかったため、新たに結婚したカップルは、「タナ・ウラヤット」から生活を維持するために必要な土地の配分を受ける権利を失った。
- ② 村のリーダーたちは、いくつかのケースでは補償パッケージの中の一部として、「タナ・ウラヤット」に対して政府の注意を向けようとしている。
- ③ 「タナ・ウラヤット」から離れた場所に移住した村は、コミュニティのメンバーに土地をどうやって配分するかという問題に直面している。
- ④ 「タナ・ウラヤット」に対する補償は、移住プログラムにはなかった。
- ⑤ 生活手当の支給は3年間だったので、ゴム農園が収穫をもたらす始める前に生活手当の支給が打ち切られてしまった。
- ⑥ 2年目の終わりに生活手当を打ち切ったためPAFsの生活は苦しくなった。
- ⑦ 伝統社会から近代社会への移行を支援する、農業活動ないし農園作物に関する訓練プログラムが行われなかった。
- ⑧ 水供給用地および農業の将来に関する調査はまったく不十分だった。
- ⑨ 水供給システムの提供は失敗に終わった。
- ⑩ トイレおよび水浴設備はプライバシーへの配慮が欠けていた。

- ⑪ 貯水池を利用した漁業開発プログラムは検討されなかった。
- ⑫ 画一的な住宅供給は個々の家族の生活水準を考慮していなかった。

5 再定住村の現状

本件 SAPS 中間報告書は、本件 SAPS 調査が行われた時点における再定住村の現状について分析し、再定住村における PAFs の社会経済状況や、水の供給とゴム農園について、PAFs の被害状況を以下の通り明らかにしている（甲 B35, 4-41 頁以下）。

(1) 社会経済状況

本件 SAPS 中間報告書が、PAFs の全般的社会状況として分析している中で注目すべきは、大半の再定住村で中途退学者数の割合が、他地区より高くなっていることである。

これは、PAFs の生活水準が、子供たちを学校にやれないまでに低下していることを示すデータであると考えられる。

(2) 水供給システム

本件 SAPS 中間報告書は、水の水供給システムについて以下の通り述べている。

PAFs の主要水源は手動の浅井戸であり、補完的手段として、天水、小川や泉からの表流水が利用されている。一般に水供給は必要を充たしているが、15 ヶ村では乾季における浅井戸の水量が不十分である。1 村では質だけが問題だが、10 ヶ村で質・量ともに問題である。Tanjung Balit, Tanjung Pauh は井戸水の濁度が大きく飲料に適していないので、購入したり数キロ離れた水源から汲んで来る。水問題に対処するために円借款で水道システムが（Mayang Pongkai を除く）全村に導入された。しかし、運転・保守が行われず失敗に終わった。住民には、その保守は困難かつ費用がかかりすぎた。

(3) プランテーション

本件 SAPS 中間報告書は、プランテーションについて以下の通り述べている。

ア 一般に、オイルパーム農園はゴム農園と比べ成功した。

当初のゴム農園開発はリアウ・西スマトラ両州で不満足なものに終わった。短期の請負業者を使ったために失敗し、完全な再植林／復旧が必要となった。リアウ州では長期開発アプローチを採用し比較的成功したが、西スマトラ州は短期アプローチを繰り返し再度失敗した。

イ リアウ州のゴム農園

リアウ州ではゴムの植付けが悪く枯れてしまった。その主な理由は請負業者による不注意な植付けと初期のメンテナンスが悪かったためである。

1999 年～ 2000 年の再植林プログラムは、農民と地方政府との協力によって実施され、農民自身が植え付けとメンテナンスを行った。6,892ha 全面積が対象で、1999 年から 2000 年にかけて 1,554ha、2000 年に 5,338ha のメンテナンスが行われた。このうち 163ha が標準以下の生育状況にあるが、その原因は、2001 年の洪水や土壌がゴムに適していないことなどによるものであったため、2001 年にもっとゴム

に適した土地で再植林を行った。

現在、リアウ州のゴム農園のうち、80 %が標準的な生育状況にあり、20 %が不成功となっている。

ゴム園の復旧のための作業は農民たち自身によって行われたが、リアウ州政府が作業に必要な費用を支給し、農作業器具・肥料等の投入財を支給した。

ウ 西スマトラ州のゴム農園

農業省と西スマトラ州政府は、1993年から1999年にかけて、請負業者を使用して、1,508 haの土地にゴムを植付けたが、ほとんどのゴムの木は枯れてしまい、成功したのは50haだけである。失敗の主な理由は請負業者による不注意な植付けである。その後、農民と地方政府が協力して1,022haについて再植林を行ったが、約3ヵ月後、焼失したため失敗した。

西スマトラ州のゴム園は、標準的な生育状況にあるものはわずか3%であり、97%は失敗している。

エ リアウ州のオイルパーム農園

PAFsのためのオイルパームの生育状況はゴムの場合に比べ満足がいく状況にある。リアウ州のオイルパーム農園の内、80%が満足がいく状況にあり、20%が失敗している。失敗の原因は、表土が薄い丘の上であったり、低地の泥炭地であったりしたことにある。

そのほかにも、所有関係の書類の不備によって農地を取り上げられてしまったPAFsが30人強いることが報告されている。また川岸の浸食により農園が破壊されたケースもある。

6 リアルな調査報告書

以上の通り、本件 SAPS 中間報告書は、本件プロジェクトによって移転させられた PAFs が受けた被害の状況を明らかにしている。本件 SAPS 付属文書は、この被害の状況を更に詳細かつリアルに述べ、被害の実情を詳細に明らかにしている。

例えば、移転の強制性について、「移転から 1 週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態 (SOB) であるかのように感じた」(付属書 3、1 頁)、「軍隊の厳重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた」(付属書 3、2 頁) 等々と、移転時の具体的な状況を明らかにしている。

ここには本件プロジェクトによる住民移転が PAFs に与えた被害状況が詳細に述べられている。原判決はこの事実を見ようとしなかったが、本編第 3 章では、本件 SAPS 付属書に書かれた事実を再整理することにより、被害実態を生き生きとよみがえらせることとする。

第 4 事後評価報告書

発電所が稼働した 1998 年から 3 年を経過したため事業の事後評価を行う時期が来た。JBIC の委託を受け、2002 年 1 月から 2003 年 6 月にかけてインドネシアと日本の第三者評価者が事後評価を行っている。そこでは、OECD-DAC 評価項目の妥当性・効率性・有効性・持続性・インパクトの 5 分野に関する評価が下されている。なお、インパクトに関する評価には「非自発的再定住から発生した問題や、ダム建設によるその他の影響の分析が含まれている」（本件事後評価報告書、1 ページ）ように、客観的な評価をめざそうとしているといえよう。

第三者評価者にはアンダラス大学のカリミ博士と東京農工大学の中山幹康博士、法政大学の藤倉良博士を含む 5 名の学識経験者が参加している。カリミ、中山、藤倉の 3 名はカリミ・中山調査報告書の中心をなす研究者であり、そのため本件事後評価報告書とカリミ・中山調査報告書が同じ結論を持つことは大いに予想されることだ。ところが、カリミ・中山調査報告書は本件事後評価報告書と異なった結論を導き出しているのである。次節で明らかにするように、カリミ・中山調査報告書が訴状を否定しようとする意図から問題をはらんだ内容となっているからである。

では、本件事後評価報告書は何を明らかにしているのだろうか。

1 妥当性について

発電単価の比較において、コトパンジャン水力発電所の発電単価は他の水力発電所の平均単価と比べて高いものの、他のエネルギー源の発電所との比較では半分以下となっている。これをもって「コトパンジャン水力発電所はリアウ州全体の発電コスト削減に貢献」（本件事後評価報告書、4 頁）していると評価した。

2 効率性について

事業スコープでは、満水位 100m が経済面から見て最適と確認されたが、再定住を最小限に抑えてムアラ・タクス遺跡を保存するためには 85m としたことを適切としている。だが、そこでの分析に「再定住の社会的コストの削減については算出されていない。また、寺院遺跡については、遺産そのものとしての価値だけではなく、将来観光収入源として他の経済的便益をもたらす可能性もある。このような潜在的便益もこの計算には含まれていない」（本件事後評価報告書、5 頁）としていることを忘れてはならない。

期間に関わって「移転先の村の状況について苦情を述べる人々が依然として存在している」と書き、JBIC のアクションプラン策定のための追加調査に「この事実は、今後の追加対策の経済的規模は小さいものの、本事業は完璧に終了していないということの意味する。事業の準備段階でより賢明な措置がとられていれば、この問題は防げた可能性がある」（本件事後調査報告書、6 頁）と指摘している。そして、「再定住の件に関してはより長い時間を設定すべきであった」（本件事後評価報告書、9 頁）と結論づけている。

3 有効性について

ここでは結論と提案を 5 点にまとめている。そのなかで、「多額の減価償却部分による発電費用は大きく削減努力が必要（中略）間接的な便益や数字に表れない便益を内部

化すること」「余剰水が放流され、水量が不足している時期には発電量も少なく送電停止が起こるのは非常に皮肉（中略）河川・土壌保全対策を構築すること」（本件事後評価報告書、19 頁）と提案している。さらに、「内部収益率（EIRR）を新たに分析した結果、計画時の数値を大幅に下回った。審査時の見積りが過大評価だった」（本件事後評価報告書、20 頁）とも指摘している。

4 持続性について

ここでの分析は、外的制約に「PLN の事業は非効率であり、透明性に欠け、政治的利権に支配されやすいという特徴」（本件事後評価報告書、23 頁）を、内的制約に「高額なオペレーション費用や非効率な稼働状況」（本件事後評価報告書、26 頁）を挙げ、ダムの安全性とビジネスとしての持続性に「いかなる社会経済的介入も、コミュニティの再定住にかかる補償や認識に限られるべきではない」（本件事後評価報告書、25 頁）と指摘し、「PAF を含む上流住民の参加が必要である。いわゆるダム・セーフティ・コミュニティ（DSC）の構築を目指し、水および土壌の保全活動に対するコミュニティの積極的な参加を促進するための介入戦略という形のアクションプランを策定することが必要」（本件事後評価報告書、27 頁）とするものである。

5 環境面におけるインパクトについて

環境モニタリングについて本件事後評価報告書は、「BAPEDAL（環境省のここと引用者）は PECT（州環境調整チームのここと引用者）に参画すべきであった。BAPEDAL が PECT に参加していないことにより、関係当局間の効果的なコーディネートは実現されず、PLN がリアウ大学と協力して 2001 年に環境管理の実態に関するモニタリングを実施するまで、各対策の実行状況が明らかにされることはなかった」（本件事後評価報告書、28-29 頁）と指摘している。そして、BAPEDAL の関与を求めている。

堆砂に関して「再定住した住民の中には生活がより苦しくなったと感じる人々も存在し、約束どおりにゴム園が開発されていないとの苦情も聞かれる。このような状況では保護林か否かにかかわらず森林へのさらなる破壊に人々を駆り立て、堆砂が促進されてしまう」（本件事後評価報告書、32 頁）と問題視している。

環境管理の評価では、「環境管理計画（RKL）と環境モニタリング計画（RPL）の双方とも、実質的な失敗に終わっている」（本件事後評価報告書、35 頁）と明言している。

6 社会経済的インパクトについて

本件事後評価報告書は、再定住プログラムの社会経済的影響について以下の通り分析している。

本件プロジェクトでは、リアウ州 8 か村、西スマトラ州 2 か村から 4,886 世帯を移転させた。2000 年現在で、再定住村の人口は、5,149 世帯、22,074 人となっている。

経済活動は、移転前は、「コタパンジャン地域のほとんどの住民は古くからゴム農園でその生計を立てていた。現在ではゴムの果たす役割は相当低下している。また、米作の占める割合も、11%から 1%未満に減っている。ゴムと米の役割におけるこの激しい減少は、多くの人々がその伝統的職業を失った」ことを意味する。「漁業、賃金労働、

ヤシ栽培が主たる経済活動全体に占める割合は、それぞれ 19%、13%、9%となっているものの、主たる収入源を何も持たない世帯の割合は 0.6%から 6.2%に増加している。

「本事業の影響を受ける世帯にとって漁業が重要な収入源になるということは、本事業において計画されていなかった」。「これは、再定住世帯に生計を提供するというゴム農園が失敗したという証拠」である。それは、「再定住後においてもゴム栽培を第一の収入源とするというのが当初の計画であった」からである（本件事後評価報告書、41 頁）。

「すべての住民は、再定住先には 2ha の生産力のあるゴム農園が待ち受けているものと理解していた。しかし現実には、計画とは違って」おり、移転時に農園として成功していたのはわずかであった（本件事後評価報告書、41 頁）。

再定住者の生活状況を村別にみると、「ゴムとヤシの栽培を主たる経済活動としている地域の満足度が高いという傾向が確認できる。プラウ・ガダン、コト・メスジッド、マヨン・ポンカイ、およびムアラ・マハット・バルの住民の多くが、再定住先での生活状況は以前よりもよいと述べている」。「その他の村の再定住者のほとんどは、以前よりも苦しい生活を経験している。原因はここでも、再定住プログラムにおいて当初の計画どおりに生産的な収入源を確保できているか否かということに由来する。計画がうまく実行されていない場合、再定住者の生活水準の悪化につながっているのである」（本件事後評価報告書、44 頁）。

7 まとめ

たしかに本件事後評価報告書は、妥当性や効率性に関して事業そのものを否定することはない。また、有効性や持続性に関して提案している内容も、事業の円滑な運営のためのものである。しかし、そのなかで行われている問題点の指摘からは、本件プロジェクトが PAFs に与えた被害の大きさが明らかとなる。

すなわち、本件事後評価報告書は、再定住先には生産力のあるゴム園は存在せず、予定された収入源を得られなかった PAFs らの生活水準は悪化したことを明らかにしている。そして、再定住世帯に生計を提供する計画は失敗したと述べている。本件事後評価報告書本文では述べられていないが、資料として掲げられた表 5-2-6 によれば、「再定住前と比較した現在の生活状況」として、良くなったと答えている村民は、全村合計で 18.2 %しか存せず、悪くなったと答えた村民が 67.8 %に及んでいる。この事実は、再定住世帯に生計を提供する計画は失敗した事実を端的に証明しているものである、

また、PAFs の参加の必要性も述べている。環境管理の面では、環境管理計画・環境モニタリング計画ともに、実質的な失敗に終わっていると明言している。

つまり、本件プロジェクトの評価としては、被害実態を無視できないだけでなく、問題の深刻さを述べているのである。

第5 カリミ・中山調査報告書

5 番目に、2004 年 3 月、4 月にインタビュー調査が行われ、2005 年 6 月に論文が発表されたカリミ・中山調査報告書について述べる。

カリミ・中山調査報告書は原判決での扱いがこれまでの言及してきた 3 種類の調査報告書の扱いに比べて大きいことがまずは注目される。米倉調査報告書が 17 行、アンダラス大学調査報告書 8 行、本件 SAPS が 18 行であるのに対し、カリミ・中山調査報告書は 29 行である。ここから、裁判所がカリミ・中山調査報告書を重視したことが明らかである。

では、カリミ・中山調査報告書は何を明らかにしたのであろうか。

1 調査の手法について

(1) 客観性を強調

カリミ・中山調査報告書は序章で調査の客観性について言及している。

すなわち、「事業実施機関や融資機関が実施した事後評価については、これらの機関に対する評価者の独立性や、(結果として) 調査自体の妥当性について疑念が残る。これは、今後の教訓を得る機会を失わせ、影響を受ける住民の生活改善を遅らせてしまう結果につながりかねない。他方で、実施機関や融資機関から全く独立した機関が、ダム建設事業などのインフラ事業を調査する場合、その調査が、ある政治的先入観や偏見による影響を受ける可能性もある。反開発擁護や、あるいは親開発擁護を支持するような調査がこれに当たる」(本報告書、訳 2 頁) という。そして、「そのような『調査』によって誤った結論が導かれ、開発事業に対する正しい理解や計画策定の妨げになりかねないことを懸念している。(中略) より良い事業を計画し、実施するために、政治的偏見のない、独立した事後評価が実施されるべき」(本報告書、訳 3 頁) というのである。

この論法からすると、OECD から依頼された米倉調査報告書とアンダラス大学調査報告書、JBIC から依頼された本件 SAPS は「調査自体の妥当性に疑念が残る」ことになってしまう。判決もこの論理を受け入れ、カリミ・中山調査報告書が「被告らの委託に基づくものではなく独自に」(判決、144 頁) 行われたことを評価している。

(2) 調査の目的：訴状記載の住民被害との対比

続いて、カリミ・中山調査報告書は、住民移転事業を評価するケーススタディとして本件プロジェクトを取り上げ、移転前の比較において移転した村民の現状を明らかにし、その現状と原因との関係を調査することが目的であるとしている。そして、本件訴訟訴状に記載された原告住民の主張と比較しつつ今回の調査結果を論じ、最後に結論として本調査結果を要約し客観的で公平な事後調査の重要性について論じている(本報告書、訳 3 頁)。

その結論部分において、カリミ・中山調査報告書は、調査した 4 か村の内 2 か村の生活状況は移転後著しく改善し、残りの 2 か村も改善しうるのは依然としてあるものかなり生活の質が改善したとしている。そして、本件訴訟訴状は、大多数の移転住民の生活状況を悪化させたと記載されているがこれはこの調査結果と異なる、原告側

の調査には訴訟を有利に運ぶための政治的先入観や偏見が入ることは無理もないなどとしている（本報告書、訳 13 頁）。

カリミ・中山調査報告書は、最後に、「今後、ダム建設事業の移転計画を改善していくには、移転事業について、もっと多くの事後評価が実施されるべきである。このような調査を行う上で、政治的先入観は極力なくすべきである。手続や関連情報の公開や、様々な利害関係者の参加を確保することによって、公共事業の評価における政治的先入観を極力小さくすることができるであろう。コタパンジャン・ダム事業の事後評価については、情報がほとんど公開されていない。政治的先入観なしに事後評価を実施し、その評価結果が、国民に対して透明性のあるものとなるよう努力すべきである」（本報告書、訳 13 頁）と述べている。

（3）カリミ・中山らの立場とその問題点

ア カリミ、中山及び藤倉の立場性と本報告の意図

カリミ・中山調査報告書では、著者らは、独立、公平な第三者として、独自に本件プロジェクトの事後評価を行ったものであるかのような記載をしている。しかし、本報告書の主要著者であるカリミ、中山及び藤倉は、JBIC の委託を受けた本件事後評価報告書の評価者である。すなわち、上記において、評価者の独立性や調査自体の妥当性について疑念が残ると評した融資機関が実施した事後評価を行った本人である。ところが、カリミ、中山及び藤倉は、自らが JBIC による本件事後評価を行った事実を明らかにせずカリミ・中山調査報告を公表した。

そこで、自らの立場を隠蔽してカリミ・中山調査報告書を公表した理由、及びこのような基本的事実を隠蔽して発表された報告の意図が問題とされなければならない。

上述の通り、カリミ・中山調査報告書は、政治的中立性を装いつつ、本件訴訟訴訟に記載された控訴人住民らの被害状況を比較し、その記載内容が誤りであることを論証したものである。通常、研究者が、未だ裁判が継続しているケースで、争点となっている事実関係について、当事者の一方の主張事実が正しいかどうかを検証する研究を行うことはない。

また、カリミ・中山調査報告書の主要著者であるカリミ及び中山らによる事後評価報告書や、後述する新カリミ・中山調査報告書においては、PAFs の生活水準が低下したことが明らかにされているにもかかわらず、このカリミ・中山調査報告書だけは、「一般的には、移転後、住民の生活状況は改善したと結論づけてもさしつかえないだろう」とまで述べ、PAFs の生活が再定住前に比べて改善していることが強調されている。

以上からは、カリミ・中山調査報告書は、本件訴状に記載された住民被害の事実を否定するという政治的意図の元に、作成された報告書であると疑わざるを得ない。

イ 自家撞着に陥っている事後評価の評価

また、カリミ・中山調査報告書による事後評価の評価には矛盾がある。

上述の通り「融資機関が実施した事後評価については、これらの機関に対する評価者の独立性や、(結果として)調査自体の妥当性について疑念が残る」と述べているが、カリミ、中山及び藤倉は、自らが行った本件事後評価において、評価者の独立性や調査自体の妥当性に問題があるというのだろうか。仮に本件事後評価において上記各点に問題があるとすれば、そのような問題がある事後評価を行った研究者によって行われたカリミ・中山調査報告書自体の公平性・独立性・調査の妥当性が疑問となる。他方、本件事後評価に問題がないとすれば、後述するように、本件事後評価とは異なる結論を導き出そうとするカリミ・中山調査報告書の信頼性・妥当性が疑問となる。

いずれにしても、カリミ・中山調査報告書の独立性・公平性・信頼性への疑問が湧出することになる。

また、本報告書では、「コタパンジャン・ダム事業の事後評価については、情報がほとんど公開されていない」などと第3者的な物言いをしている。しかし、カリミ、中山及び藤倉は本件事後評価を行っており内容はすべて把握していた。その内容を踏まえた議論をすることは容易であった。情報を公開していないのはカリミ、中山及び藤倉自身である。

上述の通り、カリミ・中山調査報告書は、「手続や関連情報の公開や、様々な利害関係者の参加を確保することによって、公共事業の評価における政治的先入観を極力小さくする」べきであり、本件プロジェクトについて「政治的先入観なしに事後評価を実施し、その評価結果が、国民に対して透明性のあるものとなるよう努力すべきである」などと述べているが空々しいというほかない。このような空理空論を述べる前に、カリミ、中山及び藤倉は、当時既に認識していた本件 SAPS に明らかにされた住民被害の実情や、これを踏まえて自らが行った本件事後評価報告書の内容について具体的な論評を行うべきであった。

2 調査内容の問題点

(1) はじめに

カリミ・中山調査報告書は、調査の対象地として移転後の生活再建が順調とされる2か村と再建がうまくいっていないとされる2か村、計4か村を選び出し、移転前後の生活状況の比較と現在の生活状況とそれらの原因の関係を調査した。

調査年は2004年であり、最初の移転(1992年)から12年、最終の移転(1996年)から8年が過ぎた時点である。

(2) 収入の増減について

カリミ・中山調査報告書は、生活水準について、4か村の内3か村では住民の大部分が、移転前に比べ、収入が増加しているとしている(カリミ・中山調査報告書、7頁)。

確かに、コト・ムスジット村及びプロウ・ガダン村については、本件事後評価報告書でも生活状況が良くなったとしているが、タンジュン・パウ村及びポンカイ・バル

村については、大多数が生活状況が悪化したと答えている（本件事後評価報告書、44 頁表 5-2-6）。また、タンジュン・パウ村について、新カリミ・中山調査報告書は後述するように同村村民が未だ貧困状態にあることを明らかにしている。ポンカイ・バル村についても、移転した 200 世帯の 6 割以上がアクションプランが始まる 2000 年以前に、インドネシア政府からの生活扶助が切れ生活ができなくなったため再定住村を離れているのである。

以上の事実からは、「タンジュン・パウ村については、改善しうる点は依然としてあるものの、かなり改善が見られた。ポンカイ・バル村については、住民の多くが、移転後に収入が減少し困難を経験したが、飲用水アクセスや電化等の収入以外の面では、生活の質が改善していることが示された」（カリミ・中山調査報告書、12-13 頁）等と結論付けることができないことは明らかである。

さらに問題なのは、本件事後調査報告書のデータとは異なる結論を意図的に導こうとしていることだ。本件事後評価報告書は上述の通り再定住前と比較した現在の生活状況を明らかにしているが（上記表 5-2-6）、ここでは 16 の各村毎に結果が明らかにされている。そして、そこでは、「よくなった」が 50 %を超える村は 3 か村しかなく、40 %を超える村が 1 か村、10 %台が 3 か村、残りの 9 か村は一桁であることが明らかにされている。「悪くなった」で見ると半数を超えるのは 12 か村もあり、そのすべてが 60 %を超えている。全体で見ると、「よくなった」は 18.2 %、「悪くなった」は 67.8 %である。こうした状態を知っていながら、生活再建が順調な 2 か村とそうでない 2 か村を調査対象とすることは調査の客観性を疑わせるだけでなく、その結果への信頼を失わせる。

本件事後評価報告書が述べるとおり、再定住による住民被害の事実は明らかである。この事実を、わずかなサンプル数の調査によって否定しようとするカリミ・中山調査報告書の政治的目的は明らかであるといわなければならない。

(3) 耐久消費財の所有について

カリミ・中山調査報告書は、また、「カラーテレビ、冷蔵庫、オートバイの所有者の割合は、それぞれ平均が、11.5 %から 57.5 %に、5.7 %が 30.5 %に、21.8 %が 41.4 %にと、すべて増加」（カリミ・中山調査報告書、7 頁）とし、これを生活水準向上の 1 つの証拠としている。

ところで、最終移転の 1996 年に行われたアンダラス大学調査報告書でもこれら 3 種類の資産においては移転後の増加を示していた。その際指摘したとおり、家族資産の増加が収入の増加に裏付けられたものでなければ肯定的に評価することはできない。収入の増加がなければ一時的な現金収入であった移転補償費によって購入されたものと認められ、当該移転住民の生活改善を示すものとは言えないからである。この点では、日常生活に重要な冷蔵庫所有が 30.5 %しかないことに問題を見なければならない。

さらに、ポンカイ・バル村は他の村よりカラーテレビと冷蔵庫の所有者数が少ない。

これは、カリミ・中山調査報告書においてもポンカイ・バル村は、現在と移転前の収入の比較で増加より減少が多いことに基づくと認められる。

(4) 電化と水供給について

カリミ・中山調査報告書は、「2つの村では、調査した全世帯が電化されており、また4つの村すべてにおいて、電化率が、同地域平均の45.5%のほぼ2倍に達していることは注目される」(カリミ・中山調査報告書、9-10頁)としている。

しかしながら、これは、本件プロジェクトにおける移転条件を全く看過した指摘である。本件では全世帯に電気の供給設備を設置することが移転条件とされていたのである。にもかかわらず、移転後8年から12年が経過した時点においても、わずか45.5%しか電化されていないことは、この移転条件が守られなかった事実を端的に示すものであり、肯定的に評価できるものでないことは明白である。

水問題についてはどうか。カリミ・中山調査報告書は水源と飲用水確保に要する時間について調査をしている。これらの調査結果から改善したとの結論を出しているが、問題は水供給のシステムがどれだけ機能しているのかどうか、水質が適したものであるのかどうか、にある。本件SAPSも、「井戸に関し生じている問題に対応して、(マヤン・ポンカイ村を除く)すべての村は、配管による水供給システムの提供を受けた」(中間報告書、115頁)と報告している。井戸が与えられたかどうか、が問題なのではない。「村民がシステムを操作したり、維持管理したりする余裕がなかったために、これらのシステムはすべて失敗した。水質の悪さや井戸の枯渇問題は、いまだに解決されていない(中間報告書、115頁)ことを注視すべきなのだ。

(5) その他の調査項目について

他の調査項目においても見え隠れするのは訴状との違いを浮かび上がらせようとする意図であり、「政治的先入観や偏見による影響」から逃れているとは言い難い。

例えば、移転に関わる調査項目から被害事実を推し量ることが可能となっているにもかかわらずこの点については触れていない。すなわち、移転について誰かから説明があったかとの調査項目では87%が説明を受けたと述べ、あなた又はあなたの代表者が移転について交渉したかとの調査項目では60%が交渉したと述べていながら、移転場所を選択できたかとする調査結果は63%が選択できなかったと回答しているからである。他の調査報告書にもある移転の強制性がそこにうかがえる。

3 住民の努力を無視

カリミ・中山調査報告書(訳文)は全体で14ページの小冊子である。調査結果報告は7ページと全体の半分しか占めていない。残りの多くが調査の客観性を強調する展開がされており、調査報告書としてのバランスは非常に悪い。

しかも、成功例として調査対象としたコト・マスジット村とプラウ・ガダン村については「住民の能力が優れていた」(カリミ・中山調査報告書、13頁)と書いているが、再建がうまくいっていないタンジュン・パウ村とポンカイ・バル村の住民は努力をしなかったため取り残されたというのであろうか。各村の置かれた状態を無視してこうした

評価を下すことは表面的な分析しかできていないといわざるをえない。

住民は厳しい状況を押しつけられながらもそれを少しでも改善しようとしてきた。その努力はどの村においてもされてきたわけであり、たまたま置かれた条件によって差が生じたにすぎない。住民の努力はカリミ・中山調査報告書からもうかがえるわけであり、この前提を無視した分析は調査の客観性を強調すればするほど客観性から遠ざかっているのである。

4 まとめ

カリミ・中山調査報告書は、「政治的偏見のない、独立した事後評価」であることを主張しているが、その実態は、本件訴状に記載された住民被害の事実を否定するために作成された政治的調査であると認められる。そのために、カリミ・中山調査報告書では、主要著者であるカリミ、中山及び藤倉が事後評価の評価者である事実は隠蔽された。

また、カリミ・中山調査報告書の内容は、カリミ、中山及び藤倉らが評価者となって作成した事後評価報告書の内容や、カリミ及び中山による新カリミ・中山調査報告書の調査結果に反しており、この点でもその恣意性が問題とされなければならない。

原判決は、カリミ・中山調査報告書が、「被告らの委託に基づくものではなく独自に」（判決、144 頁）行われたことを評価し、調査結果に信用性を認め、控訴人住民らが主張する住民被害に対してこれを疑問とする根拠としている。しかしながら、上記の通り、カリミ・中山調査報告書の結論は、到底信頼できるものではないことが明らかである。

第6 新カリミ・中山調査報告書

カリミ・中山調査報告書は政治的な調査であり、その結果には客観性を強調することと反比例して恣意的なものを多く含んでいた。

そのカリミ・中山調査報告書に関わったシャフルディン・カリミ教授と中山幹康教授らが再び調査を行い、新カリミ・中山調査報告書を 2009 年に発表した。ここでの結論は、「西スマトラのコトパンジャン再定住村の家族の 60%以上は、より悪くなった生計状態に苦しんでいる」（新カリミ・中山調査報告書、1 ページ）というものだ。カリミ・中山調査報告書の結論を自ら修正する内容を明らかにしたものである。

カリミ教授、中山教授においても、真実に反して被害事実を否定したままにしておくことは研究者の良心が咎めたものであろう。

1 調査結果の相違を正当化

「実施された異なるプロジェクト後調査は、今までのところ異なる結論に達している」（新カリミ・中山調査報告書、2 ページ）との認識に立ったカリミ教授らは異なる結論に至った要因を次のように分析し、本調査を含めて自らが行ってきた 3 つの調査結果の相違を正当化している。

すなわち、「これらの一つが JBIC —それは主要な資金提供組織である—によって実施されたという事実（中略）再定住村の回答者は、JBIC からの追加の援助を求める見

込みで” 暗いイメージ” を見せることを動機」とするのに対し、「2004 年（カリミ他、2005 年）に筆者によって実施されたプロジェクト後調査は、回答者にいささかの金銭的な利益も示されていなかったからであろう。そして、これは調査の結果として” 明るいイメージ” を誘導した」（新カリミ・中山調査報告書、3 頁）としている。そこから、新カリミ・中山調査報告書ではこうした先入観を取り除くために「同じ地方の他者の生活との比較研究を実施」（新カリミ・中山調査報告書、3 頁）する手法を取り入れたというのである。

しかしながら、上記第 5 で述べたとおり、2005 年に発表されたカリミ・中山調査報告書は、本件訴訟において控訴人住民らが主張する被害事実を否定するという政治的意図を持った報告であり、その内容も事実と反するものであった。その報告を上記のような理由から正当化することは到底できない。

2 カリミ・中山調査報告書の結論を修正

新カリミ・中山調査報告書はその目的として 4 点挙げている。「家族によって所有された財産を基礎にして貧困を確認すること」、「西スマトラのコトパンジャン再定住村における貧困家族の状態を分析すること」、「局地的な開発プログラムの実施のための再定住村の貧困家族の特徴を説明すること」、「全体として、西スマトラにおけるこれらに関する再定住村の貧困家族の状態を比較すること」（新カリミ・中山調査報告書、3 頁）である。そして、貧困ラインにはインドネシア政府の中央統計局のデータを使用している。よって、家族が 50 万ルピア以上の財産の欠如があれば貧困となる

この水準でみると、211 世帯（タンジュン・バリットの 450 とタンジュン・パウの 350、計 800 が総数）が貧困となる。再定住した家族の 24 % を占めることにあるが、これは「5.5 % の西スマトラの平均貧困率（BPS、2006 年）より著しく高い」（新カリミ・中山調査報告書、4 頁）のである。そのため、「コトパンジャン・ダムプロジェクトにおける再定住村は、貧窮のリスクから解放されていない。（中略）農業開発の失敗は、ゴムプランテーションの生産性を獲得することに関して長い遅延の原因となった」（新カリミ・中山調査報告書、5 頁）といわざるをえなくなったのである。

こうした問題が残っていたためにインドネシア政府はアクション・プランを実施したわけであり、新カリミ・中山調査報告書の分析もこれを実証する。その結論として、「早期に言及された調査における可能性のある先入観に適合された後でさえ、2 か村の再定住は満足な方法で実施されなかったということを結論付けることができる。村の貧困の著しく高い発生率は、この結論を支援する」（新カリミ・中山調査報告書、7 頁）という。これはすなわち、判決が重視したカリミ・中山調査報告書の内容を修正するものであり、カリミ・中山調査が行われた 2004 年から 5 年経ても問題が一向に解決されていないことを明らかにしているのである。

さらに、新カリミ・中山調査報告書は次のような結論も出している。「コトパンジャン再定住村における貧窮のリスクは、開発計画の不十分な実施に原因があると考えられることができる。ゴムプランテーションの失敗は、コトパンジャン地域の先住の人々のため

の経済生活の原動力を崩壊させる主要な要因であった」、「地元共同体、地元経済行為者、地元政府、そして中央政府機関のような国営電力公社である PLN 以外の投資者を統合し、参加させることを無視した。意思決定における地元共同体の参加の欠如は、開発計画が遵守されなかった一つの要因である」（新カリミ・中山調査報告書、8 頁）。

新カリミ・中山調査報告書は、住民の努力と奮闘だけでは貧困から抜け出せない実態を暴き出した。つまり、長年にわたって被害者住民は被害に晒され続けているのだ。

第7 小括

6 つの調査報告書を時系列で整理してみた。米倉調査報告書、アンダラス大学調査報告書、本件 SAPS、本件事後調査報告書はいずれも被告からの依頼によって実施された調査報告書である。だが、調査者の立場がどうであれ、事実は事実として立ち現われる。その結果をそのまま受けとめなければならない。

米倉調査報告書は、問題の特徴を伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬からくるものとまとめた。そして、その齟齬に対する認識と配慮を欠いたままに援助が行われ、だからこそ問題が深刻化したことを明らかにしている。

アンダラス大学調査報告書は、米倉調査報告書が指摘した「伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬からくるもの、その齟齬に対する認識と配慮を欠いたままに援助が行われ、問題が深刻化したこと」を住民へのアンケートとインタビュー調査によって実証してくれている。つまり、貯水が強行される直前における被害の深刻な実態を具体的な数値によって示した。

本件 SAPS は、JBIC が「重大な問題が存在する」ことを認め、その解決のための行動計画を策定させるために実施されたものだ。事後評価のためのデータが大規模に収集され、その結果から各村の被害実態が広範囲にわたって明らかになった。なお、この整理は別項で行っている。

本件事後評価報告書は、JBIC の委託を受けたものであり、OECD-DAC 評価項目の妥当性・効率性・有効性・持続性・インパクトの 5 分野に関する評価を下している。5 名の第三者評価者のうち、カリミ、中山、藤倉の 3 名はカリミ・中山調査報告書の中心をなす研究者である。社会経済インパクトでは、「ゴム農園の重要性が低下」、「多くの人々がその伝統的職業を失った」、「本事業の影響を受ける世帯にとって漁業が重要な収入源になるということは、本事業において計画されていなかった」、「再定住世帯に生計を提供するというゴム農園が失敗したという証拠」（事後評価報告書、41 頁）とする被害実態を率直に指摘している。

独立の調査を標榜するカリミ・中山調査報告書は、訴状との違いを浮かび上がらせようとする意図が見え隠れしており、「政治的先入観や偏見による影響」から逃れているとは到底言えない。

新カリミ・中山調査報告書はカリミ・中山調査の結果を修正した。同地方の他者の生

活との比較研究をした結果、西スマトラの平均貧困率 5.5 %より著しく高い 24 %となったからだ。つまり、被害の深刻さを明らかにしたのである。

明日の生活のためには被害に打ちひしがれているだけで済まない住民たちは日々の奮闘と努力を重ねてきた。一方、被った被害はその奮闘と努力を時には無力にすることもあったであろう。被害者住民が裁判に踏み切ったことの背景にはこうした複雑な思いが託されているのである。すなわち、強制的に置かれた劣悪な環境を少しでも改善する道を住民たちは歩みつつ、問題解決のために裁判で被害実態を明らかにしようとしたのである。

第3章 本件 SAPS 付属文書から明らかになる被害実態

第1 はじめに

住民の移転は、1992年8月にプロウ・ガダン村の住民から始まり、1996年2月のポンカイ村の住民で終了した。この移転に関しては政府の約束がことごとく破られていたため、住民をさらに苦しめる結果となった。生活そのものを成り立たせないほどの状態を生み、そのため問題解決に向けた行動計画を策定する必要が出てきた。この支援のために本件 SAPS は行われた。本件 SAPS が行われるに至った経緯の詳細は第4編第11章第2で述べたとおりである。

本件 SAPS で明らかにされた問題はどのようなものなのか。ここに控訴人らの訴えと同じものが含まれていれば、JBIC はすでにその訴えを認めていたといえる。そこで、本件 SAPS に書かれている内容をそのまま忠実にまとめてみる。そこから浮かび上がる問題点は被害の実態を映し出したものとなろう。

本件 SAPS 付属書2及び付属書3に村ごとの詳細な報告がされているので、それらから各村に共通する問題点を取り出しつつ、移転とその後によどのような被害がもたらされたのかを解明する。本件 SAPS 中間報告書本体の内容については、前章第3でその内容を詳論したのでここでは必要な限度で言及するに止める。

第2 補償の説明とその実情 (SAPS に示された被害1)

本件 SAPS 付属書2と付属書3は、各村が被った被害実態を村ごとにまとめている。

そこからは甚大な被害がすべての村に共通していることを知る。では、共通する項目ごとに再整理をすれば被害実態がさらに鮮明になるのではないかと考え、土地や家屋、ゴム農園など被害項目ごとに各村の被害をまとめてみた。そして、各項目の最後に共通する被害実態を小括としている。全体を通してみると、本件 SAPS は非常に生き生きとした実態を報告しており、それだけにそこから浮かぶ被害の深刻さを感じざるをえない。以下、本件 SAPS が描いた被害実態をみることにする。

1 土地について

プロウ・ガダン村はパイオニア村として指定された。それは、コトパンジャン水力発電貯水池プロジェクトによって影響を受けた村々のうちで最初に移転が行われたからである。移転日

となった 1992 年 8 月 31 日は同村の樹立記念日として村落共同体の承認を受けた。同村の動向がその後に大きく影響を与えたことは明らかだ。たとえば、タンジュン・アライ村の住民は「強制されているとの印象を抱いた。なぜなら、彼等は、隣村のプロウ・ガダン村の状況、つまり国軍第 132 大隊 (Batalion 132 Bima Sakti Salo) によって移転強制される状況を目撃したからである」(付属書 3、117 頁) と証言しているからだ。

この証言は、移転を強制するために政府が軍隊を使ったことを明らかにしている。移転を余儀なくされる住民にとってその様子が恐怖を与えたことは間違いない。軍隊による強制移転の様子を本件 SAPS 付属書 3 は次のように描いている。「移転から 1 週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態 (SOB) であるかのように感じた」(付属書 3、1 頁)、「軍隊の厳重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた」(付属書 3、2 頁)。

各村全体の説明結果を大きく括ると、そこには各村での補償説明に共通している内容を見てとれる。すなわち、政府との約束がことごとく破られており、その結果、住民には第二次、第三次の被害を与えることとなったのである。しかも、その被害は生活そのものを破壊してしまい、「もとの生活に戻してほしい」と願う圧倒的多数の住民を生んだのである。

(1) プロウ・ガダン村の場合

では、軍事力による強制移転の下でパイオニア村と指定されたプロウ・ガダン村への補償説明はどのようなものであったのだろうか、まず見てみたい。

1994 年 3 月 28 日、バンキナンでカンパル県第 II 区地方政府との会合で次のように決議された。「コトパンジャン水力発電所は、47 区画 (土地所有関係を示す書面が添付) の土地補償を支払うことに同意した。その支払いは、村長を通じて権利所有者に手渡される手筈になっている。当該プロジェクト (地図参照) の対象となる 220 区画に対する土地補償は、1994 年 4 月中旬に支払われる予定である。①地図に記載されていない 514 区画の土地補償は、1994 年 5 月に支払われる予定である。②プロウ・ガダン南方の孤島状態の 343 区画の土地補償の支払は、1994 年 4 月末まで一時的に停止される。その理由は、カンパル県知事のサレー・ジャシッドが、彼の教育課程を修了するために不在のためである。③所有者名が重複しているか、ないしは同一人物が所有者となっている 50 区画の土地補償については、補償委員会によって早急に追跡調査される必要がある」(付属書 3、2-3 頁)。この決議には 7 名の担当官の署名が必要であったにもかかわらず、実際に署名したのは 4 名であった。村落委員会の 17 名の代表者はこの決議を承認し、署名をした。だがしかし、300 から 400 区画に対する補償がいまだに支払われていないのである。

土地への補償説明の概要は上記のものとなるが、もう少し詳しく補償内容を見てみよう。「何人かの住民は、1 平方メートル当たり 30 ルピアしか受け取らなかった。これは、タバコ 3 本分の価額 (= 100 ルピア) である」(付属書 3、2 頁)。日本での価額を参照すると、タバコ 3 本は約 45 円となり、1 平方メートルの土地が 45 円程度と評価されたことになる。だから、住民が所有していた土地への補償は、「彼が以前に所有していた 2 ヘクタールの土地は、行政中心部に通じる幹線道路に接していたという事実にもかかわらず、その土地に対しては 8 万

300 ルピアしか支払われなかった」(付属書3、2頁)となってしまった。つまり、土地補償はタダ同然の扱いをされたのである。

問題はさらにある。「再測定のための経費として、彼等が以前に住んでいた村での土地単価に基づき、11区画当たり2万5000ルピアがかかったという。何人かの住民の報告によれば、彼等は、国家土地局(BPN)に対して、1区画当たり40万ルピアと、補償金の受け取り後には、30万ルピアを支払わなければならなかった」(付属書3、2頁)のである。これは、再測定という名目で1区画当たり2万5000ルピアの支払いが住民に求められたこと、住民の一部には1区画当たり40万ルピアの補償金受け取り後に30万ルピアの支払いが求められたことを明らかにした。

住民に要求されたお金はどうなったのか。「村人全体の見方によれば、移転計画・執行の過程で、補償委員会は確かに多大な利益を得たはずだという。しかし、彼等は、権利を要求して戦うことを恐れていたし、また実際何もできないことを承知していた」(付属書3、2頁)となっている。軍隊による強制的な移転が住民の意識にこのように大きく影を落としていたのである。住民の生の声はこれを如実に物語っている。「何人かの村人は、われわれに対して、次のように尋ねた。『一方的な決定に基づく不公正な補償ケースが再審議され、その結果私たちが蒙った補償の損失額を取り戻す何らかの可能性はあるのでしょうか?』」(付属書3、2頁)と。ここからも、「再審議」と「何らかの可能性」を求めて日本での提訴を起こしたことの背景と根拠を見ることができる。

2002年4月6日に行われた討論集会に参加した第Ⅲ村の住民によれば、第Ⅱ分類の土地(0.8ヘクタール)について未だに政府の証明書が発行されていない、という。この責任について本件SAPSは、「現政府は、前の政府の責任であると主張して安易にこの問題から手を引こうとすべきではない」(付属書3、3頁)と述べている。

以上のように、プロウ・ガダン村での土地に関する補償では問題が山積しているのである。本件SAPSが明らかにした問題はプロウ・ガダン村に限られていない。全ての村においても同様の問題が発生しており、各村の住民が問題指摘を行っている。共通しているものを中心にして各村に起きた問題を整理してみよう。

(2) コト・マスジッド村の場合

コト・マスジッド村でのミーティングにはOECSも参加していた。この村での主要な職業はパティン魚の養殖であり、そのためか以前よりは経済レベルが高くなっている。この事業は「政府の提案ではなく、コミュニティが自発的に周辺の低地地域を利用」(付属書2、10頁)したものである。

住民の経済状態が改善されたかに見えるが、問題は残ったままだ。「水没前に政府が行った計画と約束は素晴らしいもので、人々の状況を改善するだろうと思われていた。しかし、現実には約束のほとんどが守られなかった」(付属書2、10頁)からである。全体で約390区画が補償を受けていない。また、墓地の移転費用と「Sialang」の木(ミツバチの巣のある木)について補償がされていない。

(3) ラナ・スンカイ村の場合

ラナ・スンカイ村では、土地に植え付けられていた作物に対する補償は無視されてしまった。作物の多くがゴム樹であり、住民にとって収入源であった。補償価額は1ヘクタール約20万ルピアであり、住民はこの補償価額を「サゴ椰子の実」(Sago Hati)と呼んでいる。この補償価額から判断すると、「総土地面積(680ヘクタール)の10%は、村落共同体の権利としてではなく、森林と見なされた」(付属書3、27頁)ことになる。この価額を一部の住民は、「彼等のオク(Ocu)語で、『土地補償金は、石ころの値段にもならない』(Untung sabuik takapung untung batu tabonam)」と表現したのである。

補償価額の低さだけではない。総土地面積の10%が森林と見なされて補償の対象から外されたように、補償対象が制限された実態は次のようなところにもあった。「14世帯の住民は、彼等が受け取った補償金額に困惑した。彼等の言い分によれば、例えば彼等の所有地が6.5ヘクタールであるとする、彼等は、単に3ヘクタール分の広さの補償を受け、残りの土地については知らない」(付属書3、27頁)とされたのである。

(4) ルブック・アグン村の場合

ルブック・アグン村での土地補償価額を見てみよう。灌漑水田が1平方メートル5万ルピア、庭地が1平方メートル3000ルピア、天水田が1平方メートル3万ルピアであった。もし、この価額であれば、「生活難のために、住民の一部は、旧村に戻り、クアラン・ジャヤへの供給の備えを図った」(付属書3、36頁)ことと不整合を起こすだろう。この価額を原文=甲B-36で確認したところ、灌漑水田が500ルピア、庭地が30ルピア、天水田が300ルピアとなっている(A3-23)。さらに、付属書2では原文通りの金額が表示されており(付属書2、25頁)、翻訳の誤りと思われる。

(5) バトゥ・ブルスラット村の場合

バトゥ・ブルスラット村の住民が受け取った土地は、庭地20×50メートル、農地40×100メートル、ゴム農園2ヘクタールとされていた。だが実際は、ゴム農園は1.8ヘクタールしかなく、「住民が得た土地補償は、政府に対する住民提案とは合致していなかった」(付属書3、53頁)だけでなく、「土地条件は、極めて悪く、また肥沃さにも欠ける。このことは、特にパラウイジャ地と農地について言える。これは、肥沃さのある表土の厚さが、10～15センチにすぎないためである」(付属書3、53頁)状態にあった。

バトゥ・ブルスラット村で表面化した問題に土地所有権の重複がある。そのため250件ほどの紛争が起きている。また、「土地証明書を所持すると主張する住民が、現地で確かめてみると、土地そのものが存在しない」(付属書3、53頁)事例もある。

補償の受け取りにも重大な問題があった。「住民が受け取った補償は、強制的に実施されたもので、補償金額について合意に達するためのいかなる協議ないしは討議もなされなかった。

(中略)もしも住民がそれを受け取らなければ、彼等は、『移転調整チーム』(Satkorlak)(このチームは、政府の公安機関としての機能を有していた。)によって威嚇され、移転を強制されたのである。住民によれば、『移転調整チーム』は、軍隊の様々なユニットで構成されていた」(付属書3、54頁)からである。「日本側による補償表の10%」しか支払われていないのであれば、残りの90%はどこへ消えたのであろうか。

(6) ビナマン村の場合

ビナマン村でも実際に受け取った土地が少なくされていた。ゴム農園は 2 ヘクタールが補償される予定であったが、住民が実際に受け取ったのは 1.8 ヘクタールであった。土地条件は肥沃でゴムの育成に適しているのであるが、家からゴム園までの距離に問題があった。「ゴム農園は、家から遥かに隔たった場所にあり、しかもそこへ行くのには、ダム湖を横切らなければならない」(付属書 3、72 頁) からである。そのため、ゴムの木の手入れが行き届かなくなっている。

一方、パラウィジャ地と農地の土地条件は悪い。「肥沃性のある表土の厚さが、10 ～ 15 センチにすぎない」(付属書 3、72 頁) からである。さらに、土地所有権の重複が問題となっている。バトゥ・ブルラット村と同様に、「現地で確かめてみると土地そのものが存在しないという事例」(付属書 3、72 頁) がある。土地所有権の問題について住民は国家土地局と水力発電所当局に解決を求めた。だが、「これらの機関は、何らの反応も示していない」(付属書 3、72 頁) のである。

補償が強制されたものだったこともバトゥ・ブルラット村と共通している。軍隊による強制に対し、「住民たちは、今日に至るまで納得しておらず、自発的意思ではなかったとしており、裏切られたと感じており、さらには強い憎しみの感情さえ抱いている」(付属書 3、73 頁) のである。

(7) ポンカイ・バル村の場合

ポンカイ・バル村では、「土地補償金額は一般市場価格より大幅に低く、住民の 80 %がまだ補償を受けていない」(付属書 2、49 頁)。そして、「コミュニティの土地の約 35 %は、まだ補償されていない」(付属書 2、50 頁) だけでなく、「土地の所有権をもっているので補償を求める文書を提出すると、政府は故意に支払いを遅らせ」(付属書 2、50 頁) たのである。

政府は支払いを故意に遅らせただけではない。補償金額を修正しているのだ。「ココナツの木は 4000 ルピア／本に見積もられ、ココナツの一枝は、9000 ルピアだった」(付属書 2、50 頁) ことから、住民は「補償枠を関係機関が修正したのだと確信している」(付属書 2、50 頁)。

こうした実態に対して住民は、「地区事務所の前でデモをしたり、知事に会ったりして補償を請求する取組みを実施して来たが、これまでにこれに対して何の反応もない。また、法的要求の申し立てもない」(付属書 2、50 頁) のである。

(8) マヤン・ポンカイ村の場合

マヤン・ポンカイ村の補償はどのようなものであったのだろうか。「この補償の過程において、多数の人々が、損失を蒙った。なぜなら、移転調整チームによって決定された価額は、適切さを欠くものであったからである。住民の一部は、補償が不均衡であることに照らして、補償の支払いの受け取りを先送りしようとした。しかし、引き延ばし期間の経過後には、かえって補償金額が減らされるという事態さえ発生した」(付属書 3、99 頁) のである。そして、「未だ 161 区画の土地に対する補償が支払われていない」(付属書 3、99 頁) のである。

立ち退き補償として 1 世帯当たり 0.5 ヘクタールのパラウィジャ地と農地、アブラ・ヤシ農園 2 ヘクタールが与えられた。問題は、「住民がマヤン・ポンカイ村に移転してきた時、パ

ラウイジャ地の対象地には、すでにアブラ・ヤシが植え付けられていた。(中略) その結果、他の当事者との間で土地所有権の衝突があるために、今日に至るまで、未だに住民に譲渡されていないアブラ・ヤシ園が 38 区画も存在」(付属書 3、100 頁) していることだ。さらに、「この村有地は、10 ヘクタールほどの広さの湾曲した土地であるが、現在、この土地もまた、地元住民との間で紛争の種となっている」(付属書 3、100 頁) のである。

住民にとって最も不愉快な出来事は植え付け面積を拡大できないことにある。「従前の村には、『ニニック・ママックのウラヤット地』(lahan ulayat ninik mamak) が広範に存在し、住民は、管理できれば、その分だけ作付けできたのである。マヤン・ポンカイ村では、今日でも、『ニニック・ママック』(ninik mamak) (意思決定者として家族/社会共同体から尊敬されるおじさん/家族の指導者) は存在する。しかし、『ウラヤット地』(lahan ulayat) は存在しない」(付属書 3、100-101 頁) からである。

中間報告書は、「地域の伝統的社会においては、各々の氏族は、「ウラヤット地」(ta-nah ulayat) と呼ばれる共同体所有地を維持していた。この土地は、新婚夫婦が生活できるようにするために、こうした新規世帯に対して分与された。この慣行は、伝統的社会の絆を維持する上であまり重要な要因の一つとは見なされなかったのであり、そのため再定住計画のうちには組み入れられなかった。再定住村において供与された 1 世帯当たり 2 ヘクタールの農園地は、再定住した世帯に対してのみ提供された。つまり、将来的に増加するであろう住民に対して分与できるような余分の土地はなかったのである。」(中間報告書、55 頁) という。

すなわち、「ウラヤット地」は社会的結束を維持する重要な要素であった。しかし、これへの配慮は全くなされなかった。このため、新婚者に対する土地の分配等、伝統的社会が維持してきた社会システムを維持することができず、各村の人口増加、世帯増加に対応できない事態をもたらしている。

(9) ポンカイ・イスティコマ村の場合

ポンカイ・イスティコマ村は、「独立して移住することを選択した村である。つまり、コミュニティは、補償を受けた後で、政府が提供する設備を獲得せずに、自由に自分の選択で移動できた」(付属書 2、64 頁) ののであるが、「約束のほとんどが実現されず、多くの村民が、特にこれまで収穫できなかったゴム農園に関して悲惨な目に遭っている。したがって、村民は生計を支える安定した職業を持たない」(付属書 2、64 頁) 村である。住民が「コトパンジャン・ダム建設の影響を受けた住民としての取り扱いを受けず、そのため移転関連の便宜の供与を受けなかった。つまり、この村の住民は、立ち退き費用、生活支援、家屋、ゴム園などの提供を受けなかった」(付属書 3、109 頁) のである。

ところが、「住民は、政府によりダム建設反対者と見なされたために、17 項目要求には署名していなかった」(付属書 3、109 頁) ののであるが、「県知事声明、つまりポンカイ・イスティコマ村の住民は、自由な移転のパターンには含まれないという声明を証拠として、またそれに基づいて、(中略) 住民は、コトパンジャン・ダム建設の被害者として、村開発プログラムのような援助を受ける資格がある」(付属書 3、109 頁) のだ。

ココナツの木は1本4000ルピアと評価されたが、ココナツの実は当時に1個1200ルピアであったため、3個分にしか値しない。ココナツの木には多数の実がなるのだから、低い評価であることが明らかである。

生産力のあるゴムの木は1本4800ルピアと評価された。「1本の木を栽培し、世話をするのに木1本当たり25000ルピアかかる」(付属書2、65頁)ことを考えれば、この評価金額が非常に低いことが分かる。

土地の評価も低かった。1平方メートル当たり30ルピアである。この金額はプロウ・ガダン村での評価と同じだ。また、年2回収穫できる水田は1平方メートル600ルピアだった。

(10) タンジュン・アライ村の場合

タンジュン・アライ村の住民は移動式農業を行っていた。そのため、「新村の場地的状況については、多少なりとも知っていた」(付属書3、117頁)。また、新村は旧村から約4キロメートルの距離である。

「補償額の決定プロセスにおいては、住民は、それに関与できず、(補償表と価額の形での)既存の情報を受け入れるほかなかった」(付属書3、119頁)のであるが、住民の一部はバンキンナンの国家土地局に苦情を申し立てており、また一部に苦情を申し立てられない人もいた。すなわち、「住民の多くは、混乱し、また脅えるという状況の下に置かれていた」(付属書3、119頁)のである。

補償額について見ると、ココナツが1本4500ルピア、ゴムの木生産が1平方メートル2500ルピア、ゴム農園自体が1平方メートル30ルピア、年2回の収穫可能な水田が600ルピアであった。この金額に対して住民は、「政府による評価額が正常価格より低く、また受諾を強要されたので、受けた土地補償の見直しを要請した」(付属書2、72頁)のである。さらに、「不満から積み重なった反感により、PAFは政府に対し村長及び村のリーダーに道義的な懲罰金を支払うように要求している」(付属書2、72頁)こともある。

(11) ムアラ・タクス村の場合

仏教遺跡である「ムアラ・タクス寺院」があるムアラ・タクス村ではどのような補償条件であったのだろうか。「政府の約束では、誰も損失を受けることがなく、コミュニティの生活は向上するというものだった。しかし、PAFは逆に生活は悲惨になったと感じている」(付属書2、79頁)ように、住民は他の村と同様の受けとめをしている。補償額を見てみると、「近くの農園は平方メートル当たり35ルピア、遠くの農園は平方メートル当たり30ルピア」「ココナツの木は木1本当たり8000ルピア(実がなる木)、実のならない木は木1本当たり4500ルピア」

「ゴムの木は木1本当たり4500ルピア(生産力のある)として補償され、生産力のない木は木1本当たり3000ルピア」(付属書2、79頁)と評価されている。

この評価金額に対して住民は、「付与された補償が通常より極端に低く、また土地と財産は水の下に沈んでおり、もし受領を拒否すれば何も受領することができないことになるため、当該価格の受領を強要されたと感じている」(付属書2、79頁)のである。しかも、墓地移転の費用は支払われていない。

(12) コト・トゥオ村の場合

コト・トゥオ村は「かつては教育のある住民が住む村として名を馳せた」のだが、「今は多くの子供が学校を辞めざるを得ない状況に至っている」（付属書 2、86 頁）のである。それは、これまでに述べてきた各村での補償内容と同じものであり、「彼らに移り住んだ場所は不毛の土地だということが明らかになり、深刻に苦しむこととなった」（付属書 2、87 頁）からである。

補償内容は、庭園が 1 平方メートル 600 ルピア、近場の農地が 1 平方メートル 600 ルピア、遠くの農地は 1 平方メートル 30 ルピア、生産性のあるゴムの木が 1 本当たり 4500 ルピア、生産性のないゴムの木が 1 本当たり 3000 ルピアとされた。ムアラ・タクス村と同様に、墓地移転の費用はいまだに支払われていない。

不適切な補償協定であった。そこにはやはり軍の圧力があつた。「住民は移転と補償を受け入れるよう（軍により）強制されていると感じたからである。『治安関係者』が来村し、数名の住民代表（ニニック・ママック）をバンキナンに連れて行った。そして、これらの住民代表は、補償協定に署名するよう強制された」（付属書 3、147 頁）のである。

補償内容には多くの問題点があるが、たとえば「214 区画の土地については、それらへの補償の支払いがなされるどうか、何らの明白な説明もなされていない。それにもかかわらず、『9 名チーム』は、それらの区画について、すでに署名してしまっている」（付属書 3、147 頁）ことや「127 新規世帯は、何らの土地も得ていない」（付属書 3、151 頁）ことがある。

(1 3) ムアラ・マハット・バル村の場合

ムアラ・マハット・バル村は、「油ヤシ農園が住民にとって十分な収入を供給しているのので、現在の村での生活状況は元の村より比較的向上した」（付属書 2、99 頁）といわれている。だが、補償内容は他の村と同様に問題を残したままである。住民は、「（政府が）移住のために放棄した土地とともに冠水した土地の補償も約束したのにかかる約束を守らなかったことに無念を抱いている」（付属書 2、94 頁）。

他の問題として、共有地を含めた 1500 ヘクタールの土地が未補償となっているだけでなく、この土地が「別の者たちが彼らの許可を得ずに勝手に土地を耕している」（付属書 2、94 頁）こともあるのだ。

(1 4) グヌン・ブンス村の場合

グヌン・ブンス村ではどうか。「政府はその約束を守ることを怠った。不幸にして、政府の約束はすべて口頭によるものであり、書面に残されていない。だが、他村の住民も口を揃えて、同じ内容の政府の約束を報告していることに注目すべき」（付属書 2、100 頁）なのであり、他村と同様に「満額支払われていない件がある」（付属書 2、102 頁）とともに、「補償額が低く評価されたこと及び確立された地価が存在しなかった」（付属書 2、102 頁）のである。

(1 5) タンジュン・パウ村の場合

タンジュン・パウ村での補償について見てみよう。住民は、「政府が果さなかった約束により幻滅させられ、もはや政府への信頼度は非常に低いものとなった。彼らはデータ収集の取り組みには飽き飽きして、問題を解決するための行動を要求している」（付属書 2、122 頁）のである。行動を求め一環として約 67 世帯が法廷に訴えたのだが、敗訴してしまった。「補

償請求で訴えを起こしたことで脅迫された住人も」おり、「その結果、彼らは法制度を信じなくなった」（付属書2、123頁）のである。

では、信頼を低めるものとはどのようなものであっただろうか。「幹線道路から200メートル以内[t 33]の距離にあるタイプAの土地所有者（約30%）の場合には、当初案では1ヘクタール当たり700万ルピアの補償受けられることになっていた。しかし、補償の実施過程においては、かかる土地は、タイプBの土地価格として1ヘクタール当たり50万ルピアしか支払われなかった」（付属書3、185-186頁）のである。また、「約150世帯（現在、確認段階であるため、今後増加する可能性がある）について補償が支払われてきていない」（付属書3、186頁）こともある。

（16）タンジュン・バリット村の場合

タンジュン・バリット村での問題はまず土地証明書が発給されていないことだ。土地所有権の範囲が未だに確定されていないためである。「以前浸水と分類された土地がその後においてまだ浸水していないと判断されたため、補償が延期された」（付属書2、115頁）報告もあり、約50%の土地が補償されていない。

こうしたことに対してある住民が「数世帯を代表して、問題を裁判所に持ち込んだが、弁護士が買収されたために失敗」（付属書2、116頁）ことがあった。この住民は「治安将校に訴訟を取り下げよう脅迫された」（付属書2、116頁）こともあった。

（17）小括

以上、各村ごとの土地補償の概要を整理してきた。そこから共通する多数の問題点が明らかになっている。

最初に移転させられたプロウ・ガダン村では軍隊の随行があったことにより住民は恐怖を実感した。このことが他村の住民に与えた影響は大きく、彼らは「非常事態」との受けとめを余儀なくされた。つまり、移転そのものを拒否できる状況および移転に際しての交渉は全く成立しなかったのである。

問題はこれだけに留まらなかった。その一つは、政府の約束が守られなかったことだ。この事例が全ての村で起こっている。約束では2ヘクタールのゴム農園が与えられるはずなのに実際は1.8ヘクタールであったこと、1平方メートルが「タバコ3本分」でしか評価されなかった補償額であったこと、一部の土地には補償もされなかったこと、墓地移転には一切の補償がされなかったことなどが明らかにされたのである。

さらに、「補償委員会」や「移転調整チーム」による脅しと強制があったため補償の合意形成も行われなかった。「移転調整チーム」が政府の公安機関としての機能を持つとともに軍隊出身者で構成されていることからしても、そこからの脅しと強制には恐怖がつきまとったことは間違いない。しかも、これらの機関が多大な利益を貪ったことも明らかにされている。

そうした困難な状況にあっても一部の住民がデモや知事への要請を行った。すなわち、補償が不十分であり、そのために生活困窮を生じていることへの改善を求め、やむにやまれぬ行動であった。だがしかし、政府や関係機関からの返答はないままなのだ。住民は犠牲者のままに置かれてきたのである。

資料) 上述したように、本件 SAPS 付属書 2 と付属書 3 の該当箇所から抜き書きし、それらを一覧表にしたものを下記に掲げる。

土地

村名	補償の説明と実情
プロウ・ガダン村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1994年3月28日にバンキナンでプロウ・ガダン村とカンパル県第Ⅱ区地方政府との会合で決議された。「47区画の土地補償を支払うことに合意する。その支払いは、村長を通じて権利所有者に手渡される手はずである。当該プロジェクトの対象となる220区画に対する土地補償は、1994年4月中旬に支払われるであろう。①地図に記載されていない514区画の土地補償は、1994年5月に支払われるであろう。②プロウ・ガダン南方の孤島状態の343区画の土地補償の支払いは、1994年4月末まで一時的に停止される。その理由は、カンパル県知事のサレー・ジャシッドが彼の教育課程を修了するため不在のためである。③所有者名が重複しているか、ないしは同一所有者となっている50区画の土地補償については、補償委員会によって早急に追跡調査される必要がある」 ・ この決議に7名の担当官の署名が必要だったが、実際に署名したのは4名だった。プロウ・ガダン村落委員会の17名の代表者によってこの決議の承認と署名がなされた。しかし、300から400区画に対する補償がいまだに支払われていない。 ・ 幾人かの住民は1平方メートル当たり30ルピアしか受け取っていない。この査定はタバコより安い。 ・ 1区画当たり2万5000ルピアの支払いを要求された。幾人かの住民は、1区画当たり40万ルピアの補償金受け取り後に国家土地庁に支払わなければならなかった。補償委員会が多大な利益を貪った。 ・ 未解決の事実住民は再審を期待しているが、その実現は困難である。それは、村落指導者によって所有されている書面の資料を入手できないから。補償委員会は後日に請求が起こることを望んでいない。 ・ 2002年4月6日に行われた討論集會に参加した住民は、第Ⅱ分類の土地0.8ヘクタールに政府からの証明書がいまだに発給されていない、と意見表明した。 ・ 前の政府の責任として現行の政府が責任逃れをすべきではない。権利侵害と過去の不正義が村落共同体を大きく傷つけている。
コト・マスジッド村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償として供与された土地は約518ヘクタール。各世帯には宅地と庭地0.1ヘクタール、耕地0.4ヘクタール、ゴム農園2ヘクタール。 ・ 生産的ビジネス（家畜の飼育、養魚池の建設、作物の栽培など）の潜在的可能性が生まれたが、庭地は最適に利用されるような状態ではない。自家消費用の果実の植え付け／栽培が現状。
ラナ・スンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地に植え付けられていた作物に対する補償は無視された。作物の多く（ゴム樹）は収入源であった。補償価額は1ヘクタール約20万ルピア。この補償額を住民は「サゴ椰子の実」と呼んでいる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・補償の対象となった土地は約680ヘクタール。当時の土地所有者はコト・テンガ村の約100世帯。680ヘクタールの10%は村落共同体の権利としてではなく森林とみなされた。 ・14世帯の住民は6.5ヘクタールの土地所有なのに補償が3ヘクタールしかなかったことに困惑した。残りの土地がどう扱われたのかは知らない。 ・一部の住民は土地補償に絶望している。「移転調整チーム」に強い不満を持っている。「土地補償金は石ころの値段にもならない」という。
ルブック・アグン村	<ul style="list-style-type: none"> ・補償として受け取った土地は0.1ヘクタールの住宅地、0.4ヘクタールの第2作物用地、2ヘクタールのゴム農園。 ・住民の一部は自分自身のゴム生産地を有している。収容を免れたもの。 ・補償基準は、灌漑水田が1平方メートル500ルピア、庭地が1平方メートル300ルピア、天水田が1平方メートル300ルピア。 ・Bプロットに分類された土地には補償金が支払われていない。
バトゥ・ブルスラット村	<ul style="list-style-type: none"> ・庭地20×50メートル、農地40×100メートル、ゴム農園2ヘクタールを住民が受け取ったとされる。しかし、ゴム農園の広さは1.8ヘクタールだった。 ・土地条件は極めて悪く、肥沃度に欠けていた。作物の栽培は不可能であり、何らの生産物も得られない。 ・土地証明書を所持するという住民が現地で確かめると土地そのものが存在しない例が頻発している。約250件の土地所有権がらみの紛争がある。国家土地庁とPLTAに問題処理を委ねたが、これらの機関は何の反応も示していない。 ・土壌の肥沃度を克服するため化学肥料と石灰を供給する措置が講じられたが、具体的成果はもたらされていない。 ・補償金額について合意に達するためのいかなる協議、討議はなされなかった。政府の補償金を受け取ることを強制された。もし受け取らないとすれば、「移転調整チーム」（これは政府の公安機関としての機能を持つ。軍隊のさまざまなユニットからの出身者で構成）によって威嚇、強制された。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・受け取ったとされたのは、庭地20×50メートル、農地40×100メートル、ゴム農園2ヘクタールである。だが、実際に受け取ったゴム農園は1.8ヘクタール。 ・土地条件は十分に肥沃でゴム農園に適しているが、家からゴム農園までの距離が遠いこと。途中でダム湖を横切らなければならない。よって、手入れが行き届かない。 ・庭地と農地は肥沃度に欠けていた。表土が10から15センチしかない。これでは何らの生産物も得られない。 ・土地証明書の現地を確かめると、土地そのものが存在しない事例が頻発している。国家土地庁とPLTAに問題処理を委ねた。しかし、反応はない。 ・住民はガンビル栽培に乗り出そうとしているが、その資金援助が必要。 ・政府の補償額を受け取るよう強制された。公安機関としての機能を持ち軍隊のさまざまなユニット出身者で構成された「移転調整チーム」によって威嚇されたから。そのため今

	<p>日まで納得せず、裏切られたと感じ、憎しみさえも抱いている。尊厳を傷つけられ、犠牲に釣り合わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅲ村では議論しても無駄という。第Ⅱ村では補償問題が優先的に解決されるべきという。 ・公的補償額ないしは日本によって申し入れられた補償率表を透明化させることを住民が要求。
ポンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・約35%の土地に補償がされていない。 ・地区事務所前でデモしたり、知事に会って補償要求をしてきたが、何の対応もない。 ・ココナツ1本9000ルピアが4000ルピアと見積もられた。住民は関係機関が修正したとみている。
マヤン・ポンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・補償の算定と支払いは「移転調整チーム」が決定した。その額がバランスを欠いたため、一部の住民は受け取りを先送りした。彼らへの補償額はさらに減らされた。 ・161区画への補償が支払われていない。 ・1世帯当たり0.5ヘクタールのパラウィジャ地と農地、2ヘクタールのアブラヤシ農園。 ・移転時にパラウィジャ地の対象地にアブラヤシの植え付けがあり、他の当事者と土地所有権の衝突があった。そのため、住民に譲渡されていないアブラヤシ農園が38区画ある。 ・新規世帯のためTSM住宅の開発対象に村地（R地）がある。10ヘクタールほどの湾曲した土地だが、地元住民と紛議の種になっている。 ・アブラヤシの植え付け面積を拡大できない。ウラヤット地が存在しない。
ポンカイ・イステイコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・再審査のために補償の支払いが延期された土地区画の問題が発生。補償の支払いが行われた土地区画総数は400区画。そのうち126区画への支払いが認められた。だが、支払いを受けた人の90から93%はポンカイ村の住民ではなかった。 ・ダム建設の影響を受けた住民としての取り扱いを受けず、移転関連の待遇と施設の供与を受けなかった。 ・ココナツ1本4000ルピアと評価されたが、1個1200ルピアが当時の価格だった。 ・ゴムの木は1本4800ルピアと評価されたが、1本を栽培し、世話するのに2万5000ルピアかかる。 ・水田は平方メートル当たり600ルピアと評価。 ・平方メートル当たり30ルピアと評価。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・移住先は以前に住民が移動式農業を行っていた場所。 ・ココナツは1本4500ルピアと評価された。ゴムの木は平方メートル当たり2500ルピア。ゴム農園自体は平方メートル当たり30ルピア。水田は平方メートル当たり600ルピア。 ・政府による評価額が正常価格より低く、受諾を強要されたことから住民は補償の見直しを要請した。各家庭が2500万ルピアを提案。 ・村長および村のリーダーに道義的な懲罰金の支払いをするよう政府に要求している。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・受領した補償額は、中庭が平方メートル当たり550ルピア、近くの農園が平方メートル当たり35ルピア、遠くの農園が30ルピア、ドリアン1本9000ルピア、実のなるコ

	<p>コナツツ1本8000ルピア、実のならないココナツツ1本4500ルピア、生産力のあ るゴムの木1本4500ルピア、生産力のないゴムの木1本3000ルピアであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地移転に1墓75000ルピアと評価されたが、支払われていない。 ・補償額は通常より極端に低く、土地と財産はすでに水の下に沈んでおり、拒否すれば受領 もできなくなることから強要された感じを持っている。
コト・トオウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・近場の農地は平方メートル当たり600ルピア、遠くの農地は平方メートル当たり30ル ピアの査定。 ・214区画の土地については補償の支払いがなされるのかどうか、明白な説明がない。に もかかわらず、移転調整チームはそれらの区画に署名してしまっている。 ・127新規世帯は何らの土地も得ていない。
ムアラ・マハット・バ ル村	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地は平方メートル当たり750ルピア、農園地は平方メートル当たり30ルピアの補償。 (108頁に対比表あり) ・冠水した土地の補償も約束されたが、守られず。 ・未補償の土地は1500ヘクタールある。現在、別の者たちが許可を得ずに勝手に耕して いる。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・補償額が低く評価され、確立された地価が存在しなかった。 ・一部の土地には補償がされなかった。
タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・初期段階は補償の支払いが順調であったが、その後は冠水地域への支払いが滞るようにな り、ついに無期延期された。150世帯以上への補償がされていない。 ・補償として提供されたのはゴム農園2ヘクタール、作物地0.4ヘクタール、庭地0.1 ヘクタール。 ・幹線道路から200メートル以内のタイプAの土地所有者(約30%)には1ヘクタール 当たり700万ルピアの補償だったが、実際はタイプBの土地価格に格下げされ、50万 ルピアしか支払われなかった。 ・関係政府機関への苦情申し立てや裁判所への提訴をして補償の解決を求めているが、実現 していない。
タンジュン・バリット 村	<ul style="list-style-type: none"> ・未だに土地証明書が発給されていない。それは、土地所有権の範囲が確定されていないか ら。 ・生産木と非生産木との間にいまだに補償に混乱がある。 ・冠水に近い状態にある土地には未だに補償がない。 ・約50%の土地が依然として補償されていない。

2 家屋について

土地への補償が多くの問題を抱えていたことを見てみた。では、家屋での補償実態はいか
なものであっただろうか。

政府は半永久的な住宅を約束していたのだが、実際に提供された住宅は劣悪であり、一部の
村ではアスベスト屋根の住宅が提供された。政府約束と提供された住宅の落差はすべての村に

共通しており、これがまた住民の落胆を大きくしたのである。「複数の村で開催されたいずれの会合においても、共通の住民不満を耳にしたが、それは彼等に供与された住居の状態の悪さに対する不満」(付属書 3、5 頁)だったのだ。結論を簡単にまとめると、このようなものといえる。では、具体的に各村の実情を見てみよう。

(1) プロウ・ガダン村の場合

政府の約束は、「セメントと木材で建築した半永久的住宅を提供」(付属書 2、5 頁)することであった。しかし、移転時に住民が見た住宅は、「政府が約束していたものと似ても似つかぬものだった。床は粗末で厚さ 3 cm しかなく、木の株が突き出したところもあった」(付属書 2、5 頁)のである。

「住居には何らの基礎工事も施されていないことに不満を述べた」(付属書 3、5 頁)住民がいたり、「以前の住居は 8.5 × 15 平方メートルであったのであるが、これに対する補償は 1600 万ルピア」(付属書 3、5 頁)にすぎないと語る住民がいた。たしかにいくつかの住宅には改装が施されているのだが、収入が少ない世帯は与えられたままの粗末な住宅に住み続けるしかない。

「コミュニティはこれまで何らかの支援を求めてきたが、近々修理や補償が実施される予定はない(付属書 2、5 頁)だけでなく、「政府は、これまでに、住居の修理のために、何らの対策も講じていない」(付属書 2、5 頁)のである。

住民は、「社会的生活再建資金の配分」を提案している。「住民の一部は、この資金を利用して、家屋の改築を行う」(付属書 3、5 頁)ことができるからだ。

(2) コト・マスジッド村の場合

「政府は、下部にはセメントの壁、上部には板の壁を備える居住に適した半永久的住居を建設する約束をしていた」(付属書 2、12 頁)のだが、「移転した時、新しい住居の床がセメントで塗られ、居住に適さない木造住宅だった。家の中や外には、木の株が見えていた。また、電線も漏電していた」(付属書 2、12 頁)のである。屋根はトタン板でつくられており、「その他の村々の家屋と比べて、恒久性の度合いは高い」(付属書 3、16 頁)ものの、住民は「居住に適さない住居は修繕されるべきだ」(付属書 2、12 頁)との提案をしている。

(3) ラナ・スンカイ村の場合

政府は、「下部がセメントで上部が木造の壁を有する半永久的住居を建設する約束」(付属書 2、18 頁)していた。しかし、「住居は木の厚板(一時的なもの)で造られ、コミュニティには急ごしらえの住居であると考えている」(付属書 2、18 頁)のだ。そのため、「セメントで塗り固めた床は、泥が混じり、非常に状態が悪い」(付属書 2、18 頁)。

問題はさらに深刻だ。「屋根はトタンではなく、アスベスト」(付属書 3、28 頁)だからである。また、「雨季に屋根が壊れたままの家屋も」(付属書 3、28 頁)あった。

だから、「今日に至っても、未だに多くの住民が家屋の改修を要求」(付属書 3、28 頁)している。だがしかし、「コミュニティは、移住時より不満を述べているにもかかわらず、政府が以前の約束に従って住居状態を改善するために何らの取組みも行っていないと感じている」(付属書 2、18 頁)のである。

(4) ルブック・アゲン村の場合

「政府の社会化チーム（PLN、Dinas Kimpraswil、水力発電所、BPN、その他の機関で構成）により、その展開過程で、住民に対して表明された」（付属書 3、37 頁）のは、「従前の住居事情に匹敵するであろう」（付属書 3、37 頁）とする約束であった。実際は、「厚さ 3 cm のセメント床を持つ木の厚板で構成されており、不本意なもの」（付属書 2、27 頁）であったため、住民は「欺かれたと感じている」（付属書 2、27 頁）のだ。加えて、「移住地があらゆる水資源から遠く離れており、MCK もなく、主要道路から遠い丘陵地に建設されているため、ひどい扱いを受けている」（付属書 2、27 頁）とも感じている。

こうした実態にあったため、住民は「政府が提供した住居を放棄又は解体し、水資源、村道、電力ネットワークに近いより適切な場所に再度移転した」（付属書 2、27 頁）のである。

「そこでの住宅は、補償金で建てられた」（付属書 3、37 頁）ことも付記しておきたい。

(5) バトゥ・ブルスラット村の場合

住民が受け取った住宅は、「極めて簡素な造りであるばかりでなく、ほとんど破損状態であった。家屋の造りは、ベニア板の壁、トタン屋根、薄いセメントの床」（付属書 3、52 頁）であった。これは、「耐久性の高い住居の供与という住民提案とは齟齬」（付属書 3、52 頁）していた。だから、「移転当初からそこに住み続けている住民の間では不便感が根強い。彼等は、家屋の質の不適当さに起因する健康状態への影響を懸念」（付属書 3、53 頁）しているのである。

トタン屋根の造りとされているが、これには次のような背景があった。「コミュニティは、特に屋根について、政府に陳情した。屋根は、当初アスベストで造られていたが、人々が不満を訴えた後で波状鉄板に替えられた」（付属書 2、35 頁）からである。

(6) ビナマン村の場合

政府が約束した住居は、「アスベスト屋根とセメント床を備えた 36 型の半永久的住居」（付属書 2、43 頁）であった。だが、約束は二つの面で果されなかった。

一つは、半永久的な住居ではなかったからである。実際に供与された住居は、「耐久性の高い住居の供与という住民提案とは齟齬していた。住民が受け取った家屋は、極めて簡素な造りだけであるばかりでなく、ほとんど破損状態」（付属書 3、71 頁）のものだった。

もう一つはアスベスト屋根についてである。「屋根にアスベストを使用することに対しコミュニティは当初から強く反対しており、雨水を溜めるために波形の鉄板を使用することを求めた」（付属書 2、43-44 頁）結果、「ベニア板の壁、トタン屋根、薄いセメントの床によるもの」（付属書 3、71 頁）となったからである。

アスベスト屋根については住民の改善要求が実現したものの、住居そのものは「造りの悪さのために、移転当初からそこに住み続けている住民の間では不便感が根強い」（付属書 3、71 頁）ものとなっている。そのため、「政府は当初の約束を果たすために、住居の状態を改善するための取組みをこれまで何もしていないと、コミュニティは感じている」（付属書 2、44 頁）のだ。

(7) ポンカイ・バル村の場合

ポンカイ・バル村の特徴は、被害を受けた住民がかなりの割合で政府供与の住宅に住んでいないことにある。「最初に Pongkai Baru に移住した人々のわずか 70 % しか政府が提供した住居に住んでおらず、残りの 30 % は新しい土地では適切に生計を支えることができないと考えて、他の新しく来た人々（プロジェクトによる影響を受けていない人々）に自分の家を売却した」（付属書 2、48-49 頁）のだ。また、持ち主が不在のものもあり、「200 軒の住宅のうち、入居者がいるのは、たったの 90 軒」（付属書 3、87 ページ）なのである。

こうしたことになるのは、前述のように「適切に生計を支えることができない」経済状況に住民が置かれたことに加え、「約 30 軒の家屋は、降雨時には浸水被害を受ける」（付属書 3、87-88 頁）状態にあたり、「床の 65 % は破損している」（付属書 2、52 頁）劣悪な住居であったからだ。さらに問題なのは、「アスベスト屋根」（付属書 2、52 頁）の住宅であったことである。

(8) マヤン・ポンカイ村の場合

最近の住宅事情は、「540 家屋のうち、約 10 % が耐久性の高い住居、10 % が耐久性の低い住居、残り 80 % が、未だに仮設／元の住居」（付属書 3、99 頁）となっている。それだけではない。「幾つかの家屋では、その所有者に対して未だに証明書が手交されていない。同様に、TSM 住宅（1 戸当たり 3 × 6 メートルの広さ—引用者）の証明書の場合にも透明性がない」（付属書 3、100 頁）ことを住民が指摘している。

政府は、「下部構造がセメントで、上部が木造、波型鉄板の屋根、適切なセメント床の半永久的住居を提供する」（付属書 2、59 頁）と約束していた。だが、実際のもものは、「提供された住居は薄いセメントの床の木造住居であった。多くの住人が、かかる住居に床はなく泥だらけ」（付属書 2、59 頁）だったのである。しかも、「波板鉄板の屋根」のはずが「アスベスト製の屋根を備えてはいるが、天井がない」（付属書 2、59 頁）という代物であり、政府約束とは全く異なる住宅であった。

さらに、「住宅の多くは、沼地に位置していた。そのため、住宅の周囲は、ぬかるみ状態であった。住民は、自分自身で湿地を乾燥させるか、床を高めるか、ないしは排水溝を補修せざるを得なかった」（付属書 3、99 頁）のである。

(9) ポンカイ・イスティコマ村の場合

ポンカイ・イスティコマ村は独立して移住することを選択した。そのため、「政府は新しい土地で住居を提供供給する約束をしていない」（付属書 2、66 頁）。住民は補償金で住居を建てた。「建物は、それぞれの位置に配慮され、秩序立って建てられているように思われる。このような村の構造は、建物の位置と庭地における土地の配分についての話し合いの結果に基づくもの」（付属書 3、109 頁）である。

こうした経過をもつポンカイ・イスティコマ村であるが、問題がないわけではない。「現存の住宅の約 40 % には、井戸と便所が備え付けられていない」（付属書 3、109 頁）からである。そのため、「コミュニティは住居改築の補償及び KPR による新しい家族のための住居建設を提案」（付属書 2、66 頁）している。

(10) タンジュン・アライ村の場合

政府が提供した住居を「緊急避難所のような」(付属書 2、73 頁)、と住民は思った。そして、住宅地が 45 度の斜面を持つ丘陵地にあるため「低地部分へと移転すること」(付属書 3、118 頁)となった。その理由はどのようなものであつたらうか。

「丘陵地帯の再定住地に通じる道路は、状態が十分ではない。なぜなら、それは、土壌を固めただけであり、雨季には通り抜けが容易でない」(付属書 3、118 頁)こと、「丘陵地帯であるために、水の入手が難しい」(付属書 3、118 頁)こと、「住宅が狭すぎて、屋内ではそれら(家財道具—引用者)を十分に保管できない」(付属書 3、118 頁)ことなどだ。

政府の約束はここでも破られていた。「波形板金の屋根及びセメント床を備えた 36 型半永久的住居を PAF に提供する」(付属書 2、73 頁)のが政府の約束であつたが、「提供された住居は、アスベスト製の屋根及びセメント製の薄い積層床を備えた 36 型木造住居」(付属書 2、73 頁)だったからである。

(1 1) ムアラ・タクス村の場合

「住民の家屋は、大抵の場合に破損状態にある」(付属書 3、132 頁)という。具体的にはどのような状態なのだろうか。「木製の壁は、腐朽している。床は、薄すぎるために破損している。アスベストの屋根は、腐食して、雨漏りがする」(付属書 3、132 頁)のだ。

また、「所有者が、仕事を求めて、他の場所に行ってしまうため」「提供された家屋には空き家がある」(付属書 3、132 頁)のだ。

こうした状態に対して住民から改善要求が出ているものの、「政府は、住居の状態を改善するために何の取り組みも行っていない」(付属書 2、81 頁)のである。

(1 2) コト・トゥオ村の場合

「住宅の質は、『非常に』簡素である」(付属書 3、147 頁)。具体的には、「薄いセメント床の、4 × 6 メートルの厚板囲いの家」(付属書 2、88 頁)となっているからだ。

住民は、「政府の約束通りの仕様に即して建築されるべきこと。(中略)古い住居は改修されること」などを要求しているが、「今日に至るまで政府に住居設備についての改善の取り組みはない」(付属書 2、88 頁)ままである。

(1 3) ムアラ・マハット・バル村の場合

「住宅事情には改善が見られる」(付属書 3、171 頁)。それは、住民の「多くが、補償金を用いて、自宅の改築を行って」(付属書 3、171 頁)いるからだ。だが、村外に働きに出ているかざるを得ない住民の家は「改築を施されることもなく、茂みに覆われている」(付属書 3、171 頁)ものもある。

住宅周辺環境はよくない。「造成場所そのものが湿地性であるために、特に雨季(3 ~ 4 時間にわたって降雨が続く。)には頻りに冠水する」(付属書 3、171 頁)ほどだ。

(1 4) グヌン・プンス村の場合

ポンカイ・バル村でも政府が与えた住宅に多くの住民が住んでいないのだが、グヌン・プンス村でも同様だ。「多くの住民はその住居を放棄し、メインストリートの近くに家を建てることを選んだ」(付属書 2、103 頁)からである。

住居の質においても他の村と同様に、「薄いセメント床の厚板の住居」(付属書 2、103 頁)

であり、そのため住民は政府に訴状を出した。だがしかし、「今日に至るも回答はなく、ついに彼らは政府に愛想をつかした」(付属書2、103頁)のである。

(15) タンジュン・パウ村の場合

移転当初に住むのに適さない住居の状態が発生していた。「幾つかの住宅では、その外側の地面の方が高まったために、家に入ることさえ難しく、何らかの処置が必要」(付属書3、184頁)だったのである。質の面でも「住民にとっては、およそ満足のできるような代物ではなかった」(付属書3、184頁)。

そうであればすぐさま改善をすべきところだが、「板張りの住宅は、1年間使用するまでは、改築することが許されなかった」(付属書3、184頁)のである。

(16) タンジュン・バリット村の場合

タンジュン・バリット村でも住宅への不満は変わることがない。「6×6の半永久的住居を約束されていたが、実際に受領したものは、非永久的住居であった」(付属書2、117頁)からだ。「低品質の床(薄くセメントが塗られた木の床)」(付属書2、117頁)であり、「一部の住居は、丘陵地や沼地に建設された」(付属書2、117頁)のである。

(17) 小括

移住先では、「本事業の再定住計画の枠組み内で、画一的に建設された住宅が供与された。住宅の規模は5×6メートルであり、セメント張りの床、木製の壁、アスベストの屋根という造り」(中間報告書、51頁)であった。現物を見た住民は、その実態が粗雑で不完全な状態だったことに不満を持たざるをえなかった。半永久的な住宅という政府約束が果されておらず、「再定住のための住宅の供与については、政府と住民との間に数多くの見解の相違が存している」(中間報告書、51-52頁)のである。特に、アスベストの屋根には住民の不満が高く、バトゥ・ブスラット村のように政府に陳情して波状鉄板に変更したところもある。

住民が改善要求をしているにもかかわらず、政府はそれに応じていない。ついに、彼らは政府に愛想をつかしたのである。

中間報告書においても、「本事業の実施という観点からは、このような住宅は仮設の避難所として考えられていた。(中略)再定住世帯の多くが自らの木造住宅を改築した。屋根の材料も、雨水の確保のために波形のトタン板に取り替えられた。なぜなら、雨水の確保のためには、アスベストはふさわしくないからである。」(中間報告書、51頁)と記載されており、明らかなアスベストの使用があった。

この点について、証人調べで山田証人は、「インドネシアでアスベストというのは、こういう衣料品の廃材を使ったものでして、いわゆる石綿と言われる鉱物のアスベストは輸入品ですから、非常に高価になります。この記載を受けまして、我々もインドネシアに確認をしたところ、その一部の村にアスベストが使用されていたという事実がございますけれども、その一部の村の屋根からすべてサンプリングを取ってきて化学的に分析をいたしました。その結果、いわゆる鉱物のアスベストは含まれていない、石綿は含まれていないということは分かりました。」(7回証人調書 山田順一 28頁)と答えている。しかし、控訴人側のサンプリング調査(2か村:タンジュン・アライ

村、ポンカイ・バル村)によると、顕微鏡定性分析及びX線回折定性分析の結果でアスベストの1つであるクリソタイルの検出を確認している(甲C47,49)。

家屋

村名	補償の説明と実情
プロウ・ガダン村	<ul style="list-style-type: none"> ・粗雑な住居への不満。 ・基礎工事が施されていない。 ・以前の住居が8.5×15平方メートルであった住民は1600万ルピアしか支払われず。8×10平方メートルの住民には800万ルピアの支払いであった。 ・住民は社会的な生活再建資金の配分を提案している。この資金があれば改装ができる。
コト・マスジット村	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての家屋は板材とトタン屋根。 ・他村と比べて恒久性は高い。 ・高台にある場所では浅い井戸では水が得にくい。清潔な水源を持つ隣人に頼ることになる。水浴び、洗濯、排泄のために500メートルほど離れた場所の川を利用する。
ラナ・スンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・以前の住宅の多くが第4カテゴリーに分類され、1平方メートル5万2000ルピアの補償額だった。 ・5×7.5メートルの家屋が恒久的なタイプに分類され、246万5000ルピアの補償金を手にしたケースもある。 ・屋根はアスベスト。多くが劣悪で欠陥だらけ。多くの住民が改修要求をしている。
ルブック・アグン村	<ul style="list-style-type: none"> ・提供された住居は6×6メートルタイプの板囲いの家。 ・屋根はアスベスト。 ・家屋脇に掘られた井戸は深さが4メートルしかなかった。斜面地で丘陵地のため井戸には水気も出ない。 ・建設された住宅数は1998年から99年に確定された世帯数に対応。未確定の時期(1991年から95年)には世帯数に変化が生じていたが、補償の対象とはされなかった。これによって住民間にねたみの感情が生じている。当初のデータに約5年間の人口成長を加味すべきと住民はいう。 ・SPⅡ移住地の住宅はすべて板製。政府の約束は従前の住宅に匹敵するであろうというもの。この約束は政府の住民に対する債務だから履行されるべき。住民はいまだに約束を忘れていない。 ・287世帯の住民はクアラン・ジャヤの地に移転した。そこでの住宅は補償金で建てられた。
バトゥ・ブルスラット村	<ul style="list-style-type: none"> ・補償は住民の17項目提案の線にそったものではなかった。規模は合致していたが、恒久的住宅という質の点で齟齬があった。 ・ベニア板の壁、トタン屋根、薄いセメントの床。 ・住民が家屋を受け取ったときは建造後2年を経過していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困住民にとって改築ができず、そのまま住み続けるしかない。家屋の質の不適切性に起因する健康状態への影響を懸念している。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・17項目提案の線に沿ったものではなかった。規模はタイプ36に合致していたが、質の面では恒久的とする住民要求とは齟齬があった。 ・極めて簡素な造りであり、ほとんど破損状態だった。ベニア板の壁、トタン屋根、うすいセメント床。家の建造が1993年で引っ越しが1995年だった。 ・移転当初から住み続けている住民の間には不便感が根強い。 ・資金的に余裕のある人は全面的に改築できるが、ない人には家屋改善資金の補助しか方法がない。
ポンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府からの住宅（木製の壁、セメントの床、アスベストの屋根）の大多数が破損していた。200棟のうち入居者がいるのは90棟。約30棟は降水時に浸水被害を受ける。 ・30%の人は自分の家を売却した。
マヤン・ポンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、下部構造がセメント、上部が木造、波型鉄板の屋根、適切なセメント床の半恒久的住居の提供を約束した。実際は、薄いセメントの床の木造住宅だった。多くの人は、床がなく泥だらけと述べている。 ・アスベストの屋根であり、天井がない。 ・補償金で多くが改築されている。 ・住宅の多くが沼地で、周囲がぬかるみ状態であった。自分で、湿地を乾燥させるか、床を高めるか、排水溝を補修するか、をせざるを得なかった。 ・移転期間にまだ完成していなかった。一部の住民は隣人の家に滞在していた。 ・政府は改善のための取り組みをしていない。 ・最近の状態は、540家屋のうち約10%が恒久的住宅、10%半恒久的住宅、残りの80%が仮設的な住宅となっている。所有者に証明書が手交されていないものもある。
ポンカイ・イスティコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的建物か仮設建物。建物は補償金で住民が建てた。秩序立って建てられている。庭地の背後にパラウィジャ地を配置する方針の結果である。 ・約40%の住宅には井戸と便所が備え付けられていない。 ・265世帯の居住について、配分されている住宅と庭地の数では不適切。1家屋に2、3世帯が同居している。それゆえ、簡易住宅を建設するよう努めることが必要。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地に位置し、生活道路はアップダウンが激しい。雨季には道路がぬかるみとなる。斜面傾斜が45度のところもあり、低地へ移転する人も出た。 ・低地に移転した住民は他人所有のパラウィジャ地を購入して家を建てた。低地のいくつかでは降雨時に洪水が起こる。 ・水の入手が困難。5世帯で1つの水資源に頼っている場合もある。「飲料水プロジェクト」で水供給施設が運行されたのは1、2か月間だけだった。 ・6×6メートルの広さ。板製の壁、セメントの床、アスベストの屋根。屋外に仮設小屋をつくり、そこに家財道具を保管して降雨から守っている住民もいる。 ・電線網への接続ができない。それを望むのであれば、電柱と電線のコストを負担しなければ

	ばならない。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・6×6メートルの広さ(付属書2では4×6となっている)。木製の壁、薄いセメントの床、アスベストの屋根。 ・多くが破損状態にある。壁の腐食、床の破損、屋根の腐食と雨漏り。 ・資金のゆとりのある世帯は自分で改修をしているが、そうでない世帯は政府の支援待ち。
コト・トゥオ村	<ul style="list-style-type: none"> ・水道およびMCK完備の36型半永久的住居の提供が政府の約束だったが、薄いセメントの床と4×6メートルの厚板囲いの家を与えられた。 ・「非常に」粗末な質。 ・住居設備についての改善の取り組みはない。
ムアラ・マハット・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・半永久的な住居が約束だったが、6×6メートルの家屋で、木製の壁、トタン屋根、薄いセメント製の土台と木製の床のつくりであった。 ・多くは補償金で改築をしているが、改築できず、雑草に覆われた家屋もある。 ・湿地帯にあるため、雨季には頻繁に冠水をする。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の移転の際に10家屋が未完成だった。ドアがなかったり、床にセメントがないなど。 ・一部セメント、一部木製の半永久的住宅の提供が政府約束であったが、約束と異なり、薄いセメント床の厚板の住宅だった。 ・多くの住民がその住居を放棄し、メインストリートの近くに家を建てた。 ・住民は訴状を出したが、回答なし。住民は政府に愛想つかし。
タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・半永久的な住居の約束だったが、実際は一枚屋根の木造住宅。 ・いくつかの住居は外側の地面が高くて家に入ることができなかった。 ・タイプ36のはずが6×6メートルの広さしかなかった。ベニヤ板張りの住宅は1年間の使用以前に改築が許されなかった。
タンジュン・バリット村	<ul style="list-style-type: none"> ・6×6メートルの半永久的住居の約束だったが、実際は非永久的住居だった。 ・木材と波板板金の屋根。薄くセメントが塗られた木の床。 ・一部は丘陵地や沼地に建設された。

3 ゴム農園などについて

住民はゴムの樹液を採取して生活を営んでいた。そのため、ゴム農園に対する補償が移転後の生活に大きく影響することは明らかであった。「総体的に見て、人々が最も大きな関心を抱いているのは、補償、ゴム農園、雇用機会」(中間報告書、37頁)である。これは、本件SAPS調査のため「参加型農村評価」会合が各村で実施され、各会合での討議内容をランク付けした結果から示されたものだ。

この会合の内容分析において本件SAPSは次のような事情を挙げている。「a) 再定住計画の問題、特にゴム農園地域の提供の仕方の問題である。そこでは、当初、ゴムの苗木が成功裡に植え付けられなかった。 b) ゴム樹が生産を開始する前に、生活手当が打ち切られてしまった。(中略) d) 住民の再定住の以降の期間に実施された矯正プログラムの問題である。

その典型が、ゴム農園での再植林プログラムの問題である」(中間報告書、42頁)。

ゴム農園に対する補償はどのようなものであったのか。この実情が被害実態をさらに明らかにしてくれる。各村での状況を見てみる。

(1) プロウ・ガダン村の場合

「住民の大多数は、ゴムの木に対する補償が少ないことに深く傷つけられた」(付属書3、4頁)。補償基準が明確にされず、生産木と非生産木の区別もなかった。逆に、「生産木(TM)の大多数が、非生産木(TBM)に分類された」(付属書3、4頁)のだから、住民の落胆は大きかった。住民は、「補償一覧表に記載されていた通りに4700ルピアが支払われる」(付属書3、4頁)べきところが、「ゴムの木の大多数に対しては、一本当たり1500ルピアしか受け取れなかった」(付属書3、4頁)のである。

政府は、「収穫の準備が整った3年もの木を提供することを約束」(付属書2、6頁)していた。だが、「新しい村に移転したとき、村人は農園を見つけることができなかった」(付属書2、6頁)のである。「ゴムの木の多くは道路脇に置かれ、またその他の幾分かは、沼地に束ねられていた」(付属書3、4頁)というありさまだった。

「移住地に移転してから10年後、政府はついに約束した農園開発を行ったが、まだ生産には至っていない」(付属書2、6頁)のが実情なのである。この開発さえも問題だらけであった。「政府からゴムの種苗が配布されたのであるが、その多くは枯死してしまった。植林資金もまた、定期的に投入された」(付属書3、5頁)にもかかわらず、「このような資金が無責任な契約業者に与えられ」(付属書3、5頁)たためである。

(2) コト・マスジッド村の場合

コト・マスジッド村ではゴム農園の分配が2段階に分けられた。第I段階は1992年、第II段階は2000年であった。第I段階で居住地近くのゴム農園の分配を受けた住民は第II段階で遠くのゴム農園の分配を受けるなどの方法で公平な分配が図られた。では、その内実はどうか。

「第I段階で植樹対象となったゴム農園での失敗は、主として象の食害によるものであるが、契約業者が、技術指針通りに作業を実施しなかったことにも原因」(付属書3、19頁)があり、「ゴム樹液を採取できるのは、植樹総数の15%」(付属書3、19頁)しかない。「もしも取り決め通りに事が運ばれていたのであれば、1992年の第I段階でゴムの植え付けが成功裡に実施されていたはずであった。植樹の多くが、プロジェクト管理者による資金操作のために、不成功のままに終わって」(付属書3、16頁)しまったのである。

(3) ラナ・スンカイ村の場合

移転前のラナ・スンカイ村ではゴムが主な収入源であった。ゴム農園の補償が不全であったため、「住民の多くに収入減という問題をもたらした」(付属書3、28頁)のである。

政府は、「1家族当たり2haのゴム農園と収穫の準備が整ったゴムの木を提供すると約束」(付属書2、19頁)していた。だが、「約束されたゴム農園はまだ植林されておらず、ゴムの木もなかった。収穫の準備が整ったゴムの木は実際になかった」(付属書2、19頁)のである。加えて政府は、旧村での生産的なゴムの木が生い茂っていた土地を「非生産的な土地として分

類する取り扱いをした」(付属書3、28頁)のである。

2000年になってから政府はゴムの木を植え付けたが、「ゴムを収穫できるようになるまでにさらに2年が必要」(付属書2、19頁)な状態だ。そのため、「畑が水没しなかった村人は、生活必需品を満たすために以前の村に帰った。ほとんどの村人は、生き残るために何でもやらざるを得ない」(付属書2、19頁)のである。

(4) ルブック・アグン村の場合

政府の約束は、「3年を経過したゴムの木が植え付けられており、2年の生活支援を得た後には、ゴム樹液を採取できるはず」(付属書3、39頁)のものだった。しかし、「それは中味のない虚言であった。移転地には、農園さえなかった」(付属書2、28頁)のである。

補償額もひどかった。「2ヘクタールのゴム園におよそ800本のゴムの立木を有していた農民が得た補償金は、たったの1800ルピアにすぎなかった」(付属書3、39頁)からである。

(5) バトゥ・ブルスラット村の場合

「政府は、新しい土地のゴム農園は収穫可能であるものか、又は少なくともほとんど収穫可能であるもの(3年もの)を準備することを約束」(付属書2、35頁)していた。「各世帯に2ヘクタールのゴム農園が与えられたのであるが、その造成は、住民移転後4年も経てからであって、未だ収穫できるような状態ではない」(付属書3、51頁)のである。

住民がデモなどにより激しい陳情を行ったことから、「リアウ州政府は、5年後の1999年に、ゴムを植林するための資金を提供」(付属書2、35頁)した。その結果、たしかに「比較的成功を収めている」(付属書2、35頁)のであるが、「ゴム農園の開発の遅れは、コミュニティの困窮を生み出し、人々の心を傷つけた。日々の需要を満たすために、一部の村人は、水に沈まなかったゴムの木が残る元の村に帰った」(付属書2、35頁)ことを指摘しておきたい。

成功の割合は「面積的には約35%」(付属書3、56頁)であり、「残りの65%の土地は、ジャングルか草地に戻ってしまっ」(付属書3、56頁)いる。

(6) ビナマン村の場合

2ヘクタールのゴム農園が補償されるはずであったが、「実際には、住民が受け取ったゴム農園の広さは、1.8ヘクタールにすぎなかった」(付属書3、72頁)。移転時でのゴム農園は、「植林が行われておらず、ゴムの木はなく、ましてや収穫の準備は整ってはいなかった」(付属書2、44頁)のである。2000年に政府が植え替えをしたにもかかわらず、「ゴム農園のうちで成功しているのは、総面積の60%にすぎない」(付属書3、76頁)。

「土壌の肥沃度は、ゴムの木の育成に向いている」(付属書3、76頁)とともに「植え付け条件は、極めて良好なのであるが、メンテナンスの側面は育成に向いていない」(付属書3、76頁)こともある。

では、メンテナンス不足はなぜ起こったのだろうか。ゴム農園まで遠いため「住民が農園に来る際には、彼等はそこに3日間滞在しなければならず、その間は漁獲活動を行うことができない」(付属書3、76頁)。すなわち、ゴム農園にいる間の収入が得られないのである。次に、メンテナンス資金が不足していることがある。「その資金の一部は、彼等の日常生活のニーズを満たすために、すでに使われてしまっている」(付属書3、76頁)からだ。他にも、

野生動物から被害を受けていることや丘陵地のため除草や水やり作業が困難であることなどもある。

また、ゴム農園に行くためにダム湖を渡らなければならない。「再定住地に近いゴム農園に泳いで行く者もいる」(付属書3、77頁)ほどなのだ。

(7) ポンカイ・バル村の場合

ゴム採取にむけて整備されたゴム農園が提供されるはずであったが、「実際には、移住から5年後にゴムの木が植えられ」(付属書2、52頁)た。種苗や肥料代が政府より支給されたのだが、施肥作業費が含まれていなかった。「一連の植樹プロセスについては、1世帯当たり100万ルピアのコストを要した。しかし、役人により差し引かれ、農家が実際に受け取ったのは、1世帯当たり55万ルピアにすぎなかった」(付属書3、90頁)ことなどの問題もあった。

そのため、「10%の農園では、ゴムの木の生長が良くない」(付属書3、89ページ)だけでなく、ゴム農園総面積400ヘクタールのうち「手入れの行き届いていないゴム農園が、約100ヘクタールもある」(付属書3、89頁)のだ。「この手入れコストは、1世帯当たり4ヶ月で25万ルピア」(付属書3、90頁)なのだが、「過去6ヶ月の間、支給されていない」(付属書3、90頁)からでもある。

(8) マヤン・ポンカイ村の場合

マヤン・ポンカイ村では2ヘクタールのヤシ油農園を提供するとして政府約束が守られた。「現在ヤシの木は植林から8年経ち、住民の75%が『プラズマ』ローンの返済をした」(付属書2、59頁)ように、順調のようだ。だがしかし、問題は存在している。

まず、「39人(付属書3では38世帯—引用者)が農園を手にしていない」(付属書2、59頁)ことがある。これは他の当事者との土地所有権をめぐる争いのために生じている。また、生産量が減少していることもある。「以前には、2ヘクタールの農園で、1カ月当たり平均3トンであった。(中略)最近では、2ヘクタールの農園で、1カ月当たり1~2/3トンの生産量しかない」(付属書3、103頁)のだ。

生産量減少の要因には、農民に化学肥料を購入する余裕がないこと、村営協同組合が融資できるだけの能力がないことなどがある。前者でみると、「農民の約50%のみしか、化学肥料を使用できないのである(なお、定期的な施肥を行っているのは、農民の25%のみである。)」(付属書3、103頁)からだ。

アブラヤシの植え替えは25年ごとが理想とされている。11年が経過していることや生育が良好でないことから植え替えコストの問題も浮上している。「植え替えに備えて、農民は、 Bumi Putra (Bumi Putra) 保険に加入して、毎月2万5000ルピアもの保険料を支払って、植え替えコストをカバーしようとしてきた」(付属書3、104頁)のだが、「新たなアブラ・ヤシが生産的となるまでの期間、農民には代替的な収入源がない」(付属書3、104頁)という問題があるのだ。

(9) ポンカイ・イスティコマ村の場合

ポンカイ・イスティコマ村は独立して移動することを選択した。そのため、政府による新しい農園の提供を受けなかった。「2000年、政府は農園機関の後援で移転基金プログラムを実

施」(付属書2、66頁)したのであるが、その目的は「プラズマとして225世帯に約450ヘクタールの土地つまり1世帯当たり2ヘクタールの土地を開放すること」(付属書2、66頁)であった。そして、「ゴムの木が生産を開始した後4年間で、ゴムの生産から生じる利益で月々支払いを行うことにより、完済しなければならない」(付属書2、66ページ)のであった。カンパル県レベルの地方政府予算にある回転基金から借り入れられた「資金は、初年度における種苗の入手、整地、栽培及び手入れに充てられた」(付属書3、113頁)のである。

ゴム農園が造成されたのは2001年以降である。造成のために次のような段階を経ている。1グループ20世帯の11グループで農民グループが設立され、「各グループの構成メンバーは、2ヘクタールのゴム農園の配分を受け、実際にゴム農園が造成された後に、当該農園に関しての認可証明書を受け取る」(付属書3、113頁)ことになる。その後に関墾と整地が行われた。「ゴムの苗木の植え付けが行われたのは、2002年3月以降」(付属書3、114頁)となった。

なお、ゴム農園は、「再定住地からはボートで約1～2時間を要する」(付属書3、113頁)ところにある。

(10) タンジュン・アライ村の場合

政府の約束は、「収穫可能な2ヘクタールのゴム農園又は3年物のゴムの木を提供すること」(付属書2、74頁)であった。だが、「ゴム農園は存在せず、収穫どころではなかった」(付属書2、74頁)であったのだ。1995年から97年にかけてゴムの苗木の植え付け(第I期植え付け)が行われている。このとき種苗と「植え付けコストとして、2ヘクタール当たり46万ルピアが供与」(付属書3、121頁)された。手入れコストの援助がなかったため、「ゴム樹液を生産できるまでに至っているのは、ゴム農園全体の約5%」(付属書3、121頁)しかなかったのである。

2000年に第II期植え付けが実施された。「手入れコストは、1年間について供与」(付属書3、121頁)されたのだが、「ゴム樹の成果は、今後4年間の生長プロセスの如何にかかっている」(付属書3、121頁)ことを考慮すれば、資金援助は継続されなければならない。

(11) ムアラ・タクス村の場合

ムアラ・タクス村では、「各世帯は1ヘクタールの何も植えていない土地を受けたので、政府の約束は偽りのものとなった。各区画には2-10本の木しかなく、それは何もないに等しい」(付属書2、81頁)のである。1991-2年ごろに請負業者が植え付けしたが、失敗している。1999年に住民は他村の人々とともに知事公舎前でデモを行っている。2回目の植え付けは2000年であった。

2回目の植え付けは住民によって行われた。ゴム樹が生産できるまでに数年間も待つ必要があるため、「このような状態の下では、住民は、ゴム農園の手入れにはほとんど時間を割くことができないのである。なぜなら、彼等は、自ら日常的な需要を満たすための収入を得るために、他の仕事を行わなければならない」(付属書3、137頁)からである。

(12) コト・トゥオ村の場合

「新しい村に移住したところ、ゴムの木は1本もなく、空約束であったことが明らかに」(付属書2、89頁)なった。そこで、住民たちは「他のコトパンジャン水力発電プロジェクトの

被害を被った村々と団結して知事事務所前で街頭デモを行った」(付属書2、89頁)のである。その結果、「失敗したゴム農園に3年間の保全費用を提供し、修復を支援」(付属書2、89頁)した。

問題は、「多数のゴム樹が白蟻とキノコ(白キノコと赤キノコ)の被害を受けており、またそれにより一部のゴム樹が枯れ死している」(付属書3、151頁)こと、「ゴム農園に通じる道路が破損してしまっている」(付属書3、148頁)ことなどがある。

(13) ムアラ・マハット・バル村の場合

政府は、1986年から87年にかけて移転問題を住民に明らかにした。そのなかでPIR方式のアブラ・ヤシ農園の新移住地への移転の働きかけを政府は行った。そのため、「地域住民は、それまでゴム園での作業していたが、アブラ・ヤシ樹については何らの知識も有していなかったため、この種の移転方式を受け入れることに難色を示した」(付属書3、168-169頁)のである。何度かの会合で住民は移転を承諾した。

「他の村々の場合とは異なり、何らの圧力も加えられることなく、平和的に実施された」(付属書3、167頁)移転であったが、「新移住地において見いだされた現実には、地域住民を落胆させた」(付属書3、167頁)。たとえば、アブラ・ヤシ農園において「住民が受け取った面積は一様ではなかった。彼等の一部は、2ヘクタール以下の面積を受け取った」(付属書3、170頁)ことであったり、「ゴム農園は、『中核パートナー・システム』(Bapak Angkat System)により管理され、彼等は、7年間にわたって融資の返済を行わなければならない、彼等にゴムの苗木が供与されたのは、彼等が新移住地に居住し始めてから3年経ってから」(付属書3、170頁)であったりしたからである。

面積について見ると、「90%の住民は1.8ヘクタールしか受け取っていないと訴えている」(付属書2、96-97頁)。融資の返済について見ると、「1回目と2回目の返済割合は、アブラ・ヤシ生産合計の20%であり、その後、3回目及び残りの返済期間においては、生産合計の30%」(付属書3、174頁)である。30%の返済が負担となっており、住民が「生計のために僅かしか残らないとクレジットの返済を渋っている」(付属書2、96頁)のが現実である。

また、アブラ・ヤシ農園が川の側にあるため地滑りで潰滅したため、「約20世帯がクレジットの支払いができないでいる」(付属書2、96頁)とともに、生産高も減少した。

(14) グヌン・ブンス村の場合

移転後のゴム園の状態はどのようなものであったのだろうか。「そこにはゴム樹の姿はなく、灌木が生い茂っているだけで、土地条件もまちまち(丘陵地、湿地、灌木林など)であった」(付属書3、159頁)。その姿を見た住民は、「ゴム樹の栽培と手入れを行おうとする意欲は湧いてこなかった」(付属書3、159頁)のである。

その後、住民はデモを挙行した。政府はようやく動きだし、1999年に再植樹計画を実施している。そして、「この再植樹は、住民の手により直接に行われた。(中略)この再植樹は、十分に成功している」(付属書3、159頁)といえるところまで来た。しかし、「そのような樹齢では、ゴム樹からの収入は、住民の最大の所得源とはなり得ず、住民としては他の仕事から収入を得なければならない」(付属書3、159頁)のである。

また、ゴム農園が「村から極めて遠いため、特に雨季にはアクセスが非常に困難になる」（付属書2、104頁）ことも住民は指摘し、道路の改善を求めている。

(15) タンジュン・パウ村の場合

タンジュン・パウ村もほとんど他村と同様に、「2haの収穫可能なゴム農園を約束されたが、彼らが支給されたのは数本のゴムの木がある空閑地」（付属書2、125頁）であった。1993年の植え付けはアスパリンド社という請負業者によって行われたのであるが、「植え付けは失敗に終わった。その際には、ごく小地域のみ、つまり35ヘクタール（農園全体の5%に相当する）においてのみ植え付けが行われた」（付属書3、187頁）からである。

「1999年に、住民は、自分たちの権利の実現を求めてデモを取行した。この要求に対する反応として、政府は、資金と種苗の形で援助を提供した」（付属書3、187頁）。だが、「住民が種苗を受け取った時には、大半が枯れ死に近い状態にあった」（付属書3、188頁）ため、植え付けは失敗に終わった。「一部の住人は、資金を植替えのためではなく、貧しい生活の足しに使ってしまった」（付属書2、126頁）実情もある。

「今日までのところ、樹液の採取が行われるゴム農園は、徹底した方法でのメンテナンスが行われておらず、肥料が施されることもなく、また疾病・害虫対策も講じられてきていない」（付属書3、188頁）のである。その結果、「白蟻の虫害のために、1カ月にほぼ2本の割合でゴム樹が枯れ死している」（付属書3、188頁）実態を生じている。

(16) タンジュン・バリット村の場合

移転時に住民が遭遇したものは、「当初に約束されていたのとは異なる光景であった。ゴム樹が植え付けられていたのは農園の一部でしかなく、3年間にわたって供与されるべき生活手当資金が途中で打ち切られてしまった」（付属書3、198頁）ことであった。

1994年から95年に第2期の植え付けが行われた。このときも「ゴム樹は、道路脇においてしか植え付けられず、2ヘクタール当たり15～50本の不均等に生育したゴム樹しかなかった」（付属書3、198頁）のである。1998年から99年に政府は、「地域住民に対して70万ルピアの資金と800本のゴムの苗木を提供することにより、526ヘクタールのゴム農園の復旧作業」（付属書3、198頁）をしている。ところが2000年に火災が発生したため失敗に終わった。

失敗の要因は火災だけではない。住民は、「汚職、癒着、縁故主義によるもの」（付属書3、196頁）との見方もしている。すなわち、「請負業者が責任を負わず、またプロフェッショナルリズムを欠いていた」（付属書3、196頁）り、「多数のゴムの苗木と化学肥料が、沼地や峡谷に投げ捨てられた」（付属書3、198頁）からである。

(17) 小括

移転時に「収穫可能な2ヘクタールのゴム農園」が住民に与えられるはずであった。だが、その政府約束は見事に裏切られている。住民が実際に見たものは、ゴムの木のないゴム農園であったり、道路脇にだけゴムの木が植え付けられた農園であった。

生産木を非生産木として評価したりするなど補償額もひどかった。たとえば800本のゴムの立木を有していた人への補償金が1800ルピアにすぎなかったのだ。

さらに、2ヘクタールの約束であった農園面積が1.8ヘクタールであったり、移転後の植え

付けが請負業者の不正などにより失敗しているなどの問題があった。「総じて言えば、『事業影響を受けた世帯』（PAFs）のための当初のゴム開発努力は、リアウ州と西スマトラ州の双方において不満足な結果に終わった」（中間報告書、86 ページ）のである。

ゴム農園など

村名	補償の説明と実情
プロウ・ガダン村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の大多数は補償の低さに深く傷ついた。ゴムの木の大多数に対し、1本1500ルピアしか受け取らなかった。生産木の大多数が非生産木に分類された。補償一覧表には4700ルピアと記載されていた。 ・一部の土地にしかゴムの若木が植え付けられていなかった。植え付けられていたのは道路脇であり、また沼地に束ねられていたりした。 ・討論集会で日本側より支払われるべき金額はどの程度か、との質問が出された。 ・道路寸断状態があり、ゴム生産物の販売輸送を制約している。 ・生産手段となりうる何らの就業分野も有しない住民が約100世帯ある。彼らの多くがゴム生産農家となりうる技能しか有していない。彼らはゴムの木の育成資金の割り当てである。 ・ゴムの種苗が洒布されたが、多くが枯死した。植林資金が無責任な契約業者に投入された。多くの契約業者は利益を貪った。住民に直接の資金供与があれば問題は起こらなかった。
コト・マスジット村	<ul style="list-style-type: none"> ・植え付けから2年を経過しているにすぎない。いまだに収穫が得られるに至っていない。 ・1992年には第1段階で植え付けが成功裏に実施されていなければならなかったが、プロジェクト管理者による資金操作のために不成功のまま。
ラナ・スンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・移転時に植え付け後2年を経過したゴムの木を供与する政府の約束は履行されなかった。政府が植え付けしたのは2000年6月になってから。 ・旧村のゴムの木は生産的であったにもかかわらず、その土地を非生産的な土地として政府が分類した。だから、適切な補償が支払われなかった。 ・多くの住民が収入減となっている。
ルブック・アゲン村	<ul style="list-style-type: none"> ・補償基準は1本当たり2800ルピア。ココナツ樹は1本当たり4800ルピア。
バトゥ・ブルスラット村	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヘクタールのゴム農園が与えられたが、その造成は移転後4年が経てからであり、いまだに収穫できるような状態でない。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・約束は2ヘクタールだったが、実際に受け取ったのは1.8ヘクタール。 ・4グループ（25世帯）は家の近くにあるが、3グループは家から遠く離れている。 ・平均20か月の樹齢であり、成功しているのは約60%。 ・肥沃度はいいが、メンテナンス不足。その理由は、遠いこと。3日間の滞在が必要。その間は漁獲活動ができず、家族のための収入機会を失っている。メンテナンス資金を生活費として使わざるをえない。メンテナンス資金が遅延している。イノシシなどによる被害。除草や水やりが丘陵性のため困難。グループ会合の場所がない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖の横断に木舟や竹製のいかだ自助努力で作っている。泳いで渡るものもある。 ・苗木1本300ルピア。 ・解決策として、オサン・ブサル川とオサン・クチル川のダム湖上の位置に2本の恒久的橋をかけること、メンテナンス資金を年間500万にルピアに増やすこと、間作としてガンビルを植え付けること。
ポンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヘクタールを受け取る。 ・10%の農園ではゴムの木の生長が良くない。また、手入れの行き届いていないゴム農園が約100ヘクタール。 ・1999年に植え付けられたので2年しか経っていない。よって、樹液の採取ができない。住民が移転してきたのが1996年。そのときには植え付けの準備もできていなかった。 ・植え付けの肥料代として1世帯当たり18万ルピアが支給された。ここには施肥作業コストは含まれていなかった。 ・一連の植樹プロセス（杭立てマーク付け、穴掘り、植え付け）に1世帯100ルピアがかかった。農家が実際に受け取ったのは55万ルピア。減額したのは政府の役人。 ・農園の手入れは午前8時から午後2時まで。このコストが1世帯当たり4か月で25万ルピア。しかし、過去6か月の間、支払われていない。住民にその理由が知らされていない。 ・イノシシ被害。
マヤン・ポンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヘクタールのアブラヤシ農園が与えられた。移転時にパラウイジャ地の対象地にアブラヤシの植え付けがあり、他の当事者と土地所有権の衝突があった。そのため、住民に譲渡されていないアブラヤシ農園が38区画ある。 ・アブラヤシの植え付け面積を拡大できない。ウラヤット地が存在しない。 ・1230ヘクタールのアブラヤシ農園が39ブロックに区画。各ブロックは20から40ヘクタール。2ヘクタール当たりのアブラヤシの本数は264本。 ・移転当時の住民はPIR方式のゴム農園労働者。1人当たり3500ルピアの賃金。1997年にPIR方式の農園が1世帯当たり2ヘクタールで手渡された。この時点でのアブラヤシは樹齢3、4年であり、生産可能な状態だった。 ・手渡し後に収穫物の30%（約1600万ルピア）がローン返済とされた。 ・農園の栽培、経営コストは農民負担。 ・農民グループが技術導入や生産物の販売のために組織された。 ・2000年以降に収穫量が減少している。その原因は、化学肥料を購入する余裕がない（約50%の農民しか化学肥料を使用できない、定期的な施肥を行っているのは25%）、村営協同組合に融資できる能力がないことなどにある。
ポンカイ・イスティコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年4月以降にゴム農園が造成される。20世帯で1農民グループを11つくり、2ヘクタールのゴム農園の配分を受ける。同年5月から8月にかけて認可を受けた。同年9月から開墾と整地が開始された。 ・2002年3月から苗木の植え付け。2ヘクタール当たり1000本。 ・ダム湖の対岸に位置するウラヤット地に700ヘクタールを造成する予定であったが、実

	<p>際は450ヘクタールが承認された。ポートで1、2時間かかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回転資金からの借入れは2ヘクタール当たり約800万ルピア。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・ココナッツは1本4500ルピアと評価された。ゴムの木は平方メートル当たり2500ルピア。ゴム農園自体は平方メートル当たり30ルピア。水田は平方メートル当たり600ルピア。 ・各世帯に2ヘクタールのゴム園。3年物のゴムの木の提供も約束されていたが、種苗は植え付けられておらず、わずかに川辺に植え付けがあっただけ。 ・1995年から97年に「第1期植え付け」が実施されたが、ゴム樹液を生産できたのは全体の5%。種苗は当局からの供与であったが、手入れコストの援助はなかった。2000年に「第2期植え付け」が行われた。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・1991年から92年にゴムの植え付けが契約業者によって行われたが、失敗した。2000年に再植林が住民によって行われた。 ・政府約束では2ヘクタールのゴム園の提供。実際は、1ヘクタールには何も植え付けがなかった。 ・1999年に住民は知事公舎前でデモを行った。その結果、失敗したゴム園の改善に苗と維持にかかる費用という形で3年間の支援が実現した。
コト・トゥオ村	<ul style="list-style-type: none"> ・樹液の収穫が可能なゴム園2ヘクタールの提供が約束であったが、移転したらゴムの木1本もなく空約束だった。 ・ゴムの木は生産性のあるもので1本当たり4500ルピア、生産性のないもので1本当たり3000ルピアと査定。 ・ドリアンの木は1本4800ルピアの査定。 ・知事事務所前でデモをした。その後、リアウ州政府は失敗したゴム園に3年間の保全費用を提供し、修復を支援した。現在のゴムの木は2年生。
ムアラ・マハット・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム農園は、「中核パートナー・システム」によって管理される。7年間にわたり融資の返済がある。 ・ゴムの苗木が供与されたのは移住後3年してからだった。 ・PIR方式で割り当てられたアブラヤシ農園は2ヘクタール。90%の住民には2ヘクタール以下の面積しかなかった。 ・アブラヤシ生産高の30%カットからクレジットの返済を渋っている。 ・アブラヤシ農園が川の側に位置しており、地滑りで壊滅したため、約20世帯がクレジットの支払いできず。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・1世帯に2ヘクタールのゴム園が供与。 ・ゴム樹液が採取できる状態が約束だったが、実際はゴム樹がなく、灌木が生い茂っていた。ゴムの苗木は道路脇の土地に植え付けられただけだった。 ・まず1ヘクタール当たり15万ルピアの補償金が支払われ、種苗の植え付け後に1ヘクタール当たり5万ルピアの支払いだった。枯れ死した種苗の植え替え後は1ヘクタール当たり25万ルピア、除草の際に10万ルピアが支払われた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・樹液可能となるまで農園の維持費の支給を求めている。
タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム園譲渡の際にゴム樹が植えられていたのは全体の35%。 ・正確には1.7ヘクタールの補償。 ・1993年のゴム樹の植え付けは失敗した。農園全体の5%においてのみ植え付けがされた。その際に道路脇においてだけの植え付けでもあった。 ・植え付け後の監督は監督コンサルタントに委ねられた。植え付けからメンテナンスまで住民の参加する余地はなかった。 ・1999年に住民はデモを敢行した。これに対して政府は資金と種苗の形での援助をした。1世帯当たり70万ルピアの資金と100ユニットのローカル種が供与された。種苗は良好でなく、大半が枯れ死に近かった。
タンジュン・バリット村	<ul style="list-style-type: none"> ・1世帯当たり2ヘクタールのゴム園供与の約束は未だに実現していない。それは、第3期植え付けが成功していないため。住民は「汚職、癒着、縁故主義」によるものと見ている。 ・再植樹は住民自身で行われた。これへの政府支援は極めて不十分だった。1区画当たりの植え付け本数は952本でなければならなかったが、15~50本程度が植え付けられただけ。それで再植樹が完了したとされた。

4 パラウイジャ地（菜園）・庭地

移転前の住民たちが形成していた社会は基本的に自給自足の生活であった。そして、現金収入の多くはゴムの樹液採取に依っていた。現金収入は他にもココナッツやガンビル、ドリアン、ミカンなどからも得られていた。パラウイジャ地はそのための土地であり、住民の生活を成り立たせるものであった。パラウイジャ地はまた養魚池としても活用されている。移転に際してパラウイジャ地の補償がどのようなものであったのか、を見てみよう。

(1) プロウ・ガダン村の場合

「移転委員会によって与えられた補償は、実際に住民の感情を傷付け、また金銭面での損失をもたらした」（付属書3、2頁）のである。その補償はどのようなものだったのか。「以前の農地は30ルピア/m²、庭は70ルピア/m²と評価された」（付属書2、3頁）のであるが、これは「クローブシガレット（Ji sam soe）より安い」（付属書2、3頁）ものであった。

(2) コト・マスジット村の場合

コト・マスジット村の土地条件は、「耐性の強い作物のみが生育し得ることから、前記の作物（ランブータン、ミカン、バナナ、ビンロウなど一引用者）には適してない」（付属書3、20-21頁）ものである。加えて、「猪による被害とミカン（樹木）に対する害虫の問題」（付属書3、21頁）もある。ミカンの害虫問題については、「住民の大多数が、対処方法を知らない」（付属書3、21頁）のである。

(3) ラナ・スンカイ村の場合

補償が少なすぎる。たとえば、ドリアンの果実が1個3000ルピアで販売されているのに対し、「ドリアンの木は、1本当たり6000ルピアで見積もられた」（付属書2、16-17頁）からで

ある。

さらには、「住民によって植え付けられた農作物は、生産性に乏しく、またワラン・サンギット (walang sangit) と呼ばれる害虫 (昆虫の一種で、刺激臭を放ち、果物の腐敗と落下を引き起こす。) の被害を受けている」(付属書 3、32 頁)。

(4) ルブック・アグン村の場合

移転前は平坦な場所であったのだが、「現在の土地は起伏のある険しい地形である。従って、現在の土地を耕し、農業を行うのは難しい」(付属書 2、23 頁)。そのため、「農地で穀物や米を栽培していた以前の村の生活に比べると、現在の生活はとても悲惨」(付属書 2、23 頁) になった。「住民の一部は、SPI 移住地での宅地と庭地を売り払い、その販売収益でもって、クアラン・ジャヤ村に家屋を建設」(付属書 3、38 頁) せざるをえなくなったのである。

(5) バトゥ・ブルスラット村の場合

「住民によれば、土地条件は、極めて悪く、また肥沃さにも欠ける」(付属書 3、53 頁) ものであった。これは、「肥沃さのある表土の厚さが、10 ~ 15 センチにすぎないため」(付属書 3、53 頁) である。「このような劣悪な土地条件の下では作物の栽培は不可能」(付属書 3、53 頁) なのだ。

たしかに住民は努力しているが、「第 2 作物と換金作物を育成しようとの試みも、(中略) 不幸にして、このような期待に沿うような結果は得られていない」(付属書 3、53 頁) のである。

(6) ビナマン村の場合

「用地の大部分においては、灌木が生い茂っているだけで、一部分において、ゴム、『ジュンコル』(jengkol)、オレンジ、マンゴー、ジャック・フルーツ、『プタイ』(petai) などの耐性の強い作物が植え付けられているだけ」(付属書 3、77 頁) である。しかも、これらの作物の種苗は「住民が、旧村から持って来て、自助努力で植え付けたもの」(付属書 3、77 頁) であった。

用地が耕作されない要因として、「農業事務所による陸稲 (gogo) の植え付け努力が成功していない」「土地条件が不利である (土壌に保水能力がない)」「土地の改良が必要なのであるが、住民にはそのための資金がない」「猪、鼠、白蟻による動物被害」(付属書 3、77 頁) が指摘されている。

(7) ボンカイ・バル村の場合

パラウィジャ地をして 1 世帯当たり 0.4 ヘクタールが与えられたが、「利用可能な土地の総面積 (80 ヘクタール) のうち、実際に耕作されているのは、約 10 %にすぎない」(付属書 3、90 頁)。庭地の広さは 0.1 ヘクタールであり、そこには「幾つかの耐性の強い作物と果実が植え付けられている。これらの果樹の多くは、未だ結実するまでに至っていない」(付属書 3、91 頁) のである。

「パラウィジャ地の土壌は肥沃性を欠くことから、野菜生産のためには施肥が必要」(付属書 3、91 頁) となっている。そのための資金は供与されたのであるが、「半分が供与されたにすぎなかった。残りの半分は、政府関係者のポケットに消えてしまった」(付属書 3、88 頁)

からである。

(8) マヤン・ポンカイ村の場合

05 ヘクタールのパラウイジャ地があるが、「住民の大半は、そこにアブラ・ヤシを植え付けている。なぜなら、そこでの土地は、季節性の作物には適さないから」(付属書3、105頁)である。

マヤン・ポンカイ村にはブロイラー生産のための鶏舎が10か所ある。そこには、「多数の蚊が発生し、住民の家々に入り込んでくる」(付属書3、105頁)という問題が発生している。

(9) ポンカイ・イスティコマ村の場合

「最新のデータに基づけば、ポンカイ・イスティコマ村には265世帯が居住していることから、(これまでに配分されている)住宅と庭地の数は、もはや不適切」(付属書3、109頁)となっている。

(10) タンジュン・アライ村の場合

移転先は移動式農業を行っていた場所である。初年度は「第2作物(palawija)と稲が植え付けられただけであった」(付属書3、119頁)。その後、「庭地(0.1ヘクタール)とパラウイジャ地(0.4ヘクタール)の機能は、農園的なものへと変わってしまった」(付属書3、119頁)のである。それはつまり、耐性の強い作物だけが適する土地条件にあるからだ。

(11) ムアラ・タクス村の場合

「以前の村では、土壌が肥沃で米や、ココナツの木、ゴムの木及びオレンジが栽培できた。農業から得られた利益で十分家計を支え、子供を学校に通わせることができた」(付属書2、77頁)のである。新しい村では水田もココナツの木もない。それゆえ住民は、「生計を立てるのも困難で、ましてや子供を学校に通わせることもできない」(付属書2、78頁)でいる。

(12) コト・トゥオ村の場合

教養ある村として知られたコト・トゥオ村がいまでは、「政府から供給された土地は作物栽培には適さず、彼らの稼ぎは、教育費どころか日常の消費をкаろうじて満たすばかり」(付属書2、89頁)の状態にある。

(13) ムアラ・マハット・バル村の場合

政府からは、「20×50メートル規模の庭地と40×100メートル規模の食糧用作物地が用意されていた」(付属書3、170頁)。庭地でみると、「排水溝を除外した土地の正味の寸法は19×48メートル」(付属書2、96頁)であった。食糧用作物地についてみると、「土壌状態としては、作物を栽培するのに十分なほどに肥沃」(付属書3、176頁)であるものの、作物によっては「1～2回だけで、その後は作物が枯れ死してしまう」(付属書3、176頁)ものがある。そのためアブラ・ヤシに切り替えている住民もいる。

(14) グヌン・ブンス村の場合

200ヘクタールのガンビル農地がある。「しかし、このビジネスは、期待されたような生産力を上げていないし、また住民全体によって所有されているのでもない」(付属書3、162頁)。

(15) タンジュン・パウ村の場合

他の多くの村と同様に、タンジュン・パウ村でも「0.4 ヘクタールの作物地の割り当ては、くじ引きで決められた」（付属書3、189頁）のである。割り当て後、「作物地の大部分は、未だに空き地であり、多くの土地が未利用のままに放置」（付属書3、189頁）されている。その理由はすでにはっきりとしている。「新たな作物を植え付けるためには、ある程度の資本が必要なのであるが、というのももっぱら日常的なニーズを賄うことに追われている住民には、かかる資金を工面することは困難」（付属書3、189頁）であるからだ。

アンダラス大学の調査によれば、「周辺の土地条件は、一年生作物にのみ適している」（付属書3、189頁）という。その一つにムリンジョがあるのだが、「住民は『ムリンジョ』などの加工方法を知らない。（中略）生産物の加工設備は、ほとんど存在しない」（付属書3、189頁）実情が横たわっている。

(16) タンジュン・バリット村の場合

移転によって生活困難な状態に置かれたことの原因に次のような実態もあった。「ゴム及びその他の作物（それぞれ 4000 m²）の農園は、資本が不十分であること、また土壌がゴムやガンビールの栽培に不適切であること」（付属書2、113頁）があるとともに、「ガンビールの生産に必要な薪や水が容易に手に入らなかった」（付属書2、113頁）ことが指摘できる。

そのため、「この種の土地を耕作しているのはごく少数の住民のみである。2000年に、この土地も火災被害を受け、そのため、住民はこの土地を本気になって管理することに躊躇」（付属書3、199頁）している。

(17) 小括

移転前のパラウィジャ地・庭地では、土壌が肥沃であったためミカンなどの作物を育てることができた。その収入で子どもを学校に通わせたりしていた。ところが、移転地の土壌は劣悪であり、作物の栽培に適していない。また、移転前の農地の補償は1平方メートル当たりタバコ1本か2本の値段と同じ評価額であった。

住民は、耕作するための資金がなく、害虫駆除の方法を知らなかったりする。

パラウィジャ地・庭地

村名	補償の説明と実情
プロウ・ガダン村	・庭地は1平方メートル70ルピアと評価された。ココナッツは1本7800ルピアと評価されたが、ココナッツの実は1個500ルピアであった。
コト・マスジット村	・米とトウモロコシについて、作付け習慣がなかったこと、土地の条件が適していなかったことからほとんど作付けされていない。 ・イノシシの被害とミカンの害虫問題
ラナ・スンカイ村	・裏作（乾季に第2作物として栽培される作物）にはゴム、ビンロウ、レモンなどが植え付けられた。だが、生産性が乏しく、害虫被害を受けている。
ルブック・アグン村	・一部の住民が移住地の宅地と庭地を売り払い、その販売利益でクアラン・ジャヤ村に家屋を建設。

バトゥ・ブルスラット村	<ul style="list-style-type: none"> ・肥沃度のある表土の厚さは10から15センチしかない。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌に肥沃度が無い。 ・化学肥料と農薬の購入資金を欠いている。 ・ゴム、ジュンコル、ミカン、マンゴー、ジャック・フルーツ、プタイなど耐性の強い硬質作物が植え付けられている。これらは旧村から持ってきて自助努力で行われた。家庭向け消費。 ・農業事務所による陸稲の植え付け努力が成功していない。 ・土壌に保水能力がないためチリ、豆類などが栽培できない。 ・土地改良に資金がない。動物被害がある。
ボンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・パラウイジャ地は1世帯0.4ヘクタール。総面積のうち実際に耕作されているのは約10%。 ・パラウイジャ地開墾のための資金援助は半分が供与されたのみ。残りの半分は政府関係者のポケットに消えた。 ・トウモロコシは化学肥料を施さなければ良好な生産量を期待できない。 ・ピーナッツとインゲン豆の生産実績は良好。販売価格は1キログラム4000ルピア。 ・キャッサバも良好。1キログラム1000ルピア。葉は1束500ルピア。 ・チリと米の植え付けは多くない。殺虫剤の購入コストが大きいため。 ・パラウイジャ地の土壌は肥沃度を欠く。野菜生産のためには施肥が必要。 ・一部の住民はヤギと乳牛を飼っている。乳牛は約30頭。 ・庭地は1世帯0.1ヘクタール。硬質作物と果実が植え付けられている。多くの果樹が結実に至っていない。
マヤン・ボンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・パラウイジャ地にアブラ・ヤシの植え付けがされている。土地が季節性の作物に適さないから。
ボンカイ・イステイコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・156世帯で1250平方メートル。 ・265世帯の居住について、配分されている住宅と庭地の数では不適切。1家屋に2、3世帯が同居している。それゆえ、簡易住宅を建設するよう努める必要がある。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・庭地0.1ヘクタール、パラウイジャ地0.4ヘクタール。 ・庭地とパラウイジャ地は農園的なものへと変わった。ジュンコル、マンゴー、ドリアン、など硬質作物しか適さない土地だから。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・以前の村では、土壌が肥沃で米や、ココナッツの木、ゴムの木及びオレンジが栽培できた。農業から得られた利益で十分家計を支え、子供を学校に通わせることができた。
コト・トゥオ村	<ul style="list-style-type: none"> ・庭園は平方メートル当たり600ルピアの査定。
ムアラ・マハット・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・住居用として20×50メートルの土地区画の割り当て約束だったが、排水溝を除くと19×48メートルだった。 ・40×100メートルの食糧用作物地が用意された。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・200ヘクタールのガンビル農地。生産力が上がっていない。

タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・作物地の割り当てはくじ引き。 ・大部分の作物地は未だに空き地であり、未利用のままに放置。 ・周辺の土地条件は多年生作物にのみ適している。「ムリンジョ」の加工方法を住民は知らない。また、加工施設は村にほとんど存在しない。
タンジュン・バリット村	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム及びその他の作物（それぞれ4000㎡）の農園は、資本が不十分、また土壌がゴムやガンビールの栽培に不適切であるとともに、ガンビールの生産に必要な薪や水が手に入らなかった。 ・この種の土地を耕作しているのはごく少数の住民のみ。2000年に、この土地も火災被害を受け、そのため、住民はこの土地を本気になって管理することに躊躇している。

5 電気

コトパンジャン・ダム建設の主な目的に「リアウ州の急増する電力需要を賄うとともに、同州の電化率の向上を促進する」（戊A第6号証4頁）ことをJICAは挙げている。この目的のためであれば114メガワットの発電規模は過剰であるものの、JICAが掲げる目的に従えば、被害住民には電化の恩恵が十分に行きわたるべきである。そして、インドネシア政府が掲げた移転条件に電気のこととも含まれていた。

だが、これまで指摘した項目と同様に、電気に関する約束も住民はことごとく裏切られている。近代的な生活はまず電化から始まる。経済的な困窮に陥った多くの住民が電化から取り残されてしまい、強制的な近代化によりますます困窮に陥るといった状況に置かれているのだ。電気に関する政府の約束とその実態を見よう。

(1) プロウ・ガダン村の場合

電気の敷設は無償で行われた。移転当初はディーゼル発電による供給であり、「当時、電気は、夜間のみで、昼間は提供されなかった」（付属書3、7ページ）。1997年以降は水力発電による供給となった。「ディーゼル発電の際には供給停止というような事態はほとんどなかったのであるが、水力エネルギーを利用するようになってからは、しばし停電に見舞われる」（付属書3、7頁）ようになってしまった。

政府は5メガワットの電力供給を約束した。電気製品の需要増のため、「世帯当たり450ワットの容量では不十分であることが明らか」（付属書3、7頁）となっている。

(2) コト・マスジット村の場合

「移転から3年後に至るまで、コミュニティは、政府が提供したディーゼル発電による電力を利用」（付属書2、11-12頁）している。引き込み線の取り付けなどは無料で行われた。よって、住民は「一般的に、電力の供給に関して満足している」（付属書2、12頁）。

だが、問題がないわけではない。「未だに幾つかの問題、例えば停電の頻発に対処しなければならぬ」（付属書3、17頁）からである。それへの対応策として、「調整会合が開かれるなどの努力がなされてきているのであるが、今日に至っても、未だにその成果は得られていない」（付属書3、17頁）。

(3) ラナ・スンカイ村の場合

プロウ・ガダン村とコト・マスジット村では取り付けが無償で行われたのであるが、ラナ・スンカイ村では「18 万～ 35 万ルピアを支払わなければならなかった」（付属書 3、29 頁）。政府の約束が無償であっただけに住民の落胆は大きい。「明白に約束していたため、電力は重要な問題の 1 つとなっている」（付属書 2、18 頁）のである。

「現在、PAF の約 50 % の世帯が電力の供給を受けている」（付属書 2、18 頁）。

(4) ルブック・アグン村の場合

政府は無料で電力を利用できると約束していた。だが、「第 I 段階での据え付け料金は、電力量 450 ワットで 35 万ルピア、第 II 段階での据え付け料金は、電力量 900 ワットで 75 万ルピア」（付属書 3、38 頁）の費用が住民に請求されたのである。そのため住民は、「電力設備を全て提供するという約束が、全くの偽りであったために、非常に失望」（付属書 3、26 頁）している。

移転後 4 年してから電力の供給が始まった。だが一方で、「村の生活は非常に困難な状況であり、全ての PAF が各世帯への接続のための資金を有しているわけではない」（付属書 2、27 頁）こともある。さらに、「しばしば停電するという不快な状態」（付属書 3、38 頁）もあるのだ。

(5) バトゥ・ブルスラット村の場合

政府は無料で電力供給を約束した。だから、「新しい住居では、スイッチを押すだけで灯りがつくはずであった。さらに、取付料も月々の使用料も無料となるはずであった」（付属書 2、34 頁）と住民は受け取っていた。しかし、「住民は据え付け料金を支払わなければならない。そのための経費は、据え付け時期にもよるが、およそ 15 万～ 100 万ルピア」（付属書 3、55 頁）であった。

現在の問題は、「住民の一部が未だに電気を享受できていないという点である。その理由は、それらの住民には、据え付け費用を負担できるに足る金がないためである。これに加えて、電力料金の突然の大幅値上げは、住民負担の度合いを高めている」（付属書 3、55 頁）こともある。だから、「住民の多くが、過去 2 ～ 3 ケ月の間、電気料金を支払っていない」（付属書 3、55-56 頁）のである。

(6) ビナマン村の場合

「政府約束では、住民は、据え付け料金を課されることなく、電気を享受できるであろうという」（付属書 3、75 頁）ものであったが、住民は据え付け料金を支払うことになった。「そのための経費は、据え付け時期にもよるが、およそ 15 万～ 100 万ルピア」（付属書 3、75 頁）であった。

いまだに電気を享受できていない住民がおり、「約 20 % の人々が取付料を払えないため、電力の供給がない」（付属書 2、43 頁）ままなのである。加えて、「電気料金の急激な値上げのために、支払い負担が大きすぎるというのが、住民の受け止め」（付属書 3、75 頁）でもあり、「住民の多くが、過去 2 ～ 3 カ月の間、電気料金を支払っていない」（付属書 3、75 頁）のである。

(7) ポンカイ・バル村の場合

移転は 1994 年から 95 年に行われた。移転後すぐに電力の供給が約束されていたが、「電力供給が村に導入されたのは 1999 年であった」(付属書 2、51 頁)。一方で、「コミュニティは、1995 年に取付料として 165,000 ルピアを支払わねばならなかった」(付属書 2、51 頁)。

「住民の 40 %は今でも電力の供給を受けていない」(付属書 2、51 頁) 実態があるとともに、「復旧工事の以降にも、しばしば停電する」(付属書 3、95 頁)。にもかかわらず、「以前の電気のなかった状態に比べてみるならば、明かりがあるだけ、現在の方がまし」(付属書 3、95 頁) と住民は思っているにすぎない。

(8) マヤン・ポンカイ村の場合

電気が導入されているのは、「540 世帯のうち、およそ 200 世帯」(付属書 3、102 頁) である。据え付け無料との約束は実行されず、「据え付けコストは、50 万～ 150 万ルピア」(付属書 3、102 頁) を要した。

電気料金の支払いは村営協同組合によって管理されていた。ところが、その組合の経営が停止状態にあるため、「住民は、電力料金をスンガイ・パガル村に対して支払わなければならなくなった」(付属書 3、102 頁) のである。

他にも問題が生じている。「計量器に記録された数値が、料金請求書のうちに表示される電気使用量の数値よりも多い場合がある」(付属書 3、102 頁) からだ。

(9) ポンカイ・イスティコマ村の場合

政府は、「取付けと 1 年間の電気使用等に関して、各世帯への電力供給を無料で行うことを約束」(付属書 2、65 頁) していた。約束は実行されず、「引き込み線の据え付けコストは、42 万 5000 ルピアで、2 回の分割払い方式が採られた」(付属書 3、110 頁) のである。そのため、「コミュニティの約 20 %が取付料を支払うことができなかった」(付属書 2、65 ページ)。

なお、「この村に電気が配されたのは、2000 年」(付属書 3、110 頁) であった。

(10) タンジュン・アライ村の場合

「電気の取付け及び 1 年間の電気使用量を無料」(付属書 2、73 頁) とするのが政府の約束であった。「電気の接続線が敷設されたのは、住民移転から 3 年後の 1997 年」(付属書 3、119 頁) であり、住民は「取付けと接続の支払いをしなければならなかった」(付属書 2、73 頁) のである。さらに、「初年度の電気使用料を支払わなければならなかった」(付属書 2、73 頁)。

住民の「約 20 %は、取付け及び接続を支払うことができなかったので、電気を使用できない」(付属書 2、73 頁) 状態に置かれている。

(11) ムアラ・タクス村の場合

「取付け及び 1 年間の電気使用料を含み各世帯への電力供給を無料で行う」(付属書 2、80 頁) というのが政府の約束であった。しかし、「コミュニティは 160,000 ルピアの取付料を支払わねばならなかった」(付属書 2、80 頁) のである。そのため、「コミュニティの 60 %は取付料を支払う余裕がないため、電気を利用することができない」(付属書 2、80 頁) 状態にある。

(12) コト・トゥオ村の場合

「取付け、接続、計器及び1年間の無料使用を含め電力の供給を無料で行うこと」(付属書2、88頁)を政府は約束していた。だがしかし、住民は、「取付料として16万ルピアを支払わなければならない」(付属書2、88頁)、それを支払えない「150世帯はいまだに家庭に電気を引いていない」(付属書2、88頁)のである。なお、「450世帯が電力供給費用を支払った」(付属書2、88頁)。

(13) ムアラ・マハット・バル村の場合

移転時に電気はなかった。「その設置が実現したのは、その後3年経ってから(1996年)のこと」(付属書3、172頁)であった。「電気を取付けること及び1年間の電気使用料を無料にする」(付属書2、95頁)との政府約束であったが、「5箇所のコンセントに15万ルピアの取付料を支払わなければならなかった」(付属書2、96頁)のである。しかも、取付料が「30万ルピアから75万ルピアの間で値上がりを続けており」(付属書2、96頁)、「全世帯の60%が、自宅に電気を引いていない」(付属書2、96頁)のである。

(14) グヌン・ブンス村の場合

政府は、「スイッチを押すだけで使用可能な電力を供給すること」(付属書2、103頁)、そして「引き込み及び月々の使用料を課徴されないこと」(付属書2、103頁)を約束していた。だが、「住民は、引き込み線の据え付けのために、およそ35万ルピアを支払わなければならなかった」(付属書3、158頁)のである。

その電力供給も「しばしば停電し、明かりにも支障が出る」(付属書3、158頁)始末だ。「電力計画そのものが不適切」(付属書3、158頁)であったことは間違いない。

(15) タンジュン・パウ村の場合

政府は、「電気の設置費用の免除を約束」(付属書3、184頁)していた。しかし実際には、「a. この約束は守られなかった。 b. 彼らは取付料を徴収された。 c. 最初の1年間の使用料を請求された。」(付属書2、125頁)。

「450ワットの電力量の設置費用として、10万5000ルピアを支払わなければならなかった」(付属書3、184頁)ため、「約40%の住居には電気が引き込まれていない」(付属書2、125頁)。取付しようにも、「52万ルピー(翻訳のママ、現時点での価格)の費用を払う余裕がない」(付属書2、125頁)のである。

さらに、「頻繁に停電するという問題」(付属書3、184頁)もある。

(16) タンジュン・バリット村の場合

政府の約束は、「無料で電力が導入され、最初の年は使用料も無料」(付属書2、117頁)というものであった。しかし、設置料が求められ、「設置料は9万7000～10万7000ルピアの範囲で、3期の分割払い」(付属書3、197頁とされた。そのため、「現在までに、約50%の住居には電力が導入されていない」(付属書2、117頁)のである。

(17) 小括

政府は、取付料無料と1年間の電気使用料無料と約束していた。だが、この約束が守られたのはプロウ・ガダン村とコト・マスジッド村の2か村のみであった。その他の村では取付料として9万7000から150万ルピアがかかっている。そのため、20%から60%の住民が電気

を享受できないでいる。また、停電が頻発している。

電気

村名	補償の説明と実情
プロウ・ガダン村	<ul style="list-style-type: none"> ・敷設は無料で行われた。移転日の1992年9月3日から3日後にディーゼル発電の電灯が提供された。当時は夜のみの電気提供であった。 ・1997年以降は水力エネルギーを用いた電力が提供されることとなった。 ・ディーゼルのときに供給停止はほとんどなかったが、水力エネルギーになってからしばしば停電に見舞われた。5メガワットの電力提供が政府の約束だった。 ・電力不足に深く関係しているのが電気製品の利用増加による電力需要増である。世帯当たり450ワットの能力では不十分となっている。 ・1世帯当たりの平均電灯使用量は25から40ワット。
コト・マスジット村	<ul style="list-style-type: none"> ・移転から6か月後にディーゼル発電機から電気を供与した。 ・ディーゼルから水力への変更において引き込み線の据え付けは無料。 ・いまだに停電が頻発している。対応策として調整会議が開かれたりしているが、その成果は得られていない。停電などの電気事故が頻発している。 ・住民が一日でも支払いが遅れると電気が止められてしまうのに、国有電力会社は義務を果たさず、制裁も受けていない。
ラナ・スンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・引き込み線の据え付けのため18万から35万ルピアの支払いが住民に必要だった。
ルブック・アグン村	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年、2000年に引き込み線の据え付けが行われた。住民は据え付け経費を支払わなければならなかった。第1段階で450ワットにつき35万ルピア、第2段階で900ワットにつき75万ルピア。また、コンクリート造りの家屋の場合、5万ルピアの追加料金が徴収された。 ・政府の約束は無料であった。 ・しばしば停電する。
バトゥ・ブルスラット村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は据え付け料金なしで電気を享受できると約束したが、据え付け料金が求められた。15万から100万ルピア。 ・急速な値上げがある。 ・一部の住民は電気を享受できていない。据え付け料金を出せないから。さらに、大幅な値上げが住民負担を高めている。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は据え付け料金なしで電気享受を約束していたが、実際は料金の支払いが必要だった。約15から100万ルピア。 ・電気料金の急激な値上げ。 ・住民の一部は据え付け料金を払えないため電気の享受できていない。 ・住民の多くが過去2から3か月間、電気料金を払ってない。
ボンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は据え付け無料とすぐに利用可能を約束した。だが、移転から4年後の1999年に

	<p>なってから電力が供給された。据え付け料金として16万5000ルピアが必要だった。2001年の電気使用料は45万ルピア。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の約40%が電力の供給を受けていない。村の約20%が電気を使えない。 ・政府は何らの取り組みもしていない。
マヤン・ポンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年以降、540世帯のうち約200世帯が引き込み線を据え付けている。据え付けコストは50万から150万ルピア。政府は据え付けを無料と約束していた。 ・多くの家で電灯の明かりが見られない。 ・電気料金の支払いは村営協同組合の管理だったが、この組合の経営は最近に停止状態。そのため、スンガイ・パガル村へ支払わなければならなくなった。1ワット6000ルピア。 ・計量器の記録と請求書の記録が一致しない。記録員が実際の数値を記録していないから。
ポンカイ・イスティコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年に配電。各戸に450ワット。引き込み線の据え付けコストは42万5000ルピア。約20%が据え付け料金を払えなかった。 ・当初は無料とされていた初年度の電気料は支払わなければならなかった。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・接続線が付設されたのは移転後3年を経た1997年。引き込み線の据え付けは有料。政府約束は、ボタンを押すだけで電灯が付き、据え付け無料、1年間の電気料金無料であった。 ・20%の住民が電気を使用できない。 ・政府は苦情や要求に何も回答していない。 ・3世帯には接続線も引かれていない。彼らは接続線の通っているパラウィジャ地に移転した。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の約束は、取り付け料と1年間の電気使用料を無料とするもの。だが、取り付け料16万ルピアの支払いが必要であった。それを支払えない住民は約60%いた。政府は改善の取り組みをしていない。
コト・トゥオ村	<ul style="list-style-type: none"> ・取付、接続、計器、1年間の無料使用を約束した。だが、取付料16万ルピアの支払いが必要であった。約半数が電気のない生活をしている。 ・450世帯が電力供給費用を払ったが、150世帯はまだ電気を引いていない。
ムアラ・マハット・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・取付と1年間の電気使用料を無料とする約束だったが、約束は守られず。 ・電気が供給されたのは移転から2年後であり、5か所のコンセントに取付料15万ルピアの支払いとなった。 ・全世帯の約60%が自宅に電気を引いていない。しかも、取付料が30万から75万ルピアへと値上がりしている。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・無料のはずが、引き込み線の据え付けのため35万ルピアの支払いが必要だった。 ・しばしば停電し、夜間の明かりにも支障が出た。三つの発電タービンのうち一つしか運転されていない。
タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・据え付けコストの免除の約束であったが、実際はその費用の支払いが余儀なくされた。450ワットの電力量の据え付け費用として10万5000ルピアが必要とされた。 ・頻繁に停電する。

タンジュン・バリット村	<ul style="list-style-type: none"> ・無料での据え付けの約束が、実際は料金の支払いが求められた。9万7000～10万7000ルピアを3期の分割払い。 ・約50%の住居に電力導入なし。
-------------	--

6 その他

これまで土地、家屋、ゴム園など、パラウィジャ地・庭地、電気の5項目について被害実態を見てきた。その深刻な状況はすでに明らかになっている。問題は5項目に限られるものではなく、生活、社会、環境、文化など全ての項目に及んでいる。たしかに「電力普及やスマトラ・ハイウェイに通じる複数の手段が以前の村より近くなったこと」(付属書2、8頁)などの肯定的な影響があるものの、「永続的な生計手段がないこと、同じ集団で家族のつながりが希薄になったこと、生活費が以前より高くなったこと、受け継いだ土地『Tanah Adat』が失われたこと、文化と伝統が変化したこと」(付属書2、8頁)を指摘することができる。表面化したこれらの実情を簡単にまとめてみよう。

(1) プロウ・ガダン村の場合

補償金が生活様式を一変させてしまった。「住民のうちには、金額の多さに驚いて、補償金を浪費してしまった人々」(付属書3、5頁)もあり、「彼らはクオク(Kuok)に食べ物を買出しに行くための交通費として2000ルピアを支出する」(付属書3、2頁)ような生活に陥ったのである。

「以前の村では土地を耕し、米を栽培し、農業をし、Kampar川で漁をし、森で薪を集めていた」(付属書2、6頁)ように、移転前の生活が商品経済から遠いところにあったことを勘案すれば、こうした行動を非難することはできない。逆に、突然に商品経済の渦中へ投げ込まれた被害とみなしなければならない。

「すべての墓地ごとに7万5000ルピアの補償金が支払われるというのが、政府の約束であった。しかし、実際はそうではなかった」(付属書3、5-6頁)ことから、「彼等は、大きな心理的打撃を受けている」(付属書3、6頁)のだ。

なお、集会ホールと教育施設について良好との受けとめを住民はしている。

(2) コト・マスジット村の場合

生活手当が2年間支給される。生活手当には「米、塩漬魚、灯油、食用油、落花生、調理用壺、丸木舟、鍋釜、スプーン、砂糖、塩など」(付属書3、17頁)が含まれている。「今日に至っても、一部の世帯は、未だに生活手当を必要としている」(付属書3、17頁)実態を忘れてはならない。

「降雨時には、道路はぬかるみ状態になり、通過困難」(付属書3、18頁)となる。「道路改修のための努力がなされてきているのであるが、未だ良好な成果が得られるには至っていない」(付属書3、18頁)のである。

ビジネス開発の主要な問題は資本にある。開発融資銀行への融資申請があるものの、「その結果は、思わしいものではなかった」(付属書3、18頁)のである。

(3) ラナ・スンカイ村の場合

「政府は、年間にわたって日常生活補助を与えると約束していたのであるが、実際には2年間供与されていただけ」(付属書3、29頁)であった。

墓地も水没してしまった。「墓地補償を得られるであろうという政府約束にもかかわらず、各々の墓地は、7万5000ルピアと評価され、住民には支払われなかった」(付属書3、29頁)のである。

移転に際して当然に補償されるべきものへ補償はなかった。「儀式挙行場に対しては、何らの補償も支払われなかった」(付属書3、29頁)、「MDA に対しては、何らの補償も支払われなかった」(付属書3、29頁)、「伝統的な漁獲技術に対しては、何らの補償も支払われなかった」(付属書3、29頁)という実態なのだった。

(4) ルブック・アグン村の場合

住民の一部は生活困窮のために当初の移転地からクアラン・ジャヤ村へ移った。「これらの住民は、過去15年間、生活支援に頼っている」(付属書3、38頁)のである。「他の村のゴム農園労働者又は木材の伐採の仕事をして生計を立て」(付属書2、28頁)てはいるが、「固定収入がないため、子供たちの教育がその影響を受け、多くの子供が学校を辞めることとなった」(付属書2、28頁)。

(5) バトゥ・ブルスラット村の場合

政府から小規模モスク、村道、墓地、学校、村役場、集会所、モスクなどが提供された。そのなかには劣悪なものが含まれており、たとえば「村道は、アスファルトで舗装されておらず、路面浸食されている」(付属書3、55頁)こと、「村道には街灯が備え付けられていない」(付属書3、55頁)こと、不適切な小規模モスクのため「宗教活動の遂行が妨げられている」(付属書3、55頁)ことなどである。住民は募金により小規模モスクを改善し、モスクを建立している。

墓地についてみると、「移転の経費は、政府によって負担されなかった」(付属書3、52頁)だけでなく、「共同墓地用の土地も、適切でなかった」(付属書3、51頁)のである。

「生活手当の支給は、2年間のみであった」(付属書3、51頁)であったり、乳牛が配られてはいるものの「受益者は、一部の住民に限られていた」(付属書3、52頁)りする。

(6) ビナマン村の場合

ビナマン村はバトゥ・ブルスラット村とほぼ同じ状態に置かれた。「政府によって提供された公共施設のうちには、とりわけ小規模モスク『ムショラ』(musholla)、村道、墓地、学校、村役場、集会所、モスクなど」(付属書3、74頁)がある。しかし、「村道には、アスファルト舗装がなされなかった」(付属書3、71頁)こと、「小規模モスク『ムショラ』(musholla)は、利用できず、またモスクは、住民の献金で建設された」(付属書3、70頁)こと、「共同墓地用の土地も、適切なものではない」(付属書3、70頁)こと、乳牛の「受益者は、一部の住民に限られていた」(付属書3、70頁)ことなどの状態があった。

さらに、「政府によって提供されなかったその他の公共施設としては、イスラム小学校(MD A)と幼稚園(TK)が挙げられる」(付属書3、74頁)。また、サッカー場がないことは「青少

年層にとって不満の種となっている」(付属書3、74頁)こともある。

(7) ポンカイ・バル村の場合

ポンカイ・バル村の幹線道路はアスファルト舗装されている。一方、「住宅道路と農道は、アスファルト舗装されていない」(付属書3、88頁)。それだけでなく、「多くの橋が破損したまま」(付属書3、88頁)なのである。

「住民への家畜飼育援助の一環として、乳牛が18カ月間、その所有者に回轉的に貸与される」(付属書3、88頁)のであるが、「所有者になる前に、管理コストとして3万ルピアの金額を支払わなければならない」(付属書3、88頁)ため所有者になれないことが生じる。

(8) マヤン・ポンカイ村の場合

提供された公共施設は、「小学校(SD)、Sekolah Dasar」(2校)、モスク(2棟)、宗教的儀式の挙行的ための公共施設としての「ムショラ」(musholla)(7棟)、イスラム小学校(MDA)(2校)、幼稚園(1棟)、村役場(1棟)、公立公共ホール(1棟)、協同組合(KUD)事務所(1棟)、社会保健所(puskesmas pembantu)(1棟)」(付属書3、101頁)などがある。

墓地は2ヘクタールの広さを持つが、「そのうち、約1ヘクタールは、沼地に位置」(付属書3、101頁)しているため、「住民は、物故した家族の墓所として、自宅の庭地を利用」(付属書3、101頁)している。

(9) ポンカイ・イスティコマ村の場合

「4校の小学校は、住民自身の自助努力で建設された」(付属書3、110頁)。そこには、「教育文化省が寄与することができるのは、教師の数の面に限られる」(付属書3、110頁)という問題がある。

道路建設の費用は、「現村長の寄付金(1600万ルピア)と住民分担金で賄われた」(付属書3、110頁)。その後、政府は約3.5キロメートルの道路についてアスファルト舗装計画を発表した。「しかし、実際には約2キロメートルが舗装されただけ」(付属書3、110頁)であった。

(10) タンジュン・アライ村の場合

「モスク(2棟)、小学校(1校)のほか、村役場、KUPTの建物、診療所など」(付属書3、117頁)が提供されたのだが、「住民集会所(ルマ・ガダン)と公共墓地に対しては、補償金は支払われなかった」(付属書3、119頁)のである。

道路の大半は状態が悪く、「特に勾配の大きい道路では、雨季には通り抜けが困難」(付属書3、120頁)となってしまう。

(11) ムアラ・タクス村の場合

移転前はカンパル川で漁業を営んでいた社会が「突然に山地性の地域へと移転させられた」(付属書3、135頁)のだから、「住民の生活からは、彼等の原点と尊厳が失われてしまった」(付属書3、135頁)のである。そこから、「移住地での異質の生活条件に直面して、不確実な将来への懸念を抱く」(付属書3、135頁)ようになり、「青年層の間に飲酒する者が増え、また定職を有しない者が増加している」(付属書3、135頁)実態を生んでしまった。

(12) コト・トゥオ村の場合

「墓地の移転費用（1 ユニット当たり 7 万 5000 ルピア）については、何らの補償も支払われなかった」（付属書 3、147 頁）。さらに、「旧村において住民の自助努力で建設された灌漑施設（ブキット・タンコ（Bukit Tangko）において、1950 年に建設）については、何らの補償も支払われなかった」（付属書 3、147 頁）。

移転時に生活できる状態になかったため、「彼等の生活は、生活手当（jadup）に依拠せざるを得なかった。しかし、それが彼等に支給されたのは、単に 2 年間だけ」（付属書 3、148 頁）であった。そして、「共同作業などの文化活動は、衰退し始めている」（付属書 3、148 頁）などの影響が出ている。

（1 3）ムアラ・マハット・バル村の場合

「村道は、アスファルト舗装されていなかった」（付属書 3、170 頁）こと、「墓地の移転経費が、支払われなかった」（付属書 3、170 頁）ことなどがあつた。

「村道には電灯が備えられていないため、暗いので夜道に不安」（付属書 3、172 頁）であつたり、「浸水は、排水溝を通じて流出していかないし、将来的には疾病（マラリアと出血熱（deman berdarah））の発生の恐れ」（付属書 3、172 頁）があつたりする。

（1 4）グヌン・ブンス村の場合

グヌン・ブンス村での問題にタンジュン村との紛争がある。これは、「タンジュン村の住民が、森林として保全されていた土地に対する権利を主張した」（付属書 3、157 頁）ことにより発生した。州知事の公開書簡には「紛争の対象地は、グヌン・ブンス村のものになると記載されていた」（付属書 3、157 頁）のだが、「タンジュン村の村民からの妨害被害を受けている。例えば、新芽の摘み取り、果樹の伐採、住民排除の脅しなど」（付属書 3、157 頁）である。

（1 5）タンジュン・パウ村の場合

「建設された施設の多くは、適正に利用することができない」（付属書 3、186 頁）状態にある。たとえば、「村役場は、住居地の片隅に建設された」（付属書 3、186 頁）り、「水供給施設が機能しない」（付属書 3、186 頁）などの事例がある。

「米、調理用油、灯油、豆類、塩漬け魚、調理鍋、小舟、その他の調理用品などの生活手当」（付属書 3、186 頁）が支給されたのだが、「2 年目には、住民への生活手当は、家族の人数に応じて、米という形によってのみ 6 カ月間だけ支給された」（付属書 3、186 頁）にすぎなかった。

（1 6）タンジュン・バリット村の場合

「公共施設については金銭補償がなされたが、新移住地に新施設を建設するためには使用できない金額」（付属書 3、197 頁）であった。それは、モスクが「住民の自助努力資金とイスラム教徒の寄付金によって建設された」（付属書 3、197 頁）ことに見てとれる。

補償金が不幸をもたらしたことも指摘されている。すなわち、「補償金を受け取ってから暫らくの間は、住民には、消費的で、非生産的な物品を買う傾向が見られた」（付属書 3、197 頁）からである。これまで自給自足の生活をしてきた住民に金を与える方法に問題があつたといわざるをえない。なお、補償金についてみれば、「交渉の余地があるため、権力と発言力

を有する人が威嚇を恐れている人々より有利」(付属書3、196頁)であった。

(17) 小括

3年間の支給であったはずの生活手当は2年間に削減されている。政府の約束にあった墓地への補償がされなかった。道路はアスファルト舗装がされなかった。公共施設は提供されたものの、劣悪なものがあったりしたため、モスクを寄付金で建設する村もあった。

その他

村名	補償の説明と実情
プロウ・ガダン村	<p>*金銭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幾人かの住民にとって補償金は高額であった。また、別の住民には少額であった。 ・一部の住民は補償金を農業部門のビジネスに利用している。また、一部の住民は浪費した。生活様式を一変させた。 <p>*墓地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の約束は、すべての墓地ごとに7万5000ルピアの補償金支払いだった。幾人かの住民にはいまだに補償がされていない。 <p>*集会ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な状態。十分な広さと幹線道路脇に位置している。 <p>*教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育インフラの進展では満足な施設増となっている。 ・大学卒業生が増加。16人の卒業生、10人が就学中。4人の講師を輩出している。 ・私立高等学校に教科書、講師、図書館などが不足している。イスラム小学校の校舎を利用している。 ・イスラム中学校では教師の給与と福利に問題あり。月収が1万5000から4万5000ルピア。
コト・マスジット村	<p>*金銭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償の対象となる住民資産に宅地(庭地、田地、養魚池、パラウィジャ地などを含む)と作物もあるが、補償価額が標準をはるかに下回っている。 ・生存のために種々の仕事(ゴム農園労働者、池掘り人、レンガ工、建設労働者など)に就いている。 ・生活手当が2年間支給。米、塩付け魚、灯油、食用油、落花生、調理用壺、丸木船、鍋釜、スプーン、砂糖、塩など。いくつかの世帯(宗教税の恩恵を受けている世帯と貧困層)はいまだに生活手当を必要としている。 ・「パティン」魚ビジネスのために開発資本が必要。ビジネス開発にける主要な問題は資本の欠如である。ブコピン銀行への融資申請があるが、思わしくなく解決に至っていない。それは、銀行にそのようなビジネスへの融資経験がないこと、資金割り当ての余地がないこと、住民の返済保証が十分でないことに理由がある。

	<p>*公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅲ部落では役場。環状道路などの状態は良いが、清潔な水供給施設が悪化している。第Ⅱ部落と第Ⅳ部落では飲料水ニーズとMCK（水浴び、洗濯、便所）を満たす清潔な水供給への緊要度が高い。県レベルでの改善案がいまだに討議の段階にある。 ・各部落につながる道路施設も未整備な状態。降雨時にはぬかるみとなり、通過困難となる。地域開発プログラムの下でのプロジェクト資金を利用しての道路改修のための努力がされているが、良好な効果が得られていない。道路補修が契約業者によって実施されたが、予算が浪費されるだけであった。
ラナ・スンカイ村	<p>*墓地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェチ・ユスフ・アザヒディ師の聖廟（16平方メートル）は非恒久的な建造物として1平方メートル4万8800ルピアの価額づけだった。 ・この聖廟を住民は自らの手で再建しようとしているが、いまだにきわめて簡素なものにとどまっている。 ・各々の墓地は7万5000ルピアの価額づけ。その補償額も住民には支払われなかった。 ・儀式挙行場にたいして何らの補償も支払われなかった。 <p>*学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イスラム小学校には何らの補償も支払われなかった。 <p>*伝統技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な漁業技術にたいして何らの補償も支払われなかった。
ルブック・アグン村	<p>*生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の住民が移住地の宅地と庭地を売り払い、その販売利益でクアラン・ジャヤ村に家屋を建設したのは、住民の経済状態が極めて厳しいからだ。これらの住民は15年間、生活支援に頼っている。 ・米は1世帯に年間50キログラム、塩漬け魚は1世帯に年間5キログラム、ココナッツ油は1か月3キログラム、灯油は1か月5リットル、砂糖は3キログラム、青エンドウは3キログラム、塩は1キログラム、石鹸は2個、大豆は2瓶（塩漬けと甘味漬け）。 <p>*村落開発の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2作物を栽培できるほどの十分な肥沃度の土地条件がある。胡椒、サヤエンドウ、ウコンなど。作物の植え付けはいまだに小規模な域にとどまっている。 ・織物の技術があり、基本原料が再定住地の周辺で入手可能。織物製品は家族ニーズのために使われており、販売目的に作られていない。
バトゥ・ブルスラット村	<p>*公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切性を欠く典型が村道。アスファルト舗装がされず、路面が土壌浸食の影響を受けている。街灯も備え付けられていない。 ・小規模モスクの状態が劣悪であり、宗教活動の遂行が妨げられている。移転当時に建設されていなかった。 ・住民の自助努力でモスクが建立された。

	<ul style="list-style-type: none"> ・16の墓地があったが、移転対象となったのは2ユニットのみ。移転について政府の負担はなかった。 <p>*生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活手当の支給は2年間のみ。 ・雇用の機会を得ることは困難。 ・井戸は建設されず、雨水溜めタンクが与えられた。清潔な水供給施設は4カ月間稼働したのみ。 ・MCKは建設されず、粗末なトイレが設けられたのみ。 ・乳牛が配られたのはビナマン村、ラナ・スンカイ村、ルブック・アグン村のみであり、受益者も一部に限られた。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・公共墓地の移転経費の支払いを求めている。 ・小規模モスク「ムショラ」、村道、墓地、学校、村役場、集会所、モスクなどが提供されたが、いくつかは不適切。その典型は村道。アスファルト舗装ではなく、土壌侵食を受けている。「ムショラ」は場所的にふさわしくない。 ・侵食された土砂が流れ込み、雨で庭地を冠水状態にする。 ・移転当初、モスク、イスラム小学校、幼稚園が提供されなかった。住民の自助努力で「ムショラ」が改善。 ・幼稚園とイスラム小学校のための校舎がないため公立小学校の校舎の一部を使用。サッカー場がないため他村に出かけて行っている。 ・ダム湖利用（養殖漁業と観光地）の潜在的可能性がある。いまだに十分な支援措置が講じられていない。魚価が不安定。ダム湖の水位が上昇すれば魚価も上がるが、水位が下がると魚価も下がる。 ・32世帯が「地域開発プログラム」から借入れを行おうとしている。 ・廃材によるダム湖の環境汚染。
ボンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン道路は舗装されているが、住宅道路と農道は舗装なし。 ・多くの橋が破損したまま。 ・重要な生計手段を失ったため、他の村へ働きに出ている。 ・化学肥料の提供を受けることになっていたが、実際に受け取ったのは1回だけ。その他の肥料は村の役人に売りさばかれた。
マヤン・ボンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（小学校、モスク、ムショラ、イスラム小学校、幼稚園、村役場、公立公共ホール、協同組合事務所、社会保健所）が提供された。 ・主要な道路はアスファルト舗装。枝道は土砂と石を固めたりしたもの。 ・墓地は2ヘクタール。そのうち約1ヘクタールは沼地に位置しており、使用できない。 ・MCKの建設に政府補助金は提供なし。
ボンカイ・イスティコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4校は住民の自助努力で建設された。 ・道路建設は村長の寄付金1600万ルピアと住民分担金で行われた。地方政府が3.5キロメートルの道路舗装計画を発表したが、2キロメートルの舗装であり、残りは砂利を固

	<p>めただけ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各世帯にMCKの設置を政府は約束したが、まだ実現されていない。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・モスク2棟、小学校1校、村役場、KUP Tの建物、診療所などが提供された。 ・勾配の大きい道路は雨季に通りに通りが困難になる。道路が土壌を固めただけのものだから。 ・上水設備の供給が約束されていたが、口先だけだった。MCKの提供も約束されたが、実現されていない。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸が128ユニットつくられた。破損状態がひどく、水質も悪く、臭いがする、黒ずんでおり、調理や飲用に不適。乾季には多くの井戸が枯れてしまう。 ・清潔な水供給のためOECF資金で党首工ダム建設が行われてきたが、水漏れが発生して全面的な運行ができなくなった。 ・各世帯にMCK設置の政府約束があったが、利用可能はトイレだけであった。そのトイレも使いにくいものであり、住民はあまり利用しなかった。 ・ウラヤット森林2000ヘクタールのうち1000ヘクタールがミナカヌア社によって伐採されてしまった。 ・パダサ社によるアブラヤシ残滓のダム湖への投棄がある。 ・水面の不安定性から漁業収入の減少がある。 ・米、パーム油、塩、灯油、大豆油、塩漬け魚などの生活支援を2年間受けた。それが過ぎてからゴム園を売ってしまった住民が発生している。
コト・トゥオ村	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の移転費用は1墓当たり75000ルピアの約束だったが、いまだに支払われていない。 ・旧村で住民の自助努力で建設された灌漑施設には何らの補償も支払われなかった。 ・MCKの提供という約束はトイレを除き実現されず。そのトイレも使用に適さず。1メートルの深さの穴を厚板で蓋っただけのもの。
ムアラ・マハット・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・便所だけは用意されていたが、最悪で不衛生だった。エルボ型の管だけで1メートルの高さの厚板で囲まれていただけ。短期間で使用しなくなった。 ・村道はアスファルト舗装がされていなかった。電灯が備え付けられていない。 ・墓地の移転費用は支払われなかった。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水ポンプ付きパイプ配水システムにより給水できたのはたったの一週間。また、第1村と第3村には給水できなかった。 ・給水システムの運営維持費は供与されなかった。運用訓練も実施されなかった。 ・住民は不満のため配水網と給水施設を破壊してしまった。 ・いくつかの掘りぬき井戸は取水のための深さが12メートルしかなく、乾季には特に日常生活のニーズを満たす清潔な水を手しづらくなっている。 ・122ユニットの掘りぬき井戸のうち水源として利用できるのは30ユニットのみ。これらの井戸は湿地に位置しており、水質が劣悪である。 ・用意された便所の腐敗タンク壁は木製であった。耐用年数はたった1年であり、使用不能となっている便所は50%にも達している。

タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の多くが適正に利用されない状態。それは、施設の場所と設計から住民の参加機会を与えられなかったから。そのなかでも水供給施設が典型。 ・村役場は新村の中心部でなく住宅地の片隅に建設された。 ・生活手当は、1年目に米・調理用油・灯油・豆類・塩漬け魚・調理なべ・小舟・その他の調理用品、2年目に米だった。2年目は6か月に限られた。また、ゴム農園が本来あるべき姿でなかったゆえに深刻な生活手当不足を生じた。
タンジュン・バリット村	<ul style="list-style-type: none"> ・補償金額は交渉次第だった。権力者と発言力のある人は甘い汁を吸うことができた。 ・モスクは住民の自助努力資金とイスラム教徒の寄付金で建設された。 ・村資産への補償総額は1億3500万ルピア。これは、モスク1ユニット、小規模モスク3ユニット、サッカー場1ユニット、市場、墓地、村役場3ユニットに使われた。

第3 移転後の実態（本件 SAPS に示された被害2）

移転後も被害は解消されることなく続いていた。だからこそ住民の被害は深刻になっていったのである。本件SAPSはこの実態も丁寧に報告しており、そのなかから生活に不可欠な所得創出と水供給についてまとめた。

1 所得創出

(1) ゴム農園など

第4章第3で各村ごとのゴム農園の被害実態を明らかにしてきた。これらを一言でまとめると、「当初のゴム開発努力は、リアウ州と西スマトラ州の双方において不満足な結果に終わった」（中間報告書、86頁）といえる。だから、「両州において事業影響を受けた世帯向けゴム栽培の全面的な再植林/復旧が必要となった」（中間報告書、86頁）のである。

リアウ州での状態を見てみよう。

1991年から1996年の間にリアウ州政府は、「11カ村において、事業影響を受けた世帯3446世帯のために、ゴム樹の植え付け事業を実施」（中間報告書、86-87頁）している。しかし、「ゴム樹の大多数は、粗雑に植え付けられたために、枯れ死してしまった」（中間報告書、87頁）のである。その原因は、「契約者による無配慮な植え付けと初期メンテナンスの不足にあった」（中間報告書、87頁）こと、「地方政府と事情影響を受けた世帯の間にはコミュニケーションがなく、また適切な調整も行われなかった」（中間報告書、87頁）ことにある。

この失敗を復旧させるため1999年から2000年にかけて再植林が行われた。「ゴム樹は農民自身によって植林され、また手入れされた」（中間報告書、87頁）ことから、「満足できる状態で成長してきている」（中間報告書、87頁）と評価されている。復旧の対象となったゴム農園は6892ヘクタールであるが、「163ヘクタール相当の地域は、水準以下であることが判明している。その原因としては、2001年に洪水被害を受けたこと、また幾つかの場合には、土壌がゴム樹に向いていないこと」（中間報告書、87頁）が指摘されている。再植林でも失敗した地域とは、「バトゥ・ブルスラット村、ムアラ・タクス村、ビナマン村、コト・マスジッド村」

(中間報告書、87頁)の4か村である。

「満足できる状態」の割合は、「必要な水準の状態にあると見なされている事業影響を受けた世帯向けのゴム農園の割合は80%」(中間報告書、87頁)であり、残り20%は水準以下とされる。

西スマトラ州ではどうか。

「ゴムの植え付けが成功しているのは、50ヘクタール(3%)のみで、残余の地域は、完全に失敗状態」(中間報告書、88頁)である。たしかにメンテナンスは住民に任せられたのだが、「失敗の主な理由は、契約業者による粗雑な植え付け」(中間報告書、88頁)にあり、ほとんどが枯れ死してしまった。粗雑な植え付けの影響は土地の境界にも出ており、「各々の農民の土地の境界が、現在明確に画定されておらず、明らかに70%の農民が、どこまでが自分自身の土地であるのか認識できていない」(中間報告書、88頁)状態だ。

復旧作業は、「農民と地方政府との間の共同作業により、再植林」(中間報告書、88頁c)として行われた。残念なことに、植え付けから約3カ月後、「ゴムの大多数は、火災によって消失してしまった」(中間報告書、88頁)のである。

つまり、「このような復旧は、リアウ州では、より長期の開発アプローチを用いることにより、比較的的成功裡に実施された。これに対して、西スマトラ州での、繰り返しの短期的アプローチは、更なる失敗を招来した」(中間報告書、86頁)といえる。

当初のゴム農園の開発コストについて「完全な記録が残っていない」(中間報告書、88頁)なのでその内訳は不明であるが、復旧についてのコストは明らかにされている。

リアウ州における、開墾・植え付けの準備・植え付け・施肥・除草・運搬の作業に対する補助金は、「各々の世帯に対して支払われた合計は、101万ルピア」(中間報告書、88頁)であった。さらに、ゴムの苗木・肥料・農具・殺虫剤の資材に対するコストは、「1世帯当たり55万ルピア」(中間報告書、88頁)とされた。合計で156万ルピアとなる。加えて、メンテナンスへの補助金として2000年に1世帯当たり50万2500ルピア、2001年に39万7500ルピアが支給された。こうした補助金があっても「彼等の生活費を賄うのには十分でなかった」(中間報告書、89頁)のである。

西スマトラ州では、「1世帯当たり70万ルピアの植え付け補助金が支給」(中間報告書、89頁)された。前述したように、火事でほとんどが消失してしまったことから、「地方政府は、これらの地域については、もはやメンテナンス補助金を支給しなかった」(中間報告書、89頁)のである。

一方、ゴムと比べて「アブラ・ヤシの開発の方が、一般には成功の度合いが一段と大きい」(中間報告書、86頁)とされる。だからであろうか、「ゴムの苗木の植え付けの場合よりも、一段と秩序立った形で、かつ満足できる方法」(中間報告書、90頁)でアブラ・ヤシ農園は開発された。具体的には、「中核農園プログラム(PIR)型方式」であり、「小規模農園が入植農民に譲渡される以前に、中核農園によって造成され、かつ成熟期に達するまで管理される」(中間報告書、90頁)ものだ。

「リアウ州における事業影響を受けた世帯のためのアブラ・ヤシ農園は、そのうちの80%

が良好な状態であるのに対して、20 %が不満足な状態」(中間報告書、90 頁)にある。成功の度合いが大きいとされるアブラ・ヤシであっても 20 %の不満足があることは看過できるものではない。

(2) 漁業など

強制的な移転は収入源の多様化を余儀なくしている。これまでの自給自足的な部分を多く残していた生活の基盤を奪われ、電化などの近代化にともなって現金収入に頼る必要が出てきたからである。「多様化する収入源のうちで、現在最も人気があるのは漁業」(中間報告書、62 頁)だ。

漁業を主な収入源とする村には 8 カ村がある。そのうち「バトゥ・ブルスラット村、ビナム村、ポンカイ・イスティコマ村、ムアラ・タクス村、コト・トゥオ村は、貯水池での採取漁業又は養殖漁業の点で、地理的な有利性が高い」(中間報告書、62 頁)とされる。プロウ・ガダン村とコト・マスジット村では内水面漁業を主な収入源としている。これらの村は、「低地部分に位置しているか、ないしは小規模河川を有していることから、内水面漁業を行ってきた」(中間報告書、92 頁)のである。

ガンビル栽培を主な収入源としているのは、タンジュン・パウ村、タンジュン・バリッド村、グヌン・ブンス村の 3 カ村である。前 2 カ村の場合は、「移転以前の旧村での共有地を利用して、『ガンビル』栽培」(中間報告書、92 頁)をしており、後 1 カ村が「食糧作物のための農地において、『ガンビル』を栽培」(中間報告書、92 頁)している。なお、「バトゥ・ブルスラット村にはガンビルの加工工場が存在しているのであるが、興味深いことに、リアウ州の再定住村の間では、ガンビル生産はそれほど人気はない」(中間報告書、62 頁)。

コト・マスジッド村、ラナ・スンカイ村、バトゥ・ブルスラット村、コト・トゥオ村では家畜飼育にも関心が高い。しかし、「家畜飼育の面での多様化の水準は、未だ初歩的な域にとどまっているか、ないしは試行錯誤の段階」(中間報告書、63 頁)にある。

漁業やガンビルを主な収入源としない村では賃金労働に頼ることになる。「賃金労働への従事者が最も多いのは、ラナ・スンカイ村である。これに続いて、バトゥ・ブルスラット村、ポンカイ・バル村、タンジュン・アライ村、コト・トゥオ村、グヌン・ブンス村、タンジュン・パウ村、タンジュン・バリッド村でも、賃金労働従事者が多い」(中間報告書、63 頁)。これらの村の特徴は、「農業のために利用できる天然資源に恵まれていない」「利用可能な農業資源が、良好な形では利用できない」「農業に関する知識と技術が、他の村と比べて遅れている」「農業活動の点で、村全体の組織化に成功してきていない」(中間報告書、63 頁)という状態にあることだ。

では、収入について見てみよう。

ゴム農園からの収入は、ゴム樹の樹齢に左右されるが、2 ヘクタールでの年間収入として「800 万ルピアから 1700 万ルピア」(中間報告書、93 頁)である。ほとんどの世帯が漁業に従事しているポンカイ・イスティコマ村における漁業の年間収入は「約 1100 万ルピア」(中間報告書、93 頁)となっており、ゴム農園から得られる収入と遜色がない。

ところが、漁業を主な収入源としている世帯が 65 %を占めるバトゥ・ブルスラット村では

「300 万ルピア」（中間報告書、94 頁）と少ない。この村では「約 20 %の世帯は、木材労働者として収入を得ている。木材労働者の年間収入は、400 万ルピアと推定」（中間報告書、94 頁）されている。いずれの収入源であってもゴム農園からの収入に及ばない。

内水面漁業を主な収入源とするコト・マスジッド村では、「800 万ルピア」（中間報告書、94 頁）しかない。「それ故、彼等はまた、日雇い労働者として働くか、ないしは農園地域において間作を行っている」（中間報告書、94 頁）のである。

ガンビル栽培を主な収入源としているタンジュン・バリット村では漁業と日雇い労働を補充的収入源としているが、「これらすべての活動の年間収入は、ゴム栽培（2 ヘクタール）からの収入よりも遥かに少ない」（中間報告書、94 頁）のである。

世帯の 90 %が農園労働に従事しているポンカイ・バル村で、「ゴム農園労働者の収入は、200 万ルピア」（中間報告書、95 頁）にすぎない。「それ故、この村においては、経済状態は、極めて深刻」（中間報告書、95 頁）なのである。

ゴム農園の収入と同レベルの漁業収入をあげているポンカイ・イスティコマ村でも問題を抱えている。「2002 年には、漁獲高が減少」（付属書 3、112 頁）しているのだ。これには、「電気漁法の影響」と「ダム湖の不安定な水面（水位上昇）の影響」（付属書 3、112 頁）などが考えられている。稚魚の放流なども試みられているものの、「その効果は上がっていない」（付属書 3、112 頁）。

(3) 小括

ゴム農園の当初開発は「不満足な結果」に終わった。だから、「全面的な再植林-復旧が必要」となった。リアウ州では「比較的に成功裡に」その成果が出ている。そうであっても、20 %の農園が必要な水準に達していないのである。西スマトラ州では「更なる失敗を招来」してしまっている。そして、再植林などの補助金でみると、住民の生活を賄うには「十分でなかった」のである。

成功の度合いが高いとされるアブラ・ヤシでも 20 %の農園が「不満足な状態」にあるように、これまでの生活を支えていた収入源が損なわれ、移転後の生活は苦しくなっていた。

そうなると収入源を他に求めることとなる。漁業とガンビル、賃金労働が中心的なものとなるのだが、一部を除いてそれらから得られる収入はゴム農園から得られる収入に及んでいない。そのなかでも高い収入となっている漁業において漁獲高が減少しており、今後不安を残している状態だ。

所得創出（ゴム農園、漁業など）

村名	現状と問題点
プロウ・ガダン村	<ul style="list-style-type: none"> ・村長は要望書を提出した。その内容は、各世帯に2ヘクタールの土地を完全に与えること、67の新規世帯に追加的な土地を用意すること、第Ⅱ農園の証明書を発給することである。 ・ゴムの苗木が植え付けられていたのは第Ⅰ農園（各世帯1ヘクタール）のみであり、この植え付けも不成功であった。 ・2000年10月、第Ⅱ農園（各世帯0.8ヘクタール）で植え付けのために下草刈りが農民自身の直接管

	<p>理の下で行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府と村落共同体の間の決議に基づき、ゴム農園の管理は村落共同体の管理下に置かれた。調整活動を容易にするため、19グループに分けられ、1グループは24～43世帯で構成され、全てのグループが「農民グループ連合」の下に結合された。 ・だが、農民はどのグループに属しているのかを認識していない。了解のないままに強制的に設立されたもよう。農民への訓練、指導が必要。 ・資金、化学肥料、殺虫剤の不足のためゴム農園の維持状態がよくない。特に白アリと菌類を駆除できていない。それは低所得者に顕著。 ・パラウィジャ地にはココナツ、ピンロウ、ゴム、ドリアン、ランブータン、マンゴー、バナナ、ミカンなどが植えられ、また養魚池としても利用。 ・ミカン農園の場合、多くの果樹が生産力を失い、維持管理も十分でない。他の作物に特段の問題はない。 ・養魚池の多くは管理状態がよくない。乾季に水の確保が難しい。良好で生産性が高いのは14%にすぎない。 ・養魚池の問題解決のため「地域開発プログラム」の下での回転資金が提供されたが、極めて少額だった。その恩恵は一握りの住民。 ・ダム湖での漁獲には漁網が限られている。運転資金の確保が期待されている。 ・牧草地がないことから家畜ビジネスの潜在的可能性はない。だが、ヤギ、鶏、アヒルの飼育の余地はある。
<p>コト・マスジット村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1992年と2000年に植え付けが行われた。一部は沼地であり、その部分には植え付けがされていない。 ・1999年の植え付けは主に象の食害により失敗。また、契約業者が技術指針通りに作業をしなかったことも原因。よって、ゴム樹液を採取できるのは15%のみ。 ・255世帯主分に相当するゴム樹が水没しなかったため、この分からの収穫がある。 ・住民自身がゴム樹液を採取する場合と労働者などに委ねる場合がある。委ねる場合は、生産物分与比率は1:3。 ・メンテナンス資金が供与されたが、約15%の農民はメンテナンスに無頓着。彼らは他所に働きにでていたから。 ・象、イノシシ、白蟻、キノコが害獣、害虫、病原菌。天然資源保全局の到着が遅すぎたため、ゴムの木は消えた。 ・植え付けの技術訓練が実施されたが、プログラム通りに行動しなかった。他に仕事を持っていたから。訓練に参加した住民は比較的に少数だった。 ・米とトウモロコシは作付習慣がなく土地条件も適していなかったためほとんど作付されず。 ・大半がパティン魚の養魚池での漁業活動であり、ダム貯水池ではごく少数のみ。養魚池でのえさ代は2万5000～3万5000ルピア。漁業生産高は1日当たり3トン。資金不足のため多くの養魚池が未使用のまま。パティン稚魚の購入に一匹当たり2500～3000ルピアする。一つの養魚池に最小限5000匹とすると1250万ルピアが必要な資本となる。プコピン銀行への融資申し込みを100人の住民が行っている。しかし、融資は実現していない。金持ちなど幾人かが融資を受けた。 ・販売目的の家畜飼育がない。 ・木材の十分な供給量を得るために10昼夜を森林で過ごす。

ラナ・スンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・63世帯の新規世帯があるが、彼らのためのゴム農園の土地はない。 ・植え付け後2年経ったゴム農園の約束だったが、移転先ではゴムの植え付けがされていなかった。生産可能となる前に樹液の採取をしようとしている。 ・1グループ20～25人の13グループが結成されたが、組織原理と運営方法が理解されていないため、活動は補助金の分配の際のみだった。 ・ゴム農園の手入れが行き届いていない。多くの苗木が枯れ死した。 ・裏作の農作物は害虫被害を受けている。 ・養魚池の管理状態はよくない。養殖知識の低さと資本不足のため生産性が低い。 ・畜産の潜在的可能性は低い。天然の牧草を確保できないから。
ルブック・アグン村	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラヤット地に移転後のゴム農園。2ヘクタールに約800本のゴムの立木への補償は1800ルピア。 ・3年を経たゴムの木、2年の生活支援後にゴム樹液の採取できる約束だったが、ゴムの植え付けはなかった。 ・20名ごとの11グループに分けられている。グループ構成員は交渉により経営陣を選ぶ。経営陣は生産の調整、森林当局との連絡担当者の役割を演ずる。行政事項も処理する。 ・ゴム農園の大部分はモノカルチャー方式での植え付け。水は周辺の河川から。その恩恵は川岸に位置している農園のみ。 ・大部分は傾斜のある丘陵地。土地の肥沃度も比較的良好で、降雨量も多い。土地管理は政府のみによって続けられている。 ・農民には賃金の形で供与される補助金は50万ルピア。行政事項/ニーズ経費として5万ルピアが差し引かれる。これに、目印と穴掘り経費で1万ルピア、下草刈りで15万ルピア、段庭経費で15万ルピア、初期施肥で10万ルピア、栽培管理費で30万ルピア。 ・メンテナンス経費として、段庭の建設/補修費15万ルピア、除草費10万ルピア、施肥費10万ルピア、枝揃え費5万ルピア、害虫/疾病駆除費5万ルピア、下草刈り費5万ルピア、剪定費3万ルピア。これらは賃金の形で支払い。2000年までに3回の支給があった。肥料支援もあった。 ・平均枯れ死率は15%、一部地域は50%。枯れ死した種苗が75%ある。 ・害虫/害獣の被害。保護柵でも十分ではない。 ・ゴム苗木の植え付けに数回の技能訓練が実施された。別の仕事を持つ人は参加できず。 ・米はもっぱら住民自身の消費。ビンロウの一部は市場で売られる。 ・漁業はダム貯水池と養魚池。養魚池は10%の住民が従事。 ・ゴム樹の共有もあり、対象地は未開発のウラヤット地。 ・ヤギと乳牛が主な家畜。放牧地として利用できる土地がない。 ・林業は、15日間ほど森林に入る。
バトゥ・ブルスラット村	<ul style="list-style-type: none"> ・村落共同体の管理下でゴムの植え付けが行われたが、成果はゼロだった。ゴムの木が植えられなかったからだ。その後、住民は各自で植え付けをした。成功したのはごく少数。 ・成功しているゴム園は35%、残りの65%はジャングルか草地に戻っている。そのため、乾季の火災発生、イノシシなどの動物被害の問題がある。ネット罠などの効果は芳しくない。枯れ草による農園火災防止のため除草が必要だが、7～8キロ離れているため集約的に行われていない。メンテナンスのためゴム農園に一週間ほど滞在する必要があるが、その間は他の仕事ができずに金銭獲得ができなくなる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・農園へのアクセス改善のためダム湖をまたぐ橋の建設、道路の建設、メンテナンス資金の追加、「中核パートナー」制度の採用でゴム樹の管理、を必要としている。 ・「季節地」での園芸は土壌条件の悪さのため育ちが悪い。腐植土は薄く、吸水性で硬質性、1～1.5メートルの深さまで岩だらけ。 ・パラウィジャ地は社会共同体の共同管理下にある。マンゴーとミカンが植え付けから数年が経つのに結実していない。 ・ダム湖での漁獲方法として漁網と「克蘭バ」がある。「克蘭バ」にはカンパル県政府の予算計画で助成があるが、収入の落ち込みが見られる。魚苗の数が減ってきていること、他の養魚方法を持ち合わせていないことが原因。
<p>ピナマン村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴムの樹齢は平均20か月。成功しているには総面積の60%。植え付け条件は良好なのだが、メンテナンス不足。ゴム園まで遠いためメンテナンスを集約的にできない、ゴム農園に3日間の滞在のため漁獲活動ができずに収入機会を失う、資金不足、資金が遅延する、動物被害、丘陵地のため除草や水やりが困難、グループ会合の場所がないなどのため。 ・ダム湖に2本の橋の建設、メンテナンス費金の増、間作としてガンビル栽培を必要とする。 ・パラウィジャ地の多くは耕作されていない。陸稲の植え付け努力が成功していない、土壌に保水能力がない、土地改良の資金がない、動物被害のため。 ・パラウィジャ地と住民共有地でも土壌に肥沃度が低い耐性の強い硬質作物の育成のみ適している。資金不足もある。 ・ダム湖の利用の潜在的可能性がある。廃材による環境汚染が問題。漁獲手段と設備に十分な支援措置がない。問題克服策として、湖辺までの新道建設、魚苗を増やす、ダム湖を浄化、2本の橋の建設がある。
<p>ボンカイ・バル村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10%のゴム農園ではゴムの木の生長は良くない。また、手入れが行き届いていないゴム農園が約100ヘクタールある（全体で400ヘクタール）。 ・ゴム栽培はモノカルチャー方式。植え付けは1999年であるため樹液を採取できない。移転が1996年ゆえ、移転時に植え付けがされていなかった。 ・ゴム農家グループが8グループ（1グループは25名）結成されたが、実際に活動してきているのは4グループだけ。 ・当初植え付けのための肥料代が1世帯18万ルピア支給された。ここには施肥作業コストは含まれず。 ・植え付けの一連のプロセスに1世帯当たり100万ルピアが要したが、実際に受け取ったのは1世帯当たり55万ルピア。この減額は政府役人の仕業。 ・農園の手入れコストは4か月で25万ルピア。このコストはまだ支払われていない。理由も不明。 ・イノシシ被害が甚大。 ・パラウィジャ地は1世帯当たり0.4ヘクタール。実際に耕作されているのは約10%。 ・パラウィジャ地での栽培は、トウモロコシ、ピーナッツ、インゲン豆、キャッサバ。 ・一部の住民が乳牛とヤギを飼っている。総数30頭の乳牛は「地域開発プログラム」資金によるもの。 ・庭地は0.1ヘクタール。ココナツ、ミカン、ビンロウなどの植え付けがされているが、多くは結実していない。 ・イノシシだけでなく放し飼いの家畜もパラウィジャ地の作物を食べてしまう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料は高価であり、そのマーケット地が遠く、入手が困難。 ・農民は作付状況などをフィールドワーカーに相談してきたが、過去3年間にフィールドワーカーが来村していない。 ・農民組合の預金を農業経営資本に充てることができたが、農民組合の理事が持ち逃げしてしまった。以降、農民組合の活動は停止している。
マヤン・ポンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヘクタール当たり264本。1996年の移転当時はPIR方式のゴム農園に賃金労働者として働いた。賃金は3500ルピア。1997年に移転農民に手渡された。この時点でアブラヤシは樹齢3、4年で生産可能な状態だった。 ・アブラヤシ農園が手渡された後にローンの返済が始まる。返済には収穫物から30%（約1600万ルピア）が差し引かれた。ローンの大半は3年以内に返済された。農園の栽培と経営コストは農民負担。 ・農園会社への生産物販売を組織するため農民グループが結成された。24グループがあり、一つにまとまって農民グループ協同組合を組織。 ・アブラヤシの生産量は2ヘクタールで1か月当たり平均3トン。最近では1から3分の2トンしかない。それは、化学肥料を購入する余裕がない。4種類の肥料が必要だが、3か月に1度の1種類を施せるにすぎない。アブラヤシ1本に3キロの化学肥料の投与が必要だが、化学肥料が値上がりし、アブラヤシの価格が値下がりしているため、50%しか化学肥料を使えていない。定期的な施肥は25%の農民のみ。一部が鶏糞で代用しているが、菌類を発生させてアブラヤシを腐らせている。 ・村協同組合には融資できるだけの能力がない。 ・アブラヤシは25年で植え替えするが、11年経過しているのに植え替えが必要となっている。植え替えについて毎月2万5000ルピアの保険料を支払っていた。 ・土地条件は一季性の作物の栽培には向かない。 ・輸送コストは農民の負担。そのためPTPV社の買い上げ価格より外部の価格が高い場合、外部に売ろうとする農民がいる。農民グループが十分に組織されていないためだ。 ・追加的所得のため0.5ヘクタールのパラウィジャ地を耕作している。大半の住民はアブラヤシを植え付けている。それは、季節性の作物に適さない土地だから。 ・自宅のパラウィジャ地にココナツ、ジュンコル、ピンロウ、パイナップルなどを植え付けている者もいる。 ・ブロイラー生産の鶏舎が10か所あり、それぞれに4000羽が飼育されている。多数の糞がハエを発生させる問題がある。
ポンカイ・イスティコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・地方政府予算の回転基金を根拠に住民はゴム農園の造成に踏み切った。ダム湖の対岸のウラヤット地700ヘクタールを対象とする構想が出たが、承認されたのは450ヘクタールだった。回転基金からの借入れは2ヘクタール当たり800万ルピアの割合での配分だった。この資金は初年度における種苗の入手、整地、栽培と手入れに充てられた。返済方法と細則について地方政府との合意がされていない。 ・移転前は農業を生計手段としていたが、移転後は97%が漁民となった。漁民には三つのタイプがある。漁獲方法に三つのやり方がある。雨季の3か月に漁獲高が多くて一週で30キログラムとなるが、通常は一週10キログラム。 ・ナマズは1キログラム2万5000ルピア、燻製魚は1キログラム2万～2万5000ルピア（ナマズの燻製は7万ルピア）。当村の燻製魚の質は最高とされている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気漁法の影響、他村の住民が参入、ダム湖の水位変動により2002年水揚げが減少した。いくつかの種の魚の放流がされたが、効果が出ていない。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住地とゴム農園との距離は2～7キロメートル。契約業者によって造成される予定であったが、種苗はほとんど植えられておらず、わずかに川辺にあった程度。住民自身が植え付けることとなり、18グループが組織された。1995～97年の第I期植え付けは2ヘクタール当たり46万ルピアが供与された。しかし、手入れコストはなかった。この期のゴムで採取可能となっているのは全体の5%。1キログラム当たり2300ルピア。 ・第I期植え付けの失敗は、動物被害、手入れが不十分、農園への道路が通行困難、土地開墾時に一部が消失にある。 ・2000年に第II期植え付けがモノカルチャー方式と間作方式で行われた。手入れコストが1年間供与された。今後4年間の生長プロセスの如何によって成木に育つかどうか。 ・パラウィジャ地に自己資金で陸稲と第2作物を植え付けた。しかし不満足な結果となった。土地にはガンビルなど硬質作物が適している。 ・2000年にコミュニティ・フォレスト計画が森林省から打ち出された。植林方式が適切でないため多くの植物が枯れ死している。契約業者が準備作業と植林をしたが、住民への権利譲渡もなく手入れコストも支出されていない。 ・一部の住民は漁業にでかける。また養魚池やいけすをもつ者もいる。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム園の保全状態は良くない。イノシシ被害があるため。 ・一部の住民は日常的ニーズを満たすためゴム樹の生産可能となるまでの待てず、ゴム農園を売らざるを得なくなった。基本的な生活必需品の援助は移転から2年間しかなかった。 ・リハビリ農園での植え付けに1ヘクタール当たり476本、化学肥料と殺虫剤を受け取った。植え付け後に1年間の保全資金1ヘクタール当たり50万ルピアを支給された。2年目に1ヘクタール当たり45万ルピアの保全補助金、1ヘクタール当たり3万ルピアの苗木植え替え資金、1ヘクタール当たり30キログラムの化学肥料が支給された。こうした資金も基本的な生活ニーズに充当してしまう。 ・ゴム農園の80%が斜面地帯にある。そのため地滑りが起こりやすい。そこまでの道路も舗装されていないため通行困難になる。 ・ゴム農園の管理のため16世帯1グループが15構成されている。補助金はグループを通じて配布される。だが、グループ活動は補助金配布に限られ、その他の活動はない。手動式噴霧器が1グループに2ユニット配布されたものの、利用方法が不明確のままだった。 ・ゴム樹はモノカルチャー方式で栽培。
コト・トゥオ村	<ul style="list-style-type: none"> ・多数のゴム樹が白蟻とキノコの被害を受け、一部が枯れ死。成熟に達せず、ゴムの生産はない。 ・農園への道路が土壌侵食のため破損しており、補修もないことから農園の手入れが十分でない。 ・24～30世帯を1グループとして20グループ設立されたが、援助があるときだけ活動する。 ・事業見込みがあるのがオレンジ栽培。漁業への依存が大きいが、漁獲量が減少している。
ムアラ・マハット・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・アブラヤシの管理は「中核農園プログラム」方式。894ヘクタールが447世帯で所有されている。各世帯に2ヘクタールあるべきだが、実際はそれ以下しかない。 ・成長段階はラマ・ジャヤ・プラムクティ社によって管理されている。収穫できる段階になって貸与方式で引

	<p>き渡される。住民は7年間で返済することになる。1回目と2回目はアブラヤシ生産総額の20%、3回目以降は30%である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アブラヤシの樹齢は平均9年。平均生産高は2ヘクタール当たり月間2トン。過去5年間は生産高に落ち込み傾向。その原因はメンテナンス（とくに肥料）の費用削減。 ・アブラヤシの価格決定に農民は交渉力を持たない。販売は村営協同組合を通じてラマ社に対して行われる。2ヘクタール当たり月2トンの生産量であれば農民の純収入は約20万ルピア。 ・輸送路が多数の樹木に覆われているため通り抜けが難しい。農園内の橋梁が破損している。雨季の河川侵食のためアブラヤシ農園の一部が破壊されている。砂礫性土壌のアブラヤシ農園では生育が十分でない。 ・アブラヤシは22グループの生産管理の下にある。1グループ15～32世帯。 ・食糧作物地域はメンテナンス作業が行われていないため雑草に覆われている。この土地の一部に果実作物が植えられている。 ・市場とパラウィジャ地が離れているため、場合によっては輸送費の方が高くなってしまふ。庭地の多くは良好なメンテナンスの下にある。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・植え付け3年後のゴム農園の供与が移転補償であったが、実際はゴム樹がなく灌木が生い茂っていた。土地条件も丘陵地、湿地、灌木林とまちまちだった。苗木納入業者による植え付けは成功していない。道路脇に植え付けられていただけ。 ・この状態に住民はデモを挙行政した。1999年に政府は再植樹計画を実施した。このときは住民の手で植え付けが行われた。樹齢が2、3年のため樹液採取ができず、最大の所得源となっていない。大多数のゴム農園ではモノカルチャー方式での植え付け。 ・ゴム加工は農民グループを通じて行われる。1グループの構成メンバーは16～20人、14グループが設立されている。グループは理事会によって管理される。理事会の役割は土地作業の賃金、生産投入財の配分の調整。 ・除草と伐採のための賃金として1ヘクタール当たり50万ルピアの資本が全額投入された。しかし、そのうち10万ルピアが村営パラウィジャ地の運営費として使われた。 ・植え付けコストは1ヘクタール当たり65万ルピア。植え付け目印と穴掘りの賃金として1ヘクタール当たり15万ルピア、雑草の収集と焼却に10万ルピア、種苗配布に5万ルピア、植え付けに12万5000ルピア、基本肥料に4万ルピア、除草に6万ルピア、段庭づくりに12万5000ルピアだった。 ・種苗は政府が提供した。植え付けは住民が行い、賃金は5万ルピアだった。 ・第2次植樹コストは植え付けから施肥までの賃金総額は1世帯当たり95万ルピア。 ・白蟻とキノコ病原菌のため殺虫剤が支給され、イノシン防止のため排水溝が設けられた。 ・農園局はクラス講義とフィールド演習の訓練を行った。参加者は60名。 ・ミカンやトウモロコシなどの食糧作物ビジネスが試みられたが、最終的には中止となった。これらの作物生産だけでは日常的なニーズを満たさないため。 ・約20ヘクタールの養魚池があるが、水供給が不十分のため頭打ち状態。いけす船養殖漁業ビジネスは始まったばかりの段階。 ・ガンビル農地は200ヘクタールあるが、期待されたような生産力を上げていない。
タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・移転補償として供与されたゴム農園は1世帯当たり1.7ヘクタールだった。1993年のゴム樹植え付け

	<p>はアスパリンド社によって実施されたが、失敗だった。農園全体の5%においてのみ植え付けがされただけだから。その植え付けも道路脇だった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の約束では1993年の移転時に樹液採取可能なゴム農園であったはず。1999年に住民はデモを敢行し、要求を実現を求めた。これへの回答として政府は種苗と資金を供与した。1世帯当たり70万ルピアと100ユニットのローカル種。 ・供与された種苗は大半が枯れ死に近い状態であった。ゴム農園は満足なメンテナンスが行われておらず、肥料も施されず、疾病と害虫対策も講じられていない。高い雑草を刈る程度のメンテナンス。よって、乾季に1週当たり約3トンの生産しかなく、しかも採取労働者との生産分与1:3になっている。 ・野生動物対策も講じられていない。殺虫剤を買う資力がなく、1か月に2本程度のゴム樹が枯れ死している。防護柵を建設したい意向もあるが、資材購入ができない。ゴム農園に通じる道路も地滑りで破損している。 ・庭地で食糧用作物を栽培している。多くはカシューナッツと食べられるが悪臭のある果実である。 ・作物地の大部分はいまだに空き地で未使用のまま。新たな作物を植え付けるための資金がないため。 ・多年生作物に適した土地条件である。村には生産物の加工施設がほとんどなく、パヤクンプの市場などに持って行って販売するか、収集仲買人に売る。 ・漁業（ダム湖での漁獲と養魚池）への期待は高い。しかし、漁獲量が落ち込んでいる。仲買人に売る。 ・ガンビルは開発機会の潜在的可能性が大きい。ガンビル農園は平均3ヘクタールで、400世帯以上の総面積1300ヘクタールある。多くの生産はパヤクンプからくる賃金労働者であり、生産分与方式をとっている。多くのガンビル農園で労働者の確保が困難となっており、収穫ができない状態もある。 ・村落共同体ベースの林業活動がある。森林地域が減少してきている。タンジュン・パウ村のウラヤット森林は水没した。 ・国道沿いで採石事業がある。国道沿いの売店、レストランが50軒ある。
タンジュン・バリット村	<ul style="list-style-type: none"> ・分与されたゴム農園は1.7～1.8ヘクタール。再測量されたが、その結果が明らかにされていない。 ・ゴム樹の植え付けは一部でしかなかった。1994～95年の第2期植え付けでは道路脇だけに植え付けされ、2ヘクタール当たり15～50本でしかなかった。3年間の供与とされた生活手当資金も途中で打ち切りされた。そのため生活困窮へ。 ・多数の苗木や化学肥料が捨てられたりもした。 ・1998～99年にリハビリ作業が行われたが、2000年の火災で多数のゴム樹と食糧用作物が被災した。 ・収入は、旧村でのゴム樹液採取、ガンビル農園での就労、採石など。 ・ごく少数の住民が養魚池での養殖をしている。水が雨水や土壌侵食の汚泥水であるため水質は良くない。 ・牧草地がないので乳牛や水牛を飼育することができない。

2 水供給

(1) 水源と水供給

水供給問題では、諸問題のランク付けにおいてそれを上位とする村が多い。上位3位までに挙げた村は次の通り。プロウ・ガダン村、バトゥ・ブルスラット村、ポンカイ・バル村、ムアラ・タクス村、タンジュン・パウ村、タンジュン・バリット村の6カ村。

「再定住世帯の 44 %が移転時に何らの水供給も受けなかった。コト・マスジッド村、ルブツク・アグン村、バトゥ・ブルスラット村、ポンカイ・イスティコマ村及びコト・トゥオ村では、大多数の人々が、水供給を受けなかった」（中間報告書、50 頁）のである。

ア プロウ・ガダン村の場合

「初めて移住地に移転してきた時、井戸は提供されたが枯れており、政府がタンクの水で井戸を満たした」（付属書 2、4 頁）のである。住民は井戸を修理したが、「満足できる結果が得られなかったため、特に飲み水を得るために川の水を利用」（付属書 2、4 頁）せざるをえなかった。

政府は確かに上水施設を建設したのだが、「設計が不適當であったため、水は 1 年しか供給できなかった」（付属書 2、4 頁）のである。不適當とはどのようなことか。揚水ポンプの破損がひどく、水源よりも高い位置にある村の一部には導水されていない。だから、「水容器に導かれるはずの水が、道路脇を流れている」（付属書 3、13 頁）始末なのだ。

イ バトゥ・ブルスラット村の場合

「新しい場所に移動してきた時、利用可能な上水設備はなかった。乾季には井戸が干上がり、コミュニティは、家から遠く離れた水源を探さなければならなかった」（付属書 2、33 頁）のである。移転から 2 年後に政府は上水設備を建設したのであるが、これがまた問題をはらむものであった。「相当な額（10 億ルピー）の予算を投入したにもかかわらず、井戸から出る水が利用不可能であったために、このプロジェクトは終了せず、また利用もされなかった」（翻訳のママ、付属書 2、33 頁）のだ。

ところが、「僅か 1500 万ルピー（Tanjung Pauh村で調査を行っていた 1 名の日本人学生の寄付によるもの）で、多くの家庭に水を供給できる上水設備を建設することができた」（翻訳のママ、付属書 2、33 頁）わけだから、政府の対応が失敗であることは明らかである。

ウ ポンカイ・バル村の場合

「政府が提供した上水供給設備は、住民が使用する前にすでに破損していた」（付属書 2、50 頁）。しかも、「水需要に応える代替策として備え付けられた公共給水栓も、運行されていない」（付属書 3、92 頁）のである。理由は不明だが、「配水網の一部が消え失せてしまっている」（付属書 3、92 頁）事態まで発生しており、政府の約束は何も実現していないのである。

エ ムアラ・タクス村の場合

掘削井戸と貯蔵タンクの提供が政府から約束されていたのだが、「水質は汚濁し（匂いがある）使用に全く適していなかった」（付属書 2、79 頁）ことから「コミュニティは自らの率先で個人向けの井戸を建設した」（付属書 2、79 頁）のである。

また、「乾季には、多くの井戸が涸れてしまう」（付属書 3、141 頁）ため、「飲料・調理用水については、住民はこれを隣人から譲り受けなければならない」（付属書 3、142 頁）ことも生じている。さらに、「井戸を持たない者は、洗濯、入浴、トイレのために河川を利用している」（付属書 2、79-80 頁）状態がある。

オ タンジュン・パウ村の場合

「提供されたのは、有色で悪臭を放つ水がでる浅い井戸で、乾季には干上がるもの」(付属書2、124頁)であった。そのため、「住人の間には皮膚の発疹が生じた」(付属書2、124頁)のである。

その後、「1997年の総選挙の直前のキャンペーン活動の結果、改めて上水供給施設が備え付けられた」(付属書3、185頁)のであるが、「上水供給施設は、もはや機能しなくなり現在に至る」(付属書3、185頁)のだ。そのため、「一部の住民は、30リットル当たり5000ルピアの水もまた買うほかない」(付属書3、185頁)実態にあるのだ。

カ タンジュン・バリット村の場合

「プロジェクトによって建設された浅井戸は、1993年に設置された当初から、作動不能」(付属書3、200頁)であった。揚水ポンプが3ユニットあるのだが、「これらすべてが作動不能」(付属書3、201頁)でもあった。また、パイプ網についても、「貯水槽までの幹線パイプと公共栓までの配水網のいずれもが機能しなかった」(付属書3、201頁)のだ。

こうした状態にあるため、「一部の住人は、水を得るための交通費に一回Rp2000使わなければならない」(付属書2、114頁)のである。

キ コト・マスジッド村の場合

「貯蔵タンクは家から遠い場所に設置されたので、村人全員が利用できたわけではない」(付属書2、11頁)ことに加え、移転から「2年後、政府は経済援助を停止したので、コミュニティは運転費を払うことができず、機械が停止した」(付属書2、11頁)。

住民は自分で井戸を掘って水を確保した。だが、「丘陵地では、地下水の流量が乏しいために、浅井戸は、使用不能」(付属書3、24頁)である。井戸を使えない割合は、「第II部落では70%、第I部落では40%」(付属書3、24頁)となっている。

ク ルブック・アグン村の場合

「上水設備は事前に約束されたものと同じ設計ではなく、使用することができなかった」(付属書2、25頁)。たしかに井戸は提供されたのであるが、「一部のSGL(一般には、丘陵地のSGL)の井戸底は、セメントで固められている」(付属書3、44頁)代物であり、そのため住民から「SGL雨水貯水槽」(付属書3、44頁)と揶揄されている。

4年後に小さなダムを政府は作った。それさえも「この取組みは成功せず、このダムは利用されなかった」(付属書2、26頁)のだ。よって、住民は「依然として川の水を飲料、入浴、洗濯、トイレに利用」(付属書2、26頁)せざるをえないのである。

ケ ポンカイ・イスティコマ村の場合

「新しい住居に移った時、上水供給設備はなかった」(付属書2、65頁)ため、住民は自分で井戸を掘らざるをえなかった。しかし、全ての住民が井戸を掘ることはできなかった。「そのような井戸を設けられるか否かは、その家の経済能力次第」(付属書3、115頁)であり、「掘り抜き井戸を有していない世帯が約40%」(付属書3、116頁)の状態にあるのだ。井戸を持たない人は、「ビナマン(Binamang)川とその水系で取水するか、ないしは家族用井戸を持つ隣人に取水許可を乞」(付属書3、115頁)わなければならない。

コ コト・トゥオ村の場合

住民は、「政府が供給した水道設備が使えなかったため、自主的に個々人の家に井戸を築き、また既存の井戸を深くした」（付属書2、87頁）のである。だが、全ての住民が井戸を築けることはなかった。「井戸を持たない村民は川で洗濯、沐浴及びトイレの用を足している」（付属書2、87頁）。

供給された水道設備が使えなかったのは次のような理由による。揚水ポンプについて、「運行コストが高くつきすぎるためであり、もう一つには、ポンプ機が破損した際に交換部品の入手が難しい」（付属書3、153頁）ためである。貯水槽について、「上水が流入していない。②貯水槽に水を流れ込ませるパイプ網がない。③付属パイプ（流入／流出パイプ）がない」（付属書3、153頁）ためである。公共給水栓について、「その一部は、住宅の台所に移されてしまっている」（付属書3、154頁）ためである。

サ 小括

政府は井戸を提供した。それらは、有色で悪臭のある水しか得られなかったり、乾季には干上がったたりする実態にあった。だから、「当初移転時に政府が提供したの浅井戸は、今日では、再定住世帯の間ではほとんど使われていない」（中間報告書、50頁）のである。さらに、給水設備についても不備だらけであり、パイプ網がなかったりするため使えない。「10億ルピーを投入した上水設備が機能しない一方、日本人学生の寄付による1500万ルピーの上水設備が住民の約に立っている」、という矛盾も起こってしまった。

井戸も給水設備も使えない住民は川を利用したり、隣人から分けてもらったりするしかない。また、水を買わざるをえなくなっている。生きていくのに不可欠な水を得るには以前より条件が悪化したのである。

(2) 衛生設備

「再定住に伴い、伝統的な生活様式に異変が生じた」（中間報告書、54頁）ことは明らかだ。ところが、「再定住計画においては、伝統的社会における社会的絆の概念と個人のプライバシーについて、掘り下げた分析が行われなかった」（中間報告書、58頁）ことから、衛生設備に関する配慮はされてこなかった。「個々の住宅内に水源、水浴び、トイレ施設を個別的に設置するよう要求するのは当然」（中間報告書、58-59頁）なのだが、衛生設備の実態は深刻なものとなっている。

ア プロウ・ガダン村の場合

「トイレの穴が非常に浅く、1枚の波型鉄板で覆っただけのものであり、汚物が流れずに逆流するので、利用することができなかった」（付属書2、4頁）のである。浴室も不十分なものであり、「最終的に、全てのMCK設備が利用されなくなった」（付属書2、5頁）。そのため、「90%の住民は、これまで入浴、洗濯、トイレに川を利用」（付属書2、5頁）せざるをえなくなっている。

イ コト・マスジッド村の場合

「政府は、各世帯にMCKを提供することを約束」（付属書2、11頁）にもかかわらず、「浴室と洗濯設備は実際には提供されなかった」（付属書2、11頁）。提供されたトイレがまた「不適切なものであり、ほとんどのものが使われていない」（付属書2、11頁）ので

ある。だから、「住民の大多数が、家族便所であれ、公衆便所であれ、便所を呼び得るような施設を有していない」（付属書3、24頁）のだ。だから、「ほとんどの村人は、魚のいる池で用を済ませている」（付属書2、11頁）。

ウ ラナ・スンカイ村の場合

政府による約束は守られず、「浴場及び洗濯設備は提供されなかった」（付属書2、17頁）。トイレは提供されても、「不十分で、ほとんどのものが機能を果たしていなかった」（付属書2、17頁）のである。そのため、「川を利用し、穴を掘り、またビニール袋を使用して排泄物を処分」（付属書2、17頁）するしかないのだ。そして、「人間の排出物のために、水質汚染が生じている」（付属書3、35頁）ことも明らかである。

エ ルブック・アグン村の場合

政府はトイレを用意した。だが、「水流がないためにトイレは悪臭を放ち、PAFは、不衛生で利用できない」（付属書2、26頁）と捉えている。「トイレの状態は、藪のうちに埋もれ、腐敗タンクの壁面は、腐朽してしまっている」（付属書3、45頁）状態だ。「川、地面に掘った穴やビニール袋に排便し、後で家の近くの藪に捨てる」（付属書2、26頁）ため、「胃腸関連の疫病さえ発生した」（付属書2、26頁）のである。

オ バトゥ・ブルスラット村の場合

「政府が建設したトイレの大部分は、壊れているか、又は使用に適していないため、使われていない」（付属書2、33頁）。そして、「新居には浴場も洗濯場もなかった」（付属書2、33頁）。トイレのために「川を利用するか、又はあらゆる場所で排泄し、それを埋めている」（付属書2、33頁）のである。

カ ビナマン村の場合

「浄化槽が建設されていないため、MCKのわずか20%しか利用できない」（付属書2、43頁）だけでなく、「人目につく場所に建設されており、人々は不快に思っ取り壊した」（付属書2、43頁）ほどだ。「住民の一部は自宅の庭に穴を掘り排泄した後、そこに土をかけて」（付属書3、84頁）済ませている。

キ ポンカイ・バル村の場合

「政府は各世帯にひとつMCK設備を備え付けることを約束したが、かかる約束は実際には実現していない」（付属書2、51頁）のであった。そして、「MCK設備を改善・建設する取組みはない」（付属書2、51頁）のだ。他にも、「井戸水の排水溝システムが設けられていない」（付属書3、94頁）こと、「多数の家畜が道路を行き来し、至る所で糞を撒き散らしている」（付属書3、94頁）こともあり、衛生環境は悪い。

ク マヤン・ポンカイ村の場合

「新しい村に移住してきた時、住居にはトイレしかなく、浴室や洗濯場はなかった」（付属書2、58頁）。政府の「MCK設備を提供すると約束」（付属書2、58頁）は実行されなかったのである。そのトイレにしても、「浄化槽は1メートルの木製の壁と板でできており非常に浅いため、トイレの状態は適切なものではなかった」（付属書2、58頁）。

「540世帯のうちの約20%の人々には、井戸とトイレを造る資金的ゆとりがない」（付属

書3、107頁)ため、彼らのトイレ事情は「庭地を利用するか、河川に行くか、ないしは隣人の施設を借りる」(付属書3、107頁)というものだ。

ケ ポンカイ・イスティコマ村の場合

「政府はこれまで各世帯に MCK 設備を設置することを約束しているが、かかる約束は実現されていない」(付属書2、65頁)のである。住民にはそれらを準備するだけの資金はない。「なぜなら、補償金は、住宅の建設に充てられてしまったから」(付属書3、116頁)だ。「便所のない場合には、住民は、ビナム川(この川は、住宅地から遠く離れている。)を利用する」(付属書3、116頁)しかないのである。

コ タンジュン・アライ村の場合

「政府はこれまで各世帯に MCK 設備を提供することを約束してきた。しかし、約束は決して果されていない」(付属書2、72頁)のである。「便所は、プロジェクト当局により、養魚池の上と再定住地において作られ」(付属書3、127頁)ている。

サ ムアラ・タクス村の場合

「政府によって建設された MCK (水浴び、洗濯、便所) 施設の大半は、すでにととも状態が悪く、特に便所/トイレ施設は使用不能の状態」(付属書3、133頁)にあった。水浴びと洗濯について、「一部の住民は、井戸施設と溜め池を使用している」(付属書3、133頁)のであるが、「一部の井戸の水質は、適切ではないし、また溜め池(7世帯に1ユニット)の一部は、壊れてしまっている」(付属書3、113頁)状態なのだ。

パラウィジャ地、川、自宅背後の庭をトイレにしてしまった結果、「コレラなどの疾病に罹っている」(付属書3、133頁)被害も現れている。

シ コト・トゥオ村の場合

「政府の約束はトイレを除き実現されなかった」(付属書2、88頁)。用意されたトイレにしても「1メートルの深さの穴を厚板で蓋っただけのもの」(付属書2、88頁)にすぎなかった。「MCK (水浴び、洗濯、便所) の目的のために住民が利用しているのは、河川水である」(付属書3、154頁)その河川も、「すでに人間に排泄/廃棄物により汚染されている」(付属書3、154頁)のだ。そのため、「住民の一部は、養魚池の上に応急の便所を設けている」(付属書3、154頁)のである。

ス グヌン・ブンス村の場合

「政府の MCK 設備提供の約束は使用に適さないトイレ以外は何も実現しなかった」(付属書2、103頁)。しかも、「腐敗タンク壁は、木製であった。そのために、この壁面の耐用年数は、1年間だけ」(付属書3、164頁)であった。こうしたことから、「現在、使用不能となっている便所は、約50%にも達している」(付属書3、164頁)のである。「半数の世帯は、トイレがなく、川もしくは地面の穴で用を足している」(付属書2、103頁)のだ。

セ ムアラ・マハット・バル村の場合

「政府は全家屋に MCK 設備の提供を約束したが、実際に提供された設備は標準以下のものだった」(付属書2、95頁)。「実際に提供されたのはトイレだけ」(付属書2、95頁)であったが、そのトイレも「エルボ型の管だけで、1メートルの高さの厚板で囲まれてい

た」(付属書2、95頁)ものだった。「資金的余裕のない人々は、河川で排泄するなど未だに伝統的な排泄方法を用いている」(付属書3、179頁)のである。

ソ タンジュン・パウ村の場合

「政府は1億3000万ルピーを費やして13ユニットのMCKを建設したが、その中にはトイレが含まれていなかった」(翻訳のママ：付属書2、124-125頁)。「大多数の住民は、排泄のために養魚池を利用している。また、河川の近くに住む人々は、そこで排泄する」(付属書3、194頁)のだ。こうした状態にあるため、「住宅内部に自分でトイレを建設し、また掘り抜き井戸と水浴び部屋を付設できているのは、ごく少数の人々(約10世帯)のみ」(付属書3、194頁)でしかない。

タ タンジュン・バリット村の場合

「プロジェクトによって建設されたMCK(水浴び、洗濯、便所)施設は、使用不能である」(付属書3、201頁)。たしかに、「地方政府によって行われてきたことが確かめられた」(付属書3、201頁)のであるが、「参画と慎重な計画が無かったため、この努力は最適なものとはならなかった」(付属書3、201頁)のである。

チ 小括

政府は、MCK(水浴び、洗濯、トイレ)施設を供与する約束をしていた。だが、ほとんどの村で供与されたのはトイレのみであり、水浴びと洗濯の施設はなかった。そのトイレもすぐに利用できなくなった代物であり、住民は川や庭地の穴を使わざるをえなくなったのである。そのため、コレラなどの疫病も発生している。

水供給(水源、供給、衛生設備)

村名	現状と問題点
プロウ・ガダン村	<ul style="list-style-type: none"> ・二つの水源、シラム川と泉に頼っている。シラム川には揚水ポンプが備え付けられているが、作動しない。泉の水が日常的な需要を賅っている。シラム川は水浴びと洗濯で利用されている。 ・他にも小さな泉が二つあり、第I村は個々にパイプから水を得ている。泉からの水は6個の容器に注がれるが、第I村と第II村に容器が設置されている。 ・第III村と第IV村では9メートルの井戸を掘った。二つの泉の下流に貯水堰の建設が必要。 ・プロジェクト契約業者によって掘られた井戸は1992年から使用不能。 ・揚水ポンプは破損状態がひどい。容器が機能していない。それは、運転費用が高すぎることで、破損した場合のスペアパーツの入手が困難であることから。 ・貯水堰が2001年に建設。セメント製で3×3×2メートル。第I村と第IV村に。良好な状態だが、使用されていない。流入水が少ない、水源と貯水堰を結ぶパイプがない、給水パイプがないため。 ・幹線パイプが機能しておらず、敷設場所も識別できず。 ・給水栓は建設されたが、役割を果たしていない。いくつかは井戸の覆いとして用いられる。
コト・マスジッド村	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の泉まで約2キロメートルある。約70%の人が井戸を利用している。乾季には水位が低下し、沼地では濁りと臭いが発生する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・浅い井戸は第II部落で70%、第I部落で40%が使用不能。 ・廃棄物や塵芥が川を汚している。健康被害の原因となっている。 ・既存のパイプ網は「自助努力財団」理事長とブロウ・ガダン村長によって「盗まれて」しまった。そのため、清潔な水供給施設が機能しなくなった。 ・2001年6月に「地域開発プログラム」からの援助資金で第I村に貯水堰と貯水槽が建設された。これでは多数の住民の水需要を満たさない。住民は4ユニットの公共給水栓の新設を提案している。 ・大多数の住民がトイレと呼べるような施設を有していない。MCKの便所は移転当初から利用不能だった。住民に委ねられたMCKの建設は水の確保が問題。
ラナ・スンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面勾配0～45度の丘陵地なので清潔な水確保が大きな問題。井戸は9メートル、低地では6メートルを掘る必要がある。よって、おもに利用されているのは2系統の河川水。 ・MCKに利用されているにはクナリ川。この川の周辺の土地は農業と再定住の目的で用いられているので、水質は良好でなく飲用に適さない。 ・清潔な水の入手源が限られているため、日常的なニーズを満たすために雨水を利用している。一部の住民は雨水を飲用に。 ・揚水ポンプ、公共給水栓、パイプ網、浅井戸、貯水槽などを地方政府は建設したが、使用されていない。水深が浅いため乾季には水量が減少する、維持・運営費が高い、川の位置が居住地よりも低い、井戸の深さが2メートルしかなく水源に届いていないなどが原因とされる。修繕工事を施したが、満足な成果なし。
ルブック・アゲン村	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な水源は河川水。臭いがなく、味にも変化なし。年間を通じて利用可能。問題は、残滓や廃物、排泄物が漂っていること。川をトイレ代わりにしている。(第I村) ・7ユニットの井戸がもう一つの水源。水質は良好。井戸水は飲用と調理に使われる。雨季には水質悪化がある。2002年初頭に「地域開発プログラム」の支援で党首工ダムと貯水槽が建設された。だが、配水工事が施されていないため各家庭に届いていない。2か所の「公共給水栓」までホースでつないでいる。(第II村) ・飲用水プロジェクトは吸水ポンプ、貯水槽、配水パイプ、20ユニットの公共給水栓で構成。1997年に住民に引き渡されたが、1か月間の稼働だった。丘陵地帯の住民には恩恵が及ばなかった。ポンプ稼働のために燃料油が必要だが、住民は負担する気持ちがない。吸水ポンプはすでに失われている。井戸プロジェクトの吸水施設は110ユニットが建設された。深さは4メートル。一部は床がコンクリート。低地地帯の井戸は沼地の影響で水質に問題あり。2001年に党首工ダムと貯水槽が建設された。これは1か月の稼働だった。ダム底に水漏れがあったため、左右の岸が木枠と土砂の積み上げだったため。(第I村) ・7つの井戸、その一つはモスク用。公共給水栓にはまだホースが付設されていない。住民は政府による援助を期待しているが、自助努力で建設も考えている。(第II村) ・トイレの提供はあったが、数か月間機能しただけ。排泄物を流す水を利用できないため、排泄物が固形となり、不快な臭いを発し、不潔なため。いまは川を利用している。(第I村) ・再定住地はPLTAプロジェクトの一環でなく住民の自助努力での建設。よって、構造物の配置はうまく設計されている。トイレを持たない人は河川か海区背後の庭を利用。(第II村)
バトゥ・ブスラット村	<ul style="list-style-type: none"> ・300個の掘りぬき井戸がつくられた。これらは住民の自助努力で。1×1メートルの雨水タンクが移転時に備えつけられていただけ。タンク水だけでは需要を賄えない。1メートル掘るのに30万ルピアがかかるため、いくつかの井戸は2～3メートルの深さしかない。一部の井戸水は水質が悪く、雨季には褐色、乾季

	<p>には赤色となる。悪臭があり、飲用に適さない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に利用されているのは天井井戸。乾季には干上がってしまう。川の水を飲用と調理用に使うこともある。 ・人口増のため水問題が深刻に。MCKが正常に機能していない。 ・飲用水プロジェクトの対象地だが、水需要を満たすことができなかった。公共給水栓まで水が流れないから。2ユニットの揚水機で取水する。この水で隣のビナマン村も灌漑する計画だったが、実現しなかった。10億ルピアを無駄遣い。現在は破損が激しく、パイプも消失している。 ・飲用水プロジェクトの失敗は、計画段階から住民参加を図らなかったことにある。住民は代案を出していた。 ・周辺に8本の小川があり、利用されている。河川水は乾季に干上がってしまう。 ・最も多く利用しているのが雨水。移転時には雨水貯水槽が備え付けられていた。一部の破損があるが、いまでも使っている。 ・掘りぬき井戸への期待は大きい。揚水機を使って水をくみ上げている。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・移転時に地下水井戸は備え付けられなかった。1×1メートルの雨水槽のみ。自助努力で井戸を掘っているが、178世帯のうち4世帯のみ。1メートル掘るのに35万ルピアかかるから。 ・12メートル以上の深さがないと地下水を得ることは難しい。 ・飲用水プロジェクトの対象地。これで水需要を満たせず。公共給水栓まで水が流れないから。これの恩恵は4か月だけだった。このプロジェクトの水源はダム湖。2ユニットの揚水機でくみ上げる。実施がされずに失敗。計画段階から住民参加を図らなかったため。住民は1戸当たり100万ルピアで清潔な水を得られるとの申し入れをしたが、移住省は認めず。50万ルピアに下げても同様。 ・飲用水プロジェクトの多くがパイプの破損、切り取り、揚水機の消失、公共給水栓の解体など。 ・日常的なニーズは河川水。4本の小川がある。マカム川には二つの取水堰がある。十分な水量がある。 ・最も多く利用しているのが雨水。代替的な水資源は掘りぬき井戸。
ボンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・水供給システムは機能していない。7日間しか運用されず。配水網の一部が消え失せている。 ・100ユニットの浅井戸が建設された。乾季には水なし状態になってしまう。掘り下げもしたが、十分な成果は得られていない。井戸水は黄白色、悪臭、無味。 ・クナワイ川の水は乾季における需要に。濁っており、悪臭、無味。この川の土手に給水システムの取水口が建設。吸水ポンプで揚水された貯水槽に溜められる。この水は清潔な水供給施設に導水される。分水パイプで公共給水栓へ。取水口から清潔な水供給施設に至るパイプに破損がある。この施設のモーター、分水用の建物、公共給水栓にも破損。 ・井戸水の排水溝システムが設けられていない。多数の家畜のふんがある。よって、保健環境は不十分。
マヤン・ボンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・移転の年は家屋周辺がぬかるみ状態であり、井戸が使えなかった。 ・排便施設は適切性を欠いていた。排泄穴が50センチしかなかったから。トイレの代わりに耕地か庭地を利用していた。 ・当局によって用意された掘りぬき井戸は2世帯に1個。乾季には干上がった。そのため80%の住民は家屋内に掘りぬき井戸をつくった。しかし、現在に井戸水を利用している住民は20%前後。資金不足が原因。 ・ウィン川からの取水が代替策。この川を水浴び、洗濯、排泄のために利用している。 ・利用できる泉がない。 ・公共給水栓と水供給管理施設を設置する形の政府援助はない。MCKのための政府補助金も提供されなかった。

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20%の人々が井戸とトイレをつくる資金的余裕がない。
ボンカイ・イスティコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・掘りぬき井戸を設けられるかどうかはその家の経済能力に左右される。井戸のない人はビナムン川を利用するか、井戸を持つ人に取水を乞う。60%が井戸を持ち、40%が持っていない。 ・井戸の90%は乾季15日間にわたり無水状態になる。水質は透明、無臭、無味。 ・1キロほど離れた泉と地下水を水源としている。ビナムン川は代替水源であるが、水浴びと洗濯のみに使われており、その他には使わないとの住民合意がされている。 ・住民の期待は井戸を50メートルの深さにすること。その資金が必要となっているが、政府支援はない。 ・公共のMCKとしての建造物はない。政府の支援がなかったため。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・水供給源は井戸と給水施設。1994年に造成された移住地に移転したが、水ニーズのため1995年に多くの人が低地へ移動した。 ・移転当初は2世帯当たり1個の掘りぬき井戸が与えられた。しかし、無水状態で使い物にならなかった。丘陵地帯の再定住地では住民の一部がポンプ揚水機とパイプで送水している。 ・乾季に涸れる井戸がある。涸れない井戸の持ち主から貰い水のため50～200メートルを歩くこととなる。 ・水源の一つに5個の井戸がある。乾季に涸れない。しかし、くみ上げ水量が減少している。また、水質保全の努力がされていない。 ・シラム川とボンバン川に取水堰がある。その水が処理施設を経て給水されたが、移転後1年足らずにすぎなかった。変色水が生じたため。ボンバン川からの取水も住宅地に流れていかない問題を起こし、二つの取水堰は壊れてしまった。 ・公共給水栓が18ユニットある。水処理施設が機能しないため壊れたままになっている。 ・公共のMCKは建設されていない。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・2世帯に1個、128ユニットの井戸がある。9年間の利用があるが、破損状態がひどく、水質も悪く、臭いがあり、黒ずんでいる。 ・井戸を自家のものとする主張する争いがある。乾季には多くの井戸が涸れる。 ・井戸水は一般に飲用には不適切。政府は党首工ダムをOECF資金で建設しようとした。だが、全面的な運行できなかった。築堤部分に水漏れが発生したため。 ・貯水槽の保守、管理は適切さを欠いている。雑木に覆われている。また、水量が多くなく、水圧が減ってしまう。 ・公共給水栓はもはや機能していない。給水栓まで水がこないため。25ユニットのうち14ユニットが壊れており、1ユニットが蛇口が壊れて作動するもの。流し場も破損状態にある。 ・1ユニットで7世帯の水ニーズを賄う予定だった。カバー装置と蛇口、制御器が壊れているため水の浪費もある。 ・ポンプ揚水井戸が設置されたが、すぐに臭いが発生し、茶色になり、飲用に不適な水質となってしまった。また、管理もできず、運行コストも住民は支払えなかった。
コト・トゥオ村	<ul style="list-style-type: none"> ・Cブロックの水源は利用できない。水位が低く、小学校近くの貯水槽まで送水できないため。Aブロック南方の水源は役割を果たしており、清潔な水が産出されている。 ・浅井戸は機能していない。これだけではニーズを待たさないから。井戸の深さが3メートルしかないこと、

	<p>割当に規則性がないこと、Aブロックの井戸水は腐食と着色で飲用に適さないこと、山地性のCブロックでは水源に届かないこと、』住宅から井戸まで遠いこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ユニットの掘りぬき井戸があるが、いずれも機能していない。大きな水源にまで達していないから。 ・河川水は水浴びと洗濯に使われている。下流の住民も利用していることから水質悪化と不衛生の度合いが高まっている。 ・一部の揚水ポンプは消失している。水処理装置付き貯水槽は建物が良好なのに作動していない。運行コストが高いこと、故障時のスペアパーツの入手困難のため。 ・揚水ポンプから貯水槽までのパイプと配水網から公共給水栓までのパイプが機能していない。 ・公共給水栓は6世帯当たり1ユニットが建設されたが、本来あるべき場所にない。一部が台所に移されている。また、雨水溜めとして使っている。機能しているのはAブロックのみ。これは住民の自助努力で建設されたもの。 ・Aブロックの南方にある党首工ダムは機能している。Cブロックの南方にある党首工ダムは使用不能状態。 ・当局によってMCKが建設されたが、使用できる状態にない。河川を利用している。しかし、汚染が進んでいる。
ムアラ・マハット・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の大多数は井戸。243ユニットの浅井戸が準備され、住民が建設した井戸を加えて420ユニット。2世帯に1ユニットの井戸のためもめごとを生み出している。 ・水問題は主要ではない。ほとんどの住民が良質な水質の井戸を有しているから。 ・飲料水プロジェクト施設は失敗。立案に住民が参加せず、浅井戸を住民は望んだから。 ・河川水を清潔な水源として利用していない。 ・雨水は補充的な水源。洗濯用、水浴び用、排せ用として用いる。 ・多くの住民は家屋内に便所を設置している。資金的余裕のない住民は河川を利用している。
グヌン・ブンス村	<ul style="list-style-type: none"> ・配水網と給水施設は破損し、手入れもされていない状態。揚水ポンプ付きパイプ配水システムで給水できたのは一週間だけ。また、第1村と第3村には給水できなかった。両村とも高い場所に位置していたから。 ・給水システムの運営維持費は供与されなかった。運用訓練もなかった。 ・カンパル川を水浴びと洗濯のため利用している。 ・飲用水と調理用の水は井戸とその他の天然の泉を使う。 ・浅井戸が2世帯に1個の割合で設置された。三つの天然の泉がある。 ・いくつかの井戸では乾季に日常的なニーズを満たさなくなる。122ユニットの井戸のうち水源として利用できるのは約30ユニット。これらの井戸は湿地にあり、黄褐色で悪臭がする水質である。 ・取水難の世帯は自らの費用で住宅そのものを低地部分に移転させてそこで掘りぬき井戸を建設した。 ・用意された便所の腐敗タンク壁は木製であった。そのため耐用年数が1年であり、使用不能となっている便所が50%もある。裏庭での排便をしている。
タンジュン・パウ村	<ul style="list-style-type: none"> ・二つの泉がある。どちらも清潔で臭いがなく、無味。乾季にも相当な湧水がある。 ・制約条件は泉までの距離であり、2キロと5キロ離れている。導水に費用がかかる。日本人学生が寄付した1500万ルピアの資金で導水施設がつくられた。この導水を住民の80%が消費している。「日本人の水」と呼ばれている。 ・地方政府はタンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村で清潔な水供給プロジェクトを実施する計画を持

	<p>っている。水源はタンジュン・バリット村の泉。タンジュン・パウ村の住民は別の水源やプロジェクトの実施方法に要求を出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村を流れる河川は雨季に濁っている。河川地域の土壌侵食のため。水浴びと洗濯の用途 ・1993年の移転当初は掘りぬき井戸があったが、10日間ほどの利用で終わった。井戸水は契約業者によって注入された水であった。井戸の底が岩盤かセメント張りだった。井戸の残った水は濁水で悪臭がした。皮膚病に罹る人が続出した。 ・「日本人の水」ができるまで「水商人」から飲料用と調理用の水を買っていた。30リットル5000ルピアだった。また、薄いをそのために利用することもあった。 ・住民は川辺に沿って掘りぬき井戸を建設した。10ユニットの井戸が機能を発揮している。 ・飲用水プロジェクトが1994年に開始されたが、約1週間機能しただけ。1997年に改修されたが、これも1週間の機能だけだった。吸い上げポンプ機は消失している。 ・ポンプ機稼働のためのディーゼル油を購入する資金が捻出できなかった。プロジェクト監督当局が頻繁に運行停止をした。 ・OECF資金で公共MCKが建設されたが、乾季に井戸水が干上がること、雨季に汚濁水となるため住民は使用しなかった。 ・現在、便所施設は存在していない。排泄は大多数の住民は養魚池を利用している。河川近くの住民は河川を利用している。
<p>タンジュン・バリット村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンチャ川に揚水ポンプが設置されたが、現在は破損しているため稼働していない。 ・バタン・ゴサン川にある巨大な泉に取水堰があったが、作動する前に壊れてしまった。 ・ナム川から集落まで導水している。 ・粘土のため4～6メートルの深さでは水質がよくない。旧タンジュン・バリット村から水を買わなければならない。 ・設置された浅井戸は機能しなかった。深さが2～3メートルしかなかったこと、井戸の場所が適正に配置されていなかったこと、井戸水が着水しており飲用に適さなかったことのため。 ・3ユニットの揚水ポンプがあるが、すべて作動していない。運行コストが高すぎることで、機材のスペアパーツの入手が困難なこと、運行責任の職員がメンテナンス措置を取らなかったことのため。給水パイプは住民が掘り出してしまった。 ・クランガン集落に1ユニットの貯水槽がある。周辺地域の小規模モスクと住民の水ニーズを満たすのみ。 ・当局が用意したMCKは使用不能。簡単な造りであり、設置場所もまちまちで整合性がなかったから。 ・衛生設備の改善措置が講じられているが、計画に住民の参加がなければ最適なものにならない。この計画で最も重要なのは浅井戸の深さである。計画では4メートルとされているが、水源に届くには20メートルが必要。

第3 アスベスト

移住先の住環境は劣悪であった。すでに第5編第3章第2、2項において、「複数の

村で開催されたいずれの会合においても、共通の住民不満を耳にしたが、それは彼等に供与された住居の状態の悪さに対する不満（付属書3、5頁）があったことを指摘している。同時に、アスベストの使用が移転当時から問題視されていたことを明らかにしている。では、アスベストを使っていることへの言及がされている村の様子を見てみる。

1 ラナ・スンカイ村の場合

「住民の家屋は、適切なものではない。壁と床の状態はまあまあであるにしても、屋根はトタンではなく、アスベストである。今日に至っても、未だに多くの住民が家屋の改修を要求している」（付属書3、28頁）。アスベスト屋根が問題であることを住民は指摘しており、「固く禁止されているアスベストが使用されている。PAFのほとんどは、波型鉄板の屋根を望んでいる」（付属書2、18頁）のである。

2 ビナマン村の場合

「政府はこれまで、アスベスト屋根とセメント床を備えた36型の半永久的住居を建設することを約束」（付属書2、43頁）していた。だが、「アスベストは毒性を発生させる可能性があるので、屋根にアスベストを使用することに対しコミュニティは当初から強く反対しており、雨水を溜めるために波形の鉄板を使用することを求めた」（付属書2、43-44頁）のである。

3 ポンカイ・バル村の場合

「政府によって配分された住宅（木製の壁、セメントの床、アスベストの屋根）」（付属書3、87頁）にアスベスト屋根が使われていた。そのため、「コミュニティが知事公舎の前でデモをする等の様々な取組みを行っているが、これまで住宅施設を改善するための政府の取組みはない」（付属書2、52頁）のが現状なのだ。

4 マヤン・ポンカイ村の場合

政府の約束では「タイプ36の2階建ての耐久性の低い住宅、電気の無料据え付け、家屋内に付設されるトイレと井戸、トタン葺きの屋根」（付属書3、98頁）となっていたのだが、実際に提供されたのは、「6×6メートルの広さの建物で、板製の壁、アスベスト・プレートの屋根、セメントの床という造り」（付属書3、99頁）の家であった。しかも、「アスベスト製の屋根を備えているが、天井がない」（付属書2、59頁）ものでもあった。

5 ポンカイ・イスティコマ村の場合

「政府は、波形板金の屋根とセメント張りの床の『タイプ36』の半永久的住宅を提供することを約束した。しかし、実際に住民に提供されたのは、仮設的な木造住宅で、屋根は、アスベスト葺きで、床は、薄くて脆いセメント張りという造り」（中間報告書、71頁）であった。

6 タンジュン・アライ村の場合

「住宅の造りは、木製の壁、セメントの床、アスベスト屋根」（付属書3、117頁）であった。そのため、「緊急避難所のようにだとPAFは思った」（付属書2、73頁）のである。

7 ムアラ・タクス村の場合

「木製の壁は、腐朽している。床は、薄すぎるために破損している。アスベスト葺きの屋根は、腐食して、雨漏りがする」（付属書 3、132 頁）のような住宅である。そのため「住民は、特に健康への影響（この影響は、悪化してきている。）を懸念している」（付属書 3、132 頁）のである。

8 小括

移住先の家屋は、「本事業の再定住計画の枠組み内で、画一的に建設された住宅が供与された。住宅の規模は 5 × 6 メートルであり、セメント張りの床、木製の壁、アスベストの屋根という造り」（中間報告書、51 頁）であった。特に、アスベストの屋根には住民の不満が高く、バトゥ・ブスラット村のように政府に陳情して波状鉄板に変更したところもある。

「本事業の実施という観点からは、このような住宅は仮設の避難所として考えられていた」「再定住世帯の多くが自らの木造住宅を改築した。屋根の材料も、雨水の確保のために波形のトタン板に取り替えられた。なぜなら、雨水の確保のためには、アスベストはふさわしくないからである。」（中間報告書、51 頁）と書かれているように、明らかにアスベストの使用があったのである。

この点について、証人調べで山田証人は、「その一部の村にアスベストが使用されていたという事実がございませけれども、その一部の村の屋根からすべてサンプリングを取ってきて化学的に分析をいたしました。その結果、いわゆる鉱物のアスベストは含まれていない、石綿は含まれていないということは分かりました。」（7 回証人調書 山田順一 28 頁）と答えている。しかし、控訴人側のサンプリング調査（2 か村：タンジュン・アライ村、ポンカイ・バル村）によると、顕微鏡定性分析及び X 線回折定性分析の結果でアスベストの 1 つであるクリソタイルの検出を確認している（甲 C47、甲 C49）。

移転当初からアスベストの危険が指摘されていたにもかかわらず、それを放置してきたことは二重三重に被害を深刻化させたことになる。

アスベスト

村名	現状
ラナ・スンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の家屋は適切なものではない。屋根はトタンではなく、アスベストである。今日に至っても、未だに多くの住民が家屋の改修を要求している。 ・固く禁止されているアスベストが使用されているため PAF のほとんどは、波型鉄板の屋根を望んでいる。
ビナマン村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府はこれまで、アスベスト屋根とセメント床を備えた 36 型の半永久的住居を建設することを約束していた。 ・アスベストは毒性を発生させる可能性があるため、屋根にアスベストを使用することにコミュニティは当初から強く反対している。 ・そして、雨水を溜めるために波形の鉄板を使用することを求めたのである。
ポンカイ・バル村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府によって配分された住宅は、木製の壁、セメントの床、アスベストの屋根

	<p>だった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティが知事公舎の前でデモをする等の様々な取組みを行っているが、これまで住宅施設を改善するための政府の取組みはない。
マヤン・ポンカイ村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の約束では「トタン葺きの屋根」となっていたのだが、実際に提供されたのは、「アスベスト・プレートの屋根」であった。しかも、「アスベスト製の屋根を備えているが、天井がない」ものでもあった。
ポンカイ・イスティコマ村	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、波形板金の屋根の住宅を約束した。実際に住民に提供されたのはアスベスト葺きだった。
タンジュン・アライ村	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅の造りは、木製の壁、セメントの床、アスベスト屋根」であった。そのため「緊急避難所のように PAF は思った」のである。
ムアラ・タクス村	<ul style="list-style-type: none"> ・「アスベスト葺きの屋根は、腐食して、雨漏りがする」ような住宅である。そのため「住民は、特に健康への影響を懸念している」。

第4章 住民被害の実情

本章では、控訴人らの調査により明らかになった被害の実情を述べる。

第1 住民の陳述内容より

1 はじめに

本件 SAPS にまとめられた PAFs の被害状況は、PAFs らの陳述・証言においてより具体的に述べられている。詳細は甲 C28 号証の被害住民陳述書にまとめたとおりである。

その中でも特に移転前の生活と移転後の生活が大きく変化したことはいずれの陳述にも共通している。それはすなわち、PAFs の生活水準が著しく低下したことを物語っている。本章では、本件訴訟に陳述書を提出した住民らの各陳述からその実情を明らかにする。

2 タンジュン・パウ村

(1) ディナル (甲 C3)

「移転以前、私は農園の収入で十分な生活ができました。日々の食材を満たすことについては、庭や農園に用意されているため、余分な出費を必要としませんでした私の家計は十分で、そのため以前の村ではよい方の組に入っていたと言えます」

移転後にこの状態は大きく変わってしまう。「移転後最初の1年は、生活保障の政策として生活必需品の配給があり、さらに6ヶ月間延長されました。一方、補償金はすでに使い果たしてしまいました。以前政府は、新しい村では2年後にゴム園から生産／収穫できると約束していました。しかし実際には、移転した際、ゴムの木はまだ植えられていませんでした。そのため、私たちは現在にいたるまで、このゴム園から収入

を得ていません」

こうした状態から抜け出るために、「本来約束されたようなゴム農園が与えられなかったので、義理の息子は、政府から与えられた農地とは別に、ゴム農園のための土地4ヘクタールを開墾しました。現在の家計状況はやっとそれなりになりました」

このような独自の努力によって現在の生活を維持することができているのであり、移転によって生活は一変したのである。

(2) マリアティナス (甲 C4)

「結婚後は、夫、子供、そして私の両親とともに暮らしていました。私たちは、ゴム園からの収入で暮らしており、当時は、日々の家庭に必要なものについては、十二分に満たしていた」わけであり、「私たちは日々の消費用に米を買う必要はありませんでした」。これが移転前の生活である。

移転後の状態は、「最初の1年間は生活保障が与えられ、その後その生活保障は6ヶ月延長されました。移転地では、実際には政府から与えられた農園にはゴムの木が用意されていませんでした。約束では、移転地で2年後には、ゴムの木からの生産／収穫ができるとのことでした。そのため、その農地からは収穫を得ていません」というありさまだ。

すなわち、「以前の私達家族の生活は、ほぼ食糧の自給自足ができた上に、農地からの現金収入がありました。しかし、ダム建設による移住を余儀なくされ、今は非常に経済的に苦しい生活を送っています」ということなのだ。

具体的な収入でみると、「移転地では、日々の必要なものを満たすために、私は農業労働者として働き、日当1万ルピア、月に12万ルピアの収入があります。夫も、家族の必要なものを満たすために身を粉にして働かなくてはならず、アンビルの加工作業に従事し、日々の必要なものを引いた後の収入は5万ルピア」という状況にある。一方、移転前の収入は、「ゴム園からは、1ヶ月に400キロの収穫があり、そのため1ヶ月に20万ルピアの現金収入を得ることができました」そのほかにも果実からの収入があり、「ドリアン7本から、2ヶ月の間、毎日平均10個を900ルピアで売ることができ、そのため54万ルピアの現金収入を得る」ことができていた。この落差は被害の深刻さを物語っている。

(3) アーエス・ダトゥ・ムド (甲 C18)

「1990年の2月頃、まず副州知事のスルカニが村に来て、村の慣習法指導者や資産家等の有力者を集めて、説明会が行われました。この副州知事の説明会には、軍関係者、警察、検察も立ち会っていました」とアーエス・ダトゥ・ムドは証言する。そして、副州知事の発言を紹介する。「移転先では今よりいい生活ができる。今はござの上で寝ているが、移転先ではベッドの上で寝ることができる」と。

「政府の約束では、移転先では、半恒久的な住居、0.4haの畑、2年後に収穫可能となる2haのゴム園、2世帯に1個の井戸、1年間無料の電気、モスク、礼拝所、小学校、アスファルト舗装の道路」であったが、「約束された半恒久的な住居は、地面

から 50 cm位までセメント造りでその上から木造となっていなければならないのですが、移転地の住居はそういった仕様にはなっていませんでした。井戸に関しては、存在していたものの、水は十分ではなくまた清潔ではありませんでした。ゴム園にはゴムは植えられていませんでした。電気設備は当初作られず、県知事に要請してはじめて電気設備が作られました

モスクと礼拝所、小学校も作られましたが、モスクと礼拝所は以前と比べて小さすぎ、住民が入りきらないこともありました」と政府の約束が守られなかったことを証言している。

アーエス・ダトゥ・ムド自身の生活は、「畑に自分でトウモロコシ、芋、バナナの木を植えましたが、土壌が豊かでないため、収穫できたのは1年目だけで2年目以降はまったく収穫があがりませんでした」という状態に変化する。現在の生活は、「昔私は、年間 1424 万ルピアを稼いでいたのが、現在はワルンで年間 720 万ルピアを稼いでいるだけです。貨幣価値も加味して考えると、これは昔の 25 %程度の水準です」というものだ。

2 タンジュン・バリット村

(1) スキ・ムンチャク (甲 C21)

スキ・ムンチャクは移転前後の収入を比較して移転後の被害を明らかにする。「移転前、私は、2ha のゴム園と、4ha のガンビル農園を持ち、1日働けば 5 万 Rp くらいの現金収入になりました。ところが、現在では、土壌が農作に適していないために農業からの現金収入はほとんど見込めず、ダム湖で1日漁業をしてようやく 1 万 5000 ~ 2 万 Rp になる」という。2年目から食料や油などの支給が途切れると、「3日間働いてようやく 2 日間の食料を得られる」という状態に陥っている。「とにかく、事前に約束されていたことは、全く守られていません」。

スキ・ムンチャクはニニック・ママック (習慣法指導者) の地位にあり、村の有力者の一人である。そのスキ・ムンチャクは、「私自身は、移転合意書について見たこともありません」という。合意もなく移転が強制されたのだが、「移転期間中は軍からたくさん兵隊が出動してきており、周りが警備される」なかで移転が行われたのである。しかも、「政府が準備したトラックで、1往復あたり 5000Rp の使用料金を払って荷物を運びました」というのだ。まさに、強制移転であった。

スキ・ムンチャクは、「移転時より、以前の生活の何もかもを失い、移転後 10 年経っても未だ生活の再建のめど立ちません」と訴えている。

(2) シャムスリ証言 (甲 C29)

「支給された家は、修理しなければ使えないひどい状態でした」とシャムスリはいう。具体的には、「家の中に入り歩いていると、いきなり床に穴が空きました。修理の時に分かったことですが、家の土台は一見セメント作りなのですが、廃材を大量に混ぜ込んであったためにまるで廃材にセメントを塗りつけたような状態であり、廃材が腐るとその部分が空洞となって、私が歩いた重みすら支えきれない状態になってい

た」のである。

水の供給について、「井戸が掘ってあり、その水を使うようにということだったのですが、たまっていた水は真っ黄色でとても使えたものではありませんでした。水浴（マンディ）になら使えと考えると水浴びに井戸水を使用した人もいたのですが、たちまち皮膚病にかかってしまいました」というほどひどいものであった。「結局、水は、前の村付近まで汲みに行くか、20 リットルあたり 1000 ルピア払って買う」しかなかったのである。

ゴム園に関しても、「移転してみると、ゴム園には道路沿いにゴムの幼木が 1 列分植えられていただけでした。植えられている木の太さはそれなりの太さがありましたが、1 列分では換金できるほどの収穫は全く望めず、しかも 1999 年に起きた火災により全て燃えてしまいました」という状態であり、ゴム園から収入を得ることはとてもできるものではなかった。

シャムスリは日本での提訴について、「私たちの生活は無茶苦茶に破壊されてしまいました。たとえば、私が住んでいた村はもう元通りには戻らないのです。このような損害は、たとえインドネシア政府が約束した補償金の支払いがなされたとしても、容認することは絶対にできません。私たちは、コトパンジャンダム建設によって、幸せに暮らしていく権利を奪われたのです。だからこそ、この責任をとってもらいたく、日本政府などに新たに訴えを提起したのです。」、とその心情を語っている。そして、「私たちは、何も悪いことをしていないのに、なぜこんなに苦しまなくてはいけないのでしょうか。」と訴えているのである。

3 ポンカイ・バル村

(1) ムダル AR (甲 C5)

移転前、「私は農園の収入で十分な生活ができました。私の生活水準は、村で中ぐらいでした。遣り繰りして貯金したお金でラジオや自転車などの家財道具を買うことができました」という生活状態であった。

これが移転後には、「移転後最初の 2 年は、生活保障の政策として米の配給がありました。新しい村ではゴム農園はすでに収穫できる状態になっていると政府は約束していましたが、実際にはゴムの木はまだ植えられてすらいませんでした」から、「現在まで私たちはゴムからの収入はなく、このゴムの木が収穫できるまでにはあと 4 年ほどかかります」という状態に追い込まれている。

中ぐらいであった生活水準がどのようになったのか。「私の現在の仕事は農業労働者で、1 ケ月の収入は約 24 万ルピアです。しかしながら、家族が必要なものを満たすには、毎月約 60 万ルピアを出費しなければなりません。そのため、不足分を補うために雑貨屋に借金をしなければなりません。それと、他の村に住んでいる息子たちからお金を援助してもらっています」というところに追い込まれているのである。

(2) ヌサルディ (甲 C6)

ヌサルディは移転前の生活を次のようにまとめている。「自分の農地からの収穫で、

裕福とは言えませんが、十分に暮らしてゆけました。それでも、私と家族の生活では、経済問題で不足が生じるというようなことは全くありませんでした。私は、家畜を買うためにお金を貯めておくこともできました」

これが移転後にどうなるか。「この新しい村での生活が困難なので、家計や子供の教育費を賄うために、私は家で小さな雑貨屋を開いて日用品を売っています。そこから、わずかばかりの利益を得て、私は家族の生計を賄っています」というのである。その原因は、「(移転から) 4年後(2000年)に、私達のゴム園は漸く苗が植えられたのですが、今のところその収穫を享受するに至っていません」ということにある。

だからこそ、「私や私の地域の人々の暮らしが、以前の村に居たときのように良好で満ち足りたものになることを願っています」と訴えている。

(3) マイリゾン (甲 C7)

移転前の生活水準が中から上にあつたマイリゾンはそのときの生活について、「2頭の水牛や、家庭用品、オートバイを購入することができました。以上のように、わたしも兄弟も十分に生活でき、経済的な問題はまったくありませんでした」という。

ところが、移転後にこうした生活は一変する。「わたしの生活は、非常にかつかつです。移転以前と比べて、わたしの生活レベルは落ちました。わたしたち家族の必要を満たすため、毎月約 60 万ルピア必要です。その費用の不足については、畑地に植えている 3 カ月に収穫のあるミカンの売り上げで補うことができます。もしミカンからの収入が無い場合は、仕方なく雑貨屋に借金をします」というのだ。

マイリゾンも「わたしの生活、そして、わたしと同じように悲惨な状態にある住民の生活が、以前のように豊かなものに戻るよう願っています」と強調せざるをえないのである。

4 ムアラ・タクス村

(1) エム・アリ・ピラル (甲 C8)

移転前の家は、「床と壁がセメントでできており、屋根はトタンです。これをパーマメント住宅といいます。6 m×12 mの広さでした」というものだった。ところが、「移転先で、私達家族に割り当てられた家は、6 m×6 mの広さ」しかなく、移転前の半分に縮められた。「家の敷地は、0.1ha で以前の 5 分の 1」となってしまった。

移転前に所有していたゴム園 2 区のうち 1 区画が完全に水没し、残りの 1 区画の半分も水没してしまった。0.5ha が水没を免れ、「そこには、収穫可能なゴムの木が 250 本残っています」。この収穫ができれば収入を得ることができるのだが、「そのゴム園は、現在の家からはあまりに遠く、そこに行くためには、1 時間歩き、その後さらに 1 時間小舟に乗らなくてはならないのです。現在、小舟をもっておらず、小舟を借りる場合、2 万 5000 ルピアから 5 万ルピアかかります。そのため、そこに収穫に行くことは困難です」という状態に置かれてしまったのである。

生活に必要な水でみても問題は深刻だ。「移転前は、生活に必要な水は、川から汲んでいました。しかし、移転後は水に不自由しています。移転先では、2 世帯に 1 つ

井戸が掘ってありました。しかし、その井戸の水は腐っているのです。そこで、雨水を貯めて使っています。雨がないうちは、仕方なく井戸の腐った水を使うこともあります」という。

そして、「今、生活で一番困っているのは生業で暮らしていけないことです。主食である米を作る畑がありません。また、ゴム園が狭く、以前のような収穫ができません」という状態にあるため、「村の外に仕事をしに行って」収入を得るしかないのである。

(2) ロハナ (甲 C9)

移転前の収入状態をロハナは、「1日あたり1万5000ルピアのゴムによる収入があった」「ドリアンで年間約600万ルピアの収入」「マンゴの木も30本所有しており、これによって年間135万ルピアの収入」「ドゥクの木やジェンコルの木からもそれぞれ年間300万ルピア、450万ルピアの収入」「漁に行けば1日約1万5000ルピアの収入」と具体的に語る。だから「これらの収入から私たちは子供を学校に通わせることもできましたし、生活に困ることはありませんでした」というのである。

ところが、移転後は「著しい収入減のために、私は生活費を稼ぐために農業労働者として日給1万ルピアの賃金で働いていますが、どうしても生活費が不足する場合があります、そんなときは人から借金をして何とかやりくりをしています」と激変してしまった。

水の問題でも、「雨期は井戸から水を汲んでいますが、井戸水は濁っていてとても飲用水として利用できる水質ではありません。しかしながら、それしか水がないために我慢してこの腐った水を飲んでいました。乾季は井戸水が枯れるため、2km離れているムアラ・タクス寺院のそばの貯水池までわざわざ歩いて水を汲みに行くほかありません」という。

こうした急激な変化がロハナの夫の命を奪った。「あらゆる面における生活環境の悪化がストレスとなり、死を招いたのだと思っています」といい、「主人が亡くなって一層生活が苦しくなった」とロハナは訴えている。

5 バトゥ・ブルスラット村

(1) エム・ラサッド (甲 C17)

移転前の生活は豊かであった。「米は2毛作を営んでおり、住民の多くは米を買う必要はありませんでした。また住民たちはゴム園やヤシの木、果樹園(コーヒー、バナナ、ミカン等)を持っており、これで日々の生活に必要なものを賄うとともに、これらを売って日常の買い物や子どもの教育費に必要な現金を賄っていました」と村の状況をエム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティは述べる。当時のエム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティは、「副習慣法長として、バトゥ・ブルスラット村の10のスク(氏族)を束ねるダトゥの地位」にあったため、こうした村全体の状況を把握できたのである。

この状態が移転によってどうなったか。「こうした豊かな生活は移転によってなく

なりました」といい、「移転させられた住民たちは泣いていました。私も泣きました」と心情を語る。そして、「移転する前に私は移転したら自分の子孫はどうなるのかを考えたことがありましたが、最悪の結果になってしまった」というのだ。

「村の住民のほとんどは、今回の移転で生活が苦しくなっています。一番の問題は未だにゴム園でゴムの生産ができていないことです。このことによる損害はお金では数え切れないくらいです」「経済的に苦しいことから、以前のように住民には、宗教上、習慣上の行事のことを考える余裕がなくなりました。自分たちのやりくりで精一杯です。男たちはまず家族が食べていくことが最優先です。女たちは食べていくために体を売るということも起こっています」という実態までも証言した。

(2) アミル・ベー証言 (甲 C31)

旧村での生活についてアミル・ベーは、「食べ物はほとんどが自給自足でまかなうことができ、食うのには困りませんでした。また、安全な飲料水の確保に頭を悩ますことはありませんでした。こうしたことから、移転後の現在の生活に比べ、当時は、はるかに楽でした。」という。

沈んだゴム園の補償として 180 万ルピアを提示されたアミル・ベーは、しぶしぶ受け取った。「180 万ルピアは安すぎると思いましたが、生活が苦しいので、もらわないよりももらったほうが良いと思って受け取ることにしました。なお、補償金の受け取りの際には、国家土地庁(BPN, Badan Pertanahan Nasional)のバンキナン事務所の役人であるラザリ(Razali)の部下に手数料として 25 万ルピアを支払わなければなりませんでした。私も、早く補償金の支払いを受けるために、仕方なく、役人に 25 万ルピアを支払いました。したがって、第 1 期の補償金として手中にしたのは、結局のところ、155 万ルピアです。多くの住民が、私と同様に手数料として 25 万ルピアを支払いました。」とさらに苦しめられた実態も語っている。

6 男のリスクーは、移転の直前にバトゥ・ブルスラット村で生まれた。健康であったリスクーは「新村に移転してから 1 ヶ月後には、頭部に皮膚病が発生しました。皮膚の色が変わってきたのです。多くの医者に診てもらいましたが、原因が判らないばかりか、症状は日に日に悪化しました。頭部からだんだん皮膚病が広がり、1 年後の 1 歳半には眼病が発生し、右目が腫れて見えなくなってしまうました。その後、左目も失明してしまいました。その後、皮膚病はその後全身に広がり、リスクーは、体力までもが衰えていきました。しかし、治療法は見つかりませんでした。」という状態に置かれてしまった。アミル・ベーは心労を増している。

アミル・ベーは、「今は、バトゥ・ブルスラット市場の近くのテレコム工事現場の人夫の仕事もしています。1 日当たりの報酬は、3 万ルピアにしかなりません。仕事は不安定で、毎日仕事があるわけではなく、収入がない日もあります。そんな時は、息子や近所の人からお金を借りざるをえません。」という状態にある。

(3) ザキルマン証言 (甲 C34)

「旧村で生活していた頃は、ココナツ、ドリアン、ラン、野菜などの生活に必要な

ものの必需品は、そのほとんどが自給できました。また、漁業、農業からの収入で私の生活は十分でしたし、子供の教育に困ることもありませんでした」、「漁に出るの大変楽しく、昔の生活は大変幸せでした。近所の人々もみな漁業で生活していました。」、と移転前の生活についてザキルマンはいう。

最初に移転したプロウ・ガダン村の様子を見に行ったらザキルマンは、「軍服をきていた軍人が自動小銃を持ち、国道にそって両側に並んで警備するように立っていたのです。軍人たちは銃を構えて威嚇する姿勢をとっていました。だいたい1m から3m ぐらいの距離に1人が立っていました。軍隊に囲まれた道路を村人はトラック移動していきました。私はトラックの中にいるプロウガダンの人々の様子を見ることができました。多くの人は泣いていましたし、中には怒った顔をしていました。まるで、捕虜が連行されるような様子で、悲しく、恐ろしい光景でした。」、と証言している。

移転先の家がひどくて住むに値しないこと、ゴム園も苗木しか植えられていないことをザキルマンらはすでに知っていたが、移転を拒めば殺されるとの恐怖から移転を受け入れざるをえなかった。案の定、移転後の生活は悲惨なものであった。「移転してから私は漁業ができなくなり、失業状態でした。生活はたちどころに困りました。最初は政府からの補償金と政府から支給された米、ほし魚で生活していました。その米もひどいものでくさいにおいがしていました。政府から支給された米は本来ニワトリやアヒルが食べるようなものでした。魚は見たこともないほど腐っており、ウジ虫がわいていました。私も含めて殆どの人は支給された米、魚の殆どを捨てていました。」、という状態だったのである。

「移転前に移転先の家がひどく粗末な上にぼろぼろの状態であったのを見て政府は何もしないだろうと考えていました。しかし、私たちには選択の余地はなかったのです。当時のインドネシアでは政府に逆らうことでどんな恐ろしい報復があるか分かりませんでした。」というザキルマンの証言は他の住民の気持を共通している。

6 コト・トゥオ村：ワルディア証言（甲 C30）

移転前の生活についてワルディアは、「昔は、何も難しいことはありませんでした。明日どうやって食べようかなど、考えることもありませんでした。生活必需品も十分にありました。金持ちではありませんでしたが、十分生活していくことはできました。水の心配も全くありませんでした。カンパル川の近くに住んでいたのです。魚はとれるし、水浴びもできました。きれいな水なので、川の中央部でくんだ水を沸かして、炊事に使っていました。」という。

移転後はこの生活が一変する。まず家は、「移転後の家屋は、移転前の4分の1の広さしかありません。しかも、移転当日に、あてがわれた家の中に入ると、泥がたまっていました。ひざの高さまで泥があったのです。周りに側溝が掘られていなかったのです。家屋の中に泥水が入り込み、セメントの床の上に泥がたまっていたのです。その泥をスコップでかき出さなければ家に入れませんでした。また、その泥のために、壁に使われていた木材は腐っていました。セメントの床は歩くと音がするような粗末なものでした。

それは悲しいことでした。セミパーマネントの家が約束されていましたが、全く異なるものでした。」というありさまだった。

水は、「井戸水ですが、水の量が少なく、しかも黄色い水しか出ません」という状態である。ゴムについても、「ゴムの木は一本も植えられていませんでした。私たちはゴムの木を植えようとしたのですが、勝手に植えてはいけないと政府の役人に言われました。その後、政府に雇われたジャワ人がゴムを植えました。900本くらいの苗木が植えられましたが、育つ前にイノシシが食べてしまいました」、と政府の約束とはまったく異なる状態にあった。

ワルディアの弟は1か月間、補償交渉を毎日行っていた。しかし、申請そのものを拒否された弟はついに自殺をしてしまった。遺書には、「もう死ぬしかない。同じインドネシア人なのに自分たちのことを何もしてくれない。」と書かれていた。ワルディアは、「悲しいという言葉だけでは言い表せません。このダム・プロジェクトの犠牲になったのです。このダムの建設がなければこんなことにはならなかったのです。」と訴えている。

7 コト・マスジッド村：マルリス証言（甲 C32）

移転前にほとんど自給自足の生活を送っていたマルリスらは、「非常に怒りました。しかし、それ以上の抵抗は難しいと判断して、受け入れることにしました。故郷を離れたくなかったが、そうせざるを得なかったのです。なぜなら、政府は、移転しなければ補償を受けられないと言い続けてきたからです。」という。補償を逆手にとって政府が移転を強制したことを証言している。

マルリスは移転直後に窮地に陥る。それは、「私が補償金を受け取ったのは、1996年になってからでした。他の人々の場合には、補償金は、移転以前に支払われたのですが、私の場合には支払われなかったためです。なぜこのようなことになったのかといえば、他の人々の場合には、役人にコネを使ったり、BPN（国家土地局）の行政関係者らになんらかの金品を渡して、早く補償金が支払われる手続きをとりはかってもらっていたのです。しかしながら、私はそのようなことはしませんでした。私が、補償金の支払いが遅れていることについて、村長に問い合わせたところ、ただ「待っている。」といわれただけです。」ということからであった。よって、父や隣人からの借金で飢えをしのがざるをえなかった。

マルリスは、「電気代は、1ヶ月40000ルピアから65000ルピアかかり、とても高く、一部しか支払うことができず、滞納分がどんどん積み重なっています。私の犠牲で、水力発電所を建設したのに、現在は、逆に私が電気代の支払いで苦しめられているのは、大きな矛盾と言わざるを得ません。」と指摘している。

8 タンジュン・アライ村：アリ・アムラン証言（甲 C33）

アリ・アムランは移転説明に関して、「1983年12月19日にニニック・ママックがバツゥ・ブスラット村のプサントレン（イスラム学校）において会合を開いていました。私は行くことはいったのですが、招待状を受けていなかったもので、聞いているだけでし

た。このときには知事の第一アシスタントがニニック・ママックに話していることを直接聞きました。彼はこの時に移転後は生活が良くなる、セミパーマメントの家を用意する、収穫可能なゴム園を用意するというようなことを行っていました。この会合にはコラミール（軍）もバビンサ（軍）も来ていました。」と証言する。そして、「反対すれば、警察や、軍隊に逮捕されることになったでしょう。みんなそういうことを十分知っていました。反対した場合には口止め料をもらって金持ちになるか、殺されるかどちらかというような状態でした。みな、怖がっていました。」というように、ここにも軍の圧力が明らかにされている。

移転後はどうだったのだろうか。「ゴム園も見に行きました。ゴム園は赤土がむき出しになっており、苗木すら植えていないことが分かりました。井戸もありましたが、外見は井戸でしたが、水が湧いておらず雨水をためるだけの状態でした。明らかに水が出ない状態で全くひどいものでした。政府は最初から約束など守る気はなかった」というものであった。

「移転先はひどい傾斜地だったので本来斜面を削って平らにした上で家を建てなければなりません。しかし、多くの家の床は斜めでした。私の家の床も傾いていました。ですから、家で寝るときには枕はいりません。上を頭に向ければ良いのです。」という冗談のようなこともあった。「私は自分で床を削って平らにしなければなりませんでした。移転先の建物はとても人の住む家ではありませんでした。」というのである。

アリ・アムランさんは、「移転によって、村の絆も悪くなっています。ダム開発はまたミナンカバウのよき伝統が無くなるろうとしています。私の属しているスクの連帯はありますが、それ以上の連帯はありません。ダム開発は悲劇そのものです。」と訴えている。

9 タンジュン村：ヘルマン証言（甲 C35）

移転前は何の問題もなく生活が出来ていた。「水田からとれた米と移動畑で採れた作物で1年間の食料は十分でした」とヘルマンはいう。他に、果物や魚、ゴム、大工での収入もあった。ところが、移転はこの生活を大きく変えてしまった。

「食料をすべて購入しなければならなくなり、また、ゴム以外の農業収入がなくなったので、精一杯の生活で余裕はありません。移転前と比べて、生活は苦しくなりました」という。生活だけではない。地域での生活にも影響が出ており、「移転地では、スクごとのまとまりがなくなり、スクのルマガダンもないため、ルマガダンとする行事も無理になりました」とヘルマンは語る。

「80歳くらいになった母は、昔の土地や家の話をすると泣いてばかりいます。住み慣れた家を離れなければならなかったことが自分の体を壊されたのと同じような感じがすると言って悲しんでいます」ともいう。地域のつながりも失ったことがさらに悲しみを深めているのである。

10 バルン村：アブドゥール・カミール（甲 C13）

アブドゥール・カミールはバルン村に居住する。移転前は「川の幅は 50 メートルく

らいで、深さはひざの高さくらいでした。したがって、ズボンをまくり上げれば簡単に徒歩で川を渡ることができ、また、車で川を渡ることもできました」という状態であったのだが、移転後は「この川の川幅が 100 メートルくらいになり、深さも 25 メートルくらいになってしまい、人間が徒歩で川を渡るとはもちろんのこと、車やバイクで川を渡ることもできなくなってしまいました」という状態へと変化してしまう。この弊害は収入にも大きく及び、「平均して収入の 10 %程度が川を渡る交通費」になってしまったのである。さらに、「村に持ち込まれる商品の価格にその交通費が上乘せされ、物価高になってしまいました」という状態も生じた。当然ながら、村から出荷する商品にも交通費がかかるため割高になる。

この出費は深刻だ。「週に 1 回は日用品等の買出しに行かねばならないし、他の用事でどうしても村の外に出なければならぬ場合もあるからです」。加えて問題はまだまだある。移転までの買出しは隣村の市場で行っていたものが、隣村も水没したため「20 キロメートルくらい離れたパンカラン村まで行かなければなりません」から負担は大きくなってしまったのだ。

第 2 現在の各移転村の状況

1 はじめに

本編で述べてきた住民被害は、現在も解決はしておらず、継続している。

2010 年、2011 年に、バトゥ・ブルスラット村、タンジュン・パウ村及びポンカイ・バル村で行った調査から判明する被害状況を述べる。

2 バトゥ・ブルスラット村

(1) 同村は、本件ダムによって作られたダム湖の中に、島ないし半島のような形で存在している。そのため、PAFs の再定住村の近くにゴム園を用意することができず、ダム湖の対岸（南側）に設置された。

このため、居住地からゴム園にたどり着くには、ダム湖を船で渡るか、陸路で遠回りをするかしか方法がない。いずれもエンジン付き船や、オートバイ等の移動手段を必要とし、これらを利用しても 1 時間前後を要する。徒歩では 4 時間程度かかる。所有するゴム園が、オートバイが入ることができる場所や、船がたどり着ける岸辺から離れている場合は、ゴム園に徒歩でたどり着くまでにさらに数時間かかる状況にある。

こうしたアクセスの悪さが同村におけるゴム園の失敗の基礎にある。

(2) 住民移転前後にリアウ州によって行われたゴムの植え付けは失敗した。その後、アクションプランにより、1999 年から 2000 年にかけてゴムの再植付けが行われた。本件 SAPS では、リアウ州側の再植付けは概ね成功したとされているが、同村については、標準的な生育状況にあるとされているゴム園は全体の 50 %とされている（甲 B35, 4-11, 4-12 頁）。このように、本件 SAPS によっても同村のゴム園のリハビリテーションは成功しているとは言いがたい状況にある。

しかし、同村のゴム園の実情は、本件 SAPS 調査の結果よりもひどい状況にあり、2011 年 1 月の時点でゴム園として成立しているものは多く見積もっても 10 %程度であり、ほとんどはゴム園として成立していない。その原因は上記の通り、ゴム園へのアクセスが悪すぎるため、PAFs が小まめに自分の農園の手入れに行くことが困難であることにある。

このように同村ではゴム園が成立する見込みがないことから、PAFs らは資金力を持つ会社、個人などに次々とゴム園を売却する状況に至っている。

同村については、PAFs が再定住地において従前の生活水準を回復し、これを維持していくための生計手段として用意するはずだったゴム園は全く機能せず、同村の PAFs は、再定住先における生計手段がない状況に追い込まれている。

3 タンジュン・パウ村

(1) 同村が位置する西スマトラ州側では、本件 SAPS 調査においても、当初のゴムの植付けもその後行われたリハビリテーションも失敗し、2002 年時点における標準的な生育状況にあるゴム園は 3 %に満たないとされている（甲 B35, 4-12 頁）。

このため同村では、2003 年から再度のゴム苗木の植付けが行われた。2004 年 1 月時点では苗木が植えられたばかりの状態であり、ゴムの生産にはまだ 7 年から 8 年を要する状況にあった（甲 C1）。

(2) 2011 年 1 月、2004 年 1 月に訪れたゴム園を再度訪れたところ、今回は苗木の植付けに成功し、ゴムの生産が行われていた。

しかしながら、他方で 1993 年 7 月の住民移転から、ゴム苗木の植付けが行われるまでに 10 年以上、ゴムの生産が可能になるまでには 15 年以上を要したことから、その間の生活を賄うために、ゴム園を売却せざるを得なかった PAFs が移転した 313 世帯の 20 %近くになっている。

同村では、バトゥ・ブルスラット村とは違い、ゴムの生育は一定進んでいるものの、ゴム園が機能するのに移転から 10 年以上を要したことから、その間に PAFs の貧困化が進み、ゴム園を既に手放し、ゴム園の再生では PAFs を貧困から救えない状況に至ってしまっているのだ。

4 ポンカイバル村

1996 年 2 月の住民移転前の同村におけるゴム苗木植付けは不成功であったが、本件 SAPS によれば、アクションプランによるリハビリテーションは順調で、95 %が標準的な生育状況にあると報告されている（甲 B35, 4-11, 4-12 頁）。

しかしながら、同村は、国道や州道から離れたところに位置しており、主要道路からのアクセスが悪い。このため、同村では、ゴム園もなく他の生活手段もないことから、政府から行われた 2 年間の生活扶助が終了すると多くの住民が村を出てしまった。したがって、2000 年頃にアクションプランによるリハビリテーションが始まる時には、半分以上の PAFs が同村にはいなかった。

そして、同村を出た PAFs の多くが同村のゴム園等の資産を売却していたため、同村

のゴム園について行われたリハビリテーションは PAFs には何の意味もないものであった。

第3 アスベスト調査の結果

原判決は、「インドネシア共和国においてアスベストとは、衣料品の廃材を使用したものにすぎず、上記屋根のサンプリング調査の結果、石綿が含まれていないことが確認されたとの証人山田順一の反対趣旨の供述部分に照らせば、上記各証拠によっても、住民に供与された住宅の屋根材にアスベスト（石綿）が使用されていたとまでいうことはできない」（原判決 190 頁）などと判示した。

しかしながら、控訴人において、タンジュン・アライ村やポンカイ・バル村の家屋の屋根材の成分を調査したところ、アスベスト成分のクリソタイルが含有されていることが判明した（甲 C47, 甲 C49）。

また、こうしたアスベスト成分を含む屋根材がつかわれた家屋は現在でも上記各村で多数存する。

以上より、原判決の上記判示が誤りであることは明らかであり、本件プロジェクトの再定住村では、重篤な健康被害のおそれがあるアスベストが屋根材として多用されており、危険な状況にある。

第4 文化的被害の状況

1 慣習法に基づく指導体制の崩壊

これまでミナンカバウの「川の民」とされてきた現地住民の社会は、ダム建設により一変した。彼らの生活・文化の中心であった河川は、せき止められダム湖となった。新村には、ムアラ・マハット・バル（新しいマハットの河口）のように、もはや村の名前においてでしか川があったという名残が感じられないところも少なくはない。

1983 年、ダム建設によって移転させられると聞かされた住民たちと一部のプンフル（氏族の長）は、せめて財産補償がきちんとなされ、移転先で生活ができるようにすることが必要だと考えて移転にあたっての要望をまとめて当局に提出した。

しかし、そのようなプンフルたちの要請にもかかわらず、補償基準など住民移転に関する重要な事柄の決定については、ムジャワラで話し合い全会一致の伝統的手法がとられることはなかった。重要な物事を決定するために開催された会合において、当局によって出席者が限定されるといういかにも開発至上主義の手法がとられた。参加したプンフルたちは合意するよう脅迫を受けたとされている。これまで自分たちが命がけで訴えてきた要求が移転地では何ひとつ実現されていないと失望した住民の間では、プンフルに対して失望し、もはや尊敬の念や畏怖の念を抱かなくなってしまった。

本来ならばスク（氏族）クムナカンの利益を大事にしなければならない指導者という立場におかれたプンフルたちが、行政に取り込まれてしまっている状況に対し、母系単

位でのムシャワラがさまざまな理由から開催されなくなってきており、こういった指導者たちの言動をスクのメンバーがただすための機会もなくなってしまった。

移転対象となった地域では、住民移転を経て現在、ミナンカバウ本来の慣習法に基づく指導体制はほぼ形骸化してしまっただけとも言える。

2 慣習法的土地制度の崩壊

さらに、移転事業の一環である土地収用のプロセスは大きな問題をはらんでいた。まず、財産の所有者は女性であり、伝統的権威の認知のもと受け継いできた、という母系制の根幹が壊れるという問題があげられる。さらに、彼らをもといた先祖代々の土地から切り離し、先祖とは関係のない、精神的つながりももたない新しい土地へと追いやることで、彼らのアイデンティティの基盤を奪ったということも言える。

資産とみなされるものは測量され、そこには徹底的に近代的概念が持ち込まれた。それらは世帯主（その多くは男性）の所有となり、補償金が支払われた。これまでの共同世襲財産、自己取得財産といった慣習による区別は意味をなさなくなり、利用権の対象としてのみの共同財産であるのにもかかわらず自分の所有であると申告し、測量されればそれは補償金支払いの対象となった。各世帯に 6 × 6m の家屋、0.4ha の畑地、そして 2ha のゴム農園（中核農園方式で移転した村を除く）など移転地で供与された生活保障の数々は、男性名義の土地証書（Sertifikat Tanah）とともに役所の管理下におかれることとなった。

慣習法に基づく土地制度の崩壊により、共有地への意識やその使用法は破壊されてしまった。かろうじて残っていたとしても共有地の面積は確実に減少し、その土壌も変化する。旧村では、共有地は化学肥料の要らない土壌の豊かな農園か森林の形をしていたが、移転事業に伴い森林は切り開かれ、宅地や農園となった。限りない広大なイメージをもたれていた共有地は非常に限定的となった。

そのため、移転地での新世帯が直面する問題は深刻である。彼らは親から独立して住む場所も、経済基盤となる農地を探すことも非常に困難な状況である。住民によれば、新村で結婚した世帯には行き場がなく、住民の宅地の合間をぬって使われていない土地に家を建てるか、親が所有する宅地内に別途家を建てるしかない、という。それができない場合は、たとえ結婚した立派な成人であったとしても親と同居せざるをえない。これまでの彼らの伝統を考えると、男性がずっと親と同居するという事は恥じるべき行為である。

経済基盤となる農地がないため、すぐに現金収入を必要とする場合、現在は親や他人の農園で労働者となるか、碎石作業や薪木集めなどの低賃労働に就かざるをえない。共有地およびその概念がなくなったということは、その共同体はクムナカン、特に若い世代の将来を保障しなくなったということである。移転事業によって新村を整備する際に、世帯増加や人口増加については考慮されなかったということは明白である。

また、移転事業によってナガリの共有地が他のナガリに侵されたことで問題も発生している。ある村が隣村の共有地内に建設されてしまった新しい村に移転した。こういっ

たケースはまれであるが、この場合隣村の住民が自身のナガリの共有地を主張し、裁判にまで発展している。以前は村間での交流が頻繁に行われていたが、この共有地の係争をきっかけに両村住民の仲は悪化してしまった。

これまで述べてきた共同財産が移転先ではまったく再建されていないことは大きな問題である。たとえ新村において共有地が用意されたとしても、以前のような精神的なつながりは再構築されることはないのであるが、クムナカンや次世代への影響を考えれば、以前の村の共有地と質、広さ共に同じ程度の新しい共有地が政府から用意されるべきであった。

3 慣習法に基づくコミュニティの崩壊

新村での居住地は移転前にくじ引きで決定され、まだ茂みのままの代替地で自分たちの家屋を探すことから始めなければいけなかったという。移転先では、これまでの居住パターンとは全く異なり、隣近所は別のカウム、別の氏族の家庭であることも少なくはない。氏族のシンボルであるルマ・ガダンも存在しない。あるのはヤギ小屋と揶揄された粗末な造りの家屋と、水の出ない井戸、収穫できない農園、そして絶望や怒りのみ。指導者はこれまでの共同体を容易に統率できる環境でなくなってしまった。

また新村では核家族化も著しい。移転事業のために大家族が崩壊してしまった。残念ながら移転事業は、共同体の構成員を物理的にも精神的にもバラバラにしてしまった。ムシャワラや冠婚葬祭などの母系単位が集わなければいけない際でさえ全員が集まるのが難しくなり、以前のようにムシャワラで問題を解決したり、相互扶助で何かが行われたりすることも少なくなった。したがって、居住パターンの崩壊が、日頃からの共同体としての意識を薄め、コミュニティ内でオープンであった住民間の関係をたいへん狭く限られたものにしたと考えられる。

彼らの文化について言えば、移転対象となった地域においては、移転後男子の共同生活はほぼ行われなくなった。ある程度の時期になると、母親であれ女性とともに家で生活しなくなっていた男子が、移転先においては成人してもなお母親とともに住むケースが見られる。これは、新村でのスラウが、すでに倫理教育の場としての機能を完全に失ったことを意味する。その要因としては、移転先にてきちんとしたスラウが補償されなかったり、住民間に以前の慣行を継続する程の経済的および精神的余裕が無いということがあげられるだろう。

また、移転先での経済基盤がないことから、ムランタウにおける経済的側面のみがいつそう強調されてきている。その出稼ぎ先としては様々であるが、遠くはジャカルタやマレーシアに行く住民も少なくはない。さらに自身の家庭経済が潤うことだけが優先される傾向が強い。

さらに残念なことに、河川がダム湖となり居住地から水場までが遠いため、河川と関連した伝統行事は消えつつある。特に、上述の行事や断食月に入る前に身を清める沐浴などがそうである。新生児の沐浴行事は立派なミナンカバウ人としての赤ん坊の将来を祈る。小舟レースは勝利した友人を尊重して敗北を受け入れる心を育み、ゴトン・ロヨ

ン（相互扶助）で物事をやり遂げるという意味を持っていた。またカンパル川やマハット川で身を清める断食月に入る前の沐浴は、自身の汚点を流れる川の水できれいに洗い流してから神聖な断食月に入るための重要なセレモニーであった。

現在では、小舟レースは開催されないナガリが多くなり、そして新生児の沐浴行事や断食月前の沐浴は川ではなくその辺りの井戸などで細々で行われている。ミナンカバウの川の民として豊かな伝統を有してきた行事が行われなくなりつつあることで、豊かなミナンカバウ人としての心を形成し、文化を継承していく機会が失われつつあると言っても過言ではない。

また、彼らの民話や伝承が語り継がれることもなくなってしまった。そのための場所であるルマ・ガダンもなければ、こういった事柄に関心のある指導者やクムナカンもほとんどいなくなってきた。あるプンフルによれば、今のクムナカンはこのような話をほとんど知らないというのである。彼らの村がダムに沈められてしまったのと同様、村がこれまで代々伝えてきた知識や教養といった無形の文化遺産もダムの底に沈められてしまった。

これまでに述べてきた、彼らが失ったミナンカバウとしての生活・文化やアイデンティティについては、現在まで何の対策も講じられていない。

第5章 まとめ

本件において住民の被害実態を明らかにしようとした調査報告書は6種類ある。発表年の古い順に、米倉調査報告書（1996年）、アンダラス大学調査報告書（1996年）、本件 SAPS（2001年）、本件事後評価報告書（2003年）、カリミ・中山調査報告書（2005年）、新カリミ・中山調査報告書（2009年）となる。カリミ・中山調査報告書を除く各調査報告書は被害の存在そのものを明らかにしており、とりわけ前三者の調査報告書は被害の深刻さと重さを示している。

なお、カリミ・中山調査報告書についてみると、客観的な調査を標榜するものの、その分析は訴状を意識したものとなっている上、著者らの立場を隠蔽し被害の事実を隠そうとしたものであることが明らかである。原判決はカリミ・中山調査報告書を重視したが、そのために被害実態を軽視する誤りを犯した。

そして、6種類の調査報告書から明らかとなった被害実態は、現在でも継続している。この点は、本件訴訟に提出された控訴人住民らの陳述書、原判決後に控訴人らにおいて行った調査結果から明らかである。

本編では、上記の点について詳論してきたが、本章において要約する。

第1 1996年の調査報告書

まず、1996年に行われた調査では、以下の通り、PAFsらの伝統社会の実態に対する理解を欠いたまま再定住が行われた上、再定住先における生計手段の再建に失敗してお

り、PAFsは旧村のゴム樹に依存している事実が明らかにされた。

この時点では、まだ本件ダムの湛水はされていなかった。この時期に再定住に失敗していることが明らかになっているにもかかわらず、本件ダム湛水が行われたことが控訴人住民らの被害を拡大させたのである。

1 米倉調査報告書

米倉調査報告書は、「本件プロジェクトの実施された地域が、伝統的な慣習法が支配し、ミナンカバウ社会という特殊な母系制度に基づく社会であり、居住形態、土地所有制度、社会における意思決定の方法などにおいて、近代的な社会との違いがあることを指摘」（判決、134頁）しており、「基金に、対象社会の実態を正確に把握し得るだけの組織的、制度的な背景が十分でなかったように思われ、日本の常識、社会制度、法律等を前提としてプロジェクトを観察し、援助を実施し、プロジェクトの実施地域の住民らや地方政府等が被る社会的な犠牲とメリットについて深く検討されることがなかった」（判決、134頁）という。

米倉調査報告書は、問題の特徴を伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬からくるものとまとめた。そして、その齟齬に対する認識と配慮を欠いたままに援助が行われ、だからこそ問題が深刻化したことを明らかにしたのである。

2 アンダラス大学調査報告書

アンダラス大学調査は、移転完了後数ヶ月を経た時点で実施された。そして、翌1997年3月には湛水が強行された。こうした状況下で実施された調査であるため、アンダラス大学調査報告書から、湛水前の移転住民がどのような生活状況にあったのかを具体的な数値で知ることができる。移転前後の収入、支出、財産などの変化について明らかにしており、移転前は主にゴムや米で得ていた収入が移転後にその他や米以外の食物による収入に取って代わられており、収入の構造が大きく変化したことを明らかにしている。特にその中でも、生活手当への依存が高まったことは見過ごせない。つまり、移転によって収入の構造が不安定になったのである。

さらに指摘しておくべきことは、旧村のゴム樹に依存している事実である。「現在も、ゴム生産が可能なのは、住民の一部が、旧村におけるゴム樹から樹液を採取し続けているからである」（アンダラス大学調査報告書、3頁）とあるように、移転後の収入に旧村のゴム樹が果たしている大きさを無視してはならない。

公共インフラ・農業環境・社会環境の変化、移転プロセスの特徴、移転同意と補償についても分析を行いながら、米倉調査報告書が指摘したこと、すなわち「伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬に対する認識と配慮を欠いたままに援助が行われて問題が深刻化したこと」を住民へのアンケートとインタビュー調査によって実証してくれている。つまり、貯水が強行される直前における被害の深刻な実態を具体的な数値によって示したのである。

第2 本件 SAPS 調査と事後評価

1997年7月までには、本件ダムの湛水が完了した。

再定住先における生計手段の再建ができていない状況で従前の生計手段を水没されたことにより、PAFs は生活するすべを奪われた。この PAFs の生活実態を明らかにしているのが本件 SAPS 調査である。すなわち、本件 SAPS は、社会的及び自然環境的な側面において依然として未解決の問題があると認識した JBIC によって行われたもので、2001年に調査が完了した。「調査の結果、可能な限り早期に解決されるべきいくつかの重大な問題が存在すると判断し、BAPPENAS 及びその関連機関に対し、これらの問題を解決するための行動計画を策定するよう要請」（原判決 141 ページ）した。本件 SAPS 報告書付属書 2 と付属書 3 は、各村が被った被害実態を村ごとにまとめている。そこからは甚大な被害がすべての村に共通していることがわかる。

そして、本件 SAPS 調査を踏まえて行われたのが JBIC による本件事後評価である。その評価結果をまとめた本件事後評価報告書は、本件プロジェクトの妥当性や効率性に関して事業そのものを否定することはないものの、住民移転について多大な問題があったことについて触れており、環境管理や再定住世帯の生計手段の再建に失敗したことを明らかにしている。

以下、本件 SAPS 調査及び事後評価について本編で述べた内容を要約する。

1 補償措置について

(1) 移転経緯と土地の補償について

最初に移転させられたプロウ・ガダン村では軍隊の随行があったことにより住民は恐怖を実感した。このことが他村の住民に与えた影響は大きく、彼らは「非常事態」との受けとめを余儀なくされた。つまり、移転そのものを拒否できる状況および移転に際しての交渉は全く成立しなかったのである。

問題はこれだけに留まらなかった。その一つは、政府の約束が守られなかったことだ。この事例が全ての村で起こっている。約束では 2 ヘクタールのゴム農園が与えられるはずなのに実際は 1.8 ヘクタールであったこと、1 平方メートルが「タバコ 3 本分」でしか評価されなかった補償額であったこと、一部の土地には補償もされなかったこと、墓地移転には一切の補償がされなかったことなどが明らかにされたのである。

さらに、「補償委員会」や「移転調整チーム」による脅しと強制があったため補償の合意形成も行われなかった。「移転調整チーム」が政府の公安機関としての機能を持つとともに軍隊出身者で構成されていることからしても、そこからの脅しと強制には恐怖が付きまとったことは間違いない。しかも、これらの機関が多大な利益を貪ったことも明らかにされている。

そうした困難な状況にあっても一部の住民がデモや知事への要請を行った。すなわち、補償が不十分であり、そのために生活困窮を生じていることへの改善を求め、やむにやまれぬ行動であった。だがしかし、政府や関係機関からの返答はないままなのだ。住民は犠牲者のままに置かれてきたのである。

(2) 家屋について

移住先では、「本事業の再定住計画の枠組み内で、画一的に建設された住宅が供与された。住宅の規模は 5 × 6 メートルであり、セメント張りの床、木製の壁、アスベストの屋根という造り」(中間報告書、51 頁)であった。現物を見た住民は、その実態が粗雑で不完全な状態だったことに不満を持たざるをえなかった。半永久的な住宅という政府約束が果されておらず、「再定住のための住宅の供与については、政府と住民との間に数多くの見解の相違が存している」(中間報告書、51-52 頁)のである。特に、アスベストの屋根には住民の不満が高く、バトゥ・ブスラット村のように政府に陳情して波状鉄板に変更したところもある。

住民が改善要求をしているにもかかわらず、政府はそれに応じていない。彼らはそんな政府に愛想をつかしている。

(3) ゴム農園などについて

移転時に「収穫可能な 2 ヘクタールのゴム農園」が住民に与えられるはずであった。だが、その政府約束は見事に裏切られている。住民が実際に見たものは、ゴムの木のないゴム農園であったり、道路脇にだけゴムの木が植え付けられた農園であった。

生産木を非生産木として評価したりするなど補償額もひどかった。たとえば 800 本のゴムの立木を有していた人への補償金が 1800 ルピアにすぎなかったのだ。

さらに、2 ヘクタールの約束であった農園面積が 1.8 ヘクタールであったり、移転後の植え付けが請負業者の不正などにより失敗しているなどの問題があった。「総じて言えば、『事業影響を受けた世帯』(PAFs)のための当初のゴム開発努力は、リアウ州と西スマトラ州の双方において不満足な結果に終わった」(中間報告書、86 頁)のである。

(4) パラウィジャ地・庭地について

移転前のパラウィジャ地・庭地では、土壌が肥沃であったためミカンなどの作物を育てることができた。その収入で子どもを学校に通わせたりしていた。ところが、移転地の土壌は劣悪であり、作物の栽培に適していない。また、移転前の農地の補償は 1 平方メートル当たりタバコ 1 本か 2 本の値段と同じ評価額であった。

住民は、耕作するための資金がなく、害虫駆除の方法を知らなかったりする。

5 電気について

政府は、取付料無料と 1 年間の電気使用料無料と約束していた。だが、この約束が守られたのはプロウ・ガダン村とコト・マスジッド村の 2 か村のみであった。その他の村では取付料として 9 万 7000 から 150 万ルピアがかかっている。そのため、20 %から 60 %の住民が電気を享受できないでいる。また、停電が頻発している。

6 その他の補償措置について

3 年間の支給であったはずの生活手当は 2 年間に削減されている。政府の約束にあった墓地への補償がされなかった。道路はアスファルト舗装がされなかった。公共施設は提供されたものの、劣悪なものがあったりしたため、モスクを寄付金で建設する村もあった。

2 再定住先における生活再建の状況

(1) 所得創出

ゴム農園の当初開発は「不満足な結果」に終わった。だから、「全面的な再植林-復旧が必要」となった。リアウ州では「比較的に成功裡に」その成果が出ている。そうであっても、20%の農園が必要な水準に達していないのである。西スマトラ州では「更なる失敗を招来」してしまっている。そして、再植林などの補助金でみると、住民の生活を賄うには「十分でなかった」のである。

成功の度合いが高いとされるアブラ・ヤシでも20%の農園が「不満足な状態」にあるように、これまでの生活を支えていた収入源が損なわれ、移転後の生活は苦しくなっていた。

そうなると収入源を他に求めることとなる。漁業とガンビル、賃金労働が中心的なものとなるのだが、一部を除いてそれらから得られる収入はゴム農園から得られる収入に及んでいない。そのなかでも高い収入となっている漁業において漁獲高が減少しており、今後不安を残している状態だ。

(2) 水供給

政府は井戸を提供した。それらは、有色で悪臭のある水しか得られなかったり、乾季には干上がったりする実態にあった。だから、「当初移転時に政府が提供したの浅井戸は、今日では、再定住世帯の間ではほとんど使われていない」（中間報告書、50頁）のである。さらに、給水設備についても不備だらけであり、パイプ網がなかったりするため使えない。「10億ルピーを投入した上水設備が機能しない一方、日本人学生の寄付による150万ルピーの上水設備が住民の役に立っている」、という矛盾も起こってしまった。

井戸も給水設備も使えない住民は川を利用したり、隣人から分けてもらったりするしかない。また、水を買わざるをえなくなっている。生きていくのに不可欠な水を得るには以前より条件が悪化したのである。

政府は、MCK（水浴び、洗濯、トイレ）施設を供与する約束をしていた。だが、ほとんどの村で供与されたのはトイレのみであり、水浴びと洗濯の施設はなかった。そのトイレもすぐに利用できなくなった代物であり、住民は川や庭地の穴を使わざるをえなくなったのである。そのため、コレラなどの疫病も発生している。

3 本件事後評価報告書

本件事後評価報告書における再定住プログラムの社会経済的影響に関する分析では、PAFsは、移転前はゴム農園と米作で生計を立てていたが、現在は多くの人々がその伝統的職業を失ったこと、これは「再定住世帯に生計を提供するというゴム農園が失敗したという証拠」であることを明らかにしている。

そして、「当初の計画どおりに生産的な収入源を確保できて…（中略）…いない場合、再定住者の生活水準の悪化につながっているのである」と述べている。

第3 カリミ、中山らによる調査報告

JBICによる事後評価の評価者であった、カリミ、中山らは、その後、2005年と2009年にそれぞれ調査報告書を発表している。

この内、2005年に発表されたカリミ・中山調査報告書では、「政治的偏見のない、独立した事後評価」と自己評価している。その調査内容は、成功例と失敗例を対比しつつ全体にうまく進んだことを裏付ける結論を導こうとした調査である。しかし、同調査は、客観性を標榜しつつ、その実は、主要著者であるカリミ、中山及び藤倉は、事後評価報告書の評価者であることを隠蔽している。通常、研究者が、未だ裁判が継続しているケースで、争点となっている事実関係について、当事者の一方の主張事実が正しいかどうかを自主的に検証する研究を行うことは考えられず、かつ、その内容は、自らが行った本件事後評価報告書や、新カリミ・中山調査報告書の内容と異なり、住民の生活は改善しているという結論を導き出している。

以上からは、カリミ・中山調査報告書は、本件訴状に記載された住民被害の事実を否定するという政治的意図の元に作成された報告書であると疑わざるを得ない。

これに対し、2009年に発表された新カリミ・中山調査報告書は、カリミ・中山調査報告書の結論を自ら修正する内容を明らかにしている。すなわち、西スマトラにおけるこれらに関する再定住村の貧困家族の状態をインドネシア政府の中央統計局のデータを使用して検証している。これによると、タンジュン・バリットとタンジュン・パウの再定住家族の24%が貧困家族となり、西スマトラの平均貧困率5.5%より著しく高いことが明らかで、「コトパンジャン・ダムプロジェクトにおける再定住村は、貧窮のリスクから解放されていない」と結論づけている。

カリミ、中山らにおいても、PAFsが、再定住先における生計手段の再建を補償されなかったために貧困に苦しんでいる事実を、隠し続けることはできなかったのである。

第4 控訴人住民らの調査結果

控訴人住民らにおいて、本件訴訟に提出した被害を示す証拠も、上記各調査報告書の結果と整合する。

控訴人住民らの陳述内容は、上記各調査報告書に示された被害内容を、各被害住民のライフストーリーとして具体的に明らかにしている。原判決後に、控訴人住民らにおいて行った調査結果は、上記各調査報告書及び控訴人住民らの陳述に示された被害が、原判決後の時点においてもなお継続している事実を示している。

以下これらの内容を要約する。

1 控訴人住民らの陳述内容より

アーエス・ダトゥ・ムドは、「昔私は、年間1424万ルピアを稼いでいたのが、現在はワルンで年間720万ルピアを稼いでいるだけです。貨幣価値も加味して考えると、これは昔の25%程度の水準です」という。収入の激減についてはどの陳述にも共通する。

「移転時より、以前の生活の何もかもを失い、移転後10年経っても未だ生活の再建のめど立ちません」とスキ・ムンチャクがいうように、そうした状態に置かれるとどのなるのか。エム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティが悲惨な実態を証言する。「自

分たちのやりくりで精一杯です。男たちはまず家族が食べていくことが最優先です。女たちは食べていくために体を売るといふことも起こっています」というのだ。

だからこそ、「私や私の地域の人々の暮らしが、以前の村に居たときのように良好で満ち足りたものになることを願っています」（ヌサルディ）との訴えは住民共通の願いなのである。

さらに失われたものにミナンカバウ文化がある。現在、ミナンカバウ本来の慣習法体系はほぼ形骸化してしまった。それは、政府により限定された出席者で事を決めたことから、移転にあたっての要望をまとめて当局に提出した西スマトラ州の2村とリアウ州の8村で展開された運動が無視されたこと、それはすなわちムシャワラで話し合っただけで全会一致の伝統的手法が成立しなくなったためである。

さらに、土地収用のプロセスは、財産の所有者は女性であり、伝統的権威の認知のもと受け継いできた、という母系制の根幹を壊した。先祖代々の土地から切り離し、先祖とは関係のない、精神的つながりももたない新しい土地へと追いやることで、彼らのアイデンティティの基盤を奪ったためである。そして、共有地およびその概念がなくなったということは、その共同体は若い世代の将来を保障しなくなったということである。

総じて、ミナンカバウの川の民として豊かな伝統を有してきた行事が行われなくなりつつあることで、豊かなミナンカバウ人としての心を形成し、文化を継承していく機会が失われつつあると言っても過言ではない。彼らが失ったミナンカバウとしての生活・文化やアイデンティティについては、現在まで何の対策も講じられていない。

2 近時の調査結果より

控訴人らの調査では、バトゥ・ブルスラット村、タンジュン・パウ村及びポンカイ・バル村では、PAFs がゴム園の成立を待つことができず、生計手段がない中、生活の糧を得るためにゴム園を売却したことが明らかとなった。再定住村に移転したときに生産できるゴム園 2ha を補償するという約束が守られなかったことにより、PAFs の貧困は深刻化している。

また、控訴人の調査では、タンジュン・アライ村やポンカイ・バル村の家屋の屋根材からアスベストが検出され、そのような屋根材がつかわれた家屋は現在でも上記各村で多数存することが明らかとなった。再定住村では、重篤な健康被害のおそれがあるアスベストが屋根材として多用されており危険な状況にある。

第6編 国及び JICA (JBIC・OECF) の責任

第1章 判断枠組みについて

日本国及び OECF の責任に関する原判決判示の誤りについては、第2編第2章で述べた。以下においては、上記で述べた点を敷衍し、日本国及び OECF の責任を判断する枠組みについて控訴人の主張を明らかにする。

第1 本件において問題となる日本国政府及び OECF の行為

1 原判決の判示

第2編第2章第1で述べたとおり、原判決は、原告住民らの主張する非自発的な移住に対する注意義務の内容とされている住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、日本国政府及び基金は、本件プロジェクトに当たって、インドネシア共和国政府の主権に属する原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものではないと排斥した。

上記判示については、控訴人住民らが問題とする日本国政府及び OECF の行為と、同行為にあたって日本国政府及び OECF が負担する注意義務の内容の問題とを区別して検討する必要がある。以下、この点について論じる。

2 控訴人住民らが問題とするのは ODA 供与である

第1編で述べたとおり、控訴審において、控訴人住民らは、1991年6月及び10月に東電設計と PLN との間でコンサルタント契約が締結され、その後実際に住民移転が行われるようになる過程以降の被控訴人らの責任を請求する。日本国政府及び OECF の行為としては、後述するとおり、1992年10月に本体工事に同意し ODA の供与を行った行為、1997年に湛水を事実上承認し、その後も本件プロジェクト終結までに対して ODA の供与を継続した行為である。

第2編第2章第2で述べたとおり、ODA を供与し、これを継続する行為は、日本国政府及び OECF の判断に基づく、日本国政府及び OECF の行為であり、インドネシアの内政に干渉する問題ではない。ナルマダ・ダムやバタンガス港の案件のように、実際に ODA の供与を断ったり、途中で供与を中止したケースが存する。よって、日本国政府及び OECF が ODA 供与を停止・中止することが内政干渉にあたらず、日本政府及び OECF の判断で行うことができることは明らかである。

3 ODA 供与にあたり日本国政府及び OECF が負う注意義務について

原判決は、住民の移住及び補償の問題は借入国政府の内政上の問題であり、借入国の主権に属する住民らに対して注意義務を負わないとしている。

しかしながら、ここで控訴人住民らが問題としているのは、日本政府及び OECF が ODA を供与して行われるプロジェクトにおいて、プロジェクト現地の住民の人権が侵害されることが予見でき、かつこれを防止する措置 (ODA の供与をやめること) を取

ることができたにも関わらずこれを行わず ODA 供与を継続し、現実にプロジェクト現地の住民らに深刻な人権侵害が発生した場合における、日本国政府及び OECF の責任である。

住民の移住及び補償を実行するのは、確かに、当該プロジェクトを実施する借入国政府ないし同国内の実施機関（これらから委託を受けた業者を含む）である。しかしながら、上記の通り結果の予見と回避ができた場合において、当該プロジェクトに ODA を供与した経緯においてどのような個別的事情があっても、ODA を供与した日本国政府及び OECF が一切責任を負わないのは不当であると、控訴人住民らは主張するものである。

そして、当該プロジェクトについて、その「目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものである」かどうかを、当該職務の「具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮」して判断し、「これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法 1 条 1 項に基づく責任が生じる」と言うべきであると主張するものである。

原判決は、本件プロジェクトの経緯について具体的事情を考慮することなく、上記の通り、住民の移住及び補償の問題は借入国政府の内政上の問題であること、住民が借入国の主権に属することをもって日本国政府及び OECF の責任を免除しており失当である。特に、OECF については、民法に基づく不法行為責任が問題となるところ、通常の民法解釈とかけ離れた判断をしており、その誤りは明白である。

第 2 日本国の責任について

1 非権力的事実行為における国賠法上の責任

本件における日本国政府の行為（本件プロジェクトに対する ODA の企画・執行）は、「公権力の行使」に該当しても、いわゆる権力的行政作用には該当しない事実行為（非権力的事実行為）である。このような事実行為については、本件円借款においてもそうであるように、当該行為について具体的に授権した根拠法規がなく、当該行為を行うについて具体的な発動要件を定めた法的規定がない。

このような純粋な事実行為について、「裁判所は事故発生を未然に防止すべき注意義務を措定し、その違反の有無を審理し、注意義務違反から過失を認定し」ているが、これは「不文の法原則から、当該公務員には結果の発生を防止すべき行為規範あるいは過失なく行動するという行為規範が措定され、その行為規範違反としての違法性の判断と注意義務違反としての過失の判断」を行っているものであるとされている（村重慶一編「国家損害賠償訴訟の実務」36 頁）。

本件について言えば、ODA の執行を規定する法律がないことは、日本国政府が完全な白紙委任を受けていることを意味せず、上述の通り ODA の企画執行において、「結果の発生を防止すべき行為規範あるいは過失なく行動する行為規範」があると認められ

る。そして、これに違反した場合、日本国は、違法有責として国賠法上の責任を免れない。

2 非権力的事実行為に関する判例

本件同様に非権力的事実行為による国賠法上の責任が問題となった判例として、1996年に発生した大阪府堺市の小学校における O-157 集団食中毒事件における中間報告等の公表により、同報告において原因食材の可能性が否定できないとされた貝割れ大根を生産した業者（大阪地裁に提訴）、及び直接当該貝割れ大根を生産したものではないその他の貝割れ大根生産業者（東京地裁に提訴）が、上記公表について国賠法上の責任を請求した判例が存する。

東京高裁平成 15 年 5 月 21 日判決（判時 1835 号 77 頁、宇賀克也・ジュリ別冊 200 号 174 頁）は、直接原因食材とされた貝割れを生産したものではない業者らの請求について、「本件各報告の公表は、現行法上、これを許容し、又は命ずる規定が見あたらないものの、関係者に対し、行政上の制裁等、法律上の不利益を課すことを予定したものでなく、これをするについて、明示の法的根拠を必要としない。本件各報告の公表を受けてされた報道の後、貝割れ大根の売上が激減し、これにより控訴人らが不利益を受けたことも、前記（原判決 157 頁以下）のとおりであるが、それらの不利益は、本件各報告の公表の法的効果ということではできず、これに法的根拠を要することの裏付けとなるものではない」として、本件各報告の公表は、法律上の根拠を要しない非権力的事実行為であることを明らかにした。その上で、「しかしながら、本件各報告の公表は、なんらの制限を受けないものでもなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法 1 条 1 項に基づく責任が生じることは、避けられない」と述べ、非権力的事実行為における国賠法上の責任が認められる要件を明らかにしている。

そして、具体的事案について、「本件において、厚生大臣が、記者会見に際し、一般消費者及び食品関係者に『何について』注意を喚起し、これに基づき『どのような行動』を期待し、『食中毒の拡大、再発の防止を図る』目的を達しようとしたのかについて、所管する行政庁としての判断及び意見を明示したと認めることはできない。かえって、厚生大臣は、中間報告においては、貝割れ大根を原因食材と断定するに至らないにもかかわらず、記者会見を通じ、前記のような中間報告の曖昧な内容をそのまま公表し、かえって貝割れ大根が原因食材であると疑われているとの誤解を広く生じさせ、これにより、貝割れ大根そのものについて、O-157 による汚染の疑いという、食品にとっては致命的な市場における評価の毀損を招き、全国の小売店が貝割れ大根を店頭から撤去し、注文を撤回するに至らせたと認められる」とし、「厚生大臣によるこのような中間報告の公表により、貝割れ大根の生産及び販売に従事する控訴人業者ら並びに同業者らを構成員とし、貝割れ大根の生産及び販売について利害関係を有すると認められる控訴人協会の事業が困難に陥ることは、容易に予測することができたというべきで、食材の公表に伴う貝割れ大根の生産及び販売等に対する悪影響について農林水産省も懸念を表明し

ていた（原判決 153 頁）のであり、それにもかかわらず、上記方法によりされた中間報告の公表は、違法であり、被控訴人は、国家賠償法 1 条 1 項に基づく責任を免れない」と、国の国賠法上の責任を認めた。

原因食材とされた貝割れ大根を直接生産した業者の請求については、大阪高裁平成 16 年 2 月 19 日判決（訟月 53 卷 2 号 205 頁）が、以下の通り判示している。「国賠法 1 条 1 項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときには、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定したものであり、上記の違法は職務上の法的義務違反であるといえることができる。／法令の規定等があり、行為規範が明示されているときは、その規定された要件と手続に従えば、その結果国民の権利が侵害されても、それは許容されているものであるといえることができる。また、行為規範の明示がなくても、行為規範となるべき手掛かりがあれば、そこから法的義務を検討することができる。本件のように、当該職務が非権力的事実行為で、法令の規定等が存在しない場合には、組織法上の規定等から職務の性質や範囲等を検討したうえで、具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮すべきである。／また、明示の法律の根拠がない場合に、具体的な行為を離れて、法的義務を確定したうえで、さらに、改めて、通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と行為をしたか否かを判断することは不可能である。」

そして、当該事案に関する違法性判断基準としては、以下の通り判示した。「本件各報告公表（中間報告・最終報告の各公表）が違法であるかどうかを判断するに当たっては、公表の目的の正当性、公表内容の性質、その真実性、公表方法・態様、公表の必要性と緊急性等を踏まえて、公表することが真に必要であったか否かを検討し、その際、公表することによる利益と公表することによる不利益とを比較衡量し、その公表が正当な目的のための相当な手段といえるかどうかを検討すべきである。そして、公表によってもたらされる利益があっても、生じる不利益を犠牲にすることについて正当化できる相当な理由がなければ、違法であると判断せざるを得ない。」

上記各高裁判決は、最決平成 16 年 12 月 14 日（上告不受理決定）によりいずれも確定している。

3 本件における日本国の責任に関する判断方法

本件において、ODA は、法律上の根拠を要せず、かつこれが存しない非権力的事実行為であるが、その企画執行については、「なんらの制限を受けないものでもなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法 1 条 1 項に基づく責任が生じる」（上記東京高裁判決）。

そして、「当該職務が非権力的事実行為で、法令の規定等が存在しない場合には、組織法上の規定等から職務の性質や範囲等を検討したうえで、具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮すべきである」（大阪高裁判決平成 16 年 2 月 19 日）。したがって、本件では、ODA 供与に関する組織法上の規定から職務の性質や範囲などを検討し、具

体的行為規範の手がかりを抽出すると共に、当該行為について存在する種々のマニュアル・ガイドライン等から具体的行為規範の手がかりを抽出し、それらから導かれる具体的行為規範に基づいて、具体的な職務執行を行うことが求められていると言ふべきであり、このようにして導き出された行為規範に違反した職務執行は国賠法上違法有責である。

原判決は、これらの点を看過し、本件プロジェクトについて、その「目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものである」かどうかを、当該職務の「具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮」することなく、控訴人住民らの主張を排斥したものであり失当である。

第3 OECFの責任について

1 OECFの責任については、民法が適用される。

民法の不法行為責任において、違法性の判定は非侵害法益の性質と侵害行為の態様との相関関係で考察すべきであるとされている（相関関係説。通説）。最高裁もこの点について、「建物の建築が第三者に対する関係において景観利益の違法な侵害となるかどうかは、被侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである」（後記最判平成18年3月30日。第7編において詳論する）と判示している。このように、最高裁は相関関係説を違法性の判断基準として採用している。

また、OECFは、開発援助にあたる専門機関として、開発援助の企画・執行によって第三者に違法な損害を与えないようにする注意義務を負っている。これは、前項で述べた日本国の場合と同様に、不文の法原則から、結果の発生を防止すべき行為規範あるいは過失なく行動するという行為規範が指定されるからであり、この行為規範違反した場合には、注意義務違反としての過失責任を免れない。

そして、OECFが開発援助にあたって負う注意義務は、医師等の専門家責任が問われる際の注意義務の水準と同様に、開発援助の実践における水準である（後記最判昭和61年5月30日参照。第7編において詳論する）。

2 したがって、本件におけるOECFの責任については、本件プロジェクトの目的、方法、生じた結果の諸点から是認できるものであるかどうかを、具体的な諸事情を考慮して判断しなければならない。また、注意義務違反の有無は、当該業務にあたる専門機関として要請される水準の注意義務に違反したか否かで判断されるべきである。

原判決は、OECFには国賠法ではなく民法が適用されるにもかかわらず、日本国の責任と同様に、控訴人住民らに対する法的義務違反がなければ注意義務違反が存しないと判示し、本件における具体的な事情を踏まえてOECFの責任を判断しなかったものであり、明らかな誤りである。

第4 控訴人らが主張した各注意義務違反について

原判決は、控訴人らが指摘した住民移転に伴う各種の問題点について、日本国政府及び OECF の調査では本件プロジェクトの進行に問題がなかったことが判明していたから控訴人住民らの主張はいずれも失当であると述べた。

しかしながら、第4編で詳論したとおり、実際は、問題がなかったことがわかったとされている日本国政府及び OECF の調査の方が、本件プロジェクト現地の状況把握を誤っていたのである。すなわち、1996年に実施された米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書では、本件プロジェクトの財産調査の正確性や調査の公平性に問題があること、移転先のゴム園で生産可能になるゴムは10%～15%ほどでそもそもその程度のゴムしか植えられなかった可能性があること、住民たちの無理な移転を強いていること、補償基準合意がミナンカバウ社会慣習による合意決定ではなく手続き上の瑕疵があったこと（以上は米倉調査報告書）、住民たちに供与されるゴム園が生産可能な状況になっておらず、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア共和国政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていること、本件ダム貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に窮する状況にあること、移転にあたってインドネシア共和国政府が約束した条件の多くが守られていないこと（以上はアンダラス大学調査報告書）が明らかにされた。本件プロジェクト現地の更に詳細な状況は、2002年にJBICが行った本件SAPS調査により明らかとなった。

1990年から1992年に行われた日本国政府及び OECF による各種調査（後述の本編第4章第2、1項参照）は、後にJBIC自身が行った上記調査で明らかにされた上記各事実を捉えることができなかつたものであり、重大な欠陥があったことが明らかである。

ところが、原判決はこの事実を正視することを放棄し、重大な事実誤認をしたものである。当審においては、原判決のこの事実誤認が正されねばならない（詳細は第2編第1章及び第4編、第5編で述べたとおりである）。

日本国政府及び OECF の責任は、原判決の事実誤認が正された上で、控訴人住民らの被害状況を中心とした本件プロジェクトの具体的な事情を踏まえて検討される必要がある。

第5 本編の内容

本編では、原判決が認定を回避した本件プロジェクト現地における被害の実情を踏まえた、日本国政府及び OECF の注意義務とその違反について論じる。

そのためにまず、第3編で述べた ODA を巡る諸事情を踏まえ ODA における注意義務を基礎づける諸事情を述べる、

そして、第4編で述べた本件プロジェクトの経緯、第5編で述べた控訴人住民らの被害の実情を踏まえ、日本国政府及び OECF の行為が、「目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものである」かどうか、「具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮」した結果どのような行為規範（注意義務）が認められるかを検討し、日本国政

府及び OECF の責任を明らかにする。

第 2 章 本件プロジェクトにおける注意義務を基礎づける諸事情

第 1 ODA の趣旨目的

旧 ODA 大綱は、ODA の基本理念は、開発途上国「における資源配分の効率と公正や『良い統治』の確保を図り、その上に健全な経済発展を実現することを目的として、政府開発援助を実施する。その際、環境保全の達成を目指しつつ、地球規模での持続可能な開発が進められるよう努める」ことにあると規定され、そのための原則として、「開発途上国における民主化の促進」、並びに「基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」ことを掲げている。

この ODA の趣旨目的からは、日本国政府及び OECF は、ODA 供与に当たり、当該 ODA に基づく開発が、開発によって影響を受ける現地住民の基本的人権を侵害することがないかどうか、現地住民の基本的利益の侵害を回避するための他の措置がないかどうか、現地住民の基本的利益の侵害がやむを得ない場合にはそれを正当化するだけの当該開発行爲の公共性・必要性があるかどうか、基本的利益の侵害に対する代償措置が十分であるかどうか、被援助国において「基本的人権及び自由の保障」を十分に図ることができるかどうか等について、慎重に注意してプロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価にあたる必要があったといえる。

第 2 ODA に関する問題状況

- 1 政府による開発援助は、必ずしも被援助国の人々の生活改善と自立に役立っておらず、逆に多くの被援助国で開発の対象とされた地域の住民の生活や環境を破壊し、地域の伝統的・文化的価値を破壊し、被援助国における汚職や腐敗を助長していることが、1980年代までには明らかになってきていた。

特にダム建設などの大規模開発は、広大な開発対象地域に居住している先住民や現地住民の立退を不可避とする上、当該地域において生業を営んできた住民の生活基盤を根こそぎにしてしまうことから、立ち退かされた住民の生活再建が困難な状況に追い込まれるという問題点が顕在化していた。

- 2 日本自身が行った ODA における問題が 1980 年代には顕在化し、日本の ODA によるプロジェクトが地域住民の生活や環境を破壊することが実際に発生していた。

例えば、インドのナルマダ・ダムにおいては、地域住民に対する被害があまりに大きいことから援助が中止されるに至り、インドネシアのクドゥン・オンボ・ダムでは、住民がまだ水没予定地に居住しているにもかかわらず貯水を開始し、死者を出すまでに至った。

- 3 さらに、開発援助に当たっては、被援助国の政治状況をも考慮する必要がある。援助を受ける開発途上国では、しばしば、当該国の政権が国民の人権を抑圧している場合が

あるからである。

本件円借款が供与されたインドネシアでは、スハルト政権が、「開発独裁」と呼ばれる抑圧的、独裁的、権威主義的な政治状況を作り出していた。そこでは、軍部が優越的な地位を占め政権に批判的な人々に対し直接的な暴力を行使していた。そのような状況の中では、言論、集会、良心の自由といった基本的人権が侵害され、住民の財産権もたやすく侵害されていた。

第3 非自発的移住に対するガイドライン

1 前項で述べた開発援助における問題の発生を踏まえ、非自発的移住を伴う開発援助について、1980年以降は、世界銀行及びOECDによって非自発的移住についてガイドラインが制定されるにいたり、非自発的移住に際しての国際的基準が確立されてきた。またILOにおいてもこの点に関する条約が1989年に制定されるに至っていた。

これらの国際的基準は、開発援助が引き起こしてきた問題事象を防止するために国際的に認められた基準であり、当然、開発援助国・機関の援助実行の際に参照されるべき基準である。これらの基準において繰り返し述べられており、かつ本件において重要な内容は以下の点である（OECDガイドラインから引用）。

- ① 非自発的な移住は、他の方法がある場合には採用してはならず、また、他の方法が無い場合でも、最小限のものにしなければならない。
- ② 非自発的移住に関する開発プログラムは、移住民がそのプロジェクトによって利益を享受できるようなものでなければならない。具体的には、
 - i) 土地ベース、または雇用ベースで生産手段が再構築できるようにすること
 - ii) 移住に際して被った損失に対する補償
 - iii) 移住期間及び過渡期における援助
 - iv) 移住民の以前の生活水準と所得能力、生産水準を改善するため、または少なくとも維持するために彼らがなす努力に対しての援助が必要とされるべきである

これらの国際基準が、世銀職員への指針であり日本国政府及びOECDに対して適用がないこと、OECDガイドラインは日本国政府及びOECDに対して法的拘束力がないことなどが認められるとしても、こうしたガイドラインが存在することは、非自発的移住が伴う開発プロジェクトにおいては、上記の各点が常に問題となるものであり、こうした点に配慮したプロジェクト策定を行う必要があることを日本国政府及びOECDが認識していたことを示すものであり、日本国政府及びOECDがODAを供与する際の注意義務を基礎づける要素となるものである。

また、これらの基準において移住等については第一次的責任は被援助国が負うとされていたとしても、そのことが援助国・機関の責任を全く免除するものでないことは明白である。

したがって、上記基準は、開発プロジェクトによって影響を受ける現地住民に被害を与えた場合の法的責任を判断する上で重要な要素となる。

- 2 OECFにおいても、1989年10月、「環境配慮のためのOECFガイドライン」(丁A6)を作成し、開発の影響を受ける住民の生活や環境の保全を、プロジェクトの可否を判断する審査基準とすることを明らかにしていた。そこでは、「社会環境」について、「既存の環境に著しい影響を及ぼさないように措置されること」とされ、水力発電においては、施設の設置によって歴史的・文化的遺産への損傷されないようにされる必要があること、住民移転について「水没によって移転を余儀なくされる住民の生活状況等について検討され、所要の措置が講じられる必要がある」こと、マラリア等の虫及び水を媒介とする病気の発生について検討対策が行われる必要があることなどが審査基準として掲げられている。

このOECFガイドラインの意義について、1990年3月に作成された環境配慮解説報告書は、「各種開発行為により招来する社会環境影響は、わが国の環境影響評価において、これまで余り重視されていなかった影響領域である。しかし、こうしたことは、社会的な合意形成のシステムや制度が概ね整っているわが国や先進諸国では通用するが、途上国では、都市域から隔絶された地域で固有の生活基盤や文化を持って生活している人が多く、また、こうした開発行為に対して無防備な人々を護る体系も整備されていない場合も多く、それだけにこの社会環境影響は極めて重要な環境配慮の領域となる」とし、社会環境影響に配慮することが極めて重要であるという認識を示している。そして、「大型水力ダム建設に伴う水没地域からの住民移転が問題となるケースが非常に多い」とし、「住民移転を要するプロジェクトについて、その必要性を特に大型プロジェクトと代替案としての小規模分散型プロジェクトとの比較を通じて行うことが求められ」、「移住先代替地、移住による健康リスク、移住による生活水準への影響、移住先の住民とのコンフリクト、移住先での生活再建などについての方策が準備されていなければならず」、「ILO 169号条約などに見られるような、先住民、少数民族の人権、生活基盤をめぐる世界的状況についての調査は、住民移転との関連でも重要である」と指摘している。

さらに、1993年9月に発行されたOECFの基金調査時報(甲A81)では、OECF開発部開発企画課の山本尚志が、住民移転を伴う開発プロジェクトの審査ポイントを解説しており、「住民移転を伴う開発プロジェクトは、慎重に審査しなければならない」、「住民移転は可能な限り回避しなければならない」とし、「代替案の検討等の調査を十分に行ったうえで、住民移転が回避できない場合には、住民への影響を最小にしなければならない。さらに、移転によって一時的に失われる収入や生産能力に対する適切な補償が不可欠である」とされている。そして、OECFの審査ポイントとして、住民移転を回避あるいは最小化するための代替案が検討されたか、住民の意向を反映した収用、移住計画になっているか、補償は適切であるか、住民移転にかかる開発及び補償は政策的な裏付けを持っているか、住民移転を実施する機関は十分な能力があるか、住民移転の時間的

・財政的コストを加味してもプロジェクトが運営できるか等といった点を指摘している。

- 3 以上より、日本政府及び OECF は、1990 年 12 月に交換公文及び第 1 次借款契約が締結された当時には、前項で述べた ODA の問題状況を踏まえ、大規模な住民移転を伴う水力ダム開発は、慎重に審査しなければならない、住民移転は可能な限り回避し、代替案の検討等の調査を十分に行ったうえで、なお住民移転が回避できない場合には、住民への影響を最小にしなければならない、さらに、移転によって一時的に失われる収入や生産能力に対する適切な補償が不可欠であることを認識していた。

第 4 本件 3 条件及びその履行特約について

- 1 日本国政府及び OECF は、前項で述べたとおり、非自発的移住に関する国際的なガイドラインの内容、及び OECF 自身が制定した OECF ガイドラインの意義を十分理解していた。そこで、日本国政府及び OECF は、1990 年 12 月及び 1991 年 9 月に、インドネシア政府との間で締結した交換公文の討議議事録及び借款契約において、本件 D/D に定められた建設時の住民移転計画等を踏まえて、以下のような本件 3 条件及びその履行特約を定めた。

- 2 本件 3 条件の内容は、

- ① 事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること
- ② 事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること
- ③ 事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取り付けられること

というものであり、これらの条件を満たさなければ円借款を供与しないという点が明記された。

- 3 借款契約では、本件 3 条件の履行確保のため、以下のような本件履行特約が付された(甲 B77 号証)。

- ① 適切な移転と補償の実施
 - (1) 移転以前と同等かそれ以上の生活水準を確保する
 - (2) 移転合意は公平かつ平等な手続きを経て取り付ける
- ② 財・役務の調達同意までに達成されるべき点
 - (1) コンサルタント契約同意までに、最初に水没する地区の住民の移転地が利用可能な状態になっており、補償のための財産評価基準が合意に達し、移転交渉が進捗している
 - (2) 土木工事・機器調達契約同意までに、野生生物保護・モニタリング計画が提出され、移転問題が解決されている
- ③ ダムの湛水開始前までに、保証金の支払い、移転先整備、住民移転が完了し

ている

- ④ ダムの湛水開始前までに事業対象地域に生息する全ての象を保護区に移転する
- ⑤ ①～④が完了するまで進捗状況報告を四半期毎に OECF に提出する
- ⑥ 事業完成までは四半期毎、完了後 7 年間は年毎に環境モニタリング報告を OECF に提出する

以上の特約は、単なる努力条項ではなく、借款契約上の支払条項及び損害賠償条項に定められたものであり、インドネシア共和国政府が上記条項に違反した場合、OECF は、融資の停止・中止等の借款契約上定められた権限を行使することができた。

- 4 本件 3 条件及びその履行確保のための規定は、明確に控訴人住民らの利益を擁護し、移転や補償について住民の個別同意を必要としているものであり、また生活水準についてもこれを従前より低下させてはならないことを明確に定め、さらにはその履行確保のための措置まで講じており、控訴人住民らの利益保護を明らかに射程においた契約である。

日本国政府及び OECF は、本件借款契約に規定された上記 3 条件及びその履行確保のための規定に従い、生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものを確保し、移転・補償について個別の同意を取り付けるように、インドネシア政府の本件プロジェクトの進行状況について正確な情報を入手し、その情報に基づいて円借款の実行の条件を満たしているかどうかを判断し、条件を満たしていない場合には、円借款供与を停止・中止等を行うことができる権限を有していた。

そして、日本国政府及び OECF には、本件プロジェクトにおいて大規模な住民移転が仮に避けられないとしても、これが成功裏に実現されるよう、この権限を適切に行使することが求められていたものである。

以上からは、日本国政府及び OECF は、本件 D/D に定められた建設時の住民移転計画を踏まえて定められた本件 3 条件及びその履行特約が遵守されるよう本件プロジェクトの進行を確認する義務があったものであり、本件 3 条件及びその履行特約が遵守されず、PAFs が重大な被害を受けることを容易に予見できる状況にありながら、本件借款契約に規定された権限を適切に行使せず、その結果 PAFs に重大な被害を与えた場合には、PAFs との関係においても注意義務違反があったと認められる。

第 3 章 本件プロジェクトの目的と控訴人住民らの不利益の重大性

本章では、前章で述べた注意義務を基礎づける事情を踏まえ、本件プロジェクトにおいて ODA を供与した行為について、その目的、当該目的達成のためにとられた方法、控訴人住民らに被害が発生した過程、発生した被害の内容など考慮すべき諸事情を踏まえると控訴人住民らが受けた不利益が是認できないことが明らかであることを論じる。

第1 本件プロジェクトの目的等について

1 世界銀行及び OECD ガイドラインの内容と位置付け

前章第3で述べたとおり、開発援助において開発の対象とされた地域の住民の生活や環境を破壊する事例が相次いだことから、世界銀行及び OECD は、1980 年以降非自発的移住を伴う開発援助について、ガイドラインを制定していた。

このガイドラインにおいては、同項で述べたとおり、非自発的移住は可及的に回避すべきで、不可避の場合においても最小限にとどめるとともに、移住民が当該プロジェクトにおいて従前以上の生活水準を得られなければならないことが定められていた。

そして、これらのガイドラインにおいて、この非自発的移住は当該プロジェクト準備の最初の段階から当該プロジェクトに不可欠なものとして扱われるべきであることを述べている（OECD ガイドラインについて、甲 A18 訳 3-2 頁 1, 2 行目。世界銀行ガイドラインについて、乙 A1 訳 1 頁パラグラフ 3）。

このような取扱がなされるようになった経緯は、非自発的移住に関する世界銀行のガイドラインについて解説した論文において、「非自発的再定住は従来、インフラストラクチャ関連の主要な作業に比べて優先度の低い副次的効果として、無計画かつ場当たり的に扱われてきた。明確な目的、一貫した手順、および再定住への対処に必要なリソースが欠如していたため、移転住民、移住先の受け入れ住民、および環境に対して深刻な逆効果をもたらされた。そうした手法を正すため、1980 年 2 月に世界銀行はスタッフ向けに内部ステートメントを発行し、世界銀行出資プロジェクトにおいて非自発的再定住に対処するための一貫した政策を策定した」（甲 A17 翻訳 6 頁）と説明されている通りである。

したがって、世界銀行及び OECD のガイドラインは、非自発的移住をもたらす開発プロジェクトにおいて、PAFs の移住計画は、当該プロジェクトの不可欠な一部であり、当該プロジェクトの本来の目的（ダム建設等）と同等の優先度を持つものとされなければならないことを明らかにしている。

2 本件プロジェクトにおける住民移転の位置付け

本件プロジェクトは、直接的には水力発電を主要な目的とするダム建設を目的とするものであるが、このダム建設により大規模な貯水池ができるため広大な地域が水没しこれにより大規模な住民移転が必要となることは当初から明らかにされていた（これらの点は原判決も認定している〔本件 F/S について原判決 104, 105 頁：環境管理計画及び環境モニタリング計画について原判決 110 頁～112 頁〕）。

1984 年に JICA によって作成された本件 F/S では、本件プロジェクトにより、リアウ州及び西スマトラ州の 10 カ村が水没し、水没家屋は 2,644 戸で 13,907 人に影響が及ぶとされていた。本件 F/S（戊 A6）は、「こうした水没家族に対しては、適切な補償と同時に今後移転をめざす再定住のための候補地が求められる」（同 IV-19 頁）とし、既存の移住プロジェクトやプランテーションプロジェクトに従って住民移転を行うことを述

べている。また水没補償については、公的機関の設置を推奨し、補償費として 1588 万ドルを見積もっている（同Ⅷ-3 頁）。

1988 年に作成された本件 D/D では、その一部として、環境管理計画（RKL 甲 B72-3）と環境モニタリング計画（RPL 甲 B72-4）、及びこれらの付属書（APPENDIX 甲 B72-5）が作成された。そこでは、「コトパンジャン HPP の建設による否定的な影響を避けるか最小化し、そして、肯定的な影響を最大化するか維持するための方策を特定することに狙いを定めた」とされている（上記各書証序文）。具体的には、影響を受ける地域は、人口増加率を考慮して 1987 年時点における住民数は 15,273 人、同時点の住居総数は 2,619 戸、耕作面積は、15,795.9 ha 等とされ（入手した本件 D/D では本文は開示されていないため、独自に入手した付属書（甲 B51 訳 15 ～ 17 頁）より引用した）、「正当でない補償金の支払い、そして、新しい居住地が旧来の居住地より質が悪いこと、新しい居住地で生業やその形態が変化すること、新しい居住地での仕事が利益をもたらさないこと、もとの村落の集団から住民を引き離すことなどの結果として、社会経済的および社会文化的な諸問題が生じ、そしてそれは社会の失望を引き起こすことになる。／ 上記のような問題を防ぎ、管理するためには、移住する社会の落ち着きを生み出すことができるような説得型・教育型のアプローチが必要とされる。とくに上記の社会に対して、社会福祉を向上させるための開発にとってコトパンジャン水力発電所プロジェクトの重要性に関する情報提供が必要である。／ 代替居住地の準備は、十分に行われねばならず、各分野の開発プログラムが同時に行われなければならない。同時に行われることにより、住民は同じ施設を受け取ることになり、少なくとももとの居住村と同じようになる。慣習にとっても強く束縛されているコトトゥオ、バトゥブルスラット、タンジュンアライといった村では住民間の緊張状態を回避するために、慣習上の儀式のようなものを開催しなければならない。」とされていた（上記同様の理由で甲 B51 訳 11, 12 頁より引用）。

以上の通り、本件プロジェクトにおいても、住民移転は、プロジェクト準備の段階からプロジェクトの不可欠な一部（同等の優先度を持つもの）として位置付けられていたものというべきである。

3 本件プロジェクトにおける住民移転計画

本件 D/D の一部とされた環境管理計画では、本件プロジェクトにおける住民移転計画を、プロジェクトの初期局面、建設工事局面、稼動局面に分けて、次の通り述べている（上記同様の理由で甲 B51 訳 20 頁以下）。

① 初期局面

本件プロジェクト近辺の住民には通知がなされることから、住民の生活態度や行動様式に変化が生じる。すなわち、貯水により財産が水没し、移転しなければならないことを知り地域住民は不安に陥るとともに、何世代にもわたって営んできた生業を変えなければならないことから、新しい土地で将来の先の見えない生活に対して恐怖を抱く。

これらの影響を回避するための対策としては、住民に補償と再定住地に関する情報を与えること、代替居住地を住民が移転する前の各郡内に置くこと、村としてのまとまりを維持すること、移転時に慣習と宗教に基づいた儀礼を行うことが考えられる。

② 建設局面

住民の水田・農園・畑は、貯水後、そのほとんどが水没してしまい、経済的に非常に大きな損失を発生する。この影響に対しては、新居住地開発計画・プログラムを策定し、また、水没したものにつりあわせるために新しい水田・農園・畑その他を開拓することにより対処する。そのために、州の地方開発企画局は、新しい居住地での居住、農業、農園、保健、教育などの分野に関して総合的な開発計画策定の調整を行い、農業局は、居住地での水田もしくは畑作地の開拓に関する技術的計画を詳細に策定し、農園局は新しい居住地での農園開拓に関する技術的計画を詳細に策定する。これらに要する費用は、地方予算及び国家予算（農業省）から支出する。

貯水池域の住民は居住地と職業機会を失う。このため、同様の新しい居住地を用意して少なくとも旧居住地と同じように適した状況に近づけるようにすること、新しい居住地は住民の立退の前から使用できるように用意すること、財産が水没する住民に対しては農地を用意するとともにコトパンジャン水力発電所プロジェクト建設の中で仕事が得られるように優先権を与えること、住民が失う財産に対して正当な補償金を与えることを対策として行う。これらの対策のために、各州・県・郡及び施工者が協力してこれにあたり、必要な調査費用と再定住もしくは地域内移住の費用は国家予算から支出する。

貯水池域の伐採が完全でないことは、水域の美観のみならず貯水域で運行する舟に対して危険を招きうる。こうした影響を防止するために、施工者は、地方政府等と協力して、貯水池の伐採計画をできる限り完璧に、かつできる限り低廉に行えるように策定する。

③ 稼働局面

稼働局面における社会経済・文化的影響としては、まず雇用不足がある。この点は、用意される電力が増加することで産業の発展を可能にし、その結果、新しい雇用機会を生み、さらに住民の収入を増加させる。

次に、水中の運動と観光のようなレクリエーションの場としての利用が考えられる。この良い影響が維持されるよう、侵食をおこさないように計画・調整される必要がある。地方開発企画庁と地方の観光局が、レクリエーション開発計画を作成し、国家予算と地方予算、民間の資本を使ってその開発を実行する。

さらに環境管理計画の付属書では、新定住地サイトについて、ムアラ・タクス村南部サイト、スベルアンサイト、コト・ラナ／クアランサイトが提案されたこと、それぞれのサイトの位置、土地利用計画の概要を述べている（甲 B51 付属書 19 頁以下）。

以上からは、本件 D/D においては、本件プロジェクトの他の目的と同等の優先度を

持つ住民移転を成功させるために、これを進めるための段取りが定められ、水没したものに つりあわせるために新しい水田・農園・畑その他の開拓、新居住地を旧居住地と同じように適した状況に近づけること、住民が失う財産に対して正当な補償金を与えること等が定められていたものである。

4 交換公文・借款契約における定め

前章第4で述べたとおり、日本国政府及び OECF は、1990年12月及び1991年9月に、インドネシア政府との間で締結した本件交換公文の討議議事録及び本件借款契約において、本件3条件及びその履行特約を定めた。

交換公文に定められた本件3条件は、PAFs の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること、PAFs から公正かつ平等な手続きによって個別に移転及び補償合意が取付けられることというものであり、本件借款契約で定められた本件履行特約は、本件3条件と同様に、移転以前と同等かそれ以上の生活水準を確保すること及び移転合意は公平かつ平等な手続きを経て取り付けることといった点に加え、コンサルタント契約同意までに、最初に水没する地区の住民の移転地が利用可能な状態になっており、補償のための財産評価基準が合意に達し、移転交渉が進捗していること、土木工事・機器調達契約同意までに移転問題が解決されていること、ダム の湛水開始前までに補償金の支払、移転先整備、住民移転が完了していることなど、ダム本体建設工事の進捗状況に合わせて、住民移転作業が進展すべきことを明記した。また、本件履行特約は単なる努力条項ではなく、借款契約上の支払条項及び損害賠償条項に定められたもので強制力のある規定であった。

以上からは、日本国政府及び OECF と、インドネシア政府との間で締結された本件交換公文及び本件借款契約においても、住民移転は本件プロジェクトの不可欠な一部(同等の優先度を持つもの)として位置付けられるとともに、その実現のための作業工程・目標を定め、強制力を付与していたと優に評価できる。

5 まとめ

以上より、本件プロジェクトにおいて、住民移転は本件プロジェクトの不可欠の一部であり、ダム建設工事と同等の優先度を持つものとして位置付けられていた。そして、その達成のために、本件 D/D、並びに本件交換公文及び本件借款契約において、作業工程・目標が定められ、その実現が確保されていたものである。

よって、本件プロジェクトにおいて、住民移転は、ダム建設工事と同等の重要性を持つものとして、その達成が位置付けられていたものというべきである。

第2 生じた結果：控訴人住民らの被害

1 はじめに

前項で述べたとおり、本件プロジェクトの計画(本件 D/D、並びに本件交換公文及び本件借款契約)では、住民移転はダム建設工事と同等の重要性を持つものとして、その

達成が位置付けられていた。しかしながら、本件プロジェクトの実行過程では、住民移転の成功という目標はないがしろにされ、また、この目標を達成するために本件 D/D に規定された作業工程・目標、並びに本件 3 条件及び本件履行特約の規定は守られなかった。

この結果、控訴人住民らに多大な被害が生じた。JBIC が行った本件 SAPS 調査の結果からも、以下の通りその被害は明らかである（詳細は第 5 編を参照）。

また、本件 SAPS と前後して、アクションプランが実行されたが、これにより被害がなくなったとは到底言えない状況にある。

2 移転の強制

PAFs からは、補償スキームへの不満・苦情のほかに、移転が強制されたという苦情があった。Koto Tuo では軍隊によって強制的に移転させられた。Binamang、Batu Bersurat、Gunung Bungsu の各村でも強制的に移住させられた（甲 B35, 4-39 頁）。

具体的な状況は以下の通りである。「移転から 1 週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態（SOB）であるかのように感じた」（付属書 3、1 頁）、「軍隊の嚴重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた」（付属書 3、2 頁）。

3 生計手段の破壊

移転時に「収穫可能な 2 ヘクタールのゴム農園」が住民に与えられるはずであった。だが、その政府約束は見事に裏切られている。住民が実際に見たものは、ゴムの木のないゴム農園であったり、道路脇にだけゴムの木が植え付けられた農園であった。

生産木を非生産木として評価したりするなど補償額もひどかった。たとえば 800 本のゴムの立木を有していた人への補償金が 1800 ルピアにすぎなかったのだ。これはタバコ 3 箱分でしかない。さらに、2 ヘクタールの約束であった農園面積が 1.8 ヘクタールであったり、移転後の植え付けが請負業者の不正などにより失敗しているなどの問題があった。

「総じて言えば、『事業影響を受けた世帯』（PAFs）のための当初のゴム開発努力は、リアウ州と西スマトラ州の双方において不満足な結果に終わった」（中間報告書、86 頁）のである。すなわち、リアウ州では当初のゴム農園整備はゴムの植付けが悪く枯れてしまい、1999 年～ 2000 年の再植林プログラムによってようやくゴム園の再生が始まるに至った。西スマトラ州のゴム農園も同様に当初の整備ではほとんどのゴムの木は枯れてしまい、その後の再植林も約 3 ヶ月後に焼失し失敗した。2001 年の SAPS 調査時点では西スマトラ州側のゴム農園は失敗に終わっている。

また、移転前のパラウィジャ地・庭地では、土壌が肥沃であったためミカンなどの作物を育てることができ、その収入で子どもを学校に通わせたりしていた。ところが、移転地の土壌は劣悪であり、作物の栽培に適していない。また、移転前の農地の補償は 1 平方メートル当たりタバコ 1 本か 2 本の値段と同じ評価額であった。

4 BHN（Basic Human Need）を満たさない移転地の状況

(1) 住居

移住プログラムによって供給された住宅は、サイズは5 m×6 m、しっくいを塗った床、木製の壁、そしてアスベストの屋根という移住省の基準に従った画一的なものであり、一時的な避難所という位置づけで建てられたものにすぎなかった。PAFsは半永久的住居が供与されるべきだと考えていたが、従前の居住地は水没させられてしまうことから、画一的住居を受け入れざるを得なかった（甲 B35, 3-40, 3-41 頁）。

（2）水供給システム

インドネシア政府が提供した PAFs の主要水源は手動の浅井戸であり、補完的手段として、天水、小川や泉からの表流水が利用されている。15 ヲ村では乾季における浅井戸の水量が不十分である。1 村では質だけが問題だが、10 ヲ村で質・量ともに問題である。Tanjung Balit, Tanjung Pauh は井戸水の濁度が大きく飲料に適していない。こうしたことから、「当初移転時に政府が提供したの浅井戸は、今日では、再定住世帯の間ではほとんど使われていない」（中間報告書、50 頁）のである。

さらに、給水設備についても不備だらけであり、パイプ網がなかったりするため使えない。10 億 Rp を投入した上水設備が機能しない一方、日本人学生の寄付による 1500 万 Rp の上水設備が住民の役に立っている、という矛盾も起こってしまった。

井戸も給水設備も使えない住民は川を利用したり、隣人から分けてもらったりするしかない。また、水を買わざるをえなくなっている。生きていくのに不可欠な水を得るには以前より条件が悪化した。

（3）MCK について

政府は、MCK（水浴び、洗濯、トイレ）施設を供与する約束をしていた。だが、ほとんどの村で供与されたのはトイレのみであり、水浴びと洗濯の施設はなかった。そのトイレもすぐに利用できなくなった代物であり、住民は川や庭地の穴を使わざるをえなくなったのである。そのため、コレラなどの疫病も発生している。

5 不公正な補償

本件 SAPS 中間報告書では、家屋や土地などの補償支払について、村によって大きな差、不平等があることである。一部の村では家屋と庭に対する補償は行われたとするが他の村では補償金を受けていないという世帯が多数あり、家屋については全体の 4.8 % の世帯が全部ないし一部の補償金を受けていないとしている。貯水池に水没した土地についても、10.6 % の世帯が全部ないし一部の補償金を受けていないとしているなど、補償について多くの問題が判明したことを指摘している（甲 B35, 3-36 頁）。

6 社会文化に与えた被害

PAFs の移住に当たっては、ダム建設のスケジュールに合わせて移住プログラムが構想された。したがって、現地住民を移住させることが、移住した住民の伝統的な社会と文化の再建を保障することよりも重要視された。その結果、社会的発展や移住した家族のための訓練プログラムやプロジェクトによって影響を受ける社会の伝統についても何ら考慮されなかった。

また移住プログラムは、「タナ・ウラヤット（tanah ulayat）」と呼ばれるコミュニティ

所有の土地の喪失を結果としてもたらした。慣習では、タナ・ウラヤットから新たに結婚したカップルに土地が配分され、これによって新しいカップルは生活を維持してきた。移住プログラムにおいては、この慣行は伝統的な社会の結束を維持するためのきわめて重要な要因のひとつであるとはみなされず、そのため移住プログラムの中に「タナ・ウラヤット」に対する配慮は含まれなかった（甲 B35, 3-43, 3-44 頁）。

7 アクションプランについて

本件 SAPS と前後して、アクションプランが実行され、一部でゴム園の再生が進むなど一定の被害回復が進められたことは認められる。

しかしながら、ゴムが再度植えられたのは早いところで 2000 年頃であり、生産が可能になるのは早くても 2005 年、2006 年頃となった。生産ができた時点では、移転から 10 年以上が経過している。移転後 10 年間以上、生計手段がなく生活に困窮した事実は厳然と存在する。また、ポンカイ・バル村に端的に示されるように、アクションプランが実行される前に、生活に困窮した結果、取得した 2ha のゴム園を売却した住民も多数に及ぶ。こうした住民にはアクションプランは何の意味もない。さらにアクションプランによってもゴム園の再生がほとんどできていない村が存する（バトゥ・ブルスラット村など）。

こうしたことから、JBIC の事後評価の評価者を務めたカリミ・中山らにおいても、新カリミ・中山調査報告書において、西スマトラ州側においては、未だ再定住後の生計手段の再建に成功しておらず、貧困のリスクにさらされていることを明らかにしている。

8 まとめ

以上より、移転されられた住民らは、軍隊による強制移転という点において、基本的人権が侵害された上、約束された補償も履行されず、再定住先における生計手段も全くないまま放置されたのである。アクションプランが一部で効果をもたらしたのも移転から 10 年前後が経過しており、PAFs の損害は、基本的人権を侵害されたものであり重大である。

第3 まとめ

第2で述べた通り、本件プロジェクトにおいて控訴人住民らが受けた被害は甚大なものであり、基本的人権の重大な侵害があったと優に認められる。

そして、第1で述べたとおり、本件プロジェクトにおいて住民移転の成功はダム建設工事と同等の優先度を持つ目標の一つであり、そのための方法も国際基準として明らかにされていた上、本件では本件 D/D に作業工程・目標が定められ、本件交換公文及び本件借款契約において本件条件及び本件履行特約が定められていた。日本国政府及び OECF は、本件借款契約に定められた本件履行特約において、住民移転が効果的に進展することが借款実行の条件とされており、この権限を通じて住民移転の成功を制御できる地位にあった。

以上からは、これらの事情があるにも関わらず控訴人住民らに甚大な被害を引き起こしたことは、本件がインドネシア政府の管轄下にある地域において発生したものであるという事情を考慮してもなお是認できないものであると優に認められる。

第4章 日本国政府及び OECF の注意義務違反

第4編で述べたとおり、本件は 1979 年に東電設計が行ったプロジェクト・ファインディングに始まるものであるが、日本国政府及び OECF の責任の関係では、交換公文締結及び円借款契約締結の経緯からが問題となるので、この点を検討する。

第1 本件プロジェクト現地での進行状況

1990 年から 1996 年までの本件プロジェクト現地の状況は以下の通りである。

1 1990 年 12 月第 1 次円借款契約締結までの状況

1990 年 6 月、日本国政府において、本件プロジェクトについて、移転に対する住民の同意、象の保護等を借款供与の条件とすることを決め、これについてインドネシア共和国政府の意向を打診した。インドネシア共和国政府は、同年 7 月、これを承諾するとともに、これについてインドネシア内部において調整が進められ、1990 年 11 月、リアウ州カンパル県知事により、本件プロジェクト対象地域住民の移転・再居住啓発チームの人選及びその業務内容が決定された（移転指針。甲 B47）。この移転指針では、1990 年 12 月 15 日から 1991 年 1 月 14 日までの期間において、調整活動の実施、および移転同意表明書と住民財産目録書への記入の取得を行うとしていた。

1991 年 10 月に石橋外務省有償資金協力課長がインドネシアを訪問した際に、PLN のヤミン総裁が述べたところによると、本件プロジェクト現地では、「1983 年から住民代表とは話し合いを持った」が、「その後詳しい調査を終えるのに、1990 年末までかかってしまったし、日本政府の円借かん供与が最終的に決まるまでおおよげに住民と対話することは避けざるを得なかった。かくして 1990 年 12 月の E/N 署名後直ちにリアウ州 8 村、西スマトラ州 2 村合計 10 村の伝統的村落共同体の指導者等代表者とプロジェクトについてディスカッションを集中的に開始した」（甲 B18-022）。

したがって、本件プロジェクト現地の住民らに対しては、1990 年 12 月半ばまで、本件プロジェクトの説明等は行われていなかった。

2 1990 年 12 月から 1992 年前半まで状況

1990 年 12 月半ば以降、住民移転に関する同意の取得が始められたが、同意書は、住民が知らないうちに作成されたり、署名を強制されたりしたものであり、また、補償基準に関する合意は、住民全体の承認を得ないままに一部の村落代表者によって行われたものであった（1991 年 7 月のコト・トゥオ村声明書、乙 B5、17、18 頁）。

1991 年 5 月、インドネシア森林保全ネットワーク (SKEPHI) の事務局長ヒラ・ジャムタニ女史が来日し、石橋外務省有償資金協力課長らに対し、本件プロジェクトへの融資

中止を訴えるとともに、独立調査ミッションの現地派遣を要請した（乙 B2）。

同年 7 月には、コト・トゥオ村の住民たちが声明書（乙 B5、17、18 頁）を採択し、移転同意書への署名の強制、一部の村落代表者による住民全体の承認を経ない補償同意書への署名等を明らかにするとともに、すべての決定や同意が脅迫や強制を伴わずに行われるべきであることを訴えた。この声明は、同月 18 日、OECF ジャカルタ事務所に提出された。

また、同年 8 月には、リアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡 8 か村の村落代表による住民総意声明書が採択された（乙 B5、16、22 頁）。この住民総意声明書では、補償基準には同意できないこと、補償に関する討議と合意は住民と直接かつ公開の場で行われること、移転地で提供される住居水準と設備は、住民の要求を踏まえて合意されるべきこと、地方政府や軍、警察の干渉なく、自由に本件ダム建設について討議できることなどを求めた。同年 9 月、住民代表らが日本大使館を訪問し上記住民総意声明書等を提出した。

さらに、同月、住民代表が来日し上記各声明書の内容を訴えた（乙 B4、乙 B5）。

以上のような現地住民らの行動にかかわらず、本件プロジェクトは進展し、1992 年 1 月当時の状況を報道した新聞記事（甲 B33 号証）によると、現地では軍、警察が監視の目を光らせており、公然と反対を表明できない状況があったことが明らかである。そして、こうした状況下で移転同意の取得が進められ、当時で 3 軒に 1 軒の割合で同意の印としてペンキで×印が付けられていたと報道された。

3 1992 年 8 月以降に開始した住民移転の状況

1992 年 8 月、最初の住民移転となるプロウ・ガダン村のコト・ラナ移住地への移転が、動員された軍に監視された状況下で行われた。また、移転先は、住居は藪に覆われた状況にあり、井戸は使えず、ゴム園の整備も行われていないなど、従前の生活水準を維持するどころか、人間が生活できる状況ではなかった。その後、各村の移転が軍の監視の下行われ、1996 年 2 月までにすべての村の移転が終了した。

移転先の状況については、1996 年に実施された米倉調査報告書及びアングラス大学調査報告書に詳しく報告されているとおりである。すなわち、本件プロジェクトの財産調査の正確性や調査の公平性に問題があった。補償基準合意もミナンカバウ社会慣習による合意決定ではなく手続き上の瑕疵があった。住民たちは無理な移転を強いられており、移転先のゴム園で生産可能になるゴムは 10%～15%ほどで、そもそもその程度のゴムしか植えられなかった可能性があり、到底生産可能な状況ではなかった。そのため、移転した住民らは、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア共和国政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てており、本件ダムの貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に窮する状況にあった。結局、移転にあたってインドネシア共和国政府が約束した条件の多くは守られていなかった。

第2 日本国政府及びOECFの調査とその欠陥

1 日本国政府及びOECFの調査とその結果

日本国政府及びOECFが、調査団をインドネシアに派遣するなどして行った調査ないしインドネシア側との協議は以下の通りである。

- ① 1990年3月19日～24日 OECF環境調査団
- ② 1990年3月28, 29日 1990年度円借款政府調査団
- ③ 1990年9月4日～7日 OECF象移転地の現地調査
- ④ 1990年12月6日～9日 OECF中間監理ミッション
- ⑤ 1991年4月 1991年度円借款政府調査団
- ⑥ 1991年9月1, 2日 日本大使館員による現地視察
- ⑦ 1991年9月30日 畠中参事官とギナンジャール大臣との協議
- ⑧ 1991年10月3日～5日 石橋有償課長のインドネシア訪問
- ⑨ 1991年10月23日 OECF住民移転・補償問題に関する報告書作成(丁B5)
- ⑩ 1991年11月 OECF調査団訪イ(丁B6)
- ⑪ 1992年9月16日～21日 日本政府調査団

これらの調査等の結果は、原判決が判示しているように、住民らは村長から本件プロジェクト、移住の必要性について知らされてこれを了知しており、移住先についてもその大半が知らされていること及び移住に対して反対する人がいないことを確認したとか(上記④)、現地視察では組織的な反対運動が認められないことを確認したとか(上記⑥)、住民説明会が数多く実施され、住民に対し本件プロジェクトに関する情報提供が行われていること、移住の合意書に対する住民による署名がリアウ州及び西スマトラ州について行われたこと、慣習法上の指導者と地方政府との間の補償対象物件及び補償基準単価についての会合がリアウ州及び西スマトラ州において開催されたこと、住民の移住先の整備が進んでいることなどの報告を受けたとか(上記⑨⑩)、住民の移住自体は円滑に進んでおり移住計画そのものへの不満はなく、現実に住民の移住が実施されている状況下でも現地の状況が平穏であること等を確認したとか(上記⑪)という内容となっている。

しかしながら、これらの調査結果は、本件プロジェクト現地の状況を全く誤って把握した。実際の現地の状況は、前項で述べたとおりであり、PAFsは軍隊の監視の下移転を強制され、移転先は人が住める状況ではなく、生計手段とされたゴム園は生産可能な状況ではなかったのである。こうした状況は、OECF(JBIC)自身が行った米倉調査及びアンダラス大学調査、並びに本件SAPS調査の結果から明らかである。

2 日本国政府及びOECFによる調査の欠陥

日本国政府及びOECFの調査が本件プロジェクト現地の状況を正しく把握できなかったのは、インドネシア政府の強制性や本件プロジェクト現地のミナンカバウ社会に対する十分な理解を踏まえた調査を行わなかったためである。本件プロジェクトが実行さ

れた当時のスハルト政権の状況やミナンカバウ社会の特性については第3編第5章及び第4編第2章で述べたとおりである。

この点、米倉調査報告書でも同旨の指摘がある。すなわち、米倉調査報告（甲 B38）は、OECFの基本姿勢に以下のような問題があったと指摘している。

- ① OECFは、移転・用地取得に対する住民の意見・姿勢を把握することを重視して、アンケート調査、抗議・投書等が実施機関や大使館等に届いていないか、現地で活動しているNGO等から意見を聞く、プロジェクト予定地及びその周辺で社会的調査等が実施されていれば、その結果により、住民の社会構造・意思決定者などが推測できるなどとしているが、全体としては、対象地域の社会的制度・組織、慣習的に尊重されてきた地元の取り決め、住民の社会的組織（地元自治体やNGO等）との協力の仕組みについてはややウェイトが軽く、手続的、事務的側面の厳密さが強調されている（3頁）。
- ② 住民の意見や姿勢を把握しても、その前提となる社会について正確な認識がなければ問題の発生を防止したり、生じた問題に対して適切かつ迅速に対処できない。

OECF自体に対象社会の実態を正確に把握しうるだけの組織的制度的背景が充分になかったと見受けられる（3頁）。ミナンカバウ社会に関する既存研究が十分に検討分析された形跡は皆無であった。どのような研究蓄積があり、そのような研究者がいるかについてすら知りうる態勢がなかったのであろう。これでは問題が生じたときには泥縄のアドホックな対応しかできないのではあるまいか（3頁注）。

- ③ 土地収用や住民移転に関して重要な点は、住民の間の意思決定の方法とその実際のプロセスであろう。何をもって土地収用に対する住民の合意とみなすか、何をもって移転の合意とみなすか、何をもって補償金の支払の完了すなわち土地収用の終了とみなすかなどは、日本の常識や制度がそのまま適用できない面がある。土地に関する権利の形態と体系、世帯の概念の違いなどもしかりである。このような重要な諸点に関して、プロジェクトの関連資料を散見する限りで援助する側の限界ないし課題を先取りして言えば、援助対象の国・地域の実情について、十分には認識しておらず、日本の常識、社会制度、法律等を前提として事業を観察しまた援助を実施してきたように思われる。住民たち自身あるいはプロジェクトの実施地域の地方政府が被る社会的犠牲とメリットについて深く検討されることがなかったように思われる（4頁）。
- ④ プロジェクトの客観的評価は難しく、住民の反対運動など問題が顕在化したか否かも必ずしも本質的な評価基準とは考えにくい。問題が発生しないための対策が講じられたとしても、それは単に問題の隠蔽である場合もありうるので、反対や問題が全くなかったことにはならない。開発独裁と呼ばれる現代のインドネシアの政治体制の下ではこのような事態を全く想定しないのは危険である（4頁）。

米倉調査報告書が指摘するとおり、日本国政府及び OECF の調査では、本件プロジェクトが実施される地域の社会制度、組織、慣習、文化等について検討した形跡が全くない。

また、日本政府及び OECF は、移転及び補償基準に現地住民の同意があることを確認しているとしているが、住民の間の意思決定の方法とその実際のプロセスについて検討していない。例えば、本件プロジェクトに対しては、1983 年にリアウ州 8 か村の代表者によって、17 項目の要請事項がまとめられインドネシア政府に提出されている。このような要求が現地住民からなされていたことは日本政府及び OECF も遅くとも 1991 年 9 月に現地住民が来日したときには知っていた。資料を現地住民側から受け取っているからである（乙 B5 号証 20 頁）。1983 年の住民の要望がどのように取り扱われたかについて、日本政府及び OECF は全く検討していない。住民らの社会文化であるミナンカバウ文化にとって、それぞれの要請項目がもつ重要性についても何ら検討されていない。その結果、住民らにとって、重要な要望が全く聞き入れられないところで行われた移転プロセスへの同意は、事実上強制されたものという他ないことを看過した。米倉調査報告も指摘する通り、開発独裁と呼ばれる当時のインドネシアの政治体制下で、強制の力が働く事態を想定しないのは誤りである。

さらに日本政府及び OECF の調査では、一瞥すればすぐに判るような客観的な事実すら看過していることを指摘しなければならない。例えば、日本政府及び OECF は、プロウ・ガダン村の移転先その他各村の移転先を実際に調査したとしているが、ゴムの木の生育状況や設置された井戸の状況等、見れば簡単にわかることも調査していない。控訴人代理人らにおいて、現在の各村の状況を確認しているが、一見して被害状況は明らかである（甲 C1, C2, C10, C11, C12, C14, C15, C16）。このように客観的に明らかな事実に、なぜ繰り返し派遣された日本政府及び OECF の職員らは気づかなかつたのであろうか。事実を見ようとしなかつたという他ない。

結局、日本政府及び OECF の調査はきわめて上滑りでかつ偏った調査になっているといわざるを得ない、OECF は、1990 年の中間監理ミッションで、各村移転対象住民 2 人にランダムにインタビューをしたと主張する。しかしその職業学歴を見ると高卒とか教師とかになっているものが多い、最低でも小学校は出ているものがほとんどである。ところが、アンダラス大学調査において明らかにされている通り、当時、本件プロジェクトの現地住民は、小学校すら出していないものが大多数だったのである（甲 B39, 36 頁 4～5 行目）。したがって、OECF が聞き取りをした住民の層はきわめて偏っていたことが明白である。また、OECF は、1996 年の調査に至るまで、地元に着した NGO や日本人研究者でも現地社会を研究し現地の状況を把握している研究者に対し調査を依頼するというを行わなかつた。この点でもきわめて表面的な調査になってしまった。

3 まとめ

以上の通り、日本政府及び OECF による調査が、現地で生じている問題点を全く把握できず住民たちの被害状況を看過した結果になったのは、日本政府及び OECF の調

査に根本的な欠陥があったためであり、このような重大な欠陥があることに、開発援助の専門機関である OECF やこれを監督してきた日本国政府が知り得なかったとか、気づき得なかったということはありません。日本国政府及び OECF が行った調査に重大な問題があり現地の客観的な状況を把握できなかったことは、日本国政府及び OECF の重大な過失によるものであることは明白である。

第3 日本国政府及び OECF の注意義務違反

1 はじめに

原判決は、日本国政府及び OECF は、現地に調査団を派遣するなどして住民移転について住民の組織的反対がないこと、移転地の整備が進んでいることなどを確認したこと、インドネシア共和国政府との協議において、現地住民と対話を図ることを要請するなどの措置をとったことから、日本国政府及び OECF は必要かつ十分な手続を経ており注意義務違反はないと判示した（原判決 156, 157 頁、160～170 頁）。

しかしながら、原判決が指摘する日本国政府及び OECF の調査結果は、現地の状況を誤って把握したものである。この点は本書面第2編第1章で述べたとおりである（具体的な論述箇所は、本書面第2編第2章第2、5項（2）イで指摘した通りである）。原判決は、日本国政府及び OECF が調査等を行ったこと及びその調査等においてなされた報告の内容は事実認定したが、当該調査結果が実際に本件プロジェクト現地において発生していた事態を正確に把握したものであるかどうかについては何ら検討せず、結果として上記の通り、本件プロジェクト現地の状況を誤って把握した事実を看過した。

日本国政府及び OECF の調査において、本件プロジェクト現地の状況を正しく把握できなかったのは、前項で述べたとおり、調査自体に重大な欠陥があったからである。したがって、日本国政府及び OECF には、その調査にあたり過失があったことは明らかである。

また、日本国政府及び OECF は、1996年に OECF が行った調査（米倉調査及びアンダラス大学調査）によって、それまでの調査結果が間違っており、現地住民に重大な被害が発生していることを知った。日本国政府及び OECF は、それまでに自らが行った調査において過失により現地の状況を正確に把握できなかったものであるからその結果引き起こされた被害に対して当然責任を負うものである。

さらに、日本国政府及び OECF は、移転させられた住民たちが重大な被害を受けていることを知った後も湛水を中止させて被害拡大を防止しなかった。湛水により現地住民の被害は大きく拡大した。日本国政府及び OECF はその被害の回復について重い責任を負うべきである。しかし、日本国政府及び OECF はその責任を全うしなかった。

以上の各点において、日本国政府及び OECF は控訴人住民らに対する関係において注意義務違反を免れないというべきである。

控訴人住民らは、第1審において、日本国政府及び OECF の責任について、第1次

円借款締結以降の各時点における責任を追及したが、当審においては、日本国政府及び OECF の責任が明白である、最初の住民移転が行われた後の時点に絞って主張する。

2 1992 年 10 月：本体工事同意時の注意義務違反

(1) 本体工事同意時の状況

1991 年 12 月に、OECF は本件プロジェクトにおけるコンサルタント契約に同意した。この同意にあたっては、本件借款契約において「コンサルタント契約に JBIC が同意するにあたり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること」という特約が定められていた。

OECF がコンサルタント契約に同意し、同契約が締結された場合、コンサルタント会社による本件プロジェクト着工に向けた具体的な準備が開始される。特に、ダム建設現場に近い場合、着工前に移転が必要とされていたプロウ・ガダン村については、移転への準備が開始され、本体工事契約同意前に移転が実行される予定となっていた。したがって、日本政府及び OECF においては、コンサルタント契約の同意にあたり、その後実行される住民移転によって住民の人権が侵害される事態が引き起こされないかどうかを正確に把握し判断することが問われていた。ところが、OECF は、1991 年 12 月時点でプロウ・ガダン村移転先のゴム園整備が十分進んでいないことを知りながら安易にこの同意を行った。

そして、1992 年 8 月、最初の住民移転となるプロウ・ガダン村のコト・ラナ移住地へ移転が行われた。

これを受けて、本体工事契約の同意が問われることとなった。

(2) 本体工事同意時の本件履行特約の内容

本体工事契約に OECF が同意するにあたっては、本件借款契約において以下のような特別条項が定められていた。

*ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結に OECF が同意し借款を実行するにあたり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること

ダム本体工事契約同意は、これがなされると直ちにダム本体工事契約が締結され、融資が実行され、ダム本体建設工事が着工されるという趣旨のものであった。したがって、この段階にあつては、日本政府及び OECF は、まさに本件プロジェクトによって、住民の人権が侵害される事態が引き起こされないかどうかを、現地の具体的な状況を正確に把握して判断することが問われていた。そして、本件借款契約に規定された特約が満たされていたかどうかを誠実に調査し、正しい情報に基づいて本体工事契約締結に対する同意という本件借款契約上の権限を行使しなければならなかった。

また、OECF は、上記の通り、1991 年 12 月のコンサルタント契約の同意において、移転先ゴム園の整備が進んでおらず、プロウ・ガダン村移転地が利用可能な状況になっていないことを知りながら同意を行っている（丁 B6 参照）。したがって、この経緯からは、移転地においてゴム園の整備が十分に進んでいるか否かについて十分な注

意を払って確認する義務があり、その確認のために必要十分な調査を行う義務があったと解される。

そこで、OECF がこの同意権の行使において、控訴人住民らに対する関係において上記注意義務を尽くしたと言えるかどうかの問題となる。

(3) プロウ・ガダン村の住民移転の状況

1992 年 8 月、最初の住民移転が行われたプロウ・ガダン村では、移転が軍隊により強制された上、移転地では、移転住民各世帯に 2ha ずつ与えられるはずのゴム園がまだ準備されていないため各世帯に配分されておらず、水の確保も困難な状況で、移転条件は全く整っていなかった。

この点については、本件 SAPS 報告書（丁 B14）にも以下の通り記載されている。

「プロウ・ガダンが先駆的な村として指定されたという事実にもかかわらず、移転時の状況は厳しいものであった。移転には、2 日を要した。ある住民が語ったところによれば、彼は、自分の家を探し、決める際に、本当に土地がそこにあることを確かめるために、藪に向けて石を投げてみなければならなかったという。移転から 1 週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態(SOB)であるかのように感じた。各世帯には、それぞれの家財を移転する機会が一回に限り政府により与えられたが、残りの家財については、自らの責任で移転しなければならなかった。通常、各々の世帯はその後 2~3 度にわたって、それぞれの家財を運び出さねばならなかった。移転時においてまず最初に行わなければならなかったのは、住居周辺の下草を取り除くことであった。電灯が用意されていなかったために、村全体が真っ暗であった。住民達が電灯を利用できたのは、移転から 3 日後であった。住民達が新村に移り住んでから 7 日後に、幾人かの住民は、自ら原野を切り開いて、ゴムの苗木を植え付けた。この植え付けにかかる費用には、彼等の貯蓄ないしは受け取った補償金の一部が充てられた。彼等は、種苗や化学肥料を購入し、彼らに割り当てられた土地に植林した。これらの住民グループは、その間、自分の成果を享受した。

しかし、移転の過程において、また新村に移り住んでからも、住民達は、政府により無視されているとの感情を抱いた。幾人かの住民の意見によれば、彼等には新村を点検する何らの機会も与えられなかった。移転委員会は、できるだけ早期に旧村を出るように彼等を強いたようだった。その一方で、軍隊の嚴重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた。」

(4) 佐藤調査団の問題点

ア 本体契約同意の可否を判断するために、1992 年 9 月、佐藤調査団が派遣された。

この調査団が、本体工事同意に関する調査を目的としたものであることは、同調査団の派遣時期に加え、同調査団報告書（甲 B18-025、6 枚目）において、インドネシア側から「早急に工事を開始しないと工期が 1 年遅れとなること」などが強調

されたのに対し、「契約承認は飽くまで住民移転問題の解決如何の判断によるものである旨応答」したとされていることから明らかである。

原判決は、この佐藤調査団により、住民の移住は円滑に進んでおり、移住計画そのものへの不満はなく、現地は平穏で組織的な反対運動はないことを確認したとしている。

イところが、この佐藤調査団は、プロウ・ガダン村のゴム園は移転が行われたにもかかわらず整備がなされていないため各世帯に配分されていないこと、したがって、ゴム園からの収入は得られる状況になくたちまち生活に困ること、2戸に1つの割合で設置された井戸が水がなかったり、水があっても濁りがひどくて飲用水には使えなかったりしていること等を全く把握しなかった。これらの事実は、客観的に明らかであり一見すれば直ちに判明する事実である（甲 C12 参照）。

また、米倉調査において、報告されているように、「プロウガダン村の例でいえば、経験のない移転計画の策定にわずか1ヶ月の時間で対応させることにはそもそも無理があったと言わざるを得ない」という状況についても把握しなかった。さらに、当時インドネシア政府によって行われていた弾圧状況についても、インドネシア政府の強制性は客観的に明らかであった（甲 A88 アメリカ国務省報告参照。また詳細は第3編第5章で述べたとおりである）にもかかわらず、プロウ・ガダン村の移転時の強制の有無の確認を怠った。

さらに、佐藤調査団は、現地住民が保持するミナンカバウ文化への配慮の状況や、補償基準が適正なものであるかどうかについても何ら調査を行っていない。その結果、移転によりミナンカバウ文化の破壊が進んでいること、あまりに低額な補償であるため、住民財産の強奪に等しい状況となっていることを看過してしまっている。

ウ 佐藤調査団には、そもそも事実を見ようという意思がなかったという他ない。佐藤調査団が現地の客観的状況を把握できなかったのは、故意又は重大な過失に基づくものであることは明らかである。

(5) 本体工事契約同意に注意義務違反があること

1992年8月の最初の住民移転は、(3)項で述べたとおり、移転する住民の同意を得たものではなく、従前の居住地と同様の生活ができる新しい居住地为補償したものではなく、生計を再建できるゴム園・畑作地为補償したものではなかった。軍隊が動員され銃に脅されての移転であり、人の居住に適した住居も、生きていくのに不可欠な飲料水も得られないところへの移動であり、収入を得るのに不可欠なゴム園は全くゴムが植えられていない状況であった。

このような移転は、重大な人権侵害であり、本件プロジェクトの不可欠の一部とされた住民移転のあり方とは全く異なるものであったことは明白である。この点、本件D/Dの一部である環境管理計画に記載された建設時の住民移転のあり方（本編第3章第1、3項②参照）、本件借款契約に定められた本件履行特約に明白に違反した事態である。

この状況下で本件プロジェクト現地に調査に行った佐藤調査団は、(4) 項で述べたとおり、移転地を一通り見れば一見して明らかな客観的事実（住宅が不適切なものであること、ゴム園にゴムが植えられていないこと、井戸が使えない代物であること等）を全く見落とした。その上、米倉調査報告書が指摘する点（短期間で移転を実行させるのは困難であること、インドネシアにおいて強制の要素を考慮しないのは誤りであること）についても全く無頓着であった。

佐藤調査団が現地に赴いた当時、本件3条件及びその履行特約が遵守されておらず、PAFs が重大な被害を現に受けていることは容易に認識できた上、そのまま本件プロジェクトが進行すればさらに重大な被害を受けることは容易に予見できる状況にあった。

ところが、OECF は、佐藤調査団の報告に基づいて本体工事に同意し、日本国政府はこの同意を承諾した。佐藤調査団が行った調査内容は上記(2) 項で述べた本件借款契約に規定された本件履行特約が要請する誠実に調査し、正しい情報に基づいて本体工事契約締結に対する同意する義務を果たしたとは言えず、本件借款契約に定められた権限を適切に行使したものとは到底言えない。

さらに、この本体工事契約同意により、プロウ・ガダン村以外の村についても移転地の整備が進んでいない状況下で移転を強制されることとなり、PAFs の被害を拡大させた。

したがって、本件本体工事契約同意は、控訴人住民らに対する関係においても注意義務に違反するものである。

3 1997年：湛水開始時の注意義務違反

(1) 湛水開始時の状況

ア プロウ・ガダン村以降の住民移転の状況

プロウ・ガダン村以降に行われた住民移転もほぼ同じようなものであった。

住民たちは、順次、軍隊による監視のもと移転を強制された。

移転先では、インドネシア政府が植え付けたゴムの苗木は植付時の不備により枯れてしまうなどしており、ゴム園から全く収入が得られず、今後も得られる見込みがない状況におかれていた。水についても、インドネシア政府が設置した水供給施設はいずれも失敗し、住民たちの生活に必要な水の供給ができていなかった。

PAFs たちは、再定住地において、従前の生活水準と同等以上の生活を送ることは到底不可能な状況であった。

イ 米倉調査及びアンダラス大学調査

日本政府及びOECF は、アジア経済研究所の米倉等及びアンダラス大学に対し、本件プロジェクトが現地住民に与えた影響について調査を依頼し、1996年中には、これらの調査結果を受け取っていた。米倉調査報告書では、本件プロジェクトにおいて、財産調査に問題があり調査の正確性や調査の公平性に問題があること、移転先のゴム園で生産可能になるゴムは10%～15%ほどでそもそもその程度のゴムし

か植えられなかった可能性があること、住民たちに無理な移転を強いていること、住民たちが移転を受け入れざるを得ないようにするために先に移転の同意のみをとってしまうという巧妙な手段がとられていることなどが明らかにされていた。アンダラス大学調査報告書においても、1996年段階に至っても住民たちに供与されるはずのゴム園が生産可能な状況になっておらず、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていること、本件ダム貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に困る状況にあること、移転にあたってインドネシア政府が約束した条件の多くが守られていないこと等が明らかにされていた。

以上の通り、1996年にOECFの委託で行われた上記各調査により、日本国政府及びOECFは、住民移転はPAFsの自発的意志に基づく自発的な移転ではなかったこと、正確な財産調査に基づく公正な補償も行われなかったこと、また、移転先の村での生活保障についても、ゴムが植えられていなかったり、植えられていても植付に失敗していたため育たなかったりした結果、PAFsは自立した生計を営める状況にいたっておらず、従前の村のゴム園からの収入や、政府の生活扶助、残された補償金に依存していることを知った。そして、日本国政府及びOECFは、PAFsが、本件プロジェクトによる非自発的移住によって従前の生活水準を維持するどころか、深刻な被害を受け生活破綻寸前に迫いやられていることを理解した。

ウ 全体調整会議における日本国政府及びOECFの申入れ

1997年1月3日、日本国政府及びOECFとインドネシア共和国政府・PLNとの間で「全体調整会合」が開催され、ここで日本国政府及びOECFは、本件プロジェクトでは住民に対する補償問題及び生活保障問題が未解決であることを報告し、PAFsへの対策をアクションプランとして策定することが決められた。

その後、OECFは、インドネシア側が湛水を行おうとしている情報に接し、実際の湛水は行わないことを確認し、PAFsに対する補償費の支払、移転先インフラ（水道等）の整備、PAFsの生活水準を確保するための生計手段について具体的対策を提出するよう求めた。

エ 湛水開始

1997年3月12日、インドネシア政府が本件ダムの湛水を開始した。日本政府及びOECFは、この湛水開始はインドネシア政府が一方的に始めたものであるとしている。

同月13日、日本政府及びOECFは、湛水の中止を申し入れ、一旦湛水を停止させ、インドネシア共和国政府との間で協議を行ったが、同年4月17日頃、インドネシア側の判断で湛水を再開し、その後もインドネシア共和国政府に対し湛水にあたり住民移転に関する問題の解決がなされることが必要であると述べたがインドネシア側はその後も湛水を継続し、同年7月末頃には海拔80mを超える水位まで湛水が進んだ。

(2) 本件履行特約に基づく注意義務

OECF は、ダム湛水同意時、本件履行特約に基づいて、

- a ダムの湛水開始前までに、補償金の支払い、移転先整備、住民移転が完了していること
- b 上記移転は、移転以前と同等かそれ以上の生活水準を確保した適切なものであること

という要件が満たされているかどうかについて、現地の状況を調査して現地住民がおかれている状況を把握し、ダム湛水開始に同意する本件借款契約上の権限を有していた。

ダムの湛水が開始されれば、従前の現地住民の居住地は水没することとなるため、この段階にあっては、日本政府及び OECF は、まさに本件プロジェクトによって、住民の人権が不可逆的に侵害される事態が引き起こされないかどうかを、現地の状況に基づいて判断することが問われていた。そして、本件履行特約が満たされていない場合には、湛水開始同意に関する本件借款契約上の権限を行使しなければならなかった。

そこで、OECF がこの同意権の行使において、控訴人住民らに対する関係において注意義務に違反するところがなかったかが問題となる。

(3) 湛水が行われた経緯に注意義務違反があること

ア 事実上の湛水同意をしたこと

原判決は、湛水の経緯から、「日本政府及び基金が湛水の再開を事実上承認していないことが明らかである」と判示した。

確かに、日本国及び JBIC から提出された資料に基づけば、インドネシア側が独自の判断で湛水を進めたことが伺える。しかしながら、1997年4月17日頃、PLN がスピルウェイ・ゲートを閉じて本格湛水を始めたことについて、日本国政府及び OECF は、同日、OECF においてレターを出し、同年5月7日の全体調整会議において、OECF が「湛水を行う前に確保すべきことは、移転住民の生活をいかに確保するかという点である。これが確保されるまではスピルウェイ・ゲートは開放しておかねばならない。最近水位を上昇させている (76m) こと、ならびに鉱エネ省の認識は改めてもらいたい」と述べたのみであった。この2点以外に日本国政府及び OECF において、インドネシア側が行った湛水再開を中止させるべく対応した事実はない。

インドネシア側の湛水再開は、明らかに本件借款契約に付された本件履行特約に違反しており、OECF は本件借款契約に基づいて融資の停止・中止を行う権限があった。ところが、OECF は上記債務不履行に対し、何ら本件借款契約上の権限を行使せず、それどころか、インドネシア側からなされた支払請求に応じて融資を継続し、湛水再開後において約40億円（本件プロジェクトにおける実行額の約18%）の融資を行っている。

本件プロジェクトにおいて住民移転は、必要不可欠の要素であり、ダム建設という目的と同等の優先順位を持つものであった。この住民移転が失敗となる危機に瀕しているのに、上記2点の行為に及んだだけで、本件借款契約上の権限（融資の停止・中止）を行使せず、融資を継続した事実は、住民移転が不成功に終わることを容認し、事実上湛水に同意したものと優に評価できる。

イ 先行する不履行行為を踏まえた義務

本件借款契約では、ダムの湛水開始時には、「住民移転が完了していること」及び「移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること」という条件が満たされていなければならないことが特約されていた。

上記（1）で述べた通り、米倉調査やアンダラス大学調査によって、現地住民が深刻な被害を受けていることが明らかになっていった。それまでの本件プロジェクトの各段階において、本件 D/D に規定され、本件借款契約において本件履行特約として定められたプロセスが遵守されていれば、米倉調査やアンダラス大学調査によって明らかにされた住民被害が発生することはあり得なかった。上記各調査で明らかとなった住民被害が発生させたこと自体が本件履行特約に違反する事態であり、日本政府及び OECF として本件借款契約上求められていた権限を適切に行使していなかったことの証左である。したがって、日本政府及び OECF は、本件借款契約上の権限を適切に行使してこなかったことによって生じた住民被害を回復させる義務を負っていたというべきである。

そして、このような事態となったことについて、インドネシア側は現地の実情を当然知っていた（移転の強制はインドネシア政府が軍を派遣して行ったことであり、移転地整備もインドネシア政府が行っている）。インドネシア側は日本国政府及び OECF に対して正確かつ適切な情報を提供してこなかったと認められる。日本国政府及び OECF も米倉調査報告書やアンダラス大学調査報告書によってインドネシア政府側が不誠実な対応をしたことを知った。

米倉調査報告書等で明らかになった事態は、インドネシア側が故意に引き起こした事態であり、そのような行為を行ったインドネシア側に対して、日本国政府及び OECF としては、この住民被害を解決するまでは、本件履行特約をインドネシア側に遵守させる義務があり、これを裏付ける本件借款契約上の権限があった。

したがって、現地住民に対する関係において、日本国政府及び OECF は、湛水前の時点で生じていた住民被害の回復を図るため、インドネシア政府による湛水を中止させるべく、本件借款契約上の権限を適切に行使し、住民被害の拡大を防止する義務があったものである。

しかしながら、日本国政府及び OECF は前項で述べたとおり、OECF においてレターを出し、全体調整会議で湛水の前に住民生活の再建が重要であることを述べたのみであり、到底上記義務を果たしたとは言えない。

ウ 湛水によって現地住民が受けた被害

本件ダムは湛水により、現地住民らは、未だ水没予定地にある従前のゴム園にその生活が依存していたにもかかわらず、これを水没させられ、生活が成り立たない事態に追い込まれた。

また、従前の居住地を水没させられたことによって、その損害は不可逆的なものとなった。住民たちのミナンカバウ文化の破壊も回復がきわめて困難なものとなった。

現地住民らは、取り返しのつかない深刻な被害を受けるに至ったのである。

エ まとめ

湛水開始時点において、日本国政府及び OECF は、米倉調査報告書やアンダラス大学調査報告書により、本件 3 条件及びその履行特約が遵守されておらず PAFs が重大な被害を受けていること、及びこのまま湛水が行われれば PAFs が重大かつ不可逆的な被害を受けることを認識していた。

その上、米倉調査報告書やアンダラス大学調査報告書によって明らかにされた住民被害は、日本国政府及び OECF が、本件 D/D に規定され本件借款契約において本件履行特約として定められたプロセスを遵守せず、不十分な現状を追認し、本件借款契約上の権限を適切に行使してこなかったことによるものである。したがって、日本国政府及び OECF は、積極的に住民被害を回復させる義務を負っていたと評価することができる。

しかしながら、日本国政府及び OECF は、OECF においてレターを出し全体調整会議で湛水の前に住民生活の再建が重要であることを述べたのみで、本件借款契約に規定された権限を全く行使せず、漫然と融資を継続した。そして、この日本国政府及び OECF の行為により、PAFs は旧居住地に有していた生計手段を失い、重大かつ不可逆的な被害を受けた。

以上からは、日本政府及び OECF は湛水を事実上承諾したものと認められる。仮に湛水を事実上承諾したものと評価できないとしても、日本国政府及び OECF が、インドネシア側の湛水開始に対して、本件借款契約に定められた権限を適切に行使せず、漫然と湛水の進行を容認した事実は、PAFs との関係においても注意義務に違反する行為である。

4 1997 年 7 月：湛水終了後の注意義務違反

(1) 湛水完了後の状況

1997 年 7 月末頃、本件ダムの水位が海拔 80 m を越え、湛水が完了した後、同年中に変電所工事が完了し、翌 1998 年 2 月から 11 月にかけて 1 号機から 3 号機にかけて発電タービンの設置工事が順次終了し、コトパンジャン水力発電所は発電を開始した。

そして、1999 年 11 月には「コトパンジャン水力発電事業に関する事業完成報告書」(甲 B75) が提出され、本件プロジェクトは完了した。

移転住民の状況については、アンダラス大学調査報告書によって住民たちに供与さ

れるはずのゴム園が生産可能な状況になっておらず、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていること、本件ダム貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に困る状況にあること、移転にあたってインドネシア政府が約束した条件の多くが守られていないこと等が明らかになっており、1997年3月から4月にかけて本件ダムの湛水が強行されたことにより、移転住民たちがたちどころに生活に困る事態になっていた。ところが、移転住民の窮状に対する対策は何ら取られなかった。

日本国政府及び OECF も湛水によって重大な被害を受けた現地住民らに対する対策を取らなかった。それどころか、1999年5月17日、参議院行政監視委員会で富樫練三議員による本件プロジェクトに関して質問を受けた際、篠塚 OECF 理事は、「インドネシア共和国政府は繰り返し住民への説明会あるいは住民との協議会を数多く開催しております。このような住民の理解を得るための手続を経た上で、移転住民の各世帯もしくはその村長から移転同意書に署名をもらう形で移転が合意されております」と答弁し、さらに、「補償対象とされている物件の補償基準単価につきまして双方において、移転住民と政府側において確認するという手続がとられておりますので、これらの事情にかんがみますと、私どもファイナンス機関としての OECF といたしましては、本件事業においては住民の意向が尊重されるよう十分な努力がなされたと認識しております」と答弁した。これに対し、富樫議員が、本件3条件のうち「事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない」という条件と実態が全然違うことを指摘したが、篠塚 OECF 理事は、「移転先の土地家屋の無償整備、供与、それから2ヘクタールのゴム園の無償供与、1年間の種子、苗木、肥料、農薬等の無償供与といった個人財産面での手当てをしておりますし、村ごとに小学校2校、モスク2ヶ所、井戸を4世帯に1本、それから幹線道路と村内道路、ディーゼル発電、村内配電網といった公共施設の建設も行っております。それから、移転に当たりましては、所持品の無償運搬、あるいは移転後1年間の生活保障、米とか灯油等の配給でございますが、を行っております。それから、ゴム栽培についても御言及がございましたけれども、ゴム園につきましても適さない場合にはパーム栽培への転換、あるいはゴム園自体のリハビリということで、これは全面的な政府支援で現在行っておるという実態でございます」と答弁し、富樫議員が指摘した生活水準の低下を認めなかったのである。これらの答弁内容は、米倉調査報告書やアンダラス大学調査報告書によって明らかになっていた事実と反するものであり、OECF は、本件プロジェクトにおける問題状況を意図的に隠蔽した。

(2) 日本国政府及び OECF の作為義務

日本国政府及び OECF は、本件ダム湛水時、移転させられた住民たちは、水もゴムの木もない移転地で、住民たちの誇りであったミナンカバウ文化も崩壊させられて生活にあえいでいることを認識していた。また、本件プロジェクトの完工に当たっては、完成報告書をうけると共に、日本政府及び OECF (JBIC) において独自に完工確認

の調査を行った。こうした調査・報告からも、本件プロジェクト完工時の移転住民のおかれた状況が悲惨であったことは明らかであった。

以上より、日本政府及び OECF (JBIC) には、発生している被害状況を踏まえてその改善のために直ちに措置をとる作為義務があった。

特に、住民被害は、日本政府及び OECF が、本件 D/D に規定され、本件借款契約において本件履行特約として定められたプロセスが遵守されているかどうかについて十分な調査・監督を行わず、本件借款契約上の権限を適切に行使してこなかったことによるものである上、インドネシア側に湛水を中止させるために適切な権限の行使も行わなかった結果として生じているのであるから、日本国政府及び OECF は、住民被害を回復させるために直ちに具体的措置をとる作為義務があった。

また、上記住民被害は、インドネシア政府側が本件借款契約に定められた本件 3 条件及びその履行確保を遵守しなかったため発生したものであり、この債務不履行行為について、日本国政府及び OECF は、時期には遅れているが約定通り「適切な移転」の実現、すなわち、「移転以前と同等かそれ以上の生活水準を確保する」ことを求める権限を有していた。

ところが、上述の通り、日本政府及び OECF は、現地住民が受けている被害について目をつぶりこれを放置した。その結果、控訴人住民らは、1997 年 7 月までに湛水が完了したことにより、生活基盤を完全に奪われ、第 5 編で述べたとおり悲惨な生活を強いられたのである。

このような日本国政府及び OECF の行為は到底是認できるものではなく、住民被害の発生を知らながらこれを放置したことが注意義務に反することは明白である。

(3) 原判決の誤り

なお、原判決は、本件水力発電所が商業運転を開始した後、JBIC は、インドネシア側に PAFs の現状を解決するための行動計画を策定するよう要請し、その結果、2001 年 8 月には、ゴム農園、水等を主要項目とする行動計画が策定され、その後、JBIC は、事後調査チームの派遣、本件 SAPS などの調査を継続し、2002 年 6 月には、日本大使館員が本件プロジェクト施設等を訪問し、本件ダム及び本件水力発電所が適切に運営されていること、補償金については裁判係争中以外は全額支払がされており、係争中のものも裁判所の判断により最終決着がもたらされること、PAFs の一部に生活上の困難が生じているものの生活環境全般についてはインドネシア共和国の辺境の山岳地域における一般的水準に比して特段に劣っておらず問題はゴム園と水の 2 点であり、インドネシア共和国政府もこれらの解決のための措置を迅速にとる姿勢を明確にしたことなどを認定し、これらの経緯からは、本件ダムの湛水が終了し、本件水力発電所が商業運転を開始した後の日本国政府及び国際協力銀行の対応に何らの問題がなかったということができると判示している。

しかしながら、現地住民が、1997 年 3、4 月に開始された湛水により重大被害を受けることは 1996 年に OECF が行った調査からすでに明らかであった。したがって、

湛水を容認した日本国政府及び OECF は直ちに現地住民の窮状を踏まえた対策を取るべき義務があった。ところが、OECF(JBIC)はその後 4 年間放置し、2001 年 4 月、JBIC が委託した現地コンサルタントの調査が終了するまで何ら行動を取らなかった。

2001 年 8 月に行動計画が策定され、インドネシア政府による問題解決のための措置が取られるようになったとしても、ゴムの成熟には少なくとも 4、5 年を要するのであり、実際に効果を上げるようになるのは 2006 年以降になることは明らかな状況であった。したがって、移転住民らは移転後 10 年以上にわたって約束されたゴム園を受け取ることができない状況におかれたのである。移転した住民らは、生活のための収入が得られない状況におかれた。その結果、ポンカイ・バル村では、行動計画によってゴムの再植樹が行われる前に多くの移転民がゴム園を売却してしまっていた。同様の事態が他の移転村でも発生したと認められる。

日本国政府及び OECF(JBIC)は、ゴム園の再生ができるまでの間の PAFs の生活水準の回復についても十分な注意を尽くすべきであったが、これを怠っている。

さらに、行動計画によって移転住民の生活に一定の改善が見られたが、原判決が重視するカリミ及び中山幹康らの調査では、西スマトラ州側のタンジュン・パウ村については移転によって住民らが受けた被害の回復は未だなされておらず、リアウ州側においても最大の移転村であるバトゥ・ブルスラット村においてゴム園の再生ができておらず、被害の回復が実現されていないことは明らかである。

以上より、本件ダムの湛水が終了し、本件水力発電所が商業運転を開始した後の日本国政府及び国際協力銀行の対応に何らの問題がなかったという原判決の判示が誤りであることは明らかである。

5 まとめ

日本国政府及び OECF(JBIC)は、本件 D/D に定められた建設時の住民移転計画を踏まえて定められた本件 3 条件及びその履行特約が遵守されるよう本件プロジェクトの進行を確認する義務があったものであり、本件 3 条件及びその履行特約が遵守されず、PAFs が重大な被害を受けることを容易に予見できる状況にありながら、本件借款契約に規定された権限を適切に行使せず、その結果 PAFs に重大な被害を与えた場合には、PAFs との関係においても注意義務違反があったと認められるというべである。

そして、本体工事契約締結同意時、湛水開始同意時、湛水終了後、それぞれの時点において、日本国政府及び OECF の対応は、上記 2 項から 4 項で述べた通り問題があり、控訴人住民らに対する関係で注意義務違反を構成する。

以上より、日本国政府及び OECF(JBIC)は、控訴人住民らに対して、国賠法及び民法に基づいてそれぞれ損害賠償責任を免れないものである。

第 5 章 結論

第 3 章で述べたとおり、控訴人住民らが受けた被害は是認できるものではなく、その

ような被害をもたらしたことについて、第4章で述べたとおり日本国政府及び OECF (JBIC)に注意義務違反が認められるので、日本国政府及び JICA(旧 JBIC)は、控訴人住民らに対する損害賠償義務を負う。

第7編 東電設計の責任

第1章 はじめに

本編においては、第4編で展開した本件の事実経緯を踏まえて、東電設計が負うべき責任を論ずる。そのために、まず東電設計が負うべき責任を論ずるための判断枠組みのあり方を論じ、そのうえで本件プロジェクトにおける東電設計の位置づけ、関与の内容・程度を明らかにし、東電設計が負うべき注意義務の存否及び内容、注意義務違反の有無を論ずる。

なお、第1編及び第2編第3章第2、2項(2)で述べたとおり、当控訴審においては、住民被害との因果関係が明確である PLN との本件コンサルタント協定に基づく工事監理の過程における注意義務違反と湛水開始時点における注意義務違反を論ずる。

第2章 東電設計の責任を論ずるための判断枠組

第1 判断基準及び判断要素

1 違法性及び注意義務違反の判断

東電設計の責任についても、日本国政府及び OECF の責任の場合と同様に、東電設計が関与した業務の目的、方法、生じた結果等の諸点から是認できるものであるかどうかを、具体的な諸事情を考慮して判断しなければならない。

まず、違法性の判断については、最高裁は「良好な景観に近接する地域内に居住する者が有するその景観の恵沢を享受する利益」に対する侵害が不法行為を構成するのかが争われた事案において、「建物の建築が第三者に対する関係において景観利益の違法な侵害となるかどうかは、被侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである」(最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁)と判示する。このように、最高裁は、前述した通説の地位を占める相関関係説を違法性の判断基準として採用しており、違法性の判断にあたっては、被侵害利益の性質のみならず、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等の諸事情も考慮に入れるものとしている。

また、注意義務の存否及びその内容を検討するにあたっては、以下の裁判例のとおり、行為態様や生じた結果などの諸事情が考慮要素とされている。

熊本地裁昭和48年3月20日(熊本水俣病事件、判例時報696号73頁)は、「およそ化学工場は、化学反応の過程を利用して各種の生産を行うものであり、その過程において多種多様の危険物を原料や触媒として使用するから、工場排水中に未反応原料・触媒・中間生成物・最終生成物などのほか予想しない危険な副反応生成物が混入する可能性も極めて大であり、かりに廃水中にこれらの危険物が混入してそのまま河川や海中に放流されるときは、動植物や人体に危害を及ぼすことが容易に予想される場所である。よって、化学工場が廃水を工場外に放流するにあたっては、常に最高の知識と技術を用

いて廃水中に危険物質混入の有無および動植物や人体に対する影響の如何につき調査研究を尽してその安全を確認するとともに、万一有害であることが判明し、あるいは又その安全性に疑念を生じた場合には、直ちに操業を中止するなどして必要最大限の防止措置を講じ、とくに地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有するものといわなければならない。すなわち、廃水を放流するのは工場自身であるのに対し、地域住民としては、その工場でどのようなものが如何にして生産され、また如何なる廃水が工場街に放流されるかを知る由もなく、かつ知らされもしないのであるから、本来工場は住民の生命・健康に対して一方的に安全確保の義務を負うべきものである。蓋し、如何なる工場といえども、その生産活動を通じて環境を汚染破壊してはならず、況んや地域住民の生命・健康を侵害しこれを犠牲に供することは許されないからである。」と述べている。

また、福岡地裁小倉支部昭和 57 年 3 月 29 日判決（カネミ油症事件、判例時報 1037 号 56 頁）は、「一般に人間の生命、健康を維持、増進し、種族の保持、繁栄を図るために必要不可欠の食物は、まず第一に人間の生命、健康にとって絶対に安全なものでなければならないことはいうまでもないところである。そして今日の商品経済社会においては、食品が商品として流通される場合、その安全性が欠けているときには、極めて広範囲に深刻な結果を招来するおそれがあり、しかも食品を購入する消費者にとっては、その安全性を確かめる手段、方法が限定されているために、その安全性を信じざるをえない状況にある。したがって食品を商品として製造販売する食品製造販売業者は、法律等の規定をまつまでもなく、その食品の安全性を確保すべき極めて高度かつ厳格な注意義務を負っていると解すべきである。勿論今日の分業経済社会では、食品の製造に数多くの企業が直接間接に関与しており、それぞれの食品関連企業がそれぞれの分野で食品の安全性を確保するために、高度の注意義務を負うべきものであるが、そうだとすると、右食品製造販売業者の注意義務がこれによって減殺されるものではないことは明らかなことである。」と述べている。

上記のように、民法 709 条の違法性あるいは注意義務違反を論ずる上では、いずれにおいても被侵害利益の性質のほか、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等が考慮要素とされている。そして、上記福岡地裁小倉支部判決が「食品を商品として製造販売する食品製造販売業者は、法律等の規定をまつまでもなく」としているように、明文の法令や契約が存在しなくても、当該具体的状況における諸要素を考慮して注意義務の存在及びその内容を導き出しているのである。本件にあっても、行為態様や生じた結果などの諸事情などを考慮し、違法性、並びに注意義務の存否及びその内容を検討すべきである。

2 「専門家」としての注意義務

さらに、後述のように、東電設計は、開発コンサルティング会社であり、一般人とは異なり、本件プロジェクトのような海外における大規模開発に関する豊富な専門知識経験を有する。本件において、東電設計は「専門家」であり、いわゆる「専門家責任」を問われる立場なのである。

近時、「専門家責任」が問われるケースは急増している。建築関係についても同様であり、「専門職に対する責任追及の傾向は医療過誤訴訟の分野において顕著であるが、建築士の業務も高度の専門的判断行為が含まれる点において医師、弁護士、公認会計士などと異なることなく、これらの者と同様にその職務上のミスから生じた結果については専門家としての責任を負う傾向は不可避である」（新・裁判実務体系建築関係訴訟法 3 項「建築設計監理者の責任」40 頁、甲 A102）、「建築家については、近時専門的職業人（プロフェッショナル）として、医師、弁護士、公認会計士などとならんで、依頼者の特別な信頼を受けてその分野の専門的な知識、技術、経験などを駆使して的確な業務を遂行すべき者であるとされ、それに対応して高度な注意義務を要請される傾向にある（*括弧内中略）。一般に信頼を受けて仕事を依頼された者は依頼の趣旨に従って、善良な管理者の注意義務を負うべきと解されるが（民法 644 条参照）、建築家については、さらに専門家として要請される注意を払うべきことが必要になり、それを欠く場合には、責任を追及されることになる。」（実務法律全書「建築設計・監理・確認—建築家をめぐる法律問題—」116 頁、甲 A103）と指摘されているところである。

そして、このような「専門家責任」が問われるケースにおける注意義務の考え方としては以下の判例が参考になる。すなわち、最高裁昭和 61 年 5 月 30 日第一小法廷判決（未熟児網膜症事件、判例タイムズ No. 606/37 頁）は、「思うに、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者は、その業務の性質に照らし、危険防止のため実験上必要とされる最善の注意義務を要求されるが（最高裁昭和 31 年（オ）第 1065 号同 36 年 2 月 16 日第一小法廷判決・民集 15 卷 2 号 244 頁参照）、右注意義務の基準となるべきものは、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医学水準である」と述べている。

したがって、本件においても「専門家」たる東電設計は、「専門家」たる開発コンサルタント会社として、開発コンサルタント業務の実践において通常求められるべき水準を基準とした注意義務が課せられることになる。

3 まとめ

以上から明らかなように、本件において、東電設計の違法性及び注意義務違反の存否及び内容を検討するに当たっては、必ずしも明文の法令や契約の存在が要求されるわけではなく、被侵害利益の性質のほか、侵害行為の態様、程度、侵害の経過など当該具体的な状況の下での諸要素を基礎として判断すべきであり、また、「専門家」としての東電設計が負う注意義務の基準となるものは、開発コンサルタント会社として、その業務の実践において通常求められるべき水準である。

第 2 請負契約である本件における判断枠組

- 1 第 4 編の「本件の事実経緯」で述べたとおり、1991 年 6 月 3 日と同年 10 月 19 日に、PLN は、東電設計との間で第 1 次及び第 2 次コンサルタント協定を締結し、東電設計に対して、本件プロジェクトのコンサルタントを委託した（甲 B73、甲 B74）。

そして、PLN と東電設計と間での本件コンサルタント協定においては、エンジニアたる東電設計の任務が「エンジニアは、付属書 B に掲げられる『付託事項』と付属文書 I に掲げられる『一般的アプローチと作業計画に従って』、また付属文書 J に掲げられる『会合の議事録』に従って改訂および修正された合意内容に則って、サービス業務を実施及び遂行するものとする。」(第 6 条 1 (c)、甲 B73 訳文 12 頁) とされ、付属文書 B に記載されている「付託事項」の完了を目的とされていることから、PLN と東電設計の関係は、注文者と請負人と同様の法的地位にあると解せられる。

- 2 ところで、請負人が注文主からの依頼を受け、その業務の遂行を起因として第三者に対して損害を与えた場合、その請負人については、「設計・監理の瑕疵(ミス)により、建築中あるいは建築物完成後に建築に直接関係のない第三者に、社会生活上要請される受忍限度を超える損害を与えた場合、建築家に第三者に対する関係でも職業的専門人としての過失が認められれば、その建築家は不法行為(民法 709 条)による損害賠償責任を負わなければならない。」(前掲「建築設計・監理・確認—建築家をめぐる法律問題一」139 頁、甲 A103)。

また、注文主の注文・指図に過失があり、これに基づいて請負人が業務を行った結果、第三者に対して損害を与えた場合においても、請負人は責任を負う。たとえば、下水道工事が施工され、そのために隣接する建物が損傷されるに至り、注文者と請負人が共同被告とされたケースについて、大阪地判昭和 54 年 1 月 30 日判決(判例タイムズ No. 387/83 頁)は、注文主と共に請負人も不法行為責任(民法 709 条)を負うものとした。この裁判例については「注文主の注文・指図に過失があり、これに基づいて工事を施工すれば、損害の発生が避けられないと請負人自身も認識し、あるいは、予見しえたのに、請負人が工事を受注し、これを施工した場合に、請負人のその主体的な判断は、通常、請負関係の必然的な因果の流れのなかにあつて、注文者の責任を否定する理由にはならず、さりとて、請負契約の義務の履行にすぎないとして、請負人の責任を否定する理由にもならないから、結局、右の大阪地判昭和 54 年 1 月 30 日のように、両者の不法行為責任が肯定されることになる。」と評されている(裁判実務体系第 16 巻「不法行為訴訟法(2)」45 項「工事責任と注文者の不法行為責任」589 頁、甲 A104。同旨：新・裁判実務体系建築関係訴訟法 14 項「建築工事請負人の不法行為責任」188 頁、甲 A105)。

- 3 これを本件にあてはめるならば、①東電設計が、コンサルタント業務の遂行の過程において、注意義務に違反し、第三者に損害を与えた場合には、当然、東電設計は不法行為責任を負うが、②東電設計によるコンサルタント業務遂行の過程において第三者に生じた損害が PLN の注文・指図に基づく場合であっても、PLN の注文・指図に過失があり、これに基づいて東電設計がコンサルタント業務を遂行すれば損害の発生が避けられないと東電設計自身も認識し、あるいは予見できた場合には、コンサルタント業務を遂行した東電設計に不法行為責任が発生することになる。

そして、前述のように、この場合において、損害の発生を認識し、あるいは予見しえたか、すなわち注意義務については、行為態様や生じた結果などの諸般の事情を考慮し、

開発コンサルタント会社の業務の実践ににおいて通常求められる水準に従って判断される。

第3 まとめ

上記第1で述べたとおり、本件において、東電設計の違法性及び注意義務違反の存否及び内容を検討するに当たっては、明文の法令や契約は不要であり、被侵害利益の性質のほか、侵害行為の態様、程度、侵害の経過など当該具体的な状況の下での諸要素を基礎として、当該行為の違法性及び注意義務違反の有無等を判断すべきであり、また、東電設計が負う注意義務の基準となるものは、「専門家」である開発コンサルタント会社が、その業務の実践において通常求められる水準である。

そして、上記第2で述べたとおり、東電設計は、コンサルタント業務の遂行の過程で注意義務に違反し第三者に損害を与えた場合に不法行為責任を負うとともに、コンサルタント業務遂行の過程で第三者に生じた損害が PLN の注文・指図に基づく場合であっても、PLN の注文・指図に過失があり、これに基づいて東電設計がコンサルタント業務を遂行すれば、損害の発生が避けられないと東電設計自身が認識しあるいは予見できた場合には不法行為責任を負う。

第3章 東電設計の注意義務を基礎づける事情

第1 東電設計の専門性

東電設計は、1960年12月20日に創立され、2011年現在は、河川・砂防及び海岸・海洋部門、土質及び基礎部門、港湾及び空港部門、鋼構造及びコンクリート部門、電力土木部門、トンネル部門、道路部門、建設環境部門、都市計画及び地方計画部門、電気電子部門、地質部門などの各部門の関する建設コンサルタント業の事業資格を有する株式会社である。

1990年に発刊された東電設計の社史である「東電設計三十年の歩み」（甲 A97、以下「三十年の歩み」という。）によれば、1990年当時の海外業務登録先は世界銀行（IBRD）、アジア開発銀行（ADB）、国際協力事業団（JICA）であり、事業内容として、土木・建築および電気設備の設計・監理、発電・送電・変電設備の設計・監理、原子力設備の設計・監理、設備診断、都市開発の調査・分析・評価・基本計画・設計及び監理、環境アセスメント・地質調査並びにこれらに関する計画・調査・研究・付帯事業が挙げられている。

東電設計は、当初、東京電力から建築関係の設計・監理業務を受託することを目的として設立されたが、1970年代になり総合コンサルタントを指向するようになった。そして、海外プロジェクト案件の受注も増加し、1971年グアム火力発電所建設、1975年インドネシア・グレシック火力発電所1号機、2号機建設、1977年上海宝山発電所建設、1978年インドネシア・グレシック火力発電所工事監理、韓国蒲項製鉄所第4期工事な

どの大口受注のほか、アブダビ、スーダン、ヨルダンなど多くの国から引き合いがあった。1975年インドネシア・グレシク火力発電所建設について、「三十年の歩み」80頁では次のように紹介されている。「当社の海外進出は、当初、メーカーやインハウスコンサルタント的な役割で海外に進出するケースが多かった。ところが、昭和50年に受注したインドネシアのグレシク火力では、政府開発援助の一環として数次にわたる東京電力調査団のバックアップもあってつくられたものであり、まさに本来のコンサルタント業務ができたという意味で貴重な体験であった。」「本プロジェクトは、当社が外国政府機関より直接、電力総合コンサルタントとして委嘱された最初の大型プロジェクトであり、契約成立とともに東京電力のバックアップを得て、全社的な姿勢で取り組むことになった。」

その後、1980年代に入り、東電設計は、海外プロジェクトの受注に更に力を入れ、1983年には「海外業務の基本方針」を決定し、同年6月には、海外総室が設置された。この「海外業務の基本方針」は「1. 当社は東京電力からの受注を経営の主体とし、海外開発を第2の柱とする。2. 海外開発は、単に東京電力からの受注を補完する意義をもつだけではなく、国の海外協力政策および東京電力の国際的性格に基づく使命感を有すること。3. とくに重要な海外開発業務は、東京電力の理解を得て連絡を密にして推進する。」というものである（「三十年の歩み」128頁）。そして、インドネシア・グレシク発電所1号機、2号に引き続き、3号機、4号機の設計業務を受注し、1980年バングラディッシュ・カプタイ水力発電所のF/SをJICAから受注し、エンジニアリングサービス詳細設計、工事監理についても受注した。さらに、1983年からネパール水資源開発調査、1984年パキスタン・ジャムショロ火力発電所建設、1985年インド・アスパラB火力発電所建設に携わり、そのほか、パキスタン水力発電庁50万V昇圧プロジェクト（1982年）、パキスタン・ウェストワーフ火力発電開発計画（1987年）、上海配電プロジェクト・華東地区系統計画（1989年）、ナウル海洋温度差発電（1981年）などにも携わっている。東電設計が本件プロジェクトに関与したのはこの時期であり、「三十年の歩み」133頁には次のように記載されている。「コタパンジャン水力地点は、スマトラ島リアウ州の中央を流れるカンパール・カナン川の中流域にある。PLN（インドネシア電力公社）の要請による日本政府の援助開発として、JICA（国際協力事業団）からの受託により、当社は昭和57年にかけてフィージビリティ調査を実施した。この調査は地形測量、空中写真測量、地質調査、気象、社会・環境調査ならびに、電力供給計画、発電計画、送変電計画、フィージビリティ設計、施工計画、建設費積算、経済・財務分析など広範囲にわたっており、海外業務最初の本格的な水力開発事業であった。さらに、この2年間の調査に引き続き、新たにPLNよりOECD資金を主とした当プロジェクトの実施設計業務としてのエンジニアリングサービス（第一段階）を62年1月から63年8月にかけて受託し完了した。この結果、このエンジニアリング（第二段階）として工事監理業務が近く、引き続き当社に委託される予定となっている。」

以上から明らかなように、東電設計は、1970年代から海外の開発プロジェクトを受

注に力を入れ、そのために社内体制を確立し、本件プロジェクトをはじめとして海外の開発プロジェクトを数多く受注してきた。東電設計は、海外の開発プロジェクトに関して豊富な知識経験を有し、一般人とは異なり、海外の開発プロジェクトの「専門家」としての性格を有するのである。したがって、東電設計は、海外の開発プロジェクト遂行にあたって、開発コンサルタントとして通常求められる水準を基準とした注意義務を負うべき立場にある。

第2 建設局面に入るまでの東電設計の関わり

1 本件プロジェクト胎動期における東電設計の関わり

東電設計が1979年9月及び11月に行ったプロジェクト・ファインディングはまさに「開発案件探し」であった。本件プロジェクトはここに始まる。この東電設計による「開発案件探し」たるプロジェクト・ファインディングが行われなければ、コトパンジャン地点にダムを建設する計画は存在し得なかった。本件プロジェクトの発端は東電設計の「案件探し」にあったのである。

そして、これに引き続き、東電設計は、プレ F/S を実施し、本件 F/S 作成に主要な役割を果たし、詳細設計の実施・作成及び工事監理を受注するなど本件プロジェクトの根幹的地位を占めるに至った。

2 本件 F/S 段階における東電設計の関わり

開発プロジェクトにおいては、企画・計画段階における業務の善し悪しが、その後のプロジェクト実施の成否や成果を決めることになり、極めて重要な段階とされている。このうち F/S 調査は、プロジェクト実施の是非を決める調査としての決定的な性格を有する。しかし、第4篇第3章で論じたとおり、本件 F/S 報告書は、深刻な住民被害の発生など多くの問題性を無視したまま、本件プロジェクトを「実行可能」と結論を下したのである。

1980年代には、既に世銀非自発的移住マニュアル書が作成されるなど国際的基準が整備され、また社会分析の重要性が指摘されるに至っていた（第3編7章第4参照）。

ところが、東電設計は、国際的基準において指摘されていた事項を無視し、社会分析を軽視し、本件 F/S において、水没範囲・移転住民数の予測を誤り、住民に対する補償費を過小に見積もり、ミナンカバウ社会への配慮の欠如し、自然環境・社会環境への配慮を欠如し、その結果、控訴人住民らや自然環境に対する負荷がより低い2段開発計画を排斥し1段開発計画の策定した。また、1982年当時指摘されていたボロブドゥル国立考古学公園プロジェクトにおける住民強制移転問題を考慮に入れず、1983年12月の本件プロジェクト現地住民による住民声明書における17項目要求を一切無視した。

この本件 F/S 報告書の誤りは本件 SAPS 中間報告書でも指摘されているところであり、そもそも、本件プロジェクトは当初より「実行可能」ではなかった。

このように東電設計は、本件プロジェクトの成否や結果を左右する本件 F/S において

致命的な誤りを犯したのである。とりわけ、1段階開発計画によるダム建設について「経済及び財務分析の結果からもプロジェクトの妥当性が立証され、プライオリティの高いプロジェクトであることが明らかになった。」と結論づけたことは、その後、控訴人住民らに甚大な被害を与える大きな原因となっている。東電設計は、控訴人住民らの被害の原因を作り出した責任者である。

3 本件 D/D 段階における東電設計の関わりと本件 D/D の内容

(1) 本件 D/D における東電設計の地位と役割

本件 D/D における東電設計の地位及び役割は、第4編第4章で述べたとおりである。

1987年1月15日に締結された本件 D/D 調査協定（甲 B71）では、東電設計が「唯一の責任企業」（甲 B71 邦訳 7 頁）であり、「サービスについての契約上のすべての義務の履行について、PLN に対して全面的な責任 (full responsibility) を負うであろう。」

（甲 B71 邦訳 68 頁）とされている。すなわち、東電設計が、本件 D/D 実施・作成の責任主体であることが明記されているのであって、東電設計が本件プロジェクト実行面においても中心的な役割を担っていたことが明らかとなる。

本件 D/D 調査協定においては、その委託事項 (Terms of reference) において、東電設計は、本件 F/S 調査及び全ての関連するデータを調査・検討して、開始段階の報告書を提出することとされていた。また、実行計画の策定に当たり、1段階開発計画を内容とする本件プロジェクトのフィージビリティについて再度検討することとされていた。ところが、東電設計は、本件 D/D において、前項で述べた本件 F/S の誤りについて見直しを行っていない。

また、本件 D/D 調査協定の「付属文書 B 業務指示書 3.サービスの範囲」において「環境的側面に関する報告書を作成すること。」（甲 B71 邦訳 35 頁）と定められており、本件 D/D の一環として本件環境管理計画（甲 B51、甲 B72・32 巻）と本件環境モニタリング計画（甲 B52、甲 B72・33 巻）を作成することとされていた。

そして、本件 D/D 調査協定付属文書 1 の「追加的作業のためのサービスの範囲」の「2.2 再定住調査」（甲 B71 邦訳 139 頁）に「エンジニアリング・サービスの設計段階において、PLN とエンジニアは、環境報告書を作成するとともに、各種報告書によって提案される水没地域のための再定住地域についての調査を行うものとする。この段階において、エンジニアは、潜在的可能性のある場所と土地の詳細調査の実施について、PLN に対して支援を供与する。」（甲 B71、APPENDIX-J MEMORANDUM NO.5 9 頁）と記載されており、移住地調査も本件 D/D の一環であった。

(2) 本件 D/D 段階で指摘されている事項

住民移転の問題は本件プロジェクトにおいて不可欠な一部であり、住民に対する影響ができる限り少なくなるように、本件環境管理計画書（甲 B51）では、①住民が移住する社会の落ち着きを生み出すことができるような説得型・教育型のアプローチが必要であること、②社会福祉を向上させるための開発にとって本件プロジェクトの重

要性に関する情報提供が必要であること、③代替居住地の準備は十分に行われなければならないこと、④慣習に強く拘束されているコト・トゥオ、バトゥ・ブルスラット、タンジュン・アライといった村では住民の緊張状態を回避するために、慣習上の儀式のようなものを開催しなければならないこと等が指摘されていた。

さらに、本件環境管理計画書（甲 B51）では以下のとおりの指摘がある。

（初期局面）

- ① 住民に補償と再定住地に関する情報を与えること。
- ② 代替居住地を住民が移転する前の各郡内におくこと。
- ③ 村としてのまとまりを維持すること。
- ④ 移転時に慣習と宗教に基づいた儀礼を行うこと。

（建設局面）

- ① 貯水により水田・農園・畑のほとんどが水没してしまい、経済的に非常に大きな損失を発生することから、新居住地開発計画・プログラムを策定し、また、水没したものにつりあわせるために新しい水田・農園・畑その他を開拓すること。
- ② 新しい居住地での居住、農業、農園、保健、教育などの分野に関して総合的な開発計画策定の調整を行うこと。
- ③ 居住地での水田もしくは畑作地の開拓に関する技術的計画を詳細に策定し、新しい居住地での農園開拓に関する技術的計画を詳細に策定すること。
- ④ 移転前と同様の新しい居住地を用意して少なくとも旧居住地と同じように適した状況に近づけるようにすること。
- ⑤ 新しい居住地は住民の立退の前から使用できるように用意すること。
- ⑥ 財産が水没する住民に対しては農地を用意するとともに本件プロジェクト建設の中で仕事が得られるように優先権を与えること。
- ⑦ 住民が失う財産に対して正当な補償金を与えることを対策として行うこと。
- ⑧ 貯水池の伐採計画をできる限り完璧に、かつできる限り低廉に行えるように策定すること。

（稼働局面）

- ① 用意される電力が増加することで産業の発展を可能にし、その結果、新しい雇用機会を生み、さらに住民の収入を増加させることで、雇用不足に対処すること。
- ② 水中の運動と観光のようなレクリエーションの場としての利用が考えられることから、侵食をおこさないように計画・調整される必要があること。

このように、東電設計自身が作成に携わった本件環境管理計画においては、大規模な住民移転に伴い、住民に対する様々な影響が出ることを避けられないことから、そ

の住民に対する影響を必要最小限度にするために講ずべき措置が指摘されていた。

(3) 移住地調査において指摘された問題点

本件 D/D の一環として実施された移住地調査のうち、コト・ラナ/クアラン地域における移住地調査では、移住地における耕作地の状態について「土壌分析の結果からは、以下のような結論が得られる。即ち、調査対象地域の土壌の肥沃度は、非常に低い水準であること、また土壌の反応度は、酸性であること、さらに物理的性質は、良好～中位の水準であることである。」と指摘され、講ずべき措置として「この問題を克服するためには、農業経営的には、育成作物に適した肥料と石灰を、種類と分量に配慮して投入する措置が必要である。」(甲 B50、邦訳6頁 A 要約)とされていた。

(4) 小括

以上のように、本件 D/D 段階においては、東電設計は「唯一の責任企業」として本件 F/S の見直しを求められていた。また、本件環境管理計画においては、住民移転により様々な悪影響が生じることが指摘され、それを軽減するために講ずべき措置が挙げられていた。そして、移住地調査では、移住先の耕作地が劣悪であることが明らかにされていた。

4 本件ダム建設工事開始前の PAFs らの反応

本件プロジェクトに対して控訴人住民らは、スハルト政権下という困難な状況にもかかわらず、様々な形態・表現で本件プロジェクトに対して反対する意思を表明してきた。

すなわち、第4編で述べたとおり、1983年12月19日住民らは、移転が実施される暁には現状の生活・居住環境と条件が維持されることなど17項目の要求をとりまとめた住民声明書を発出した。また、1990年8月リアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡8ヶ村の村落代表者により、補償基準は全く同意できない旨の住民声明書が採択され、これに約700名の住民が署名を行った。そして、同年9月リアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡の住民代表がジャカルタにおいて住民声明書を発表するとともに、下院、政党、政府機関などを訪問した。この住民声明書はジャカルタ OECF 事務所や在インドネシア日本大使館にも提出された。さらに、同年9月ラハマツ氏(本名アニス)及びバハラム(本名イエニー)が来日し、国会議員と面談するほか、通産省経済協力調査室、外務省経済協力局有償資金協力課、事業団、東電設計などを訪れ、本件プロジェクトの中止を訴えるとともに、2名の国会議員と4省庁(外務省、通産省、大蔵省、経済企画庁)及び基金の担当者と会合を行い、同様に本件プロジェクトの中止を訴えた。

そして、本件プロジェクトについては、現地のみならず、国内外様々なところでその問題性が大きく取り上げられている。まず、マスコミ報道であるが、1990年4月16日日経新聞が本件プロジェクトについて「1万人居住区と同地域のスマトラ象の生息地が水没の危機に脅かされている」などと報道した(乙 B13)。1990年8月読売新聞が「水没予定の集落では、同意書に署名した家々の壁に通し番号がペンキ書され、だれが同意していないのかひと目でわかる形で署名集めが行われていた」などと報道した(甲 B29)。1992年1月16日毎日新聞が、現地取材した状況につき、「軍、警察が監視の目を光ら

せており、公然と反対を表明できない。東京に陳情に行った村人も報復をおそれて、村に帰れないでいる」などと報道した（甲 B32）。さらに、1991年4月14日朝日新聞が本件3条件について報道している（甲 B23）。また、本件プロジェクトの問題性は国会でも取り上げられており、1990年11月木庭議員による国会質問、1991年4月木庭議員による国会質問（甲 B24）、1990年堂本国会議員による国会質問（甲 B31）、1992年3月松浦議員による国会質問（甲 B34）がなされている。そのほか、1990年8月鷺見調査団が現地調査を行い、同年9月本件ダム建設がPAFsの生活や自然を脅かす虞が強く、融資を取りやめるべきである旨発表した。1991年5月SKEPHI事務局長ヒラ女史が来日し、本件プロジェクトの融資中止を訴えると共に独立調査ミッションの現地派遣を要請した。1991年6月ウィーンで開催された「大規模ダムに反対する国際連合」（ICALD）会議において、日本政府が本件プロジェクトへの融資を取りやめるべきことを勧告する決議が採択されている。

5 まとめ

以上が本件プロジェクトが建設局面に入る前において、東電設計が果たした役割等である。

東電設計は、プロジェクト・ファインディング、プレF/Sを実施し、本件プロジェクトの先鞭をつけ、本件F/S調査の実施及び報告書の作成を行い、1段開発計画を内容とする本件プロジェクトの内実を確立し、本件プロジェクトをフィージブルと結論づけた。そして、本件D/Dを受注し、「唯一の責任企業」として、本件F/Sの再検討をする役割を担うとともに、本件環境管理計画・本件環境モニタリング計画などを策定し、移住地調査を行った。そして、本件環境管理計画（RKL）や本件環境モニタリング計画（RPL）は、社会環境や自然環境に配慮するための措置の内容を具体的に指摘して、その実行を求めていた。

一方で、東電設計は、現地住民が本件プロジェクト初期段階から本件プロジェクトに対する反対の声を上げていたこと、国内外で本件プロジェクトの問題点が様々なところで指摘されていたことなどを認識し得る立場にあったし、認識していた。

第3 FIDIC 倫理規定と国際的基準

1 FIDIC 倫理規定

第3編第7章第2で指摘した通り、1982年4月15日に発行された「海外建設プロジェクトと建設輸出」（甲 A95）は、開発コンサルタントは、プロジェクトの実現に「重要な役割を演ずるいわゆる知識集団である」と規定している（同書120頁）。そして、国際コンサルティング・エンジニアリング連盟（FIDIC）の倫理規定を引用し、その行動規範について、専門家として、コンサルタントは自らの業務を行うにあたって、依頼主の正当な利益のためにのみ行動し、忠誠心を持って職務を遂行し、かつ職業の地位及び名声を高めるよう行動すること、コンサルタントは、中立の立場を保持しなければな

らず、公正及び依頼主に対する忠誠を損なう行為に及ばないこと、コンサルタントは、その任務を果たすのに必要な知識および経験を持たなければならず、社会的責任を自覚し、高度な技術を提供することにより依頼主の利益を極大にする頭脳サービス集団である等とされている。

したがって、開発コンサルタントは、1980年代から、海外の開発プロジェクトにかかわる専門家として、依頼主の正当な利益のために行動し、中立、公正、忠誠を重視し、必要な知識・経験を保持する義務を負う専門家であると一般的に認識されていたものである。

東電設計は、1970年代から開発コンサルタントとして国際的に活動していたものであり、上記のようなFIDIC倫理規定等に規定された内容を知らないはずはない。

FIDIC倫理規定は、次に述べる国際的基準と同様に、開発コンサルタント会社に求められる注意義務の内容と水準を示しているものというべきである。そして、本件コンサルタント協定6条により、東電設計は、FIDIC倫理規定等に準拠した業務遂行を行うことを求められていた（第4編第9章第3、4項参照）。

2 国際的基準

大規模な開発プロジェクトに関する国際的基準としては、1980年世銀非自発的移住マニュアル書、1982年世銀「世銀融資プロジェクトにおける部族民」、1986年10月世銀非自発的移住政策覚書、1989年ILO169号条約、1990年世銀非自発的移住業務指令、1991年世銀「先住民に関する業務指令」、1991年OECDガイドラインなどが存する。

東電設計のような海外開発プロジェクトに携わる開発コンサルタントであれば、当然に大規模開発プロジェクトに関連する上記のような国際的基準等に関して相当程度の知識を有しているはずである。この点、東電設計の吉田好男証人は、上記の国際的基準について、東電設計社内で「勉強会」を開催していた旨証言している（原審第7回吉田好男証人調書29頁～30頁）。

上記国際的基準に掲げられている内容は、大規模開発プロジェクトにおける開発側の行為指針となっており、海外開発プロジェクトに携わる開発コンサルタントにおいて、それらに記載された内容をふまえた注意義務を尽くすことが求められていた。すなわち、上記各国際的基準は、開発コンサルタントに求められる注意義務の内容と水準を示しているものである。

東電設計は、世界銀行（IBRD）、アジア開発銀行（ADB）、国際協力事業団（JICA）を海外業務登録先としていたことからしても、上記の国際水準の充足が求められる立場にあった。また、第4編第9章第3、4項で述べたとおり、本件コンサルタント協定6条は、これら国際的基準に準拠しなければならないことを定めていた。

3 まとめ

以上より、東電設計は、海外開発プロジェクトに携わる開発コンサルタントとして、上記FIDIC倫理規定及び国際的基準に記載された内容をふまえた注意義務を尽くすことが求められているとともに、本件コンサルタント協定にこの点が明記されていたもの

である。

したがって、東電設計が、本件プロジェクトの監理にあたり尽くすべき注意義務は、上記 FIDIC 倫理規定及び国際的基準において規定されている内容に準拠したものでなければならなかった。

第4 他の大規模開発プロジェクトについて

前述のとおり、東電設計は開発コンサルタントとして海外に積極的に進出してきた。東電設計は本件プロジェクトのみならず、他の海外開発プロジェクトに総合コンサルタントとして携わってきた。したがって、本件プロジェクトへの参画は、他の開発プロジェクトでの知識・経験を基にしているものと考えられる。

そうであるならば、住民移転を伴う大規模開発プロジェクトが、当該住民や自然環境に悪影響を与えることについても当然知識を有していたはずである。例えば、1975年から F/S が実施され、1981年に建設工事が開始されたサグリン・ダムの場合では、すでにダムの建設が決定し、補償価格も決められた後にはじめて住民はダム計画と移転に伴う補償価格を知らされ、有無も言えないままこれに従わされている。しかも、インドネシア政府が一方的に決めた補償額は極めて低廉であり、軍の脅迫の下、多くの住民は僅少な補償を受け取っただけで移転に応じるよりほかなかった。さらに、土地を所有しない小作人や農業労働者世帯は当然ながら失業し、国策移住の対象となっている。そして、このサグリン・ダムのケースについては、1990年3月、社団法人海外環境協力センターが開発援助環境配慮推進調査報告書を作成し、問題点を詳細に報告している。

このような大規模開発プロジェクトにおいて生じた住民被害は、その後の大規模開発プロジェクトを推進する上で先例となる。東電設計は、本件プロジェクトに関与するにあたって、サグリン・ダムなどを参考できたはずであり、これと同様の住民被害が生じないような措置・対策を講ずることが可能であった。

第5 まとめ

東電設計は、本件プロジェクト胎動期から関与するようになり、本件プロジェクトの先鞭をつけた。そして、本件 F/S 調査及び報告書の作成を行い、本件プロジェクトの内幕を確定し、1段開発計画による本件プロジェクトをフィージブルと結論付けた。その後、東電設計は、本件 D/D を受注し、「唯一の責任企業」として、本件 F/S の見直しの役割を担った。また、本件 D/D の一環として、本件環境管理計画・本件環境モニタリング計画が策定され、そこでは、本件プロジェクトにより住民に対する被害が発生すること、その被害を軽減するために講じるべき措置が指摘されていた。また、移住地調査においても同様に移住先の耕作地の問題点等が指摘されていた。

そして、東電設計は、開発コンサルタントとして、大規模開発プロジェクトに関する国際的基準及び FIDIC 倫理規定の内容を踏まえて業務遂行すべきこと、他の大規模開

発プロジェクトにおいて生じた住民被害を先例とすべきことが求められていた。

前述したように、注意義務の存否及び内容を判断するにあたっては、行為態様や生じた結果等の諸事情が考慮されなければならない。本件にあつては、これらの諸事情が東電設計の注意義務を基礎づける事情となるのである。

第4章 東電設計の監理行為と責任

第1 本件コンサルタント協定における東電設計の義務

1991年6月及び9月に東電設計は本件コンサルタント協定を締結し、本件プロジェクトの監理を行うこととなった。

第4編第9章で明らかにしたとおり、本件プロジェクト監理段階においては、本件コンサルタント協定に基づき東電設計は以下の義務を課せられていた。

第1に、東電設計は、「唯一の責任企業」の責任企業として、YK社及びTNE社を統括し、エンジニアを代表するものとして、本件コンサルタント協定に基づくYK社及びTNE社によるサービス提供も含めた全てのサービスを指揮、監督、調整する役割を担い、かつ全責任を負う。

第2に、東電設計は、住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整する義務を負う。すなわち、東電設計は、本件プロジェクトの全体的なスケジュール、体制・組織図を構築、監理し、進捗状況をモニターし、PLNと各コントラクターとの契約契約が遵守・履行されるよう、各コントラクターの建設活動を調整、監理しなければならない一方で、PLNと各コントラクターの契約内容は住民の再定住スケジュールに沿うものとされていたのであるから、東電設計は、本件ダム建設工事全体を監理すべき立場上、本件ダム建設が住民の再定住スケジュールに沿った形で進捗するように各工事の進捗状況と住民移転との間の総合調整を行う義務を負っていた。

第3に、東電設計は、本件環境管理計画(RKL)と本件環境モニタリング計画(RPL)に従い社会環境・自然環境に配慮する義務を負う。すなわち、東電設計は、PLNにより実施される社会環境面を含めた環境面での作業をレビューし、助言することが求められており、環境管理とプロジェクトのモニタリングは本件環境管理計画(RKL)と本件環境モニタリング計画(RPL)に従って行わなければならないものとされていた。そして、そのために東電設計に対しては多額の予算が計上され、環境監視/土木技師「ヨシダ」、環境専門家「シマダ」、環境監視・土木技師「イルザルスライニ」などの専門の担当者による長期間の勤務が予定されていた。そして、本件環境管理計画(RKL)と本件環境モニタリング計画(RPL)で指摘されていた事項は、本件3条件が定められていた事項と実質的に同じであつて、東電設計は本件環境管理計画(RKL)と本件環境モニタリング計画(RPL)で指摘されていた事項を実践することによって、本件3条件の実現を求められていたのである。

第4に、東電設計は、大規模開発に関する国際的基準やFIDIC倫理規定に沿った行

動をとることが求められている。これは、東電設計のような開発コンサルタントに求められる通常の注意義務の水準であるし、本件コンサルタント協定本文第 6 条でも、東電設計は、「標準的なエンジニア倫理コード」、「健全なエンジニアリング、公益事業、行政的及び財政的な慣行」、「健全なエンジニアリング慣行」に準拠しなければならないとされている。東電設計は、本件プロジェクト監理上、大規模開発に関する国際的基準や FIDIC の倫理規定などに準拠しなければならなかったのである。

要するに、東電設計は、本件プロジェクト監理段階においては、「唯一の責任企業」として、大規模開発に関する国際的基準や FIDIC の倫理規定に準拠しつつ住民の再定住スケジュールに沿った形で各コントラクターによる各工事の進捗を総合調整し、本件環境管理計画及び本件環境モニタリング計画に従い社会環境・自然環境に配慮する本件コンサルタント協定上の義務を負っていたのである。

第 2 東電設計の本件ダム建設工事監理行為

1 本件プロジェクトの総合調整の失敗

前項で述べたとおり、本件コンサルタント協定では、PLN により実施される社会環境面を含めた環境面での作業をレビューし助言することが求められていたとともに、本件環境管理計画及び本件環境モニタリング計画に記載された社会環境面を含む環境面への配慮事項を遵守しつつ、東電設計は「唯一の責任企業」として、住民移転と調和する形で本件プロジェクトを総合調整する義務を負っていた。

しかし、住民移転の進捗は、本件ダム建設工事と比較して進んでいなかった。とりわけ移住先の農園については整備が遅れており、本件ダム工事終盤である 1997 年 7 月時点ですらゴム園の整備はほとんど進んでいなかった（甲 B75 第 13 部邦訳 25 頁以下参照）。完成報告書（甲 B75 第 13 部邦訳 42 頁以下）では、このゴム農園の整備が破綻した理由として、予算制限のためにメンテナンスの期間が短縮されたこと、再定住地の造成の遅れのために種苗の植付を雨期の開始段階に実施することができなかったこと等が掲げられている。

東電設計は、本件コンサルタント協定上、上述の通りの義務を負っていたものであるから、こうした遅れについても適切な助言をし、本件プロジェクトの総合調整の実を図る義務が本件コンサルタント協定上存した。ところが、東電設計は、住民移転と調和する形で本件プロジェクトを総合調整することなく、移住地の農園の整備が進展していないにもかかわらず、その改善措置を図らなかった。

2 本件ダム湛水開始行為

本件ダム建設工事が終了したことを踏まえて、東電設計は、1997 年 3 月、本件ダムへの湛水を開始した。

この湛水開始について、本件完成報告書は、「ダム貯水池の湛水開始日は、それが、ロット I、ロット II、ロット III A、ロット III B およびロット VI A に直接的な影響を持

つために(つまり、建設期間の延長に係るために)、エンジニアによって指示された」(甲 B 第 75 号証 11 部、55～56 頁)としている。この湛水の経緯について、東電設計の吉田好男証人は、PLN から湛水開始の指示があったと証言している(原審第 7 回吉田好男証人調書 57-58 頁)。

この湛水開始は、従前の現地住民の居住地は水没させるものであり、住民の人権が不可逆的に侵害される事態を招くものであり、控訴人住民らに決定的な被害を与えた。

第 3 控訴人住民らの状況と東電設計の認識

1 湛水開始時点での控訴人住民らの状況

本件ダムへの湛水は 1997 年 3 月に始まり、同年 4 月 17 日から本格湛水が開始された。米倉調査(甲 B38)は 1996 年 7 月になされ、アンダラス大学調査(甲 B39)も 1996 年になされている。したがって、両調査報告書により、湛水開始時点における控訴人住民らの状況が明らかとなる。

両調査報告書によれば、湛水開始時点における被控訴人住民らが置かれた状況は概要次のとおりである。

本件プロジェクトにおいて、財産調査に問題があり調査の正確性や調査の公平性に問題があった。移転先のゴム園で生産可能になるゴムは 10%～15%ほどでそもそもその程度のゴムしか植えられなかった可能性があった。住民たちの無理な移転を強いていた。住民たちが移転を受け入れざるを得ないようにするために先に移転の同意のみをとってしまうという巧妙な手段がとられていた。1991 年 4 月の補償基準合意のための会議が、「村の住民の合意を得ていないとして、後々問題の種になった」ようにミナンカバウ社会の慣習による合意決定ではなく、手続き上の瑕疵があった(以上、米倉調査報告書)。1996 年段階に至っても住民たちに供与されるはずのゴム園が生産可能な状況にならず、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア共和国政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていた。本件ダムの貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に窮する状況にあった。移転にあたってインドネシア共和国政府が約束した条件の多くが守られていなかった(以上、アンダラス大学調査報告書)。

以上が湛水開始時点における控訴人住民らが置かれた状況であり、この状況からすると、本件 3 条件の履行どころか、再定住そのものが重大な問題を孕んでいたことがわかる。

2 東電設計の認識

東電設計は、以上のような本件プロジェクト現地及び現地住民の状況を正確に知りうる立場にあった。

(1) まず、本件完成報告書(甲 B75)の「第 13 部 環境的側面」には、前記 17 項目の要求が「付録 13-1 請願書」として記載されており、さらに「付録 13-2 請願書の

主要論点に関するコメント」が記載されている。そして、「第 1 章 環境調査の実施と作業範囲 1.1 環境調査の実施」には「1983 年 12 月 19 日（月曜日）にティガブラス・コト・カンパル郡の氏族指導者、宗教的指導者および非公式指導者によって代表される住民により提出された請願書である。これについては、環境影響分析の実施に際してインドネシア共和国政府により考慮を払うよう強く求められた。」とある。東電設計は、本件プロジェクトの初期の段階からこの現地住民の要求を認識し、その回答の履行を求められていたのである。

そもそも、東電設計は、本件 F/S 調査段階から住民移転問題について調査検討を行っていた。すなわち、本件 F/S 報告書の IV-19 頁には「こうした水没家族に対しては、適切な補償と同時に今後移転をめざす再定住のための候補地が求められるが、JICA 調査団は、州開発局（BAPPDA）と協議の上、次の候補地を選定した」とあり、リアウ州と西スマトラ州それぞれについて、移住プロジェクトないしプランテーションプロジェクトがあげられている。また、本件 F/S 調査の際には、村落調査が実施され、インドネシア政府関係諸機関から JICA 調査団に住民移転に関するデータ・情報を提供させ、関係諸機関と個別協議を行い、現地踏査を実施し、関係村落の村長及び郡長からアンケートを収集していた。また、東電設計は、本件 D/D の段階で本件環境管理計画の作成、本件移住地調査を実施しており、そこにおいては移転によって住民に対して悪影響が生じること、移住地の耕作地の問題点が指摘されており、それを是正するための措置が指摘されている。

したがって、東電設計は現地の状況は十分認識していた。

(2) 本件ダム建設工事監理過程においても、以下の通り PAFs の状況は把握していた。

米倉調査報告書（甲 B38）17 頁には、注記（13）として「移転対策にあたった東電設計（Tepsco）の現地コンサルタント、イルザル（Irzal）氏からのインタビューより。」とあり、住民移転に関してイルザルからのインタビューの結果が記載されている（21 頁の注記〔18〕も同様）。

この「イルザル」とは、本件コンサルタント協定書（甲 B73）付属文書 E-2 に添付された「ATTACHMENT 2-1-1」記載の YK 社・TNE 社の環境監視担当者である「イルザルスライニ」のことである。前述のとおり、東電設計は、「唯一の責任企業」として、YK 社・TNE 社を統括し、本件コンサルタント協定に基づく全サービスについて責任を追う立場にあるから、「イルザル」は、東電設計の現地コンサルタントと見なすことができる。そして、「イルザル」が行った調査について東電設計はその内容を当然把握していたと認められる。

したがって、東電設計は、プロジェクト監理業務の開始に当たって、プロウ・ガダン村の住民移転の際の状況について詳細な調査を行い、移転先での土地補償等のための世帯数確定や移転先での居住地の選定、区（ドスン）の確定などに携わっており、移転先での飲料水の状況についても併せて調査していたのである。

さらに、本件コンサルタント協定においては、東電設計は、PLN から本件プロジ

ェクト監理に必要な一切の情報の提供を受け得る立場にあったし、事業サイトに自由に立ち入ることができた（甲 B73 本文第 7 条）。東電設計の吉田好男証人によれば、東電設計は、本件 F/S 調査の時点である 1982 年から、本件詳細設計が完了する 1990 年 5 月まで本件ダムサイト近く（バンキンナン郊外）に現地事務所を設け、本件ダム建設工事監理段階においても同様に本件ダムサイト近く（ランタウベランギン）に現地事務所を設けている（原審第 7 回吉田好男証人調書 25 頁～ 26 頁）。また、吉田好男証人自身も都合 15 年、本件プロジェクトのために、本件プロジェクト現地を含むインドネシアに滞在している。かかる東電設計の体制や自由に事業サイトに立ち入ることができたことからすれば、東電設計は現地の状況や控訴人住民らの置かれた状況をつぶさに観察し得たはずである。

(3) 以上からすると、東電設計は、米倉調査やアンダラス大学調査にあるような控訴人住民らの状況を正確に認識していた。

第 4 東電設計の責任

1 本件における違法性について

本件において、通説判例である相関関係説に従えば、第 4 編及び第 5 編で述べた通り、本件プロジェクトにより控訴人住民らには甚大な被害が発生しており、その違法性は明白である。

すなわち、控訴人住民らの被害の程度は、控訴人住民らの生活を根こそぎ破壊されたもので極めて重大である。その態様も、軍隊による強制移転、約束された住居・ゴム園等の不支給、未だ生計手段として重要であったゴム園の湛水による水没等、基本的人権の重大な侵害であった。これらの詳細は、第 4 編及び第 5 編で述べたとおりであり、また、日本国及び JICA（JBIC）の責任の関係で第 6 編第 3 章第 2 で要約したとおりである。

さらに、控訴人住民らは、本件プロジェクト工事が開始する前から被害の発生が不可避であることを、日本にまで来て東電設計を含む本件プロジェクトに関与する当事者に訴えていた。それにもかかわらず、結局は控訴人住民らは、自らが訴えたとおりの被害を受けたのである。こうした経緯は東電設計も認識していた。

したがって、本件プロジェクトにより、控訴人住民らが再定住地への移転を強いられた上、再定住地において劣悪な生活環境を強いられたことについては、その侵害行為の態様、程度、侵害の経過などの諸事情に鑑み、違法であることは明白である。

したがって、本件において、東電設計による本件プロジェクトの監理に注意義務違反が存すれば、東電設計は不法行為責任を負う。

2 注意義務の枠組みと判断基準

そこで、東電設計が本件プロジェクトの監理過程において負担する注意義務の内容及びその違反の有無を検討する。

まず、東電設計が、本件プロジェクトの建設工事が進行している過程において、その監理に注意義務違反が存し、その結果控訴人住民らに被害が発生した場合は、東電設計は不法行為責任を免れない。また、1997年3月12日の本件ダムへの湛水開始をきっかけとして控訴人住民らに生じた甚大な損害が不可逆的なものとなった。東電設計は、PLNから本件ダム湛水指示を受け、担当業者に本件ダムへの湛水を指示した。本件において、PLNの湛水指示に基づいて湛水を開始すれば、控訴人住民らに甚大な被害が発生するを、東電設計において認識していたか、あるいは予見し得たのであれば、東電設計は不法行為責任を負う。

そして、東電設計の注意義務については、行為態様や生じた結果など諸事情を踏まえて、専門家である開発コンサルタントの業務の実践において通常求められる水準に照らし、その内容が判断される。そして、東電設計において控訴人住民らに甚大な損害が発生することについて認識していたか、あるいは予見が可能であったかが問題となる。

3 本件プロジェクト監理段階における注意義務違反

- (1) 上記のとおり、東電設計は、本件コンサルタント協定に基づいて、本件ダム建設にかかる各工事と住民移転を総合調整を行うこと、本件環境管理計画で指摘されている措置を講ずることなどが求められていた。

そして、本件環境管理計画では住民移転等に関して多くの問題点が指摘されていたこと、移住地調査においては移住先の耕作地が劣悪であることが明らかにされていたこと、東電設計は控訴人住民らが置かれていた状況をつぶさに知り得たこと、東電設計は開発コンサルタントとして高度の専門知識・経験を有していることなどからすると、東電設計は、本件コンサルタント協定上求められている事項を行わないままに、本件プロジェクトを推し進めれば、控訴人住民らに甚大な被害が生じることは容易に予見し得た。

また、東電設計は、初期段階から本件プロジェクトに携わり、本件 F/S 調査を行い、被控訴人住民らに多大な影響を与える 1 段開発計画を策定したこと、本件 D/D 段階においても本件 F/S を見なすべき義務を負っていたこと、大規模開発プロジェクト等に関する国際的基準及び FIDIC 倫理規定に規定されていた内容を踏まえて業務を遂行すべき立場にあったこと、他の大規模開発プロジェクトにおいて生じた住民被害を先例とすべきことが求められていた等の前提事実がある。

さらに、東電設計は、本件コンサルタント協定に基づき、本件ダム建設にかかる各工事と住民移転の総合調整を行うこと、本件環境管理計画及び本件環境モニタリング計画で指摘されている措置を講ずる義務があった。

東電設計として、本件コンサルタント協定に定められたとおり本件環境管理計画及び本件環境モニタリング計画を遵守して住民の再定住を進めなければ移転させられる PAFs に被害が発生しうることは十分認識していた。

- (2) 他方、本件プロジェクトの進行過程では、東電設計は、PAFs の再定住地の整備が遅れ、生活の再建どころが人が住む場所にすらなっていないことについて、本編第 4

章第3、2項で述べたとおり、現地パートナーである YK 社・TNE 社の環境監視担当者である「イルザルスライニ」から報告を受けるなどして認識していた。

しかし、東電設計は、本件環境管理計画に規定された下記事項等を遵守するための行動を取ることなく、漫然と本件プロジェクトに関する工事を進行させた。

- ① 新居住地開発計画・プログラムを策定し、水没したものにつりあうように新しい水田・農園・畑その他を開拓すること。
- ② 移転前と同様の新しい居住地を用意して少なくとも旧居住地と同じように適した状況に近づけるようにすること。
- ③ 新しい居住地は住民の立退の前から使用できるように用意すること。
- ④ 財産が水没する住民に対しては農地を用意すること。

(3) 東電設計は、本件環境管理計画に規定された事項を遵守しなかったために、PAFs は、生活基盤が存しない再定住地に移転させられ、困難な生活を強いられた。

これは、明らかに、本件環境管理計画に規定された PAFs らの再定住計画に違反しことにより発生した損害であり、上記計画の遵守を義務付けられていた東電設計の監理行為上の債務不履行によるものであり、控訴人住民らの生活を不当に侵害したもので注意義務に違反するものである。

4 湛水開始時点における注意義務違反

(1) 本件ダムへの湛水を開始する際、住民移転の問題等が解決していないことは、PLN 及び東電設計とも認識していた。ところが、PLN 及び東電設計は、本件ダムへの湛水を強行し、控訴人住民らに不可逆的かつ甚大な被害を発生させた。

PLN による湛水指示は、PAFs に被害が発生することを認識しながら行われたものである上、本件コンサルタント協定によって遵守が義務付けられた本件環境管理計画の内容に明白に違反するものであり、明白な不法行為である。

(2) そして、東電設計は、PLN の湛水の指示に従って各コントラクターに湛水開始を指示した。

東電設計は、各コントラクターの活動を監理しており、各コントラクターも東電設計の監理に従わなければならなかった。東電設計は、依頼主である PLN と対等の立場にあり、依頼主の正当な利益のために行動すべきものであった。したがって、湛水開始の指示における東電設計の関与は主体的なものである。「湛水の指示を伝達したに過ぎない」などと東電設計の果たした役割を矮小してはならない。

(3) また、東電設計は、本件コンサルタント協定に基づき全プロジェクトを住民移転と調和させる形で進捗させるための総合調整義務を負っており、本件環境管理計画 (RKL) 及び本件環境モニタリング計画 (RPL) で指摘されていた事項を講じなければならない立場にあった。その上、PLN の正当な利益のために行動すべきであり、大規模開発プロジェクト等に関する国際的基準や FIDIC の倫理規定に従った行動をとることが専門家である開発コンサルタントの注意義務の内容として求められていた。

さらに、東電設計は、米倉調査やアンダラス大学調査にあるような PAFs の生活状況を正確に認識しており、湛水を開始すれば PAFs に生じた甚大な被害が不可逆的なものになることは容易に認識しあるいは予見することができた。OECF ですら、湛水開始にあたり PAFs に被害が発生することを予見して抗議をしているのであって、直接工事にあたっている東電設計に被害の発生を予見できないはずがない。

- (4) 東電設計としては、PLN からの湛水開始の指示があった時点において、住民移転の進捗状況を精査し、住民移転の問題が解決するまでは湛水開始を行うべきではない旨 PLN に助言し、湛水を中止させるべきであった。

PLN が上記助言を入れず湛水開始の指示を改めない場合、1997 年 3 月段階で湛水を開始することは本件環境管理計画に定められた建設局面での指示事項を無視するものであり、本件環境管理計画の遵守を定めた本件コンサルタント協定に違反する指示となる。東電設計は、専門家たる開発コンサルタントとして、依頼主の正当な利益のために行動し、中立、公正、忠誠を重視すべき立場にあった。そのような東電設計としては、本件コンサルタント協定に違反し、PAFs に不可逆的かつ甚大な被害を与える湛水は、仮に PLN の指示があってもこれを行ってはならなかった。

したがって、PLN の指示に漫然と従って湛水を行い、控訴人住民らに甚大な被害を与えた行為は、東電設計において注意義務違反を犯すものであることは明らかである。

第5 まとめ

以上のように、本件において東電設計は、本件エンジニアリング・サービス協定上求められていた事項を行わないまま、漫然と本件プロジェクトを進行させた点、住民移転の問題等が何ら解決されていない状況下、PLN の従い湛水開始を行った点に注意義務違反があり、東電設計は、これらにより不法行為責任を負うべきである。

第8編 控訴人住民らに対する責任に関するまとめ

第1章 損害賠償請求について

- 1 第6編及び第7編において述べたとおり、日本国、JICA（旧JBIC）及び東電設計は、本件プロジェクトにより移転を強いられた控訴人住民らが受けた被害について、国賠法または民法に基づいて損害賠償責任を負う。
- 2 控訴人住民らの損害の内容は、1991年6月及び9月に本件コンサルタント協定が締結され、1992年10月以降本件ダム建設工事が開始されたことを受けて、1992年8月以降、順次、軍隊により再定住地に移住することを強制されたこと、及びその再定住地の状況が悲惨であったことである。すなわち、控訴人住民らは、再定住地において、適切な家屋、清潔な水の供給等が受けられず、さらに、約束されたゴム園等が提供されなかったことにより生活に呻吟することとなった。

2000年頃から始まったアクションプランにより、住民生活に若干の改善は見られるとしても、その改善が実現するまでの10年前後の間に受けた被害が填補されるわけではない。また、若干の改善があったとしても完全に改善されたものではなく、新カリミ・中山調査報告書に明らかであるとおおり、現在も高い貧困水準にあり、控訴人住民らが移転にあたりインドネシア政府側から約束された生活水準が実現されたり、移転前の生活水準を回復したりしているものではない。

こうした被害は、控訴人住民ら全員について共通するものであり、被害の程度については各控訴人住民において相違はあるものの、上記被害による財産的、精神的損害を包括的に一律請求することができるものである。

本件では、第5編で述べた控訴人住民らの被害の詳細を考慮すれば、控訴人住民らの損害は、本件の訴状で述べた通り500万円を下らない。

- 3 以上より、日本国、JICA 及び東電設計は、控訴人住民ら各自に対して、それぞれ500万円ずつを支払う義務を負うものである。

第2章 勧告請求について

公害などのように継続した加害行為により人の生命・健康等に被害が発生した場合、生じた損害を事後的に金銭的に填補するだけでは不十分であり、継続した加害行為を除去することにより、現在的に発生している、ないし将来的に発生するであろう被害を防止することが重要であることはいままでもない。本件においても同様であり、本件プロジェクトにより控訴人住民らは多大な被害を被り、現地の自然環境は破壊された。したがって、控訴人らの正当な権利回復のためには事後的な損害賠償請求等の金銭的措置では不十分であることは明らかであり、まずもって控訴人住民らの生存の基盤たる居住地域をできる限り従前の状態に回復することが必要である。

本件では、このような視点から、過去の公害訴訟等において論じられてきた原状の回復措置ないし加害行為の差し止めの理論構成が援用されるべきである。過去の公害訴訟等においては、住民らに生じた被害を回復するためには事後的な金銭的賠償措置の不足性を直視し、住民らに生じた被害の現実的な回復をめざすために原状回復措置ないし加害行為の差し止めの可能性が模索された。この点に関する代表的な理論構成としては、物上請求権説・人格権説・不法行為説などが存在する。原審において、控訴人住民らは、人格権に基づく原状回復請求権としての勧告請求を主張した。およそ人が生存の危機・恐怖にさらされることなく健康で幸福な生活を営むについて不可欠の利益の総和を人格権として捉えることができる。人格権の法的根拠は、生命・自由及び幸福追求を保障する憲法 13 条である。深刻な公害や環境破壊は生命・自由・幸福追求を侵害することは明らかであり、人格権は、立法・行政に対しては良好な環境の確保や幸福追求の実現を求める根拠としての側面と、民事訴訟において、権利の侵害に対する原状回復・差し止めないし損害賠償を請求する私権としての側面を有する。裁判例（大阪空港控訴審判決/大阪高裁昭和 50 年 11 月 27 日など）においても、生命・身体・精神及び生活に関する利益の総体を人格権として承認している。そして、人格権を侵害された者が侵害差止請求権を有することは確立された判例・通説である。

本件において控訴人住民らが置かれている状況は、まさに人格権が侵害されている状態である。よって、原告らは、人格権に基づく原状回復請求権の一環として勧告請求を行う。

第9編 自然環境が受けた被害とその責任

第1章 控訴人ワルヒの主張の骨子

1 被控訴人らの自然保全義務

被控訴人らの関与は本件円借款供与に当たって必要不可欠なものであった。そのような「円借款の供与」という関与に伴い、条理上、本件ダム開発区域の自然を保護する義務が生じた。被控訴人らは自然保護義務に従い、当地の自然破壊を予防し、回復する義務があったがそれを怠った。

尚、東電設計は本件 F/S を作成し、その際に自然環境に対する影響を見落としした。東電設計は PLN との間で本件 D/D 調査協定を締結し、さらに PLN との間で本件コンサルタント協定を締結し、本件プロジェクト工事監理を行った上、本件ダムへの湛水を開始した。本件 F/S は円借款を決定する過程で最も重要な技術的資料であり、本件円借款の供与決定にあたり、東電設計は重要な役割を果たした。さらに、コンサルタントとして専門的な立場から本件円借款の本件3条件に従って工事を進め、またはそれが守られなければ工事を中止するよう働きかける義務があった。アジアゾウの生息域の破壊など自然生態系の破壊があるのだから、コンサルタントとしては自然破壊を予防し、回復する義務があった。

2 控訴人ワルヒの是正権限

一方、控訴人ワルヒは自然生態系という公共財の管理者たる地位あるいはインドネシア環境管理法で定められた環境保護団体として本件自然生態系を保全する地位に立つ。控訴人ワルヒはこれらの権限に基づき、被控訴人らの自然保全義務の「勧告」という履行並びに費用請求を求めるものである。

また、控訴人ワルヒはアジアゾウなど自然生態系保全のために費用を支出しており、これらの支出は被控訴人らの自然保全義務をかわって履行するという性格を持つものであるから、事務管理、及びそれを具体化したと考えられるインドネシア共和国環境管理法に基づき、これを請求するものである。

また、自然の持つ公共的価値は一方で、個人、団体が自然の価値を享受できる権利の実現でもある。控訴人ワルヒは本件現場におもむき、野生生物調査を行い、保護活動を進めてきたのであるから、自然享有権という自然の価値を享受する具体的な権利を有する。

3 原審の問題点

上記の控訴人ワルヒの主張に対し、原審は次の点で問題がある。

- ① 被控訴人の義務について言及していないこと
- ② 控訴人ワルヒの権限を判断する前提として本件開発区域の自然度の高さ及びその破壊を認定するべきであったのにこれをしなかった。
- ③ 控訴人ワルヒの権限、勧告、費用請求しうる地位について理由無く判断した。

第2章 被控訴人らの自然保全義務

第1 被控訴人らの義務

被控訴人らは本件円借プロセスに必要不可欠な存在として関与し、円借款を供与してきた。この関わりによって、被控訴人らは国際環境法分野における自然保護義務を負担する。本件は円借款のプロセスに関与することによって生じる責任の範囲が問題になるわけであるが、国際的な借款に伴う規範がその責任の範囲を画することになる。この点、控訴人ワルヒは国際環境法分野での環境保全責任、ODA における環境配慮ガイドラインなど被告らの具体的責任について主張立証した。しかるに、原審はこの点について主張の整理がなされていないし、当然何らの判断も行わなかった。

尚、東電設計は、本件 F/S を作成し、PLN との間で本件 D/D 調査協定を締結し、さらに PLN との間で本件コンサルタント協定を締結し、本件プロジェクト工事監理を行った上、本件ダムへの湛水を開始した。PLN と東電設計との本件コンサルタント協定は、東電設計が「唯一の責任企業」として、本件プロジェクト工事監理の完了を目的とするものであるから、PLN を注文者、東電設計を請負人とする請負契約としての性質を有する。本件コンサルタント協定は、本件環境管理計画に従って工事を行うことを求めている。同計画は、自然環境の保護を求めており、東電設計は自然保護が図られるよう工事を監理し、必要に応じて PLN、インドネシア共和国政府に対して工事の中止を勧告するべきであった。

東電設計の義務は請負契約にもとづいて本件プロジェクトの実行に関与したことに基づくものであるが、結局のところ、円借款に際して国際法上求められた自然保護義務、本件環境管理計画に定められた自然保護義務に根拠を置くという点では他の被控訴人らの義務と重なる。以下これらの義務について詳論する。

第2 被控訴人らの国際法上の自然保護義務

1 国際環境法の分野における国際的行動規範

(1) 国際環境法の発展プロセス

原審でも主張したように国際人権保護の分野における“soft law”から“hard law”への発展のプロセスは、国際環境法の分野においても現れている。この分野での規範形成の基盤となったのは、1972年6月5日から16日にかけてスウェーデンのストックホルムにおいて開催された「国連人間環境会議」(United Nations Conference on the Human Environment)において採択された「人間環境宣言」である。

それから20年後の1992年6月3～14日にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」(地球サミット)では、「地球憲章」(『環境と開発に関するリオ宣言』)と「21世紀行動計画」(アジェンダ21)が採択されている。

(2) 「人間環境宣言」

ストックホルム会議において「かけがえのない地球」(Only One Earth)というスローガンが掲げられた理由については、「この会議のテーマである“Only One Earth”は、人間が住んでいる地球上のすべての生物と無生物が単一の相互依存体系の一部をなすものであるという事実、またもしも人間が無分別な濫用によって自らの周囲の環境を壊してしまうならば、人間はもはや行くべき場所がどこにもないという事実を強調するために選ばれた」と説明された(U.N. Press Release HE/78, p.1.)。

こうした観点から、この会議では、環境問題は、各国の国内的な関心事にとどまらず、国際的な関心事でもあるという視点が明確に打ち出された。その例として挙げられたのは、酸性雨、オゾン層破壊、熱帯林の破壊などの問題である。

この点については、ストックホルム会議において提出された文書(U.N.Doc.A/CONF.48/8 p.90, para.214.)では、次のように説明された。「幾つの場合には、国内的行動の実効性は、国際協力によって高められることができよう。例えば、陸上に起因する汚染物質は、しばしば、それらが環境に放出された場所をはるかに越えて影響を及ぼすことがある。たとえその影響の大部分が局地的に限られているにしても、これに対処するための国内的行動の経験を分かち合うことと、このための国際的なガイドラインを発展させることが、有用となってこよう」。同様なことは、熱帯林の保護問題についても言える。この問題に有効に対処するためには、生産国と消費国、援助受け入れ国と援助国の間での国際協力が不可欠なのである。

要するに、環境問題に有効に対処するためには、国内的努力、地域的努力、国際的努力の三者がともに進められなければならないのである。コトパンジャン・ダム建設に絡む環境問題は、単にインドネシアだけの国内問題ではなく、援助国の問題でもあるのである。

こうした尺度で眺めてみるならば、環境対策は、インドネシアの国内問題であるという被控訴人国らの言い分は、何らの国際的説得性も有していないと言わざるを得ない。

「人間環境宣言」では、地球環境保護のための 26 原則が打ち出されたのであるが、その第 4 原則では、「祖先から受け継いできた野生生物及びその生息地は、今日、種々の有害な要因によって重大な危機にさらされ、人はこれを保護し、賢明に管理する特別な責任を負っている。野生生物を含む自然の保全は、経済開発の計画作成において重視されなければならない」と規定された。

この規定に照らしてみると、地球上でも稀有な生物学的多様性を有するコトパンジャン地域においては、本来、これを破壊するようなダム建設事業は実施されてはならなかったのである。

(3) 「地球憲章」

ストックホルム会議において掲げられた地球環境保護のための基本指針・原則は、リオデジャネイロ会議で採択された「地球憲章」とアジェンダ 21 において受け継がれ、かつ強化された。前者の宣言では、地球環境保護のための 27 原則が掲げられたのであるが、そのうち本件コトパンジャン・ダムに特に関係するのは、以下の原則である。

原則 1 「人は、持続可能な開発への関心の中心にある。人は、自然と調和しつつ健康で

生産的な生活を営む権利を有する。」

原則 3 「開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を衡平に満たすことができるように行使されなければならない。」

原則 4 「持続可能な開発を達成するために、環境保護は、開発過程の不可分の一部をなし、それから分離して考えることはできない。」

原則 7 「各国は、地球の生態系の健全性及び一体性を保全、保護及び回復のために、地球的規模のパートナーシップの精神によって協力しなければならない。」

原則 15 「環境を保護するために、予防的アプローチは各国によってその能力に応じて広く適用されなければならない。重大又は回復不能な損害の脅威が存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使用されてはならない。」

原則 17 「環境影響評価は、国の手段として、環境に重大な悪影響を及ぼす恐れがあり、かつ権限のある国の機関の決定に服する活動に対して、実施されなければならない。」

原則 22 「先住民とその社会及びその他の地域社会は、その知識と伝統に照らして、環境管理と開発において重要な役割を有する。各国は、彼らの同一性、文化及び利益を認め、十分に支持し、持続可能な開発の達成への効果的な参加を可能とすべきである。」

これらの基本原則に照らしてみると、コトパンジャン・ダム建設は、そのいずれにも違背している。原則 1 との絡みでは、コトパンジャン・ダム建設のために立ち退かされた人々は、「自然と調和しつつ健康で生産的な生活を営む権利」を奪われてしまった。

原則 3 との絡みでは、コトパンジャン・ダムは、単に立ち退き住民に裨益していないばかりでなく、「現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を衡平に満たす」ものでもない。このダムは、短時日のうち土砂で埋まってしまう、将来の世代にコンクリートの塊を遺すにすぎないからである。

原則 4 との絡みでは、コトパンジャン・ダムの場合には、「環境保護は、開発過程の不可分の一部」をなしていない。このダム建設を契機に、周辺の方々の熱帯林は剥ぎ取られ、またダム貯水池では、除去されなかった植生の腐食化が進行している。

原則 7 との絡みでは、コトパンジャン・ダムは、「地球の生態系の健全性及び一体性を保全、保護及び回復」するどころか、逆にかかる生態系をズタズタに引き裂いてしまった。

原則 15 との絡みでは、コトパンジャン・ダムの費用対効果のうちには、数量化、計量化のできない社会的、文化的および環境的価値は、一切無視された。

原則 17 との絡みでは、コトパンジャン・ダムの場合には、「環境影響評価」は実施された。しかし、それは、単なる「開発の免罪符」にすぎなかった。

原則 22 との絡みでは、コトパンジャン・ダム建設においては、ミナンカバウ系社会の人々の「同一性、文化及び利益」は無視されたばかりでなく、これらの人々の「持続

可能な開発の達成への効果的な参加」も図られなかった。

(4) エクエーター原則

世銀は、1980年代以降、「環境ガイドライン」、「非自発的移住ガイドライン」、「先住民ガイドライン」などを策定して、その融資プロジェクトにおいて、社会的・環境的考慮を導入するという姿勢を強めてきた。しかし、世銀の姉妹機関である国際金融公社(IFC, International Finance Corporation)は、その貸付対象が民間企業であることから、このようなガイドラインの採用には消極的態度を採ってきた。このようなIFCの融資姿勢が国際的に問われることとなったのが、チリのパンゲ(Pangue)ダム建設に対する融資であった。

パンゲ・ダムは、チリ最大の電力会社ENDESA (Empresa Nacional de Electricidad S.A.)によってビオ・ビオ(Bio Bio)川に建設が構想された6つの大規模ダムのうちの最初のプロジェクトであった。しかし、これらのダム建設による社会的・環境的影響は甚大であった。とりわけこの河川流域に居住するペウエンチェ(Pehuenche)インディオの生活基盤を破壊する恐れがあった。

1990年に、パンゲ社は、IFCに対して、このプロジェクトへの融資を申請した。これに異議を唱えて、ペウエンチェ・インディオは、このプロジェクトへの反対の姿勢を表明した。そして、これに共鳴する人々により、1991年6月20日には、「ビオ・ビオ川を守る行動グループ」(GABB, Grupo de Accion por el Bio-Bio)が結成された。また、チリの環境保護団体「動植物を守る全国委員会」(CODEFF, Comite Nacional pro Defensa de la Faunay Flora)も、反対運動に立ち上がった。

さらに、世界各地の環境保護団体、人権保護団体も、支援活動を始めた。これには、アメリカ、日本などのカヌーイスト団体も、戦列に加わった。ホワイトウォーターと呼ばれる白く泡立つビオ・ビオ川の急流下りは、カヌーイストたちの憧れの的となってきたからである。

住民団体、環境保護団体の側からは、チリのエネルギー需要を賄うためにはパンゲ・ダムの建設の必要はなく、エネルギー保全措置を講じることで十分であること、ダム建設はペウエンチェ・インディオ社会に悪影響を及ぼすこと、またダム建設はビオ・ビオ川の自然的環境を毀損することなど、数多くの問題が提起された。

こうした批判に答えて、ダム建設を正当化する目的のために、IFCは、1991年10月に、カナダのコンサルタント会社モネンコ社(Monenco Inc.) (本社モントリオール)に対して、チリにおける電力代替策についての調査を委託した。モネンコ社は、1992年4月に第1次報告書、同年11月に第2次報告書をIFCに提出した。この報告書では、「パンゲ・プロジェクトは、最低コストという観点からも、また、環境面での見通しという観点からも、チリにおける最善の選択肢である」と結論づけた。

他方において、IFCは、パンゲ社に対して、このプロジェクトに関しての環境アセスメント(EA)を実施することを求めた。この要求に従って、パンゲ社は、アメリカのコンサルタント会社エコロジー・アンド・エンバイロメント社(Ecology and Environment Inc.)とチリのコンサルタント会社アグロテック社(Agrotec Ltda.)に対して、EAの実施を委託した。こうし

て作成された EA 報告書に対して、NGO の側からは、下流域への環境影響が考慮に容れられていないこと、ダムの安全性と寿命に疑義があること、さらに他の五つのダムの累積的影響が無視されていることなどの点が指摘された。

このため、パンゲ社は、前記の両社とさらに契約を結び、下流域への環境影響とその緩和措置についての調査を委託した。この調査結果が未だ出ていないにもかかわらず、IFC の環境室は、1992 年 11 月に、「環境アセスメント概要書」を作成し、同月 23 日には、この概要書を付した理事会向けの報告書を各理事宛に提出した。

それから 1 ヶ月も経ない同年 12 月 17 日には、IFC 理事会は、このプロジェクトへの融資を承認してしまった。このような IFC の融資姿勢には、アメリカの理事は、強く反発し、表決に際して棄権票を投じた。

このような経緯から、パンゲ・ダム融資を契機に、IFC に対しては、社会的・環境的考慮を導入すべきであるとの批判の声が世界的に広まった。こうした批判に苦慮して、IFC は、この問題に関しての内部検討を重ねた。また、世銀グループ内部での政策調整会議を重ねた。その結果、IFC は、2002 年には、『再定住行動計画の作成のためのハンドブック』(Handbook for Preparing a Resettlement Action Plan)を公表した。そこでは、「可能な場合には、非自発的移住を避けるべきこと」、また「立ち退きが避けられない場合には、プロジェクトによって影響を受ける人々の従前の生活水準が改善されるべきこと」などの指針が掲げられた。そして、このハンドブックにおいて掲げられる指針は、IFC 職員、および IFC プロジェクトに参加する民間金融機関の両者に適用されるとされた。こうして、2002 年 10 月には、IFC は、ABN アムロ銀行、シティ・バンク、クレディ・リヨネなどの世界各国の主要民間金融機関に呼び掛けて、開発金融プロジェクトにおける社会的・環境的配慮の導入について検討するための国際会合を招集した。その結果、2003 年 6 月には、世界の主要民間銀行 10 行により、エクエーター原則(赤道原則)(EP 原則)が表明、署名されるに至ったのである。EP 原則では、融資事業が社会や環境に及ぼす影響に応じて、A、B、C の 3 段階の社会・環境配慮を借入人に課す。A ランクの事業、つまり地域住民の立ち退きを伴うとか、環境に不可逆的な影響を及ぼす恐れがある場合には、借入人は、事業の代替案を含めて、環境アセスメントの実施を義務づけられる。また、この EP 原則に署名した銀行は、以下のような表明を行った。

「われわれは、借入人が、われわれの環境的および社会的な政策と手続を遵守しないかまたは遵守の仕方が不適切な場合には、そのようなプロジェクトに対して直接に借款を供与するつもりはない。」

(5) 小結

要するに、人権侵害と環境破壊を引き起こす開発プロジェクトに対しては、融資を行わないというのである。ここでは、開発援助を行う側の責任が前面に打ち出されている。本件では開発援助を行う側の責任としての自然保護義務が検討されるべきところ、原審はこうした開発援助を行う側が配慮しなければならない自然保全義務に関する判断をしなかつ

たのである。

第3 ODAにおける環境配慮ガイドラインと環境保護義務

1 はじめに

本件は ODA が実施に関与することによって生じる責任が問題となる。その意味では ODA に際して配慮されるべき国際水準が被控訴人らの義務の範囲、内容を画することになる。控訴人ワルヒはこの点、世銀ガイドラインに示された環境配慮条項について主張したが、この点も原審はなんら言及しないまま、被告らの義務を否定した。

2 世銀の環境ガイドライン

世銀は、1983 年に、その貸出業務への環境配慮指針として、「環境ガイドライン」(Environmental Guidelines)を策定した。このガイドラインの内容は、その後も逐次改訂されてきている。このガイドラインにおいては、「環境的考慮は、一般には、プロジェクトの選定と準備という初期段階において導入されるのであるが、審査、交渉、および監視の段階、さらには操業の段階においてでさえも、種々の形で付け加えられるかもしくは変更されることができる」としている。

この点で、JBIC は、自らの「環境ガイドライン」について、「内部審査に用いられる指針」にすぎないと主張している(『答弁書』、2003 年 7 月 3 日、36 頁)。つまり、環境ガイドラインは、「審査」段階においてのみ適用されるのであって、しかもそれは、単なる内部審査基準にすぎないというのである。

これは、明らかに誤りである。世銀の指摘するように、環境的考慮は、プロジェクト・サイクル、つまりプロジェクトの選定、準備、審査、貸出交渉、実施、事後監査の一連のプロセスにおいて払われるべきで、決して「審査」段階にのみ限定されるものではないのである。

なお、世銀は、1989 年 9 月に、「環境アセスメント」(EA, Environmental Assessment)に関する業務指令を策定した。この業務指令は、1991 年 10 月 3 日に改訂された。

改訂業務指令においては、「環境スクリーニング」(Environmental Screening)制度が導入されている。スクリーニングの結果、各々のプロジェクトは、カテゴリー A、B、C のいずれかに分類される。カテゴリー A に分類されたプロジェクトについては、正式の環境アセスメント(full EA)が必要とされる。カテゴリー B の場合には、正式の環境アセスメントは必要ではないのであるが、環境分析(environmental analysis)が必要とされる。カテゴリー C の場合には、環境アセスメントと環境分析のいずれも、不要とされる。

この分類に従えば、コトパンジャン・ダム建設に先立って行われた環境アセスメントは、カテゴリー A に該当する。しかし、かかる環境アセスメントは、単なるデスク・ワークにすぎず、単なる「開発の免罪符」にすぎなかった。

3 OECD の環境アセスメント

OECD の理事会は、1979 年 5 月 8 日に、環境に重大な影響を及ぼす「援助」プロジェクトについて、環境アセスメントを実施すべきことを勧告した。これに次いで、1985 年 6 月 20

日には、OECD の理事会は、「開発援助プロジェクトおよびプログラムが、その性質、規模および立地場所のために、環境に著しい影響を及ぼす恐れがある場合には、可能な限り早期の段階に、また環境的な観点から適当な程度において、アセスメントが行われるべきこと」を勧告した。

この OECD 理事会勧告においては、環境アセスメントが最も必要とされるプロジェクトおよびプログラムのうちには、魚類および野生生物資源の保護、保全および持続的利用にとって貴重な生息地、(歴史的、考古学的、文化的、美的、科学的な)固有の価値を有する地域、特定の脆弱な人口集団(例えば、遊牧民または伝統的な生活様式を持つその他の人々)にとって特別の社会的価値を持つ地域が掲げられている。

これに照らしてみるならば、コトパンジャン・ダム建設にあたっては、この勧告の線に沿って適切な環境アセスメントが実施されたとは言い難いであろう。なぜなら、地球上でも稀な生物学的多様性に富んでいる地域で、またスマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバクなどの絶滅種の生息地で、しかもミナンカバウ系社会の人々の生活基盤であった当該地域については、環境アセスメントの必然的帰結は、“non-action” の選択であるべきはずであったからである。

なお、OECD 理事会は、1986 年 10 月 23 日に、「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントを促進するために必要な措置」についての勧告を行った。この勧告では、正式の環境アセスメントが必要か否かを決定するための予備的スクリーニングが実施されるべきであるとされている。

以上に眺めてきたところから知らされているように、OECD 理事会勧告は、基本的に世銀ガイドラインとほぼ類似である。それ故、世銀ガイドラインは、OECF(JBIC)には適用されないというような形式論議は通用しないのである。日本は、OECD のメンバー国として、こうした国際的行動規範に則って行動しなければならないのである。

4 世界遺産条約

「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)は、1972 年 11 月 16 日にユネスコ総会において採択され、1975 年 12 月 17 日に発効した。この条約の前文では、「文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、従って、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがある」と指摘している。

これに照らしてみるならば、コトパンジャン地域に存在していた歴史的・文化的遺産は、ダム貯水池によって水没させられるよりも、むしろ「人類全体のための世界の遺産の一部として保存」される必要のあるものであった。

第4 国内的行動準則の内容

1 JICA と OECF の「環境ガイドライン」の策定経緯

OECD 理事会は、1979 年に、「援助」プロジェクトについて環境アセスメントを実施することを勧告した。これに続いて、OECD は、1985 年 6 月にも、環境影響の大きい「援助」プロ

ジェクトまたはプログラムについて、「可能な限り早期の段階に」、環境アセスメントを行うよう勧告した。次いで、翌 1986 年 10 月にも、OECD 理事会は、「援助」活動における環境アセスメントの導入を促す勧告を採択した。なお、1989 年 2 月には、「環境チェックリスト」に関する OECD 理事会勧告が出された。

これらの勧告に基づいて、まず最初に環境アセスメントのためのガイドライン作りに着手したのは、JICA であった。この目的のために、1988 年 6 月に、「分野別(環境)援助研究会」(座長・橋本道夫氏)を組織した。この研究会には、OECF の開発部開発企画課長の後藤一美氏と同課員の徳田博保氏が参加した。研究会では、環境配慮の基本的な考え方(原則)として、次の三つを掲げた。①開発プロジェクトの実施主体は相手国である。②環境配慮を開発計画のできるだけ早い時期から実施する。③開発の持続可能性を確保する。

こうして、1988 年 12 月には、開発援助委員会(DAC)の開催に先立って、前記研究会は、「開発援助における環境配慮」と題される報告書を作成した。この報告書のうちでは、「援助」プロジェクトの早い段階から環境配慮を導入すること、また環境分野で JICA と OECF の連携を深めること、さらにこの分野で NGO との連携を強めること、などの方針が打ち出された。そして、このような方針の線で、環境ガイドラインを策定することを提言した。

こうした分野別(環境)援助研究会の提言に基づいて、JICA は、1990 年 2 月には「ダム建設計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン」、1992 年 3 月には「農業開発調査に係る環境配慮ガイドライン」、1992 年 9 月には「港湾、空港、道路、鉄道、河川・砂防、廃棄物処理、下水道、地下水開発、上水道、地域総合開発、観光、運輸交通一般、都市交通の 13 分野の社会・経済インフラ整備計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン」、1993 年 3 月には「林業開発調査に係る環境配慮ガイドライン」、1993 年 7 月には「鉱工業開発調査に係る環境配慮ガイドライン」、1994 年 3 月には「水産開発調査に係る環境配慮ガイドライン」を策定した。

他方において、OECF もまた、OECD 理事会勧告の線に沿って、円借款の供与にあたって環境的配慮を払って行くという方向を打ち出した。こうして、1989 年 10 月には、OECF ガイドラインが策定されたのである。このガイドラインは、1995 年 8 月に改訂され、借入れ国側における環境影響評価(EIA)の実施が義務づけられた。

その後、1999 年 10 月には、JBIC の発足に伴って、『円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン』が策定された。このガイドラインは、2002 年 4 月に改訂され、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』(以下、『環境社会配慮ガイドライン』)と銘打たれた。このガイドラインでは、「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮することを言う」とされている。

2 OECF「環境ガイドライン」の内容

OECF ガイドラインでは、「水力発電」の項目において、「施設の設置及び利用による生態系への影響」と題して、次のような内容の規定が掲げられていた。

「アクセス道路、ダム等の工作物の設置、貯水池の水質の悪化、下流流量の減少などによる集水域全体における主要及び貴重な魚類、動物、植物への影響等について検

討され、植生保全計画、緑化計画、貴重種の保全計画等の策定、維持放流量設定等の措置が講じられる必要がある。」(丁A第6号証、26頁)

この規定は、旧態依然たる考え方の上に立っており、ダム建設そのものが、自然生態系の破壊——平たく言えば、「川殺し」——であるという発想の上には立っていない。そのため、ダム建設の是非の検討にあたって、“non-action”の選択肢を考慮に容れることなく、あくまでもダム建設を前提にして、単に「維持放流量設定」がなされているかどうかについて検討するという古臭いアプローチの仕方がされている。この点はともかくとして、この規定は、被控訴人らの行為基準を基礎づける規定である。

第5 本件3条件：本件交換公文・借款契約上の注意義務

- 1 コトパンジャン・ダム建設に関する円借款が供与について、日本政府とインドネシア政府との間で交換公文が交わされた。この交換公文の締結に際しては、住民移転、補償基準、環境保護などの本件3条件についての話し合いが行われ、円借款の内容となっていたのである。

JBICは、1990年12月及び1991年9月に、インドネシア政府との間で締結した本件円借款契約において、本件3条件を規定し契約上の義務として定めた。この規定には「事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること」とする内容が盛り込まれた。

また本件円借款契約では、さらにこれらの条件の履行確保のための特約として、「事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書をJBICに提出すること」との規定が設けられたのである。

- 2 これを受けて、甲B第75号証第13部、12～14頁によれば、コトパンジャン・プロジェクト(第1期)の借款協定(IP-358)のうちには、「コンサルタントのための契約条件」として盛り込まれた特約があった。特約では本件3条件のうちの第3条件にかかわる内容で、野生生物の「保護／モニタリング計画」が作成され、OECFに提出されることが義務づけられていた。さらに、この特約においてはまた、インドネシア政府の義務として、「実施機関が、各々の問題について予定される措置の完了まで期間、3ヵ月ごとに進捗報告書をOECFに対して提出し、そこでは補償、再定住および野生生物の事項について触れられなければならない」と定められていた。
- 3 これから知られるように、本件訴訟の過程においてJBICが主張するように、借款協定は、単に「金を貸しただけである」というような内容のものではないのであって、そこには補償、再定住および野生生物の取り扱いに関して、3ヵ月ごとの進捗報告書のOECFへの提出が、インドネシア政府に義務づけられていたのである。それ故、補償、再定住および野生生物の取り扱いについてOECFが知悉していなかったという弁解は成り立たないのである。

第6 まとめ

被控訴人らは本件プロジェクトに関与したことにより、国際法によって定められた義務を負担した。本件円借款契約には本件3条件が定められ、被控訴人らは本件開発区域の自然を保全する義務を具体的に負担したのであるが、それらの義務は国際的に求められている義務の具体化である。そして、本件3条件によって保護される利益は開発区域に住む住民のための利益であり、また、開発区域の良好な自然生態系のための利益である。従って、本件3条件は当該地域の住民に向けられた義務であり、当該地域の自然を管理する者に向けられた義務である。

なお、東電設計はコンサルタントとして、本件D/Dに定められた計画に沿った開発監理を行わなければならないところ、これを怠った。同義務は直接の注文者であるPLNに対するものであるのみならず、本件自然の管理者である控訴人ワルヒに対する義務である。

このように本件ではまず、被控訴人らが負担する義務の内容が明らかにされ、その義務の履行を求めうる立場として、自然生態系の管理者たる控訴人ワルヒが存在するのである。しかるに、原審の自然保護義務の言及は全く不十分であり、原審は義務の構造、義務の名宛人について明確な判断をするべきだったのである。控訴人ワルヒらは被控訴人らに対する「勧告」を求めているが、本来は本件円借款供与を実施するべきでなかったのであるし、実施後にあつてはダム開発の中止を求める勧告をなすべきであった。また、控訴人の行動は被控訴人の義務の履行を求め、義務の履行を代わって行う内容を持つものであるからその費用を、事務管理、インドネシア共和国環境管理法、条理に基づき被控訴人らは償還する義務がある。

第3章 自然環境破壊について

第1 控訴人ワルヒの主張

コトパンジャン・ダムの建設／貯水の過程においては、凄まじい自然環境破壊が行われた。例えば、ダム貯水池から樹木などの植生を取り除かないままに湛水を開始してしまった。それにより、マラリア、住血吸虫症などの水関連疾病の大量発生の下地を作り出してしまった。さらに、「環境保護」の名分の下に36頭のスマトラゾウを捕獲したのであるが、それらは予定されたギアム・シアク・クチル動物保護区には解放されず、多くスバンガ象訓練所に運ばれた。そして、象訓練所内で多くの象は死亡したと思われる。その上、スマトラトラ、スマトラ・バクなどの野生動物に対しては、それらの「動物救出作戦」などの措置でさえも講ずることなく、また避難場所を設けることなく湛水を開始してしまった。

これらの事例は、氷山の一角にすぎない。コトパンジャン・ダム建設／貯水の過程においては、生態系バランスの攪乱、野生動植物の減少／絶滅、水質汚染など、種々の分野で環境破壊が繰り返された。被控訴人らは本件プロジェクトに関与することで環境保全義務を負ったのであるが、被控訴人らは、円借款を実施するべきでなかったし、ダ

ム開発が勧められる過程においても、勧告など必要な措置がとられるべきであった。

尚、本件ダム開発による自然破壊は被控訴人らには防止する義務があった。控訴人ワルヒは本件自然生態系の管理者として被控訴人らの自然保全義務履行としての開発の中止などの勧告を求める。また、控訴人ワルヒの支出した費用は被控訴人の義務履行のために支出した費用であるから事務管理、インドネシア共和国環境管理法、もしくは条理に基づき、その費用を請求するものである。

第2 自然環境破壊に関する被控訴人らの主張

1 日本国の主張

環境配慮に関しては、OECD が、インドネシア政府により提出された本件環境管理計画（RKL）、本件環境モニタリング計画（RPL）などを審査／確認したのを踏まえて、日本国は、円借款供与の決定を行っている（『答弁書』、2003年9月1日、29～30頁）。

「象については、確認されたものは保護区に移転させる手続を取ったとの報告を受けて」いる。また、「36頭のスマトラゾウが捕獲され、保護区に移転する手続が取られていたとの報告を受けている」（『答弁書』、2003年7月3日、4頁および20頁）。

「その他、虎、バク、猿などについては、本件ダムの建設により絶滅の危機に瀕しているという報告はインドネシア政府より受けていない」（同『答弁書』、4頁）。

2 JBIC の主張

本件環境管理計画（RKL）、本件環境モニタリング計画（RPL）などにより、インドネシア政府が動植物の保護に配慮することを確認している（『答弁書』、2003年9月11日、11～12頁）。

象については、移転保護措置が講じられている（『答弁書』、2003年7月3日、22頁）。

象以外の動物に関しても、「隣接する保護区」に移動させるための具体的な方法が提示されている（同『答弁書』、22頁）。

「野生生物についても、野生生物保護、モニタリング計画等が策定されており、当該計画に基づき対策が講じられている」（同『答弁書』、13頁）。

3 東電設計の主張

「F/S にスマトラゾウに関する記載があることは認め、その余は不知」（『答弁書』、2003年9月2日、7頁）。

「スマトラゾウ、スマトラトラ、マレー・バクが本件ダム貯水流域に生息していること、これらがIUCNのレッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されていることは認め、その余は不知。」、「同地域に希少動物が生息していたことは認める」（同『答弁書』、3頁）。

第3 被控訴人らの問題点

1 情報源の問題

被控訴人らは、これまでの弁論の過程において、本件においては、環境配慮措置が講じられているのであって、特にスマトラゾウについては、インドネシア政府は、保護区への移転措置を講じたと主張している。しかし、インドネシア政府が十分な環境配慮措置を講じたかどうかについては疑問のあるところである。この点について、被控訴人らは、説得性のある具体的証拠を何ら提示してきていない。例えば、コトパンジャン・ダム貯水池により水没させられた地域に生息していた野生動物の取り扱いの問題については、日本国は、「象については、確認されたものは保護区に移転させる手続を取ったとの報告を受けており、その他、虎、バク、猿などについては、本件ダムの建設により絶滅の危機に瀕しているという報告はインドネシア政府より受けていない」と主張している（『答弁書』、2003年7月3日、4頁）。

しかし、インドネシア政府からの「報告」を理由に、環境配慮措置が講じられたとの主張の裏付け証拠とすることには妥当性がない。特に象については、被控訴人は、「36頭のスマトラゾウが捕獲されたことは認める」と述べている（同『答弁書』、11頁）。また、「36頭のスマトラゾウが捕獲され、保護区に移転する手続が取られていたとの報告を受けている」とも記している（同『答弁書』、20頁）。しかし、奇妙なことに、このような情報をどこから得たのかについて、日本国は、何らの出所も明示していないのである。

2 建前と実行の乖離

象の保護問題については、JBIC は、次のように主張している。即ち、「JBIC は、円借款供与のための審査時において一定の調査を行っているが、その調査によれば、特に象については移転による保護が必要とされており、本件事業においては、移転保護措置が行われている」というのである（『答弁書』、2003年7月3日、22頁）。ここで言われている「調査」とは、1990年9月4～7日に派遣された OECF ミッションによる調査結果を指している。この調査報告書では、「ギアム・シアク・クチル保護区」（Giam Siak Kecil Reserve）を移転地とするよう、インドネシア政府に要請し、インドネシア政府側もこれに同意したと記されている（丁 B 第2号証、2頁）

しかし、OECF ミッションが、捕獲象をギアム・シアク・クチル保護区に移転するよう「要請」し、インドネシア政府側がこれに「同意」したからといって、実際に捕獲象がそこに移転されたとは断定できない。それどころか、OECF の後身である JBIC 自らが行った本件 SAPS 調査報告書では、次のように記されている。

「ギアム・シアク・クチル保護区に移転された象の運命は不明である。実際には、移転サイトでさえも不確かである。この保護区の端に位置する主要村のタシク・スライ（Tasik Serai）村（北緯1度7分17秒、東経101度34分25秒）の村長は、この地域に象が移転されたことを知らなかった。この地域では象は稀で、最後の象が記録されているのは、2001年12月である。この保護区では、適当な生息地は、ほとんど残されていない。なぜなら、この保護区の大部分は、泥炭湿地帯である上に、当該保護区の乾燥地部分では、木材伐採の度合いが激しいからである。」（甲 B35, 5-13 頁）

この本件 SAPS 調査報告書ではまた、次のようにも述べられている。

「移転された象の運命は不明であるが、それらが、ギアム・シアク・クチル地域において生き残り得ているかどうかは疑わしい。なぜなら、そこでは、森林伐採が進み、また自然林地帯は、アカシア生産林のプランテーションとアブラ・ヤシ農園に転換されてしまっているからである。」(同 5-14 頁)

これからは、捕獲象が「ギアム・シアク・クチル保護区」に移転されたのかどうかは疑わしいこと、またたとえ移転されたにしても、それらの捕獲象が生き残り得ているかどうか疑わしいことを知ることができる。これにより、建前と実行の乖離は明らかであると言える。さらに、JBIC は、自らに都合の良い文書のみを法廷に提出し、都合の悪いものは隠すという不誠実な態度を採っていると云わねばならない。

同様な建前と実行の違いは、象以外のその他の野生動物の保護問題についても見られる。この点について、JBIC は、次のように述べている。

「象以外のその他重要種としては、トラ、マレー・バク、マレーグマ、シャーテン、サイチョウ、Spilarni Scheela が挙げられていたが、これらについては、当初、移動性が高い、採食面積が小さいとして、象のように捕獲、移動などの特別な保護取扱いは、必要ないとされていた。しかし、1992 年段階では、象以外の動物に関しても一定の保護が必要とされ、隣接する保護区に移動させるための具体的な方法が提示されている。」(『答弁書』、2003 年 7 月 3 日、22 頁)

当初、インドネシア鉱業・エネルギー省が、象以外の野生動物についても保護措置を講ずるとの立場を表明していたことは確かである。つまり、コトパンジャン・ダム建設への着工を表明した 1990 年 4 月 23 日のプレス・リリースでは、次のように述べられていた。

「象以外にも、315 頭の野生動物を収容することができるよう、リンバ・バリ・バリ (RimbaBaling-baling) 丘陵の森林地帯において 13 万 6000 ヘクタールの広さの土地を確保する。この場所は、面積、環境、地形および森林のいずれの観点からも生息地として良好である。」(Departemen Per-tambangan dan Energi, Republik Indonesia, Pembangunan PLTA Kotopanjang di Riau Akan Segera Dilaksanakan (Siaran Pers), 23 April 1990, p.1)

このように、鉱業・エネルギー省は、ダム貯水池の近くに野生動物の代替生息地を確保し、また貯水にあたっては、事前に「動物救出作戦」を展開することを想定していた。このような代替生息地の設定は、生物学的多様性の維持という観点からは、必ずしも十全な措置とは言えない。また、世界各地でのダム貯水の経験では、「動物救出作戦」は、必ずしも十分な効果を挙げてきていない。この作戦は、主としてメディア向けの宣伝効果を狙った措置である。

しかし、コトパンジャン・ダムの場合には、実際には、このような代替生息地は設定されず、また「動物救出作戦」でさえも展開されなかった。それ故、実際には、JBIC の言う「隣接する保護区」は設定されず、また保護措置も講じられなかったのである。それにもかかわらず、JBIC は、「象以外の動物に関しても……隣接する保護区に移動さ

せるための具体的な方法が提示されている」ことでもって、あたかもこれらの動物の保護措置が講じられたかのように説明しているのである。換言すれば、「隣接する保護区」が提示されたからといって、それが「実行」に移されたとは言えないのである。

本件は象などの野生生物の保全について、いかなる措置がインドネシア政府、PLN がとってきたか、野生生物保全について控訴人らがどのような権限を行使すべきか、とりわけ、東電設計はコンサルタントしていかなる行為をするべきであったかが問題になるところ、原審ではこれらは何も触れられなかった。原審はこれらの事実についてまず認定した上で、被控訴人らの義務について判断するべきであった。

3 懈怠の問題

コトパンジャン・ダム貯水池への湛水にあたって、冠水地域から樹木などの植生が除去されていなかったことは歴然としていた。ところが、JBIC は、次のように主張している。

「JBIC は、事業実施主体たるインドネシア共和国政府が社会・環境問題等に適切に対応するよう、繰り返し社会・環境問題等の解決のための働きかけ、また、社会・環境問題が解決される前に湛水を開始することに対する抗議を行いつづけてきたにもかかわらず、事業実施機関たる PLN は、電力需要その他工事部門の要請に耐えるといった諸事情から、自己の決定において湛水を実施したことが明らかである。」（『第 10 準備書面』、18 頁）。

これは、主として住民移転問題との絡みで提出された責任転嫁の弁解であるが、環境問題との絡みで眺めてみると、実におかしな弁解である。なぜなら、湛水時点においては、ダム貯水池では樹木などの植生が除去されていなかったのであるから、樹木を除去するという本件環境管理計画（RKL）のうちに掲げられた基本方針に違背することは明々白々であった。それ故、湛水責任をインドネシア側に転嫁することだけでは済まないのである。ここでは、JBIC の「環境」認識そのものが問われているのである。

JBIC は、一方において、環境保護措置が講じられていたと主張しながら、他方において、かかる措置が講じられていなかったことを認めているのである。しかも、そのような保護措置の欠如という事態が治癒されないままに湛水されたことの責任をインドネシア側に転嫁しているのである。しかし、それによって、湛水前の植生除去措置という環境配慮への自らの「懈怠」行為を正当化することはできないのである。

また、東電設計はコンサルタントとして本件プロジェクトを監理していたところ、その義務は本件環境管理計画で求められた自然保護義務に沿った開発が行われているか否かを監理するというものである。自然保護措置が不十分であることは東電設計は知っていたはずであるから、コンサルタントして湛水を止めさせるべきであった。

第 4 「熱帯動植物の宝庫」の破壊

1 JICA は、本件 F/S 報告書の作成にあたって（尚、本件 F/S は実質的には東電設計が

作成しており、東電設計は本件 F/S の実質的作成者として、JICA と同様の責任を持つ。)、ダム貯水池の造成によって水没させられる場所が、地球上でも最も生物学的多様性に富んだ地域であるという認識を欠いていた。このような認識不足は、今日においても変わりはない。JICA の主張によれば、「本件 F/S 報告書は、何ら不備なものでもない。また、不備がない以上は、JICA がこれを漫然と見過ごすという事実もない」とのことである（『第2準備書面』、5頁）。

これに加えて、JICA は、「ダム建設に係る環境インパクト調査に関するガイドライン」（以下、「環境ガイドライン」）が、単なる内部的な「指針」にすぎないこと、またそれが策定されたのは、1990年2月であったことを理由に、本件 F/S 報告書における生物学的多様性への無視を正当化して、次のように述べている。

「同ガイドラインは F/S 報告書等の作成に関し、JICA 職員等に向けた内部的な『指針』であって、そもそもこれを根拠に不法行為責任を追及する控訴人の主張は失当である。また、内部的にも、1984年に作成された F/S 報告書に対して、1990年に作成された本ガイドラインが遡及的に適用されるものではないので、JICA に原告が主張するような法的責任を生じさせるものではない。」（同『準備書面』、6頁）。

2 このような JICA の主張によれば、JICA の環境配慮措置については、「外部的な説明責任」は要らず、また 1990年2月以前の事柄については、何らの環境配慮を払う必要もなかったということになる。しかし、これは、JICA の単なる独善的な言い訳にすぎない。1984年の時点においても、当然に環境配慮を払う必要があったのであり、そのためにコトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、インドネシア政府は、1983年に「環境影響分析」（ANDAL）の実施をアンダラス大学に委嘱したのである。JICA は、ANDAL を無視して、それとは関係なく本件 F/S 報告書を策定したというのであるうか。

しかし、不幸にして、ANDAL では、この地域の生物学的多様性に対する配慮が欠如していた。それ故、ANDAL に対してできえも考慮を払わなかった本件 F/S 報告書においては、生物学的多様性への関心は皆無であった。この点については、本件 SAPS 報告書においては、次のように指摘されている。

「最近の調査では、リアウ州の低地森林には、地上のいかなる森林に比べても、最高の生物学的多様性が含まれていることが判明している（WWF）。もしも実行可能性調査（Feasibility Study）の期間に、生物学的多様性についての適切な調査が実施されていたならば、象や虎以外にも、保全関心の対象となる多数の種がを見つけ出されたであろうことは疑いの余地がない。」（甲 B35, 5-14 頁）JICA 及び東電設計が作成した本件 F/S 報告書に重大な欠陥が会ったことは明白である。

3 こうした生物学的多様性への無関心振りは、日本国、OECD（JBIC）も同じであった。本件環境管理計画（RKL）の付属書では、コトパンジャン・ダム建設によって水没対象となる地域が、単に動物種ばかりでなく、植物種の点でも多様性に富んでいることを指摘して、「5 個所のサンプリング・サイトに生息しているのは、53 植物亜種である。こ

これらのすべては、コトパンジャン水力発電所の建設の結果、消滅する恐れがある」(RKL 付属書 17 頁、邦訳 9 頁)。

しかし、日本国、OECD (JBIC) は、こうした指摘には何らの考慮も払わなかった。換言すれば、この地域が生物学的多様性の点で極めて重要な地域であることに照らして、ダム建設への融資を見合わせるというような措置を講じなかったのである。

第 5 樹木伐採問題

- 1 日本国、JBIC、東電設計は、いずれも答弁書、準備書面などにおいて、樹木などの植生を除去しないままに湛水を開始したことについて触れようとしてきていない。しかし、本件環境管理計画 (RKL) においては、次のように述べられていたことに留意する必要がある。

「ダム貯水池のうちには各種の植物が存しており、それらが水没することから、ダム貯水池の水質に対する影響が発生する。これらの各種植物が水没されるままに放置され、その後それらが腐食する場合には、ダム貯水池の水質の低下という事態を招くであろう。そのような悪影響を抑えるためには、以下のような措置が講じられる必要がある。

- ① プロジェクト実施当局は、地方政府および森林当局と協同で、植生伐採計画を策定する。
- ② 地方政府と森林当局は、インダー・キアット社やその他の製材会社と協同して、伐採される植生の利用調査を実施する。
- ③ インダー・キアット社ないしはその他の製材会社は、かかる植生の伐採を行うとともに、ダム貯水池地域の外にこれらを運び出す。このような事業活動により、植生の伐採と外部への搬出のための経費は、これを追加支出する必要はないであろう。」

(RKL, III-6 ~ 7 頁)

- 2 このように、RKL では、ダム貯水池での「植生伐採計画」の策定を予定していた。また、かかる伐採活動をインダー・キアット社などの民間企業に行わせることにより、伐採経費の削減を目論んでいた。しかし、これらの民間企業は、商業的価値のある木材を伐採しただけで、その他の非商業的な樹木については、これらを除去しなかった。こうした事態の発生により、「プロジェクト監理」業務に当たった東電設計としては、自らが策定した RKL の履行の確保という問題に直面した。しかし、この点で、東電設計は、何らの代替的措置も講じようとはしなかった。

このような東電設計の懈怠行為のために、多くの非商業的価値の樹木などの植生が除去されないままに、ダム貯水池には水が張られてしまったのである。先に見たように、湛水にあたって、日本国と JBIC は、インドネシア政府に対して、住民移転問題についてばかりでなく、「環境問題」についても抗議したというのであるが、このような状態で水を張るならば、水質悪化を招くことは歴然としていたのであるから、湛水行為そのものを中止させる必要があったのである。

- 3 このような懈怠行為の結果、今日、ダム貯水池では水没植生の腐食化が進行しており、それに伴って水質悪化が急速に進んでいる。この点について、本件 SAPS 報告書では、次のように指摘されている。

「ダム貯水池地域が湛水される以前に植生を取り除くという点で、何らかの措置が講じられたとの報告は見受けられない。その後、バトゥ・ブルスラット村の近辺の 25 ヘクタールのダム貯水池からは、低水位の際に、水中の樹木の上端部分が除去された。さらに、現在、タンジュン・バリット村とムアラ・タクス村の周辺の 100 ヘクタールの地域から樹木の上端部分を除去することが計画されている。

これらの地域は、ダム貯水池の総面積（1 万 1300 ヘクタール）に比べてみれば、ごく僅かである。それ故、この措置による水質改善への影響は、ごく僅かであろう。しかしながら、刺し網漁業、航行および快適性という点では、高水位の際には、ある程度の便益がもたらされるであろう。」（甲 B35, 5-1 頁）

このように、ダム貯水池では、湛水後、一部地域において水面上に出ている樹木の除去が行われた。しかし、それによって除去されたのは、ごく一部の樹木のみである。水面下には大量の植生が残っているのである。そのために、現在、水中に残された植物が腐食し始めている。これが、水質悪化の一因となっており、富栄養化現象が加速されている。また、貯水池底では、酸欠状態が発生している。

そのため、すでに魚類の大量死という問題も発生している。1999 年 2 月には、数千匹もの「ガブス」(gabus) と呼ばれる底魚が大量死して浮上するという出来事が発生した。いずれの魚体にも、等しく赤い斑点が見られた。これは、明らかに酸欠状態によるものであった。

さらに、ダム貯水池およびその周辺では、悪臭が漂い始めている。これは、水没した植生が腐敗し始めていることの証左である。

第 6 水関連疾病の増大

- 1) ダム貯水池の浅水域は、ボウフラや水生貝の恰好の生息環境を作り出す。そのため、RKL では、「疾病媒介動物」に対する措置が講じられる必要があるとして、次のように述べられていた。

「ダム貯水池での蓄水に伴って蚊とか水生貝といった疾病媒介動物の総数が増えてくる恐れがある。これらは、伝染病や新種の疾病を発生させる恐れがある。この問題への対策の一つは、魚類を増やすことである。この問題は、国家予算の支出でもって漁業当局によって対処されることができる。さらに、衛生当局は、国家予算の支出でもって、伝染病のモニタリングと防止措置を講ずる。」（RKL, III-20 頁）。

- 2) ダム貯水池では、漁業振興のための養殖事業が実施されてきていることは確かである。しかし、衛生当局による伝染病予防対策は、何ら講じられてきていない。何よりも問題なのは、樹木などの植生を除去しないままに貯水してしまったことである。そのため、

冠水状態に置かれた植生の残存地域は、ボウフラ、水生貝などの「疾病媒介動物」の恰好の生息環境となっているのである。この点については、本件 SAPS 報告書でも、次のように指摘されている。

「コトパンジャン・ダムの場合には、マラリア防止措置は、未だに実施されてきていない。つまり、ダム貯水池サイトは、幾つかの村々に近接しているし、またダムの近辺では、マラリア防止措置が講じられなかったし、さらにダム貯水池地域からは、植生も取り除かれなかったのである。その結果、この地域では、ハマダラカ属の蚊（*anopheles mosquitoes*）が増えてきているように思われる。」（甲 B35,5-28 頁）

- 3) コトパンジャン・ダムでは、バックウォーターの度合いが大きい。そのため、水位の浅い水域が広範囲に広がっている。この樹木の残った浅水域は、ボウフラや水生貝の恰好の生息環境となっている。それ故、マラリア、住血吸虫症などの水関連疾病の大量発生が懸念される場所である。

実際にも、コトパンジャン・ダム貯水池周辺の移住地では、すでにマラリアで死亡する人々が増えている。しかし、この点での疫学的調査は、未だ行われていない。

第7 野生動物の保護の問題

- 1 コトパンジャン・ダム貯水池の造成のために水没させられた地域は、野生動植物の宝庫であった。野生動物の希少種としては、スマトラトラ、スマトラ・バクなどのほか、RKL の付属書では、以下のような動物種が挙げられていた（RKL 付属書，RD-25，26 頁、訳 13 頁）。

① 象（Gajah）（*Elephas maximu*）

この動物は、常に集団で生活する習性を持っているのであるが、現在では、それぞれの群れが孤立化させられるか、ないしは生息支援条件に応じて、少なくとも小さな群れ（2～5 頭）に別れてしまっている。

象の回遊路は、通常は一定しており、また期間的にも決まっているのであるが、この動物は、現在では、すでに徘徊動物（放浪動物）と化してしまっている。そして、（通常よりも 3 倍ほども）攻撃性が高まっており、しばしば破壊的活動を行う。この動物にとっては、生存への懸念が非常に高まる一方で、将来への希望が、ますます減少してきているためである。

② スマトラ森林ヤギ（Kambing Hutan Sumatera）（*Capricornis sumarensis*）

この野生ヤギは、原生林に生息する。この動物は、従来から人間活動の広がりによって生息環境を奪われたために、それへの適応性を減じてきており、今日では姿を見掛けることが、一段と難しくなっている。

③ マレー熊（Beruang Madu）（*Helarctos malayanus*）

この熊の主要な食べ物は、高い木の上の蜂の巣から得られる蜂蜜である。これらの木々の消失は、この野生動物の食べ物が減ってきていることを意味する。その結果、

この動物は、適切に繁殖することができなくなっている。

④ 犀鳥 (Enggang) (Buceros rhinoceros)

この鳥は、巣作りのために、つまり産卵と繁殖の場所として、高い樹木を必要とする。

⑤ 手長猿 (Siamang) (Hylobates sp.)

この猿は、原生林を好むが、二次林にも適応できる。生息地に支障が生ずる場合には、その行態には、以下のような変化が現れる。

- * 通常よりも3倍も多く騒がしくなる。
- * 徘徊動物 (放浪動物) となる。
- * 将来への希望を失う。
- * 通常よりも攻撃的となる。

こうした希少種の保護のために、RKL の付属書では、ダム貯水池の周辺に「生息地」(habitat) を設ける必要のあることを示唆して、次のように述べられていた。「今後、7年の期間 (1988 ~ 1995 年) 内に、生息条件が、ますます脆弱化することから、保全の概念に留意して、野生動物と生態系の良好な維持を図り得るような生息地を設けるという方向での措置が講じられる必要があるものと思われる。」(RKL 付属書, RD-22 頁、訳 11 頁)。

2 しかし、先に見たように、このような「生息地」(JBIC の表現では、「隣接する保護区」) は、ダム貯水池周辺には設けられなかった。また、貯水に際しては、スマトラゾウの場合を除いては、「動物救出作戦」でさえも講じられなかった。そのため、貯水により、スマトラトラ、マレー熊、マレー・バクなどの動物は、生息環境を失い、ほとんど絶滅状態に陥ってしまった。

第8 スマトラゾウの移転問題

1 本件環境管理計画 (RKL) の付属書によれば、リアウ州のカンパル県ティガブラス・コト・カンパル郡には、タンジュン村、ムアラ・タクス村、コト・トゥオ村、ポンカイ村、バトゥ・ブルスラット村、タンジュン・アライ村を回遊路として、24 ~ 50 頭の象の群れがいるものと推定されていた (RKL 付属書, RD-24~25. 訳 12 頁)。また、RKL では、50 頭の象を捕獲して、これらの捕獲象を、ドゥリ (Duri) 近郊の森林地帯「ギアム・シアク・クチル野生動物保護区」に移転することを想定していた。そして、そのための経費として、総額 4 億 7300 万ルピアの費用を見積もっていた。その内訳は、捕獲・移転コストとして 1 億 2500 万ルピア (50 頭× 250 万ルピア)、また電線フェンスの付設コストとして 3 億 4800 万ルピア (87 キロメートル× 400 万ルピア) であった (RKL 付属書, CE-3~7 頁)。この RKL の提案の線に沿って、鉱業・エネルギー省は、1990 年 4 月 23 日に発表したプレス・リリースにおいて、次のように表明した。

「当地の象は、マンダブ地区のギアム・シアク・クチル森林地帯に移転されるであろう。

そこでは、象の代替生息地として 16 万ヘクタールの広さの土地を用意することができ、400 頭の象を収容することができる。」(Departemen Pertambangan dan Energi, Republik Indonesia, op. cit., p. 1.)」

- 2 しかし、この代替生息地への移転構想は、コトパンジャン・ダム建設への日本からの円借款を引き出すための方便として挙げられたにすぎず、ギナンジャール鉱業・エネルギー相としても、この構想を森林省に強く働き掛ける意向はなかった。また、実際にも、ギアム・シアク・クチル森林区には、新たな象を受け入れるだけの土地的余裕はなかった。なぜなら、この森林区は、伝統的には先住民と象とが共存してきた地域であるが、新規の外部流入者により森林伐採が進み、すでに既存の象だけで満杯状態になっていたためである。

実際にも、先に見たように、本件 SAPS 報告書では、捕獲象がギアム・シアク・クチル保護区に移転された形跡はないとしているのである。甲 A 2 号証の 2 (WWF インドネシアの報告書) によれば、捕獲された象の多くはスバンガ象訓練所に運ばれた。

- 3 先に見たように、日本国と JBIC によれば、捕獲象は、36 頭であったとのことである。この点に関しては、二つの点に留意する必要がある。

第一には、はたして 36 頭が捕獲されたのかという疑問である。リアウ州森林局地域事務所のヌクマン (Nukman) 氏の説明によれば、捕獲時に 1 頭が死亡したとのことである。しかし、インドネシア世界野生動物基金 (WWF Indonesia) のシャフリザル (Syafrizal) 氏によれば、捕獲時に 3 頭以上の象が死亡したとのことである。そのため、死亡した象の代わりに、スバンガ象訓練センターから 5 頭の訓練象を連れてきて、捕獲象の頭数を合わせたとのことである。

第二には、捕獲された象のほとんどが、すでに死亡してしまっているのではないかとと思われる点である。WWF インドネシアのナジル・フォーアド (Nazir Foad) 氏によれば、リアウ州では訓練センターに移された象の 80 %が死んでしまっているとのことである。その理由は、一つには、捕獲の際の麻酔銃の傷痕ないしは移動中の鎖による傷痕が化膿して、それが原因で感染症に罹るためである。もう一つには、飼育予算が乏しいために、十分な餌が与えられないためである。

もしもコトパンジャン・ダム貯水池の造成のために捕獲された象が、もはや生きていないということになれば、これは、由々しい事態である。これでは、「環境配慮」どころか、「環境破壊」そのものである。

第 9 回遊魚の問題

カンパル・カナン川では、幾つかの魚種が、その生息サイクルとして、上流地域にまで遡上してきていた。その典型が、パティン (Patin, *Pangasius pangasius*) 魚、タパ (Tapah, *Motopertus chitala*) 魚、バラウ (Barau, *Hampalabimaculata*) 魚などの回遊魚であった。これらの回遊魚は、コトパンジャン・ダムの建設により大きな影響を受けることは必至

であった。そのため、本件環境管理計画（RKL）においては、次のように指摘されていた。

「コトパンジャン水力発電ダムの出現は、パティン、タバなどの幾つかの魚種が、カンパル・カナン川の上流に回遊する上での障害物となる。この問題は、これらの希少な魚種を絶滅させる恐れがある。」（RKL, III-21）

しかしながら、かかる回遊魚の保全措置の一環として、魚道は附置されなかった。こうした東電設計と JICA の懈怠行為の結果、回遊魚は、ダム上流に遡上できなくなってしまったのである。

第4章 生態系の管理者としての控訴人ワルヒの地位

第1 控訴人ワルヒについて

- 1 控訴人ワルヒ（WALHI）の目的は、天然資源や自然環境を適正かつ持続的に管理することである。ワルヒの主な活動は、政策研究の指導、自然環境や天然資源問題に対するアドボカシー活動の指導、自然環境や天然資源の管理に国民一般が参加するように啓蒙活動、および、各組織の能力開発といったものである。

控訴人ワルヒはインドネシア 25 州全土に組織を持ち、各地のローカルな課題に取り組んでいるほか、本件のような全国規模の課題についても取り組んでいる。

- 2 控訴人ワルヒとしての活動は、1980 年 10 月 15 日に、同名の NGO として設立され時に始まる。その後、1982 年 10 月 15 日に財団として設立され、今日に至っている。財団については規約を持ち、それによると、創立委員会、全権委員会、顧問、常任委員会からなる。

控訴人ワルヒでは全権委員会が意思決定する。同委員会は少なくとも 3 か月に 1 回は会議が開催され、規約の一部を削除する場合以外は、全権委員会の総員の 3 分の 2 を定足数とし、各委員 1 票の多数決で決する。

- 3 控訴人ワルヒはいわば権利能力無き財団として慣習法に基づいて成立が認められてきたが、2001 年「財団に関するインドネシア共和国法 2001 年第 16 号」（甲 C42）により法人として設立が認められた（甲 C43 号）。本件では控訴人ワルヒの存在及び当事者能力については問題は無い。

- 4 控訴人ワルヒの地位と原審の誤り

既に述べたように本件では日本国及び OECF は、国際環境法上の義務を負担し、その義務は本件交換公文、本件円借款契約を取り交わし、さらに本件 3 条件が合意されることによって本件地域の環境保全義務として具体化された。東電設計は、本件コンサルタント協定により、本件環境管理計画を履行する義務を負った。被控訴人らはこの義務に基づきアジアゾウを始めとした本件開発区域の自然を保護する義務がある。

これらの義務の名宛人は本件ダム開発区域の自然生態系保護に関わる者全てと言うべきであり、その中には控訴人ワルヒも含んでいる。本件では控訴人ワルヒは①グロー

バルコモンズとしての本件自然の管理者、いわば公益の代弁者としての権限及び、②インドネシア共和国環境管理法を根拠とした環境保護権限を基に訴えを提起したのである。

この点、原審は控訴人ワルヒが公益の代弁者として条理に基づいた権限があること、インドネシア共和国環境管理法に基づいた権限があること、それ故に被控訴人らに義務の履行を求める権限があることを見落としたのである。

第2 公益の代弁者としての控訴人ワルヒの地位

- 1 既に述べたように本件ダムサイトはスマトラトラ、スマトラ・バクなどの希少野生動物が生息するなどきわめて自然度の高い地域であった。また、控訴人住民は自然生態系の利益を享受しつつ農耕などを営み、さらには独自の文化を創り上げていった。これらの自然、原告ら住民の文化は住民のみならず、インドネシア共和国国民のさらには人類の共通の財産として高い公共性を有する。かような自然度の高い地域については人類の財産として保護されなければならない。
- 2 自然を保護法益とする国際秩序は、個別種からその種を含む生態系へ、希少種から生物多様性へ広げられ、地理的範囲及び時間的枠組みも拡大され、目的も持続可能性へと発展していった。いくつかの渡り鳥条約、ラムサール条約、ワシントン条約、生物の多様性条約など多くの国際条約が国境を越えたルールを作り始めている。生物種、あるいは生物の多様性それ自体の価値がグローバルコモンズとして主権を超えた規制として働きつつある。環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言(1992年)全文は「我々のふるさと地球の持つ統合的かつ相互依存的性向……」として、地球を「我々のふるさと」と呼んだ。
- 3 このような高い自然度を有する自然については高い公共性を持ち、その保護には条理上必要なのである。なぜなら、自然に価値があるといっても、自然に対する侵害行為に対して自然が防衛されなければ何の意味もないからである。ところで、誰が代弁者になるかについては直ちに控訴人ワルヒに管理者の地位が与えられるという訳ではない。特に、具体的事件を求める訴訟の本来的性格からすれば当該自然との具体的関わりによって自然を代弁する者が決められなければならない。自然の価値は世代、国境を越えた普遍的価値を有すると共に、一方で個人の尊厳に根ざした個別的な価値をも持つという2面性があった。いかなる者に公共の代弁者として管理者の地位を与えるかについてはこれらの2面から考察されなければならない。
- 4 本件のように広範な区域の自然を破壊し、種の絶滅に関わる深刻な自然破壊がもたらされる場合、誰かがそれを防衛しなければならない。その誰かとは当該自然と関わりを持つ者である。その関わりを持った個人、団体はその関わりを通じて当該自然に具体的利益を有する者が防衛する権利を持つのである。こうした防衛する権利、言葉を換えて言えば自然を享有する権利は、普遍性と同時に個別性を持つ自然の価値の特性、民主主

義社会においては個々の個人、団体が公益の代弁者たりうること、こうした考え方の日本も含めた国際的ルール、誰かが代弁しなければ生物の多様性は消滅し、自然が減ってしまうという危機的状況などを総合して認められるべき条理によって承認されるものである。本件に関して言えば控訴人ワルヒは本プロジェクト区域の自然（人の生活をも含めた自然環境）のために活動を行っている。本件プロジェクトによって自然が破壊された結果、団体としても自然を享有する権利が侵害されたとと言えるし、条理上認められる自然の管理者の地位に基づき自然を防衛できるとも言えるのである。本件で言うならば、控訴人ワルヒはこうした条理によって公共的信託財産の管理者として自然の価値を代弁し、また、自らの権利として自然を防衛するのである。

- 5 控訴人ワルヒは公益の代弁者として、本件プロジェクトに関連した円借款の凍結、あるいは湛水の中止請求などの一定の行動が認められ同法に基づき、その保護活動の費用の請求が加害者である自然破壊行為者に対し、認められるのである。

これらの義務は当該区域の自然生態系の保護するものである以上、当該区域の自然の管理者、あるいは利害関係者に向けられた義務である。コトパンジャン・ダム貯水池の造成のために水没させられた地域は、野生動植物の宝庫であった。野生動物の希少種としては、スマトラトラ、スマトラ・バクなどのほか、様々な野生生物が生息していた。その価値はインドネシア共和国のみならず人類全体の共有財産として尊重されるべきものである。控訴人ワルヒらはこうした人類全体の財産をグローバルコモンズとして保護されるとしたのである。

コモンズは共有財産としてその利益を享受する者によって保護されるべきものである。控訴人ワルヒは、インドネシア共和国の天然資源や自然環境を適正かつ持続的に管理することを目的に結成され、政策研究の指導、自然環境や天然資源問題に対するアドボカシー活動の指導、自然環境や天然資源の管理に国民一般が参加するように啓蒙活動などを進めている。インドネシア共和国最大で、かつ実績のある環境保護団体である。本件地域についても、自然生態系など天然資源の調査、保護活動を実施している。このような控訴人ワルヒについては条理上、本件プロジェクト区域の管理権限があり、被控訴人らの本件プロジェクト区域の環境保全義務も控訴人ワルヒにも向けられたものとされるべきである。

第3 インドネシア共和国環境管理法

1 インドネシア共和国環境管理法 38 条

インドネシア共和国環境管理法は「現在及び将来の世代の利益に環境面の配慮を行う」と定め、とし持続可能な開発(sustainable development)を強調する。同法 4 条には、人間と環境との間の調和の実現、現世代・次世代のための環境保護の実現など 6 つの目的が記載されてある。

上記趣旨をもつ環境管理法は、2 条にて環境の定義を明確化するとともに、環境破壊

をもたらした者に対する行政上、民事上、刑事上の制裁措置を定めた全 52 条から成る。このうち本件で WALHI の請求根拠となるのは第 38 条である。

環境管理法 38 条は次の通りである。

第 1 項 環境管理責任の実施にあたっては、環境団体は環境機能保全の利益のため訴訟を提起する権利を持つ。

第 2 項 意図している訴訟提起の権利は特定の行為を行う権利を要求する際、実際の費用もしくは実費を除いて、補償を要求しないという制限がある。

第 3 項 環境団体は以下の条件を満たせば、第 1 項で意図している通りの訴訟を提起する権利を持っている。

a 法人あるいは財団であること

b 当該の環境団体の規約の中で、その団体の設立目的が環境機能保全の利益のためであるとはっきりと述べられていること。

c その規約に沿った活動をしていること。

2 上記のように、環境管理法 38 条 1 項では、環境保護団体は環境機能保全のために訴えを提起する権限を持つ。これは公害汚染や廃棄物の不法投棄などによって環境が害された場合に環境保護団体が公益の代弁者としてその除去、環境の回復を求める権限を持つとしたものである。この環境破壊は公害や廃棄物と言った人の生活に直接かかわる利益の外に、自然生態系の保全のための権限も与えている。上記のように、控訴人ワルヒは条理上、本件プロジェクト区域の自然生態系の管理権限を有する。インドネシア共和国環境管理法 38 条の規定はこの条理を認め、環境団体に自然破壊に対する防衛行動権（本件自然の管理者としての地位）を認めたものである。控訴人は 38 条 3 項の団体であり、すでにインドネシア共和国国内においてもいくつか、この条文に基づいて訴えを提起している。

控訴人ワルヒが上記 a ないし c の各要件を充たすことは疑問の余地はない。現に、インドネシア共和国における環境管理法 38 条に基づく各種訴訟の中でも控訴人ワルヒは当事者能力を認められており、控訴人ワルヒが同条 3 項の要件を充たすことは明らかである。そして、自然度の高い地域について本件プロジェクトに関連した本件円借款の凍結、あるいは湛水の中止請求などの一定の行動が認められ同法に基づき、その保護活動の費用の請求が加害者である自然破壊行為者に対し認められるのである。

第 4 条理に基づく請求

自然環境は、国際的秩序の利益、グローバルコモンズ（人類共通の財産）として承認されている。しかし、自然に価値があるといっても、自然に対する侵害行為に対して自然が防衛されなければ何の意味もない。自然に価値があると言うときそれは何者かによって自然が代弁され、防衛されることを意味する。また、自然に価値があると言うときに必然的に自然に権利があると言い直すことができる。そして、同時に自然の価値は普遍性を持つと同時に当該自然に関わった個々の市民、個々の団体にとっては個別的利益

にもなる。粗相において「自然の権利」が行使されることは、当該自然の持つ公益的価値を守ると同時に、当該自然の関係で生じた個々の市民、個々の団体にとっての具体的な利益が権利として行使されるということでもある。それは、自然に関わった個人、団体の自然を共有する人格的利益として保護を求めることを意味する。

自然の価値は、世代、国境を越えた普遍的価値を有すると共に、一方で個人の尊厳に根ざした個別的な価値を持つという側面をも有する。いかなる者に公共の代弁者として管理者の地位を与えるかについてはこれらの側面から考察されなければならない。本件のように広範な区域の自然を破壊し、種の絶滅に関わる深刻な自然破壊がもたらされる場合、誰かがそれを防衛しなければならない。その誰かとは当該自然と関わりを持つ者であり、その者が自然を防衛する権利を持つことになる。こうした自然を防衛する権利、つまり自然を共有する権利は、条理によって承認されるのである。

本件では、控訴人ワルヒは、本件プロジェクト区域の自然（人の生活環境をも含めた自然環境）のために活動を行っている。本件プロジェクトにより自然環境が破壊された結果、団体としても自然を共有する権利を侵害されたと言えるし、条理上認められる自然の管理者の地位に基づき自然を防衛できるとも言えるのである。控訴人ワルヒは、こうした条理によって公共的信託財産の管理者として自然の価値を代弁し、また、自らの権利として自然を防衛するのである。特に、控訴人ワルヒは、インドネシア環境管理法によって、本件プロジェクト区域の自然環境に対する管理者の地位が与えられる。このような控訴人ワルヒの地位は条理上認められる自然環境の管理者の地位を強固にするものである。

第5章 結論：勧告請求並びに管理費の請求について

原審は被控訴人らにインドネシア共和国環境管理法に違反する事情はなく、そもそも自然回復の義務がないとして、控訴人の請求を退けた。しかし、被控訴人らは、本件円借契約及びそれに基づくコトパンジャンダム開発事業に関わっている。そのことに伴って、被控訴人らは国際法、円借款、条理に基づく義務を負担する。被控訴人らはその義務の履行として勧告請求を行う義務があつて、控訴人ワルヒはその義務の履行を本件で求めているのである。義務の履行を求める地位は繰り返し述べているように、公共信託も含んだ条理であり、インドネシア共和国環境管理法、自然享有権によって認められた自然保全措置を求める権限である。この権限故に、勧告請求権を有するのであり、被控訴人らの義務を代わって自然保護活動を行う者であるから、事務管理、インドネシア共和国環境管理法、条理によって、その費用請求を行うものである。

インドネシア環境管理法 38 条は、環境団体に自然破壊に対する防衛行動権（自然環境の管理者としての地位）を認めたものである。控訴人ワルヒは、同条3項に基づく団体であり、控訴人ワルヒは同条に基づき「環境機能保全の利益のため」に、被控訴人らに対して「特定の行為を行う」よう訴えることができる。そして、本件プロジェクトに

より、本件プロジェクト区域の自然環境が壊滅的な打撃を被った。したがって、同条に基づき、自然環境を救済するという「環境機能保全の利益のため」に勧告という「特定の行為」を求める次第である。

環境管理法 38 条は 1 項で環境管理実現のために訴えを提起する権限を認め、あわせて同条 2 項では環境破壊の原因者に対して環境保全のための実費請求を認める。インドネシア共和国環境管理法上、環境回復のための調査費用、環境保護のためのキャンペーン費用、環境回復のための費用などが含まれている。本件では控訴人ワルヒは「勧告請求」を求めているが、その実施のための費用を原因者である被控訴人に対してもとめるものである。

第10編 終わりに

2011年3月11日、東日本を襲った大地震と津波、それにとまう福島第一原子力発電所の事故によって、今なお多くの人々が住みなれた土地を離れ避難生活を余儀なくされている。住む家、農地、生活の糧を奪われた人々の姿を目の当たりにする時、非自発的移住をしいられる苦しみ、悲しみ、喪失感を我がことのように実感できるのではないだろうか。インドネシア・コトパンジャン地方住民にもたらされたダム建設による非自発的移住の被害の実相を、直接見ていない御庁においても控訴人原告らの声に耳を傾け、甚大な被害に向き合っていただきたい。被害の事実を一つ一つ確認することで、おのずとその責任の所在と法的正義の実現の方策が明らかになる。

本件訴訟を提訴する直前、被控訴人・東電設計の本社を訪れ、被害の現実と賠償責任を訴えた時のことである。対応したコンサルタント当事者の一人は、「当時はインドネシアの人々のためになる、良いことをしていると信じていた。被害が出ているとはショックだ」と述懐していた。ODAは現地の人々に役立っている、良いことをしているというストーリーを前提に進められてきたが、この思いあがりや虚構こそが問われ、正されなければならないのである。残念ながら原審は、被害の事実すら認めることなく、インドネシア現地住民の声に背を向けた。被控訴人のみならず、日本の司法もインドネシア住民に泣き寝入りを強いてよいはずはない。

インドネシア住民に被害を与えている日本国に対し、今回の東日本大震災に際してインドネシア政府は200万ドル（約1億6000万円）の義捐金を送ってくれた。インドネシア国民の自発的な義捐金、お見舞いも多数寄せられている。小学生から500万ルピア（約4万7000円）送られた事例もある。日本とインドネシアの所得格差を考慮すると、金額以上の厚情である。塩尻孝二郎駐インドネシア大使は「涙が出るほどありがたい」と語っていた。たしかに、涙が出るほどのことだが、日本のODAがしてきた負の側面の大きさを思うと、日本人として恥ずかしい、すまない気持ちになる。

日本を支援したいとするインドネシア国民の熱い思いを受け止めて、私たち日本国民は何をすべきだろうか、深く反省しなければならない。求められることは、ODAがもたらした住民被害と環境破壊の事実に向き合い、認め、インドネシア国内問題であると責任をまぬがれることなく、賠償と損害の回復のため法的正義を実現することである。本件控訴審には、これまでのODAを見直し、日本とインドネシア両国国民の正しい友好発展の道を開く大きな意義がある。

以上